

令和7年度国立研究開発法人機能強化調査委託事業

国立研究開発法人における知的財産の創造等に係る
取組状況に関する調査
報告書

令和8年3月

公益財団法人未来工学研究所

本報告書は、文部科学省の令和7年度国立研究開発法人機能強化調査委託事業による委託業務として、公益財団法人未来工学研究所が実施した令和7年度「国立研究開発法人における知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査」の成果を取りまとめたものです。

目次

1. 調査の概要.....	5
1.1 調査の目的.....	5
1.2 調査の内容・方法.....	5
1.3 調査の実施体制.....	10
2. 自ら研究開発を行う国研における知的財産の創造等に係る取組.....	11
2.1 （国研）物質・材料研究機構.....	11
2.2 （国研）防災科学技術研究所.....	27
2.3 （国研）量子科学技術研究開発機構.....	37
2.4 （国研）理化学研究所.....	52
2.5 （国研）宇宙航空研究開発機構.....	63
2.6 （国研）海洋研究開発機構.....	78
2.7 （国研）日本原子力研究開発機構.....	93
2.8 （国研）情報通信研究機構.....	105
2.9 （国研）医薬基盤・健康・栄養研究所.....	119
2.10 （国研）農業・食品産業技術総合研究機構.....	130
2.11 （国研）産業技術総合研究所.....	147
3. 大学等他の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関（FA 等）における知的財産の創造等に係 る取組.....	180
3.1 （国研）科学技術振興機構.....	180
3.2 （国研）日本医療研究開発機構.....	217
3.3 （国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構.....	230
3.4 （独）工業所有権情報・研修館.....	240
3.5 （独）日本貿易振興機構.....	250
3.6 （独）中小企業基盤整備機構.....	258
4. 国研等における知的財産の創造等に係る取組に関する分析.....	266
4.1 自ら研究開発を行う国研に関する分析（好事例を含む）.....	266
4.2 大学等他の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関（FA 等）に関する分析（好事例を含 む）.....	283
4.3 知的財産活動における共通の課題.....	288
4.4 海外からの含意：Knowledge Valorisation（知識の価値化）.....	292
5. 今後の国研における知的財産の創造等に係る取組に関する提言.....	299
参考資料.....	302
1. アンケート調査票.....	302
2. JST からの提供資料（第2回有識者委員会会議資料）.....	338
3. 有識者委員会.....	352
4. 知的財産に関する政府の考え方や国立研究開発法人の取組をまとめた資料・報告等.....	355

1. 調査の概要

1.1 調査の目的

我が国では、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号。以下「知財基本法」という。）に基づき設置された知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣。以下「知財本部」という。）において、平成 15（2003）年以降、毎年次、知的財産の創造・保護・活用及び知的財産関連人材の育成（以下「知的財産の創造等」という。）に係る施策を取りまとめた知的財産推進計画（以下「知財計画」という。）が策定され、当該知財計画に基づき知的財産立国の実現に向けた取組が集中的・計画的に進められている。

これらの施策を進めていく上では、我が国全体において知的財産を創造し、保護し、活用するといった取組がまた新たな創造等に好循環につながる「知的創造サイクル」を早く大きく回すことが重要であり、また、知的財産関連人材の育成も含め、これらの取組を総合的・戦略的にマネジメントしていくこと（知的財産マネジメント）も求められている。

知財基本法においては、大学・研究開発機関に関する責務として、

- ・ その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする（第 7 条第 1 項）
- ・ 研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする（第 7 条第 2 項）

が定められ、国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 3 項に定める国立研究開発法人。以下「国研」という。）においても、知財基本法・知財計画等に基づき、知的財産の創造等に関する様々な取組が行われている。

令和 7 年度委託業務では、文部科学省所管の国研等における知的財産の創造等に係る取組状況について調査・分析を行い、その調査等の結果を好事例・提言を含む報告書として取りまとめる。当該報告書は、文部科学省国立研究開発法人審議会（以下「研発審」という。）における国研に係る審議等に役立てるとともに、各国研にも共有し、国研における知的財産の創造等に係る取組のより一層の促進を図る。

1.2 調査の内容・方法

(1) 調査項目

研発審における国研に係る審議等に役立てるとともに、各国研における知的財産の創造等の取組についてより一層の促進に資するよう、主な調査項目を下記のとおり設定した。

- ① 自ら研究開発を行う国研における知的財産の創造等に係る取組として、下記の項目を中心に、文献調査（HP 等）及びアンケート調査（一部の調査先機関は文献調査のみ）を実施し、必要に応じてヒアリング調査も行った。

ア) 知的財産の創造

- ・ 他の研究開発機関・企業等と共同研究等の連携・協力を進める体制（「組織対組織」としての体制が設けられているか、その場合の国研側の中心者は誰か。知的財産関連部署の役割（特に外部・専門人材）など）。
- ・ コンソーシアムなど複数の研究開発機関・企業等と共同研究等の連携・協力を

進める場合、知的財産の取扱いに関し、あらかじめ知財合意書の策定や、知的財産委員会の設置を行うこととしているか。

- ・知的財産（発明・著作物・ノウハウなど）を創造した研究者に支払う報奨金制度の内容。
- ・知的財産のライセンス・譲渡等に伴い収入を得た場合、当該知的財産を創造した研究現場（研究者個人・研究部署）に当該収入を還元する仕組み（報奨金・技術貢献料・研究環境整備など）はあるか。
- ・企業等と共同研究・受託研究を行う場合、技術貢献料など、企業等から提供された資金が裁量性のある経費として国研の研究現場（研究者個人・研究部署）に入りやすくなる仕組みがあるか。

など

イ) 知的財産の保護・管理

- ・特許の国内出願・審査請求等の是非をどのような観点で決めているのか。
- ・特許の外国出願の是非、出願国・地域をどのような観点で決めているのか（製品・技術の製造拠点・販売利用拠点、出願国・地域のエンフォースメント（執行力）など）。
- ・特許の棚卸しをどのような観点で行っているのか。
- ・特許の登録出願、棚卸し等を行う場合の国研内の決定プロセス（知的財産管理委員会等の設置、委員構成など）。決定に当たってどの程度外部有識者の意見を聴取しているか（知的財産管理委員会の委員として参画、弁理士事務所・知的財産調査機関への相談など）。
- ・秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密を管理・活用する上での課題。
- ・研究者等が退職した場合における国研が保有する知的財産の取扱い（自ら創造した知的財産の転職先（研究開発機関等）での利用など）。

など

ウ) 知的財産の利活用

- ・他の研究開発機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・技術コンサルティングなど）。
- ・国研の知的財産・産学官連携活動に関する他の研究開発機関・企業等への広報の取組（企業への営業、展示会出展、パンフレット作成、HP掲載など）。
- ・地元あるいは海外に対する国研の知的財産・産学官連携活動に関する広報の取組。
- ・知的財産の創造等を進めるに当たり、知的財産のオープン（標準・特許（ライセンス））・クローズ（特許（自己使用）・秘密情報）戦略を考慮したマネジメントを行っているか。
- ・他の研究開発機関・企業等との共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い（知的財産の帰属、不実施補償、第三者利用など）。
- ・プログラム／データベース著作物を第三者に提供等¹する場合の課題。
- ・研究成果物（マテリアル・試作品・データ等を含む。）を第三者に提供する場合

¹ プログラム等著作物は記録媒体等の所有権が移動しても、著作権は移動せず単に利用させる場合が多い。本書では権利が移転していないものを以下「提供等」（使用許諾）と呼び「提供」とは区別する。なお、研究成果物の場合は所有権が移動することが多いので「提供」という。

の課題。

- ・国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容。なお、本報告書において、研究開発成果を基に新規事業を展開する企業を「スタートアップ」と総称する。ただし、各国研における既存の認定制度や統計、公的調査等の引用、及び「〇〇発ベンチャー」や「ベンチャーキャピタル」等の呼称については、従来の「ベンチャー」という用語を継続して使用する。以下では、スタートアップを「SU」と呼称する場合もある。

など

エ) 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

知的財産担当部署の組織・知的財産関連人材には、大学の URA (University Research Administrator) に相当する者など、産学官連携に関する組織・人材を含む。

- ・知的財産担当部署の組織体制（本部に専門部署があるのか、研究部門・地域に広く分散することや、外部組織（TLO 等）に業務委託しているのか。産学官連携担当部署との連携の仕組みなど）
- ・知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況（採用数、業務内容、任期の有無、所属先）、知的財産関連資格者の数・資格内容など
- ・弁護士・弁理士の活用状況（内部化・外部化など）
- ・知的財産関連人材の育成方策（研究者・役職員別、キャリアパス、資格取得に向けた支援内容など）
- ・人事評価（研究者による知的財産の創造等に係る取組が人事評価で考慮されているか、規程等に明文化されているかなど）

など

オ) その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

- ・知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程・契約ひな形等の整備状況
- ・知的財産（特許・実用新案・意匠・商標・植物品種・プログラム／DB 著作物等）の出願・保有数、知的財産収入（ノウハウ・研究成果物を含む。以下「知財収入」という。）
- ・共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入
- ・国研発スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況
- ・知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容
- ・知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容
- ・知的財産・産学官連携に関する取組を行う上で、大学より有利・不利と感ずる点
- ・「新たな国際標準戦略」（令和 7 年 6 月、知財本部決定）等を踏まえた国際標準化の取組・課題（組織体制整備、関連人材の育成・確保、研究者支援、外部への働きかけなど）

など

- ② 大学等他の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関（ファンディング機能を有する国研など）における知的財産の創造等に係る取組として、他の研究開発機関に対し、どのような支援（支援内容・支援先等）を行っているかについて、文献調査（HP 等）を実施（一部の調査先機関はアンケート調査も実施）し、必要に応じ

てヒアリング調査も行った。

③ ①及び②の調査の内容等を踏まえて、国研における知的財産の創造等に係る取組に関する分析を行った。

④ ①及び②の調査、③の分析の内容等を踏まえて、下記の有識者による委員会（以下「委員会」という。）において検討審議を行い、国研における知的財産の創造等に係る取組について一層の促進に資する好事例・提言を含め、調査・分析結果を報告書として取りまとめた

(2) 調査方法・調査先

① 詳細調査計画の作成

「(1) 調査項目」の①②を踏まえて、調査内容・調査方法・調査先等を詳細に記載した「詳細調査計画」を作成した。「詳細調査計画」は、委員会において意見を聴取した上で、文部科学省担当部署と十分に調整し、了承を得た。

(1)①②に係る調査先の機関は、下記のとおりである。

I. 自ら研究開発を行う国研

1. 文部科学省所管の国研

- 1) (国研) 物質・材料研究機構 (NIMS) *1
- 2) (国研) 防災科学技術研究所 (NIED) *1
- 3) (国研) 量子科学技術研究開発機構 (QST) *1
- 4) (国研) 理化学研究所 (RIKEN) *1
- 5) (国研) 宇宙航空研究開発機構 (JAXA) *1
- 6) (国研) 海洋研究開発機構 (JAMSTEC) *1
- 7) (国研) 日本原子力研究開発機構 (JAEA) *1

2. 文部科学省以外の所管の国研

- 1) (国研) 情報通信研究機構 (NICT)
- 2) (国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所 (NIBN)
- 3) (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 (NARO)
- 4) (国研) 産業技術総合研究所 (AIST)

II. 大学等の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関（ファンディング機能を有する国研など）

- 1) (国研) 科学技術振興機構 (JST) *1
- 2) (国研) 日本医療研究開発機構 (AMED) *2
- 3) (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
- 4) (独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT)
- 5) (独) 日本貿易振興機構 (JETRO)
- 6) (独) 中小企業基盤整備機構 (SMRJ)

*1：文部科学省所管の国研で、開発審の審議対象となっているもの。

*2：AMED は文部科学省も共管しているが、本調査では他府省所管として整理。

② 文献調査

①の「詳細調査計画」等を踏まえて、Ⅰ・Ⅱの国研等に対し、本件調査の目的に資するデータ・情報について、書籍・雑誌、論文、調査研究報告書、審議会報告書、データベース、インターネット等を通じて調査を行った。

調査範囲に関し、自ら研究開発を行う国研については、(1)①の調査項目を中心に、本件調査の目的に関係するデータ・情報を調査した。このうち(2)①のⅠに示す文部科学省所管の7法人については、③のアンケート調査の内容も考慮して進めている。

また、(2)①のⅡに示す大学等他の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関（ファンディング機能を有する国研など。）については、(1)②の調査項目（他の研究開発機関等による知的財産の創造等に係る取組への支援）を中心に、本件調査の目的に関係するデータ・情報を調査した。このうち文部科学省所管の国研であるJST（(2)①のⅡ.1）については、③のアンケート調査の内容も考慮して文献調査を行った。

調査・分析の結果は、図表なども用いながらレポートとして日本語で取りまとめている。

③ アンケート調査

①の「詳細調査計画」等を踏まえて、文部科学省所管の国研8法人に対し、②の文献調査の内容も考慮してアンケート調査を行った。このうち(2)①のⅠに示す自ら研究開発を行う国研7法人については(1)①の調査項目を中心に、JST（(2)①のⅡ.1）については(1)②の調査項目を中心に、それぞれ進めている。

④ ヒアリング調査

文部科学省所管の国研8法人について、アンケート調査及び文献調査の内容等を深掘りすることを主な目的として、オンライン形式によるヒアリング調査を追加して行った。また、AMED（(2)①のⅡ.2）についても、文献調査の内容等を深掘りすることを主な目的として、オンライン形式によるヒアリング調査を追加して行った。

(3) 委員会での検討

詳細調査計画の企画や、アンケート調査等の実施、報告書の取りまとめに当たり、国研における知的財産の創造等の取組促進について意見聴取を行う委員会を設置した。

委員会は、以下の7名の有識者委員で構成し、ハイブリッド形式にて3回開催した。

	氏名	肩書
座長	浅見 正弘	元一般社団法人日本知的財産協会（知財協）理事長 前文部科学省国立研究開発法人審議会（研発審）委員
	大澤 辰彦	旭化成メディカル株式会社 戦略本部 製品戦略部付
	奥原 啓輔	プラチナバイオ株式会社 代表取締役 CEO
	黒川 悟	国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター 国際計量室 キャリアエキスパート
	早乙女 周子	京都大学 大学院医学研究科 社会健康医学系／ 知的財産経営学分野 特定教授

	富澤 宏之	科学技術・学術政策研究所 客員総括主任研究官
	平出 高久	独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財戦略部 知財戦略エキスパート

※五十音順、敬称略

1.3 調査の実施体制

本調査業務は、公益財団法人未来工学研究所の以下の12名にて実施した。

- ・ 安藤ニ香（主任研究員）
- ・ 伊藤敏（シニア研究員）
- ・ 太田与洋（研究参与）
- ・ 大竹裕之（主任研究員）
- ・ 小沼良直（研究参与）
- ・ 多喜沢操児（研究員）
- ・ 田原敬一郎（主任研究員）
- ・ 野呂高樹（主席研究員）※主管
- ・ 橋本健（研究参与）
- ・ 林隆臣（主席研究員）
- ・ 藤本昭雄（シニア研究員）
- ・ 依田達郎（主席研究員）

※五十音順

2. 自ら研究開発を行う国研における知的財産の創造等に係る取組

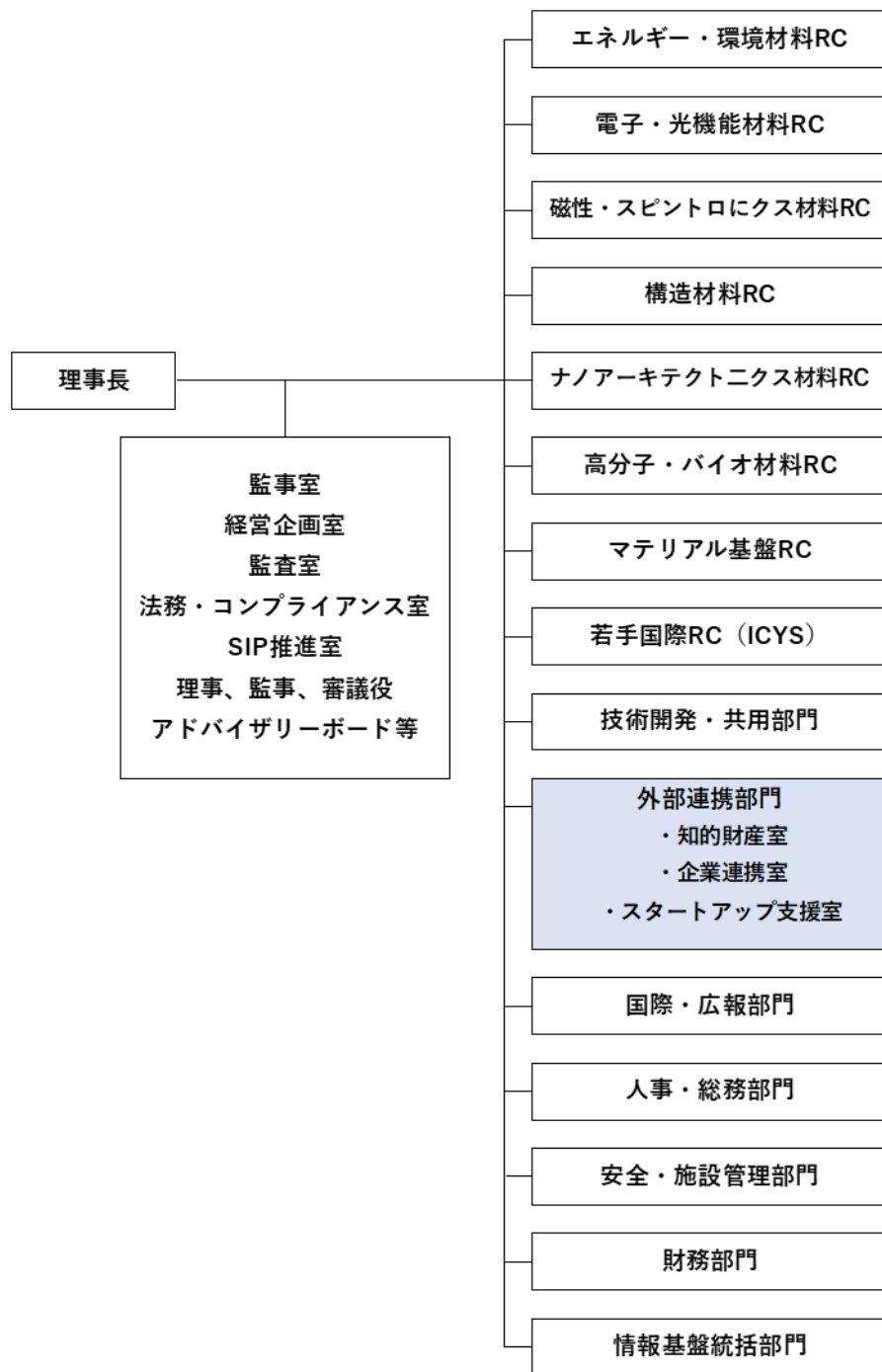
2.1 (国研) 物質・材料研究機構

2.1.0 組織概要

(国研) 物質・材料研究機構(National Institute for Materials Science ; 以下 NIMS という。)は、金属材料技術研究所(1956 年設立)と無機材質研究所(1966 年設立)が 2001 年 4 月に統合・発足した独立行政法人である。2015 年 4 月に国立研究開発法人に、2016 年 10 月に特定国立研究開発法人に移行した。概要を下表に、組織構成を図 2.1.1 にまとめた²。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン	NIMS のミッションは、国立研究開発法人物質・材料研究機構法に基づいて下記 4 項目が提示されている。これらを通じて世界最高水準の研究開発成果の創出・普及及び活用の促進に向けた取組を進め、我が国のマテリアル分野を牽引する中核的機関の役割を果たすことを追求。 ① 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発 ② 研究開発成果の普及とその活用の促進 ③ NIMS の施設及び設備の共用 ④ 研究者・技術者の養成及びその資質の向上 ビジョンは「材料で、世界を変える」であり、物質・材料の進化と革新を先導し、未来社会を豊かにすることを意図している。
(2) 主な業務内容	最重要ミッションである研究開発業務は、組織図(図 2.1.1)の各研究部門名称から分かるように、物質・材料科学技術の広範な領域をカバーしている。また研究開発以外では、下記業務が推進されている。 ・ 国内外研究動向を調査・分析し学術誌やポータルサイトで発信 ・ NIMS の研究施設・設備・データシステムの外部共用 ・ 研究人材育成(大学院プログラム、インターンシップ制度) ・ 国内外の学術機関との連携・交流(学術連携センターなど) ・ 企業連携推進(企業連携センター、オープンプラットフォーム) ・ スタートアップ企業創出による技術移転推進 ・ その他(国際標準化活動、事故等調査など)
(3) 人員	定年制職員が 564 名(研究職 370 名、エンジニア職 80 名、事務職 114 名)、任期制職員等が 1,033 名(常勤の研究職 221 名、大学院生 129 名)で合計 1,603 名(2025/4/1 現在)。研究職は全役職員の 1/2 弱。
(4) 予算	2024 年度の予算額(収入)は約 374 億円である。内訳は、国からの運営費交付金 166 億円、受託事業収入 141 億円、自己収入 9 億円、補助金等 2 億円、施設整備費 7 億円、設備整備費 21 億円、前年度からの繰越金 28 億円となっている。
(5) 主なアウトプット	2024 年度の論文・特許関連のアウトプットは下記： ・ 論文数は 1,355 報(内査読付き原著論文 1,266 報)であり、内 4.4%が TOP1%論文、23.1%が TOP10%論文である。被引用論文数に基づく国内研究機関ランキングでは、材料科学分野で 1 位。 ・ 特許出願は、国内 137 件、外国 129 件(国・地域別カウント)。 ・ サイアロン蛍光体(白色 LED 用材料)の発明等で年間特許料収入は約 5 億円である。

² 本項は NIMS ホームページ(<https://www.nims.go.jp/>)及び第 24 期事業年度「業務実績等報告書」(<https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/audit/f0e021000004vyqt-att/20250630.pdf>)を参照。



注)RC:「研究センター」の略記

図 2.1.1:NIMS 組織図

(出典)NIMS ホームページ情報に基づき未来工学研究所が作成

2.1.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

NIMS は「使われてこそ材料」の理念に基づき、NIMS の技術シーズを産業界へ橋渡し

する活動を実施している。企業連携の形態としては、図 2.1.2 から分かるように共同研究の他にも技術提供、研究試料貸与、特許・ノウハウの実施許諾、装置利用といったメニューを用意している。

共同研究の形態も、①個別共同研究方式だけでなく、②グローバル企業等との組織的な大型連携を推進する方式（企業連携センター）や③同業の複数社間で水平連携し協調領域の課題解決に取り組む方式（オープンプラットフォーム；略称 MOP）が選択できる。2025 年 9 月現在、企業連携センターは 5 センターが活動している。同じくオープンプラットフォーム（MOP）は、全固体電池で 6 社、構造材料 DX で 5 社 7 機関、医薬品関連で 11 社、蛍光体で 2 社が参画している。

学術連携に関しても、世界トップレベルにある国内外の大学や公的研究機関との連携、高レベルの研究者や将来性に富む若手研究者・学生との交流を進めることで NIMS の更なる学術レベル向上と活性化を図っている。国内の NIMS 連携大学院は 7 校（2025 年 4 月現在）、国際連携大学院は海外 45 校（2026 年 1 月現在）である。また NIMS 研究者との協働研究を目的として、大学・大学院・高等専門学校の教員及び研究室の学生をグループ単位で受け入れる NIMS 連携拠点推進制度も活用されており、大学 62 校、教員 71 名・学生 223 名の受入れ実績がある（2024 年度）。

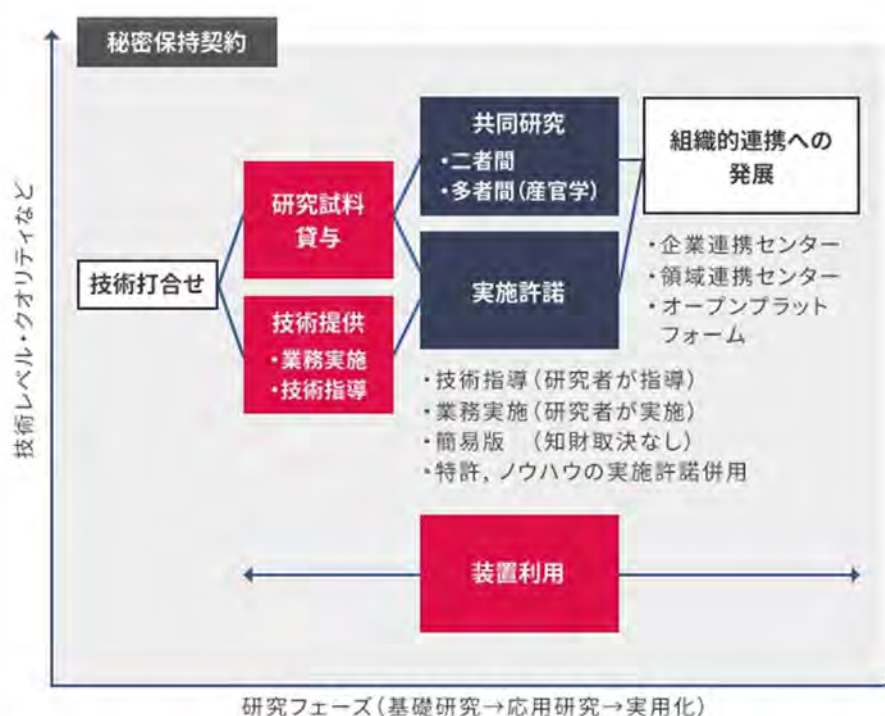


図 2.1.2: 企業との多様な連携形態

（出典）https://www.nims.go.jp/business/index.html#p_1_3

（技術情報協会「共同研究開発の進め方、契約のポイント」(2020.7.31 発刊書籍収録)掲載）

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

共同研究は「共同研究の実施に関する規定³⁾」に則り実施される。該規定には、共同研究を開始する場合は、共同研究の課題・共同研究者及び機構側の担当者、研究期間、資金

³⁾ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/qqlln0000005rhz-att/qqlln0000005sqq.pdf>

の有無と経費計画、研究試料・施設・装置等の計画、期待される成果（含む知的財産権）等の内容を含む共同研究計画書を外部連携部門企業連携室長に提出、センター長承認が必要等の手続き全般から、知的財産の取扱いまで詳細なガイドラインがまとめられている。

共同研究契約に盛り込む知的財産権に関する内容としては、出願から第三者に対する実施許諾、独占的通常実施権・優先交渉権の付与及び解約、知的財産権の管理費用、実施料、譲渡や放棄までが、全7条に渡って言及されている。

「業務受託規定⁴」においても知的財産権の取扱いが詳細に記述されている。知的財産委員会の様な体制を一律で設置する規定は無い。

内閣府が推進する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）やムーンショット型研究開発事業等の公的資金による受託研究において、複数機関が連携する際は、また大規模なコンソーシアム等の場合は、知的財産合意書を作成する。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

「職務発明等規程⁵」、「職務発明等に対する補償金取扱細則⁶」によって知的財産（発明・著作物・ノウハウなど）を創造した研究者にその対価として支払う報奨金制度が設けられている。特許の登録補償金は一律に決められており、実施補償金は機構の収入に対して一定割合が支払われる様に定められている。この割合は機構の収入額に依存した形で、段階的に設定されている。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

知的財産のライセンスや譲渡等で得た収入を、当該研究現場（研究者個人・研究部署）へ研究用として還元する仕組みは特にない。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

企業等と共同研究・受託研究を行う場合、企業等から提供された資金が裁量性のある経費（たとえば知的貢献費）として研究現場に入る仕組みも特に設けられていない。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

競争的資金の獲得に関しては、採択実績豊富な先輩が多いこと、NIMS 内部における競争的資金制度も設けられていることから、研究現場における日常的コミュニケーションからもスキル向上を図りやすい環境である、と考えられる。

加えて NIMS には外部資金獲得の支援制度があり、希望者は提案書のブラッシュアップが可能となっている⁷。また NIMS には、語学、プログラミング、論文作成力、プレゼンテーション力、特許出願など多様な研修教育プログラムがあるが、その中に外部資金獲得に関する研修も準備されている⁸。

(7) その他：知的財産の創造における障害・問題

知的財産の創造における障害・問題として、研究者側の問題、知財部門側の問題がそれぞれ1件ずつ挙げられた。

① 研究者の活動としては論文投稿・学会発表が優先され、特許出願等による発明技術の

⁴ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/qqlln0000005rhz-att/qqlln0000005sqe.pdf>

⁵ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/qqlln0000005rhz-att/qqlln0000005slw.pdf>

⁶ 非公開の内部資料

⁷ <https://www.nims.go.jp/employment/attraction.html>

⁸ https://www.nims.go.jp/employment/technical/r45vn10000005ipu-att/pdtraining_policy.pdf

権利化へのインセンティブが弱い。

② 知的財産室が、各研究室を回って発明発掘を行うところまで着手できていない。

上記①の主要因は、NIMS のミッションからアカデミア活動に軸足を置きつつ社会実装を目指すことが研究者の基本スタンスになっており、人事評価も論文・学会発表が重視されるため、と推測される。

NIMS は基礎・基盤研究を担当しており、研究分野によっては出願し難い分野もあるが、定年制研究員の約 8 割は特許出願経験（含む共同発明者）を有する⁹、とのことである。また前身の旧金属材料技術研究所と旧無機材質研究所での出願文化の違いも感じられない、という話であった。

2.1.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

国内出願・審査請求等の是非を定めた規定はないが、主に以下の観点が重視されている。

- ・ 実用可能性
- ・ 特許性（新規性・進歩性等）

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

現在、国内出願の 1/3～1/4 程度が外国出願されている。外国出願は重視されており、知財部門の予算以外に研究部門の予算を充てて出願する場合もある。外国出願の是非は、以下の観点を重視して決定している。

- ・ ライセンス・共同研究等の申し出の有無
- ・ ライセンス・共同研究等の契約の有無（単独ではなく共有特許の場合は、さらに共同出願契約等にて定める実施許諾条件や NIMS 単独の基本特許の有無等を考慮する）
- ・ 実用可能性
- ・ 特許性（新規性・進歩性等）
- ・ 市場性（市場規模・市場シェア等）

外国出願先は、原則 2 か国・地域までとされており、出願国については、以下の観点を重視して決定している。

- ・ 特許に係る製品(部品を含む)・サービスを製造する国・地域
- ・ 特許に係る製品・サービスを販売・利用する国・地域
- ・ 全世界又は各国・地域の市場性（市場規模・市場シェア等）
- ・ 商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)

出願先の上位 5 か国・地域は、上から順に米国、欧州、中国、韓国、台湾であり、直近の上位 3 か国への出願件数比率は、米国：欧州：中国が概ね 3:2:1 程度、とのことである。

(3) 特許の棚卸し

特許の棚卸し（維持・放棄）は、国内登録特許、外国登録特許それぞれ下記のタイミングで実施している。

- ・ 国内登録特許：登録後 7 年目、10 年目以降は毎年実施
- ・ 外国登録特許：すべての国・地域の特許に対して、登録後 3 年目以降毎年実施

特許の棚卸しの基準等に関する規定はないが、棚卸しの際に重視している観点は、下記

⁹ 一方、研究者の約半数を占める任期制研究者は、入れ替わりがあるためデータを採りにくいが、共同発明者として名を連ねるケースは多くても筆頭発明者としての特許出願は稀、とのことである。

である。

- ・ライセンス・共同研究等の申し出の有無
- ・ライセンス・共同研究等の契約の有無（単独ではなく共有特許の場合は、さらに共同出願契約等にて定める実施許諾条件や NIMS 単独の基本特許の有無等を考慮する）
- ・商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)
- ・特許の量（件数）の確保より質を重視
- ・国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

国内出願の決定にあたっては、知的財産部門のみで決定している。審査請求や棚卸しの場合は、NIMS 内部の役職員による会議体の審議を経て決定している。外部専門家等は、これらの決定に関与しない。

外国出願は高コスト（外部特許事務所への依頼費用等）であるため、国内出願とは異なるプロセスで決定される。最初に発明者の出願意向や活用見込みを確認後、知財部門で特許性と事業性を検討し、その結果をベースに 4 か月に 1 度開催される NIMS 内部の役職員の会議体の審議によって決められている¹⁰。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

共同研究やライセンス等を進めるにあたり、秘密保持契約（NDA）や秘密保持条項を有する契約を結ぶこととしており、これらのひな形を策定している。

営業秘密を管理、活用する上での課題としては以下の点が挙げられた。

- ・ 管理する上での課題：技術移転に係る契約事務や民間企業との交渉を担う企業連携室が営業秘密を受領した場合、契約に従って研究者が受領した場合は、NIMS ルールに沿って指定された区画内で文書等が管理されており、研究者に注意喚起をしている。しかし、契約がない場合でも研究者が受領するケースは想定される。NIMS 内で営業秘密の扱いを一元的に取り決め、NIMS 内に注意喚起するセクションが明確になっていないことが課題である。
- ・ 活用する上での課題：NIMS の営業秘密の活用としては、当事者間で営業秘密としての扱いをすることを定め、ノウハウとして民間企業に使用許諾することが挙げられる。法的根拠や公開されることでの客観性を有する特許権のライセンスと異なり、当事者間の取り決めに基づくノウハウのライセンスにあっては、限定された権利であることを相手方にも十分理解してもらい、注意して使用してもらう必要がある点が課題である。

なお営業秘密対象ドキュメント（紙、電子媒体）に NIMS コンフィデンシャルといった表示はされているが、全ページに渡ってそういった営業秘密であることを示す統一スタンプを付す様なことは行われていない。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

研究者等が退職した場合における NIMS 保有の知的財産の取扱い（転職先での利用など）は、「NIMS に権利が留まる」が基本である。ただし、主発明者が他アカデミア機関に異動し、異動先で特許の活用を希望する場合には、譲渡手続きを行う運用としている。

¹⁰ 会議体は外部連携部門担当理事、外部連携部門長、各研究センターのセンター長で構成され、年 3 回開催される。

(7) その他：知的財産の保護・管理での障害・問題

知的財産の保護・管理に関することで、障害・問題となっている事項としては下記が挙げられた。

- ・特許権として保護すべき発明であるのにもかかわらず、発明者から届出があがってこないために、適切な権利化が行えないケースがある。
(→ これに対しては研修等の機会に研究者への啓蒙を継続している。)
- (→ 将来的には AI 活用による対策も有り得るが、技術動向や他機関の取組を注視しつつ効率化や品質向上の観点から限定的・段階的に導入方法を検討していく。)
- ・諸外国での物価高や円安による外国特許の出願・維持費用の高騰
- ・盛んに実施されている特許に対する訴訟対応
- ・特許非公開制度に対応した情報管理体制
(→ 現時点では対象案件はなく、今後の課題である。)

2.1.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

2.1.1 (1) でも記述したが、他の機関・企業等とは、共同研究、委託・受託研究、技術相談・指導・コンサルティング、技術移転（ライセンス契約、MTA 等）、施設・データベースの供用・共用、産学官共同のコンソーシアム・拠点形成による研究推進など、多様な手法で連携・協力を行っている。

また新材料開発や材料選択への貢献を目的とした NIMS 物質・材料データベース（MatNavi）等のデータサービスも充実している¹¹。その中の一つ NIMS 研究者総覧 SAMURAI は協業候補となる NIMS 研究者を探す便利なツールとなっている¹²。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

産学官連携活動の広報として、HP への掲載、展示会への出展を行っている。また技術・研究成果物シーズ集の作成・配布、外部 TLO への委託など多角的な情報発信を行っており、これらの項目が有機的につながりあって一定数のマッチングが実現されている、と捉えられる。

外部 TLO 関連では¹³、昨年 11 月から AIST Solutions による NIMS 研究者へのヒアリングが始まっており、今後のマッチング成果が期待されている¹⁴。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

地元に対しては、地域企業との共同研究・受託研究を行っており、これが広報を兼ねている。

海外に対しては、HP 英語サイトでの技術移転情報公開、国際共同研究・受託研究、国際会議・学会での発表、組織対組織による連携・協力の推進、国際標準化への取組を行っている。いずれかが特に有効という訳ではなく、各項目が有機的につながりあって一定数

¹¹ <https://mits.nims.go.jp/>

¹² NIMS 研究者総覧 SAMURAI: <https://samurai.nims.go.jp/>

¹³ NIMS の TLO に対する基本的考え方は、川島義也（2021）「国研が向き合う新しい技術移転の形：科技イノベーション活性化法改正を機に動き始めた研究法人の成果還元取組本格化」セラミックス 56(2) pp.110-111.に記述されている。

¹⁴ AIST Solutions との連携は以下参照：<https://www.nims.go.jp/news/2024/06/202406120.html>

のマッチングが実現されている、と捉えられている。

なお NIMS の HP では、国際連携協定を結んでいる学術機関としてアジア・オセアニアで 51 機関（インド工科大学、北京科技大学、韓国材料科学研究所など）、北米・中南米で 8 機関（アルゴンヌ国立研究所など）、ヨーロッパで 30 機関（マックスプランク金属研究所など）、アフリカ・中東で 2 機関が紹介されている¹⁵（2026 年 1 月 19 日現在）。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略¹⁶を考慮したマネジメント

NIMS の知財戦略は、主に下記の 3 項目といえる。

① 特許の内製化：

国内出願に関しては、特許明細書の作成から出願・権利化・維持・管理を外部の特許事務所に委託せず、自ら行うことで費用を抑制。これにより、より多くの出願の機会を確保し、研究成果が活用される確率の向上を目指している。

② 製造方法はノウハウとして管理：

方法単独の発明に関しては、特許として公開・権利化するのではなく、ノウハウとして管理する。ノウハウは、商業的価値を有することが顕在化した際（＝実施先企業等が見つかった際）に、届出を受けて登録する（知的財産室）。

③ 独自の特許ポートフォリオ戦略：

NIMS は、自ら単独で基本特許を出願・保有し、この基本特許を基盤として企業等との共同研究を推進している。このような共同研究により生まれた成果は共有特許として権利化するが、共有特許については、原則、不実施料を要求せず、第三者実施も自由としている。当初の連携パートナーがその成果を事業化する場合には、NIMS が保有する基本特許に基づき、連携パートナーから NIMS に実施料が支払われる仕組みである。さらに、連携パートナーが事業化を行わない場合には、NIMS が基本特許及び共有特許をまとめて、他の企業にライセンス可能となっている。

上記②は、オープン・クローズという観点からは、ノウハウ管理を活用したクローズ戦略の一形態と位置付けられる。また③は、国研における共同研究推進と特許活用を組み合わせた特徴的な知財マネジメントの事例といえる。なお、これら①、②、③は基本的に 10 年以上前から NIMS で実践されてきた戦略である¹⁷。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

共同研究・受託研究等により生じた知的財産の帰属（共同発明の共有や帰属割合）、利用実施権の付与、ライセンス条件、不実施補償、優先交渉権、実施報酬、分配条件などは各種契約によって定めている。そして共同研究契約、受託研究契約、共同出願契約、実施許諾契約などの関連契約のひな形が準備されているが、(4) で述べた知財戦略から分かるように不実施補償契約のひな形は無い¹⁸。

実施許諾や共同出願の段階では、成果や実施する事業の内容が概ね明確だが、それらに先立つ共同研究開始の段階では、成果や事業にまだ不明確な部分が多い。そのため、契約のひな形があるといっても、共同研究契約では共有知的財産の実施に関する扱いで調整等

¹⁵ <https://www.nims.go.jp/research/collaboration/index.html>

¹⁶ 「オープン&クローズ戦略」とする場合もあるが、本書では「オープン・クローズ戦略」とする。

¹⁷ NIMS の基本的知財戦略は、2015 年の NIMS NOW No.4 pp.4-6.に中野恵介氏（当時の NIMS 知的財産チーム長）に対するインタビュー記事「知の財産を、産業界へ、そして社会へ」として掲載されている。<https://archive.nims.go.jp/publicity/nimsnow/vol15/201504.html>

¹⁸ 不実施補償に関する独自の戦略は、2015 年の NIMS NOW とともに、中野恵介（2014）「物質・材料研究機構の技術移転の現状と戦略」産学官連携ジャーナル vol. 10(8) pp.26-29.が詳しい。

がなされるケースも多い。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

プログラムやデータベース著作物を第三者に提供等する場合に関する規程や指針は「知的財産権取扱規定¹⁹⁾」にまとめられている。

特許の場合は単独特許と共有特許の組合せで収入が構成されているが、材料データセットやプログラム著作物のライセンスの収入は、NIMS 単独知財のみで構成されている。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

マテリアル、試作品、データ等の研究成果物を第三者に提供する場合に関連する規程や指針は「研究成果物取扱規程²⁰⁾」にまとめられている。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

スタートアップ創出促進のため、「研究者の国研発スタートアップとの兼業（技術顧問等）を可能とする兼業規程」「国研発スタートアップへのライセンスも含めた、特許等知的財産の取扱いに関する規程」「国研発スタートアップの株式又は新株予約権の取得等に関する規程」「利益相反マネジメントに関する規程」などが整備されている、という回答があった。

大学の場合、一部では規定と運用のギャップが指摘されるケースもある模様だが、NIMS では、規定と運用のギャップは特に認識されていない。スタートアップ支援業務は過渡期にあるとして、新たな支援や運用のために規定を最適化することは随時実施されている。なお、過去の NIMS 発ベンチャー企業の多くはニッチ市場のスモール・ビジネス志向であったが、最近の（概ね 2018 年以降）スタートアップ企業は成長志向であり、過去のベンチャーとの比較はし難い、とのことである。

公開されている関連規定としては「NIMS ベンチャー援助等規定²¹⁾」、「NIMS ベンチャーから対価として取得する株式等取扱規定²²⁾」がある。

(9) その他：知的財産の利活用における障害・問題

知的財産の利活用における問題事項としては、技術移転に絡む研究部門の問題と研究部門の問題でもあるが外部連携部門の立場で捉えた問題が、それぞれ 1 項目ずつ挙げられた。

① 研究者の関与やインセンティブの不足：

基礎研究や応用研究の初期段階にある「シーズ技術」を実用化するには長い開発期間が必要であり、いわゆる死の谷、魔の川を乗り越えるためには、発明者である研究者も積極的に関わっていかなければならない。しかしながら研究者の業績評価や存在意義の観点からして、論文公表を控えてまで応用研究に従事することへのインセンティブがあまり働かない。

② 企業ニーズとのミスマッチ：

シーズ技術を単独で権利化しても、企業の製品ロードマップや事業戦略と合致していなければ、導入には至らないと考えられる。初期段階から製品化を見据えた権利

¹⁹⁾ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/qgllln0000005rhz-att/qgllln0000005sm1.pdf>

²⁰⁾ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/qgllln0000005rhz-att/qgllln0000005sm6.pdf>

²¹⁾ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/qgllln0000005rhz-att/qgllln0000005sro.pdf>

²²⁾ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/qgllln0000005rhz-att/qgllln0000005srt.pdf>

化あるいは企業との共同開発を行っていく必要があるが、TLO を外部に設立せずに組織内の産学連携部門において、技術移転に係る専門家や技術移転の手法を備えた支援体制を確立・維持するのは困難である。

上述の①、②は、研究と製品開発をつなぐ多くの場でしばしば指摘される問題であり、改善施策に関する議論も企業の R&D マネジメント等で古くから行われているが、相変わらず多くの場で問題とされている。改善はともかく解決の難度は高い、と考えられる。

NIMS には、企業連携センター（企業の研究部門だけでなく開発部門も参画）やオープンプラットフォーム（企業の研究部門が主に参画）といった企業等とのユニークな協業の仕組みがある。こういったオープンイノベーションの場は、NIMS 研究者に新たな刺激を与え、かつ②の企業ニーズとのミスマッチ改善に一定の効果を有すると期待されているが、実証はできていない。

その他、外部連携部門では、企業にとっても魅力的と考えられる研究シーズ（有効な知財）が生み出せそうな自由発想研究に、実験費用等を支援する NIMS 内知財取得加速ファンドの設計・運用を NIMS マネジメントと協力して行っている。また、マネジメントとしては競争的資金を獲得して間接費収入を増やせるよう、競争的資金獲得のための NIMS 内ファンドの設計・運用も行っている。

2.1.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

知的財産担当部門は、図 2.1.1 に示した様に外部連携部門の中に位置づけられている。外部連携部門は、「世界の物質・材料研究の中核機関としてふさわしい外部との連携活動を促進することで、NIMS の研究成果を様々な形で社会へ還元する」ことを目的としており、知的財産室、企業連携室、スタートアップ支援室を統括している。

知的財産室は、NIMS で創出された国内外特許等の出願・維持管理、ノウハウ等の認定、特許補償金の管理、知的財産権委員会の運営、特許研修の開催等の役割を担っている。

また企業連携室は、企業・大学・公的機関等との秘密保持契約、業務実施契約、共同研究契約、特許実施契約などの連携契約業務及び連携先企業の新規開拓を役割としており、スタートアップ支援室は、NIMS の研究成果を活用するスタートアップ及びその創業の支援を役割としている。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

知的財産室の現在の成員は、常勤職員が 4 名、任期付非常勤職員が 8 名の計 12 名であり、内 3 名が弁理士資格、5 名が知的財産管理技能士資格を保有している。NIMS では国内出願等を知的財産室で内製化しており、これが知財戦略を検討する上での強味となっている。人材採用は、基本的に新卒採用ではなく企業や特許事務所等での知財関連業務経験者等、専門性を有する人材が中途採用されている。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

前述の如く弁理士は知的財産室内部に 3 名おり、外部の弁理士活用は 2024 年度実績で 42 法人である。NIMS 単独の国内出願は基本的に内製化しているため、外部の弁理士への依頼は主に外国出願関連となる。なお外部の 42 法人は共同出願者が依頼する事務所も含むため NIMS 単独での依頼は 10 法人程度となる。弁護士は外部 2 法人を活用している。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

知的財産室に属する知財管理人材に関しては、INPIT や JST が提供する特許関連研修や、URA 研修の受講を推奨しており、実務上の知識は OJT やマニュアルで指導している。

研究者向けには、特許制度や所内手続きの基礎知識に関する研修を実施している（新規採用職員は受講必須）。また、関連するコンテンツを動画形式で常時提供している。

契約交渉実務の人材に関しては、UNITT（一般社団法人大学技術移転協議会）等が開催する連携契約に関する研修の受講を推奨しており、実務上の知識は OJT や顧問弁護士への相談をとおして育成を図っている。

スタートアップ創出支援人材に関しては、創業支援会社に部分的兼務として職員を派遣し、実地に専門的なナレッジの習得に務めている。

(5) 人事評価への反映

研究者の人事評価(昇進・任期更新・業績評価)において知的財産創出や外部資金獲得を具体的にどのように評価・査定するかは、内部人事評価規程で決められている²³。特許、論文ともに点数化されるが、人事評価上では論文の方がより重視されている²⁴。

(6) その他：組織体制の整備及び人材育成における障害・問題

組織体制の整備及び人材育成における障害・問題として、は下記 3 項目が挙げられた。

- ・ 知財・事業化支援を含む、所謂 URA 人材の職制とその処遇に関する定めが未整備であること。
- ・ 関連して、業務上求められる資格・スキルを取得することに対するインセンティブに乏しいこと。
- ・ 組織の規模感から、体系的な育成を効率的に行うことができないこと。

2.1.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

NIMS の基本的なビジョン、ミッション等は 2.1.0 で述べた。知的財産関連の方向性に関しては 2005 年に初版が制定された「知的財産ポリシー」に示されている²⁵。関連規定も十分整備されており、主要なものはホームページ上で情報公開されている²⁶。

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

2024 年度の実績を以下に示す。

- ・ 特許権出願数は 266 件（国内 137 件、外国 129 件）である。先述の様に、NIMS は独自知財戦略で単独出願を重視しているが、この 266 件中 NIMS 単独出願は、国内が 84 件（単願率≒61%）、外国が 57 件（単願率≒44%）の合計 141 件となる。
- ・ 特許登録数は 246 件（国内 145 件、外国 101 件）であり、このうち NIMS 単独特許は、国内登録が 92 件（単独≒63%）、外国登録が 61 件（単独≒60%）の合計 153 件となる。

²³ 磯部雅朗（2023）「NIMS の人材採用と評価」応用物理 92(4) pp.240-242.

宝野和博（2026/2/5）「NIMS における人材戦略」独立行政法人シンポジウム資料.

²⁴ 補注）論文はトップ 1%論文でも補償金対象ではないが、特許は実施許諾されると補償金の対象となる、といった違いもある。

²⁵ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/f0e021000003lnlr-att/hdfqf10000007ctg.pdf>

²⁶ <https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/qqlln0000005rhz.html>

- ・ 特許権保有数は1,880件（国内1,044件、外国836件）であり、このうちNIMS単独特許は、国内754件（72%）、外国553件（66%）である。
- ・ 特許権の実施許諾契約数（新規）は、28件（国内13件、外国15件）。
- ・ プログラム/データベース著作物の登録総数は4件。

知財収入の合計は約6.1億円（613,286千円）であり、このうち特許収入が約5.3億円（532,815千円）、残りがプログラム/データベース著作物となる（2024年度実績）。

図2.1.3にNIMSの直近5年間（2020年度～2024年度）の特許件数（出願数、登録数、保有数）、実施許諾契約数と特許収入の推移を示した。特許出願数は国内外合計で年間290件前後、登録数は年間210件前後とともにバラツキはあるが概ね安定と捉えられる。一方、特許保有数は、2020年の2,404件から2024年の1,880件へと単調減少傾向が観察される。また実施許諾契約数、特許権収入はともに大きな変動はなく概ね安定といえる。

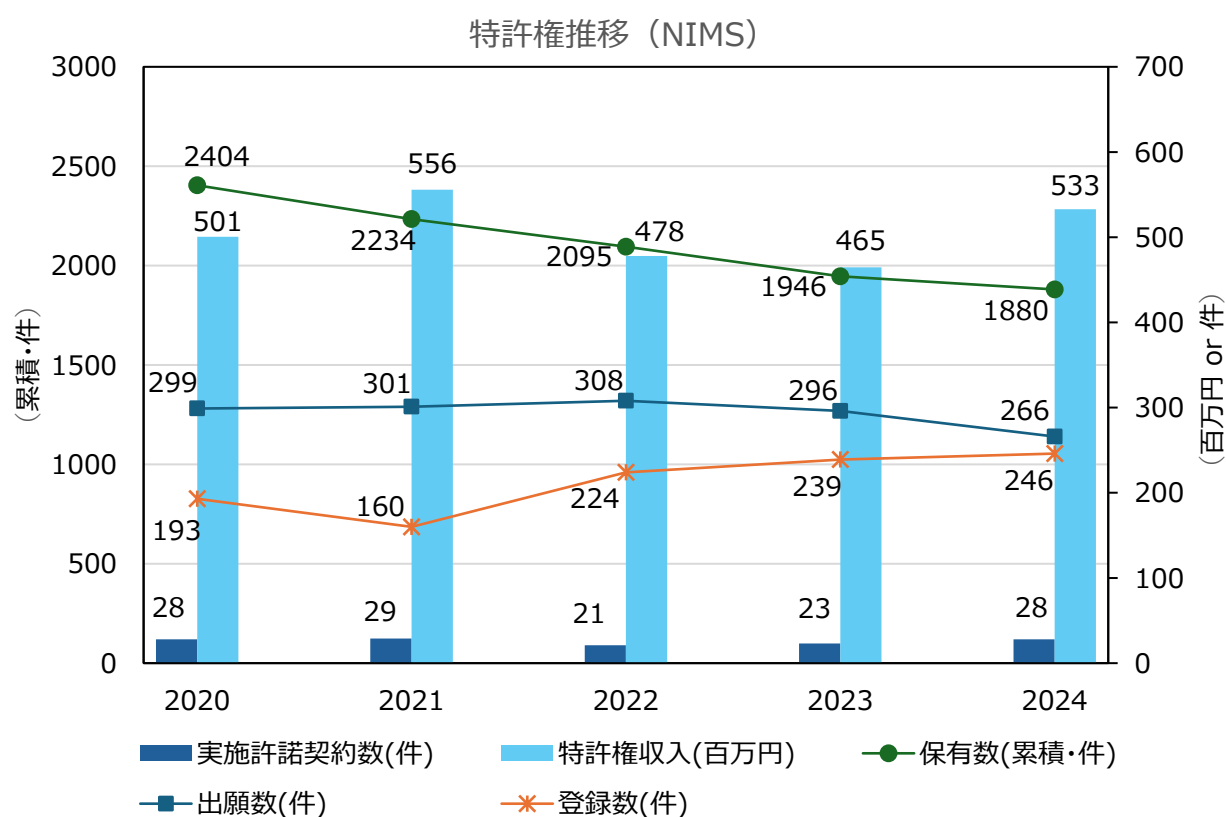


図 2.1.3: 特許件数・特許収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

2024年度の産学官連携実績は以下の通りである。

- ・ 共同研究：177件（国内144件、国外13件）、収入14億1,617万6千円
- ・ 受託研究：208件（国内208件、国外0件）、収入120億3,048万5千円
- ・ 施設供用・共用：409件（国内409件、国外0件）、収入3億5,936万9千円
- ・ 技術指導等：75件（国内75件、国外0件）、収入1億4,339万6千円

これら産学官連携（共同研究、受託研究、施設供用・共用、技術指導等）の直近5年間

の件数・収入の推移を図 2.1.4 に示した。図から直近 5 年間で受託研究・共同研究の合計収入が増加傾向にあり、5 年で約 2.1 倍に増加したことが分かる。特に受託研究費増加（件数、1 件あたりの収入ともに増加傾向）の寄与が大きい。

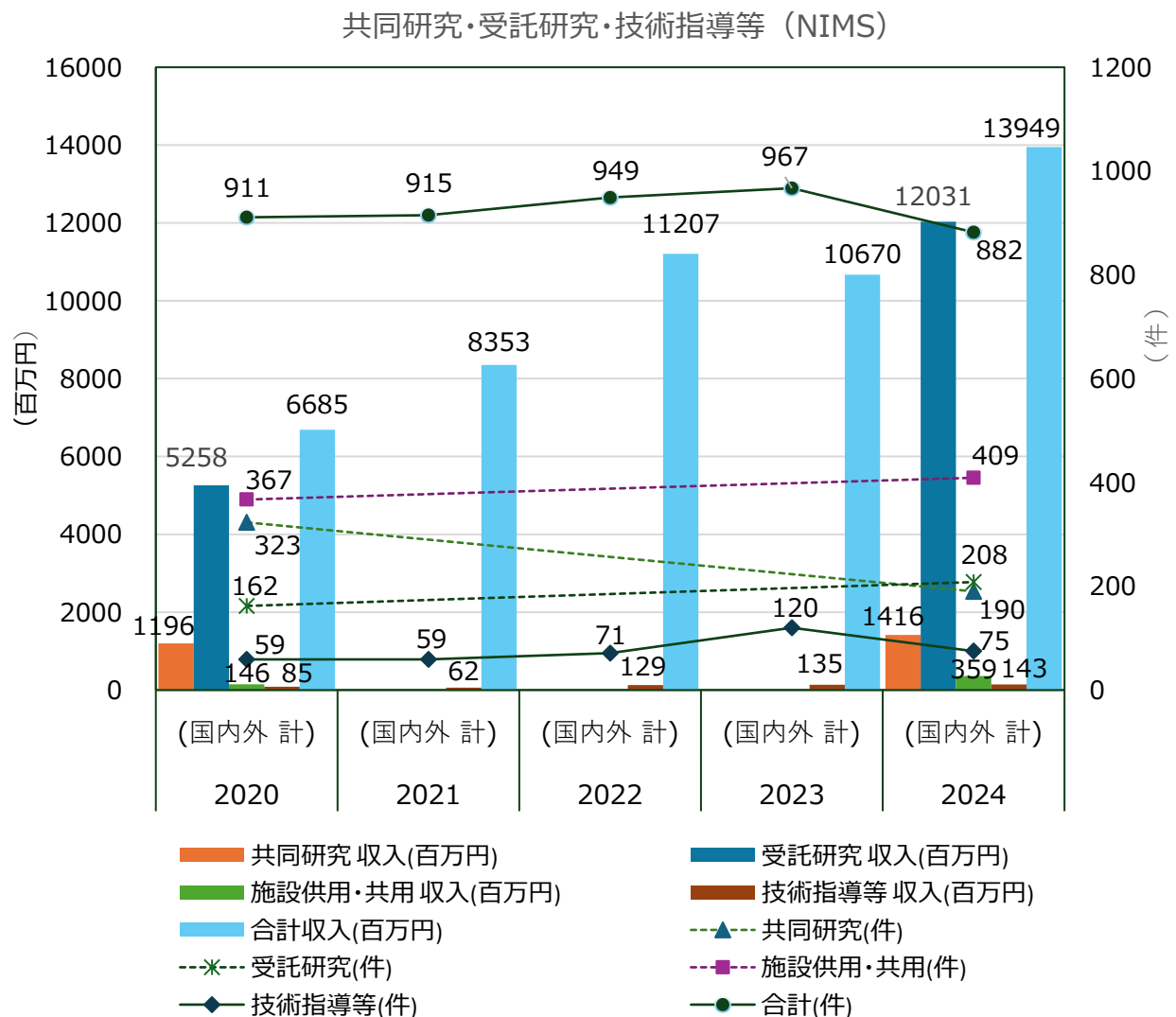


図 2.1.4: 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入の推移
 （出典）アンケート回答結果より未来工学研究所作成

（4）スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

2024 年度において、国研発スタートアップの新規認定数は 4 件、スタートアップへの出資は 0 件（2020 年度以降の実績 2 件）、株式取得・新株予約権の取得件数はいずれも 0 件（2020 年度以降の実績 2 件）である。

（5）知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

第 5 期中長期計画²⁷の第 3 章のタイトルは「多様な形態での連携構築及び研究成果の社会還元」となっており、ここで知的財産や産学官連携関連の方向性が示されている。

²⁷ 国立研究開発法人物質・材料研究機構 の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）

<https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/hdfqf100000016uy-att/NIMSmed-longterma5keikaku.pdf>

冒頭の「機構は、アカデミアと産業界との架け橋となる多様な連携形態に基づく産学官共創の場を構築しつつ、産業界との様々な連携スキームを活用した技術移転等を通じて、機構で創出された研究成果の社会還元につなげていく」から始まり、「基礎研究及び基盤的研究開発により蓄積される研究シーズに係る国内出願特許をもとに、産業界のニーズやトレンド等を反映させて外国出願特許及び周辺特許を取得し、あるいは企業との共同研究によって実用化に近づける共有特許の取得を促進する成果の創出のための連携を進める。また、機構自らも技術醸成を進め、あるいは機構自ら連携先企業を探索するといった成果の社会還元のための連携にも注力し、企業が有力な知財を生み出しやすくなるよう、柔軟かつ迅速に対応しうる多様な企業連携の仕組みを構築する」とより具体的な方針が記述されている。

さらに、「企業からの共同研究費等は毎年度平均で 10 億円以上の獲得を目指し・・・」「新規・継続を合わせた実施許諾契約総数は毎年度平均で 120 件程度を維持することを目安・・・」「毎年度平均で 100 件程度の外国特許の出願を目安・・・」といった定量的目標に関しても言及されている。

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

NIMS ホームページは²⁸、訪問者別（研究者の方へ、企業の方へ、大学院を志望する方へ等）、目的別（研究情報、共用設備・技術、企業/大学連携、研究人材育成等）で閲覧が可能であり、目的とする情報に到達しやすい。もちろんサイトマップや検索ウインドウから目的情報を調査することも可能である。たとえば目的別で「研究情報」を選ぶと、「数字で見る NIMS」「代表的な研究成果」の入口が現れ、さらに「研究体制」「研究者情報」「研究データ」「装置・施設」「連携」と続く。「連携」を選ぶと「学術連携」「企業連携」の入口が現れる。

本稿が NIMS 基本情報の情報源としてホームページ情報を参照していることから分かるように、知的財産・産学官連携等に関する基本的な情報は不足なく収録されている。

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感じる点

大学より有利な点として、「知財管理や契約のうえで、教育事業や学生の存在を考慮する必要が無い」「法制上直接出資ができる」ことが挙げられている。

一方、不利な点として、「学生・卒業生の不在。それに起因して、大学と比較すると、人材ネットワークの構築が困難、起業研究者による CXO 人材探しが困難、等」「学問領域が総合大学と比較すると狭く、特に人文学領域との融合が組織内で完結しない。それゆえに、発想・研究の幅が狭い」ことが挙げられている。

(8) 国際標準化の取組・課題

国際標準化の取組としては、次の 2 項目が挙げられた。

- ・ 1982 年のヴェルサイユ G7 サミットと EC 委員会（当時）で合意された先進材料の標準化に関する国際協力プロジェクト VAMAS(Versailles Project on Advanced Materials and Standards)²⁹の日本代表機関として国内における VAMAS 活動の取りまとめ、日本主導の規格提案や国際標準化を目指す活動を行っている。
- ・ 国際標準化委員会を組織し、情報共有、セミナー開催、活動総覧発行等により職員が関わる標準化活動の見える化と内外への情報発信を行っている。

²⁸ <https://www.nims.go.jp/>

²⁹ <https://www.nims.go.jp/vamas/about/uev7qc00000000k2.html>

また課題としては、以下の2項目が挙げられた。

- ・ 研究者の業績評価において、他のアクティビティ（論文発表等）と比較したとき、標準化活動は評価されづらい。
- ・ そのため、若手研究者・エンジニアを標準化活動に勧誘することが憚られる。

(9) その他

① AI・DX 技術の活用状況（特許マップ生成、先行技術調査の自動化など）に関しては、以下の回答があった。

- ・ 生成 AI に関しては、汎用生成 AI を利用して先行技術調査や明細書の作成を行えないか、試行している段階である。補助的には役立っているが、当該業務を代替・自動化するにはまだ至っていない。
- ・ AI 活用については、技術動向や他機関の取組を注視しつつ、効率化や品質向上の観点から限定的・段階的に導入方法を検討していきたいと考えている。
- ・ 商用 DB・分析ツールに関しては、CyberPatent Desk（サイバーパテント株式会社）を使用している。IP ランドスケープ（IPL）に関しては、一連の特許群が存在し戦略的な活用が見込まれるものについては、IPL を用いた活用の検討を実施する。一部の特許について INPIT の IPL 支援事業の支援を受けたこともある。

IPL は、古くから企業の研究部門や知財部門で実施されてきたが、近年は商用ツール（AI 機能を付加したツールも増加中）の進化により、知財業務の DX 化の一環として企業の知財部門を中心に活発化している。また生成 AI も企業の知財 DB とセットで使用するにより知財実務でも使用可能なレベルに進化したと評価されはじめている³⁰。

IPL 自体は、NIMS 知的財産室の現在の基本役割に含まれていないが、今後は生成 AI と商用ツール等の知財 DB のセットでの活用が、ここまで述べられた問題・課題の改善を推進する可能性もある、と推察される。

② 経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動の現状に関しては、下記の回答があった。

- ・ 軍事的安全保障研究に関する日本学術会議の声明等を踏まえ、外部機関との共同研究では契約書に次のような輸出管理条項を追加している。
 - ✓ 第1項：外為法及び関連法令遵守の徹底
 - ✓ 第2項：NIMS 成果の軍事用途、大量破壊兵器の開発等の目的での使用の制限及び同目的での第三者への提供等の制限
- ・ しかしながら、経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）など政府の指示・方針がある場合には、実施規約や契約書に第2項の記載が難しい場合がある。
- ・ 特許非公開制度に対応した情報管理体制の整備は今後の課題である。

³⁰ 萬秀憲（2026/2/10）「知財業務における AI 活用の最新動向」グローバル知財戦略フォーラム 2026 資料

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

<https://www.nims.go.jp/>

関連するウェブサイトは、本文中に脚注で表示済みであり、ここでは NIMS ホームページのみを表示する。

<文献・資料>

以下、本文中の脚注と重複する部分も多いが、再掲も含めて代表的参考文献をまとめた。

- ・ NIMS パンフレット第 4 版 (2025/7/1 発行)
https://www.nims.go.jp/nims/publicity/publication/nvptnq0000009prm-att/nims_2507_jp.pdf
- ・ 第 5 期中期計画 (2025/3/11 改正)
<https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/hdfqf100000016uy-att/NIMSmed-longterma5keikaku.pdf>
- ・ 第 5 期中長期目標 (2025/2/27 改正)
<https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/hdfqf100000016uy-att/NIMSmed-longterma5mokuhyo.pdf>
- ・ 第 24 期事業年度事業報告書
<https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/hdfqf100000016uy-att/hdfqf1000000172d.pdf>
- ・ 第 24 期事業年度業務実績等報告書
<https://www.nims.go.jp/nims/disclosure/audit/f0e02l0000004vyqt-att/20250630.pdf>
- ・ 中野恵介 (2014) 「物質・材料研究機構の技術移転の現状と戦略」産学官連携ジャーナル vol.10(8) pp.26-29.
- ・ 「知の財産を、産業界へ、そして社会へ」NIMS NOW 2015 No.4 pp.4-6.
- ・ 川島義也 (2021) 「国研が向き合う新しい技術移転の形：科技イノベーション活性化法改正を機に動き始めた研発法人の成果還元の取組本格化」セラミックス 56(2) 110-111.
- ・ 磯部雅朗 (2023) 「NIMS の人材採用と評価」応用物理 92(4) 240-242.
- ・ 橋本和仁 (2017/3/16) 「「組織」対「組織」の産学連携：物質・材料研究機構の取組とそこから見える課題」文部科学省 第 3 回オープンイノベーション共創会議 配布資料
- ・ 宝野和博 (2026/1/26) 「我が国がマテリアルで勝ち続けるための NIMS のミッションと機能強化」第 13 期ナノテクノロジー・材料科学技術委員会 (第 3 回) 配布資料 2-2
- ・ 宝野和博 (2026/2/5) 「NIMS における人材戦略：ひとが採れないかもという恐怖との戦い」独立行政法人シンポジウム (令和 8 年 2 月 5 日) 資料

2.2 (国研) 防災科学技術研究所

2.2.0 組織概要

(国研) 防災科学技術研究所（以下 NIED という。）の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン	「災害に強い社会の実現」を基本目標に、「理念 1 社会への貢献」、「理念 2 広範なる連携」、「理念 3 透明性の向上」、「理念 4 たゆまぬ研鑽」、「理念 5 初規範の遵守」を理念として掲げている。 2023 年からの 7 年間における『第 5 期中長期目標・中長期計画』では、「生きる、を支える科学技術」を担う研究機関として、人文・社会科学と自然科学を融合させた「総合知」の活用と防災分野における「DX の推進」に重点を置きつつ、わが国における防災科学技術に関する中核的研究機関として、地震・津波・火山・気象災害といったあらゆる自然災害を対象に、基礎研究及び基盤的研究開発から、災害実務現場での知見・経験・ニーズを活用した出口志向の研究開発までを推進していくことが記載されている。
(2) 主な業務内容	国立研究開発法人防災科学技術研究所法に基づき、「天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術」として、「防災科学技術」の研究開発を担っている。第 5 期中長期計画においては、国の政策や社会課題を踏まえ、大きく以下の 3 項目に係る研究開発等の活動に取り組んでいる。 1. レジリエントな社会の実現に向けた防災科学技術の研究開発の推進 2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進 3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成 特に 1. に関しては、「巨大地変災害研究領域」、「都市空間耐災工学研究領域」、「極端気象災害研究領域」、「社会防災研究領域」といった 4 つの研究領域を立ち上げ、研究開発を推進している。
(3) 人員	2026 年 1 月現在における職員数は、役員 4 名（うち監事 1 名は非常勤）、常勤職員数 352 名である。その内訳は、研究職・技術職が 161 名、事務職 139 名、アシスタント職員 52 となっている³¹。
(4) 予算	2025 年度の予算は 138 億円である。主な財源の内訳は、国から交付される運営費交付金が 109 億円（79%）、補助金収入 19 億円（14%）、受託事業収入等 7 億円（5%）、自己収入 4 億円（3%）となっている³²。
(5) 主なアウトプット	2024 年度における主なアウトプットは以下の通りである。 論文数³³：147 特許出願件数³⁴：9 件（うち単独 4 件）

³¹ 防災科学技術研究所 HP「組織図・予算」

<https://www.bosai.go.jp/introduction/organization.html>

³² 同上。なお、運営費交付金には、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）によるものを含んでいる。

³³ 「令和 6 年度業務実績等報告書」における「中長期目標期間(7 年間)における数値目標の達成状況」(p.130) をもとに執筆。

³⁴ アンケート調査票をもとに執筆。

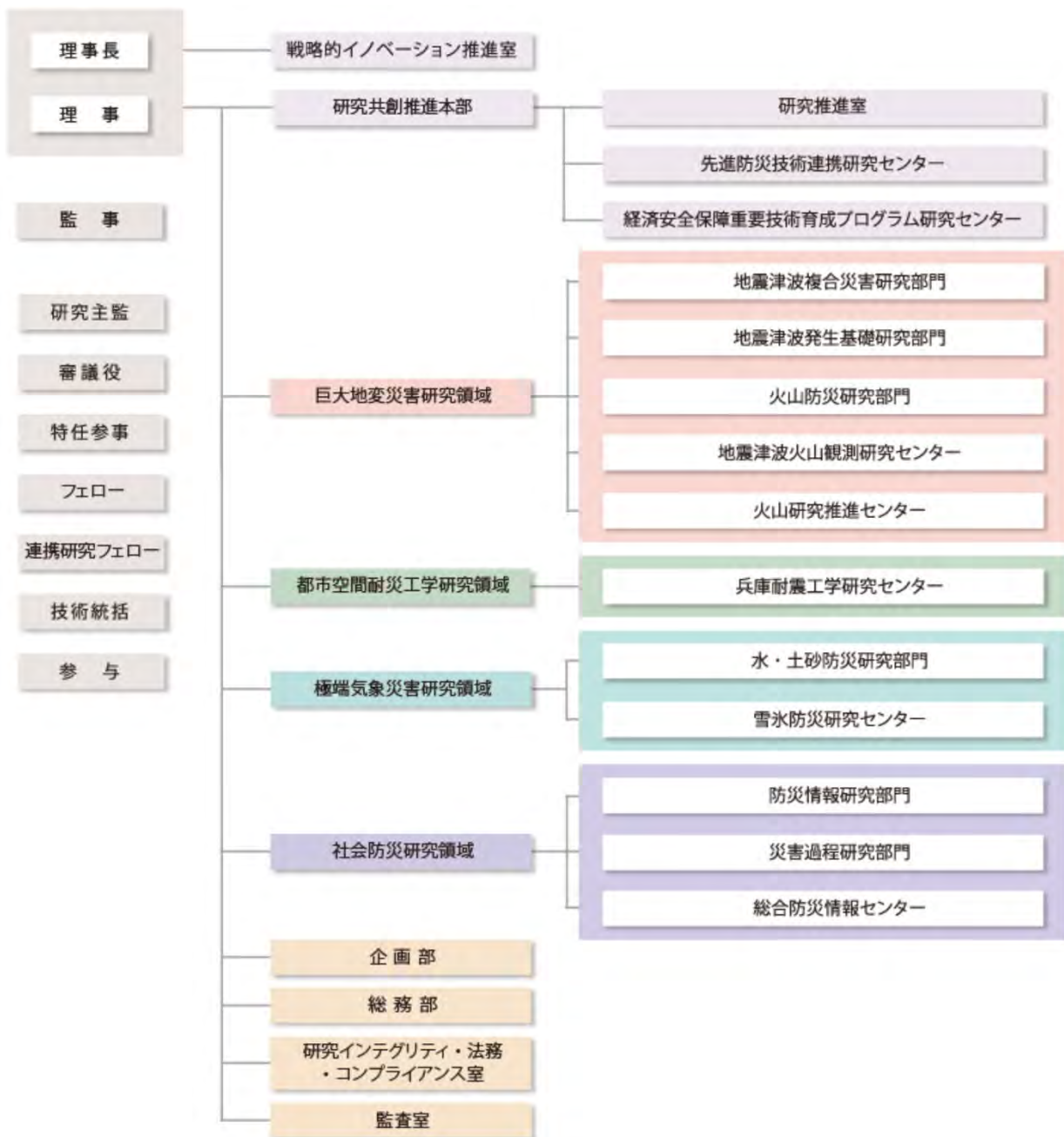


図 2.2.1: 防災科学技術研究所の組織図 (2025 年 7 月現在)

(出典) 防災科学技術研究所 HP

<https://www.bosai.go.jp/introduction/organization.html>

2.2.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

共同研究等は研究者が自らパートナーを探して推進することとなっている。連携が確定した後の共同研究契約や受託契約などの手続きを、研究推進室の契約管理チームが行う体制である。同研究所では、最初から特許を積極的に取得するというより、研究成果から権利化できるものが生じた場合に対応するというスタンスがとられている。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

共同研究契約のひな形で、知的財産に関する条項(共有知的財産の持分、実施料の分配、秘密保持等)があり、これを用いて事前の合意書策定は実務的に行われている。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

知的財産(発明・著作物・ノウハウなど)を創造した研究者にその対価として支払う報奨金制度がある。具体的数値や算定基準等は内部規程や当該年度の運用による。

実績についてみると、特許の保有数や実施許諾件数が少ないため、実施補償金の総額は約 64 万円弱、個人への最高額は 18 万 4,250 円である。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

知的財産のライセンス・譲渡等に伴い収入を得た場合、当該知的財産を創造した研究現場(研究者個人・研究部署)や当該知的財産の取り扱いを行った知的財産部局に対し、当該収入を還元する仕組み(制度や内部規程)はない。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

特に仕組みはない。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

特に仕組みはない。

(7) その他

ヒアリング調査によると、研究者自身が学会(発表)や論文で先に成果をオープンにする傾向が強い。国費(税金)を使用しているため、権利化して収入を得るよりも、広く社会に使ってもらいたいという意識が先行している。そもそも組織として特許化を念頭に置いておらず、実施許諾に至る案件が少ないのが実情である。

2.2.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

国内出願の是非は、「特許権の維持見直し基準」に基づき、主に以下の観点を重視して決定している。なお、件数が少ないため、国内出願用に年間 4 件程度の予算を定常的に確保しているのみであり、予算面での強い制約はない。

- ・ライセンス・共同研究等の申し出の有無
- ・ライセンス・共同研究等の契約の有無
- ・実用可能性
- ・特許性(新規性・進歩性等)
- ・商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)

- ・年間予算（競争的資金等からの収入を含む。）

審査請求の是非については、共同研究やライセンスの申し出がある前提で、「特許権の維持見直し基準」に基づき、主に以下の観点を重視して決定している。

- ・ライセンス・共同研究等の契約の有無
- ・特許性（新規性・進歩性等）
- ・商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

外国出願の是非は、「特許権の維持見直し基準」に基づき、主に以下の観点を重視して決定している。

- ・ライセンス・共同研究等の申し出の有無
- ・ライセンス・共同研究等の契約の有無
- ・実用可能性
- ・特許性（新規性・進歩性等）
- ・市場性（市場規模・市場シェア等）
- ・商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)

出願国については、以下の観点を重視して決定している。

- ・特許に係る製品(部品を含む)・サービスを製造する国・地域
- ・特許に係る製品(部品を含む)・サービスを販売・利用する国・地域
- ・商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)

(3) 特許の棚卸し

特許の棚卸し（維持・放棄）は、「特許権の維持見直し基準」に基づいて実施している。時期について、国内に関しては、研究所が単独で権利を有する特許のうち、翌年度中に登録から7年目、10年目を経過するものを、11年目からは毎年実施している。外国の登録特許に関しては米国とそれ以外とで異なり、前者については研究所が単独で権利を有する特許のうち、翌年度中に登録から3.5年目、7.5年目、11.5年目を迎えるものを対象としている。後者については研究所が単独で権利を有する特許のうち、翌年度中に登録から3年目、7年目、11年目を経過するものに加え、登録から11年目を超えているものに関してはすべてを対象としている。

維持の主な条件は、実施許諾されているもの、共同研究等の企業連携に利用されているもの、その技術を使用しなければ同様の成果が得られないものである。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

決定にあたっては、いずれも法人内の役職員のみによる会議体(委員会等)の審議を経て決めている。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

共同研究、ライセンス等を進めるにあたり秘密保持契約(NDA)・秘密保持条項を有する契約を結ぶこととしている。また、秘密保持契約・秘密保持条項のひな形も策定している。

ヒアリング調査では、研究者が学会等で発表してしまうことで秘密情報でなくなってしまう点が課題としてあげられていたが、最近では研究インテグリティの観点から同研究所内でも営業秘密管理の問題が意識され始めているとのことであった。具体的には、研究者

向けに営業秘密やノウハウに関する勉強会を開催したり、事務職員に対しては後述のように今年度から経験豊富な他機関に出向させ、経験を積ませたりするといったことに取り組んでいる。また、ノウハウについてはこれまで明確な定義がなされていなかったが、直近の役員会議においてそれを定義づけ、知的財産として実施補償金の対象とする位置づけを行ったところである。

なお、スタートアップ企業との連携においても、特別な秘密情報（ノウハウ）を供与するのではなく、データや情報を提供し、相手方がそれに付加価値をつけて商品化する形をとっているため、これまで課題としては認識されてこなかった経緯がある。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

研究者等が退職した場合における機構保有の知的財産の取扱い（転職先での利用など）については、「防災科学技術研究所職務発明等規程」に基づき、当該国研が研究成果(特許等)の帰属主体であり、研究者等が退職後も権利はその機関に留まるとする運用をしている。

(7) その他

特筆すべきことはない。

2.2.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

他の機関・企業等とは、共同研究、委託・受託研究、技術移転、組織対組織による大型共同研究、産学官共同のコンソーシアム・拠点形成といった多様な手法で連携・協力を行っている。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

産学官連携活動の広報として、HP の知的財産・産学官連携ページを通じた情報発信を行っている。

ヒアリング調査によると、研究者が自ら学会等で共同研究先を探してくることが多く、過去には他機関の HP 等でも紹介してもらうなどの取組を行っていたが、そうした経路で実施許諾に至る効果が薄かったため現在の形に落ち着いたという。JST（科学技術振興機構）の新技术説明会等の活用可能性についても、単独で多数の特許を並べて説明できるだけの保有件数がなく、現況においては効果が少ないと認識されている。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報についても上記と同様であり、基本的には研究者が自らルート開拓を行っているのが実情である。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

ヒアリング調査によると、研究者の「成果をオープンにすべし」という文化と、経営層が求める「権利化して持続性を担保する」という方向性をどのようにすり合わせ、所内の方針としてまとめていくかが今後の課題として認識されている。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

知的財産の帰属(共同発明は共有や帰属割合)、利用実施権の付与、ライセンス条件、不

実施補償(実施しない場合の補償・第三者利用の可否)、優先交渉権、実施報酬、分配条件などは契約（共同研究契約、委託研究契約等）で定めている。

また、次のような契約ひな形を有し、これらを用いて契約策定が行われている。

- ・ 共同研究契約
- ・ 受託研究契約
- ・ 共同出願契約
- ・ 実施許諾契約
- ・ 不実施補償契約

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

関連する内部規程として「防災科学技術研究所職務発明等規程」を定めている。

前述のように、ノウハウについてはこれまで明確な定義がなされていなかったが、直近の役員会議でノウハウを定義づけ、知的財産として実施補償金の対象とする位置づけが行われたところである。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

関連する内部規程として「防災科学技術研究所職務発明等規程」を定めている。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

国研発 SU 支援に特化した規程（規定）は設けていない。ただし、ベンチャー支援規程を整備しており、要件を満たすと判断した企業等についてベンチャー認定を行い、研究開発成果や研究施設の利用等について優遇する旨を定めている。

(9) その他

保有特許（約 60 件）が古くなってきており、使われるものはすでに使われている状態である。新規の利活用を模索するというよりは、使い道が見込まれるものについてのみ新規で特許出願を行うスタンスである。

2.2.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

知的財産担当部署と産学連携・スタートアップ支援担当部署は同じ部署（研究共創推進本部研究推進室）にある。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

人員としては、研究推進室全体で 26～27 名が所属している。知財の専門人材については今年度（2025 年度）夏に 1 名雇用したが、知財専任の担当者はおらず、4～5 名が他の契約業務などと兼務しながら対応している状態である（室全体の約半分は契約関連に従事し、スタートアップ関連は 2 名で担当）。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

外部人材として弁理士に週 1 回程度客員として来てもらい、相談対応をしている。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

今年度は研究者向けに、営業秘密やノウハウに関する勉強会を実施した。また事務職員向けには、今年度から JAXA（宇宙航空研究開発機構）等の他機関へ出向させ、経験を積

ませる取組を始めている。INPIT（工業所有権情報・研修館）の研修等については、希望者がいれば受講を歓迎している。

(5) 人事評価への反映

人事評価については、知財創出も評価ポイントに含まれるが、他の項目で点数を稼ぐ方が容易なため、研究者が知財を意識する強い動機づけにはなっていない。

(6) その他

特筆すべきことはない。

2.2.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

戦略・ポリシーとして、「国立研究開発法人 防災科学技術研究所知的財産ポリシー³⁵」を整備している。

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

2024 年度の実績として、特許権出願数は 9 件（いずれも国内）、登録数は 3 件、保有数は 63 件（国内 62 件、外国 1 件）である。実施許諾契約数は国内の 1 件、プログラム/データベース著作物の登録総数は 1 件となっている。知財収入の合計は 724 万 8 千円である。

地震等の観測データについては、すべてオープンデータとして無償提供している。プログラムについては、昨年度実績で約 56 万円の許諾料収入があった。

図 2.2.2 に直近 5 年間（2020 年度～2024 年度）の特許件数（出願数、登録数、保有数）、実施許諾契約数と特許収入の推移を示す。特許出願数は国内外合計で年間 8 件前後、登録数及び特許権収入は年によってバラツキがある。特許保有数は、2020 年の 52 件から 2024 年の 63 件へと増加傾向が観察される。また実施許諾契約数は大きな変動はなく概ね安定といえる。

³⁵ 国立研究開発法人防災科学技術研究所 知的財産ポリシー

https://www.bosai.go.jp/sp/introduction/open/pdf/20241004_01.pdf

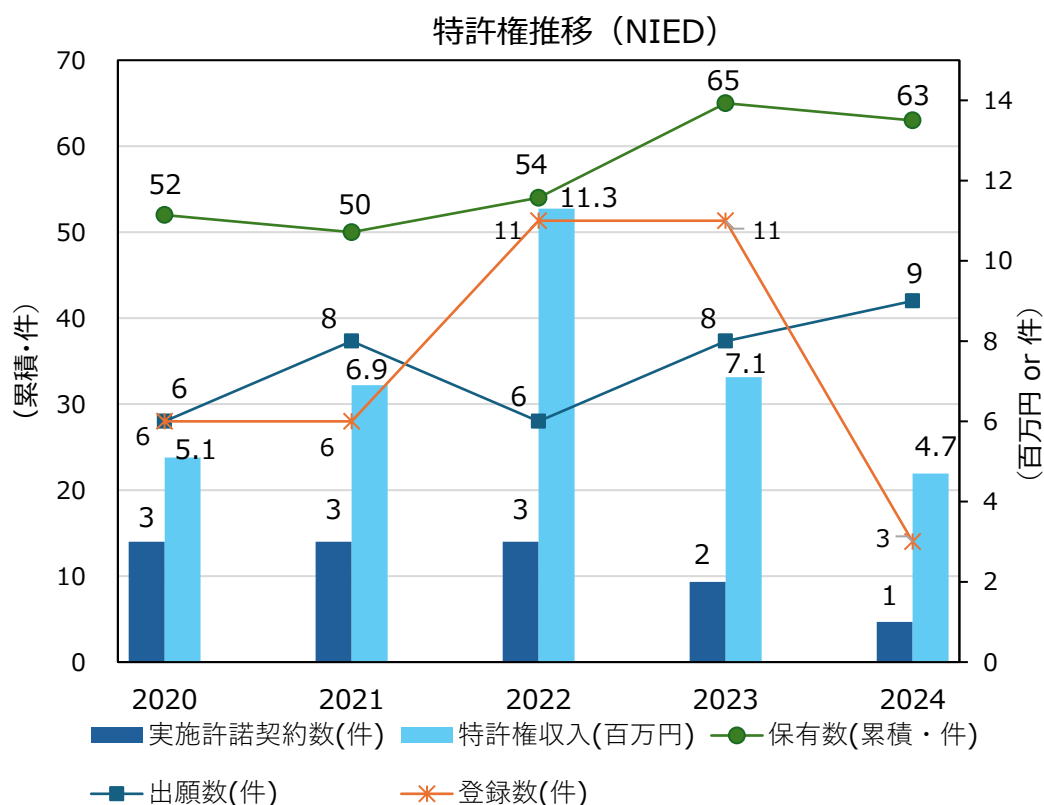


図 2.2.2: 特許件数・特許収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

2024 年度の産学官連携実績は以下の通りである。

- ・ 共同研究：149 件（国内 147 件、国外 2 件）、収入 8,507 万 3 千円
- ・ 受託研究：30 件（いずれも国内）、収入 6 億 75 万 1 千円
- ・ 施設供用・共用：68 件（いずれも国内）、収入 6 億 6,100 万円
- ・ 技術指導等：0 件、収入 0 千円

これら産学官連携（共同研究、受託研究、施設供用・共用、技術指導等）の 2020 年及び 2024 年の件数・収入の推移を図 2.2.3 に示す。受託研究以外の収入は増加傾向にある。

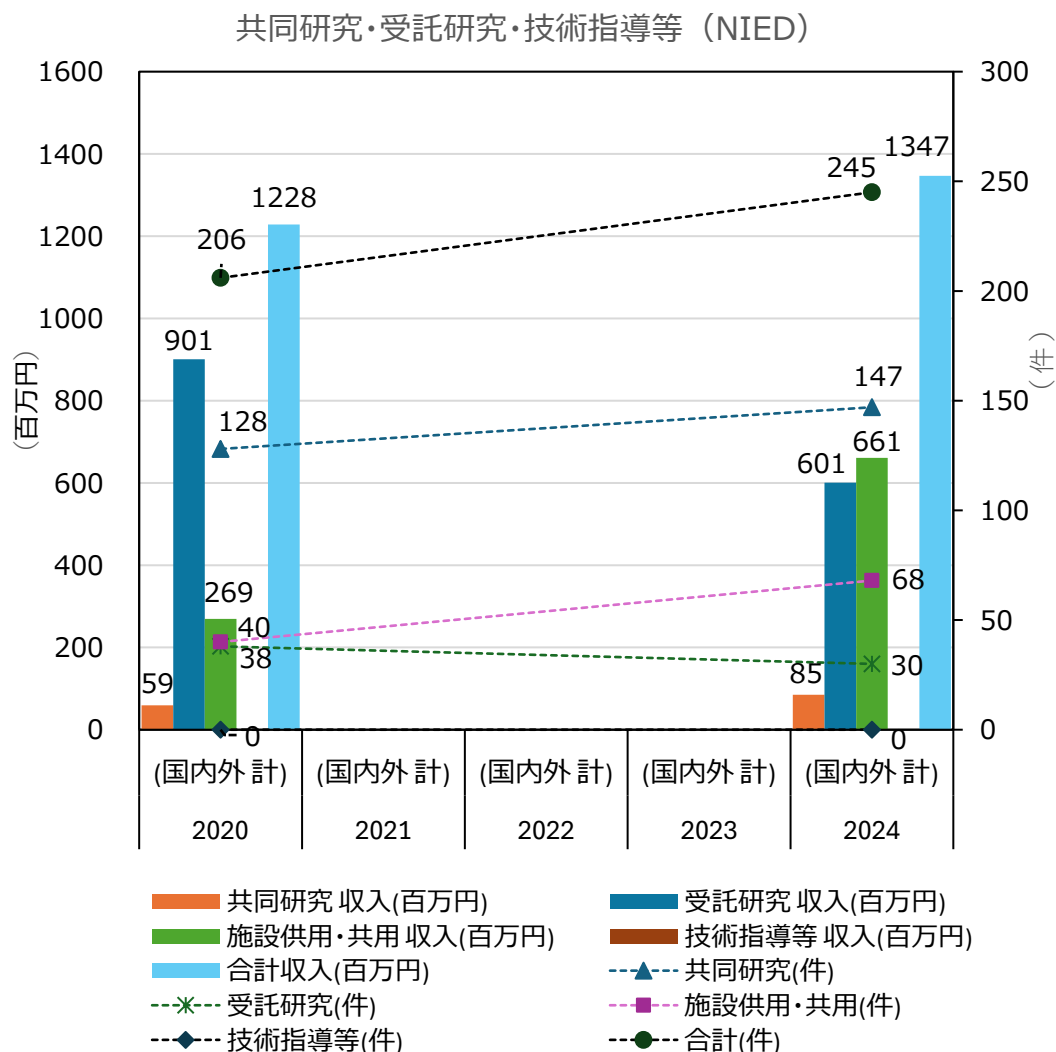


図 2.2.3: 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

2024 年度において、国研発スタートアップへの出資、株式取得・新株予約権の取得件数はいずれも 0 件である。

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

第 5 期中長期目標において、「防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進」が大きく取り上げられている。具体的には、「レジリエントな社会の実現に向け、社会の期待とニーズを踏まえて、組織・分野横断型の防災科学技術の研究開発を行い、国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等のステークホルダーとの幅広い連携を図り、連携に係る取組や成果を NIED 自ら分析・評価し、ステークホルダーに情報共有をするなど、更なる共創の強化に繋げる」こと、「スタートアップ等も含む産学官民による共創で研究開発を推進し、NIED のみならず、オールジャパンでの社会的課題の解決に向けて、情報プロダクトを生成することにより研究成果の社会的価値が創出されるよう取組を進める」こと、また、「国や地方公共団体、民間企業等、防災科学技術の研究開発成果を活用する

ことが想定される機関のニーズを踏まえた研究開発を進めるなど、研究開発成果が活用され普及されるための取組を推進し、防災・減災の市場の創出・拡大に資すること」を目指す、としている。

さらには、「研究開発成果の技術移転、社会実装、国際展開を効果的に進めるため、明確な知的財産ポリシーの下、NIED が創出・保有する知的財産の価値の最大化を図る」ことや、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、「NIED の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を行い、NIED が出資、設立した法人と連携し、NIED の成果の社会実装に向けた取組を行うことで社会のレジリエンス向上に努める」旨が記載されている。

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

研究紹介のページにおいて、登録番号のリンクから特許権の概要を、名称のリンクから開放特許情報データベースの該当ページをそれぞれ閲覧することが可能となっている。

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感じる点

そもそも大学等が競合相手であるとの認識がなく、有利・不利が意識されることはない。

(8) 国際標準化の取組・課題

海外連携としては、現在ベトナムの共同研究先から特許を使用したいとの申し出があり、共同出願の手続きを進めている。

国際標準化については、兵庫県の大型耐震施設を活用した基準作りを行っているほか、現在 ASEAN を対象とした国際的な取組の提案を進めている。

(9) その他

ヒアリング調査によると、AI や DX 技術は研究自体には取り入れているが、特許調査等での具体的な活用はこれからとのことである。経済安全保障については、法務・コンプライアンス部門が主導し、所内の勉強会等を実施していく予定となっている。

【参考情報・文献】

＜ウェブサイト＞

防災科学技術研究所 HP「組織図・予算」

<https://www.bosai.go.jp/introduction/organization.html>

＜資料＞

防災科学技術研究所、「令和 6 事業年度 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 事業報告書」

<https://www.bosai.go.jp/introduction/open/pdf/06jigyo.pdf>

防災科学技術研究所、「国立研究開発法人防災科学技術研究所 知的財産ポリシー」（平成 29 年 3 月 29 日制定，令和 6 年 10 月 1 日改正）

https://www.bosai.go.jp/sp/introduction/open/pdf/20241004_01.pdf

2.3 (国研) 量子科学技術研究開発機構

2.3.0 組織概要

(国研) 量子科学技術研究開発機構 (以下 QST という。) の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン	量子科学技術研究開発機構 (QST) は、機構の目標として「量子科学技術等に係る研究開発を通じて、新たな価値を創出・提供することで、経済・社会・環境が調和した持続可能な未来社会の実現に貢献」することを掲げている ³⁶ 。 「QST 未来戦略 2022」では今後 10～20 年を見据えた将来ビジョンとして「調和ある多様性の創造」を提示しており ³⁷ 、「革新的・独創的な成果を創出する世界トップクラスの量子科学技術研究開発プラットフォームを目指す」等としている。
(2) 主な業務内容	QST は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に基づき、①量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発、②放射線の人体への影響、放射線障害の予防・診断・治療及び放射線の医学的利用に関する研究開発等を総合的に行う法人である。 第 2 期中長期計画 (令和 5～11 年度) ³⁸ では、国の量子技術政策、健康・医療政策、エネルギー政策等を踏まえ、①量子科学技術等に関する研究開発、②放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築、③研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進等に取り組んでいる。
(3) 人員	2024 年度末 (2025 年 3 月末) 現在における常勤職員は 1,315 人であり、平均年齢は 47.2 歳である ³⁹ 。内訳は間接部門 286 人、事業部門 1,025 人とされており ⁴⁰ 、研究・事業を担う部門が全体の約 8 割を占めている。
(4) 予算	2024 年度の予算規模は約 449 億円である ⁴¹ 。主な財源の内訳は、運営費交付金約 254 億円、補助金約 170 億円、自己収入約 25 億円である。
(5) 主なアウトプット	業務実績等報告書 ⁴² によれば、2024 年度実績 (論文) として、量子技術の基盤となる研究開発 247 報、健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発 231 報、フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発 95 報、放射線被ばくから国民を守るための研究開発と社会システム構築 85 報である。 TOP10%論文数は、それぞれ 6 報、8 報、9 報、2 報であった。法人全体の国際共著論文数は 306 件である。 知的財産については、2024 年度は特許出願 129 件、登録 57 件等であ

³⁶ 量子科学技術研究開発機構「パーパス・基本理念・行動規範」<https://www.qst.go.jp/site/about-qst/1309.html>

³⁷ QST「QST 未来戦略 2022 の公表」5 頁。<https://www.qst.go.jp/site/welcome/1342.html>

³⁸ QST「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標を達成するための計画 (中長期計画) (令和 5 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日)」認可: 令和 5 年 3 月 29 日 変更: 令和 6 年 3 月 21 日、2 頁。<https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/37689.pdf>

³⁹ QST「第 9 期事業年度 自: 令和 6 年 4 月 1 日 至: 令和 7 年 3 月 31 日 事業報告書」16 頁
<https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/47358.pdf>

⁴⁰ QST「業務内容別の職員数」<https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/44550.pdf>

⁴¹ QST. QST. 22 頁。<https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/49613.pdf>

⁴² QST「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 令和 6 年度業務実績等報告書」80 頁等。<https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/46738.pdf>

った。

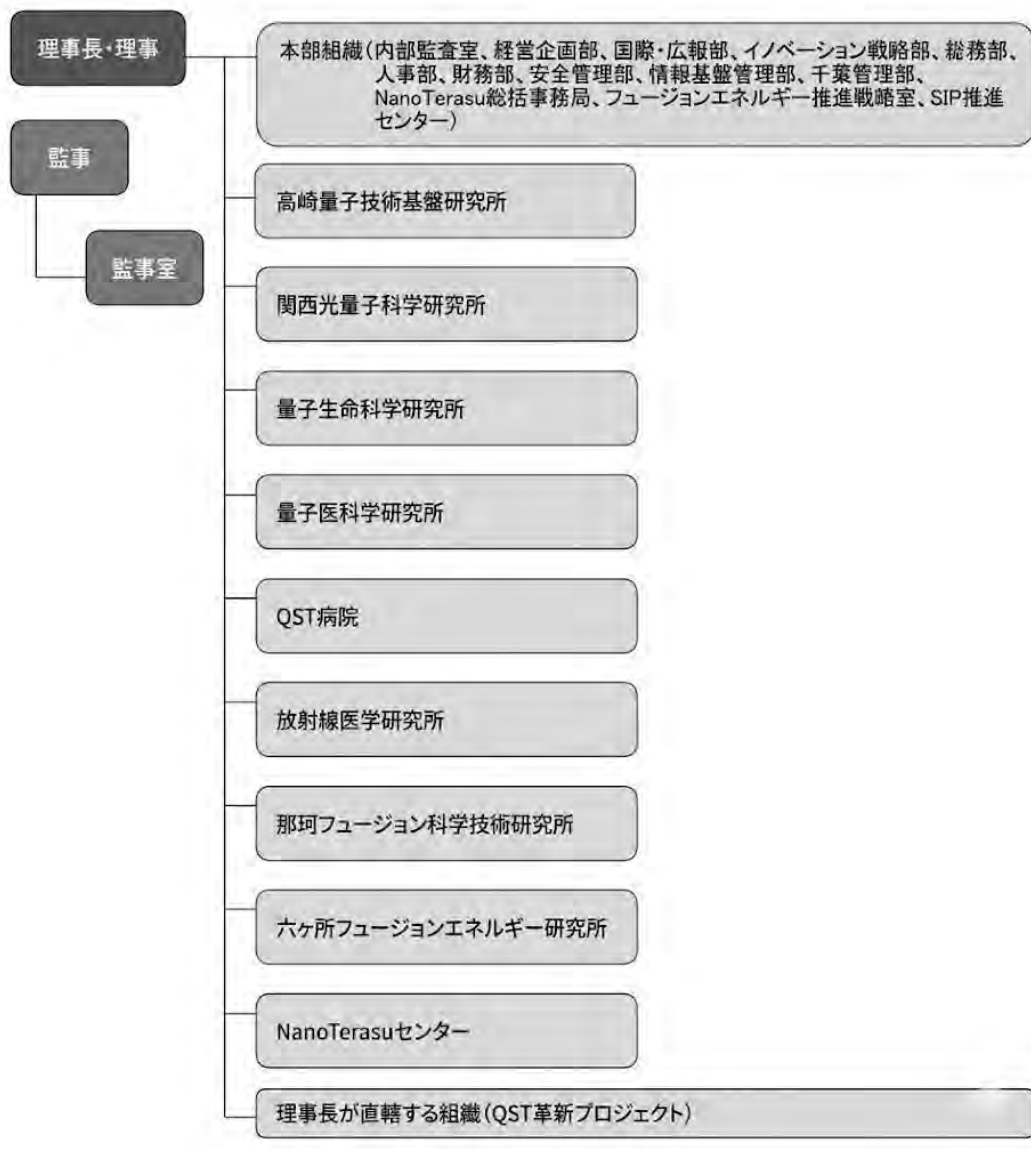


図 2.3.1: 量子科学技術研究開発機構の組織図
(出典) 量子科学技術研究開発機構「組織図」に基づき作成。
<https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/45601.pdf>

2.3.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

機構本部に設置されたイノベーション戦略部を中心として、知的財産、産学連携、スタートアップ支援を一体的に担う体制を整備している。同部には産学連携戦略課、研究協力推進課、知的財産活用課、研究支援連携業務課の4課が置かれ、企業との協議、共同研究の締結、共同研究から生じた知的財産の出願、利活用、認定ベンチャー支援までを同一部署内で担っており、知財創成の入口から出口までを部内で連携して進める体制が構築され

ている⁴³。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

アンケート調査結果によれば、コンソーシアムや複数機関との共同研究等において、共同研究契約のひな形に知的財産条項をあらかじめ盛り込み、これを用いて事前の合意形成を実務上行う運用を採っている。共同研究・受託研究により生じた知的財産の帰属、利用実施権の付与、ライセンス条件、不実施補償、優先交渉権、実施報酬、分配条件等について契約で定めている。共同研究契約、受託研究契約、共同出願契約、実施許諾契約の各ひな形を用いて契約策定が行われている。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

知的財産（発明・著作物・ノウハウ等）を創造した研究者に対し、その対価として報奨金を支払う制度を設けている。内部規程として「職務発明等取扱規程」を制定し、実施料収入が 100 万円以下の場合には、当該収入実績の 50%を報奨金として支払う。補償額は段階的に設定されており、100 万円超 1,000 万円以下の部分は 25%、1,000 万円超 1 億円以下の部分は 10%、1 億円超 10 億円以下の部分は 20%、10 億円超の部分は 50%としている。当該制度については、研究者の発明創出活動等への意欲向上につながる旨の情報を踏まえて改定が行われたとのことである⁴⁴。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

アンケート調査結果によれば、知的財産のライセンス・譲渡等に伴う収入について、当該知的財産を創造した研究現場（研究者個人・研究部署）に研究用として還元するための制度や内部規程は定めていない。知的財産部局に対して収入を還元する仕組みについても、特に定まった制度や内部規程はない。

知財収入は他の自己収入とともに、必要な間接部門の拡充等に用いられているとのことである⁴⁵。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

企業等との共同研究・受託研究において、企業から提供された資金を、知的貢献費のような裁量性のある経費として研究現場に入れる仕組みについて、QST は「特に仕組みはない」とアンケートで回答している。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

QST の公開資料では、受託研究や競争的資金の増加に向けて、大型外部資金の獲得・執行に機構全体で取り組む方針が示されている⁴⁶。また、イノベーション戦略部は、研究資金の調達や知的財産の管理・活用に関するスキル形成を支援し、URA 資格取得や育成にも力を入れているとされる⁴⁷。

⁴³ ヒアリング

⁴⁴ ヒアリング

⁴⁵ ヒアリング

⁴⁶ 量子科学技術研究開発機構「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和 7 年度の業務運営に関する計画（年度計画）」令和 7 年 3 月 27 日制定 令和 7 年 3 月 31 日変更. 21 頁.

⁴⁷ 量子科学技術研究開発機構「イノベーション戦略部」<https://www.qst.go.jp/site/headquarters/innovation.html>

(7) その他

QST の知的財産創造に関する取組の特徴として、第一に、「知的財産利活用ガイドライン」を組織横断的な戦略・ポリシー文書として整備している点が挙げられる。アンケートでも同ガイドラインの存在が確認されており、QST の年度計画⁴⁸でも、研究開発成果の権利化及び社会実装を促進する基本方針として同ガイドラインに基づき、市場性・実用可能性等を踏まえた質の高い権利化・維持・活用促進に取り組むことが明記されている。

第二に、知財創造・保護・利活用の実務上のボトルネックとして、QST 自身が、人的リソースや予算不足を課題として挙げている。人的リソースが増えれば、研究現場を訪問しての発明発掘や発明相談をより手厚く展開でき、発明の掘り起こしにつながると認識されている⁴⁹。

2.3.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

特許の権利化及び棚卸しの判断について「知的財産利活用ガイドライン」に基づき方針を定めている。アンケート調査結果によれば、国内出願の是非は、規程等の方針に基づき、主に以下の観点を特に重視して決定している。

- ・ 実用可能性
- ・ 特許性（新規性・進歩性等）
- ・ 国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること

出願判断に当たっては、「特許性」と「実用可能性」を重視し、諸項目を整理したチェックシートを用いて、イノベーション戦略部内の発明評価会において議論している。特許性に課題がある場合には、特許事務所と相談しつつ、明細書で特許性を明確化する補足を行う。先進的な研究成果であるため市場が未成熟で実用可能性に課題がある場合でも、その先進性を勘案して出願を行うことがある⁵⁰。

審査請求については、特に重視する観点として、

- ・ ライセンス・共同研究等の契約の有無
- ・ 実用可能性
- ・ 特許性（新規性・進歩性等）
- ・ 商業価値（ライセンス収入、ライセンシー等の意向）
- ・ 国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること

が挙げられている。審査請求段階では契約状況や商業価値をより強く見ている。

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

アンケート調査結果によれば、外国出願の是非については、

- ・ ライセンス・共同研究等の契約の有無
- ・ 実用可能性
- ・ 市場性（市場規模・市場シェア等）
- ・ 商業価値（ライセンス収入、ライセンシー等の意向）
- ・ 国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること

を特に重視して決定している。

⁴⁸ 「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和 4 年度の業務運営に関する計画（年度計画）（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）. 13 頁. <https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/27305.pdf>

⁴⁹ ヒアリング

⁵⁰ ヒアリング

外国出願の可否判断に当たっては、①出願希望国における産業利用、②実用化に向けた取組状況及び対象国での実施料収入の見込み、③QST 事業への寄与を参考にしている。また、外国移行等のように多額の費用が発生する段階では、外部有識者や関連部署が参加する知的財産審査会において厳密に審議を行っているとのことである⁵¹。

さらに、出願国の選定については、以下の観点を重視している。

- ・ 特許に係る製品・サービスを製造する国・地域
- ・ 特許に係る製品・サービスを販売・利用する国・地域
- ・ 特許・技術の優位性
- ・ 全世界又は各国・地域の市場性
- ・ 商業価値（ライセンス収入、ライセンシー等の意向）

海外特許出願に関する実務面では、知的財産担当部局の予算以外に研究部門の予算を充てることができるとされている。

QST はアンケート調査の自由記述で、特許出願費用の不足により外国出願国数を絞らざるを得ないことを課題として挙げている。

(3) 特許の棚卸し

アンケート調査結果によれば、棚卸しに当たって特に重視している観点は、

- ・ ライセンス・共同研究等の申し出の有無
- ・ ライセンス・共同研究等の契約の有無
- ・ 商業価値（ライセンス収入、ライセンシー等の意向）
- ・ 国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること

である。

維持・放棄の判断に当たって外部専門家は原則関与せず、特許維持管理及び外国出願業務の合理化の判断基準に基づき、イノベーション戦略部長の判断の後、担当理事による回議書での決裁手続きを行っている。その結果は、外部専門家も参加する知的財産審査会に報告している⁵²。

棚卸しの時期については、アンケート調査結果によれば、国内の登録特許は登録後 6 年、外国の登録特許は登録後 3 年を目安としている。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

発明の出願の是非については、イノベーション戦略部内の「発明評価会」を原則週 1 回開催し、そこで判断を行っている。

外国移行等のように多額の費用が発生する審査請求の段階では、弁理士 2 名を含む外部有識者や QST 内の関連部署が参加する「知的財産審査会」で厳密に審議を行う⁵³。棚卸しについては、上記のように、イノベーション戦略部長の判断後、担当理事による回議書決裁を経て処理している⁵⁴。

また、QST は、委員会や外部有識者による確認などで出願が遅れることがあるとアンケートで回答している。なお、単独出願と企業等との共同出願とで決定プロセスに特段の違いはないとされている一方、単独出願と共同出願で判断観点や出願国選定に違いがあると

⁵¹ ヒアリング

⁵² ヒアリング

⁵³ 令和 6 年度業務実績等報告書によれば、令和 6 年度において知的財産審査会を 9 回、新規出願評価会を 23 回開催した」とのことである。（QST「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 令和 6 年度業務実績等報告書」86 頁）

⁵⁴ ヒアリング

回答している。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

アンケート調査結果によれば、QST では共同研究等を進めるにあたり、秘密保持契約・秘密保持条項を有する契約を結ぶこととしており、また、秘密保持契約・秘密保持条項のひな形を策定している。

研究者自身が研究成果を公開してしまうリスクが課題として認識されている。営業秘密については、研究現場の責任者からの申請に基づき、会議体で認定した上で、知的財産活用課が一元的に登録・管理を行っている⁵⁵。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

アンケート調査結果によれば、研究者等が退職した場合における機構保有の知的財産の取扱いについて、研究成果（特許等）の帰属主体は機構であり、研究者等が退職後も権利は機構に留まるとの運用を採っている。関連規程としては「職務発明等取扱規程」が挙げられている。研究者退職時の知財管理について、特出しした運用ルールは必要がない状況と認識されている⁵⁶。

(7) その他

QST の知的財産の保護・管理の特徴として、第一に、判断基準が「知的財産利活用ガイドライン」により明文化されていること、第二に、審査請求や棚卸しでは外部専門家を含む会議体を用いる慎重な審査体制を採っていることが挙げられる。

課題としては、アンケート自由記述にあるとおり、特許出願費用の不足により外国出願国数を絞らざるを得ない点である。PCT 出願後の外国移行に当たって、発明者が複数国での権利化を希望する場合であっても、現状では予算上の制約から出願国数を限定せざるを得ないとのことである⁵⁷。

2.3.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

他の研究開発機関・企業等との間で、共同研究、委託・受託研究、技術相談・指導・コンサルティング、技術移転（ライセンス契約、MTA 等）、施設・データベースの供用・共用、産学官共同のコンソーシアム・拠点形成など、多様な手法で連携・協力を行っている。

前述のように、企業との協議、共同研究の協議・締結、共同研究から生み出された知的財産の出願、特許の利活用、認定ベンチャー支援までをイノベーション戦略部内で一体的に実施している。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

QST における産学官連携活動の広報・マッチング手段は、ホームページの知的財産・産学官連携ページ、展示会出展、産業界向け説明会・商談会、パンフレット類・ニュースリリース、技術・研究成果物のシーズ集、コンソーシアム・拠点形成を通じた継続的接点づくりである。

特に、シーズ集は、他の機関・企業等への広報として、QST の供用施設・装置の紹介及

⁵⁵ ヒアリング

⁵⁶ ヒアリング

⁵⁷ ヒアリング

び最近取得した特許に関する研究シーズをまとめた冊子であり、展示会等のイベントやQST 主催の研究報告会等で広く配布されている。同冊子はホームページにも掲載されており、これにより企業からの問い合わせが増加し、共同研究や実施許諾契約に結びつく事例も増えているとのことである⁵⁸。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

QST は地域連携・産学連携施策として、千葉市、千葉県の団体に参加してネットワーキングを行っている。千葉県内の地域連携事例があり、QST 認定ベンチャー1 社が 2025 年度に千葉県内の金融機関や自治体等の研究補助金を獲得した実績がある⁵⁹。

海外に対しては、アンケート回答では、国際共同研究・受託研究及び国際標準化への取組が挙げられている。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

前述のように、QST では、知的財産の権利化・維持・活用の判断基準を「知的財産利活用ガイドライン」で定めており、公開業務実績資料でも、同ガイドラインに基づき、出願から取得・保有・活用までを一貫して運用し、必要な権利の精査や外国出願基準の明確化を進めてきたことが示されている⁶⁰。また、共同研究やライセンス等に当たり秘密保持契約や秘密保持条項を備えた契約を締結する運用も確認できる。

QST は国研として知的財産の自己使用を行わないため、基本的にはライセンスを原則とし、第三者への実施許諾を通じて社会実装を展開している。他方、秘密情報とすべきものについては、ノウハウ等として非公開扱いとし、QST 内で保護・管理している⁶¹。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

共同研究等により生じた知的財産については、共同特許出願者が実施する際には実施許諾契約を締結してライセンス収入を得る運用としている。また、共同特許出願者以外の第三者への実施許諾によって収入を得ることもある。企業との間で権利帰属が争点となる場合には、外部顧問弁護士や包括契約先の特許事務所の助言を得ながら協議を進めている。なお、特許権の有償譲渡は選択肢としていない⁶²。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

アンケート調査結果によれば、QST では、プログラム／データベース著作物について、職務著作（法人著作）として取り扱っているとされている。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

QST では、マテリアル、試作品、データ等の研究成果物を第三者に提供する場合について、関連する内部規程・指針として「職務発明等取扱規程」⁶³を挙げている。また、QST の規程集には、同規程に加え「研究成果物取扱規程」⁶⁴も掲載されている。

⁵⁸ ヒアリング

⁵⁹ ヒアリング

⁶⁰ 「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 第1期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績等報告書」99 頁、<https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/28300.pdf>

⁶¹ ヒアリング

⁶² ヒアリング

⁶³ <https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/37721.pdf>

⁶⁴ <https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/37722.pdf>

研究成果物を第三者に提供する場面では、研究者自身が研究成果を公開してしまうリスクが課題として認識されている。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

QST では、国研発のスタートアップ創出・支援のため、アンケート上、研究者の国研発 SU との兼業を可能とする兼業規程、国研発スタートアップへのライセンスを含む特許等知的財産の取扱いに関する規程、株式又は新株予約権の取得等に関する規程、研究者が設立した又は設立に関与したスタートアップとの共同研究に関する規程、利益相反マネジメントに関する規程が既に整備されているとアンケートで回答している⁶⁵。したがって、QST は、スタートアップ支援について、兼業、ライセンス、出資、共同研究、利益相反管理まで含めた制度パッケージを備えている。

国研発 SU 支援として、QST 発明者による認定ベンチャー起業支援を行っている。2024 年には QST 認定ベンチャーに対する初めての出資を実施したが、その際には、現金・現物のいずれを用いるか、出資の対価として受けるべき株式の種類や規模等をどう判断するかといった点で、法人としての判断スキルの不足が課題となった。このため、顧問弁護士との協議を重ねるとともに、株式評価については財務担当部署や外部専門機関（会計事務所）の協力を得て対応した。事例としては、放射線医学研究所由来の技術をベースとした株式会社 Type-I Technologies や、初出資案件である LiSTie 株式会社が挙げられる⁶⁶。

(9) その他

QST の知的財産の利活用の特徴として、第一に、知財、産学連携、スタートアップ支援をイノベーション戦略部に集約し、ワンストップで扱う体制を採っている点が挙げられる。第二に、共同研究、受託研究、技術相談、施設供用、コンソーシアム形成、ライセンス等の多様な方法で利活用を進めている。

他方で、アンケートでは、知的財産の利活用がうまく進まない要因として、人的リソース不足、利活用市場に関する情報収集不足、ノウハウ不足が挙げられている。大学との比較において、知的財産管理部門の人的リソースが少ないことや意思決定スピードが遅いことを不利な点として認識している。

2.3.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

量子科学技術研究開発機構では、本部にイノベーション戦略部に知的財産活用課を設置し、知的財産を所掌する専任部署として位置付けている。イノベーション戦略部には他に産学連携戦略課、研究協力推進課、研究支援連携業務課が置かれ、4 課体制となっている。知的財産担当部署と産学連携・スタートアップ支援担当部署は同一部内に置かれており、各研究部門・地域への分散配置や、外部組織（TLO 等）への業務委託は行っていない。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

イノベーション戦略部は 31 名で構成される。そのうち知的財産活用課は 10 名で、定年制職員 4 名、任期制職員 5 名（うち非常勤 1 名）、派遣職員 1 名である。知財・産学連携・認定ベンチャー支援の各機能がイノベーション戦略部に置かれていることにより、知

⁶⁵ 量子科学技術研究開発機構「規程集」<https://www.qst.go.jp/site/about-qst/1312.html>

⁶⁶ ヒアリング

財創成の入口から出口までを一体的に進める体制が構築されている⁶⁷。

イノベーション戦略部において知的財産管理技能士等の有資格者は8名であり、この中には知的財産活用課から他課へ異動した者や部付職員も含まれる。知的財産活用課内の有資格者は4名で、2級又は3級の保有者が多い。事務系職員についてはQST内の各拠点（千葉、高崎、那珂、木津など）の管理部門等に異動するジェネラリストが多い。技術系担当については、特許事務所や特許庁審査官の経験者を任期付の専門人材として採用している。知財関連人材の採用に際しては、人事担当部署の公式採用ルートに加え、専門人材バンクや知的財産管理技能士協会のネットワーク等も活用している⁶⁸。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

組織内部に弁護士・弁理士を置かず、外部専門家を中心に活用する構造となっている。（外部弁護士1名、外部弁理士10名）。

弁護士・弁理士については、例えば、共同研究等における権利帰属調整については、法的論点に関し外部顧問弁護士の助言を受けるとともに、特許権や請求項の範囲等については包括契約を締結している特許事務所から助言を得ている。また、知的財産審査会には弁理士2名が参加している⁶⁹。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

アンケート調査結果によれば、QSTでは、JSTやNEDOなどの目利き人材育成、支援人材育成講座等を活用し、知的財産管理部門職員の支援人材育成に取り組んでいる。JSTやNEDOの目利き人材育成講座を受講した職員は、企業とのアライアンス事業の展開支援、研究現場を訪問しての知財発掘、QST発明者による認定ベンチャー起業支援等において、そのスキルを活用している⁷⁰。

イノベーション戦略部では、URA（リサーチ・アドミニストレーター）資格の取得・育成にも力を入れている⁷¹。

また、年1回の知財セミナーや初任者研修を実施し、知的財産利活用ガイドライン等の浸透を図っている。

(5) 人事評価への反映

QSTでは、研究者の人事評価（昇進・任期更新・業績評価）において、知的財産創出やライセンス活動を具体的にどのように点数化・査定するかが内部人事評価規程で決められているとのアンケート回答であった。

研究者の人事評価については、研究現場の上長が、知財創出・利活用活動やその成果を評価している⁷²。

(6) その他

組織体制の整備及び人材育成における課題として、アンケート調査結果では、事務職員の定期的な人事異動により、経験を積んだ職員が異動してしまうため、専門人材の育成が困難であることが挙げられている。

⁶⁷ ヒアリング

⁶⁸ ヒアリング

⁶⁹ ヒアリング

⁷⁰ ヒアリング

⁷¹ QST「イノベーション戦略部」<https://www.qst.go.jp/site/headquarters/innovation.html>

⁷² ヒアリング

このため、ジョブ型雇用は導入していないものの、原則として異動のない任期制職員枠で専門知識を有する人材を即戦力として採用している。また、研究部門側の知財担当者も定期的に異動等で入れ替わるため、初任者研修や知財セミナーを通じたガイドラインの浸透が引き続き必要とされている⁷³。

2.3.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

（1）知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

QST では、知的財産・産学官連携に関する組織横断的な文書として、「知的財産利活用ガイドライン」を整備している。公開資料でも、QST は研究開発成果の権利化及び社会実装を促進する基本方針として同ガイドラインを位置付け、市場性、実用可能性等を踏まえた質の高い知的財産の権利化・維持・活用を進めるとしている。関連規程としては、「職務発明等取扱規程」、「研究成果物取扱規程」、「利益相反マネジメント規程」等が公開されており、知財の創造・管理・活用と産学官連携、スタートアップ支援を支える規程群が整備されている。

なお、QST の知財関係規程は、2016 年の組織統合⁷⁴に伴い、旧放射線医学研究所（放医研）の規程に、移管された日本原子力研究開発機構（JAEA）組織の規程が合わさった形で整備されている。スタートアップ支援については旧放医研に規程がなかったため、JAEA の規程を参考にしている⁷⁵。

（2）知的財産の出願・保有数、知財収入

2024 年度において、特許出願数 129 件（国内 68 件、外国 61 件）、登録数 57 件（国内 27 件、外国 30 件）、保有数 354 件（国内 230 件、外国 124 件）、実施許諾契約数 2 件、知財収入 9,785 万円である（保有数は 2024 年度末（以下同様））。また、実用新案権の出願数と保有数はどちらも 0 件、意匠権は出願数 3 件・保有数 11 件、商標権は出願数 0 件・保有数 25 件、育成者権は出願数 0 件・保有数 15 件、プログラム/データベース著作物の登録総数は 18 件である。

知財収入については、2023 年度の約 1.48 億円から 2024 年度の約 9,800 万円へと変動しているが、これは特定の大型契約の影響によるものである⁷⁶。

⁷³ ヒアリング

⁷⁴ 2016 年に国立研究開発法人放射線医学総合研究所（放医研）が、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（原子力機構）の量子ビーム部門の一部及び核融合研究部門を統合することにより、量子科学技術研究機構は設立された。

⁷⁵ ヒアリング

⁷⁶ ヒアリング

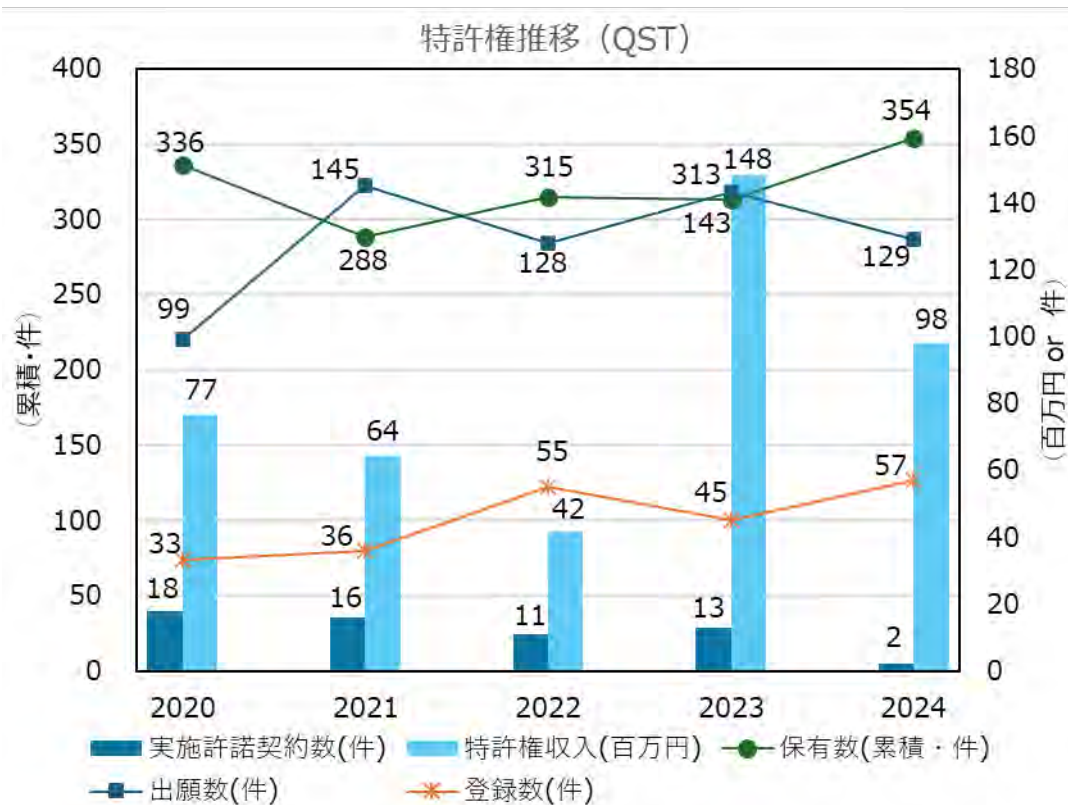


図 2.7.2: 特許件数・特許収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

アンケート調査結果によれば、2024 年度の産学官連携実績として、共同研究 102 件、収入 2 億 5330 万円、受託研究収入 61 億 149 万 8 千円、施設供用・共用 371 件、収入 1 億 5664 万円であった（いずれも国内と国外の合計）。

図 2.7.3 に示すとおり、2020 年と比較すると 2024 年は各収入とも増加傾向にあり、特に受託研究の収入が大幅に増加している。

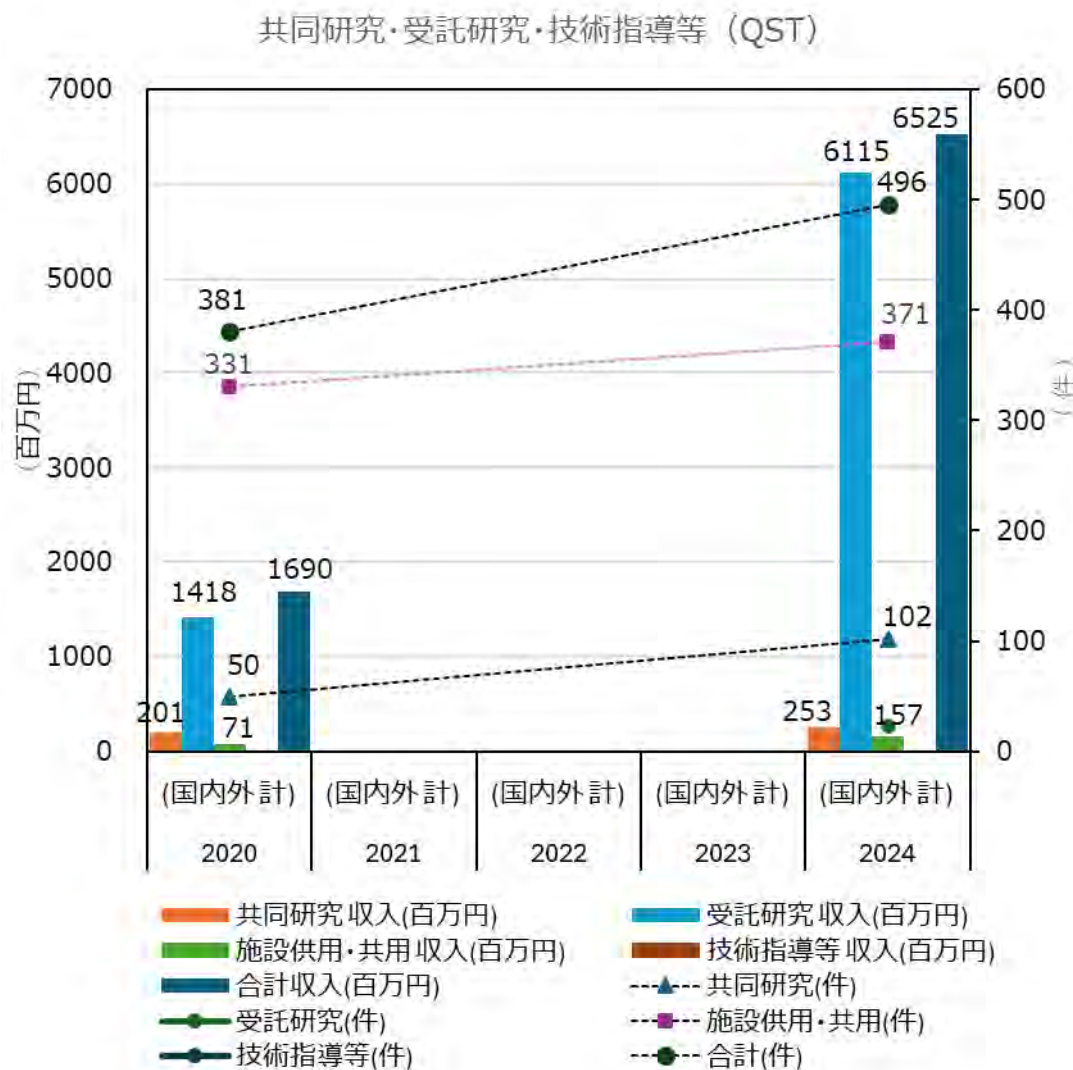


図 2.7.3: 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

アンケート調査結果では、国研発スタートアップの新規認定数は、2020 年度 1 件、2021 年度 0 件、2022 年度 2 件、2023 年度 2 件、2024 年度 1 件であった。また、出資した SU 数、株式取得・新株予約権を取得した SU 数は 2024 年度に各 1 件である（どちらも 2020 年度以降）。

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

QST の中長期目標では、「運用・保有する最先端の研究設備、研究ネットワーク等を最大限に活用して、産学官の外部機関との共同研究や人材交流等の連携を積極的に推進」し、「企業との連携・共同研究等における収入額の増加や、イノベーションハブの参画企業数の増加に努める」とこととされている。また、「必要に応じて外部の機関・人材も活用しつつ、産学官連携を促すための人材の配置や育成、制度の設計・整備などのマネジメントを

着実に行うことにより、研究成果の社会実装等を促進」すること、「知的財産の獲得・維持・活用のための適切な人員配置等の体制を整える」「他の量子拠点との連携を推進し、研究開発の成果の最大化に努める」と記載されている⁷⁷。

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

QST のホームページ上では、共同研究や知的財産の実用化事例、QST 認定ベンチャー支援等について説明されている。また、規程集では職務発明等取扱規程、研究成果物取扱規程、利益相反マネジメント規程等が公開されている。

- ・「産学連携」：QST の産学連携、共同研究、知的財産の実用化事例等について説明。

<https://www.qst.go.jp/site/qst-sangakurenkei/>

- ・「外部連携」：問合せ先等。

<https://www.qst.go.jp/site/collaboration/>

- ・「QST ベンチャー支援制度」：QST 認定ベンチャー企業の紹介。

<https://www.qst.go.jp/site/qst-venture/>

- ・「施設共用」：代表的施設の紹介。

<https://www.qst.go.jp/site/qst-shisetsu/>

- ・「アライアンス事業」：アライアンス事業の仕組み等について説明。

<https://www.qst.go.jp/site/qst-alliance/>

- ・「QST 参加展示会」：nano tech 2025 参加時の展示内容等。

<https://www.qst.go.jp/site/qst-sangakurenkei/qst-tenjikai.html>

- ・「新技術説明会」：発表時のプレゼン資料、動画。

<https://www.qst.go.jp/site/qst-sangakurenkei/shingijyutusetsumeikai-qst.html>

- ・「よくあるご質問 (FAQ)」：知的財産等

<https://www.qst.go.jp/soshiki/104/27243.html>

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感じる点

アンケート調査結果によれば、QST は、大学より有利と思われる点は「なし」と回答している。一方、不利な点として、知的財産管理部門の人的リソースが少なく、人材育成が弱いこと、特許出願までの意思決定のスピード感が遅いことを挙げている。

知的財産の権利化・管理に関する意思決定については、発明者と知的財産活用課との間での発明内容確認、知的財産活用課での評価、会議体での審議承認等、多くのプロセスを経ており、なお効率化の余地があると認識されている。このため、組織内審議プロセスの簡潔化や電子署名導入等による意思決定の効率化に取り組んでいる⁷⁸。

他方、国家戦略に関係する特に重要な領域である量子技術イノベーション研究分野、フュージョンエネルギー研究分野や大型研究プロジェクトについては、研究現場と連携し、研究開始前から特許出願戦略等を検討するなど、リソースの選択と集中を行っている⁷⁹。

(8) 国際標準化の取組・課題

アンケート調査結果によれば、QST は、国際標準化に関する会議等に参加し、情報収集に取り組んでいる。また、人材育成が課題であると回答している。

国際標準化については、量子技術に関する国際標準化活動の推進、原型炉実現に向けた基盤整備、健康医療に関する国際水準の研究開発環境の実現を加速するための国際標準化

⁷⁷ 文部科学省・原子力規制委員会「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）」令和 5 年 2 月 28 日（令和 6 年 2 月 16 日変更指示）、10 頁。

⁷⁸ ヒアリング

⁷⁹ ヒアリング

の戦略的主導等について、攻めの戦略にシフトする計画を有している⁸⁰。

(9) その他

AI・DX技術の活用として、概念検索システム PatentSQUARE を 2020～2021 年頃に導入し、主として知的財産活用課等で利用している。また、知的財産関係の契約業務では、LegalForce 等の AI によるレビュー機能を有する外部サービスを利用し、業務の効率化を図っている⁸¹。

また、経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動については、アンケート調査結果において、知的財産の実施許諾契約の締結・実施に際して経済安全保障への影響を勘案していること、その結果として、実施先の確認に時間を要していることが示されている。

経済安全保障への対応については、実施許諾契約に際して実施先確認のためにイノベーション戦略部だけでなく国際担当部署等との慎重な協議が新たに必要となっている。企業との交渉を含め、案件によっては契約締結までに数か月から数年を要することがある。

今後の課題として、経済安全保障への知的財産の対応や非公開特許制度への対応において他国研の有効な取組を取り入れることの検討がヒアリングで示された。他機関の有効な取組を取り入れる観点から、国研知財担当者会合で得た人脈の活用を重視するとともに、海外ではマックス・プランク研究所、ヘルムホルツ協会などの産学連携手法を注視しているとのことである⁸²。

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

量子科学技術研究開発機構「パーパス・基本理念・行動規範」<https://www.qst.go.jp/site/about-qst/1309.html>

量子科学技術研究開発機構「イノベーション戦略部」

<https://www.qst.go.jp/site/headquarters/innovation.html>

QST「QST 未来戦略 2022 の公表」5 頁。 <https://www.qst.go.jp/site/welcome/1342.html>

量子科学技術研究開発機構「規程集」 <https://www.qst.go.jp/site/about-qst/1312.html>

<資料>

- ・ 文部科学省・原子力規制委員会「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）」令和 5 年 2 月 28 日（令和 6 年 2 月 16 日変更指示）。

量子科学技術研究開発機構

- ・ 「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）（令和 5 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）」認可：令和 5 年 3 月 29 日 変更：令和 6 年 3 月 21 日。
- ・ 「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 第 1 期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績等報告書」
- ・ 「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和 4 年度の業務運営に関する計画（年度計画）（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）。
- ・ 「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の令和 7 年度の業務運営に関する計画（年度計画）」令和 7 年 3 月 27 日制定 令和 7 年 3 月 31 日変更。
- ・ 「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 令和 6 年度業務実績等報告書」

⁸⁰ ヒアリング

⁸¹ ヒアリング

⁸² ヒアリング

- ・ 「第9期事業年度 自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日 事業報告書」
- ・ 「QST」 <https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/49613.pdf>
- ・ 「業務内容別の職員数」 <https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/44550.pdf>

2.4 (国研) 理化学研究所

2.4.0 組織概要

(国研) 理化学研究所 (以下「理研」又は「RIKEN」という。) の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン	理研は、「国立研究開発法人として、その科学を国民そして人類全体の未来の創造へとつなぎ、国民と真摯に対話しながら、その価値を明確化し共有する」ことを掲げている。また、ビジョン（目指す将来像）として、「RIKEN's Vision on the 2030 Horizon」 ⁸³ に基づき、中長期計画やTRIP (Transformative Research Innovation Platform) ⁸⁴ などの施策を推進している。
(2) 主な業務内容	国立研究開発法人理化学研究所法に基づき、科学技術に関する試験及び研究等の業務を実施し、我が国の科学技術水準の向上を図る役割を担っている。第5期中長期計画（令和7年4月1日～令和14年3月31日）においては、国の政策や社会課題を踏まえ、以下の5つの研究領域（開拓科学、数理・計算・情報科学、生命科学、環境科学、物理科学）を軸として研究開発を推進している。また、スーパーコンピュータ、大型放射光施設、バイオリソース等の大型研究基盤の整備・運営・高度化を進めている。
(3) 人員	2025年4月1日現在における常勤職員は3,538名である。内訳は研究職1,865名、技術支援職559名、リサーチ・アドミニストレーター102名、アシスタント・事務職・その他1,012名となっている。なお、令和6年度事業報告書では、令和6年度末現在の常勤職員数は3,560人、平均年齢は45歳とされている。
(4) 予算	2025年度当初予算ベースの収入予算は約1,072億3,700万円である。主な内訳は、運営費交付金約557億3,600万円、特定先端大型研究施設関連補助金約283億6,300万円、受託事業収入約185億2,000万円である。
(5) 主なアウトプット	2024年度の論文数は約2,891報であり、内約2.2%がTOP1%論文、約14.5%がTOP10%論文である（Clarivate社InCitesデータ）。高被引用論文数に基づく研究機関の国内ランキングでは、東京大学・京都大学に次ぐ3位にランクイン（2023年版Clarivate社データ） ⁸⁵ しており、高い水準の研究機関として位置付けられている。特許も毎年数百件前後が出願されており（2024年度、国内出願209件・国外出願225件・合計約434件）、特許料収入は4.7億円（473,217千円）である。

図2.4.1に組織図（知的財産・産学連携部門を主にして抜粋した図）を示す。

⁸³ 理化学研究所・マネジメント (Mission & Vision on the 2030 Horizon) :

<https://www.riken.jp/about/management/>

⁸⁴ 理化学研究所 令和5年度事業報告書 (TRIP等の施策に関する記述) :

<https://www.riken.jp/medialibrary/riken/about/reports/projects/projects2023.pdf>

⁸⁵ https://www.tsukuba.ac.jp/en/about/public-booklets-leaflet/ut_leaflet_2023en.pdf?utm (P9)

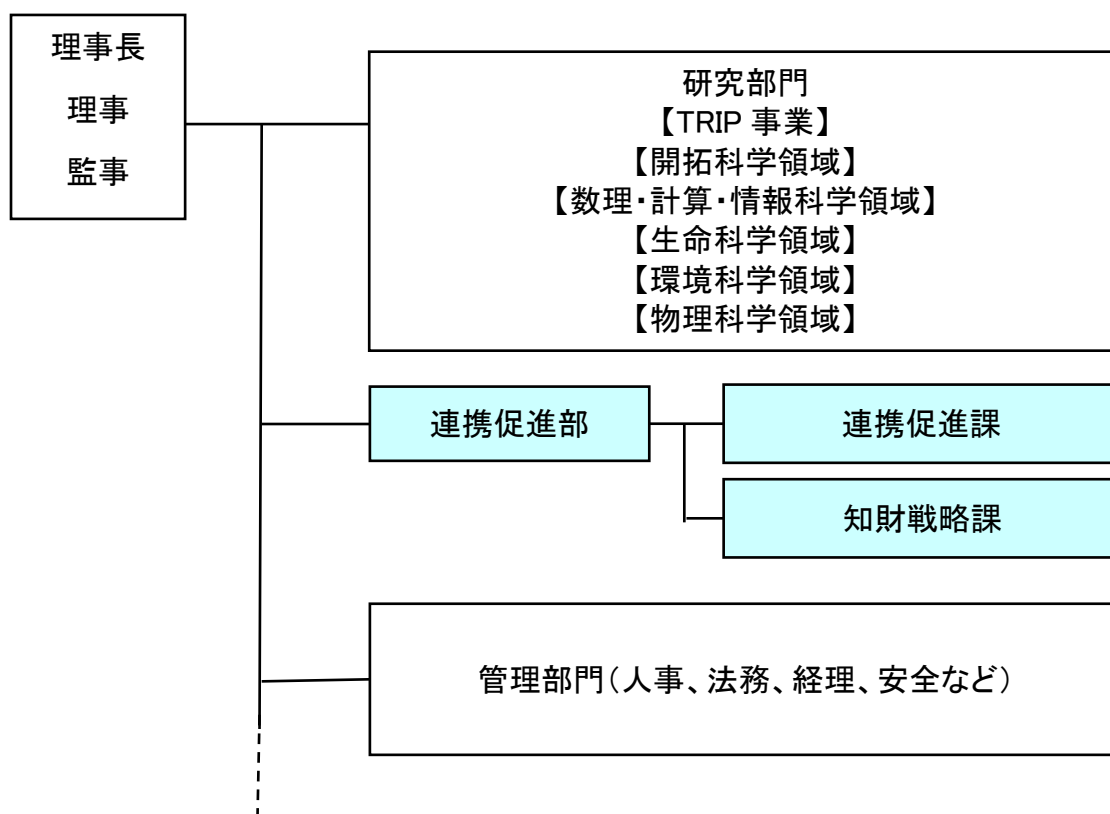


図 2.4.1: 理化学研究所組織図(抜粋)

(出典)理化学研究所組織図⁸⁶(2025 年 4 月 1 日現在)を基に未来工学研究所作成

2.4.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

産学連携を組織的に推進するために「理研コンソーシアム」や知的財産と産学連携を一体的に所掌する連携促進部を設け、知的財産の管理、ライセンス交渉・共同研究の契約支援、スタートアップ支援業務等を外部の 100%出資会社（株式会社理研イノベーション）へ委託している。これにより「組織対組織」での枠組み（分野横断コンソーシアムや企業との協業スキーム）を構築し、理研側の窓口・意思決定は研究部門や連携促進部と連携する体制を取っている。知財関連部署（連携促進部・連携促進課・知財戦略課／株式会社理研イノベーション）は知的財産の発掘・出願支援、権利化戦略、ライセンス交渉、スタートアップ支援等を担い、必要に応じ外部専門家（弁護士・弁理士等）を活用している。組織対組織の中心者は分野や案件により、研究所側では該当研究部門長や連携促進部、外部実務は理研イノベーションが主導する体制である。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

公開されている共同研究契約のひな形では、知財（共有知財の持分、実施料の分配、秘密保持等）に関する条項が用意されており、事前合意（知財合意書の策定）は実務的に行われている。知財委員会の設置は、大型の外部資金で設置を義務化されている場合には設けられるが、個別のコンソーシアムで知財委員会を恒常的に設置する旨の一律規定はな

⁸⁶ 理化学研究所組織図 <https://www.riken.jp/medialibrary/riken/about/organization/riken-j.pdf>

く、案件ベースで研究推進委員会や運営会議等の全体会議で知的財産を扱い、知財委員会を特には設けないこととしている。また、必要に応じ相手企業等の知財部門と直接やり取りを行っている。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

知的財産(発明・著作物・ノウハウなど)を創造した研究者に、その対価として支払う報奨金制度がある。内部規程に基づき、発明が登録された時点で発明補償、実施されて収入があった場合は収入額に応じた一定の割合で実施補償が当該発明者に支払われる。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

知的財産のライセンス・譲渡等に伴い収入を得た場合、当該知的財産を創造した研究現場(研究部署)に当該収入を研究用として還元する仕組みについては、特に定まった制度や内部規程はない。また、前記収入を当該知的財産の取り扱いを行った知的財産部局に還元する仕組みについても特に定まっていない。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入り易くする仕組み

企業等と共同研究・受託研究を行う場合、企業等から提供された資金が知的貢献費といった裁量性のある経費として当該研究現場に入る仕組みについては、制度があり運用されている。知的貢献費は、当該の研究センター(ラボが所属している一つ上の階層)に全額入るようになっている。間接費分は本部コストもあるため、一旦本部が受領し、その一部を当該センターへ配分する仕組みになっている。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

外部資金の獲得については、外部資金動向の把握や応募前から役員を含む所内関係部署が連携する体制の構築など、研究所全体として戦略的支援体制の強化が図られている。また、公募情報の提供や科研費説明会の開催、応募書類作成助言等を通じて、研究者個別の資金獲得支援も行われている。

(7) その他

・ライセンス契約等における理研と理研イノベーションとの関係

ライセンス契約等においては、理研内部の連携促進部が主体的役割を担いつつ、理研イノベーションが企業紹介や契約交渉等の実務支援を行うなど、両者が連携して技術移転業務を推進している。理研と理研イノベーションとの関係は、知財の権利者は理研であり、ライセンス等の実施契約は理研と企業が直接結ぶことから、収入も全額が直接理研に入る仕組みとなっている。理研から理研イノベーションに対する業務委託の対価は、ベースとなる委託費に加えて、ライセンス収入が入った際に成功報酬として追加で理研イノベーションが受取るようになっている。

また、研究者との関係では、知財に関わる相談窓口が理研内部から理研イノベーションに変わったことを、理研内に e ラーニング等を通じて周知活動を行っている。理研イノベーションは 100% 子会社であり、理研の一部門が法人化した感覚で接するよう研究者に伝え、守秘義務も理研と同等に課しているため安心してほしいと説明している。

・産学連携人材(URA 等)を採用する際における知財の知見や経験の重視程度、及び知財関連人材を採用する場合の採用・発掘ルート

産学連携人材については、知財の知識や経験は望ましいが必須ではない。採用活動は

理研 HP による公募のほか、UNITT（(一社)大学技術移転協議会）の人材募集やビズリーチ等の転職サービスを活用している。理研イノベーションにおいては、初めから弁理士や技能士 1 級レベルまでの知財知識を求めているわけではなく、多様なバックグラウンド(マーケティングに強いなど)を持つ人材を集め、採用後に研修などで育成している。

・知的財産についての定量的な目標設定

知的財産について、例えば特許出願の件数などの定量的な目標設定は行われていない。関係者の説明によれば、過去には特許出願件数を目標設定したこともあったが、出願数値目標を追うと質の悪い特許も出願されてしまうことがあり、現在は質の確保を優先し目標設定は行っていないとされる。モニタリング指標としては、知的財産の新規出願件数・登録数、保有件数、実施許諾契約件数、10 年以上保有している特許の実施化率、特許料収入が用いられている。

2.4.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

国内出願・審査請求等の是非は、規程等の方針に基づき、主に以下の 5 つの観点を重視して決定している。

- ・ 実用可能性
- ・ 特許性（新規性・進歩性等）
- ・ 特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等）
- ・ 市場性（市場規模・市場シェア等）
- ・ 商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)

共同出願で、ライセンシー、共願者又は特許権の共有者が特許費用を負担している場合には、その意向に沿った判断を重視している。

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

外国出願の是非についても重視する観点は国内出願と同様である。出願国については、以下の観点を重視して決定している。

- ・ 特許に係る製品(部品を含む)・サービスを製造する国・地域
- ・ 特許に係る製品(部品を含む)・サービスを販売・利用する国・地域
- ・ 特許・技術の優位性(特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等)
- ・ 全世界又は各国・地域の市場性（市場規模・市場シェア等）
- ・ 商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)

この場合も、共同出願で、ライセンシー、共願者又は特許権の共有者が特許費用を負担している場合には、その意向に沿った判断を重視している。

また、外国出願に関して、知的財産担当部局の予算以外に研究部門の予算を充てることはなく、企業との共同出願の場合は企業が全額負担することもあるが、それ以外の場合は基本的に理研の知財部門の予算で賄っている。

(3) 特許の棚卸し

特許の棚卸し（維持・放棄）は、実用可能性、特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等）、市場性（市場規模・市場シェア等）、商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)の観点を重視して判断している。棚卸し時期は、国内登録特許及び外国登録特許ともに、すべての国・地域を対象として、次年度納付期限の 3,

4 ヶ月前に毎年行うこととしている。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

出願、審査請求、棚卸し（維持・放棄）の決定にあたっては、まず理研イノベーションの担当者が最初の発明相談を聞き、出願可否を判断して理研の知財戦略課に提案する。その後、理研側が承認を行うというプロセスである。PCT 出願や外国出願、審査請求、棚卸しなど、費用が発生する各段階で同じプロセスを踏んで決定している。すなわち、理研イノベーションによる提案を踏まえ、理研側の知的財産担当部署において承認するプロセスを採っている。こうした決定プロセスにより出願等が遅れる弊害は特に認められないとされる。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

共同研究、ライセンス等を進めるにあたり秘密保持契約(NDA)・秘密保持条項を有する契約を結ぶこととし、秘密保持契約・秘密保持条項のひな形を策定している。しかしながら、研究者は一般に論文や学会発表を重視する傾向があるため、秘密保持の観点により一層の注意が必要である。共同研究の際、事前に同意を得ずに発表しないよう啓発しているが、全所的に完全な管理体制が構築できているとは言えず、継続的な周知活動が課題である。複数の企業との共同研究を、同じラボが別テーマで行っていることもあり得るので、特に注意が必要となる。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

研究者等が退職した場合における機構保有の知的財産の取扱い（転職先での利用など）については、職務発明規程により理研が研究成果(特許等)の帰属主体であり、研究者等が退職後も権利はその機関に留まるとする運用をしている。ただし、転出先のアカデミアで同じ研究を続けて改良発明が生まれたり、企業との共同発明が進んだりするなど、譲渡した方が活用の見込みが高いと判断した場合は、転出先のアカデミアへ権利譲渡する場合もあるという運用をしている。

2.4.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

他の機関・企業等とは、次の各項に示す多様な手法で連携・協力を行っている。

- ・共同研究：共同研究契約により権利帰属・実施条件等を定めている。
- ・委託・受託研究：委託・受託研究契約により権利帰属・実施条件等を定めている。
- ・技術相談・指導・コンサルティングを実施している。
- ・技術移転：ライセンス契約、MTA 等により権利帰属・実施条件等を定めている。
- ・組織対組織による大型共同研究等を推進している。
- ・施設・データベースの供用・共用を実施している。
- ・産学官共同のコンソーシアム・拠点形成による研究を推進している。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

産学官連携活動の広報として、HP の知的財産・産学官連携ページ、展示会出展、学会発表等により情報発信を行うとともに、理研イノベーションを通じて技術移転・連携形成を推進している。

関係者によれば、企業との連携に効果的なのは、理研がプレスリリースを行い、それが

メディアに取り上げられると企業からの問い合わせが多くなり、連携につながりやすいとされる。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

地元に対しては、地域連携・産学連携施策（協力協定や大学・教育機関との連携等）を行っている。海外に対しては、HP 英語サイトでの技術移転情報公開、海外向けパンフレット類・プレスリリースの作成・配布、マッチングイベントへの参加等を行っている。関係者によれば、海外ライセンスのきっかけは、研究者同士のつながりや英語での発信が有効とされる。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

「知的財産に関する基本方針」⁸⁷において、研究成果の保護・公開を戦略的に扱う方針を示している。標準化や研究データ公開等によるオープンサイエンスの推進については、研究データポリシーに基づき原則公開とされつつ、契約条件、法規制、研究特性等を踏まえて公開範囲が個別に判断される。関連する取組としてノウハウ登録制度を行っている。研究成果はオープンにする（論文発表する）のが基本であるが、例えば、製造方法やデータベース、化合物情報など、論文や特許に書かない技術情報で商業的価値があるものを「ノウハウ」として登録する制度があり、ライセンスすることも行っている。このノウハウの登録制度は知財部局で一元的に管理している。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

共同研究・受託研究等により生じた知的財産の帰属（共同発明の共有や帰属割合）、利用実施権の付与、ライセンス条件、優先交渉権、実施報酬、分配条件などは契約で定めている。次の契約のひな形があり、これを用いて契約策定が行われている。

- ・共同研究契約
- ・受託研究契約
- ・共同出願契約
- ・実施許諾契約（実施契約）

現在、理研では「不実施補償」という表現は使用せず、「不実施補償契約」のひな形もない。共同研究の成果に対する理研の貢献への対価として「実施契約」を結び、利益配分を求めるロジックに変更した。実施契約の雛形は、通常の実施許諾契約のものを準用している。共有特許については比較的要件を緩くして譲渡も可能にしている。他にライセンスできない、その企業でしか使えないといった場合には、出願前に譲渡することもある。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

プログラムやデータベース著作物を第三者に提供等する場合に関する内部規程（職務発明規程）が設けられており、これらは職務著作（法人著作）として取り扱っている。なお、提供等に伴う課題は、公開資料上は明示されていないものの、実態については追加的調査が必要である。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

マテリアル、試作品、データ等の研究成果物を第三者に提供する場合の関連する内部規程（研究成果物取扱規程）が設けられている。なお、提供等に伴う課題は明示されていない

⁸⁷ <https://www.riken.jp/medialibrary/riken/pr/publications/anniv/riken100/part1/riken100-1-3-1.pdf> (P6)

い。実務上の課題把握には追加的調査が必要である。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

2024 年 1 月にスタートアップ支援策⁸⁸の拡充を公表した。これはライセンス対価の全部又は一部について新株予約権を活用できる仕組みを含むものであり、理研内の施設・設備の利用拡大等とあわせて、国研発スタートアップの成長支援を図る内容となっている。この契約書ひな形が用意されている。

また、スタートアップ創出促進のため、「研究者の国研発スタートアップとの兼業（技術顧問等）を可能とする兼業規程」「国研発スタートアップへのライセンスも含めた、特許等知的財産の取扱いに関する規程」「国研発スタートアップの株式又は新株予約権の取得等に関する規程」「研究者が設立、又は設立に関与した国研発スタートアップとの共同研究に関する規程」「利益相反マネジメントに関する規程」などを整備している。

2.4.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

本部の連携促進部の下に、産学連携を担う連携促進課及び知的財産を担う知財戦略課が置かれている。また、外部 TLO として 100%出資会社、株式会社理研イノベーションへの業務委託を行っている。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

知的財産・産学連携の専任部署（本部）には 4 名の常勤職員、任期付き非常勤職員 6 名の合わせて 10 名（うち本年度採用数 0 名、知的財産関連資格者:弁理士 1 名）が配置されている。業務委託先の理研イノベーションには、14 名の常勤職員（うち本年度採用数 0 名、知的財産関連資格者:弁理士 4 名）が配置されている。

(3) 弁理士・弁理士の活用状況

本部専任部署においては、内部の弁理士 1 名のほかに、外部の弁理士 1 名を活用している。また、理研イノベーションでは内部に弁理士 4 名を配置している。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

第 5 期中長期計画（令和 7 年度～）において「研究成果の社会実装を進めるための人材育成・能力向上」を重要な柱としており、研究者・事務職員双方を対象に産学連携や実用化に向けた人材育成を推進する方針が示されている。具体的には、研究者向けに社会実装入門セミナー、共同研究・契約手続の案内、スタートアップ創出支援などを行い、事務・連携担当者（産学連携担当、技術移転コーディネーター等）に対しては外部研修・セミナー参加、理研イノベーションを介した OJT や案件ベースの実務経験で育成している。外部研修は INPIT（工業所有権情報・研修館）や JST（科学技術振興機構）が提供する知財関連研修や URA 研修の活用のほかに、JIPA（一社）日本知的財産協会）の研修や UNITT（一社）大学技術移転協議会）の年次大会・セミナー等に交代で出席し、部内で情報共有を行っている。

(5) 人事評価への反映

⁸⁸ 理化学研究所スタートアップ支援 <https://www.riken.jp/collab/startup/>

研究者の人事評価において、知的財産の創造等に係る取組を具体的に点数化して査定することは規程上明文化されていないものの、関係者ヒアリングによれば、研究者の年次評価の際に特許出願・登録の実績状況を評価項目に加え、翌年度の年俸に反映させているとの説明があった。

2.4.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

（1）知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

理研における知的財産に関するポリシーとして「知的財産に関する基本方針」が定められている。これは2011年4月に制定されたもので、普遍的な考え方は大きく変わることはないものの、近年の動向に合わせて改訂することを検討中とされる。

（2）知的財産の出願・保有数、知財収入

2024年度の実績として、特許権出願数は434件（国内209件、外国225件）、登録数は209件（国内96件、外国113件）、累積保有数は1,696件（国内725件、外国971件）である。また、当年度の実施許諾契約数は60件（ヒアリング結果による。なお、理研公表資料では、年度末契約件数は333件とされている。）、他に保有数として、実用新案が2件、意匠権が2件、商標権が45件、育成者権が2件ある。プログラム/データベース著作物の登録はない。知財収入の合計は4億7,321万7千円である。

2020～2024年度の推移は図2.4.2に示すとおりであり、特許権収入は突出年度⁸⁹があるものの概ね横ばいないし微増の傾向である。

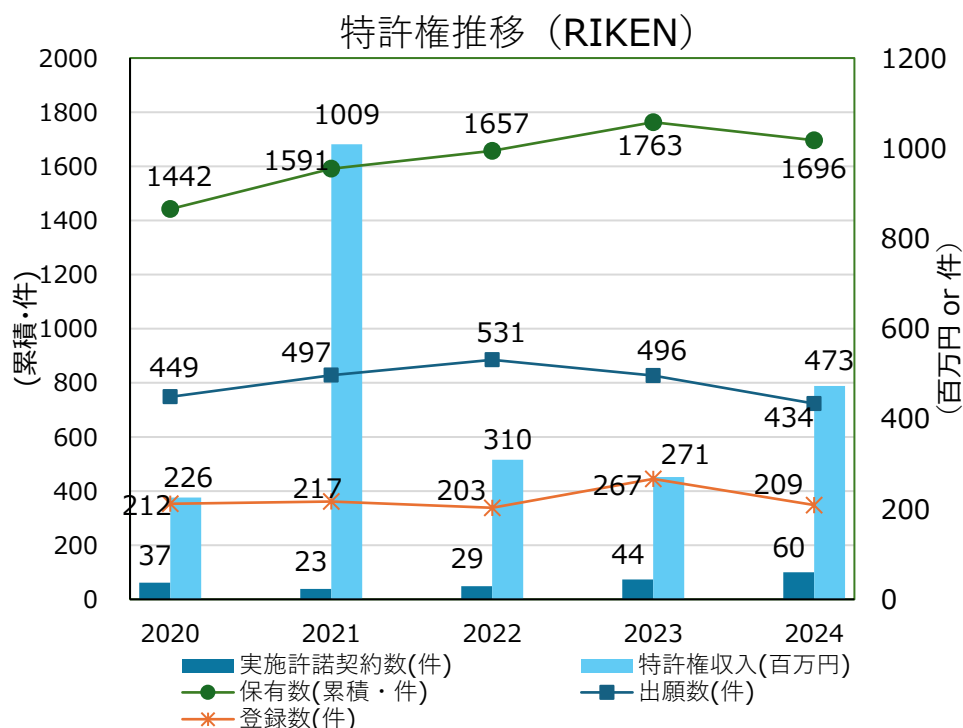


図 2.4.2: 特許件数・特許収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

⁸⁹ 2020年7月に中国の製薬会社 Lynk Pharmaceuticals との間で、がんの主要な原因遺伝子を標的とした新規化合物に関する独占的ライセンス契約が締結され、この契約に伴う一時金やマイルストーン収入が2021年度の特許権収入として計上された。

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

2024 年度の産学官連携実績は以下の通りである。

- ・共同研究：174 件（国内 167 件、国外 7 件）、収入 14 億 314 万 1 千円
- ・受託研究：3 件（国内 3 件、国外 0 件）、収入 5,865 万円
- ・施設供用・共用：なし
- ・技術指導等：133 件（国内 131 件、国外 2 件）、収入 1 億 1,198 万 5 千円

このうち、収入がある共同研究等で相手先に企業が含まれる割合は約 80%である。2020 年度以降の推移は図 2.4.3 に示すとおりである。収入の合計は近年減少傾向となっている。2020 年度との比較では、技術指導等の件数は増える一方、共同研究の件数は減っている状況である。

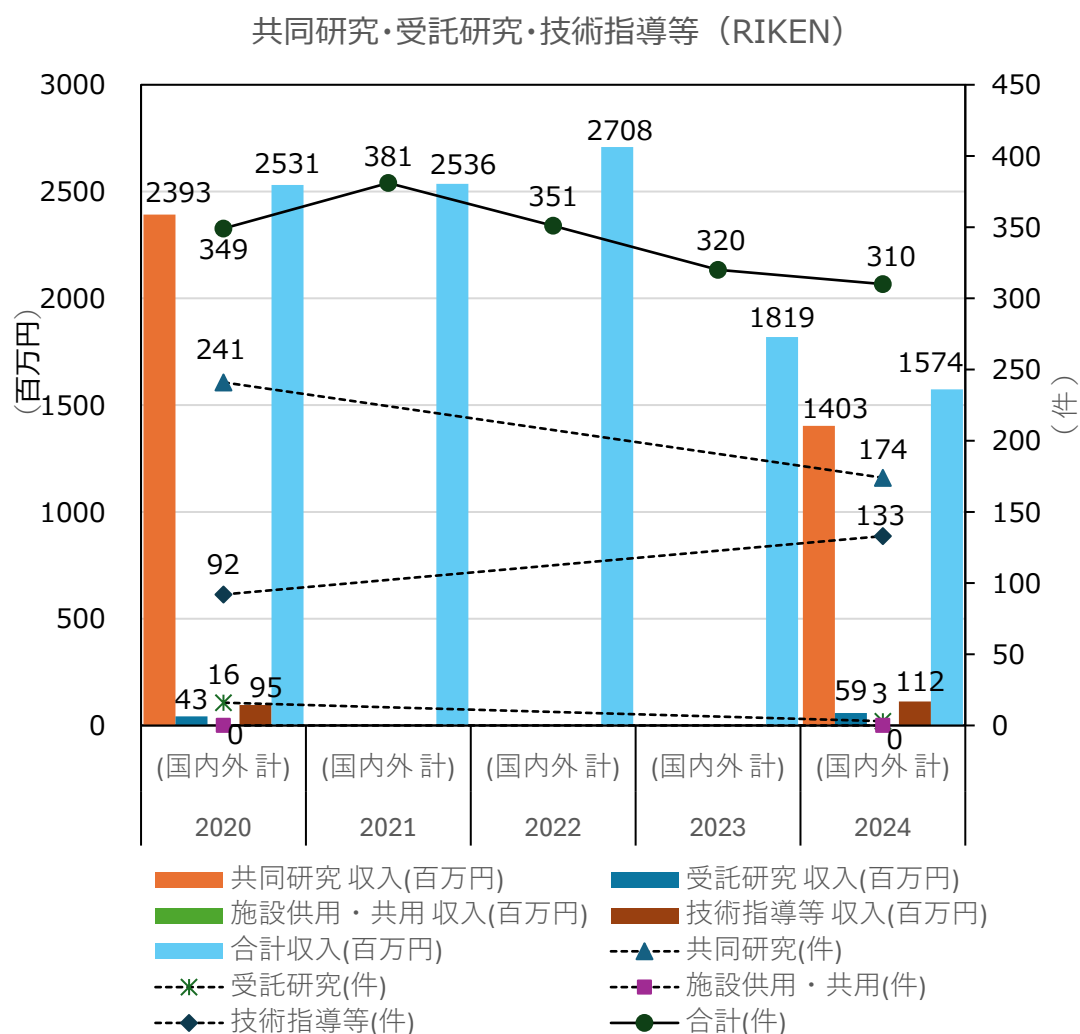


図 2.4.3: 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

2024 年度において、理研スタートアップの新規認定はなく、出資は 0 である。株式取得・新株予約権の取得件数は 1 件である。

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

第5期中長期目標では、5つの研究領域を軸とした卓越した科学研究の推進、大型研究基盤の整備・運営・高度化、研究領域を越えた横断的研究の推進等を通じて、研究開発成果の最大化を図ることが示されている。知的財産の創出・活用や産学官連携は、研究成果の社会実装を支える取組として位置付けられている。具体的には、研究成果を適切に権利化し価値の高い特許群として形成すること、企業等との共同研究や技術移転を通じて研究成果の実用化を推進すること、スタートアップ創出や研究成果の事業化を支援すること、さらに知財マネジメント体制の高度化と専門人材の活用により研究開発から社会実装までの一体的な成果活用を図ることが掲げられている。これにより、基礎研究の成果を産業競争力や社会課題解決につなげることを目標としている。

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

HP 上における知的財産及び産学連携に関する記載の主な内容は次のとおりである。

1. 産業界との連携制度（バトンゾーン制度）

企業と理研が基礎研究から実用化研究まで一体となって研究開発を推進する場「バトンゾーン」を設け、その一環として、産業界と共に研究に取り組むためのさまざまな制度（連携センター制度や融合的連携研究制度など）を用意してことが紹介されている。

2. 共同研究・技術協力

民間企業や大学・研究機関から要望に応じて、共同研究や技術指導などを行っている。共同研究、技術指導、MTA（研究成果物の提供）、受託研究、受託試験などの事務手続きや契約書様式などが紹介されている。

3. 知的財産の活用・技術シーズの公開

理研が保有する特許や研究成果について、技術紹介ページや特許情報検索等を通じて外部から閲覧可能な形で情報提供が行われている。

4. 産学連携を支える組織・体制の紹介

・理研イノベーション：

理研の研究成果の技術移転、知財活用、スタートアップ創出支援等を担う関連組織。

・理研コンソーシアム：

特定研究分野において産学官の参加機関が情報交換や共同研究を行う連携枠組み。

5. 広報活動

・産学連携メールマガジン：

企業等に向けて研究シーズや連携機会に関する情報を提供する広報・情報発信手段。

・知的貢献費の導入及び間接経費の変更について：

共同研究等において研究者の知的貢献を考慮した「知的貢献費」の仕組みが導入されることが紹介されている。

以上のように、理研の HP では、共同研究制度、知財の活用、技術移転支援、連携組織の仕組み等について掲載されており、研究成果の活用に向けた具体的な連携手段が紹介されている。

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感じる点

大学より有利な点として、先端的な研究成果の権利化にあたり、海外主要国への出願費用など必要な予算と体制を確保しやすいことが挙げられている。一方、不利な点として、理研イノベーションからの提案を知財部門が承認するプロセスがあることや、監査対応を適切に行う必要があるため、意思決定や事務手続きに時間を要することが挙げられてい

る。

(8) 国際標準化の取組・課題

現在、国際標準化の具体的な取組はない。研究成果の出口としての重要性は共有されており、今後の取組については追加的調査が必要である。

(9) その他

AI・DX技術の活用状況について、関係者によれば、理研イノベーションでマーケティング業務への生成AIの導入を検討していること、また、特許調査には特許庁の公開サイトや民間の特許調査システム（CyberPatent）等を活用しているが、AIの活用は機密情報を入力する際のセキュリティ課題があるため、現時点では導入に至っていないとされる。

【参考情報・文献】

<文献・資料>

以下、本文中の脚注との重複も多いが、再掲も含めて代表的参考文献を示す。

[事業報告書]

- ・令和6事業年度 事業報告書（国立研究開発法人理化学研究所）2024年度.
https://www.riken.jp/about/plans_reports/reports/reports/index.html
- ・令和5事業年度 事業報告書（国立研究開発法人理化学研究所）2023年度.
https://www.riken.jp/about/plans_reports/reports/reports/index.html
- ・令和4事業年度 事業報告書（国立研究開発法人理化学研究所）2022年度.
https://www.riken.jp/about/plans_reports/reports/reports/index.html

[業務実績等報告書]

- ・令和6年度 業務実績等報告書（国立研究開発法人理化学研究所）
<https://www.riken.jp/medialibrary/riken/about/reports/mext/report2024.pdf>

[業務実績評価]

- ・国立研究開発法人理化学研究所の令和5年度における業務の実績に関する評価（文部科学省 国立研究開発法人審議会）
<https://www.riken.jp/medialibrary/riken/about/reports/mext/mext2023.pdf>
- ・国立研究開発法人理化学研究所の令和6年度における業務の実績に関する評価（文部科学省 国立研究開発法人審議会）
<https://www.riken.jp/medialibrary/riken/about/reports/mext/mext2024.pdf>

[中長期目標・計画]

- ・国立研究開発法人理化学研究所が達成すべき業務運営に関する目標（第5期中長期目標）
https://www.mext.go.jp/content/20250324-mxt_kiso-100000130_1.pdf
- ・国立研究開発法人理化学研究所 第5期中長期計画（令和7年4月1日～令和14年3月31日）
https://www.mext.go.jp/content/20250324-mxt_kiso-100000130_2.pdf

[知的財産ポリシー]

- ・理化学研究所 知的財産の基本方針
<https://www.riken.jp/medialibrary/riken/pr/publications/anniv/riken100/part1/riken100-1-3-1.pdf>

2.5 (国研) 宇宙航空研究開発機構

2.5.0 組織概要

(国研) 宇宙航空研究開発機構 (以下 JAXA という。) の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン	JAXA は、経営理念として「宇宙と空を活かし、安全で豊かな社会を実現します。私たちは、先導的な技術開発を行い、幅広い英知と共に生み出した成果を、人類社会に展開します」ことを掲げている。 また、JAXA は 2005 年に向こう 20 年後 (2025 年) までの長期ビジョン『JAXA 長期ビジョン-JAXA 2025-』⁹⁰を策定している。長期ビジョンは、将来の宇宙開発利用と航空研究開発の望ましい姿を実現するため、段階的な目標を設定し、それらに向けて戦略的に取り組むために策定したものであり、ビジョンとして「世界最高の信頼性と競争力のあるロケットや人工衛星を開発し、安全で豊かな社会の実現に貢献する。また、トップサイエンスを推進するとともに、独自の有人宇宙活動や月の利用への準備を進める。さらにマッハ 5 クラスの極超音速実験機の実証を行う。これらにより、宇宙航空の基幹産業化に貢献する。」を掲げた。
(2) 主な業務内容 ^{91,92}	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法に基づき、宇宙科学に関する学術研究及び宇宙航空に関する基礎・基盤的な研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡、運用等並びに宇宙空間を利用した事業の実施を目的に、民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることとしている。 宇宙分野の研究開発及び利用に関しては、機構法第 19 条において、主務大臣が機構の中長期目標を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第 24 条に規定する「宇宙基本計画」に基づかなければならないこととされている。宇宙基本計画では、我が国の宇宙政策の目標として「宇宙安全保障の確保」、「国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現」、「宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造」及び「宇宙活動を支える総合的基盤の強化」の 4 項目を掲げた。JAXA は、宇宙基本計画において、宇宙開発の中核機関と位置付けられ、JAXA の先端・基盤技術開発能力、大学・民間事業者への支援機能、研究開発成果の産業展開への橋渡しを強化することが明記されている。また、同計画では、欧米の宇宙開発機関の資金供給機能を踏まえ、戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化し、JAXA を産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等の結節点として活用し、宇宙技術戦略に沿って、商業化支援、フロンティア開拓、先端・基盤技術開発等の強化に取り組むとしている。 航空宇宙分野に関しては、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」に対応する分野別研究開発プラン (航空科学技術分野研究開発ビジョン⁹³) において重点的に実施すべき研究開発の取組等が定められてい

⁹⁰ JAXA 『長期ビジョン』、2005 年 3 月 31 日

(https://www.jaxa.jp/press/2005/04/20050406_sac_vision_j.pdf)

⁹¹ 宇宙開発戦略本部「宇宙基本計画」、令和 5 年 6 月 13 日閣議決定

⁹² 第 5 期中長期目標「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標)」、令和 7 年 2 月 27 日 (<https://www.jaxa.jp/about/plan/pdf/goal05.pdf>)

⁹³ 文部科学省航空科学技術委員会「航空科学技術分野研究開発プラン」、令和 4 年 7 月 6 日

る。「重点的に推進すべき取組」と「該当する研究開発課題」のプログラム達成状況の評価指標について、アウトプット指標は JAXA が実施している共同／委託／受託研究数の観点を含め研究開発の達成状況を把握することとしている。また、アウトカム指標は JAXA と企業等との共同／受託研究数で研究開発における連携数を、JAXA 保有の知的財産（特許、技術情報、プログラム／著作権）の供与数で研究開発の成果利用数を、航空分野の技術の国内外の標準化、基準の高度化等への貢献を見ている。

宇宙航空研究分野の研究開発及び利用については、「国家安全保障戦略」及び「宇宙安全保障構想」において、我が国の安全保障基盤として重要な役割を果たすとともに、測位、通信・放送、気象観測、防災等の国民生活や経済・社会活動を支えるインフラとして定着した。また、地球規模課題の解決や人類の知的資産の創出等、宇宙開発利用は安全・安心で豊かな社会の実現のために必要不可欠なものとなり、この傾向はさらに強まるとした。

表 2.5.1：航空科学技術分野の研究開発政策

	航空科学技術分野に関する 研究開発ビジョン (研究計画・評価分科会)	航空科学技術分野研究開発プラン (航空科学技術委員会)
概要	未来社会デザイン・シナリオを実現するために、我が国の優位技術を考慮した研究開発戦略、異分野連携も活用した革新技术の創出、出口を見据えた産業界との連携の3つの観点を踏まえて、研究開発を推進する。	宇宙・航空、海洋・極域、更には原子力の研究開発及び利用の推進については、産業競争力の強化や経済・社会的課題への対応に加えて、我が国の存立基盤を確固たるものとするものであり、国家戦略上重要な基幹技術として、長期的視野に立って継続的な強化を行う。
研究開発領域	- 既存形態での航空輸送・航空機利用の発展に必要な研究開発 - 次世代モビリティ・システムによる更なる空の利用に必要な研究開発 - デザイン・シナリオを実現するための基盤技術の研究開発	- 脱炭素社会に向けた航空機の CO2 排出低減技術の研究開発（2022-2026 年度） - 超音速機の新市場を拓く静粛超音速機技術の研究開発（2022-2027） - 運行性能向上技術の研究開発（2022-2029） - 国土強靱化等を実現する多種・多様運行統合／自立化技術の研究開発（2022-2026） - 宇宙輸送にも適用可能な水素燃料適用技術の研究開発（2022-2030） - 航空機ライフサイクル DX 技術の研究開発（2022-

		2026)
	上記から JAXA は宇宙基本計画が掲げる 4 つの政策目標及び工程表の実現に向けて、先端・基盤技術開発能力のみならず、民間事業者・大学等に対する支援機能を強化するとともに、宇宙開発及び利用から価値を創出するための取組に主体的に取り組むことにより、産学官の結節点として、我が国の宇宙産業を支える技術的優位性を継続的に創出し、その成果を国民に還元することで、持続的な宇宙開発利用を実現するとした。 第 5 期中長期計画⁹⁴においては、国の政策や社会課題を踏まえ、以下の研究開発に重点的に取り組んでいる。JAXA の研究開発領域は、宇宙科学技術、航空科学技術が含まれるため多岐にわたる。 1. 宇宙安全保障への貢献：情報収集衛星の機能強化、衛星測位機能の強化、海洋状況把握、宇宙領域把握、宇宙システム全体の機能保障強化、宇宙システム利用拡大に向けた連携 2. 地球観測・通信・測位：地球観測分野（温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）、降水レーダ衛星（PMM）、高度計ライダー衛星、超広帯域電波デジタル干渉計衛星（SAMRAI））、衛星通信分野（技術試験衛星 9 号機）、衛星測位分野、衛星システムに関する先進的研究開発 3. 宇宙科学・探査：学術研究の推進（宇宙科学・探査ロードマップに基づく将来の多様なミッション創出と技術開発）、衛星・探査機の研究開発・運用 4. 地球低軌道・月面における持続的な有人活動：月面における持続的な有人活動、地球低軌道活動（ゲートウェイ、月面システム、月面の各種データの取得・共有等）、地球低軌道活動（ISS「きぼう」、ポスト ISS 等）、宇宙輸送（液体燃料ロケットシステム、固体燃料ロケットシステム、次期基幹ロケットシステム） 5. 新たな価値を実現する研究開発・分野横断的開発・運用を支える取組：経済・社会活動の発展と安全安心社会の実現、科学・探査・有人活動技術に貢献する研究開発、基幹ロケットの強化と新たな宇宙輸送の実現に貢献する研究開発、軌道上サービスの研究開発 6. 航空科学技術：既存形態での航空輸送・航空機利用の発展に必要な研究開発、次世代モビリティ・システムによる更なる空の利用に必要な研究開発、航空産業の持続的発展につながる基盤技術の研究開発	
(3) 人員	2024 年度末（2025 年 4 月 1 日）現在の職員数は 1,663 人であり、職種別の人員割合は、研究業務（技術系）が 70%、事務業務（事務系）が 23%、教育職が 7%となっており、研究・技術職が全体の約 7 割を占めている。	
(4) 予算	2024 年度予算額（収入）は 2,147 億円（本予算：1,548 億円、補正予算：600 億円）である。 2024 年度の収入決算額は、約 5,541 億円（554,092 百万円）であり、	

⁹⁴ JAXA「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）」（第 5 期中長期計画）、令和 7 年 3 月 28 日 (<https://www.jaxa.jp/about/plan/pdf/plan05.pdf>)

	主な財源の内訳は、国から交付される運営費交付金が 133,353 百万円、国庫補助金が 355,508 百万円（施設整備費補助金、国際宇宙ステーション開発費補助金、地球観測システム研究開発費補助金、基幹ロケット高度化推進費補助金、宇宙開発支援基金補助金）となっている。これに加え、受託収入が 63,356 百万円（情報収集衛星に係る政府からの受託）、その他収入が 1,875 百万円を得ている。
(5) 主なアウトプット (論文・特許) ⁹⁵	2024 年度の論文数は宇宙科学・探査に係る事業で 336 報（査読付き論文）であり、高引用論文数は 54 報である。高引用論文数は毎年約 50～55 程度で推移している。高被引用論文数に基づく研究機関の国内ランキングでは、2013 年から 2022 年までの累計論文数で 29 位（TOP1% 論文（1.4%）、TOP10% 論文（7.9%））であった ⁹⁶。 特許については、「新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化」事業で多くの特許を出願しており、当該領域の 2024 年度の出願は 36 件（うち、海外 7 件）、権利化は 25 件（うち海外 8 件）であった。2018 年度から 2019 年度にかけて出願がそれぞれ 57 件、68 件であったが、2023 年度、2024 年度は約 35 件程度が出願されている。また、「航空科学技術」では、2024 年度の出願は 32 件、権利化は 34 件であった（2023 年度は、出願は 53 件、権利化は 47 件）。技術移転（ライセンス供与）件数は、毎年 380 件程度で推移している（2024 年度は 386 件）。 外部資金獲得件数については、2024 年度は 72 件（1,818 百万円）であった。毎年 50～70 件程度で推移している。

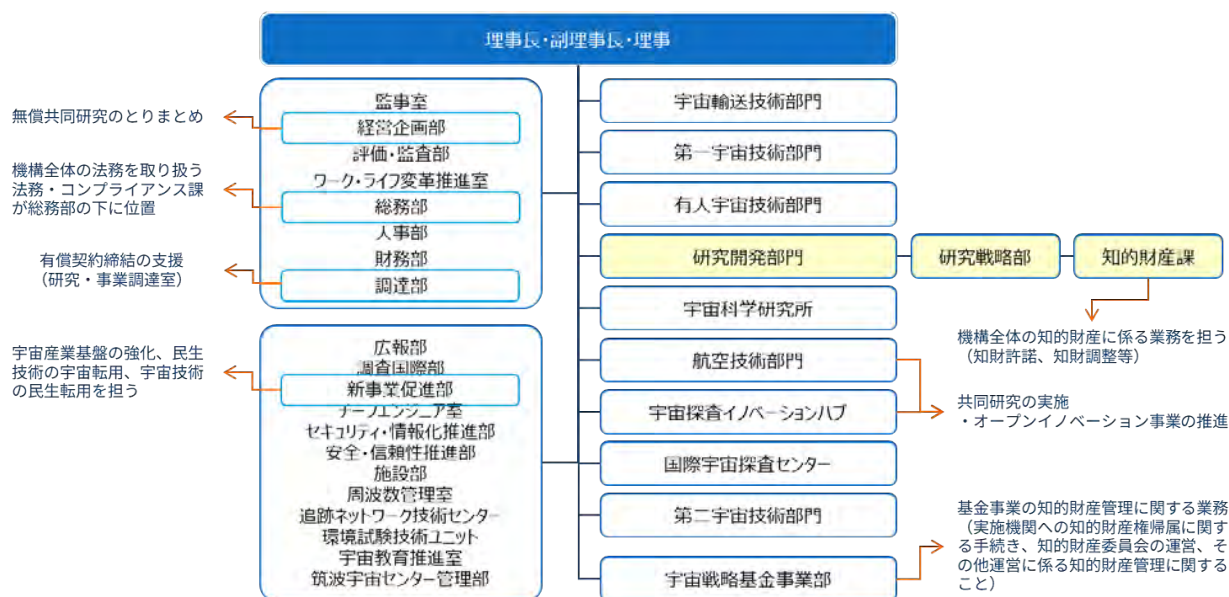


図 2.5.1: JAXA の知的財産の創造を担う部門・部署（組織図）

（出典）https://www.jaxa.jp/about/org/index_j.html を基に未来工学研究所作成

2.5.1 知的財産の創造

⁹⁵ 「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和 6 年度における業務の実績に関する評価」、令和 7 年 8 月 (https://www.mext.go.jp/content/20250829-mxt_uchukai01-100000131_2.pdf)

⁹⁶ 内閣府「第 1 回国立研究開発法人の役割に関する検討会 参考資料」、2024 年 8 月 29 日 (<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokken/yakuwari/dai1kai.pdf>)

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

JAXA の知的財産課は、知的財産活動の強化のため、これまで分散していた知財関連業務を集約し、2019 年 10 月に研究開発部門の研究戦略部の下に「知的財産課」を研究開発部門 研究戦略部に新設した⁹⁷。2020 年 6 月には、JAXA の知的財産活動に係る経営方針となる「JAXA 知的財産ポリシー」⁹⁸を策定し、知的資産の保護・活用や産業界との連携方針を明文化した。

「JAXA の知的財産ポリシー」では、国の宇宙基本計画、宇宙産業ビジョン 2030、航空技術分野における研究開発計画等を踏まえ、知的財産を適切に保護・活用することで、我が国の産業・科学技術基盤の強化を図り、安全保障の確保及び安全・安心な社会の実現、宇宙利用拡大と産業振興、宇宙科学・探査分野における世界最高水準の成果創出及び国際的プレゼンスの維持・向上、航空産業の振興・国際競争力強化に貢献すること等を掲げている。

JAXA 機構全体の知的財産に係る業務は、前述のとおり「知的財産課」が知財許諾や知財調整等を担っている。2019 年の組織改編は研究者との関係において変更はないものの、知的財産関連部署の集約により、知的財産の創出から活用まで一貫した体制で業務を遂行することができるようになった。一方で、機構として知的財産に関する定量的な目標等の設定は行っていない。知的財産の創造においては、知的財産課以外にも、各部門の事業推進部（各研究部門）には法務担当等として配置されており、連携の主体となることが多い。これらの人材は、他の業務と兼務した形で配置されている（課長級で 1 名程度）。研究部門では、研究開始段階より事業化の見通しを踏まえて、知的財産の取扱いについて決定する取組を行っている。

それ以外の関連部署としては、機構全体の法務を扱う「法務・コンプライアンス課」（総務部に設置）、有償契約締結を支援する「調達部」、無償共同研究を取りまとめている「経営企画部」等が関与している。

それ以外では、新事業促進部では、JAXA の資産（JAXA で育まれた技術）を活用した事業展開に向けて、宇宙イノベーションパートナーシップ、特許・技術利用（スピンオフ）、施設設備利用（試験設備等共用制度）、リモートセンシングデータカタログ／革新的衛星技術実証／超小型衛星打ち上げ・放出機会提供、国際宇宙ステーション・日本実験棟の利用・宇宙日本食の認証、JAXA ベンチャーの紹介等を行っている⁹⁹。新事業促進部は、JAXA の技術を利活用したい企業にとり、知的財産の利活用に係るファースト・コンタクト先にもなっているが、知的財産の相談・申請方法は知的財産課での手続きが提示される。また、宇宙戦略基金事業部では、宇宙戦略基金事業の中で知的財産管理の関連業務にも関わっている。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

共同研究等の連携において、知的財産委員会を一律に設置する規程はなく、案件ベースで研究推進委員会や運営会議等の全体会議で知的財産を扱い、知的財産のみを議題とした知的財産委員会のような検討の場を特に設けていない。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

⁹⁷ JAXA 発足後（2004 年 10 月）の産学連携活動は、「宇宙開発利用の拡大、宇宙航空産業技術基盤の強化等を通じて、我が国の経済活性化に貢献することを目指す」ため、産学官連携部にて行われてきた。

⁹⁸ JAXA の知的資産（https://www.jaxa.jp/about/ip_policy/index_j.html）

⁹⁹ JAXA の産業振興事業（<https://aerospacebiz.jaxa.jp/solution/>）

研究者へのインセンティブ制度については、知的財産の創作を奨励し、一層の推進を図る目的で、知的財産(発明・著作物・ノウハウなど)を創造した研究者にその対価として支払う報奨金制度がある。具体的な規定として「知的財産活用規程」を設けている。報奨金制度の配分率は公開していない。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

知的財産を創造した研究現場(研究者個人・研究部署)に当該収入を研究用として還元する仕組みについて、特許は発明部署に還元されないが、個人に対しては前述のとおり報奨金が支払われる。知的財産のライセンス・譲渡等に伴う収入については、機構の事業運営に寄与しており、報奨金制度のうち、発明部署等への還元については、制度の見直しを行っているところである。一方で、知的財産課への還元の仕組みはない。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

JAXA では、企業等から提供された資金が知的貢献費といった裁量性のある経費として国研の研究現場(研究者個人・研究部署)に入る仕組みを設けていない。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

特になし

(7) その他

特になし

2.7.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

JAXA の知的財産ポリシーでは、機構の知的財産活動の基本的な考え方として、①宇宙基本計画及び研究開発計画に則り自らが創出した知的財産を識別しこれを保護すること、②科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律や知的財産基本法、宇宙産業ビジョン等の政策文書を踏まえた上で産業振興のために宇宙航空分野をはじめとする我が国の産業界と連携し知的財産を効果的・効率的に活用することにより社会実装化を図ること、アカデミアと価値ある知的資産を創出するしくみを構築し、その知見を公表すること(人類の知見の獲得・応用への貢献)、⑤国民に対して自らの知的財産を分かりやすく説明し宇宙と空の可能性を広く共有すること等を掲げている。

これらを踏まえ、国内出願、審査請求、棚卸し(維持・放棄)については、個別案件について発明部門及び知的財産課で決めている。具体的には、発明部門の職員は業務に関するものであって発明等を行ったときは発明届を提出する。発明部門においては、所属部署としての承継の可否、出願目的の妥当性、産業競争力・自在性、技術的利益、経済的利益を判断し、発明届を受理した研究開発部門研究戦略部長(知的財産課)においては、出願目的、登録可能性並びに実施可能性に照らして出願の可否を判断する。外国出願の場合も同様の手続きである。

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

外国出願の是非は、特許に係る製品(部品を含む)・サービスを製造・販売・利用する国・地域、全世界又は各国・地域の市場性(市場規模、市場シェア等)を重視して決定している。海外特許出願においては、知的財産担当部局の予算以外に研究部門の予算を充てるこ

とができる。

(3) 特許の棚卸し

特許の権利化及び棚卸しについては、個別案件について発明部門及び知的財産課で決めている。出願の是非を決めるまでに要する期間について、決定プロセスにより出願が遅れる弊害は特に認められていない。国内外の登録特許の棚卸し（維持・放棄）を行う時期は、登録後 7 年であり、外国の登録特許の対象は、全出願国としている。特許の権利化及び棚卸しについては、「知的財産の諸管理手続き要領」で定めている。これらの可否は、国内外の出願、審査請求、棚卸しとも、ライセンス・共同研究の申し出や契約の有無、特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等）、市場性（市場規模・市場シェア等）等からなる。単独特許と企業等の共同出願の決定の違いはない。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

国内出願、外国出願、審査請求、棚卸し（維持・放棄）の場合とも、①ライセンス・共同研究等の申し出、②契約の有無、③特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等）、④市場性（市場規模・市場シェア等）を考慮し決定している。単独出願と企業等との共同出願による上記の決定による違いはない。

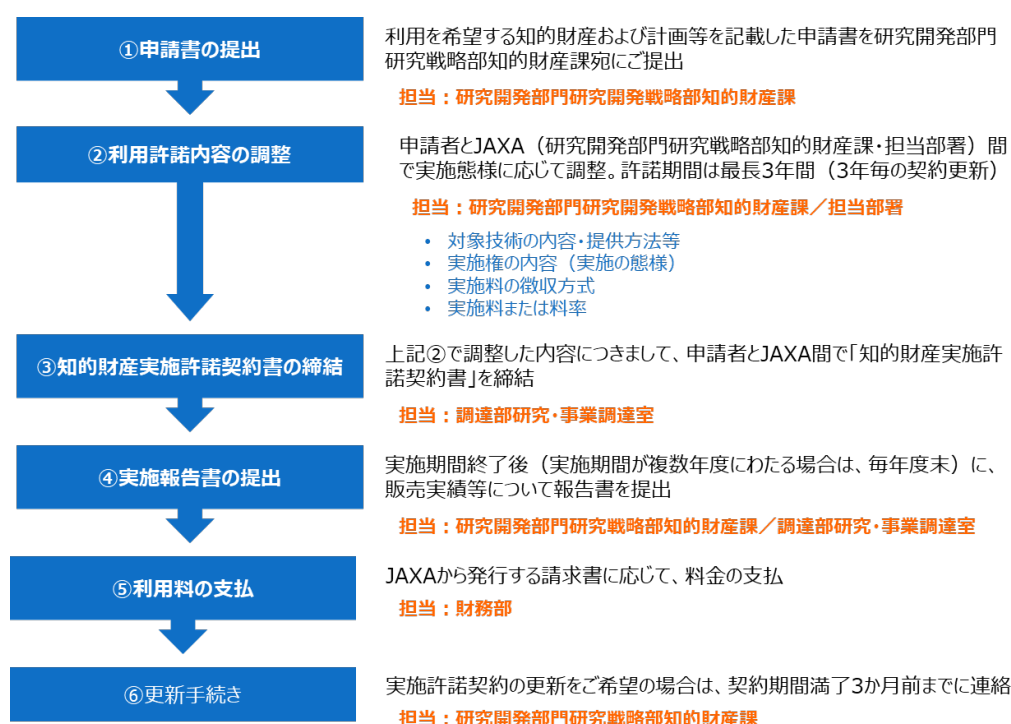


図 2.5.2: JAXA の知的財産利用の主な流れ

（出典）JAXA 知的財産利用の手引き（2024.9 版）¹⁰⁰を基に未来工学研究所作成

特許の権利化及び棚卸しに際して、商業的価値、年間予算の制約の影響等については、少ないとされる。

海外特許の出願先の決定にあたっては、特許に係る製品（部品を含む）・サービスを製造、販売・利用する国・地域と、全世界又は各国・地域の市場性（市場規模・市場シェア

¹⁰⁰ JAXA 知的財産利用の手引き

(https://www.jaxa.jp/about/ip_policy/data/chizairiyoubitebiki_202409.pdf)

等)の観点から決めている。外国出願先については、JAXAの研究開発分野が宇宙・航空技術であることから、米国、世界知的所有権機関(WO)、欧州特許庁、ドイツ、フランス等である。

海外特許出願に関する取組・課題について、知的財産担当部局の予算以外に研究部門の予算を充てることができており、また知的財産支援機関や競争的資金の申請が受けられなかったとしても外国出願を進めることがあることから充足しているとされる。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

共同研究やライセンス等を進めるにあたり、共同研究、ライセンス等を進めるにあたり秘密保持契約(NDA)・秘密保持条項を有する契約を結ぶとともに、秘密保持契約・秘密保持条項のひな形を策定している。営業秘密の管理・活用上の課題として、営業秘密(国研においては重要な技術情報)を防護するための技術的対策の在り方が挙げられる。また、国立研究開発法人では研究開発において情報の「共有」も重要であるところ、管理・防護との兼ね合いや具体的な技術的方策の策定が重要な課題となっている。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

研究者等が退職した場合における機構保有の知的財産の取扱い(転職先での利用など)については、「知的財産活用規程」に沿って、JAXAが研究成果(特許等)の帰属主体であり、研究者等が退職後も権利はその機関に留まるとする運用をしている。主発明者が他のアカデミア機関に異動し、異動先で特許の活用を希望する場合があっても、現行の規程では、発明者が社外に退職異動した場合における知的財産の権利譲渡は行っていない。

(7) その他

知的財産の保護・管理で障害・問題となっている事項は特にない。

2.7.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容(共同研究・技術指導・コンサルティングなど)

他の機関・企業等とは、次の項目に示す多様な手法で連携・協力を行っている。

- ・ 共同研究：共同研究契約により権利帰属・実施条件等を定めている。
- ・ 委託・受託研究：委託・受託研究契約により権利帰属・実施条件等を定めている。
- ・ 技術相談・指導・コンサルティングを実施している。
- ・ 技術移転：ライセンス契約、MTA等により権利帰属・実施条件等を定めている。
- ・ 施設・データベースの供用・共用を実施している。
- ・ 産学官共同のコンソーシアム・拠点形成による研究を推進している。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

産学官連携活動の広報として、HPの知的財産・産学官連携ページ、展示会出展、学会発表とともに、コンソーシアム・拠点等の形成によるターゲット企業との継続的接点づくりに向けた多角的な情報発信を行っている。これらの取組は、いずれも連携の起点となっている。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

地元に対しては、地域連携・産学連携施策を行っている。具体的には、地域自治体や地

域産業との連携促進、事例収集と事例ハンドブックによる全国への水平展開を図っている。連携に結び付ける取組として、地道な対話の機会を設け、保有する課題を共有して取組を推進している。地域連携の中心は、自治体対応であり、新事業促進部が中心に関わる。JAXA では、各県にコンタクト先を持っており、「まいど1号」のような掘り起こしを含めた対応を進めている

また、海外に対しては、HP 英語サイトでの技術移転情報公開や海外向けパンフレット類・プレスリリースの作成・配布等を行っている。海外での広報にあたっては、日本企業の技術を売り込む視点で、日本ブース等で複数社による出展を支援している。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

保有する知的財産については、産業振興を図るため、適切なオープン・クローズ戦略の下、産業界での利用を図ることにより、宇宙航空分野を活用する国内産業の国際市場や多様な分野での競争力強化に貢献することとしている。知財のオープン・クローズ戦略については、2020 年に策定した「知的財産ポリシー」においても、同戦略の下、我が国産業界での利用を図ることにより、宇宙航空分野を活用する国内産業の国際市場や多様な分野での競争力強化に貢献することを掲げている。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

他の研究開発機関・企業等との共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱いについて、知的財産の帰属（共同発明の共有や帰属割合）、利用実施権の付与、ライセンス条件、不実施補償（実施しない場合の補償・第三者利用の可否）、優先交渉権、実施報酬、分配条件などは各種契約によって定めている。契約のひな型があるものには、共同研究契約、共同出願契約、実施許諾契約等がある。

企業との共同発明を実用化する際、単体の「不実施補償」以外の方法はなく、共同研究契約書や共同出願契約書の中で約定されている。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

プログラムやデータベース著作物を第三者に提供等する場合に関する内部規程や指針が設けられている。具体的には、知的財産活用規程に基づき、知的財産の利用許諾を行っている。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

関連する内部規程／指針がある。研究成果物の第三者の提供に関する内部規程/指針はなく、その都度個別合意している。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

国立研究開発法人スタートアップに対する知的財産の創出促進のため、「研究者の国研発スタートアップとの兼業（技術顧問等）を可能とする兼業規程」「国研発スタートアップへのライセンスも含めた、特許等知的財産の取扱いに関する規程」などを整備している。また、ベンチャー支援制度の抜本的見直しを行い、支援の合理化と充実化を図っている。

「JAXA スタートアップ/JAXA パートナースタートアップ」制度では、支援施策として JAXA 知財の有償利用を位置付けている。知財に係る支援内容の変更については、旧制度では、認定期間中（最大 10 年）の知財実施は無償で許諾していた。新制度においては成長を達成した企業からは対価を得ることを目的に、無償期間を当初 3 年とし、以降は 1 年毎に経営状況に応じて無償継続（最大 10 年）か有償かを判断する枠組みとすることと

した。

2021 年の「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（研究開発力強化法の一部改正）を受けて、自己収入を原資としてスタートアップへの直接出資案件が 2 件ある。又はンド（Frontier Innovations1 号ファンド）への出資を開始した。

JAXA 内知財の取り扱いについては、出資先ファンドであるからといって特段の取組をしている訳ではない。Frontier Innovations 社から出資先企業に対する支援としては、VC-IPAS¹⁰¹による知財デューデリジェンス（DD）等を駆使し、知財戦略支援を実施している。

出資に関する業務は、新事業促進部で対応している。同部署には、ベンチャーキャピタルを専門とするスタッフも在籍している。出資先ファンドとは情報交換を実施する中で、JAXA 内技術シーズに関する情報提供も適宜実施している。出資先企業及び出資候補先企業の成長の中で、JAXA 知財の利用に関して検討する場面も生じる可能性はある。

（9）その他

知的財産の利活用で障害・問題となっている事項については、知的財産の活用にあたり職員（発明者、若しくは所掌する技術部署）の支援が必要となる場合、職員のリソースやインセンティブ等の課題もあり、支援が進みにくい実態がある。また、当機構に関連する知財（広く成果報告書等を含む）のうち、重工メーカー等との共同所有であるものも多く、それらについては当機構のみの判断での利活用が難しい。

2.7.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

（1）知的財産担当部署の組織体制

知的財産担当部署は、機構の研究開発部門研究開発戦略部に知的財産課が設置されている。知的財産課は、筑波宇宙センターに置かれている。

知的財産課の令和 6 年度の予算は、194 百万円である。知的財産課の予算の内訳は、国内外の出願関連費及び特許等の維持・管理費（外部委託費を含む）が 90%を占め、その他が 10%である。

（2）知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

知的財産課には 11 名の常勤職員（うち本年度採用数 2 名、知的財産関連資格者 0 名）が配置されている。また、任期付き非常勤職員 2 名が配置されている。主たる業務は、知的財産の維持・管理、ライセンス業務である。

（3）弁護士・弁理士の活用状況

知的財産課においては、外部の弁護士 2 名（2 社）を活用している。外部の弁護士は、顧問として依頼している。それ以外では、専門性の高い人材を常勤又は非常勤で雇い入れており有資格者も在籍しているが、業務にて資格を求めているものではない。また、個別案件における専門的な支援や、常勤職員の専門性を高める教育などを行っている。

（4）知的財産関連人材の育成方策

¹⁰¹ 特許庁「ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣プログラム（VC-IPAS：VC collaborating on Intellectual Property Acceleration program for Startups）」：本プログラムは、スタートアップを支援（投資・経営支援等）するベンチャーキャピタル（以下「VC」という。）へ弁理士・弁護士といった知的財産の専門家を派遣し、投資前及び投資後のスタートアップに対して事業戦略に連動した知財戦略構築等の支援を行うことにより、スタートアップの成長を加速させるプログラムである。

知的財産課による課内外への職員対象の講習会及び人事部の外部研修支援制度を活用し、知的財産関連の研修を開催及び受講の促進を行っている。また、知的財産課では、JIPA 棟が開催する研修へ参加している。

(5) 人事評価への反映

研究者の人事評価において、研究者による知的財産の創造等に係る取組を具体的に点数化し査定することは人事評価規程上で行われていない。

(6) その他

組織体制整備及び人材育成で障害・問題となっている事項については、知的財産に係る専門人材の確保が課題である。

2.7.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

組織横断的な文書として「知的財産ポリシー」を策定し、JAXA は自らが持つ知的資産を社会で活用可能な知的財産として適切に識別・保護し、効果的・効率的に活用するために、知的財産組織を中心に知的財産マネジメント体制・制度を構築し、知的財産の識別・保護、活用のしくみを確立するとともに、全ての職員にこれを周知、理解浸透させるべく知的財産教育を実践している。また、関連規程として「知的財産取扱規程」等が整備されている。

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

2024 年度の実績として、特許権出願数は 62 件（国内 32 件、外国 30 件）、登録数は 84 件（国内 50 件、外国 33 件）、保有数は 662 件（国内 418 件、外国 244 件）である。実施許諾契約数は 80 件、プログラム/データベース著作物の登録総数は 337 件となっている。知財収入の合計は 7,770 万円である。

図 2.5.3 に直近 5 年間（2020 年度～2024 年度）の特許件数（出願数、登録数、保有数）、実施許諾契約数と特許収入の推移を示す。特許出願数は単調減少傾向が観察される。登録数は年によってバラツキがある。特許保有数は、2020 年の 548 件から 2024 年の 662 件へと増加傾向が観察される。また実施許諾契約数は大きな変動はなく概ね安定といえる。特許権収入は 2024 年に大きく伸びた。

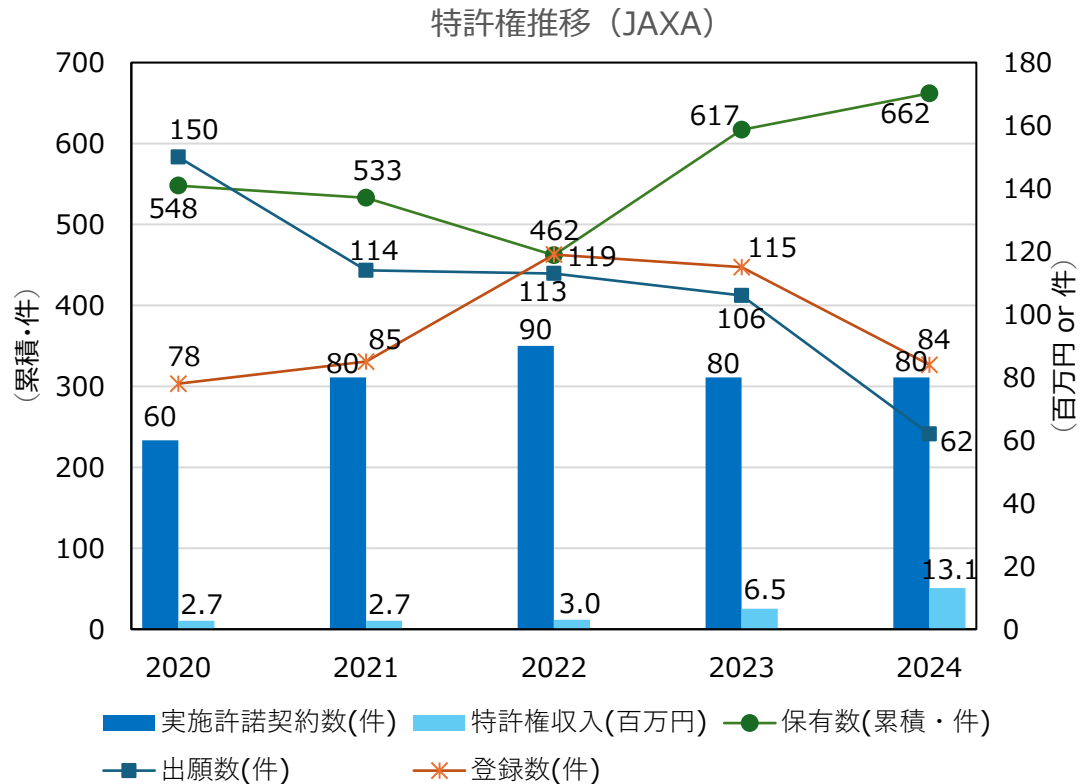


図 2.5.3: 特許件数・特許収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

2024 年度の産学官連携実績は以下の通りである。

- ・ 共同研究：975 件（国内 714 件、国外 261 件）、収入は 1 億 2 千万円
- ・ 受託研究：92 件（国内 91 件、国外 1 件）、収入は 59 億 1 千 1 百万円
- ・ 施設供用・共用：86 件（国内 87 件、国外 0 件）、収入は 3 億 9 千 6 百万円
- ・ 技術指導等：0 件、収入は 0 円

これら産学官連携（共同研究、受託研究、施設供用・共用、技術指導等）の直近 5 年間の件数・収入の推移を図 2.5.4 に示す。図から直近 5 年間での受託研究・共同研究の合計収入が増加傾向にあり、5 年で約 4 倍に増加したことが分かる。特に受託研究費増加の寄与が大きい。

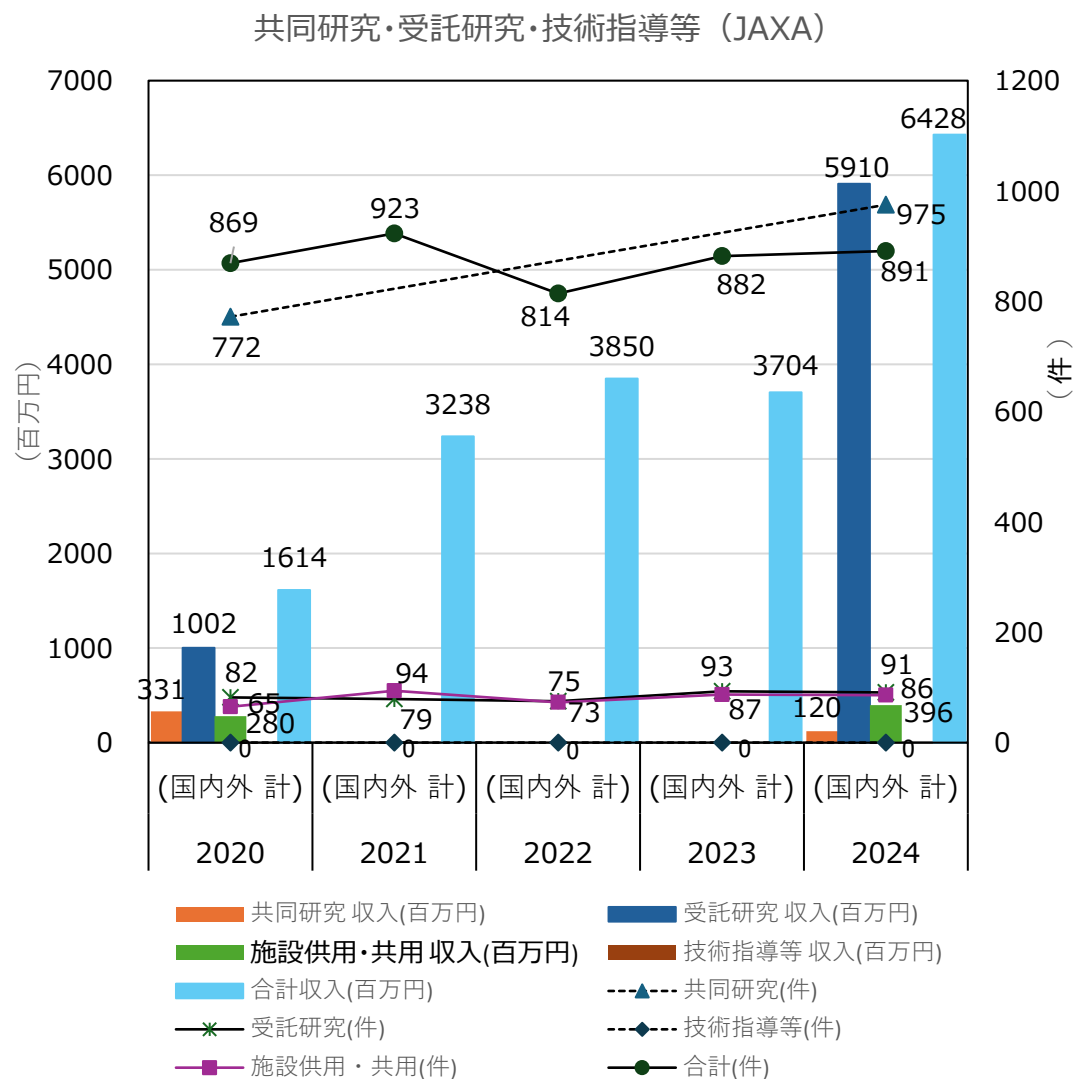


図 2.5.4: 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入の推移
 (出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

産学官連携において、共同研究に企業が含まれる件数は 2 割程度である。国外については米国、英国、豪州、カナダ、ドイツ、フランスをはじめ 51 ヶ国と関係がある。

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

2024 年度において、国研発スタートアップへの出資、株式取得・新株予約権の取得件数について、国立研究開発法人スタートアップの新規認定数は、2020 年に 1 件、2021 年に 1 件、2022 年に 2 回、2023 年に 1 件、2024 年に 3 件であった。出資したスタートアップ件数は、2022 年に 1 件、2023 年に 1 件であった。株式取得・新株予約権取得したスタートアップ件数は、2022 年に 1 件、2023 年に 1 件であった。

表 2.5.2: スタートアップ数

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	単位
国研発 SU 新規認定数	1	1	2	1	3	件
出資した SU 数	0	0	1	1	0	件
株式取得・新株予約権取得した SU 数	0	0	1	1	0	件

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

第 5 期中期目標では、前述のとおり、知的財産の保護及び利活用について、「宇宙分野における知財対策と支援の方向性報告書」（令和 2 年 3 月内閣府宇宙開発戦略推進事務局、経済産業省）も踏まえて必要な規程等を整備し、機構が創出した知的財産を適切に管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略の下で利活用を促進することで、我が国の国際競争力の強化、各分野での成果創出等に貢献することを掲げた。

また、これら中期目標を踏まえた第 5 期中期計画では、「宇宙プロジェクト及び研究開発の実施」の「1.6. 新たな価値を実現する研究開発及び分野横断的に開発・運用を支える取組」において、知的財産マネジメントを取り上げている。

中期計画では、「機構知財ポリシー」等に基づき、知的財産マネジメントの体制・制度を構築し、機構が創出した成果を社会で活用可能な知的財産として識別・保護し、適切に管理するとともに、我が国の産業競争力強化の観点から、各成果に応じたオープン・アンド・クローズ戦略の下で外部との連携等による活用を目指すとした。また、民間事業者等の新規参入や事業創出の促進に資する支援活動等において、機構の成果を活用する事業者等に対する出資、人的及び技術的援助の実施並びに機構の知的財産を含む技術的知見や設備等の研究開発基盤の更なる活用に向けた仕組みの整備などを通して、新たなスタートアップや社会実装を促進する。また、宇宙分野や宇宙分野とシナジーのある異分野技術等へ関心を寄せる投資家や金融機関等との連携を強化し、民間資金等のリスクマネー供給を後押しすることを挙げた。

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

JAXA では、知的財産ポリシー、JAXA 知的財産の利用に関する情報を公開している。知的財産ポリシーは、2020 年に策定されたもので、「JAXA は、国の宇宙基本計画、宇宙産業ビジョン 2030、航空技術分野における研究開発計画等を踏まえ、知的財産を適切に保護・活用することで、我が国の産業・科学技術基盤の強化を図り、安全保障の確保及び安全・安心な社会の実現、宇宙利用拡大と産業振興、宇宙科学・探査分野における世界最高水準の成果創出及び国際的プレゼンスの維持・向上及び航空産業の振興・国際競争力強化に貢献する」ことを目指し、知的財産ポリシーを策定することで、JAXA の業務を効果的・効率的に実施することを目的とした。

また、知的財産ポリシーでは、知的財産教育として、人的資産を知的資産として認識し、自らの職員を宇宙航空分野における知的財産人材として育成を行うとした。具体的には、構築された知的財産マネジメント体制の下で、全ての職員に対し、知的財産に係る規程や契約の基本的な考え方を周知、理解浸透させるべく知的財産教育を実施する。また、教育の実施にあたっては、職員に対し、知的財産は情報セキュリティに深くかかわるとの認識

を持たせるとともに、産業振興のために効果的・効率的に知的財産を保護し活用する手法を学ばせることを掲げている。一方で、人材育成については、人材確保で課題を抱えている。

JAXA 知的財産の利用については、これまで蓄積してきた宇宙航空分野の技術を、宇宙航空分野のみならず、その他様々な産業分野でも広く活用していくための申請の手順を「知的財産利用のてびき」として公開し、JAXA の知財を活用するための申請フローを明らかにしている。

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感ずる点

特になし

(8) 国際標準化の取組・課題

現時点で課題を精査中である。宇宙全体の国際標準化の取組については、産業界がイニシアチブをとっている分野もあり、政府全体で進めている。

(9) その他

特になし

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

https://www.jaxa.jp/index_j.html

https://www.jaxa.jp/press/2005/04/20050406_sac_vision_j.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20221215-mxt_uchukai01-000026711_3.pdf

https://www.jaxa.jp/about/ip_policy/data/chizairiyotebiki_202409.pdf

https://www.jaxa.jp/about/ip_policy/index_j.html

<https://aerospacebiz.jaxa.jp/solution/>

<資料>

- 宇宙開発戦略本部「宇宙基本計画」，令和 5 年 6 月 13 日閣議決定。
- 文部科学省航空科学技術委員会「航空科学技術分野研究開発プラン」，令和 4 年 7 月。
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構：第 5 期中長期目標、2025 年
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構：第 5 期中長期計画、2025 年
- JAXA 知的財産利用の手引き、2024 年 9 月。
- JAXA『長期ビジョン』，2005 年 3 月 31 日。
- 皆川健太「宇宙開発を取り巻く状況と JAXA の知的財産活動」，Vol.76 No.3, パテント 2023.

2.6 (国研) 海洋研究開発機構

2.6.0 組織概要

(国研) 海洋研究開発機構 (以下 JAMSTEC という。) の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン	JAMSTEC は、国立研究開発法人海洋研究開発機構法に基づき、「海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資すること」を目的とする ¹⁰² 。 理事長メッセージでは、長期ビジョンとして「海洋・地球・生命・人類の統合的理解の推進と社会との協創による地球の未来の創造」を掲げ、機構の使命は「新たな科学技術で海洋立国日本の実現を支え、国民、社会、そして地球の持続的発展・維持に貢献する」ことと説明している ¹⁰³ 。
(2) 主な業務内容	JAMSTEC は、法定業務として、①海洋に関する基盤的研究開発、②成果の普及・活用促進、③大学等の学術研究への船舶運航等の協力、④施設・設備の共用、⑤研究者・技術者の養成、⑥内外情報・資料の収集・提供等を担う。 第4期中長期計画(2019年4月～2026年3月)では、国の政策・社会課題等を踏まえ、基盤的研究開発を概ね以下の5領域で体系化して推進するとしている ¹⁰⁴ ：①地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発；②海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発；③海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発；④数理科学的手法による海洋地球情報の高度化・最適化に係る研究開発；⑤挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発。
(3) 人員	2024年度末における常勤職員数は947人、平均年齢は46.9歳である ¹⁰⁵ 。職種別の構成(2025年4月1日時点)は、研究職324人、准研究職50人、技術職145人、船員46人、事務職160人、支援・補助等219人である(合計944人) ¹⁰⁶ 。
(4) 予算	2024年度の予算額(収入)は約592億5千万円である。財源の内訳は、運営費交付金368億7200万円、施設費補助金103億4100万円、補助金収入約54億8千万円、事業等収入14億3400万円、受託収入51億2100万円である ¹⁰⁷ 。
(5) 主なアウトプット	2024年度の論文発表数は531件であり、過去5年の発表論文(2,968件)の2024年の被引用数は13,426回である。 InCites Benchmarking & Analyticsを用いて、TOP10%・TOP1%論文割合等の経時変化や他機関比較を実施している ¹⁰⁸ 。 知的財産については、特許出願件数11件(国内8件、外国3件)、保有件数として特許権203件(国内120件、外国83件)等であり、実施許諾件数は4件である ¹⁰⁹ 。知財収入は2,012.6万円である。

¹⁰² 海洋研究開発機構「令和6年度事業報告書」2頁。

¹⁰³ 海洋研究開発機構「理事長ご挨拶」<https://www.jamstec.go.jp/j/about/message/>

¹⁰⁴ 海洋研究開発機構「令和6年度事業報告書」4頁。

¹⁰⁵ 海洋研究開発機構「令和6年度事業報告書」9頁。

¹⁰⁶ 海洋研究開発機構「ひと目でわかる JAMSTEC」<https://www.jamstec.go.jp/j/about/ataglance/>

¹⁰⁷ 海洋研究開発機構「令和6年度決算報告書」

¹⁰⁸ 海洋研究開発機構「令和6年度業務実績等報告書」132頁。

¹⁰⁹ 同上。157頁。

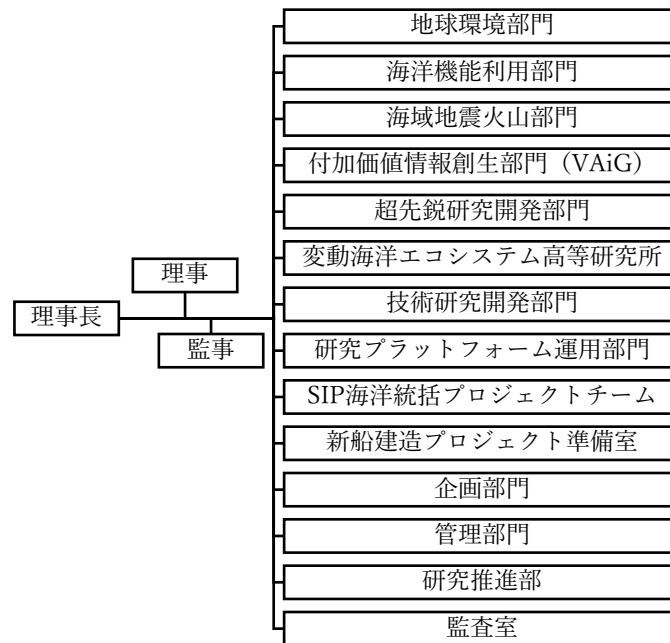


図 2.6.1: 海洋研究開発機構の組織図

(出典) 海洋研究開発機構「組織図」<https://www.jamstec.go.jp/j/about/organization/>

2.6.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

JAMSTEC は、研究開発成果を社会へ還元する観点から、民間企業等との連携を推進しており、対外連携メニューとして共同研究、受託研究等、技術指導、MTA（サンプル・成果有体物の提供）等を整理して窓口を明示している¹¹⁰。

産学連携・スタートアップ担当は企画部門 海洋科学技術戦略部の対外戦略課である（知財担当部署との関係等については、2.6.4 (1)参照）。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

共同研究契約等のひな形において、共有知的財産の持分、実施料の分配、秘密保持等の知財条項を備え、これを用いて事前合意を実務的に行っている。コンソーシアム・拠点等の大規模案件では、事前の知的財産合意書の作成や、運営会議内に知的財産専門の体制（知的財産委員会）を原則として設ける運用としている。

事業化フェーズの外部資金プロジェクト等では、当初から権利化や事業化を意識して取り組んでいるとのことである¹¹¹。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

アンケート回答では、発明・著作物・ノウハウ等の創造に対する報奨金制度を有しており、具体的な算定基準等は内部規程及び当該年度の運用によるとしている。機構の知的財産ポリシー文書（「知的財産に関する基本的な考え方」）では「適正な技術移転収入を得ることで、創作者に適切なインセンティブを与えうる」との考え方を明示している¹¹²。

¹¹⁰ 海洋研究開発機構「産業界（企業等）との連携」<https://www.jamstec.go.jp/j/collab/biz/alliance-menu/>

¹¹¹ ヒアリング

¹¹² 海洋研究開発機構「知的財産に関する基本的な考え方（知的財産ポリシー）」

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

アンケート回答では、ライセンス・譲渡等により収入を得た場合、当該知的財産を創造した研究現場（研究者個人・研究部署）に研究用として還元（技術貢献料、研究環境整備への配分等）する仕組みがあり、配分割合や手続は内部規程等で個別に調整されるとしている。一方で、当該収入を知的財産部局へ還元する固定的な仕組みは特に定めていない。

定量的な根拠はないが、個人への報奨金とは別に、インセンティブとして一定の機能は果たしているとのことである¹¹³。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

アンケート回答では、共同研究・受託研究において、間接経費及び戦略的経費（機構が保有する知見・技術等に対する対価）を研究部署に配分する仕組みを有し、配分割合は規程により定めているとしている。

PI 等人件費を競争的研究費の直接経費から支出することにより、運営費交付金の一部を「研究力向上費」として確保し、研究者の要望を踏まえて個人又は所属部署に支給・配分する仕組みがあるとしている。この点は、JAMSTEC が公表している「競争的研究費等による人件費支出により確保した財源の活用方針等」においても、確保財源を研究人材強化や研究に集中できる環境整備等へ充当しうる枠組みとして整理されている¹¹⁴。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

上記の「競争的研究費等による人件費支出により確保した財源の活用方針等」によって、従来 PI 人件費として支出していた財源（運営費交付金等）を、研究人材の戦略的強化、多様かつ継続的な挑戦を支援する研究資金の配分、魅力ある研究環境の整備等に使用することが可能となっている。

(7) その他

アンケート回答では、知的財産の創造に関する課題として、研究開発現場に近い部署に知財担当者を配置できず、研究初期段階からの戦略的な知財検討や発明シーズのくみ上げが十分に行えていない点を挙げている。

また、基礎研究が多く、初期段階から事業化を強く意識することは難しい面があるとのことである¹¹⁵。

2.6.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

国内出願・審査請求等の是非は、アンケート回答によれば、特定の規程等で判断観点を明文化しているわけではない。国内出願、審査請求のいずれについても、実務上は主に以下の観点を重視して決定している。

- ・ ライセンス・共同研究等の申し出の有無
- ・ ライセンス・共同研究等の契約の有無

https://www.jamstec.go.jp/j/about/ip_policy/

¹¹³ ヒアリング

¹¹⁴ 海洋研究開発機構「競争的研究費等による人件費支出により確保した財源の活用方針等」

https://www.jamstec.go.jp/j/about/pi_jinkenhi/

¹¹⁵ ヒアリング

- ・ 実用可能性
- ・ 特許性（新規性・進歩性等）
- ・ 商業価値（ライセンス収入、ライセンシー等の意向）

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

外国出願の是非についても、国内出願と同様に、アンケート回答では以下の観点を重視して判断している。

- ・ ライセンス・共同研究等の申し出の有無
- ・ ライセンス・共同研究等の契約の有無
- ・ 実用可能性
- ・ 特許性（新規性・進歩性等）
- ・ 商業価値（ライセンス収入、ライセンシー等の意向）

海外特許出願についても、基本的な判断としては権利化の可能性や実施可能性を見ている。なお、研究部門側で海外特許出願のための予算を確保することは、その技術に対する部門の強い活用意向を示すものであり、重要な判断材料の一つとなる¹¹⁶。

海外の出願国（出願先国・地域）は、アンケート回答によれば、以下の観点を重視して選定している。

- ・ 特許に係る製品・サービスを製造する国・地域
- ・ 特許に係る製品・サービスを販売・利用する国・地域
- ・ 商業価値（ライセンス収入、ライセンシー等の意向）
- ・ 当該国・地域のエンフォースメント（司法・行政取締り）

外国出願に係る運用として、知財担当部局の予算以外に研究部門の予算を充て得ること、また外部支援（知的財産支援機関等による支援）が得られない場合でも外国出願を進めることがある。

主な出願先は米国と欧州である¹¹⁷。

(3) 特許の棚卸し

特許の棚卸し（維持・放棄）は、アンケート回答では、概ね以下のタイミングで実施している。

- ・ 国内特許：登録後 7 年目に判断し、それ以降は毎年見直し
- ・ 外国特許：登録後 4 年目に判断し、それ以降は毎年見直し

棚卸し（維持・放棄）の判断の観点としては、アンケート回答では以下を重視している。

- ・ ライセンス・共同研究等の申し出の有無
- ・ ライセンス・共同研究等の契約の有無
- ・ 実用可能性
- ・ 商業価値（ライセンス収入、ライセンシー等の意向）

国内 7 年目・外国 4 年目以降は、毎年、ライセンス実績の確認や発明者へのヒアリングを通じて、今後の実施見込みや事業化の可能性を総合的に判断している¹¹⁸。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

アンケート回答に基づけば、権利化・棚卸しの意思決定は、手続の種類に応じて以下のように整理される。

¹¹⁶ ヒアリング

¹¹⁷ ヒアリング

¹¹⁸ ヒアリング

- ・ 国内出願：個別案件について、知的財産担当部局のみで決定可能
- ・ 審査請求：外部専門家も入れた会議体（委員会等）の審議を経て決定
- ・ 棚卸し（維持・放棄）：知的財産担当部局のみで決定

出願については、スピードを重視する観点から、特許性があれば知財部門のみでスピーディに決定している。その後、審査請求時には、権利化の必要性や事業化判断の妥当性をより慎重に判断するため、事業や連携に精通した外部専門家（各技術分野の有識者）を交えた会議体で審議しているとのことである¹¹⁹。

出願の是非決定に要する期間について、決定プロセスにより出願が遅れる弊害は特に認められないとのことである。また、単独出願と共同出願で、上記プロセスの違いは特にはない。

JAMSTEC の知的財産ポリシーでは、「知的財産と考えられる研究成果を得たときは、学会発表等に先立ち、速やかに権利確保に関する必要な手続き（知的財産管理部門への連絡等）を行う」、また、「権利取得のための事務等が学会発表等を遅延させることにならないように努める」と規定されている。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

秘密保持契約（NDA）・秘密保持状況の策定状況は、以下のとおりである。

- ・ 共同研究、ライセンス等を進めるにあたり NDA・秘密保持条項を有する契約を結ぶこととしている
- ・ NDA・秘密保持条項のひな形を策定している
- ・ 機関内部の情報分類、個人情報保護規程、情報セキュリティ基準等と連動して機密情報の取扱いを規定している

機構の知的財産ポリシーでも、外部機関との研究協力に際して秘密保持契約を締結し、職員の情報管理を徹底する旨が明記されている。

また、公表資料として、機構が特定の手續に用いる機密保持に関する念書様式（Word）を公開している例も確認できる¹²⁰。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

アンケート回答によれば、研究者等が退職した場合でも、研究成果（特許等）の帰属主体は機構であり、権利は機構に留まる運用としている。この点は、知的財産ポリシーが示す「機構経費・設備等により生み出された知的財産権は原則として機構に機関帰属する」との考え方である。研究者が退職後に、自ら創造した知的財産を転職先（研究開発機関等）で利用する場合には、事前のライセンス許諾や実施権設定等による個別合意を必要とする。

研究者が退職した場合の知財の取扱いについては、令和 7 年の内閣府の指針¹²¹以前から同様の運用を行っており、同指針を受けた特段の変更はないとのことであった¹²²。

(7) その他

アンケート回答では、知的財産の保護・管理に関しては、出願前に論文・発表等で公表してしまい（いわゆる特許法 30 条適用）外国での権利化に問題が生じ得ること、民間企

¹¹⁹ ヒアリング

¹²⁰ 海洋研究開発機構、「機密保持に関する念書」

<https://www.jamstec.go.jp/j/about/procurement/icebreaker/doc/form.docx>

¹²¹ 「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱い指針(令和 7 年 3 月内閣府知的財産戦略推進事務局)」

¹²² ヒアリング

業との共同出願では不実施補償の調整が難航し得ることが示されている。

30 条適用の案件自体はそれほど多くないが、主要国（米国以外）では権利化が難しくなる課題があるため、JAMSTEC 内ウェブで「30 条適用は万能ではない」と周知している。また、論文や学会発表等の公表前の網羅的なチェックはできていないが、公表手続きについては必ず上長の決裁が必要なシステムになっており、意図しない公開はある程度防げているとのことであった¹²³。

一方で、決定プロセス自体が出願を遅延させる弊害は特に認められないとしており、運用面では迅速性を確保している。

2.6.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

アンケート回答によれば、他の研究開発機関・企業等との連携・協力を、共同研究、委託・受託研究、技術相談・指導・コンサルティング、技術移転（ライセンス契約、MTA 等）、組織対組織による大型共同研究、施設・データベースの供用・共用、産学官共同のコンソーシアム・拠点形成等の多様な手法で実施している。

機構独自の装置や専門的知見を用いた分析等のニーズに対しては、従来の受託業務契約を活用している。対象となるのは、営業秘密として厳密に登録管理しているものではなく、職人技や手作りの装置（論文発表済みのものを含む）等である。また、機構として中小企業に特化した支援方針を取っているわけではなく、互いの技術力や研究力に価値を見出せるパートナーと、規模を問わず連携していく方針であるとのことであった¹²⁴。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

アンケート回答では、知的財産・産学官連携の広報・マッチングのための取組として、HP（知的財産・産学官連携ページ）、展示会出展、学会発表、パンフレット類・ニュースリリースの作成・配布を実施している。

JAMSTEC は「知的財産情報」ページで、特許・実用新案等に関する情報提供や、刊行物（連載）での“シーズ”紹介等の発信を行っている¹²⁵。また、知財利用希望者や連携希望者の問い合わせ窓口（知財窓口、産学連携相談窓口）を明示している。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

アンケート回答では、地元向けの広報・マッチングについては、地域企業との共同研究・受託研究や説明会等の定型項目は選択されておらず、「その他」のみが選択されている。このため、地元向け施策は、少なくともアンケート上は制度化された“定番メニュー”として整理されているというより、案件に応じた対応が中心である。

一方、海外向けについては、国際共同研究・受託研究、国際会議・学会での発表、海外向けパンフレット類・プレスリリースの作成・配布、組織対組織による連携・協力の推進等を実施している。また、英語版サイトでも「Collaborate with us」等の導線が設けられている¹²⁶。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

¹²³ ヒアリング

¹²⁴ ヒアリング

¹²⁵ 海洋研究開発機構。「JAMSTEC 知的財産情報」<https://www.jamstec.go.jp/ip/j/>

¹²⁶ “Discover JAMSTEC”<https://www.jamstec.go.jp/e/>

機構の研究成果や研究データは論文等による公表（オープン）が基本であり、組織全体で統一的な基準で営業秘密を管理することには難しさがあり、基本的には現場の判断に委ねているとのことであった。ただし、プロジェクトの性格に応じて戦略を持つ例はある¹²⁷。

研究データ・サンプルについては機構のデータポリシーにおいて、科学的・教育的利用のための公開促進を基本としつつ、安全保障、法令、研究開発戦略・知財戦略等の観点から公開・提供の制限措置を取ることがあるとされている¹²⁸。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

アンケート回答によれば、共同研究・受託研究等により生じた知的財産について、帰属（共同発明の共有・帰属割合）、利用実施権の付与、ライセンス条件、不実施補償（実施しない場合の補償、第三者利用の可否）、優先交渉権、実施報酬・分配条件等を、共同研究契約・委託研究契約等の契約で定めている。契約策定に用いるひな形として、共同研究契約及び共同出願契約のひな形が用意されている。公表情報でも、共同研究・受託研究等のメニューが整理されている¹²⁹。

共同研究契約・共同出願契約には、事業目的で共有成果を実施する場合の実施対価支払い条項を設けている。具体的な金額や条件は案件ごとに大きく異なるため、発生時に別途実施契約として締結しており、一律の雛形を作成する必要性は高くないとのことである¹³⁰。

外部資金プロジェクト等では、知財やデータの取り扱い（帰属、利用範囲等）についてあらかじめ協定を結んでいる。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

アンケート回答によれば、プログラム／データベース著作物の第三者提供等に関し、職務著作（法人著作）として取り扱っているとのことである。第三者提供等に伴う具体的課題については、公開情報・アンケート記載からは特定できなかった。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

アンケート回答では、マテリアル、試作品、データ等の研究成果物を第三者に提供する場合について、関連する内部規程／指針があるとのことである。

公表情報上も、産業連携メニューに MTA（研究成果有体物の提供）が明示されており、成果物提供を契約・条件設定の下で行う枠組みが示されている¹³¹。

機構独自の装置や専門的知見を用いた分析等に関しては、従来の受託業務契約を活用しているが、公的機関として安価になりがちな点を見直し、単価表に基づく積み上げに加えて、民間市場価格との乖離を埋める「利益相当額」を上乗せして対価を設定できるよう規程を改正した¹³²。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

アンケート回答では、国研発スタートアップ（SU）に関するルール整備として、研究者

¹²⁷ ヒアリング

¹²⁸ 海洋研究開発機構「データ・サンプルの取り扱いに関する基本方針（データポリシー）」（平成 19 年 5 月 16 日、令和 5 年 4 月 1 日改正）https://www.jamstec.go.jp/j/database/data_policy.html

¹²⁹ 海洋研究開発機構「産業界（企業等）との連携」

¹³⁰ ヒアリング

¹³¹ 同上。

¹³² ヒアリング

の国研発 SU との兼業を可能とする兼業規程、国研発 SU へのライセンスを含む知財取扱規程、国研発 SU の株式又は新株予約権の取得等に関する規程、利益相反マネジメントに関する規程が整備済みである。

「JAMSTEC ベンチャー制度」（2006 年制定）では、JAMSTEC の知的財産を活用する企業等を認定し、実施許諾や研究施設等の利用における優遇措置など、申請に基づく支援メニューにより一定期間支援する¹³³。

2024 年度に同制度を大改革し、機構からの手厚い支援の対価として、「認定後 1 年以内に機構に対して新株予約権を付与すること」を新たな要件として追加した。これにより、スタートアップが成長・拡大した際に機構もリターンを得られる設計としたとのことである。

(9) その他

アンケート回答では、利活用上の課題として、①基礎・基盤的あるいはニッチな技術が少なくないため産業界ニーズとマッチさせにくいこと、②特許出願が研究者の発意に依存し、戦略的な発掘・ポートフォリオ構築のマンパワーが不足していること、③知的財産がポートフォリオになっていなく、単独特許だけではライセンスの引き合いが得にくいことが挙げられている。

一方で、企業からは“特許そのもの”よりも研究力・ノウハウ面での問い合わせが多いという認識も示されており、こうした強み（知見・ノウハウ）を利活用して収益化する仕組みの強化を図っている。

2.6.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

JAMSTEC 本部で知的財産を所掌する部署は管理部門の「研究インテグリティ・コンプライアンス室」である。2025 年 7 月から同室の所管となった。知財業務が特許法や不正競争防止法など法務と密接に関わるため、法務を一元管理する同室に配置するのが最も効率的であるとの判断によるものである¹³⁴。組織図上は、同室は管理部門の一組織として位置づけられている。

アンケート回答では、知的財産担当部署と産学連携・スタートアップ支援担当部署は「分かれている」とされ、機能分担の下で知財（権利管理・活用）を「研究インテグリティ・コンプライアンス室」が担う体制である。また、各研究部門・地域拠点への分散配置や、外部 TLO 等への業務委託は行っていない。

なお、産学連携・スタートアップ担当である対外戦略課とは情報連携を密にしており、目立った課題はないとのことであった¹³⁵。

知的財産に関する基本方針である「知的財産に関する基本的な考え方」では、知的財産管理・活用の担当部門の明確化を図ること、同部門が知的財産に関する内外のワンストップ窓口としての機能を十分果たすよう、他の管理部門や各センター等研究開発実施部門との連携を強化すること、さらに、協力団体連絡室（及び東京事務所）が技術紹介などの知的財産の活用や情報発信に当たっての役割の一部を担うことと定められている¹³⁶。

¹³³ 海洋研究開発機構。「JAMSTEC 知的財産情報」<https://www.jamstec.go.jp/ip/j/venture.html>

¹³⁴ ヒアリング

¹³⁵ ヒアリング

¹³⁶ 海洋研究開発機構「知的財産に関する基本的な考え方（知的財産ポリシー）」
https://www.jamstec.go.jp/j/about/ip_policy/

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

「研究インテグリティ・コンプライアンス室」に知財担当者として常勤職員 3 名を配置している（2025 年 4 月時点）。このうち、知的財産関連資格者は 2 名である（知的財産管理技能士）。

研究現場に知財担当者を配置するリソースはないとのことであった。ただし、各研究部門に研究をマネジメントする担当者を設置しており、その者が早期の発明シーズの把握に努めている¹³⁷。

また、知財担当者間のノウハウ継承については、引き継ぎの際に、契約書の雛形で注意する部分や改定案の考え方などを可能な範囲で具体化し、マニュアルとして書面に残すことで対応している¹³⁸。

採用に当たっては、知財に関する基礎的理解があることは望ましいが必須要件ではなく、外部機関との調整力や企画力等の総合的な能力を重視しているとのことであった。採用ルートとしては、機構ホームページのほか、専門性の高い求人媒体も活用している。

また、対外戦略課ではスタートアップ支援コンサルタント等の外部専門家を活用（内部 1 名、外部 3 名）しているが、日常業務を分担して席を並べる立場ではなく、専門的な知見や外部ネットワークが必要な場合に、相談の場を設定する形で活用しているとのことであった¹³⁹。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

弁護士は外部 1 名を活用し（内部 0 名）、弁理士は内部・外部とも 0 名である。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

人材育成については、事務系職員のキャリアパスとして「事務専門職制度」を設け、知財を含む専門領域でジョブローテーションを限定することで専門性を保持する運用としている。また「資格取得等支援制度」により、知的財産管理技能士を含む特定資格取得者への経済的支援を行っている。資格取得の経済的支援制度は、職員の業務遂行能力の向上や自律的キャリア開発を目的として令和 7 年度に新設された。

なお、ヒアリングによれば、「事務専門職」は本人の希望や経営判断で一般事務職から移行する制度であるが、これまで知財の活用や管理を専門領域とする事務専門職の実績はなく、現状希望者も出ていないとのことであった¹⁴⁰。

こうした人材育成等の方向性は、機構の知的財産ポリシーにおける「体制の整備」方針とも整合する。職員の役割に応じた知財研修・普及啓発の充実を図る方針、また、「特に、研究開発を担当する職員に対しては、自らが有用な知的財産の「目利き」としての役割も担えるような環境を整備する」と明記されている。

(5) 人事評価への反映

アンケート回答では、研究者の人事評価（昇進・任期更新・業績評価）において、知的財産の創造等に係る取組を「具体的に点数化して査定する」運用は、人事評価規程上で行われていないとされている。

¹³⁷ ヒアリング

¹³⁸ ヒアリング

¹³⁹ ヒアリング

¹⁴⁰ ヒアリング

一方、知的財産ポリシーでは、知財の権利化・活用への貢献を「職員の評価、処遇等に反映」する旨を掲げている。

知財創出が想定される研究業務においては、上長との合意の上で評価目標に設定し、達成すれば高い評価が得られるとのことであった。他方で、海洋・地球科学分野は自然現象の解明などの基礎研究が多く、必ずしも知財という形で成果が出るとは限らないため、統一的な評価指標とするのは難しいとのことであった¹⁴¹。

(6) その他

アンケート回答では、組織体制整備及び人材育成における障害・問題については、「特になし」とされている。

2.6.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

JAMSTEC は、組織横断的な文書として「知的財産に関する基本的な考え方（知的財産ポリシー）」を策定している。同ポリシーでは、目的、機構の責務、知的財産の創造・保護・管理・活用の考え方、体制の整備について規定されている。知的財産の創造・保護・管理・活用に積極的に取り組むとし、知的創造サイクルの活用、知的財産管理をビルトインした研究開発活動の推進などの考え方を示している。

産業連携の実務に関しては、共同研究・受託研究等の契約における知財条項を定めるため、契約ひな形を機構内で整備している。

なお、知的財産ポリシーについては、基本理念や方針を示すものではあるが、研究者の知財活動の直接の拠り所とはなっていないと思われるとのことであった。また、詳細なマニュアル等を機構内で提示することはしておらず、「発明について何かあれば知財部署に相談ください」という対応をとっているとのことであった¹⁴²。

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

アンケート調査の年度別集計（2020～2024 年度）によれば、2024 年度の実績は以下のとおりである（いずれも国内・外国の合計）。

- ・ 特許権：出願数 11 件、登録数 25 件、保有数 203 件（年度末）
- ・ 実施許諾契約数：4 件
- ・ 特許関連収入：222 万 7 千円
- ・ 知財収入（特許収入以外を含む）：2,012 万 6 千円

このほか、2024 年度末の保有数として、意匠権 2 件、商標権 18 件、プログラム／DB 著作物の登録総数 16 件である。

特許以外の知財収入として、データ解析やシミュレーション等のプログラム（ソフトウェア）、画像、出版、商品化に係る収入があり、中でもプログラムのライセンス収入の割合が最も大きいとのことであった¹⁴³。

¹⁴¹ ヒアリング

¹⁴² ヒアリング

¹⁴³ ヒアリング

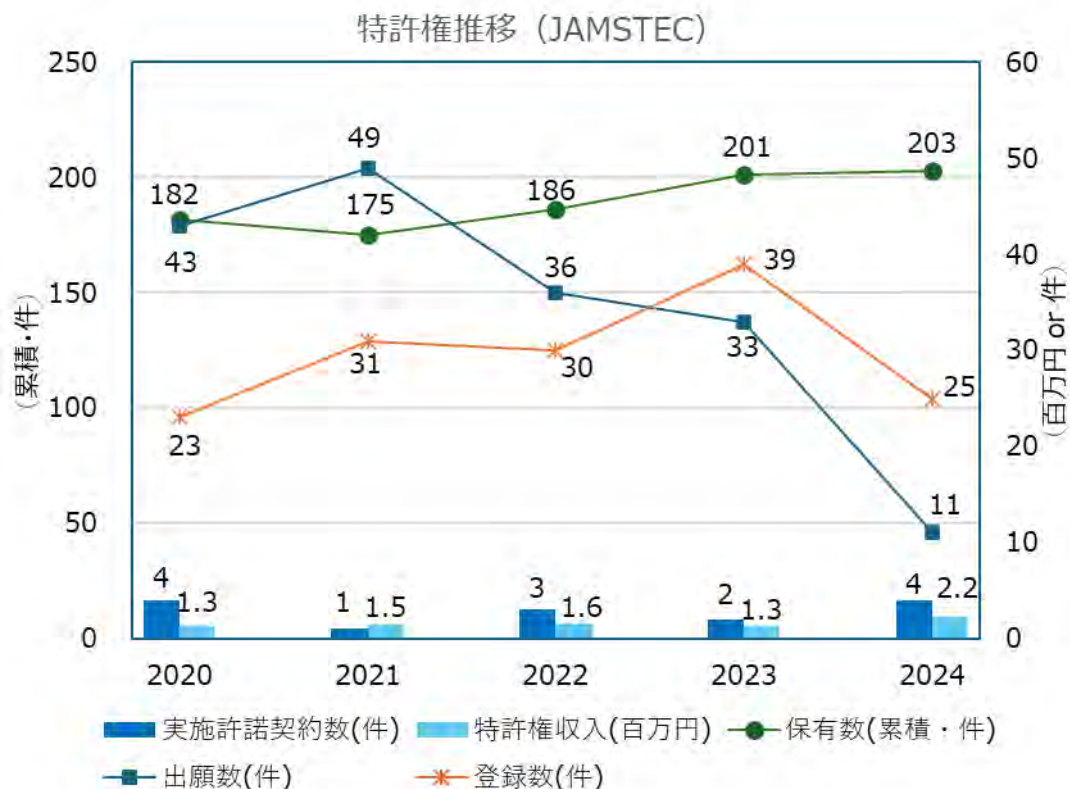


図 2.6.2: 特許件数・特許収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

アンケート調査によれば、2024 年度の産学官連携実績（件数・収入）は以下のとおりである。収入はいずれも国内収入である。

- ・ 共同研究：国内 146 件、国外 24 件、収入 1 億 7,168 万 5 千円
- ・ 受託研究：国内 84 件、国外 0 件、収入 29 億 5,503 万 2 千円
- ・ 施設供用・共用：国内 76 件、国外 0 件、収入 2 億 2,159 万 6 千円
- ・ 技術指導等：国内 4 件、国外 0 件、収入 219 万 2 千円
- ・ 合計：国内 310 件、国外 24 件、収入 33 億 5,050 万 5 千円

施設供用等により収入は生じているものの、供用に伴って新たな知財が発生したという情報は現状、知財部署には入っていないため、発生していないと認識しているとのことであった¹⁴⁴。

¹⁴⁴ ヒアリング

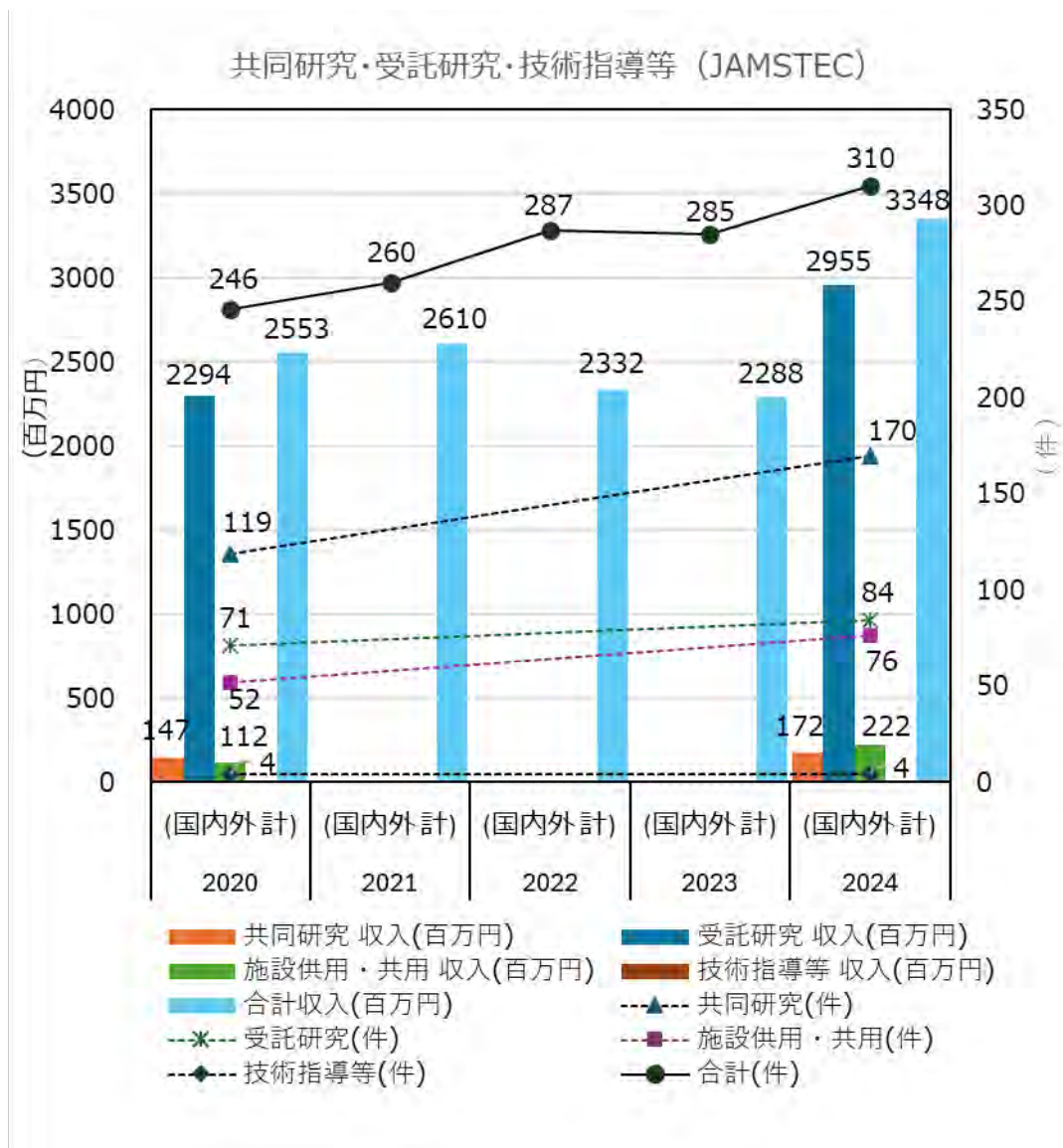


図 2.6.3: 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入の推移
(出典)アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

アンケート調査によれば、2024 年度は国研発スタートアップ (SU) の新規認定数が 1 件である。出資した SU 数、株式取得・新株予約権取得した SU 数はいずれも 0 件である。

また、2020～2024 年度の範囲では、国研発 SU の新規認定数、出資した SU 数、株式・新株予約権を取得した SU 数はいずれも 0 件であった。

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

JAMSTEC の中長期目標 (2026～2032 年度) においては、知的財産・産学官連携について、以下のとおり記載されている¹⁴⁵。

産学官連携

- ・ 社会課題の解決と国益の増進に資するため、研究・運用・技術開発で得られた知

¹⁴⁵ 文部科学省「国立研究開発法人海洋研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標)」令和 8 年 2 月 27 日、7 頁等。 <https://www.jamstec.go.jp/j/about/project/pdf/mokuhyo2026.pdf>

見を活用し、国や地方公共団体、大学、研究機関、企業などの多様な主体と連携・共創を推進する。

- ・ 内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム第3期「海洋安全保障プラットフォームの構築」においては、関係機関と連携のもと、機構の技術力等を活用し、レアアース生産技術開発等のミッション達成に貢献する。成果を踏まえ、我が国における産業に不可欠とされるレアアースの安定供給に向けた政府等の取組に貢献する。

知的財産

- ・ 研究開発成果から派生する特許、ノウハウ、アイデア等の知的財産については、社会的ニーズを踏まえた利活用の拡大を図り、加えてスタートアップによる活用を進める。
- ・ 知的財産に限らない機構の技術力やリソースについては、それらの価値や特性を最大限踏まえて戦略的に活用し、時宜を得た方法で収益化に取り組む。
- ・ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者に対して、出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことで、産学官との連携・共創を促進する。

また、同中長期目標の「国立研究開発法人海洋研究開発機構の評価に関する評価軸及び関連指標」においては、項目「産学官との共創によるイノベーションへの貢献」について、以下の評価軸と、関連指標（評価指標、モニタリング指標）の記載がある。

評価軸

- ・ 海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、産学官との共創によるイノベーションへの貢献が図られたか。

関連指標

評価指標

- ・ 国内の産学官の研究機関との連携や知的財産等の利活用に向けた取組状況等

モニタリング指標

- ・ 特許出願件数、知的財産の保有件数、実施許諾件数、知的財産等収入額
- ・ JAMSTEC ベンチャーとして認定を受けた企業数
- ・ 民間企業及び大学との協業件数（スタートアップ企業等による機構の成果の活用件数を含む）、企業向けのシンポジウム・ワークショップ等の開催件数

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

機構 HP 上では、知的財産の利用等に関して、以下の情報が体系的に整備されている。

- ・ 「JAMSTEC 知的財産情報」：概要、特許の実用化例、著作物等、ベンチャー制度、問い合わせ先等を掲載（特許検索は J-PlatPat 活用を案内）¹⁴⁶。
- ・ 「産業界（企業等）との連携」：共同研究、受託研究等、技術指導、MTA をメニューとして提示¹⁴⁷。
- ・ 問い合わせ窓口：産学連携相談窓口等を含めた連絡先を整理¹⁴⁸。また、英語版の知

¹⁴⁶ <https://www.jamstec.go.jp/ip/j/>

¹⁴⁷ <https://www.jamstec.go.jp/j/collab/biz/alliance-menu/>

¹⁴⁸ https://www.jamstec.go.jp/j/contact_us/

的財産問い合わせページも整備され、海外からの利用・連携に対応している¹⁴⁹。

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感じる点

アンケート調査では、大学との比較において、以下の点が挙げられている。

- ・ 有利と思われる点：①部門ごとの独自性が低く、全所一律の規程等で管理することができる、②研究者との距離が比較的近く緊密な連携が可能である。
- ・ 不利と思われる点：①知財人材の確保が難しい、②大学に比べ、施設整備・建設等に使用可能な外部資金プログラムが乏しい（大学は起業環境整備、スタートアップ支援環境整備のためのプログラムが増加してきたとして、例として JST の大学発新産業創出プログラム(START)事業（大学・エコシステム推進型スタートアップ・エコシステム形成支援）に言及）。

スタートアップのエコシステム形成支援等の外部資金が不足している点については、インキュベーション施設等があれば起業を後押しできるという観点からとのことであった。もっとも、施設整備を行えばすぐに需要が高まるわけではなく、アントレプレナーシップの醸成が先決であるなど、具体的な解決策は模索中とのことであった¹⁵⁰。

(8) 国際標準化の取組・課題

アンケート調査では、国際標準化について、取組例と課題について「特になし」とされている。知財部署においては、限られた人員体制のため、特許等の確保・管理・ライセンス業務にリソースを集中せざるを得ないのが現状であるとのことであった¹⁵¹。

(9) その他

AI・DX 技術の活用（発明創出、先行技術調査の自動化、特許マップ生成等）について、アンケート調査では「特になし」とされている。

AI・DX の活用については、発明創出時に AI が特許性を評価してくれる機能があれば有用と考えているとのことであった。他方で、懸念としては情報漏洩よりも、AI のハルシネーションに対する懸念があるとのことであった¹⁵²。

一方、経済安全保障の動向（特に特許出願非公開制度）に関しては、制度が法定されたものの、保全指定の基準や対象技術の具体像が把握しにくく、実務のリスク評価が難しい旨が課題である。

この点については、特定の技術分野で判断に迷うのではなく、そもそも保全指定の対象となる技術の最終的な具体像が見えにくいため、リスク評価が難しいとのことであった。なお、中国等との共同研究成果が過去に特許につながったケースはないとのことであった¹⁵³。

また、各国研はそれぞれ対象とするフィールドや予算規模が異なるため、一律の数値比較や共通の方法論を論じるだけでなく、各法人のオリジナリティを踏まえた評価や企業ニーズの模索が重要ではないかとの指摘がヒアリングではあった¹⁵⁴。

¹⁴⁹ “JAMSTEC Intellectual Property Information” <https://www.jamstec.go.jp/ip/e/contact.html>

¹⁵⁰ ヒアリング

¹⁵¹ ヒアリング

¹⁵² ヒアリング

¹⁵³ ヒアリング

¹⁵⁴ ヒアリング

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

海洋研究開発機構「理事長ご挨拶」 <https://www.jamstec.go.jp/j/about/message/>

海洋研究開発機構「ひと目でわかる JAMSTEC」

<https://www.jamstec.go.jp/j/about/ataglace/>

海洋研究開発機構「知的財産に関する基本的な考え方（知的財産ポリシー）」

https://www.jamstec.go.jp/j/about/ip_policy/

海洋研究開発機構「産業界（企業等）との連携」

<https://www.jamstec.go.jp/j/collab/biz/alliance-menu/>

海洋研究開発機構「知的財産に関する基本的な考え方（知的財産ポリシー）」

https://www.jamstec.go.jp/j/about/ip_policy/

海洋研究開発機構「競争的研究費等による人件費支出により確保した財源の活用方針等」 https://www.jamstec.go.jp/j/about/pi_jinkenhi/

海洋研究開発機構. 「機密保持に関する念書」

<https://www.jamstec.go.jp/j/about/procurement/icebreaker/doc/form.docx>

海洋研究開発機構. 「JAMSTEC 知的財産情報」 <https://www.jamstec.go.jp/ip/j/>

海洋研究開発機構. 「JAMSTEC 知的財産情報」

<https://www.jamstec.go.jp/ip/j/venture.html>

“JAMSTEC Intellectual Property Information”

<https://www.jamstec.go.jp/ip/e/contact.html>

“Discover JAMSTEC” <https://www.jamstec.go.jp/e/>

海洋研究開発機構「データ・サンプルの取り扱いに関する基本方針（データポリシー）」（平成 19 年 5 月 16 日、令和 5 年 4 月 1 日改正）

https://www.jamstec.go.jp/j/database/data_policy.html

https://www.jamstec.go.jp/j/contact_us/

<資料>

海洋研究開発機構「令和 6 年度事業報告書」

海洋研究開発機構「令和 6 年度決算報告書」

海洋研究開発機構「令和 6 年度業務実績等報告書」

「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱い指針」（令和 7 年 3 月内閣府知的財産戦略推進事務局）

文部科学省「国立研究開発法人海洋研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）」令和 8 年 2 月 27 日

2.7 (国研) 日本原子力研究開発機構

2.7.0 組織概要

(国研) 日本原子力研究開発機構 (以下 JAEA という。) の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン ¹⁵⁵	JAEA の経営理念 (ミッション) は「原子力科学技術を通じて 人類社会の福祉と繁栄に貢献する」ことである。 また、目指す将来像 (ビジョン) として「『ニュークリア×リニューアブル』で拓く新しい未来」を掲げている。これは、原子力 (ニュークリア) と再生可能 (リニューアブル) エネルギーが融合した新しい持続可能な未来社会を目指すものであり、「ニュークリアとリニューアブル技術の相乗効果 (Synergy) の追求」、「原子力自体のサステナブル (Sustainable) 化」、「原子力技術の多様 (Ubiquitous) 化」の 3 本柱から構成されている。
(2) 主な業務内容	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法に基づき、主に以下の業務を実施している。 - 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究 - 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な高速増殖炉の開発や核燃料物質の開発、再処理技術の開発、高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する技術開発 - 創出された研究開発成果の普及、及びその活用の促進 - 放射性廃棄物の処分に関する業務 - 施設及び設備の科学技術研究・開発利用への供用 - 原子力に関する研究者及び技術者の養成 - 原子力に関する情報の収集、整理、提供 - 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づくスタートアップへの出資並びに人的・技術的援助
(3) 人員 ¹⁵⁶	2024 年度末 (2025 年 3 月末現在) における常勤職員 (定年制職員数) は 3,105 人であり、平均年齢は 42.7 歳である。そのうち、研究開発に従事する職員は研究職 668 名、技術職 1,934 名となっている。
(4) 予算 ¹⁵⁷	2024 年の予算規模は約 3,181 億円である。内訳は、運営費交付金が約 1,369 億円、国庫補助金が約 445 億円、政府出資金が 34 億円、受託等収入が約 35 億円、その他の収入が約 26 億円、前年度よりの繰越金が約 1,273 億円である。
(5) 主なアウトプット ¹⁵⁸	2024 年度における主なアウトプットは以下の通りである。 - 論文発表数：1,382 件 (うち査読付 1,051 件、査読無 331 件) - 特許出願数：26 件 (うち国内単独 13 件、国内共有 9 件、外国単独 4 件) - 特許料収入額：特許権の収入は 725.8 万円である (プログラム等の著作物を含む知財収入合計は 3,327.8 万円)。 - 外部連携実績：共同研究件数 144 件 (ほか国外 3 件)、受託研究件数 114 件、技術指導等 10 件、施設供用・共用件数 664 件 (うち国内 651 件、国外 13 件)。

¹⁵⁵ 日本原子力研究開発機構：経営理念

https://www.jaea.go.jp/about_JAEA/philosophy.html

¹⁵⁶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：2024 年度事業報告書、2025 年

¹⁵⁷ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：2024 年度事業報告書、2025 年

¹⁵⁸ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：2024 年度事業報告書、2025 年

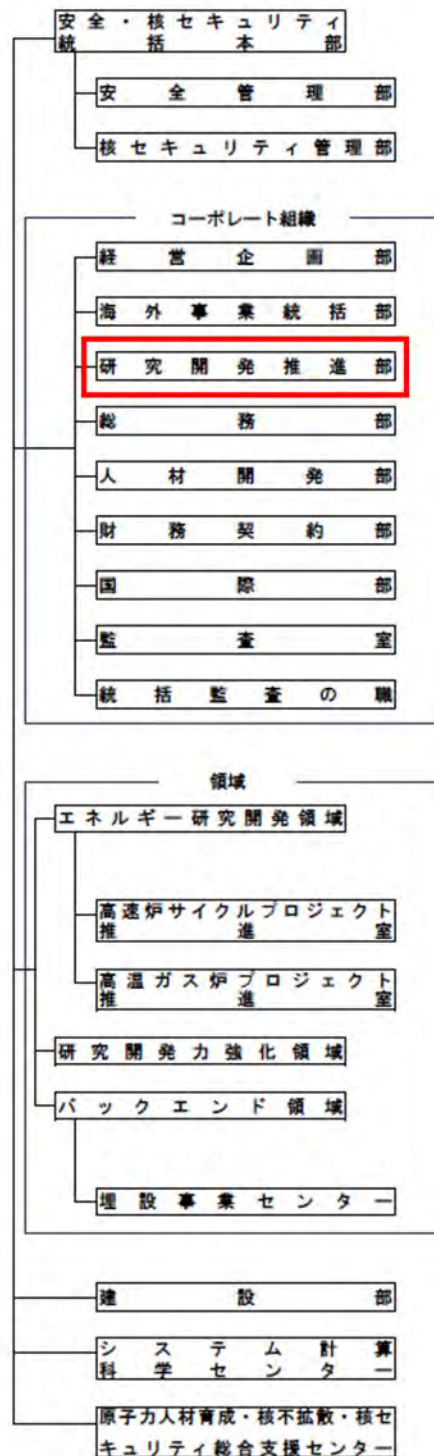


図 2.7.1: JAEA の組織図(本部組織抜粋)

(出典) https://www.jaea.go.jp/about_JAEA/organization.html

2.7.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

本部組織である研究開発推進部の中に「知財管理チーム」と「産学連携チーム」が設置

されており、共通の部門長及び担当理事が一元的に管理している。原則として研究開発推進部以外の部署では知財を所管しない体制となっている。また、各拠点等に「イノベーションコーディネーター（IC）」を配置し、研究者や技術者を伴走支援して、機構の技術シーズと社会ニーズのマッチングや産学官連携を積極的に推進している。ICは、外部との共同研究等による研究成果を最大限に活かせるよう研究現場と連携し、相手企業との交渉等を行い契約につなげている。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

共同研究契約のひな形において、知的財産に関する条項（共有知的財産の持分、実施料の分配、秘密保持等）が設けられており、これを用いて事前の合意が実務的に行われている。一方で、当機構の契約のひな形においては、契約とは別に事前の知財合意書を作成することや、知財委員会の設置を行うことについては原則として規定していない。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

知的財産（発明・著作物・ノウハウなど）を創造した研究者に、その対価として支払う報奨金（実施補償等）の制度が設けられている。ライセンス等で収入を得た場合、原則として特許を対象に（著作物は含まれない）、各事業年度の収入額に応じて発明者個人に還元する仕組みをとっている。具体的には、収入額が100万円以下の場合はその50%、100万円超500万円以下の場合は40%、500万円超の場合は30%を発明者に支払う規定となっている。なお、2024年度における実施補償総額は約320万円、1個人に対する最高額は約105万円であった。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

ライセンス・譲渡等に伴い収入を得た場合、研究部署等の「研究現場」の研究用経費として還元するのではなく、前述の報奨金制度等を通じて、発明者「個人」に対する報酬として還元する仕組みとしている。また、知的財産の取り扱いを行った知的財産部局に当該収入を還元する仕組みは設けられていない。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

企業等と共同研究や受託研究を行うにあたり、その分の技術的な貢献を「技術貢献料」として全体経費に上乗せ又は別枠で設定し、研究現場等へ還元する仕組みがある。具体的には、受託研究等の経費を算定する際、直接人件費、施設設備の利用費、消耗品費などに加えて、知の対価として「技術貢献料」を積み上げて直接経費とし、さらに直接経費に対して間接経費率30%を乗じたものを間接経費として算定している。技術貢献料及び間接経費については、原則として全額を実施部署に配賦する運用としている。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

競争的研究資金の獲得に向けて、外部資金公募情報の電子メールによる定期配信やインターネットへの掲載を通じて、戦略的な応募を促している。また、応募書類作成の支援にあたる「科研費等応募支援チーム」を組織し、採択実績豊富な経験者の協力を得て研究計画立案や応募書類作成の支援を行っている。さらに、目標を定めて外部資金の獲得につなげるため、科研費等説明会を開催するなど、積極的・戦略的な応募を促進している。

(7) その他

知的財産の創造において障害・問題となっている事項として、研究部門及び事務部門のマンパワー不足が挙げられている。これに起因して、研究契約の手続き等が滞ることがあり、結果として研究の開始時期が遅れるといった影響が生じている。また、研究成果の保護に関する判断基準や考え方の整理に課題を感じている。特に、研究者は論文発表を重視するため、営業秘密としての非公知性や秘密管理性を担保し続けることが難しく、何を営業秘密（ノウハウ）として特定・評価し、人事評価に組み込むかという実務的な課題がある。

2.7.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

国内出願の是非は、主に「ライセンス・共同研究等の申し出の有無」「特許性（新規性・進歩性等）」「市場性（市場規模・市場シェア等）」といった観点を重視して決定している。一方、審査請求の是非は「ライセンス・共同研究等の申し出の有無」「実用可能性」「特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術開発動向等）」「国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること」を重視して判断している。具体的な判断基準として、「①技術的な優位性」「②ライセンス等の見込み」「③競争的資金獲得や共同研究における機構としての必要性」「④特別な事情」のいずれかを満たすこととしており、出願や審査請求の段階では比較的口を広く取っている。

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

外国出願の是非については、国内の審査請求時と同様の観点（ライセンス等の申し出有無、実用可能性、特許等の優位性、市場性、国の戦略上の必要性等）を重視している。出願国を決める観点としては、「特許に係る製品（部品を含む）・サービスを製造する国・地域」「同製品・サービスを販売・利用する国・地域」「競合者の本部・事業所等のある国・地域」「全世界又は各国・地域の市場性（市場規模・市場シェア等）」を考慮している。実際の出願先として多い国・地域のトップ5は、米国、中国、フランス、韓国、英国であり、概ね2、3カ国に出願を行っている。なお、経済安全保障上の対応として、特許出願の非公開制度に基づき、保全指定の対象外であることを示す通知（アクセスコード）を受領してからでないと外国出願ができないため、出願時期の制限が生じている。

(3) 特許の棚卸し

特許の棚卸し（維持・放棄の判断）は、翌年度中に登録後7年目以降になる案件について原則毎年実施しており、外国特許の場合は7年目以降において納付時期を迎える直前に行っている。かつては4年目にも棚卸しを実施していたが、過去の統計上、4年目で放棄される案件はなく全て維持となっていたため、廃止した経緯がある。棚卸しにあたっては、「ライセンス・共同研究等の申し出・契約の有無」「商業価値（ライセンス収入等）」「年間予算（維持費用など）」「国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること」を重視している。維持費用の観点から予算的制約を考慮しており、特に翌年度中に登録から10年目を経過する案件については、ライセンスの申し込み実績や現場での必要性に関するエビデンスを厳格に求めている。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

国内出願の決定にあたっては、知的財産担当部局のみで判断する場合や、特許手続を委託している特許事務所とは別の外部専門家に個別に意見聴取して決めるプロセスをとっ

ている。一方、審査請求や棚卸しの決定については、外部専門家を入れた会議体（知的財産審査会等）の審議を経て決定している。知的財産審査会では、外部委員から知的財産の利活用の観点での意見を聴取し、権利範囲の広い特許技術の取得を目指している。なお、委員会や外部有識者による確認等の手続を経るため、出願が遅れることがあるという課題も認識されている。単独出願と企業等との共同出願において、決定プロセスに特段の違いは設けていない。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

共同研究やライセンス等を進めるにあたっては、秘密保持契約（NDA）や秘密保持条項を有する契約を結ぶこととしており、そのためのひな形を策定している。営業秘密（ノウハウ）を管理・活用する上での課題としては、何を営業秘密として特定するかが非常に困難であることが挙げられている。特に研究者は論文発表を重視する傾向があるため、非公知性や秘密管理性を担保し続けることが難しい。また、ノウハウの有用性を評価し、論文発表を中心とした研究者の人事評価体系にどのように組み込むかという課題や、あらゆる技術がノウハウとして届け出された場合、管理コストが膨大になる懸念を抱えている。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

研究者等が退職した場合における機構が保有する知的財産の取扱い（自ら創造した知的財産の転職先での利用など）については、特に定まった規程等はなく、事案ごとに個別合意する運用としている。

(7) その他

知的財産の保護・管理における特段の障害や問題事項については、アンケート上では「特になし」とされている。ただし、実務上の課題として、経済安全保障の動向を踏まえた対応があり、前述の特許出願の非公開制度に関連して、外国出願時期に制限が生じているほか、国内出願の是非の決定にも本制度の対象有無を加味して検討を行うようになっている。

2.7.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

日本原子力研究開発機構では、他の研究開発機関や企業等との連携・協力メニューとして、共同研究、委託・受託研究、技術相談・指導・コンサルティング、技術移転（ライセンス契約、MTA等）、施設・データベースの供用・共用、産学官共同のコンソーシアム・拠点形成など、多岐にわたる手法を実施している。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

他の機関・企業等への広報やマッチングの取組として、ホームページ（知的財産・産学官連携ページ）の運用、展示会への出展、学会発表、産学共同フォーラムやセミナーの開催、産業界向け説明会・商談会の開催、パンフレットやニュースリリースの作成・配布、動画の公開、技術シーズ集の作成・配布などを実施している。また、コンソーシアムや拠点の形成を通じたターゲット企業との継続的な接点作りも行っている。実務上、最も連携に結びつきやすいのは展示会や学会での発表などをきっかけに企業と直接対話する場面であり、そこから秘密保持契約（NDA）の締結に発展するケースが多いと認識している。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

地元に対する広報・連携の取組としては、地域企業との共同研究・受託研究や、地域中小企業及び自治体向けの説明会を実施している。特に、地域の補助金を活用して地域企業と協業する手法が有効とされている。海外に対する取組としては、ホームページの英語サイトでの技術移転情報の公開、国際共同研究・受託研究、国際会議・学会での発表、海外向けパンフレットやプレスリリースの作成・配布を行っている。技術シーズ集を英訳して公開するなどの工夫も行っている。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

知的財産のオープン（標準化・特許化）とクローズ（秘匿化）を使い分ける戦略的なマネジメントについては、現状では十分には実施できていないと認識している。ただし、実務上の工夫として、特許出願書類には権利範囲をサポートする最低限の部分のみを記載してノウハウ部分は秘匿することや、特許のライセンスだけでなく技術指導契約も併用することで、他者からの模倣を避けつつ、社会実装に資する制度設計を行っている。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

共同研究や受託研究等により生じた知的財産について、その帰属（共有や帰属割合）、利用実施権の付与、ライセンス条件、不実施補償、優先交渉権、実施報酬の分配条件などは、共同研究契約等の契約において定めている。契約にあたっては、共同出願契約、実施許諾契約、不実施補償契約などのひな形を用いて策定されている。交渉において他者との調整が最も難航しやすい項目は「不実施補償」である。アンケート時点における機構のひな形では不実施補償を求めているが、民間企業からは法的義務がないと指摘されることが多く、相手の意向を踏まえて独占・非独占の調整や出願費用の負担等、複数のパターンを提示して交渉を進めている。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

プログラムやデータベースの著作物を第三者に提供等する場合の取り扱いについては、関連する内部規程や指針が設けられている。しかし、提供等する場合の具体的な課題については、公開情報からは把握できなかった。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

研究成果物（マテリアル・試作品・データ等を含む）を第三者に提供する場合の取り扱いについても、関連する内部規程や指針が設けられている。しかし、提供する場合の具体的な課題については、公開情報からは把握できなかった。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

国研発スタートアップ（SU）に対する支援として、研究者のSUとの兼業（技術顧問等）を可能とする兼業規程、SUへのライセンスを含めた知的財産の取扱いに関する規程、SUの株式又は新株予約権の取得等に関する規程、及び利益相反マネジメントに関する規程が整備されている。課題として、新株予約権の取得に関する規程は整備したものの、実際の価値評価手法やライセンス契約書上の表現など、契約実務において担当者の実務能力が追いついていないことが挙げられている。

(9) その他

知的財産の利活用に関する全般的な障害・問題事項について、アンケート上では「特になし」と回答されている。ただし、実務上の課題として、前述のスタートアップに対する

新株予約権の評価や契約手続きの難しさのほか、研究成果保護手段についての判断基準や考え方の整理に課題を感じている。

2.7.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

本部に、知的財産を所掌する専任部署として「研究開発推進部」が設置されている。同部の中に「知財管理チーム」と「産学連携チーム」が置かれており、知的財産担当部署と産学連携担当部署は同じ部署内で共通のリーダー（部門長及び担当理事）が一元的に管理している。原則として、研究開発推進部以外の部署では知財を所管しない体制となっている。一方で、各研究部門や地域拠点に知的財産担当部署・担当者（兼任職員 11 名）を分散配置する体制を敷いており、シーズの発掘や外部企業との調整を担わせている。なお、外部組織（TLO 等）への業務委託は行っていない。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

2025 年 4 月現在、本部（知的財産・産学連携専任部署）には常勤職員 14 名、非常勤職員 2 名が所属しており、うち同年度の採用数は 8 名である。また、各研究部門・地域拠点に分散配置されている職員は常勤職員 11 名（兼任）である。産学連携人材の採用等にあたっては、特許出願や契約の知識がないと適切な産学連携に結びつけることが困難なため、知財の知見や経験を非常に重視している。兼任担当者の選任においても、企業連携や知財の実務経験がある者を中心に任命している。人材の発掘・採用は主に機構内外のホームページへの求人掲載を活用しており、民間マッチングサービスは現状活用できていない。専門人材としては、本部に知的財産管理技能士が 8 名所属している。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

2025 年 4 月現在、本部の知的財産・産学連携専任部署において、内部で弁理士 2 名を雇用しているほか、外部の弁理士 3 名を活用している。弁護士の活用実績（内部・外部とも）は 0 名である。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

知的財産関連人材の育成方策としては、資格取得を奨励し、資格取得や実務に係る勉強会を定期的開催している。明確なキャリアパスの指針は現状定まっていないものの、産学連携に意欲的な人材を積極的に登用している。

機構内外への知財セミナーや出張講義も行っており、例えば最近では 2026 年 1 月には、大阪工業大学大学院・知的財産研究科が主催の関西知財セミナーにおいて、担当者が講師を務めている。

(5) 人事評価への反映

研究者による知的財産の創造等に係る取組（知財創出やライセンス活動など）については、人事評価規程等において具体的にどのように点数化・査定するかは明確な基準は明文化されていない。しかし、実運用としては一定の評価基準となっており、研究者の上司の判断において適宜評価されており、現時点で特段の問題は生じていない。また、新たな人事評価制度においては、論文発表だけに依存せず、技術開発・プロジェクト研究への貢献や、その過程で発揮された能力（考案力、他者との意思疎通力、実行力）も研究者の成果として認める多角的な評価が行われるようになっている。

(6) その他

組織体制整備及び人材育成における障害・問題事項として、地域的な問題もあり、即戦力となる知財専門人材の採用等に課題があることが挙げられている。知財専門人材については継続的に採用しているものの、退職者も発生するため人員が純増しているわけではない。また、各部門への分散配置として兼任職員を 11 名配置しているが、兼務であるため他業務との兼ね合いもあり、現状目立った成果は出せていない点が中長期的な課題として認識されている。

2.7.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

組織横断的な戦略・ポリシーとして「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 知的財産ポリシー」を策定・公開している。同ポリシーでは、特許は取得そのものではなく利活用が目的である旨を掲げ、原則として実施許諾が期待できる分野において権利化を行う方針が示されている。また、関連する内部規程として「知的財産取扱規程」が整備されているほか、共同研究契約等の契約ひな形も整備されている。

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

2024 年度における特許等の出願・保有数、及び知財収入の実績は以下の通りである。

- 特許権出願数：26 件（国内単独 13 件、国内共有 9 件、外国単独 4 件、外国共有 0 件）
- 特許権登録数：33 件（国内単独 12 件、国内共有 12 件、外国単独 6 件、外国共有 3 件）
- 特許権保有数：255 件（国内単独 98 件、国内共有 104 件、外国単独 34 件、外国共有 19 件）
- 特許実施許諾契約数：94 件
- プログラム／データベース著作物の登録総数：806 件
- 特許権収入：725 万 8 千円
- 知財収入（合計）：3,327 万 8 千円

図 2.7.2 に直近 5 年間（2020 年度～2024 年度）の特許件数（出願数、登録数、保有数）、実施許諾契約数と特許収入の推移を示す。特許出願数は 2021 年をピークにその後は減少傾向が観察される。特許保有数は 2022 年をピークにその後は減少傾向が観察される。特許登録数は、2020 年の 21 件から 2024 年の 33 件へと増加傾向が観察される。また実施許諾契約数も 2020 年の 71 件から 2024 年の 94 件へと増加傾向が観察される。特許保有数は、特許権収入は 2024 年に大きく伸び、2020 年の約 2.1 倍である。

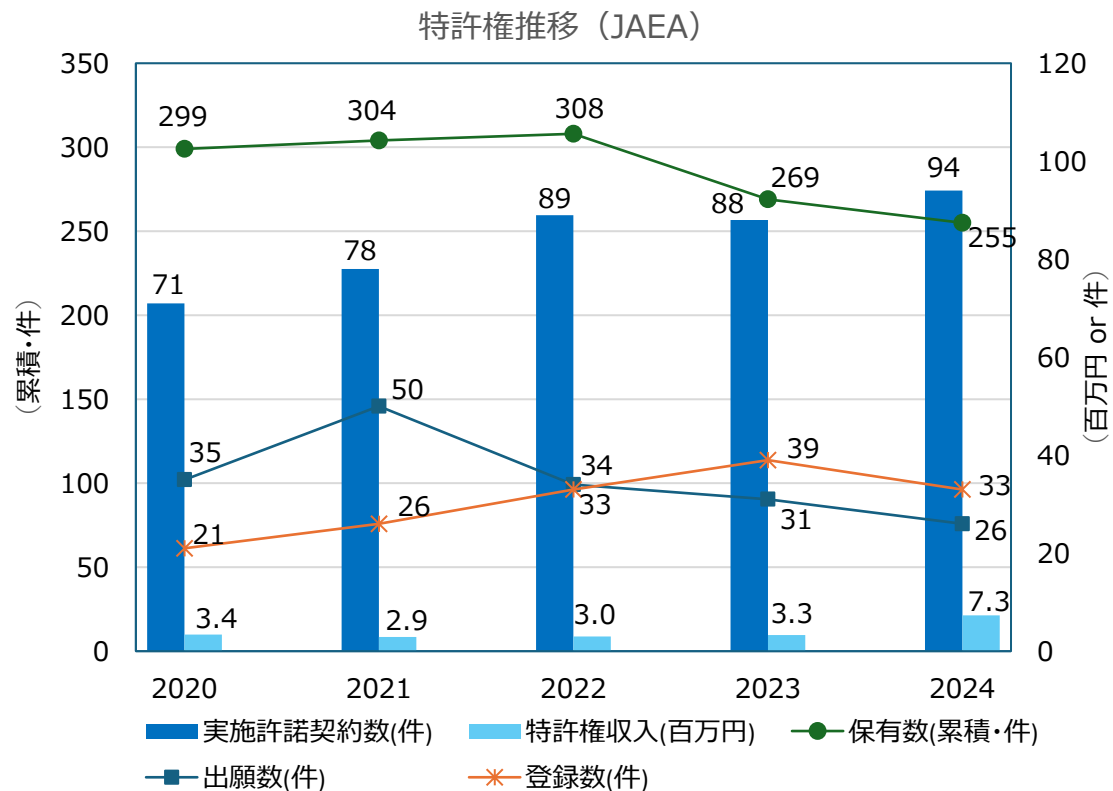


図 2.7.2: 特許件数・特許収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

2024 年度における外部連携の実績は以下の通りである。

- 共同研究：国内 144 件（収入 2 億 431 万 6 千円）、国外 3 件（収入 14 億 1,562 万 4 千円）
- 受託研究：国内 114 件（収入 270 億 6464 万円）、国外 0 件
- 施設供用・共用：国内 651 件（収入 1 億 5,179 万 2 千円）、国外 13 件（収入 177 万円）
- 技術指導等：国内 10 件（収入 1,872 万 9 千円）、国外 0 件

これら産学官連携（共同研究、受託研究、施設供用・共用、技術指導等）の直近 5 年間の件数・収入の推移を図 2.7.3 に示す。図から直近 5 年間で受託研究等の合計収入が増加傾向にあり、5 年で約 2.5 倍に増加したことが分かる。特に受託研究費増加の寄与が大きい。施設供用・共用件数も 5 年で約 5.7 倍に増加している。

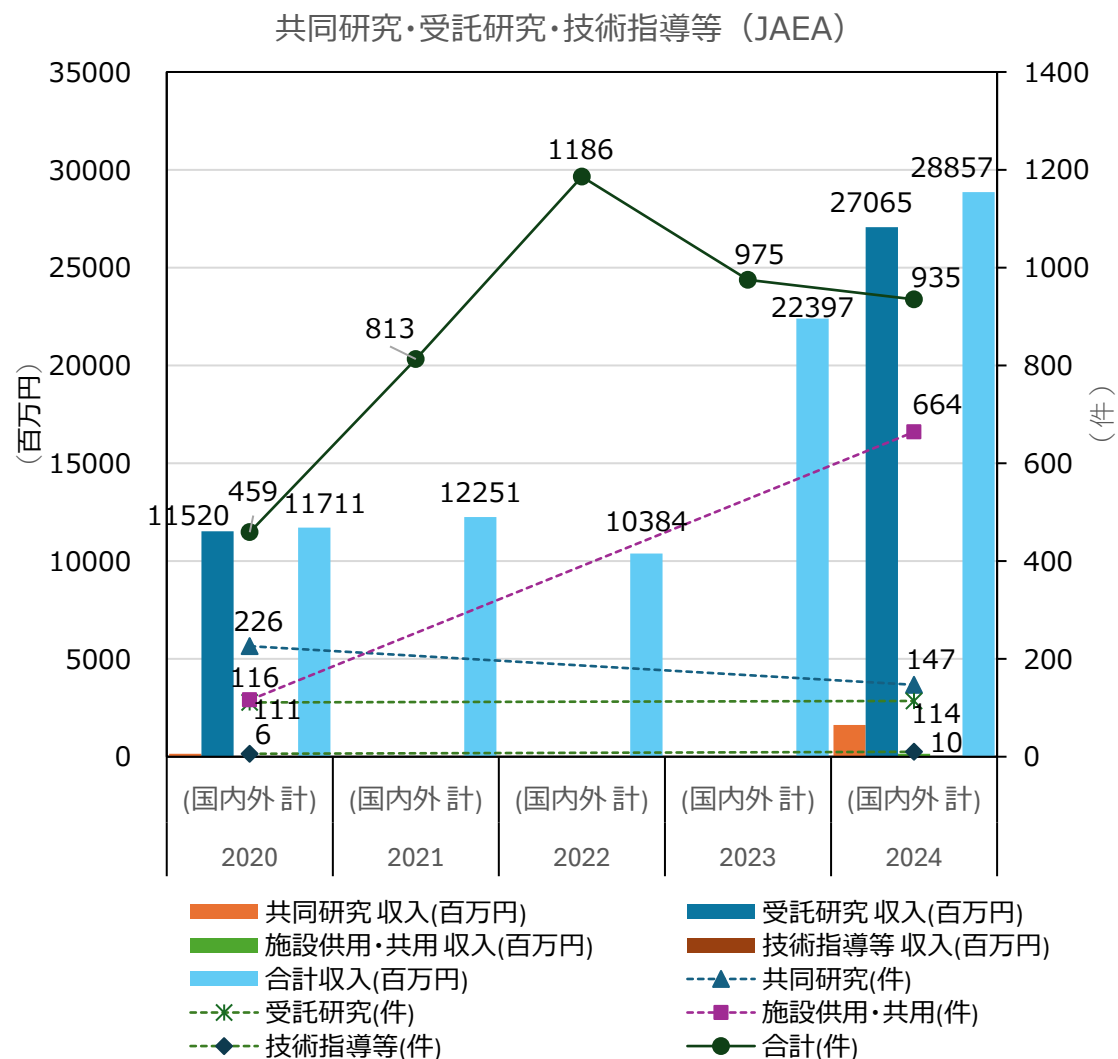


図 2.7.3: 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入の推移
(出典) アンケート回答結果より未来工学研究所作成

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

2024 年度における国研開発スタートアップへの出資を通じた株式・新株予約権の保有実績はない（新規認定数 0 件、出資した SU 数 0 件、株式・新株予約権取得した SU 数 0 件）。

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

第 4 期中長期目標において、「産学官の共創によるイノベーション創出への取組の強化」として、研究開発成果の最大化を図り、成果を広く国民・社会に還元するとともにイノベーション創出につなげるため、産学官の連携強化を含む最適な研究開発体制の構築等に戦略的に取り組むことが掲げられている。具体的には、創出された優れた研究開発成果・シーズについて産業界等と積極的に連携し橋渡しを行うこと、民間の原子力事業者からの要請を受けて核燃料サイクル事業の推進に必要とされる技術的支援を実施すること、産業界と連携した小型モジュール炉の技術実証等に取り組むことなどが記載されている。さら

に、医療用放射性同位元素の製造や関連技術の研究開発に取り組み、国内供給体制の確立に貢献することも明記されている。

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容 ¹⁵⁹

機構ホームページ内に「研究開発推進部」及び「産学連携」の専用ページを設け、企業等に向けた情報を体系的に発信している。「成果利用」の項目では、機構が保有する特許を利用するための実施許諾契約の手続き案内や、技術移転による製品開発事例、企業との対談インタビュー動画などを掲載している。また、利用可能な技術・特許を探すための「JAEA 技術シーズプラットフォーム」や「研究開発成果検索・閲覧システム (JOPSS)」への導線が用意されているほか、機構の知的財産を実施する企業を対象とした「JAEA ライセンス企業」の呼称及びロゴマーク使用制度についても紹介している。さらに、機構の持つ情報や最新技術を公開し、多様な人々が集うオープンプラットフォームとして「JAEA INNOVATION+」を開設しており、注目の研究者を紹介する「Innovator (ほっとちゃーと)」等のコンテンツを通じて外部との接点創出を図っている。

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感じる点

大学よりも有利と感じる点として、「大学よりも予算が潤沢であること」「研究者の転職退職が少なく、特定の研究が大学よりも長期的に継続すること」「大規模な研究施設を保有していること」が挙げられている。一方で、大学よりも不利と感じる点としては、「出資に制限があるため、自前の TLO (技術移転機関) を持てないこと」「手続きが厳格であり、時間を要すること」「設立目的の違いにより、国研としての特定のミッションを抱えており、そちらが優先されること」が挙げられている。特に手続きの厳格さについては、機構が手続きの透明性を非常に重視していることや、原子力関連施設を保有している特性上、安全性の観点からも厳格かつ煩雑なプロセスが求められることが背景にある。

(8) 国際標準化の取組・課題

国際標準化の取組については、関心があり意義も感じているものの、現状としては着手できていない状態である。具体的な取組や課題については、アンケート上でも「特になし」と回答されている。

(9) その他 AI・DX 技術の活用

これまで特段の活用はされていなかったが、最近になって検討を開始した。具体的には、発明者へのヒアリング音声をもとに、発明の概要や特許出願書類のたたき台を、AI を用いて作成する用途において有効に活用できると考えている。

経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動：特許出願の非公開制度に関連して、保全指定の対象外であることを示す通知 (アクセスコード) を受領してからでないと外国出願ができないため、出願時期に制限が生じている。また、国内出願の是非を決定する際にも、本制度の対象有無を加味して検討を行うようになっている (現状は直接該当するような案件は発生していない)。

¹⁵⁹ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標)
<https://www.jaea.go.jp/01/pdf/mokuhyouR4.pdf>

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

日本原子力研究開発機構の下記ウェブページを参考にした。

<https://www.jaea.go.jp/>

https://tenkai.jaea.go.jp/innovationplus/innovator/hotchart/index.html#hotchart_headline

<https://tenkai.jaea.go.jp/innovationplus/>

https://tenkai.jaea.go.jp/salon/salon_index.html

<https://tenkai.jaea.go.jp/achievement/license/>

<https://prodas.jaea.go.jp/PRAD1000#>

<https://prodas.jaea.go.jp/PRUS0001>

<https://tenkai.jaea.go.jp/achievement/caseandseeds/>

<https://tenkai.jaea.go.jp/achievement/literary/>

<https://tenkai.jaea.go.jp/facility/3-facility/05-support/index-23.html>

https://www.jaea.go.jp/study_results/annual_report/

<https://tenkai.jaea.go.jp/achievement/case/>

<https://tenkai.jaea.go.jp/agreement/link/index.html>

<https://tenkai.jaea.go.jp/achievement/warrant/>

<https://tenkai.jaea.go.jp/policy/>

<資料>

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：2024 年度事業報告書、2025 年
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：2023 年度事業報告書、2024 年
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：2022 年度事業報告書、2023 年
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の令和 5 年度における業務の実績に関する評価
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：委託研究規程
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：共同研究規程
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：受託研究規程
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：原子力機構の研究開発成果 2023-24
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）（令和 4 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：知的財産ポリシー
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の 令和 6 年度における業務の実績に関する評価
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構：令和 6 年度業務実績等報告書(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

2.8 (国研) 情報通信研究機構

2.8.0 組織概要

(国研) 情報通信研究機構 (以下 NICT という。) の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン	NICT のミッションは NICT 憲章 ¹⁶⁰ として示されている。その内容は以下の通りである。 ・コミュニケーションは人類社会を支えるもっとも重要な活動であり、情報通信技術はそれを支える基礎であると同時に、人類の高度な知的活動と経済活動を支える基盤でもある。 ・NICT はこうした情報通信技術の研究開発を、基礎から応用まで統合的な視点で推進することによって、世界を先導する知的立国としての我が国の発展に貢献していく。 ・同時に、大学や産業界、海外の研究機関と連携し、研究開発成果を社会に還元する。 ・豊かで安心・安全な生活、知的創造性と活力に富む社会の実現に貢献する。 また、NICT のビジョンは NICT ブランドステートメント ¹⁶¹ として示されている。その内容は「知の限界を超え 未来の社会基盤を創る NICT」である。
(2) 主な業務内容	NICT は国立研究開発法人情報通信研究機構法 ¹⁶² (以下 NICT 法) に基づき、情報通信技術に関する研究開発を進めている。 具体的には以下の 5 分野である ¹⁶³。 ・電磁波先進技術分野 ・革新的ネットワーク分野 ・サイバーセキュリティ分野 ・ユニバーサルコミュニケーション分野 ・フロンティアサイエンス分野 また次世代 ICT 基盤に必要な先端技術として、戦略的に推進すべき研究 4 領域 (Beyond 5G、AI、量子情報通信、サイバーセキュリティ) も積極的に進めている。 第 5 期中長期目標 ¹⁶⁴ では、以上の研究分野の詳細が示されており、さらに分野横断的な研究目標として Beyond 5G の推進、オープンイノベーション創出に向けた産学官連携の強化などが挙げられている。 図 2.8.1 に組織図を示す。
(3) 人員	令和 6 年度における常勤職員は 453 人で、内訳としては研究職種が 226 人、事務・技術が 168 人、研究技術職が 51 人、無期一般職が 8 人である。(非常勤職員は 541 人) ¹⁶⁵

¹⁶⁰ NICT 憲章 <https://www.nict.go.jp/about/charter.html>

¹⁶¹ NICT ブランドステートメント <https://www.nict.go.jp/about/nict-brand-statement.html>

¹⁶² NICT 法 https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000162#Mp-Ch_3-At_14

¹⁶³ 重点研究開発分野 https://www.nict.go.jp/employment/important_research.html

¹⁶⁴ NICT 中長期目標 (第 5 期) <https://www.nict.go.jp/pdf/5th-mid-term-goal-202402.pdf>

¹⁶⁵ 国立研究開発法人情報通信研究機構 (法人番号 7012405000492) の役職員の報酬・給与等について (令和 6 年度) <https://www.nict.go.jp/disclosure/1de9n20000007hom-att/benefit-salary-level-2024.pdf>

(4) 予算	令和 6 年度の収入決算額は合計約 1,280 億円（127,959 百万円）となっている。主な収入は、運営費交付金が約 513 億円（51,337 百万円）、情報通信技術研究開発推進基金補助金が約 516 億円（51,639 百万円）、受託収入が約 145 億円（14,459 百万円）などとなっている ¹⁶⁶ 。
(5) 主なアウトプット	令和 6 年度年報 ¹⁶⁷ によると、査読付き論文件数は計 483 件、国内特許出願数は 74 件、国際特許出願数（実用新案 2 件含む）は 81 件、国内特許登録一覧は計 49 件、国外特許登録一覧は計 17 件ある。技術移転関連では、有償技術移転契約数が 12 件、移転の対象となった知的財産は 33 件ある。（内訳：特許 5、ノウハウ 7、プログラム 13、データベース 1、その他 7）

¹⁶⁶ 国立研究開発法人情報通信研究機構 令和 6 年度事業報告書

<https://www.nict.go.jp/pdf/business-report-2024.pdf>

¹⁶⁷ 令和 6 年度年報

https://www.nict.go.jp/publication/shuppan/nenpou/pdf/nenpou_R6.pdf

電磁波研究所	+	オープンイノベーション推進本部	>
電磁波伝搬研究センター	+	総合プロデュースオフィス	+
電磁波標準研究センター	+	ソーシャルイノベーションユニット	
電磁波先進研究センター	+	戦略的プログラムオフィス	+
		総合テストベッド研究開発推進センター	+
ネットワーク研究所	+	イノベーション推進部門	+
フォトニックICT研究センター	+	グローバル推進部門	+
ワイヤレスネットワーク研究センター	+	デプロイメント推進部門	+
レジリエントICT研究センター	+		
サイバーセキュリティ研究所	+	総務部	+
サイバーセキュリティネクサス	+	財務部	+
ナショナルサイバートレーニングセンター	+	経営企画部	+
ナショナルサイバーオペレーションセンター	+	業務企画部	+
AIセキュリティ研究センター		広報部	+
ユニバーサルコミュニケーション研究所	+	イノベーションデザインイニシアティブ	>
先進の音声翻訳研究開発推進センター	+	NICTナレッジハブ	
データ駆動知能システム研究センター	>		
統合ビッグデータ研究センター	>	ダイバーシティ推進室	>
未来ICT研究所	+	IGS開発室	
神戸フロンティア研究センター	+	GPAI東京専門家支援センター	+
小金井フロンティア研究センター	+	監査室	
脳情報通信融合研究センター	+		
Beyond 5G研究開発推進ユニット	+		
テラヘルツ研究センター	+		
AI研究開発推進ユニット	+		
量子ICT協創センター	+		

図 2.8.1: 国立研究開発法人情報通信研究機構の組織図
(出典) NICT について－組織 (<https://www.nict.go.jp/about/organization.html>)

2.8.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

体制（組織）として、「オープンイノベーション推進本部」の中に「イノベーション推進部門」があり、その配下に以下の知財関連部署が置かれている¹⁶⁸。

- ・ 連携研究推進室
- ・ 委託研究推進室
- ・ 受託研究推進室
- ・ 知財活用推進室
- ・ 標準化推進室

これらの推進室を中心に共同研究等の連携・協力を進めているとみられる。

この体制において国研側の中心者については今回の公開情報調査では把握できなかった。

各組織の役割は、「国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程」¹⁶⁹で定められており、知的財産に関する業務については知財活用推進室が行う。（同規程第 156 条）そのほかの推進室は共同研究、委託研究、受託研究、標準化関連などの業務を行う。（同規程第 153 条、第 154 条、第 155 条、第 157 条）

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

後述する知的財産ポリシー¹⁷⁰の中で、共同研究等により創出された知的財産に関する考え方があり、あらかじめ知財合意書に相当するものが策定され则认为られる。

令和 5 年度までの年報には「研究開発や標準化活動と連携し知財に係る取組を効果的に推進するため「知的財産戦略委員会」での議論を踏まえ知財戦略の策定を行った。」とある。また、令和 6 年度年報には、「特許出願、登録、維持等の知財の取得・維持に係る判断を、従来の NICT 全体による一元管理の体制から、必要な経費（知財予算）とともに各研究所に委任する仕組みを令和 3 年度より導入し、研究現場が知財動向把握やその活用の視点を強く意識し、知財の取得・維持の要否を主体的に判断する体制の定着と運用の改善を着実に推進した」とある。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

日本（企業、研究所など）では知的財産の権利は機関側に帰属し、研究者には報奨金が支払われることが一般的である。NICT においても知的財産の創出に対する体制が構築されており、その上で報奨金制度や人事評価制度があるものと考えられるが、その内容は今回の公開情報調査では把握できなかった。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

知的財産ポリシーの中で、知的財産の社会での積極的な活用や、技術移転に関する方針が謳われており、研究現場への活動奨励の仕組みがあると考えられる。その内容は今回の公開情報調査では把握できなかった。

¹⁶⁸ 組織 <https://www.nict.go.jp/about/organization.html>

¹⁶⁹ NICT 組織規程 https://www.nict.go.jp/disclosure/pdf/organization_ordinanceR70121.pdf

¹⁷⁰ 知的財産ポリシー <https://www.nict.go.jp/out-promotion/intellectual-property/policy.html>

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

組織として知財活用推進室のほかに連携研究推進室、委託研究推進室、受託研究推進室が設けられていることから、企業等からの資金が研究現場に入りやすくなる仕組みがあると考えられるが、今回の公開情報調査では把握できなかった。なお、資金受入型共同研究は、国内・外の企業、大学、公的研究機関等と当機構が共通の研究課題を設定し、分担・協力して研究を行う共同研究において、当機構の研究費用の一部について共同研究機関に負担いただくことにより、技術の実用化の加速化を目指すものとしている¹⁷¹。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

競争的資金獲得に向けた国際共同研究を強化するための支援として、海外研究者招へい支援を行っている¹⁷²。

NICT 独自の競争的支援として革新的情報通信技術（Beyond 5G (6G)）基金事業を造成し、次世代情報通信インフラ Beyond 5G の実現のための研究開発を対象として支援を行っている¹⁷³。

令和 6 年度年報の「2. 外部研究資金の適正な執行のための環境整備」において、受託研究、研究助成金による研究について、応募申請・契約・経理検査等の支援を行い、研究者の負担低減、手続きの適正化、業務の効率化を図るとしている¹⁷⁴。

(7) 知的財産ポリシー¹⁷⁵

NICT の知的財産ポリシーには次のような方針が示されている。

① 知的財産の範囲：発明、公安、意匠、回路配置、植物の新品種、著作物（プログラム、データベース）、ノウハウ

② 知的財産を所有する意義：研究開発成果の社会展開を図り、情報通信分野の持続的発展、ひいては我が国の産業の発展や国際競争力の促進に資するために、研究開発等の業務により送出された知的財産を所有する。

③ 知的財産の権利化：研究開発により創出された知的財産を権利化するために必要な方策を着実に講ずる。また、知的財産の効果的な活用を図るため、各研究所と知的財産担当部署は連携して知的財産に関する方針を策定する。さらに、知的財産の権利化の検討を行うことなく、論文発表など外部へ当該成果を公開しないこと。この権利化維持の判断を適時適切に行う。

④ 共同研究における知的財産：NICT と外部研究機関とが共同で実施する研究開発

¹⁷¹ 資金受入型共同研究：<https://www.nict.go.jp/collabo/shikinuke.html>

¹⁷² 令和 8 年度の「海外研究者招へい」の公募開始 <https://www1.nict.go.jp/press/2025/06/19-3.html>

¹⁷³ 革新的情報通信技術（Beyond 5G (6G)）基金事業について <https://b5g-rd.nict.go.jp/aboutfund/>

¹⁷⁴ 令和 6 年度年報 https://www.nict.go.jp/publication/shuppan/nenpou/pdf/nenpou_R6.pdf

¹⁷⁵ 知的財産ポリシー <https://www.nict.go.jp/out-promotion/intellectual-property/policy.html>

において創出された知的財産は共同研究の相手機関と連携して、社会での活用に積極的に取り組む必要がある。共同研究により創出された知的財産の権利化に際しては、その創出に貢献した度合いに基づいて持ち分を設定する。共同研究により創出された知的財産を事業化等に活用するに際しては、実施契約を締結する。

⑤ 標準化活動における知的財産：標準化活動において我が国の活動を有利に導くために、NICT が所有する知的財産を標準の策定に反映させていく。

⑥ 委託研究における知的財産：NICT から外部研究機関へ委託した研究開発の実施により創出された知的財産についても社会での活用に取り組むことが必要である。委託研究の実施により創出された知的財産は、原則として委託研究の受託者に帰属させる。

⑦ 知的財産を活用した技術移転：NICT の研究開発成果が社会に還元されるために、NICT が研究開発により創出した知的財産について、社会のニーズを鑑みた適切な権利化スキームを選択し、技術移転に結び付く効果的な方策を講じる。

本ポリシーの特徴は以下のように整理できる。

- ・ 知的財産の意義、権利化の重要性、外部組織との契約に基づく共同研究など、一般的な内容が網羅されているが、NICT ならではのポリシーとして②、④、⑤、⑥、⑦があげられている。
- ・ ②は研究開発の成果の社会展開、そして我が国産業の発展、国際競争力の促進という目標を示している。
- ・ ④、⑥はそれぞれ共同研究、委託研究を行うスタンスとして、知的財産の社会活用をうたっている。
- ・ ⑦は知的財産を活用した技術移転への発展性を示している。
- ・ ⑤は知的財産を標準化に反映させていこうという意図を示している。ただ、これはさまざまな面で困難を伴うものであるとともに、将来ビジョンを描き示すことも求められる。
- ・ このような特徴は、社会の技術進歩に取り組むリーダーとして国研の使命感を表している。

2.8.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

一般的には、特許としての新規性、進歩性、産業における利用性を満たしているかどうか国内出願・審査請求の判断基準になる。

NICT の知的財産ポリシーに、知的財産権利化の目的は「長期的な観点から、NICT の知的財産が我が国の産業の発展を促進し、その結果として我が国に利益がもたらされること」とあるので、そのような目的に即しているかどうか国内出願・審査請求

を決める観点になっていると考えられる。

(2) 外国出願・出願国の是非の基準

外国出願の是非は、国内出願・審査請求等の是非判断の観点と同様の要件があると考えられる。

知的財産ポリシーで標準化活動と合わせた取組が示されており、標準化戦略においては外国出願が重要になると考えられる。

出願国の選定は、その特許による技術が製造、販売される可能性があるかどうかによるというのが一般的な考え方である。出願国で特許の権利行使が容易かどうかも判断材料となると考えられる。

ただし、出願国数は出願・維持の費用と市場効果などとのバランスで決められる。

NICT の場合の具体方針は今回の公開情報調査では把握できなかった。

(3) 特許の棚卸し

知的財産ポリシーに沿って戦略的な取捨選択が行われると考えられるが、具体的な情報は今回の公開情報調査では把握できなかった。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

知的財産ポリシーにあるように各研究所と知的財産担当部署がともに連携して方針を策定するとあるので、研究者、研究所、知財部門がおのおのの責任において内部プロセスを進めているものと考えられる。今回の公開情報調査では把握できなかった。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

NICT と相手機関との間で重要な研究・技術情報を開示する場合に情報の漏えい等を防ぐためにあらかじめ締結する「秘密保持に関する契約」について、契約締結のための手続きの案内、契約書ひな形の作成、契約案文の作成支援等、契約締結に関する支援業務をあわせて実施している¹⁷⁶。

なお NICT の知的財産ポリシーとして、NICT のあらゆる研究開発成果が様々な形で社会に還元されることを不可欠としており、知的財産をどの範囲で営業秘密とするかが課題の一つではないかと推察できる。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

知的財産は発明した研究者ではなく NICT に帰属させると考えられるが、研究者が退職した場合の取り扱いについては今回の公開情報調査では把握できなかった。

2.8.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

イノベーション推進部門に置かれた連携研究推進室の業務は次のように規程されている。

- ・産学官の連携に関すること。
- ・共同研究に関すること。

など

¹⁷⁶ 令和 6 年度年報 https://www.nict.go.jp/publication/shuppan/nenpou/pdf/nenpou_R6.pdf

このことから他の研究開発機関・企業等との連携は共同研究を基本にして行われていると考えられる。これは知的財産ポリシーにあるように、NICTの研究開発成果が様々な形で社会に還元されることを実現するためであると考えられる。なお、具体的な連携・協力内容の事例としては、岐阜大学、ソフトバンクと共同で、超小型アンテナの開発と実証を行い、将来の超高速無線通信の実用化に貢献などしている¹⁷⁷。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

NICTの知的財産、産学官連携活動に関する広報の事例として次のようなものがある。

- ・セミナー、シンポジウム
- ・施設一般公開
- ・新技術説明会
- ・展示会への出展
- ・講演会
- 等

2025年の開催イベントは40件を超える¹⁷⁸。

また企業への営業に相当する活動としてNICTが保有する知的財産を社会還元するために技術の移転の案内をHPに掲載している。¹⁷⁹この案内は、NICTが保有する特許などの知的財産を企業などに活用してもらおうというものであり、これによって、研究成果の社会還元が図られる。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

地元に対する広報の取組は(2)で挙げた通りである。

海外向け広報としては英語版HP¹⁸⁰での研究紹介、国際学会・展示会への参加がある。

また国際標準化活動の取組¹⁸¹も国際的な広報の意味合いを持っている。

具体的には、ITU（国際電気通信連合）、IEC（国際電気標準会議）、ISO（国際標準化機構）などに参加し、議論などの貢献をしている。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

自社の技術を戦略的、効果的に活用するためにオープン・クローズ戦略にもとづくマネジメントを行うのは、企業において一般的であり、日本の技術力を代表する国研のNICTにおいては当然行われていると考えてよい。

NICTの知的財産を社会で最大限に活用されることを目指しており、特許化した上でライセンスなどによって技術をオープンにしている。企業等への技術移転も積極的に行っている。また標準化の取組もオープン戦略の一環である。

一方、社会インフラなどに関わるコアな技術（特許）、あるいは特許になじまないノ

¹⁷⁷ NICTの外部連携の事例 2020

<https://www.nict.go.jp/data/pamphlet/Examples-of-collaboration-2020.pdf>

¹⁷⁸ イベント 2025年 <https://origin-www.nict.go.jp/publicity/event/2025/2025.html>

¹⁷⁹ 技術移転のご案内 <https://www.nict.go.jp/out-promotion/technology-transfer/index2.html>

¹⁸⁰ Demonstration of Massive Connectivity for the 6G Era <https://www.nict.go.jp/en/index.html>

¹⁸¹ Promotion of Standardization Activity <https://www.nict.go.jp/en/std/index.html>

ウハウは NICT 内部にとどめている（クローズ）と考えられる。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

知的財産ポリシーにおいて共同研究における知的財産の扱いを決めており、権利の持分、事業化活用の方策などはあらかじめ実施契約として定め、締結することとしている。

不実施補償、第三者利用に関する扱いについて具体的な公開情報は今回の調査では把握できなかったが、共同研究あるいは社会実装としての第三者利用などを積極的に行っていることから、内部規定や契約書において取り決められていると考えられる。

NICT では、研究開発によって創出された知的財産を社会へ還元し、効果的に活用することを目的として、共同研究や委託研究における知的財産の取扱い方針を定めている。

・共同研究における取扱い

持分の設定： 共同研究等によって創出された知的財産の権利化にあたっては、その創出に貢献した度合いに基づいてそれぞれの持分が設定される。

優先実施と実施契約： 共同出願によって取得した知的財産権を実施する場合、共同出願者に対して「優先実施権」を設定することが可能。また、事業化に向けて活用する際は、権利者それぞれの活用方策を互いに尊重した上で実施契約を締結し、NICT は相手方が適切な実施形態を選択できるよう多様な形態を用意。

社会実装に向けた連携： 創出された知的財産については、共同研究の相手機関と連携し、社会での活用に積極的に取り組む方針が掲げられている。

・委託研究における取扱い

受託者への帰属： NICT が外部研究機関等へ委託した研究開発によって創出された知的財産は、原則として「各委託研究の受託者」に帰属させることと規定されている。

活用の促進： NICT は受託者に対し、創出された知的財産を積極的に活用し、社会へ還元するよう働きかける。

NICT 自身による利用： 委託研究から生じた知的財産を利用することで NICT 自身の研究開発が効果的に推進できる場合には、NICT 自らも当該知的財産の活用を図る。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

NICT の知的財産ポリシーにおいて、プログラムやデータベース（著作物）は明確に「知的財産」の範囲に含まれており、特許等と同様の実施許諾の対象となる。第三者に提供等を行う場合の主な条件や取扱いは以下の通り。

・基本方針（有償・無償の判断）

- NICT 発の技術を広く社会に還元するため、プログラムやデータベースの実施許諾は原則として「有償」で行われる。
- ただし、公共の利益に資すると NICT が判断した場合には、例外的に「無償」で提供されることもある。

・実施権の種類と条件

- **実施権の許諾：** 第三者への許諾は、原則として「通常実施権」となる。
- **実施料と契約：** 実施料の条件（売上金額の○%、生産・販売数量に応じた額、一時金など）は、著作物の価値や一般市場相場を参考に、申込者との協議に

よって決定され、個別の契約によって定められる。

- **定期報告の義務：**実施にあたっては、契約で定められた一般的な条件として、半年ごと（年2回）に所定の様式による売上等の定期報告を行う必要がある。

- **付加的な支援と管理**

- **秘密保持：**実施許諾の手続き等において NICT が入手した情報は、厳重に管理され外部に漏洩しないよう取り扱われる。
- **技術コンサルティング：**実施契約にあたり、希望がある場合には発明者や産学連携コーディネーターによる技術コンサルティング（原則有償）を受けることも可能。

著作物の帰属を明確にしたとしても、NICT のオープン・クローズ戦略からオープンにすべきかどうか（例えば OSS : Open Source Software のように）の判断が難しいと考えられる。

そのほか、利用形態（ソフトウェアの再配布等の問題など）なども課題となると考えられる。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

NICT は研究データの管理、公開、共有に関する基本的な方針を研究データポリシーとして定めている¹⁸²。

また具体的な実施ガイドラインとして第6期科学技術・イノベーション基本計画に基づく研究データの取り扱いが NICT で定められている¹⁸³。

こうした公開情報で課題として明示されているものはないが、例えば以下に示すような項目が課題となり得ると考えられる。

- ・管理対象研究データの管理・利活用を図るためにデータマネジメントプラン（DMP）を作成することになっているが、この DMP にしたがった管理、運用の負荷が大きくなる。
- ・研究データを公開データ、共有データ、非共有・非公開データに区分することが定められており、実際の各データの区分指定の妥当性が問われる。
- ・研究データの利用条件（転載、加工、二次配布など）を個別に契約締結する必要があり、実運用が煩雑になる。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

NICT では、研究開発成果の社会実装の促進に寄与するスタートアップを「NICT 認定技術移転スタートアップ」として認定する制度を設けている。（令和7年4月）¹⁸⁴

本制度は、NICT の研究開発成果を活用し、社会に新たな価値を生み出す事業を実施しているか、又はその見込みがあるかなどの基準を満たしたスタートアップを認定するものである。

¹⁸² NICT 研究データポリシー <https://www.nict.go.jp/disclosure/data-policy.html>

¹⁸³ 研究データの取扱いに関する NICT のガイドライン
https://www.nict.go.jp/collabo/commission/jimu/dmp_guideline.pdf

¹⁸⁴ NICT から生まれたスタートアップ
https://www.nict.go.jp/deploy-support/nict_authorized_startup.html

2.8.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

NICT の組織図 (2.8.0 (2)参照) 及び組織規程 (2.8.1 (1)参照) に規程されている通り、イノベーション推進部門の連携研究推進室、戦略的プログラムオフィスの地域連携・産学連携推進室において、産学官連携の企画及び推進を行う。このことから (URA 相当であるかは不明だが)、人材の確保は成されていると考えられる。

また地域連携・産学連携推進室には、北陸 ICT 連携拠点 東北 ICT 連携拠点 関西 ICT 連携拠点といった地方の連携拠点が置かれていることから、知的財産担当部署の組織体制の強力な整備がうかがえる。

外部組織 (TLO など) への業務委託の有無は不明だが、知的財産ポリシーには、委託研究の受託者には委託研究の成果が社会に還元されるよう働きかける、とあるので、外部への業務委託の可能性はあると考えられる。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

NICT 全体の職員数は 1,466 名¹⁸⁵である。

このうちの知的財産担当部署の職員数などは公開されていない。なお、Beyond 5G の推進において、「標準化アドバイザー」として、国際的な標準化活動で標準化提案等の豊富な経験のあるハイレベルな標準化エキスパート 5 名の体制を整備している¹⁸⁶。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

未来 ICT 研究所の脳情報通信融合研究センターにおいて、知的財産に係る業務を円滑に実施するため、知的財産に係る法律的な助言及び権利化のための事務処理 (主に先行技術調査、書類作成支援等) を目的とし、顧問弁理士として委嘱する公募がある (令和 8 年)¹⁸⁷。この例から外部人材の活用も行われていることがわかる。なお、Beyond 5G の推進において、「知財化アドバイザー」として、豊富な経験を有する知財専門家人材やハイレベルな弁理士等 4 名がいる¹⁸⁸。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

令和 3 年から令和 7 年の第 5 期中長期目標 (2.8.0 (2)参照) では、研究支援人材の確保及び資質向上として、「研究開発及び社会実装を円滑に推進する上で不可欠な研究支援人材を確保」する¹⁸⁹とある。これに知的財産関連人材が対象となると考えられる。

さらにこの中で「業務をすすめる上で必要とされるスキルセットを整理し、研修を行う等、資質の向上に関する取組を行う」としている。

¹⁸⁵ NICT 研究職・研究技術職採用サイト

<https://www2.nict.go.jp/employment/researcher/nict.html>

¹⁸⁶ 国立研究開発法人情報通信研究機構：令和 6 年度の業務実績に関する項目別自己評価書

¹⁸⁷ 【公募公告】2026 年度 脳情報通信融合研究センターにおける顧問弁理士の委嘱

<https://www2.njss.info/offers/view/32438767>

¹⁸⁸ 国立研究開発法人情報通信研究機構：令和 6 年度の業務実績に関する項目別自己評価書

¹⁸⁹ 国立研究開発法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画 (第 5 期) <https://www1.nict.go.jp/pdf/5th-mid-term-plan-20260107.pdf> の P.28

(5) 人事評価への反映

人事評価に知的財産の取組が考慮されているかは不明であるが、知的財産ポリシーにも積極的な取組がうたわれていることから、人事評価に考慮されていると考えることができる。

研究支援人材の評価については、(4)項にある第5期中長期目標の同箇所に「研究支援人材の評価手法を確立してキャリアパスに反映させる」とある。

2.8.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

知的財産に関する基本的な考え方、知的財産の所有と管理に関する方針を知的財産ポリシーとして規程している。(2.8.1(7)参照)これには産学官の連携も含まれている。

研究データの管理・公開・共有に関する基本方針として研究データポリシーを規程している。また具体的な実施ガイドラインとして第6期科学技術・イノベーション基本計画に基づく研究データの取り扱いを定めている。(2.7.3(7)参照)

契約書ひな形は様々な種類について用意されており、知的財産にも適用される可能性が高いものとして物品・役務契約書ひな形が用意されている¹⁹⁰。

委託研究に関する約款、契約書ひな形、事務マニュアルなどが用意されている¹⁹¹。

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

令和6年度年報¹⁹²によると、査読付き論文件数は計483件、国内特許出願数は74件、国際特許出願数（実用新案2件含む）は81件、国内特許登録一覧は計49件、国外特許登録一覧は計17件ある。

技術移転関連では、有償技術移転契約数が12件、移転の対象となった知的財産は33件ある。（内訳：特許5、ノウハウ7、プログラム13、データベース1、その他7）¹⁹³

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

本情報は今回の公開情報調査では把握できなかった。

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

本情報は今回の公開情報調査では把握できなかった。

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

① 第5期中長期目標（Ⅲ.2.(4)）¹⁹⁴で、知的財産の積極的な取得と活用が謳われている。

・研究開発成果を広く社会に還元しイノベーションを創出することを目標として、優

¹⁹⁰ （契約手続きに係る）説明書・書式

https://www.nict.go.jp/tender/format.html?utm_source=chatgpt.com

¹⁹¹ 革新的情報通信技術研究開発委託研究

https://www.nict.go.jp/collabo/commission/B5Gsokushin/B5G_jutaku_r07yoshiki.html

¹⁹² 令和6年度年報

https://www.nict.go.jp/publication/shuppan/nenpou/pdf/nenpou_R6.pdf

¹⁹³ 令和6年度年報

https://www.nict.go.jp/publication/shuppan/nenpou/pdf/nenpou_R6.pdf

¹⁹⁴ 国立研究開発法人情報通信研究機構中長期目標（第5期）

<https://www.nict.go.jp/pdf/5th-mid-term-goal-202402.pdf> のⅢ.2.(4)

れた成果を知的財産として取得、活用する。

- ・具体的には国の政策、技術動向を踏まえ、重点課題については推進体制を整備する。
- ・特に、Beyond 5G の知財・標準化活動を強力に推進するために体制を整備し、外部専門家の雇用を含む人材の確保、NICT 内外とのノウハウの共有を図っていく。

② 第 5 期中長期目標（Ⅲ.2.(2)）¹⁹⁵で、オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化が謳われている。

- ・外部の多様なプレイヤーと連携しながら、NICT の研究開発成果を速やかに社会に還元するよう、組織対組織の連携、研究開発成果の技術移転、NICT の技術シーズを活用したスタートアップ創出等の様々なオープンイノベーションの取組を戦略的・積極的に推進し、研究開発成果の社会実装を目指す。

重点項目を以下の 3 点としている。

i) 社会実装の推進体制の構築

戦略的な社会実装を推進するための総合調整機能の強化に取り組み、NICT 内で組織横断的に外部との連携方策等を検討・実施する。プロジェクト企画から成果展開までを支える人材の登用・育成を行いつつ、機動的・弾力的な組織編成を行う。また総務省等と密接に連携し、最新の技術動向等の調査・分析・評価に取り組む。

ii) 社会課題・地域課題解決に向けた産学官連携等の強化

研究成果の社会実装を推進するため、企業、大学、公的研究機関、地方自治体等のステークホルダーの垣根を超えた共同研究開発に取り組む。国内外の研究者等の人材交流等を活性化する。また、ニューノーマル等新たな社会課題・地域課題解決に向けたプロジェクトの推進にあたり、外部へ研究開発成果の積極的な情報発信を行う。

iii) NICT の技術シーズを活用したスタートアップの創出・育成

スタートアップの創出・支援にあたって、様々なフェーズにおける支援を行う。また、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、NICT の研究開発成果を活用するスタートアップへの出資等を行う体制を構築し、適切に対処する。

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

知的財産ポリシーとして規程されている。(2.8.1 (7)参照)

また、産学連携については、共同研究、委託研究、大学等との相互協力等について制度面の情報提供が成されている¹⁹⁶。

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感ずる点

NICT 自身の考え方によるが、NICT は国家戦略に沿った実行役の核となる位置にあり、大学よりも人的、物的、資金などにおいて有利な面があると考えられる。

一方、NICT は公平性を保つことから情報公開を強く求められる可能性があり、自身のクローズ戦略を阻害されることも考えられる。

(8) 国際標準化の取組・課題

① 標準化ポリシー

¹⁹⁵ <https://www.nict.go.jp/pdf/5th-mid-term-goal-202402.pdf> のⅢ.2.(2)

¹⁹⁶ 産学連携&各種制度 <https://www.nict.go.jp/collaboration/index.html>

NICT は標準化の取組¹⁹⁷として、我が国の国際競争力の強化に貢献することを基本的な目的とし、国際市場を見据えた標準化戦略を推進するとしている。この方針を NICT 標準化ポリシー¹⁹⁸として次のようにまとめている。

- ・ 基本理念の中で、研究開発成果の社会への還元、標準化を通じて社会課題解決に寄与すること、としている。
- ・ NICT が取り組む標準の種類は以下の通り。
 - － Conceptual Design（概念設計）の標準（新しい概念やアーキテクチャ）
 - － 社会インフラ整備の標準（産業界の直接利益に結びつかない場合も）
 - － ICT システムの標準
- ・ 計画的・戦略的な標準化推進として以下の方針を掲げている。
 - － R&D（研究計画）段階から標準化を進める。
 - － 研究初期から企業と協力する。
 - － 海外研究機関と連携する。
 - － ITU（国際電気通信連合）やフォーラム標準など、多様な標準化機関から適切に選択する。
 - － NICT の知的財産を適切に反映することを重視する。
 - － NICT 職員が国内外の標準化会議に参加し、議長なども務める。
 - － 研究プロジェクトの計画・開始・終了時に標準化活動を評価する。
 - － 標準化人材を育成する。

② 組織としては標準化推進室（組織規定の第 157 条）¹⁹⁹が設けられており、国際標準に関してはグローバル推進部門（第 159 条）が関わっているとみられる。

③ Beyond 5G の実現に向けて、社会実装・海外展開を志向するプロジェクトを支援する Beyond 5G 基金事業²⁰⁰を展開している。この事業では助成、委託などの形で支援する。

¹⁹⁷ 標準化の取り組み <https://www.nict.go.jp/std/index.html>

¹⁹⁸ National Institute of Information and Communications Technology Standardization Policy
<https://www.nict.go.jp/en/std/lde9n2000000aok4-att/4otfsk00000g5414.pdf>

¹⁹⁹ NICT 組織規程

https://www.nict.go.jp/disclosure/pdf/organization_ordinanceR70121.pdf の第 157 条

²⁰⁰ 革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業について <https://b5g-rd.nict.go.jp/aboutfund/>

2.9 (国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所

2.9.0 組織概要

(国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所 (以下 NIBN という。) の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン ²⁰¹	NIBN の理念及び使命は、以下の通りである。 【理念】 「創る、挑む、かなえる ～健康長寿の社会を目指して～」 【使命】 1. 革新に挑戦し、最先端の創薬科学研究により、知識と技術を創造する。 2. 健康、栄養及び食品に関する研究を通じて、国民の健やかな未来の創生に挑戦する。 3. 難病を含めさまざまな患者や家族の願いをかなえる研究開発を推進する。
(2) 主な業務内容 ²⁰²	当法人の主な業務内容は、以下の 7 つである。 1. 医薬品等の基盤的技術研究 2. 難病・疾患資源研究 3. 創薬支援 4. 希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器の開発支援等 5. 特定重要物資等の安定供給確保支援業務 6. 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究 7. 健康増進法に基づく業務
(3) 人員 ²⁰³	令和 5 年度末 (2024 年 3 月末) 時点の常勤職員数は 111 人であり、このうち国等からの出向者は 31 人である。
(4) 予算 ²⁰⁴	令和 5 事業年度の決算に基づく全体予算規模は、以下の通りである。 ● 収入合計：約 118 億円 (11,843 百万円) (主な内訳：運営費交付金収入 8,123 百万円、受託研究収入 2,301 百万円、受託業務収入 615 百万円、業務外収入 384 百万円など) ● 支出合計：約 107 億円 (10,704 百万円) (主な内訳：業務経費 8,278 百万円、人件費 2,285 百万円、一般管理費 103 百万円など)
(5) 主なアウトプット ²⁰⁵	最新年度 (令和 6 年度業務実績評価書等に基づく 2024 年度実績) における主なアウトプットは以下の通りである。 ● 論文数 (査読付き論文発表件数)：274 報 (内訳：基盤的技術の研究及び創薬等支援分野 137 報、生物資源に係る研究及び創薬等支援分野 25 報、健康と栄養に関する分野 112 報) ● 特許出願数：61 件 (内訳：基盤的技術の研究及び創薬等支援分野 36 件、生物資源に係る研究及び創薬等支援分野 25 件) ● 特許料収入額：今回の公開情報調査では把握できなかった。

²⁰¹ 医薬基盤・健康・栄養研究所：理念・使命・行動規範

<https://www.nibn.go.jp/introduction/mission.html>

²⁰² 医薬基盤・健康・栄養研究所：目的と事業 <https://www.nibn.go.jp/introduction/objective.html>

²⁰³ 医薬基盤・健康・栄養研究所：令和 5 事業年度 (第 19 期事業年度) 事業報告書

²⁰⁴ 同上

²⁰⁵ 医薬基盤・健康・栄養研究所：令和 6 年度業務実績評価書

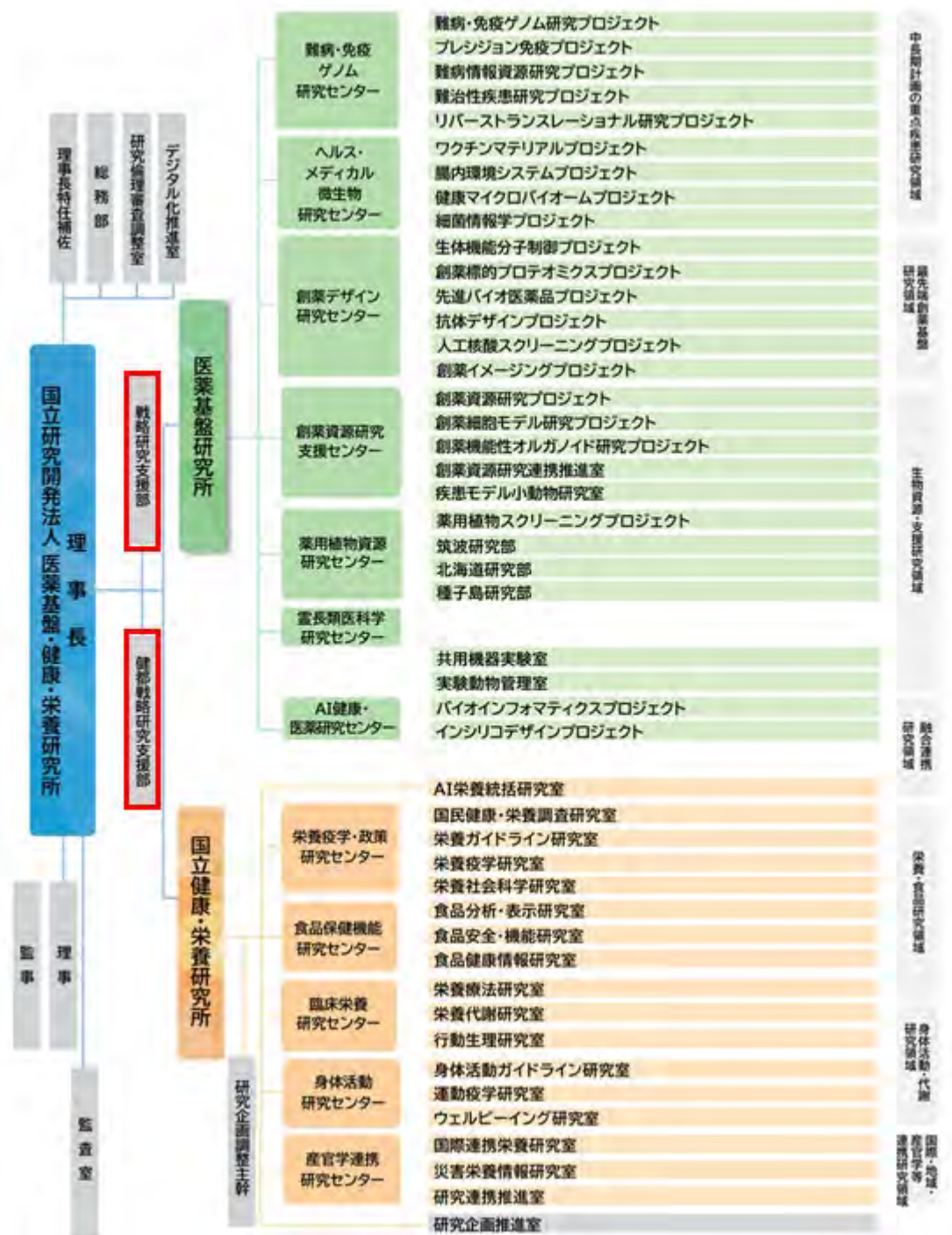


図 2.9.1: 医薬基盤・健康・栄養研究所の組織図(2025 年 7 月 1 日更新)

(出典) <https://www.nibn.go.jp/introduction/organization.html>

2.9.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制²⁰⁶

研究所の戦略企画部産官学連携担当が窓口となり、個別のニーズに応じて研究者のマッチングを行うことで、企業等と共同研究等に進む体制が構築されている。組織上は、戦略

²⁰⁶ 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：知的財産ポリシー、令和 3 年 8 月 17 日

研究支援部（及び健都戦略研究支援部）の企画課などが産学官連携に関する事務を分掌している。また、知的財産の創出、管理、活用の戦略策定とその業務、特許マーケティング活動、外部技術移転機関との連携、共同研究等の契約業務支援等に際しては、研究所として一体感を持って活動する体制となっている。専門的事項については、顧問弁護士や顧問弁理士のほか、当該専門的事項に知見の深い外部専門家を積極的に活用している。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

「共同研究規程」において、共同研究を行う場合には、研究成果に係る特許等の出願や発明等の実施に関する事項を定めた「共同研究契約書」を作成することとしている。また、共同で発明を行った場合の特許出願に際しては、共同研究者と共同出願契約を締結する。なお、コンソーシアムなど複数の研究開発機関・企業等との連携における、あらかじめの知財合意書の策定や知財委員会の設置に関する特段のルールについては、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

「職務発明等規程」に基づき、研究所が特許を受ける権利を承継し、特許権の設定登録を受けたときには、職務発明者に対して登録補償金が支払われる。さらに、当該特許を受ける権利及び特許権の実施、又は譲渡・提供等により研究所が収入を得たときは、毎年度の収入実績に基づき、実施等補償金が支払われる。ノウハウに関しても同様に、職務ノウハウとして認定され研究所に帰属したものの譲渡・提供等により収入を得た場合、案出した職員に対して実施等補償金が支払われる。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

「知的財産ポリシー」において、知的財産を創出した職員等には、実施料等収入の還元や業績評価への反映などのインセンティブを与えることにより、知的財産の創出・活用を奨励すると定められている。また、外部資金獲得などの貢献を業績評価に反映し、賞与や昇給等に適切に反映する仕組みが運用されている。さらに、各勘定における剰余金は「重点的に実施すべき研究開発に係る経費」や「研究環境の整備に係る経費」などに充てることができると規定されており、研究現場への間接的な還元が可能となっている。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み²⁰⁷

企業等と共同研究や受託研究を実施する場合、当該研究遂行に直接必要な経費（直接経費）と、それ以外に必要な経費を勘案した間接経費（直接経費の30%相当）を請求し、受け入れている。「企業との共同研究成果の取扱いに関する指針」によれば、間接経費については、管理業務を行う職員等の人件費や施設の維持管理費用等の支出に充てられている。技術貢献料など、企業等から提供された資金が研究現場へ入りやすくなる独自の配分仕組み等については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組²⁰⁸

研究を公募している機関や企業等のホームページ等を通じて各種競争的資金の情報を随時収集するとともに、適時所内研究者に対して情報提供を行っている。また、応募に際しては、申請内容を確認するなど、研究費の獲得に向けた支援を実施している。組織運営としても、知的財産管理、研究成果等の発信、渉外、内外連携等の研究サポート業務の強

²⁰⁷ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所受託研究規程

²⁰⁸ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所中長期計画

化を図ることにより、外部資金の獲得や研究の加速・実用化を支援することとしている。なお、大学の URA に相当する専門職の具体的な配置については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(7) その他

「企業との共同研究成果の取扱いに関する指針」において、法人の性格上、共同研究成果を営利目的で自己実施できないため、共同研究先企業が同意した上での第三者への実施許諾以外に収益を上げる方策がないことが知的財産の創造や活用における障害・問題として挙げられている。また、財政基盤が脆弱な研究所が、共同研究先との研究成果にかかる出願等費用を持分に应じて継続的に負担することが実質的に困難であるという問題も生じている。この解決策として、共同研究により得られた共有の研究成果について、共同研究先企業から出願等の要望が出されたときは、出願等費用（出願等及び権利保全に要する費用）の全額を企業側に負担させる対応をとっている。

2.9.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

「知的財産ポリシー」において、研究所が承継した知的財産に係る権利は、共創に貢献した者の意向や予算等を勘案した上で出願等の手続を行うこととしている。研究所単独で創出された特許性・市場性に優れ権利範囲の広い発明等は、研究所独自に出願する。公的資金から得られる基盤的技術については、中長期的な視点で単独での出願を検討する一方、企業等の強みを活かしてビジネスを行う競争的領域に係る技術については、出願管理を企業等に任せることを検討するとしている。企業との共同研究で創出された発明等は、企業での実用化等を促進・支援する観点から、それぞれの契約に基づき最適な形態で出願するとともに、職員等の意向も勘案して進める。また、「職務発明等規程」において、理事長が特許化及び実用化の可能性等を評価し、研究所が特許を受ける権利を譲り受けるか否かを決定することとしている。

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

「知的財産ポリシー」において、事業化された場合に高い社会的インパクトの期待される案件については、集中管理による戦略的な取扱いを進め、外国への積極的な出願も考慮することとされている。なお、製品・技術の製造拠点・販売利用拠点や出願国のエンフォースメント（執行力）など、具体的な出願国の是非の基準については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(3) 特許の棚卸し

「職務発明等規程」において、研究所が特許権を取得した後も、当該特許権の実用化の可能性や当該特許権の維持に要する費用等を考慮し、理事長が当該特許権の維持又は放棄を決定することと定められており、この観点で棚卸しに相当する評価が行われている。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

「職務発明等規程」に基づき、研究所が特許を受ける権利を承継するか否かの決定、及び取得した特許権の維持又は放棄の決定は、理事長が行う。理事長がこれらの決定を行おうとするときは、研究所に設置された「職務発明審査委員会」に諮問することができる。同委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で構成され、委員は理事長が指名し、必要

があると認めるときは関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。外部有識者の意見聴取の程度について、委員会への参画状況等の詳細は公開情報からは把握できなかったが、研究契約や知的財産の扱い等の専門的事項については、顧問弁護士や顧問弁理士のほか、当該専門的事項に知見の深い外部専門家を積極的に活用する方針が示されている。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

「共同研究規程」及び「受託研究規程」の契約書例において、秘密の保持に関する条項が明記されている。研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報について適切に管理し、研究担当者以外に開示・漏洩してはならないと定められている。また「職務発明等規程」においても、職務発明者及び当該発明の内容を知り得た関係職員は、必要な期間中その秘密を守らなければならないと規定されている。なお、営業秘密を管理・活用する上での課題については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

「共同研究規程」及び「受託研究規程」の契約書例において、研究担当者が所属を離れた後も、相手方より開示を受けた情報に関する秘密を保持する義務を負わせる旨が規定されている。自ら創造した知的財産の転職先（研究開発機関等）での利用など、退職した場合における知的財産の具体的な取扱いルールについては、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(7) その他

「企業との共同研究成果の取扱いに関する指針」において、財政基盤が脆弱な研究所が、共同研究先との研究成果にかかる出願等費用を持分にに応じて継続的に負担することが実質的に不可能に近いことが、知財保護・管理上の障害・問題として挙げられている。このため、共同研究により得られた共有の研究成果について、共同研究先企業から出願等の要望が出されたときは、出願等費用（出願等及び権利保全に要する費用）の全額を企業側に負担させる対応をとっている。

2.9.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

研究所では、産官学連携を推進し、企業や他の研究機関、大学、自治体などとの共同研究や受託研究を多数実施している。また、各種データベースの提供や、細胞株・ヒト組織・疾患モデル動物等の生物資源を提供するバンク事業を通じたマテリアル提供を行っている。その他、薬用植物に関する栽培・加工の技術指導、霊長類を用いた医科学研究等の共同利用施設の開放・技術支援も実施している。さらに、希少疾病用医薬品等の開発を行う企業等に対する助成金交付や、製造販売承認申請を見据えた指導・助言・相談等の開発振興業務も行っている。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

企業・研究機関等への広報として、法人のパンフレット（コンセプトブック等）の作成・配布や、公式ホームページにおける「研究シーズ・産官学連携ニーズ集」、「技術移転可能な知的財産について」、「各種データベースと資源バンク」の公開を行っている。また、報道関係者向け勉強会の定期的な開催や、医薬品業界の各種シンポジウム・見本市等でのブース設置及びリーフレット配布による支援制度の周知を行っている。加えて、X（旧

Twitter)、Instagram、YouTubeなどの公式SNSを通じた積極的な情報発信も展開している。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

地元に対しては、大阪府の健都（吹田市・摂津市）や彩都（茨木市）などの地域を核とした自治体や企業との連携を深め、健康づくりや街づくりに関する共同研究（摂津スタディ等）を進めるとともに、一般公開や科学教室への参加などのアウトリーチ活動を通じて広報・還元を図っている。海外に対しては、WHO 協力センターとしての活動報告書の公開や国際ワークショップの開催、台北医学大学や日本パスツール研究所等の海外研究機関との連携協定締結、若手外国人研究者招へい事業の実施等により国際的な連携を深めている。また、細胞バンク事業における代理店契約の拡大やWEBセミナー等による海外分譲の促進、国内外関係機関への種子交換目録の配布等も実施している。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

「知的財産ポリシー」において、公的資金から得られる基盤的技術については、研究所が主体的に知的財産マネジメントを進めるべき非競争領域として、中長期的な視点で単独での出願を検討するとしている。他方、企業等の強みを活かしてビジネスを行う競争的領域に係る技術については、出願管理を企業等に任せるなど、社会的・経済的価値の最大化を図るための選択を行っている。また、事業化された場合に高い社会的インパクトが期待される案件については、集中管理による戦略的な取扱いを進め、外国への積極的な出願も考慮する。一方、ノウハウ等の秘匿可能な技術情報については「職務発明等規程」等において秘密保持の対象として管理しており、技術の性質に応じたマネジメントを行っている。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

共同研究・受託研究にかかる知的財産の権利の帰属（持分）は、発明者の寄与度に基づき決定することを原則とし、共有とすることができる。研究所は法人の性格上、営利目的で自己実施できないため、共同研究先企業が共同研究成果の独占的实施を要望する場合（非独占でも研究所のライセンス活動に同意しない場合を含む）は、独占的实施に対する対価（不実施補償）を求めている。また、共同研究先企業（優先実施権者）が優先実施期間の第2年以降に正当な理由なく実施しない場合や、公共の利益を著しく損なうと認められる場合には、第三者に対して実施を許諾することができるルールを設けている。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

今回の公開情報調査では把握できなかった。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

「データの公開に関する基本方針（NIBN データポリシー）」において、研究所が扱うデータには病歴等を含む個人情報、知財関連情報、共同研究機関等の競争上の地位に係る情報や秘密情報等が含まれるため、これらを適切に管理し、必要な安全管理対策等を施した上で妥当であるもののみを公開・提供することがデータ提供上の課題として挙げられている。また、技術や貨物の海外への提供に関連して、経済安全保障貿易管理の観点から、適切な輸出管理審査等を行う体制整備が求められている。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

「NIBN 発ベンチャーの認定に関する規程」に基づき、認定された企業に対して、研究所の知的財産権を基にした事業について一定期間優先的に実施許諾を行うことや、理事長が適当と認める場合の実施許諾料の減免、研究所が所有する商標等の使用許可といった知的財産関連の支援を行っている。これらに加え、事務室や研究室の貸与、研究設備等の利用許可、シーズ開発の支援も行っている。また、支援に伴う当該企業の現金支払いを免除又は軽減し経営を加速させるため、研究所が当該企業の発行する株式や新株予約権を取得できる仕組みも整備されている。

(9) その他

「企業との共同研究成果の取扱いに関する指針」において、研究所は法人の性格上、共同研究成果を営利目的で自己実施できないため、共同研究先企業が同意した上での第三者への実施許諾以外に収益を上げる方策がないことが、知的財産の利活用において構造的な問題となっていることが言及されている。

2.9.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

「知的財産ポリシー」において、知的財産の創出、管理、活用の戦略策定とその業務、特許マーケティング活動、外部技術移転機関との連携、知的財産に係る財務管理、共同研究・受託研究等の契約業務支援、産学官連携各種プログラム等の外部資金導入戦略等の立案に際しては、研究所として一体感を持って活動することが定められている。具体的な組織体制として、健都戦略研究支援部の健都研究支援課に「知財担当」が置かれている。また、産学官連携に関する事務は、同じく支援部門である戦略研究支援部企画課（及び健都戦略研究支援部健都企画課）の所掌となっており、知財と産学官連携の各担当が緊密に連携できる体制となっている。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

医薬品等の実用化段階の研究を行うスタートアップ等を支援する特例業務等においては、成果の最大化を図るため、医薬品等の開発経験を有するプログラム・オフィサー及び外部専門家（知財を含む）について、業務遂行に必要な人員の確保を図り、マネジメント体制を強化している。なお、知的財産担当部署の具体的な職員数、外部・専門人材の採用数や任期の有無、知的財産関連資格者の数や資格内容等については、公開情報からは把握できなかった。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

「中長期計画」において、研究契約や知的財産の扱い等の専門的事項については、顧問弁護士や顧問弁理士のほか、当該専門的事項に知見の深い外部専門家を積極的に活用していく方針が示されている。すなわち、弁護士や弁理士については外部化（顧問等の活用）を行っている。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

「知的財産ポリシー」において、知的財産教育の推進が掲げられている。具体的には、研究における学術的な価値を追求するのみならず、研究成果を社会へ提供する意義を理解し、知的財産マネジメントや事業化に向けた意識を持つ人材の育成や、知的財産の重要性を理解し、自ら知的財産マネジメントを行うことができる人材の育成に向け、知的財産に

関する教育を積極的に推進することとしている。なお、研究者・役職員別の具体的なキャリアパスや、資格取得に向けた支援内容等については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(5) 人事評価への反映

「知的財産ポリシー」において、知的財産を創出した職員等には、実施料等収入の還元や業績評価への反映などのインセンティブを与えることにより、知的財産の創出・活用を奨励することが明文化されている。また、「中長期計画」等に基づく人事・研究環境の整備方針においても、人事評価制度において研究業績や外部資金獲得などの貢献等を総合的に評価し、評価結果を賞与や昇給等に反映することとされている。

(6) その他

組織体制整備及び人材育成において障害・問題となっている事項については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

2.9.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

知的財産の保護・活用、産学官連携を推進し、また研究成果の社会実装を図るため、以下の規程やポリシー等が整備されている。

- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所知的財産ポリシー
- 職務発明等規程
- 共同研究規程
- 受託研究規程
- 企業との共同研究成果の取扱いに関する指針
- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所発ベンチャーの認定に関する規程
- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所発ベンチャーに対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に関する規程

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

- **出願数：** 最新年度（令和 6 年度業務実績評価書等に基づく 2024 年度実績）の特許出願数は、「基盤的技術の研究及び創薬等支援に関する事項」において 36 件、「生物資源に係る研究及び創薬等支援に関する事項」において 25 件であり、合計 61 件である。
- **保有数：** ホームページ上で「技術移転可能な知的財産」として特許等 7 件、登録品種 2 件が公開されているが、法人全体の総保有数については公開情報からは把握できなかった。
- **知財収入：** 実施料等の具体的な知財収入額については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

- **件数：** 令和 5 年度（2024 年度）実績として、「基盤的技術の研究及び創薬等支援」に関する共同研究件数 137 件、「生物資源に係る研究及び創薬等支援」に関する共同研究件数 66 件、「健康と栄養に関する事項」に関する共同研究・受託研究実施件数 31 件の合計 234 件が実施されている。

- **収入：** 令和 5 事業年度決算における受託研究収入は 23 億 100 万円である。なお、共同研究や技術指導等に係る詳細な収入の内訳については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

研究所発ベンチャーに対する支援として、現金による支払いを免除又は軽減し経営を加速させるために特に必要と考えられる場合、当該企業の発行する株式や新株予約権を取得・保有できる規程が整備されている。現在、3 社の研究所発ベンチャー（株式会社エピトープサイエンス、株式会社プロテオバイオロジクス、VitaCure Bio Inc.）が認定されているが、具体的な株式・新株予約権の取得及び保有状況（保有額や保有割合等）については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

「第 2 期中長期目標」において、知的財産や産学官連携に関し以下の内容が記載されている。

- 研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。
- 競争的研究資金の獲得や民間企業等との共同研究及び受託研究等による外部資金の獲得、研究施設の外部利用促進、寄附金の受入れ、特許権等の実施料収入などにより自己収入を獲得すること。
- 各勘定における剰余金は、「知的財産管理、技術移転に係る経費」などに充てることができること。
- 健康と栄養に関する分野において、指針や確かな健康情報を普及・社会実装するために、産学官等連携による環境整備を含めて、健康行動を促進する方法を開発し、政策提言に結びつけること。

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

公式ホームページ内に「産官学連携」の専用ページが設けられ、以下の情報が掲載されている。

- 研究シーズ・産官学連携ニーズ集（各プロジェクトが連携を求めている研究シーズの紹介）
- 各種データベースと資源バンク（創薬や健康・栄養に関するデータベース、細胞株等の提供案内）
- 食環境整備推進のための産学官等連携共同研究プロジェクトの取組
- 主要な協定一覧（国内外の大学や自治体、企業等との連携協定）
- 特許&品種（技術移転可能な特許等のリスト）
- 知財ポリシー、及び法人発ベンチャーの認定制度について

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感ずる点

今回の公開情報調査では把握できなかった。

(8) 国際標準化の取組・課題

薬用植物分野において、ISO/TC249（東アジア地域の伝統医療に関する専門委員会）などに参画し、全体会議等へ現地出席して我が国の利益を損ねることのないよう修正意見等

の表明を行っている。また、国際標準提案に関する研究や「FHH 薬局方データベース」の公開等を通じて、薬用植物・生薬分野の国際標準化及び国際調和に係る情報発信を行っている。健康・栄養分野においても、災害等の特殊環境下の食・栄養に関する研究成果を「災害食国際標準（ISO）新規提案」へ反映させる取組を進めている。なお、国際標準化推進における組織体制整備や関連人材の育成・確保に関する具体的な課題については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

(9) その他

- **AI・DX 技術の活用** 研究所内に「AI 健康・医薬研究センター」を設置し、AI・情報科学を活用したデータ駆動的な創薬標的探索や、生体分子シミュレーションを用いた構造ベース創薬技術の開発を進めている。また、診療情報やオミックスデータを統合した「患者層別化 AI」の開発や、毒性予測 AI モデル等の構築を行っている。組織運営においても「デジタル化推進室」を設置し、業務の電子化や DX を推進している。
- **経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動等** 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づき、抗菌性物質製剤に係る「特定重要物資等の安定供給確保支援独立行政法人」に指定された。基金を活用し、国内での原薬等製造及び備蓄体制の整備に向けた助成等の安定供給確保支援業務を実施している。また、経済安全保障貿易管理の観点から「安全保障輸出管理規程」等を定め、全職員に教育を行うとともに、技術の提供や貨物の輸出、外国人の受け入れを行う際の輸出管理審査を適切に実施している。

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

医薬基盤・健康・栄養研究所の下記ウェブページを参考にした。

<https://www.nibn.go.jp/>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/mission.html>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/history.html>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/objective.html>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/organization.html>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/committee/index.html>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/graduate.html>

<https://www.nibn.go.jp/activities/promote/index.html>

<https://www.nibn.go.jp/activities/promote/development.html>

<https://www.nibn.go.jp/activities/promote/work.html>

<https://www.nibn.go.jp/sankangaku/index.html>

<https://www.nibn.go.jp/sankangaku/research-seeds.html>

<https://www.nibn.go.jp/sankangaku/data-bank.html>

<https://www.nibn.go.jp/sankangaku/patent-varieties.html>

<https://www.nibn.go.jp/activities/promote/development.html>

<https://www.nibn.go.jp/sankangaku/venture.html>

<https://www.nibn.go.jp/pr/index.html>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/sns.html>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/disclosure/legal.html>

<https://www.nibn.go.jp/introduction/disclosure/regulations.html>

<資料>

- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：令和7年度パンフレット
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：主要な協定一覧
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：実用化研究支援事業一覧
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：知的財産ポリシー、令和3年8月17日
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：企業との共同研究成果の取扱いに関する指針、令和3年8月17日
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所発ベンチャーの認定に関する規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年6月23日法律第135号）
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：研究業務関係業務方法書
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：開発振興業務関係業務方法書
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：第2期中長期目標（令和8年2月6日変更）
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：第2期中長期計画（令和5年3月14日変更）
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：令和6年度業務実績の評価結果
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：令和6年度業務実績の自己評価
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：令和7年度（令和6年度業績分）外部評価委員会評価結果
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：令和7年度計画
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：組織規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：運営評議会設置規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：共同研究規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：企業との共同研究成果の取扱いに関する指針
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：受託研究規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：寄附金等受入規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：職務発明等規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所発ベンチャーの認定に関する規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所発ベンチャーに対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に関する規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：データの公開に関する基本方針（NIBN データポリシー）
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：倫理規程
- 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所：2024年度 年次報告書

2.10 （国研）農業・食品産業技術総合研究機構

2.10.0 組織概要

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」または「NARO」という。）の組織概要を次表に示す。

項目	内容
(1) ミッション・ビジョン ²⁰⁹	農研機構は、我が国の農業・食品産業分野の中核的な研究機関である。その使命（ミッション）は、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、農業・食品産業分野で科学技術イノベーションを創出することにある。また、第5期中期目標期間（2021～2025年度）におけるビジョンとして、以下の3つの柱を掲げている。 1. 食料の自給力向上と安全保障 2. 農業・食品産業の競争力強化と輸出の拡大 3. 生産性の向上と環境保全の両立これらを通じて、Society 5.0の深化と浸透を図り、持続的な農業の実現や地方創生、SDGsの達成に貢献することを目指している。
(2) 主な業務内容	農研機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法に基づき、以下の業務を行っている。 1. 技術上の試験・研究・調査等：農業等に関する試験及び研究調査、分析、鑑定、検査（農機具）、並びに講習。 2. 資金配分・委託業務：生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究の委託（資金配分機関としての業務）と、その成果の普及。 3. 種苗管理業務：種苗法に基づき、植物の新品種登録に係る栽培試験等を行う。
(3) 人員 ²¹⁰	2025年4月1日現在で役職員数は合計 3,301 名である。その内訳として、専門的な研究に従事する研究職員は 1,741 名となっている。詳細内訳は、公開情報では確認できない。
(4) 予算 ²¹¹	予算規模は、2024年度決算ベースで合計 973 億円にのぼる。このうち、国から交付される運営費交付金は 604 億円である。
(5) 主なアウトプット ²¹²	2024年度の論文数は521報である。分野別（植物・動物学）では、農研機構は引用頻度は国内7位（高被引用論文数29、高被引用論文の割合1.1%）であった。 2024年度の令和6年度における特許出願件数は351件（うち国内出願323件、PCT出願28件）であり、年間特許料収入は2.96億円である。

²⁰⁹ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中長期計画、令和7年10月変更

²¹⁰ 農研機構の基本データ：<https://www.naro.go.jp/introduction/profile.html>

²¹¹ 同上

²¹² 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構：令和6年度に係る業務実績等報告書

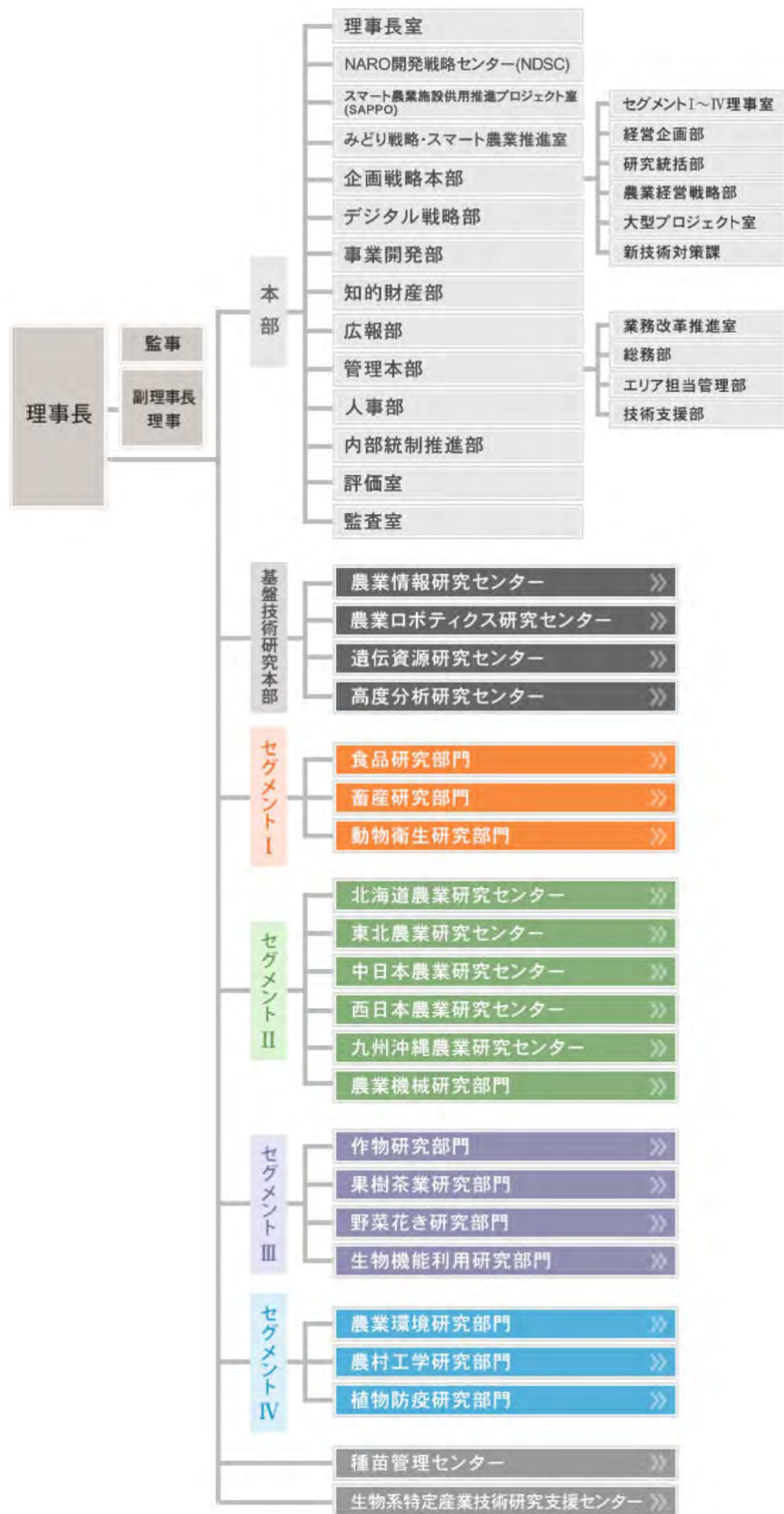


図 2.10.1: 農研機構の組織図

(出典) <https://www.naro.go.jp/introduction/organization.html>

2.10.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

農研機構は、理事長及び理事のトップマネジメントの下で研究開発戦略を立案・推進している。この「組織対組織」としての連携を強力に推進する司令塔として「事業開発部」を設置し、産業界や農業界における農研機構の連携ハブ機能を強化している。また、スマート農業技術活用促進法の施行に合わせ、民間事業者等への施設供用や専門家派遣等の業務を統括・コーディネートする「スマート農業施設供用推進プロジェクト室」を本部に設置し、産学官連携を加速させる体制を整備した。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

農林水産技術会議が実施する委託研究等において、コンソーシアム形式で研究開発を推進する場合には、研究の企画・立案段階から社会実装を見据えた戦略的な知的財産マネジメントを行うため、全ての構成員間での合意文書である「知財合意書」を作成することが義務付けられている。この合意の対象には、研究開発の直接の構成員のほか、再委託先及び共同研究先も含まれる。

知的財産マネジメントを組織的に実施するため、コンソーシアム内には「研究推進会議」や、その下部組織としての「知財委員会」などの検討の場を設置し、研究成果の権利化や秘匿化の是非を具体的に審議することとしている。これらの検討体制においては、以下の事項を遵守・実施することが求められている。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

知的財産の種類やフェーズ（権利取得時と活用時）に応じて報酬が支払われる。

- ・ 特許権等（発明）職員が職務発明について特許出願を行った場合、発明者に対して「出願報奨金」が支払われる。さらに、保有する特許権等の活用によって実施料収入が得られた場合には、発明者に対して「実施報奨金」が支払われる。
- ・ 育成者権（植物品種）職員が職務育成品種について品種登録出願を行った場合、育成者に対して「出願補償金」が支払われる。また、育成者権の活用により収入が得られた場合には、育成者に対して「利用補償金」が支払われる。
- ・ 営業秘密（ノウハウ）不正競争防止法に基づき管理される営業秘密（ノウハウ）の活用によって収入が得られた場合には、その作出者に対して「実施報奨金」が支払われる。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

研究者個人への還元にとどまらず、知財収入や外部資金の獲得実績を研究現場（研究部署）の予算や環境整備に還元する仕組みも構築されている。

- ・ 研究推進費への充当：特許権や育成者権等の活用による収入額が一定額を超える場合には、その一部を関連する研究推進の費用として当該研究現場に充当する仕組みとなっている。
- ・ 予算配分への反映（外部資金獲得実績枠）：外部資金等の獲得実績は、大課題推進費の配分に反映される。具体的には、大課題推進費の中に外部資金の獲得実績に応じて配分する「外部資金獲得実績枠」が設けられており、これにより研究現場に獲得へのインセンティブを与えるとともに、プロジェクトの獲得と推進に必要な研究環境の整備に充てることができる。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

公開情報では「技術貢献料」に関する記述は見られないが、間接費について工夫がある。

民間企業等から獲得した外部資金（共同研究費や受託研究費等）を研究現場に直接還元し、研究の活性化を図る「インセンティブ予算」の仕組みを運用している。具体的には、獲得した外部資金の間接経費のうち、その1割（令和5年度実績では総額1.2億円）を、実際に研究を実施した研究所や、企業との橋渡しを担う本部の事業開発室に対して配分している。この仕組みにより、企業等から提供された資金の一部が研究現場の裁量で利用可能な形で戻る体制が整備されている。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

国家的プロジェクトや民間資金を戦略的に獲得するため、「大型プロジェクト室」が中核となり、府省連携型のプロジェクト獲得に向けた情報周知や応募促進を主導している。また、企画戦略本部の「外部資金課」や「法務室」といった関係部署が連携し、研究者が外部研究資金へ応募・執行する際の事務的・法的なサポート体制を強化している。さらに、外部機関との研究契約を迅速かつ適切に締結・管理するため、企画戦略本部にアドバイザー的役割を担う「業務推進役」や「研究管理役」を配置し、組織的に獲得を支援している。

申請書のブラッシュアップとノウハウの提供をしている。大学における URA（リサーチ・アドミニストレーター）と同様の機能を持つ、高度な専門知識を有した人材の確保と活用を推進している。

- ・ 専門人材の戦略的登用。
- ・ ビジネスコーディネーター（BC）の役割。

(7) その他

知的財産の創造で障害・問題となっているその他の事項については、今回の公開情報調査では把握できなかった。

2.10.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

国内出願・審査請求等の是非は、規程等の方針に基づき、主に以下の観点を重視して決定している。

- ・ 発明の価値評価指標：権利化の可能性、侵害対応の容易性、社会実装や許諾につながる可能性などの項目を数値化して統一的に評価している。
- ・ 出願類型の多様化：ビジネスモデル特許や農業と ICT の融合特許、さらにはプロアクティブな出願により、将来の市場性を踏まえた戦略的な権利確保を目指している。
- ・ 普及・保護の観点：民間企業による商品化・事業化が期待される技術については原則として権利化を行う。一方で、農研機構が権利化しないことで第三者が権利化し、技術の普及が妨げられる恐れがある場合も、商品化の可能性にかかわらず権利化を検討する。

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

外国出願の是非は、及び、出願国については、以下の観点を重視して決定している。

- ・ 費用対効果：多額を要する外国での権利取得・維持費用に対し、商品化・事業化を通じて十分な収益や効果が見込まれるか。

- エンフォースメント（執行力）：相手国の知的財産権制度が我が国とどう異なるかを確認した上で、その国において権利侵害の事実を発見し、排除できる体制（執行力）が確保されているか。
- 国内産業への影響：研究成果の外国での実施や許諾が、いわゆるブーメラン効果により我が国の農林水産業・食品産業へ悪影響を及ぼしたり、国内企業の活動に支障を来したりしないか。

(3) 特許の棚卸し

保有する特許権等の維持・管理コストを削減し、研究成果の社会還元を最大化するため、権利を継続維持するか放棄するかの評価（棚卸し）を定期的実施している。

棚卸しの判断に際しては、以下の多角的な観点から権利の有用性を精査している。

- 社会実装と許諾の可能性：当該技術が民間企業等へ実施許諾される見込みや、商品化・事業化による社会還元の可能性。
- 研究推進上の必要性：農研機構自らの研究開発を継続・発展させる上で、当該権利を保有し続ける必要があるか。
- 費用対効果：権利の維持にかかる特許料（維持年金）等の経費に対し、得られる収益や十分な政策的効果が見込まれるか。
- 模倣防止とクローズ戦略：営業秘密（ノウハウ）としての管理を継続すべきか、あるいは公知化に切り替えて他者の権利化を防ぐべきか。

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

国内出願の決定にあたっては、経営層による司令塔機能と、各研究所等における専門的な審査体制の二段構えで運用されている。

- 全役員を対象に知的財産戦略会議を、新たに年2回開催することを決定し、経営層における知財マネジメントの意思統一を図っている。
- 知的財産部（知的財産戦略室及び知的財産課）が、農研機構全体の知財戦略を策定し、研究所との連携を密にして権利化や活用のための手続きを主導する。
- 各地域農業研究センターや研究部門に「知的財産責任者」を配置している。これらの内部組織に設置された職務発明審査会等において、研究者が創出した知的財産の権利化の適否や、保有権利の維持・放棄（棚卸し）について具体的に精査・判断を行う。

決定プロセスにおいては、内部登用が困難な高度な専門知識を持つ外部人材や、有識者の知見を積極的に取り入れている。

- 民間企業等から知財マネジメント経験の豊富な人材を「スペシャリスト」として採用し、重点分野へ投入している。
- 生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）等において、専門性の高い共同研究契約の知財条項等に対応するため、知的財産アドバイザーとして外部の弁護士と契約し、相談・助言を受ける体制を整備している。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

外部機関との共同研究を開始するにあたり、「秘密保持契約」を締結することを規程により義務付けている。また、研究成果の商品化・事業化や国内外での模倣防止に資する場合、特許等による権利化だけでなく「秘匿化（営業秘密）」を選択肢として戦略的に活用している。

- 特許実施に必要なノウハウ：外国での安易な模倣を防ぐため、特許出願を行わない

国において技術を実施する際に必要なデータ等を営業秘密として管理する。

- 物品種に関するノウハウ：作出した品種に関する種苗の生産方法や作出ツール等を秘匿し、技術面での優位性を担保する。
- システムに関するノウハウ：データ駆動型のスマート農業において蓄積されたモデルやAI、体系化された学習用データ等を特定の相手にのみ利用させる場合、それらを営業秘密として管理する。

営業秘密を適切に保護・活用し続ける上で、以下の点が重要な課題として挙げられている。

1. 研究所に所属する研究者（外国籍を含む）の転職や退職に伴い、秘匿化した情報がみだりに持ち出されることがないように、営業秘密の範囲や取扱いルールを明確にし、退職後の秘密保持義務を雇用契約等に定めておくなどの対策が求められている。
2. 不正競争防止法上の保護を受けるためには、「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の三要件を満たす必要がある。特に、秘密情報と一般情報を合理的に区分し、秘密管理意思が従業員等に対して明確に示される状態を維持するなどの組織的な管理措置が不可欠である。
3. 自ら秘匿化した技術を他者が後に権利化した場合に利用制限を受けないように、他者が特許出願する前に自ら事業準備等を行っていた証拠となる研究ノート等の資料を確実に収集・保管する体制の維持が必要である。
4. 営業秘密としての管理を継続すべきか、あるいは公知化に切り替えて他者の権利化を防ぐべきか、市場環境や技術動向に応じて定期的に見直しを行うための判断体制の構築が課題となっている。

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

農研機構を含む研究機関において、所属する研究者（外国籍の者を含む）が転職や退職をする際、機関が秘匿化した技術情報がみだりに持ち出されることがないように、組織的な管理が求められている。具体的には、あらかじめ営業秘密の範囲や取扱いルールを明確に定めるとともに、雇用契約等において退職後の秘密保持義務を明文化しておくことが推奨されている。これは、研究者が自ら創造に関与した知的財産であっても、組織の営業秘密として管理されている場合には、退職後もその秘匿性を維持しなければならないことを意味する。

国の委託事業等に従事する研究者等（取扱者）は、情報セキュリティ実施手順を遵守する義務を負っている(2)。この基準では、在職中のみならず離職後においても、職務上知り得た保護すべき情報を第三者に漏洩してはならないことが明記されている。また、保護すべき情報に接する必要がなくなった場合には、速やかに管理者へ情報を返却又は提出しなければならない。

栽培技術やノウハウの流出を防止するため、ライセンシー（実施許諾先）企業に対しても、その従業員との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するよう求めている。

(7) その他

知的財産の保護・管理でその他、障害・問題となっている事項は特にない。

2. 10. 3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

民間企業や大学、公設試験研究機関等の多様な主体と連携するための各種制度を整備している主な協力形態として、互いの技術シーズを活用して共同で研究開発を行う「共同研究」、企業等からの依頼を受けて農研機構のシーズを活用する「受託研究」、及び専門的立場から技術課題の解決策を提示する「有償技術相談」の3つの枠組みを柱としている。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

農研機構は、本部「事業開発部」に所属するビジネスコーディネーター（BC）を中心に、産業界に対する積極的な営業・提案活動を展開している。BCは担当研究所との意見交換を通じて研究シーズを掘り起こすとともに、トップ企業へターゲットを絞って訪問し、各企業の事業計画に基づいた個別ニーズをヒアリングしている。また、地域農業研究センターにおいては、JAや普及組織を直接訪問し、地域課題に応じた技術（かんしょ輸送腐敗対策等）の普及・指導を行っている。

また、各種展示会やフォーラムに積極的に参画している。

多様な媒体を通じて情報を整理・発信している。

- 標準作業手順書（SOP）の公開
- 専門誌・広報誌の発行
- Webサイトの戦略的運用

さらに、社会的関心の高い研究成果については、プレスリリースとメディア・SNSの活用している。

- 記者会見の実施
- SNS・動画配信：YouTube（NAROチャンネル）、X、Facebookの配信体制を強化
- 展示施設の活用

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

地域（地元）に向けた広報・連携活動としては、各地域のニーズを的確に把握し、研究開発成果を地域の隅々まで浸透させるため、地域農業研究センター（以下「地域農研」）を中心とした広報体制を構築している。

- 地域農研が中核となり、地方農政局、地方自治体、普及組織、JA等の農業関係団体と密接に連携し、成果の実装を推進している。
- 地域住民やステークホルダーに向け、地域農研ニュースや研究所ニュース等の刊行物を計画的に発行し、知名度と信頼度の向上を図っている。
- 略的な地域報道への働きかけ：プレスリリースに際しては、通常の記者会だけでなく地域や産地の記者会へも積極的に配布を行い、地方紙等での報道実績を向上させている。

研究成果を世界へ発信するため、戦略的なグローバル広報を強化している。

- 海外向けコンテンツの充実を図り、重要成果のプレスリリースを英語化するなど、英語版Webページやサイトの公開を進めている。
- 海外要人の視察受け入れ：FAO（国際連合食糧農業機関）事務局次長やマレーシア下院議長等の海外要人の視察を積極的に受け入れ、研究概要や施設を紹介することで、国際的な連携強化と存在感（プレゼンス）の向上を図っている。
- 国際標準化を通じた技術発信：ISO（国際標準化機構）やIEEE SA（米国電気電子学会標準協会）等の国際的なルール形成の場において、農研機構の技術を規格化・提案することにより、日本の技術的貢献を世界に示している。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

他者への流出や模倣を防ぐために秘匿する「クローズ領域」と、他者に活用させて普及を促す「オープン領域」を戦略的に形成する「オープン・クローズ戦略」を推進している。

クローズド戦略（秘匿化と営業秘密管理）では、侵害の立証が困難な技術や、外国での安易な模倣を招く恐れがある技術については、特許出願による公開を避け、あえて権利化せずに「営業秘密（ノウハウ）」として秘匿管理するクローズド戦略を採用している。

オープン戦略（戦略的権利化とライセンス）では、民間企業による商品化・事業化が十分に期待される発明については、積極的に権利化（特許取得）を行い、ライセンス（実施許諾）を通じて社会実装を加速させるオープン戦略をとっている。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

農研機構が他の研究機関や民間企業等と共同研究を実施して知的財産が生じた場合、当該知的財産権は原則として各当事者の共有とする。共有の持分については、それぞれの当事者に属する発明者や育成者等の貢献度を踏まえて決定する。

共同研究により生じた共有の知的財産権は、原則として各共有者が自由に実施でき、かつ、自由に第三者に対して実施許諾（ライセンス）できるものとしている。一方、特定の企業に独占的实施権を付与したにもかかわらず、当該企業が相当期間権利を活用せず、かつ正当な理由が認められない場合や、公共の利益が著しく損なわれると認められる場合には、農研機構は独占的实施権の中止を求め、第三者に実施を許諾することができる。

不実施補償に関する規定について、農研機構は、研究成果の社会実装を加速させ、共同研究契約の手続きを迅速化するため、令和6年9月に「知的財産権実施規程」を改正した。この改正により、民間企業との共同研究から生じた共有特許について、共有相手である企業自らが実施する場合には、農研機構側から「不実施補償（農研機構が実施しないことに対する対価）」を請求しないという対応が可能となった。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」が定められている。課題として下記が想定される。

1. 権利帰属と契約による保護の必要性：プログラムの著作権は、原則として作成した研究機関に帰属するが、AIの研究開発において生成される「学習済みパラメータ」などは、大量の数値データであり、必ずしも著作権法による保護が及ばない可能性が高い。そのため、これらを第三者に提供等する場合には、法律上の保護の有無にかかわらず、契約によって帰属関係、利用条件、及び責任関係を明確に定めておくことが不可欠な課題となる。
2. ノウハウの流出防止と利用目的の特定：農業分野におけるプログラムやデータベースには、熟練農業者の暗黙知や研究機関の高度なノウハウが反映されていることが多い。これらを無制限に第三者へ提供等することは、提供者が意図しない形でのノウハウ流出を招き、日本の農業の競争力を損なうリスクがある。
3. 公的資金の施策目的に基づく制限：国や地方公共団体からの公的資金を用いた研究開発成果であるプログラム等を提供する場合、その施策目的（国内農業の競争力強化、特定地域の振興等）に反しない範囲での提供が求められる。
4. 提供先におけるセキュリティ管理と派生データの取扱い：提供したプログラムやデータが不正に流出することを防ぐため、提供先に対しても高度な管理責任を課さなければならない。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

研究開発の過程で得られた微生物、酵素、病原菌、育成系統などの研究材料（マテリアル）や、試作品、データ等を第三者に提供する場合、提供先との間で権利関係や利用条件を明確にするための「素材転移契約（MTA：Material Transfer Agreement）」や「研究試料提供契約」を締結することが一般的である。これにより、提供物の物理的な所有権のみならず、その利用に伴って生じる知的財産権の取り扱いを適切に管理する。

研究成果物を第三者に提供する際には、以下の点が重要な課題となる。

- ・ 所有権と派生物の扱い：提供された有体物そのものの所有権だけでなく、その子孫や派生物（デリバティブ）の所有権を誰に帰属させるかを規定する必要がある。
- ・ 利用制限（目的外使用の禁止）：通常、公的研究機関が提供する試料は研究目的での利用に限定され、商業目的での利用は禁止されることが多い。
- ・ 知的財産権の帰属：提供試料を用いて行われた研究から生じた発明等の知的財産権の帰属先をあらかじめ定めておく必要がある。また、提供試料の利用が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証せず、侵害が発生した場合には提供元が免責される条項を設けることが、リスク管理上の課題となる。

また、デジタル化や AI 開発が進む中で、研究データやノウハウを提供・共用する場合には、物理的なマテリアルとは異なる課題が生じる。

- ・ 公的資金の施策目的に基づく制限：国や地方公共団体の公的資金を用いた研究成果であるデータや学習用データセット等を提供する場合、国内農業の競争力強化といった施策目的に応じ、提供先を国内事業者や特定地域内に限定するなどの制約が課されることがある。
- ・ 秘密管理性とセキュリティ：提供するデータに農業関係者のノウハウ（営業秘密）が含まれる場合、提供先において「営業秘密としての保護要件を満たす水準」のセキュリティ措置を講じさせることが不可欠である。
- ・ 情報の公表と権利化のトレードオフ：一度公知化した研究成果は原則として権利化できないため、学会発表やウェブサイト掲載等の公認行為の前に、権利化の可能性や秘匿化の必要性を十分に検討しなければならない。

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容

農研機構は、研究成果の社会実装を加速させるため、スタートアップの創出と支援を強化している。具体的には、産業界から新事業立ち上げの経験を有する高度な専門人材を招聘し、スタートアップ推進体制を整備している。これにより、民間企業やベンチャーキャピタル（VC）等の外部資金を呼び込み、令和 6 年度までに新たに 6 法人を設立させ、約 40 億円の資金調達を実現した。組織的な支援を行うため、2021 年 3 月に「農研機構発ベンチャー企業認定等実施規程」を整備した。

- ・ 認定と重点支援：これまでに「株式会社農研植物病院」や「農研ワンヘルス株式会社」を農研機構発ベンチャー企業として認定し、重点的な支援を行っている。
- ・ 技術及び研究資源の提供：スタートアップの設立にあたり、事業に必要な知的財産（技術シーズ）の提供や、研究開発設備の貸与等の研究資源の供用を通じて、円滑な立ち上げを支援している。
- ・ 出資・人的援助：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、必要に応じて成果を活用する者に対して、出資や人的・技術的援助を実施している。

一方、生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）では、政府の SBIR 事業の一環として、スタートアップ総合支援プログラム」を運用している。

- フェーズ別支援：技術シーズの確立、実現可能性調査（FS）、事業化に向けた研究開発や技術改良など、スタートアップの成長段階に応じた段階的な資金支援を行っている。

(9) その他

知的財産の利活用で障害・問題となっている他の事項は、今回の公開情報調査では把握できなかった。

2.10.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

本部に専門部署として「知的財産部」を設置している。知的財産部は、農研機構全体の知財戦略の策定や、研究所との連携による権利化、保護、活用に向けた手続きを一元的に担う司令塔としての機能を果たしている。

具体的には、以下の3課室体制で専門業務を分担している。

- 知的財産戦略室：農研機構全体の知的財産戦略の立案や、研究開発の企画段階からの知財マネジメント支援を担う。
- 知的財産課：特許権等の取得や維持管理、実施許諾等の事務手続きを行う。
- 育成者権管理課：令和3年度に新設され、国内外における育成者権（植物品種）の戦略的活用と侵害対策を専門的に担う。

本部が戦略を統括する一方で、実務面では各研究部門や地域農業研究センター等に機能を分散し、現場に即した体制を構築している。

- 知的財産責任者の配置：各地域農業研究センターや研究部門等の内部研究組織に「知的財産責任者」を配置し、研究成果の適切な取り扱いに関する判断を行っている。
- 職務発明審査会：各研究所等において「職務発明審査会」が設置されており、研究者が創出した知的財産の権利化の適否や、保有権利の維持・放棄について精査・判断する仕組みとなっている。
- 知財マネージャー相談制度：本部知的財産部のスタッフが「知財マネージャー」として、各研究所の現場に出向き（又はオンラインで）、発明者から直接ヒアリングや先行技術調査の結果に基づいた指導を行う体制を運用している。

また、知的財産の活用を社会実装に繋げるため、産学官連携を担う「事業開発部」と密接に連携している。

- 組織対組織の連携：事業開発部は「事業開発総括課」「企業連携課」「地域連携課」で構成され、民間企業等との共同研究の新規契約獲得などを主導する。
- ビジネスコーディネーター（BC）の役割：事業開発部に配置されたBCが、企業のニーズをヒアリングし、農研機構の技術シーズ（知財）とマッチングさせることで、実施許諾や資金提供型共同研究への橋渡しを行う。
- 戦略の一体化：企画戦略本部、事業開発部、知的財産部、及び広報部が定例的に連携し、研究開発の企画立案から知財確保、成果の発信、社会実装までをパイプライン的に推進するマネジメント体制が構築されている。

さらに、高度に専門的な内容や、特定の事業については、外部組織や専門家を活用している。

- 知的財産アドバイザー（外部弁護士）：生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）等において、高度に専門的な共同研究契約の知財条項等に対応するため、

知的財産アドバイザーとして外部の弁護士を活用している。

- 育成者権管理機関の設立支援：国内外での複雑な品種保護を強化するため、育成者権管理を専門に行う一般社団法人の設立を支援し、侵害対策やライセンス管理を組織横断的に実施する体制整備を進めている。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

知的財産部署の職員数は、公開情報では、明らかでない。外部・専門人材の状況をまとめる。

本部「知的財産部」において、研究現場に対する戦略的な指導・助言を行う専門スタッフとして「知的財産マネージャー」を複数配置している。また、特許庁との人事交流を積極的に行い、高度な知見を有する人材を「知的財産戦略室長」として招聘するなど、法人の司令塔としての戦略策定体制を強化している。

内部登用が難しい知的財産戦略、AI・ロボティクス、事業開発等の重点分野において、民間企業や大学等から高度な知識・経験を有する外部専門人材（スペシャリスト）を積極的に登用している。

- 採用数及び所属先：外部採用のスペシャリスト人材は、第 4 期末の 31 名から、第 5 期中長期期間中に 53 名まで増員され、本部のマネジメント部署や重点研究分野に配置されている。令和 6 年度においては、招聘型や随時公募型採用を通じて、民間企業等での実務経験を有する高度専門人材を新たに 10 名登用した。
- 業務内容：これらの専門人材は、AI 研究の強化、民間企業との連携（資金提供型共同研究の拡大）、知的財産戦略の策定、及び研究成果の社会実装の推進において中核的な役割を担っている。
- 任期の有無：高度専門技術を持ち即戦力となる「テクニカルスタッフ職」については、「任期付職員」として令和 6 年度に 20 名を新規採用し、ロボティクスやゲノム編集分野の研究支援に投入している。また、民間企業からスペシャリスト人材を採用するにあたり、「任期付在籍出向制度」も活用されている。

資金配分機関（BRAIN）においては、委託研究で創出される知的財産の管理・支援体制を強化するため、以下の専門人材を配置している。

- 知的財産関連資格者の雇用：令和 6 年度より、「知的財産の専門資格を持つパーマネント職員」を新たに雇用し、委託先からの知財相談や手続きへの指導・助言体制を強化した。
- プログラムマネージャー（PM）：スタートアップ総合支援プログラム等において、事業化に豊富な知見と経験を有する 3 名の PM を中心とする伴走支援体制を構築している。
- 外部アドバイザーの活用：専門性が高い共同研究契約の知財条項等に対応するため、外部の弁護士を「知的財産アドバイザー（知財顧問）」として設置し、随時相談を受ける体制を整えている。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

資金配分機関である生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）においては、外部の専門家（弁護士等）を直接活用する体制を整備している。

- 知財顧問の設置：専門性が高い共同研究契約の知財条項等に対応するため、「知的財産アドバイザー（知財顧問）」として外部の弁護士を設置し、随時相談や助言を受ける体制を運用している。
- 専門資格者の雇用：令和 6 年度より、委託先への支援体制をさらに強化するため、

知的財産の専門資格を持つパーマネント職員を新たに雇用し、実務面での指導・助言を内制化している。

国の委託研究事業における知財マネジメントの質を向上させるため、外部の法律実務家を審査や運営のプロセスに組み込んでいる。

- ・ 運営委員会への配置：令和 6 年度から、各委託プロジェクト研究課題の運営委員会に弁護士や弁理士などの「知的財産担当運営委員」を配置し、受託コンソーシアムに対して専門的な見地から助言を行う体制を整えている。
- ・ 研究推進会議への参画：委託事業の実施要領等において、知財合意書や権利化方針を検討する際、研究推進会議等に弁理士、弁護士、又は TLO の実務経験者を参画させ、その助言を得ることを求めている。
- ・ ガイドライン等の策定支援：農林水産省が作成する「知財マネジメントの手引き」等の検討にあたっては、弁護士や弁理士、大学教授らで構成される「知財マネジメントの強化支援検討委員会」を組織し、実務的な観点から監修・校閲を受けている。

高度な市場調査や国際的な知財動向の把握が必要な場合には、外部の専門機関を活用している。

- ・ 海外情勢調査の委託：内閣府の「BRIDGE」予算等を活用し、外部コンサルタントに委託して海外の市場・標準化・特許等の情勢調査を実施している。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

研究者、役員、及び専門職を対象とした多角的な知的財産関連人材の育成方策を講じている。

研究者・役職員別の育成プログラムでは、職位や役割に応じた体系的な知財教育を実施し、組織全体の知財リテラシー向上を図っている。

- ・ 全研究員向け教育：特許に関する全般的な知識を共有するため、全研究員を対象としたオンライン研修を実施している。
- ・ 階層別・専門別研修：新規採用職員、主任研究員、グループ長に対する階層別の知財研修を行っている。
- ・ 国際標準化人材の育成：職員に対する「農業分野におけるルール形成セミナー」の開催や、外部団体が主催する国際標準セミナーへの職員派遣を積極的に行っている。

キャリアパスとマルチ人材の育成のために、単一の専門性に留まらず、広範な視野を持つリーダー層の育成を企図している。

- ・ マルチ人材育成プログラム：複数の専門性と高い研究実施能力、及びリーダーシップを備えたイノベーションリーダーやマネジメント人材を育成するため、専門分野以外への異動を伴うプログラムを創設した。
- ・ プログラムマネージャー（PM）の育成：科学技術振興機構（JST）の「プログラムマネージャーの育成・活躍推進プログラム」を活用し、研究開発の企画・立案から実行・管理までを担う高度なマネジメント人材の育成を進めている。
- ・ 種苗法・法務教育：種苗法改正（令和 2 年 12 月）等の動向を踏まえ、職員が基礎知識を習得するための e-ラーニングを毎年実施している。

(5) 人事評価への反映

知的財産の創造等に係る取組が、人事評価で考慮されている

人事評価における知的財産創造の明文化：第 5 期中長期計画及び人事関係の諸規程において、研究者による知的財産の創造や社会実装への貢献を人事評価に適切に反映すること

を明文化している。具体的には、研究職員の評価において、従来の論文公表や学会発表といった学術的業績のみならず、研究開発成果の農業界・産業界への貢献、行政施策への貢献、地方創生への貢献、及び倫理・遵法といった多面的な視点から評価を行う仕組みが構築・運用されている。

研究実施職員等の人事評価システムの本格導入：評価の実効性を高めるため、令和 5 年度より「研究実施職員等の人事評価」が本格的に導入された。このシステムは職位に応じた目標管理型の評価であり、論文等の成果に加え、標準作業手順書（SOP）の作成や特許の出願・取得といった実績を多角的に評価するものである。これにより、個人の業績を組織評価と連動させ、公正かつ透明性の高い形で処遇等に反映させる体制が整備されている。

外部資金獲得実績の評価への反映：知的財産の創造や共同研究の呼び水となる外部資金の獲得についても、人事評価の重要な要素として位置付けられている。研究職員が公的資金や民間資金を戦略的に獲得した実績は、研究業績評価や人事評価、さらには昇格審査において適切に評価される仕組みとなっており、研究者のモチベーション向上を図るインセンティブとして機能している。

(6) その他

組織体制の整備及び人材育成におけるその他の障害・問題について、公開情報では見られない。

2.10.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

令和 6 年 9 月 1 日に「知的財産・標準化に関する基本方針」を策定・公表した。この方針に沿っている各種規程が整備・運用されている。

- ・ 共同研究実施規程：外部機関との共同研究における業務運営、費用分担、知的財産権の帰属及び実施料等の取扱いを規定している。
- ・ 知的財産権実施規程：令和 6 年 9 月 1 日の基本方針策定に合わせて改正が行われた。この改正では、民間企業との共同研究から生じた共有知財について、共有企業による実施に対して不実施補償を請求しない対応が可能となる規定が追加され、共同研究契約の迅速化と成果の社会実装加速が図られている。
- ・ コンプライアンス・安全管理関連規程：規制のある生物材料等の適正管理のため、複数の法令を包括的にまとめた「生物素材の使用に関する基本規程」や「植物防疫法の規制を受ける生物素材の取扱いに関する規程」が整備されている。

多様な連携形態に応じた契約ひな形と、研究現場が参照すべき実務ガイドラインの整備が進んでいる。

- ・ AI・データ関連契約：農林水産省が策定した「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に基づき、データ提供型、データ創出型、研究開発型、データ共用型といった類型に応じた契約ひな形が活用されている。
- ・ 海外展開・ライセンス：海外での育成者権保護や栽培技術の流出防止を目的とした「海外ライセンス指針」が整備されている。
- ・ 研究実務支援ツール：外部研究資金への応募から執行までを解説した「みんなの外部資金ガイド」の改訂や、令和 6 年度に新たに策定された「情報システム構築・運用ガイドライン」など、現場の事務負担軽減と標準化を目的としたドキュメントが整備されている。

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

令和 6 年度における特許出願件数は 351 件（うち国内出願 323 件、PCT 出願 28 件）であり、組織目標として掲げた 280 件を大幅に上回る実績を上げている。同年度の特許登録件数は 252 件、海外特許出願件数は 29 件であった。現在、農研機構全体で約 2,300 件の特許を保有している。

また、実用新案権、意匠権、商標権については、令和 6 年度末時点の資産状況によれば、実用新案権（帳簿価額 909,207 円）、意匠権（同 2,476,798 円）、商標権（同 10,527,759 円）をそれぞれ保有している。なお、「農研機構」の名称自体も登録商標（第 5718217 号）として保護されている。

植物品種については、令和 6 年度の品種登録出願件数は 30 件、登録件数は 42 件であった。同年度の海外品種登録出願件数は 8 件となっている。農研機構が保有する出願・登録品種は、イネ、ムギ、果樹、野菜等を含め、累計で約 850 件にのぼる。

プログラム及びデータベース著作物では、Society 5.0 の深化に向けた共通基盤である「統合データベース」の活用状況は、令和 6 年度末時点で 415 データベース（又はデータセット）に達しており、前年度（304 件）から大幅に拡充された。また、財務諸表上の資産として計上されているソフトウェアの取得価額は、農研機構全体（農業技術研究業務勘定）で約 22.8 億円となっている。

知的財産権の実施許諾や研究成果の活用による自己収入の確保が進んでいる。令和 6 年度における特許権等の実施許諾等収入実績は 2 億 9,193 万 9 千円となり、前年度（1 億 8,135 万 5 千円）から顕著に増加した。

表 2.10.1: 知的財産モニタリング指標(過去 4 年間)

年度	2021	2022	2023	2024	出典
特許出願件数	315	271	266	323	A
特許登録件数	108	96	158	252	A
品種登録出願件数	37	26	58	30	A
品種登録件数	26	25	19	42	A
海外特許出願件数	26	27	21	29	A
海外品種登録出願件数	19	9	21	8	A
特許の実施許諾契約の件数	823	909	931	992	A
実施許諾された特許件数	523	597	619	616	A
品種の利用許諾契約の件数	2,174	2,387	2,733	2,963	A
利用許諾された品種件数	593	584	615	641	A
知財収入（百万円）	223	168	181	292	B

(出典) A: 令和 6 年度に係る業務実績等報告書 p.5, p.22

B: 令和 6 年度に係る業務の実績に関する評価書 p.202

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

2024 年度の産学官連携実績は以下の通りである。

- 共同研究：217 件、収入 7 億 1,862 万 2 千円
- 受託研究：45 件、収入 78 億 7,153 万 2 千円
- 技術相談件数：1309 件（国内のみ）
- 有償依頼分析：11 件、829 万 3 千円

表 2.10.2: 「農業界・産業界との連携と社会実装」のモニタリング指標

年度	2021	2022	2023	2024
農業界・産業界と連携した研究等の取組状況（共同研究数等）	256	276	253	262
資金提供型共同研究件数	216	203	220	217
民間企業等からの資金獲得額（千円）	677,812	660,423	710,003	718,622
技術相談件数	1,123	1,465	1,414	1,309
標準作業手順書（SOP）の作成数	21	33	23	38
地域連携会議の開催数	131	211	175	147

（出典）令和 6 年度に係る業務実績等報告書、p.14）

（4）スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

令和 6 年度末（令和 7 年 3 月 31 日）時点における、農研機構発スタートアップへの出資等を通じた有価証券の保有状況は以下の通りである。

- ・ 株式会社農研植物病院
- ・ 株式：取得価額 5,000,000 円に対し、令和 6 年度末の出資先持分額（貸借対照表計上額）は 67,256,715 円となっている。
- ・ 新株予約権：取得しているが、取得価額及び時価は 0 円として計上されている。

なお、これらの関係会社株式については、出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）が採用されている。

（5）知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

第 5 期中長期目標では、下記が記載されている。

- ・ 農業・食品産業分野のイノベーション創出に向けた戦略的マネジメント：本部司令塔機能を最大限に発揮させ、基礎から応用までのインパクトのある課題を課題解決型で立案し、効果的な進行管理を実現することを目標としている。
- ・ 農業界・産業界との連携強化と社会実装の推進：研究開発の成果を確実に社会へ還元するため、農業界や産業界、大学、公設試験研究機関（公設試）等の外部機関との連携を強化し、オープンイノベーションを活性化させることが目標に掲げられている。
- ・ 知的財産の確保・活用と国際標準化戦略：知的財産に関する目標として、民間企業の参入と研究成果の利用を促すための戦略的なマネジメントが重視されている。同時に、国際標準化に向けたマネジメントの強化も目標に掲げられている。
- ・ 専門人材の確保・育成とダイバーシティの推進：これらの高度な知財マネジメントや産学官連携を支える基盤として、研究業務だけでなく、知的財産管理、広報、組織運営等の各業務分野におけるエキスパートの確保・育成を組織的に進めることが求められている。

（6）知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

農研機構のウェブサイトには「産学連携・品種・特許」の専用ページが設置されており、知的財産の基本方針、品種情報、特許・プログラム、連携制度の紹介など、多様な連携メニューが紹介されている。円滑な産学官連携を支援するため、具体的な実務情報と相談体制が公開されている。

生研支援センター（BRAIN）のウェブサイトでは、委託研究プロジェクトを通じた知財

手続きや成果情報が発信されている。

英語サイト（English）においても研究プログラムや海外拠点（リエゾンオフィス）の活動状況、最新の R&D ニュースを発信している。

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感じる点

大学より有利な点として、研究開発の各ステージ（基礎・基盤、応用、実用化）を「パイプライン的」に推進し、研究成果を切れ目なく社会実装へ繋げる組織的な進行管理を行うことができる。特に、全国に配置された「地域農業研究センター」を核として、地域の自治体や生産者等のニーズを直接収集し、研究成果を地域の農業界・産業界へ浸透させるための強固な体制を有している。

一方、不利な点として、農研機構を含む国立研究開発法人や公立試験研究機関は、長らく「開発した品種や栽培技術などを広く普及させること」に重きを置いてきた歴史的背景がある。このため、技術流出を防止するために秘匿する「クローズド領域」と、他者に活用させる「オープン領域」を戦略的に形成する知的財産マネジメントの意識や体制が、必ずしも十分でないと指摘されている。

(8) 国際標準化の取組・課題

政府は、「新たな国際標準戦略(令和 7 年 6 月)」を策定し、「食料・農林水産業」は官民で取組を強化すべき「戦略領域」の一つに選定している。農研機構はこれを受け、従来の「国際標準は従うもの」という意識を転換し、日本の農林水産物・食品の輸出拡大や産業競争力強化に国際標準を戦略的に活用するための取組を加速させている。国際標準化活動を組織的に推進するため司令塔機能を持つ「国際標準化推進室」を中心とした体制を構築した。

持続的な国際標準活動を支えるため、専門知識を有する人材の育成に注力している。また、研究者が国際標準化提案を円滑に行えるよう、直接的な支援策を講じている。

(9) その他

AI・DX 技術の活用状況については特筆すべき事項はない。また、経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動の影響として、国内出願の是非の決定への影響や、外国出願時期の制限が生じていることが実務上の課題となっている。

【参考情報・文献】

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構：知的財産・標準化に関する基本方針、令和 6 年 9 月
- 農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き、農林水産省・知財マネジメントの強化支援検討委員会作成、令和 7 年 3 月改訂
- 農林水産研究における知的財産に関する方針、農林水産技術会議、令和 4 年 12 月
- 研究機関向け）委託契約書における知的財産に関する手続の事務取扱、農林水産省・農林水産技術会議、令和 7 年 3 月改正
- 研究機関向け）委託事業実施要領における知的財産に関する手続の事務取扱（知財合意書、権利化等方針の策定等について）、農林水産省、農林水産技術会議事務局、令和 7 年 3 月改正
- 知的財産に係る手続き（参考資料）、生研支援センター企画情報部企画課、令和 7 年
- 農林水産研究委託事業実施マニュアル、農林水産省・農林水産技術会議事務局、令和

7年1月

- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中長期計画、令和7年10月変更
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中長期目標、財務省・農林水産省、令和7年10月改正
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の第5期中長期目標期間に見込まれる業務の実績に関する評価書、財務省・農林水産省、令和7年8月（作成日データから推定）（第5期：令和3～令和7年度）
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の令和6年度に係る業務の実績に関する評価書、財務省・農林水産省
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構：令和6年度に係る業務実績等報告書
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構：令和6年度財務諸表
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の第4期業務評価書、財務省・農林水産省、令和3年8月（作成日データから推定）（第4期：平成28～令和2年度）
- 食料・農業・農村基本計画（農林水産省、令和7年4月）
- 農林水産省知的財産戦略2030（農林水産省、令和7年6月）
- 農研機構をご利用いただくために（農研機構）
- 改正種苗法について（～法改正の概要と留意点～）、農林水産省、令和4年3月
- 新たな国際標準戦略（（国際社会の課題解決に向けた我が国の標準戦略）、知的財産戦略本部、2025年6月3日）
- 海外ライセンス指針、農林水産省、令和5年12月
- 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインについて（ダイジェスト版）（スマート農業事業者向け説明用）、令和2年8月（作成日データから推定）
- 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（ノウハウ活用編）、農林水産省、令和2年3月（作成日データから推定）
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構：共同研究実施規程（13規程第33号、平成13年4月）
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構：受託研究実施規程（13規程第32号）、平成13年4月
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構：基礎的委託研究事業実施規程（15規程第73号）、平成15年10月
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構：試験研究委託契約書、令和2年
- 令和○年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業 実施要領（ひな形）
- 高野浩文、農林水産省関係の試験研究独立行政法人における知的財産について、特許研究、2007、No43、63-69
- 松谷洋平、農研機構の知財戦略、JAPIO year book、2022、p.162-167
- Clarivate Analytics Japan「インパクトの高い論文数分析による日本の研究機関2025年版（公開レポート）」・p.4

2.11 (国研) 産業技術総合研究所

2.11.0 組織概要

(国研) 産業技術総合研究所 (以下「産総研」または「AIST」という。) の概要を次表に示す。

表 2.11.1: 産業技術総合研究所(産総研)概要

(1) ミッション・ビジョン ²¹³	産総研は、国の産業技術をけん引するため、企業、大学、公的研究機関とともに成長し続け、共有価値を創造するイノベーション・エコシステムの中核機関となることを目指している。産総研や大学等の研究機関により創出された技術シーズに対して、公的資金等を活用して企業との研究開発を進め、得られた開発技術を産総研との実証・実装研究によって速やかに市場展開へ繋げるというものである。これらの一連の過程において創出された研究資源は、国内外の研究機関や企業との協働により次の新たなイノベーション創出へと循環する。
(2) 主な業務内容 ²¹⁴	産総研は、多様な研究領域をもつ総合力を活かし、世界に先駆けた社会課題の解決に向けて、下記 3 つの社会課題解決に向けた研究を実施している。 ①エネルギー・環境・資源制約への対応 ②人口減少・高齢化社会への対応 ③レジリエントな社会の実現
(3) 人員 ²¹⁵	12,322 名 (2025 年 3 月時点) 〔内訳〕 役員：10 名、顧問及び参与：17 名、研究職員：2,287 名、事務職員：691 名、技術職：45 名、契約職員（ポスドク・テクニカルスタッフ等）：3,217 名、産学官・国際制度来所者など：5,869 名、AIST Solutions 社員：186 名。
(4) 予算 ²¹⁶	1,496 億 7500 万円 (2025 年度)
(5) アウトプット ²¹⁷	2024 年度の主な研究活動の実績は以下のとおり。 ・研究発表：誌上発表 3,622 件、口頭発表 8,006 件 ・企業との研究数：共同研究 718 件、委託研究：66 件 ・資金提供型共同研究費：115.9 億円 ・企業からの受託研究費：41.5 億円 ・技術コンサルティング：928 件 ・標準化提案件数：74 件

産総研の組織図²¹⁸を次に示す。

²¹³ 産総研「産総研が目指す姿」：https://www.aist.go.jp/aist_j/information/tour/tour_main.html

²¹⁴ 産総研「産総研とは」：https://www.aist.go.jp/aist_j/information/about_aist.html

²¹⁵ 産総研「人員・予算」：https://www.aist.go.jp/aist_j/information/affairs/index.html

²¹⁶ 国立研究開発法人産業技術総合研究所令和 7 年度計画

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/plan/nendokeikaku_r7_2.pdf

²¹⁷ 産総研レポート 2025：https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/aist_report/2025/aist_report_2025.pdf

²¹⁸ 産総研「組織」：https://www.aist.go.jp/aist_j/information/organization/organization_main.html

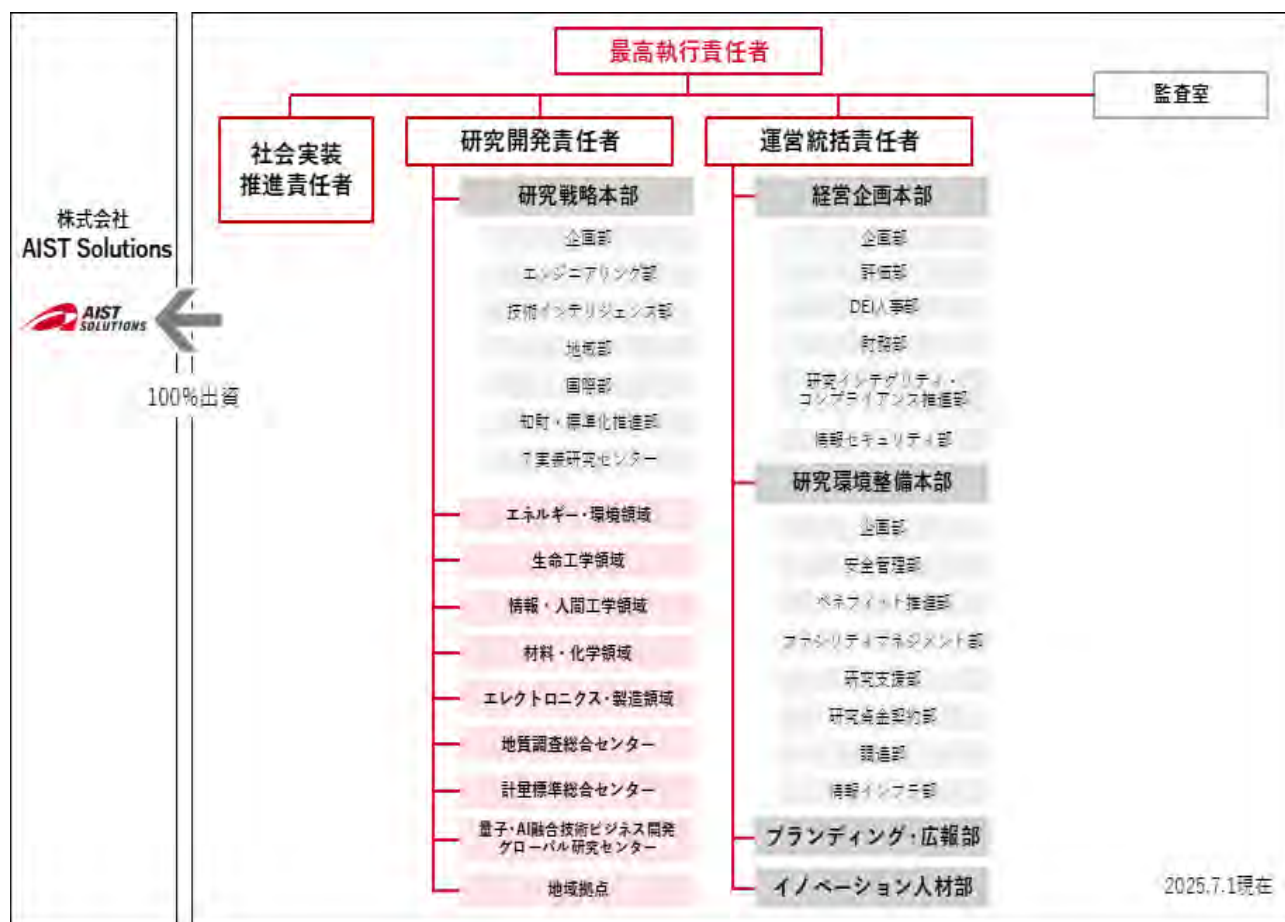


図 2.11.1:産総研の組織図

2.11.1 知的財産の創造

(1) 共同研究等の連携・協力を進める体制

1) 産総研グループとしての連携の基本方針²¹⁹

産総研は、「社会課題の解決」と「産業競争力強化」をミッションとする日本最大級の公的研究機関であり、傘下の株式会社 AIST Solutions と一体となった「産総研グループ」として研究成果の社会実装と産学官連携を推進している。

2023年度より、企業と産総研との共同研究や技術コンサルティングなどの連携業務は、産総研グループの一員である株式会社 AIST Solutions（以下、AIST Solutions）が所管し、AIST Solutions が契約窓口となって連携調整を行う体制となっている。

²¹⁹ 産総研 HP「産総研と連携して研究する」

https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style01.html

2) 代表的な「組織対組織」連携スキーム

産総研 HP「組織」ページ²²⁰及び「共同研究」ページ²²¹の説明等から、以下の「組織対組織」の連携スキームの表を作成した。

表 2.11.2: 産総研の連携スキーム

スキーム名	概要（ポイント）
連携研究室（冠ラボ）	企業の戦略に密着した研究開発を行うため、特定企業を「パートナー企業」とし、企業名を冠した連携研究室（冠ラボ）を産総研内に設置する制度。産総研の組織図でも、「連携研究室（冠ラボ）」が企業との連携スキームとして明示されている。
オープンイノベーションラボラトリ（OIL）	大学キャンパス内に産総研の組織（OIL）を設置し、大学の基礎研究と産総研の目的基礎研究・応用技術開発を融合させ、産業界への橋渡しを行う枠組み。大学との「組織対組織」の共同研究拠点と位置付けられている。
ブリッジ・イノベーション・ラボラトリ（BIL）	企業ニーズを核とし、地域大学や自治体、公設試験研究機関、事業化支援機関等が参画する地域連携拠点。産総研シーズを活用した共同研究を通じて、地域企業の事業化支援と地域経済の活性化を図る。
共同研究・受託研究・技術コンサルティング	個別テーマに関する共同研究、受託研究（請負研究）、技術コンサルティングの制度。2023 年度以降、企業との契約主体は原則として AIST Solutions となり、AIST Solutions が契約手続きを行い、産総研に研究業務を委託する形態で運営されている。
知的財産の実施許諾を核とする技術移転プロセス	産総研が保有する特許・ノウハウ等の知的財産について、秘密保持契約、試料提供契約、技術情報開示契約、実施許諾契約等を通じて企業へ技術移転を行う枠組み。2023 年度以降は、AIST Solutions が技術移転の窓口となり、各種契約手続きを担っている。

(2) 複数機関との間での研究開発における知財合意書の策定や知財委員会の設置

1) 連携における知財合意に関する文書

「国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程」²²²において、第 4 条第 1 項第八号で「八 秘密情報及び知的財産権に関すること。」と明記されており、産総研の公式な「コンソーシアム」として設置される枠組みについては、運営会則の中に必ず「秘密情報及び知的財産権に関すること」を記載することが義務付けられており、参加機関間の知財・秘密情報に関する基本的な取扱いを事前に合意のうえで文書化することが求められている。

2) 連携における知財委員会の設置の例

産総研が関与するコンソーシアムのうち、知的財産委員会等の専門委員会を設置している具体例として、燃料電池関連の産学官コンソーシアム（ASEC-2 と称されるコンソーシ

²²⁰ 産総研 HP「組織」

https://www.aist.go.jp/aist_j/information/organization/organization_main.html

²²¹ 産総研 HP「共同研究

https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/kyoudoukenkyu/index.html

²²² 国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程：

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/consortium.pdf

アム)の「運営規約(運営会則)」²²³において、第16条で「専門委員会」として「知的財産委員会」を設置することが規定されている。

(3) 研究者に支払う報奨金制度

職務発明取扱規程第3章「補償金」(第25条～第27条)²²⁴において、発明者に支払われる金銭的補償が定められている。

1) 登録補償金(権利化時の補償)

- ・内容：産業財産権等が登録された場合、理事長は「職務発明に対する補償金の支払要領」に基づき、発明者に対して「登録補償金」を支払う。
- ・支給タイミング：特許・実用新案・意匠・育成者権等の登録完了時。
- ・対象：職務発明として研究所が権利を取得した知的財産権。

2) 実施補償金(ライセンス収入等に連動する補償)

- ・内容：研究所が知的財産権の実施(主に外部企業等への実施許諾)により収入を得た場合、理事長は補償金支払要領に基づき、発明者に対して「実施補償金」を支払う。
- ・収入の典型例：実施許諾契約に基づく実施料ロイヤルティ、一時金等。
- ・対象となる知的財産権：職務発明取扱規程第2条に定める「知的財産権」(産業財産権、プログラム等の著作権、回路配置利用権、育成者権、ノウハウを使用する権利)全般。

3) 譲渡補償金(権利譲渡収入に連動する補償)

- ・内容：研究所が知的財産権を譲渡することにより収入を得た場合、理事長は補償金支払要領に基づき、発明者に対して「譲渡補償金」を支払う。
- ・収入の典型例：特許権等の全部又は一部を企業に有償譲渡した場合の譲渡対価。

4) 補償金の算定方法・支給方法(公開情報から分かる範囲)

- ・登録補償金・実施補償金・譲渡補償金の具体的な算定率や上限額、複数発明者への配分方法、支給時期の詳細は、内部文書とみられる「職務発明に対する補償金の支払要領(13要領第146号)」に定められている。

5) 補償金支払いに関する異議申立て

職務発明取扱規程第31条により、役職員等は知的財産権の管理及び補償金の支払いについて、別に定める様式により異議を申し立てることができる。理事長は、異議申立者から意見を聴取し、必要な措置を講じることとされている。

(4) ライセンス等の知財収入を還元する仕組み

前述の「国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程」²²⁵は、知的財産権の権利化・実施・譲渡に伴う研究所の収入に対し、発明者個人に補償金を支払う制度が定められているが、研究ユニット・部門や研究環境整備等への配分については定められていない。

²²³ ASEC-2 コンソーシアム運営規約(運営会則)：https://www.gzr.aist.go.jp/asec2/wp-content/uploads/2022/06/20220304_%E9%81%8B%E5%96%B6%E8%A6%8F%E7%B4%84.pdf

²²⁴ 国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程：

URL：https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/syokuhatsu.pdf

²²⁵ 国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程：

URL：https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/syokuhatsu.pdf

い。

(5) 企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入りやすくする仕組み

1) 共同研究の場合

産総研の「共同研究規程」では、共同研究に関する基本ルールが定められている。研究費に関する部分は以下のとおり。

- ・ 第 19 条第 1 項：研究所は、共同研究の実施に必要があると認めたときは、共同研究者から研究費（研究装置等を含む）の一部又は全部の提供を受けることができる。
- ・ 第 19 条第 3 項：研究所は、第 1 項の規定により研究費の一部若しくは全部の提供を受けるときは、「連携研究等経費算定要領（19 要領第 15 号）」の定めるところにより、当該経費を算定することができる。
- ・ 同条第 2 項では、共同研究者に研究施設の一部を使用させる場合の経費についても、研究施設等利用規程及び関連要領に基づき算定する旨が定められている。

2) 受託研究の場合

受託研究の場合も、研究費の額は「受託研究規程」²²⁶により、「連携研究等経費算定要領」に基づいて算定される。企業等からの委託研究費は、研究代表者の属する研究ユニットの研究経費として計上されることが通常である。

(6) 競争的資金の獲得に向けた研究者支援の取組

1) 研究助成金受入に関する支援

産総研は「外部の助成機関等からの研究助成金受け入れ」²²⁷ページにおいて、外部の財団等からの研究助成金を産総研として受け入れるための支援・事務手続きを案内しており、外部助成金（競争的資金の一部を含む）の獲得・受入を支える事務的なサポート体制が整備されている。

2) 公的研究資金に係る相談窓口（事務処理・使用ルール等）

産総研の「申請手続き・通報窓口」²²⁸ページ内には、公的研究資金に係る相談窓口が設置されており、研究者等が公的研究費に関する疑問点を相談できる体制が整えられている。

(7) その他（知的財産の創造で障害・問題となっている事項など）

今回の公開情報調査では把握できなかった。

2.11.2 知的財産の保護・管理

(1) 国内出願・審査請求等の是非の基準

「産総研パテントポリシー」²²⁹では、研究成果の普及を図るミッションの一環として、

²²⁶ 国立研究開発法人産業技術総合研究所受託研究規程

URL : https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/jyutakukenkyu.pdf

²²⁷ 産総研「外部の助成機関等からの研究助成金受け入れ（研究助成金）」

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/kenkyujoseikin/index.html

²²⁸ 情報源：産総研「申請手続き・通報窓口」> 公的研究資金に係る相談

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/inquiry/inquiry_main3.html

²²⁹ 産総研パテントポリシー・産総研技術移転ポリシー（AIST Today 2001 年 8 月号）

論文と特許を同じレベルで評価し、研究成果を的確に知的財産権化することを目的としている。

特許出願の必要性として、①研究成果を産業界に円滑に技術移転し事業化すること、②研究者がスタートアップを起業する際の事業展開の優位性確保、③研究投資・研究労働の対価としての創作者の権利保護、④ロイヤリティ還元を通じた次の研究資金・課題創出、といった観点が列挙されている。

また、「知的財産・標準化ポリシー」²³⁰では、産業競争力の強化に寄与することが期待される技術、並びに経済安全保障の強化に貢献し得る技術については、権利化の重要性が強調されている。

(2) 外国出願、出願国・地域の是非の基準

前述の「知的財産・標準化ポリシー」では、産総研で開発した技術のうち、日本企業の製品・サービスに導入され売上・利益拡大につながるものについて、特許等の権利化やノウハウ化によって適切に保護・管理するとともに、「海外企業などに模倣されない・できるだけ類似の技術が開発・実用化されないようにしていく」ことが明記されている。

(3) 特許の棚卸し

産総研の公開資料には、「棚卸し」という語そのものや、棚卸しのための詳細な内部ルールは直接的には記載されていない。しかしながら、「棚卸し」に相当する例として、以下のものが公開されている。

1) 特許出願時の「特許評価会」による有望特許の抽出

「産総研 TODAY (2005 年 11 月号) 産総研の知的財産と技術移転活動」によれば、産総研知的財産部門では、特許出願時に「特許評価会」を開催している。特許評価会では、「将来 100 億円の市場が見込まれる製品に活用可能な特許」を抽出し、それらを核として特許ポートフォリオを形成するとともに、マーケティングの際に「売れる特許」として活用するためのテーマを約 20 件程度選定する仕組みが紹介されている²³¹。

2) 侵害製品摘発体制の強化と残存期間の長い有用特許の掘り起こし

産総研 TODAY 記事の第 2 期重点活動指針の一つとして、「侵害製品の摘発体制強化」が挙げられている。ここでは、「10 年から 15 年の残余期間を有する有用特許を研究部門ごとに掘り起こし、侵害の可能性について逐一精査する」とともに、外部弁護士等を活用して鑑定作業を推進し、侵害の蓋然性が高い案件については迅速に侵害警告・ライセンス活動をスタートさせる体制を整備したと記載されている²³²。

この記述は、保有特許群の中から一定の残存期間と事業価値を有する特許を系統的に洗い出し、活用可能性の高いものを選別する、典型的な棚卸しのプロセスを示しているといえる。評価観点として、以下が明確に読み取れる。

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/aistinfo/aist_today/vol01_07/vol01_7_p32_3_3.pdf

²³⁰ 知的財産・標準化ポリシー（国立研究開発法人産業技術総合研究所・株式会社 AIST Solutions）

https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/chizai/IP-hyojyun-policy.pdf

²³¹ 産総研の知的財産と技術移転活動（産総研 TODAY 2005 年 11 月号）

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/aistinfo/aist_today/vol05_11/vol05_11_p18_23.pdf

²³² 産総研の知的財産と技術移転活動（産総研 TODAY 2005 年 11 月号）

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/aistinfo/aist_today/vol05_11/vol05_11_p18_23.pdf

- ①残存期間：侵害対応やライセンス活動に十分な残存期間（10～15 年）を有しているか
- ②有用性：技術的・事業的に「有用」と判断される特許かどうか
- ③侵害可能性：市場での製品・技術動向を踏まえ、侵害の蓋然性が高いかどうか
- ④行可能性：外部弁護士等の支援を得て鑑定・交渉が進められるかどうか

(4) 出願、棚卸し等を行う場合の決定プロセス

1) 出願のプロセス

職務発明取扱規程²³³によれば、産総研の役員・職員・契約職員・外来研究員等（役職員等）が産業財産権等に係る発明等を行った場合、次のような流れで出願・権利化の是非が決定される。

- ①発明の届出：役職員等は、特許・実用新案・意匠・育成者権等の対象となる発明等を行ったとき、所属する部門等の長に対し速やかに届出を行う（職務発明取扱規程 第 4 条）。
- ② 職務発明の認定：部門等の長は、当該届出について職務発明か否かを認定する（第 5 条）。職務発明でないと認定された場合、当該権利は発明者が所有する（第 5 条第 2・3 項）。
- ③ 理事長への届出：部門等の長は職務発明であると認定した場合、知的財産権の取得以外の方法で成果普及を図る場合を除き、理事長に対して職務発明である旨を届け出る（第 6 条）。
- ④理事長による出願・管理：理事長は、届出を受理した職務発明について速やかに出願等の手続を行い、適正に管理する（第 7 条第 1 項）。また、一定期間の公表制限を部門等の長に求めることができる（第 7 条第 2 項）。
- ⑤出願・審査請求・維持の判断：理事長は、技術移転の可能性等がないと判断した場合、産業財産権等の取得、出願審査の請求、権利の維持を行わないことができる（第 7 条第 4 項）。

2) 棚卸しのプロセス

今回の公開情報調査では把握できなかった。

(5) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無、営業秘密管理上の課題

1) 秘密保持契約・秘密保持条項の策定の有無

①「秘密保持契約書」雛形の存在

産総研は、「秘密保持契約書（雛形）」²³⁴を公表しており、共同研究の可能性検討等の場面で締結することを前提とした NDA の標準様式を整備している。雛形では、次のような条項が規定されている。

- ・第 1 条（定義）：技術上又は営業上の情報であつて、秘密である旨が表示された資料、口頭等で開示されたのち書面で秘密である旨通知された情報を「秘密情報」と定義し、公知情報や独自開発情報等は除外すると規定。
- ・第 2 条（目的外使用の禁止）：受領者は、本件目的の範囲内でのみ秘密情報を使用し、それ以外の目的には一切使用しないことを定める。
- ・第 3 条（秘密保持）：受領者は秘密情報を厳に秘密として保持し、書面による事前承諾

²³³ 「国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程」第 4～7 条：

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/syokuhatsu.pdf

²³⁴ 国立研究開発法人産業技術総合研究所「秘密保持契約書（雛形）」(nda_hinagata_2020)

https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/chizai/nda_hinagata_2020.pdf

なく第三者に開示しないこと、契約の内容及び締結事実自体も秘密とすること等を規定。

- ・第4条（秘密情報の管理）：受領者は取扱責任者を定めて厳重に管理し、必要な役職員に限定して開示するとともに、同等の秘密保持義務を負わせる義務を負う。
- ・第5条（複製の制限）、第8条（漏洩時の責務）、第10条（契約終了後の残存条項）、第11条（終了時の返却・破棄）など、秘密情報のライフサイクル全体を通じた管理条項が整備されている。

②研究成果物等取扱規程における秘密保持義務

「国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程」²³⁵では、研究成果物等の取扱いと秘密保持について詳細に定めている。主な点は以下の通りである。

- ・第3条：研究成果物等を、論文・報告、研究によって得られたデータ・試料・試作品・ソフトウェア、調査によって得られた技術情報・資料等と広く定義。
- ・第5条：職員等が職務上得た研究成果物等は、特段の定めがない限り、研究所に帰属すると規定。
- ・第6条（秘密の保持）：研究成果物等について、公表済みのものや契約に基づき特定の者への開示が認められたものを除き、他へ漏洩・提供してはならないと定め、外部機関の成果物についても同様に守秘義務を課している。
- ・第7条（秘密保持義務の期間）：職員等は身分喪失後も研究成果物等を持ち出してはならず、漏洩も禁止されることを規定。
- ・第9条（研究成果物等の管理）：他人に知られ又は持ち出されないよう適切かつ厳重に管理すべきこと、研究グループ等の長が管理責任を負うこと等を明示。

2) 営業秘密管理上の課題

公開情報からは営業秘密管理上の課題に関する記述は見当たらないが、経済産業省「第11回 営業秘密官民フォーラム」（2025年6月24日）の配布資料「最近の事例を踏まえた営業秘密管理のポイント」²³⁶では、産総研の研究者がフッ素材料関連の合成技術ノウハウ（C4合成技術）を中国企業関係者にメール送信した不正競争防止法違反事件（いわゆる「産総研事件」）が紹介されている。

- ・当該合成技術情報（本件ノウハウ）は、研究成果物等として産総研に帰属し、営業秘密に該当すると認定。
- ・産総研では、職員以外が立ち入れないよう研究施設を施錠し、職員固有のパスワードによるPCログイン制御を行うなど、研究成果物等に対するアクセス制限を実施。
- ・産総研は職員全員に秘密保持に関する研修受講を義務付け、成果物規程や規則に基づく秘密保持義務の内容、秘密として管理されるべき研究成果物等の範囲、秘密管理方法について周知徹底していた。
- ・研究成果物等取扱規程等を通じて「研究成果物等全般について包括的な秘密管理意思」を有していたことが、裁判所により合理的な秘密管理方法として評価された。

²³⁵ 国立研究開発法人産業技術総合研究所「研究成果物等取扱規程」
https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/kenkyuseikabutsu.pdf

²³⁶ 経済産業省 第11回営業秘密官民フォーラム資料「最近の事例を踏まえた営業秘密管理のポイント」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa7/14_250624_iPLNet.pdf

(6) 研究者等が退職した場合の知財の取扱い

産総研の「研究成果物等取扱規程」²³⁷では、「退職後」に関して次のような規定が置かれている。

- ・第7条第1項：職員等は、特段の取決がない限り、その身分を失った以降、職員等であった期間中に得た研究成果物等を持ち出してはならない。
- ・第7条第2項：職員等は、特段の取決がない限り、その身分を失った以降、研究成果物等を他に漏洩してはならない。

(7) その他（知的財産の保護・管理で障害・問題となっている事項など）

今回の公開情報調査では把握できなかった。

2.11.3 知的財産の利活用

(1) 他の機関・企業等との連携・協力内容（共同研究・技術指導・コンサルティングなど）

主な連携スキームは以下のとおり²³⁸。

1) 共同研究

共同研究は、企業や大学、公設試験研究機関等と産総研が、相互の技術・知見・設備を持ち寄って行う研究開発スキームであり、新技術の創出や製品化、社会課題解決を目的とした中長期のプロジェクトとして位置づけられている。近年は、共同研究、受託（請負）研究及び技術コンサルティングについて、株式会社 AIST Solutions が契約主体となり、産総研に研究業務を委託する形で産総研グループとして事業が進められている。

2) 受託研究（委託研究）

受託研究は、企業や自治体などから研究テーマの委託を受けて、産総研が主体となって研究開発を行うスキームであり、研究設備や人材が不足している場合や、自社だけでは対応が難しい中長期の課題に対して活用される。産総研側が研究計画に基づき研究開発を遂行し、その成果については契約で取り決められた条件に従って取り扱われる。

3) 技術コンサルティング

技術コンサルティングは、産総研グループである株式会社 AIST Solutions が中心となって提供するサービスで、最先端の研究開発で培った技術力を活かし、新規事業の立ち上げや新製品・サービスの創出を支援するものである。

具体的には、技術ロードマップ策定を含む「コンセプト共創」、最新技術・R&D 政策動向の「先端技術調査」、研究開発テーマの検討や製品開発に関する「技術アドバイス」、

²³⁷ 国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程 第7条

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/kenkyuseikabutsu.pdf

²³⁸ 産総研との連携メニューを知りたい

https://www.aist.go.jp/aist_j/researcher/aboutus/howto01.html

産総研と連携して研究する

https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style01.html

共同研究（産総研：事業・連携）

https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/kyoudoukenkyu/index.html

Collaborative Research (AIST, English)

https://www.aist.go.jp/aist_e/collab/collabresearch/index.html

技術コンサルティング（AIST Solutions）

<https://www.aist-solutions.co.jp/service/Technicalconsulting.html>

産総研の測定装置等を用いた「分析・評価」、国際標準化対応等を含む「事業化サポート」などのメニューがある。

コンサルティング自体は原則として知的財産の発生を前提としないサービスとされており、知財発生が見込まれる場合には共同研究契約等の別スキームへ移行することが想定されている。

4) 技術指導・出張講演・委員就任等

「産総研との連携メニューを知りたい」に示されているように、産総研職員を委員会・評議会等の委員として嘱託する「委員等の嘱託」、調査・講演・技術指導などのために職員を出張させる「出張依頼」、産総研の業務以外の業務に従事させる「兼業依頼」等の形で、専門家による技術指導・助言を受けることができる。これらは、共同研究や受託研究といった本格的な連携に先立ち、技術動向の把握や課題整理を行う場としても活用される。

5) 依頼試験・分析・校正

産総研の職員が、依頼に基づいて試験・分析・校正を実施する「依頼試験」の制度も用意されている。高度な計測機器や分析技術を活用し、材料評価、性能試験、計測トレーサビリティの確保など、企業等の技術課題に対して客観的なデータを提供する役割を担う。

6) 研究者・技術者の受け入れ・研修（産総研で技術を学ぶ）

大学、企業、公設研究所などの研究者・技術者を一定期間受け入れ、産総研研究者の指導の下で技術を習得する「産総研で技術を学ぶ」プログラムが用意されている。参加者は、産総研の最先端研究施設や装置、分析技術を活用しながら実践的な研修を受けることができる。

7) 連携大学院制度

連携大学院制度は、産総研の研究者が大学院の客員教員等に就任し、大学院生の研究指導や講義を行う制度です。大学院生は、産総研内の研究設備を利用して研究を行うことができ、産総研の研究者から直接指導を受けることができます。これにより、大学と国立研究機関の強みを組み合わせた高度な人材育成と研究推進が可能となっています。

8) 研究設備・計測機器の利用及び知財・ライセンス

産総研グループ（特に株式会社 AIST Solutions）では、共同研究や受託研究に加えて、研究設備の利用支援や知的財産の実施許諾などもメニューとして提供している。

企業等は、産総研で開発された測定装置等を用いた高度な分析・評価サービスを活用できるほか、研究成果として生じた特許等について実施許諾を受けることで、自社製品・サービスへの応用を図ることができる。

(2) 他の機関・企業等への広報の取組

産総研では様々な広報活動が行われているが、公開情報より主なものを次表に整理した。

表 2.11.3: 産総研の主な広報活動

活動の種類		内容
Web サイト・データベースによる情報発信	「ビジネスの方へ」ポータル ²³⁹	企業を含む産業界向けの玄関口として、「ビジネスの方へ」ページを設置し、共同研究や知財活用、標準化、人材・施設の活用など、各種連携メニューへの導線をまとめて提供している。初めて産総研と連携を検討する企業に対する総合的な広報・案内機能を果たしている。
	「協業・提携のご案内」ページ ²⁴⁰	産総研と企業との連携メニュー（共同研究、知財活用、技術コンサルティング、スタートアップ支援、施設利用など）を一覧化し、各メニューの説明ページへのリンクと相談フォームへの導線を設けている。2023 年度以降、連携業務の契約窓口が産総研グループの株式会社 AIST Solutions に移管されたことも明示されており、実務的な連携相談の入口として機能している。
	「産総研の知財を使う」ページ ²⁴¹	産総研が保有する特許等の知的財産の活用に関する専用ページを設け、技術移転プロセス、秘密保持契約や研究試料提供契約、実施許諾契約等の手続きの流れを図示している。また、産総研の技術を実施する企業が製品やパンフレット等に利用できる「研究成果活用製品マーク」も紹介し、企業側のマーケティングにおいても産総研技術を訴求できる仕組みを整備している。
	知的財産・標準化ポリシーの公表 ²⁴²	知的財産・標準化活動の基本方針を「知的財産・標準化ポリシー」として定め、Web 上で公開している。研究成果の社会実装に向けて、知財・標準化を積極的に活用する姿勢や、人材育成に関する方針を対外的に示すことで、企業等に対して知財活用・標準化活動へのコミットメントを明確に発信している。
	事例紹介・標準化活用事例 ²⁴³	知的財産・標準化活動の基本方針を「知的財産・標準化ポリシー」として定め、Web 上で公開している。研究成果の社会実装に向けて、知財・標準化を積極的に活用する姿勢や、人材育成に関する方針を対外的に示すことで、企業等に対して知財活用・標準化活動へ

²³⁹ 産総研「ビジネスの方へ」：https://www.aist.go.jp/aist_j/business/index.html

²⁴⁰ 産総研「協業・提携のご案内」：https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/index.html

²⁴¹ 産総研「産総研の知財を使う」：https://www.aist.go.jp/aist_j/collab/patent/patent/tlo.html

²⁴² 産総研「知的財産・標準化活動の推進」：

https://www.aist.go.jp/aist_j/information/standard/index.html

²⁴³ 産総研「事例紹介」：https://www.aist.go.jp/aist_j/business/example/index.html

活動の種類		内容
	中小企業・中堅企業との連携事例紹介 ²⁴⁴	のコミットメントを明確に発信している。 地域・中小企業連携の一環として、中小・中堅企業との共同研究・技術支援の事例を多数掲載し、IoT 機器、医療・材料等さまざまな事例を PDF 形式で公開している。さらに、過去には「産総研の中小企業・中堅企業への技術支援成果事例集」として冊子形態でもまとめており、パンフレットのツールとして中小企業向けの広報に活用されてきたことが分かる。
	研究成果検索データベース ²⁴⁵	産総研の幅広い研究成果を横断的に検索できる「研究成果検索」ページを通じて、技術シーズ情報を企業等が自ら探索できるようにしている。研究成果の分野分類、キーワード検索などの機能を備え、技術シーズの可視化・情報公開を通じたマッチング促進の役割を果たす。
パンフレット・冊子等による広報	産総研 第 6 期 総合パンフレット ²⁴⁶	産総研全体の組織・研究領域・実装研究センター等を紹介する総合パンフレット (PDF) を作成し、Web 上で公開している。研究推進組織や重点領域、社会実装に向けた取組などをまとめて掲載しており、展示会・来訪者対応・企業への説明資料など、汎用的な広報ツールとして機能している。
	中小企業・中堅企業への技術支援成果事例集 (冊子) ²⁴⁷	中小企業・中堅企業への技術支援の成果をまとめた事例集 (第 1～第 5 集) が、かつて冊子として発刊され、現在は PDF として Web 掲載されている。連携事例をテーマ別に整理し、中小企業支援における産総研の役割と成果を示すパンフレットの広報資料となっている。
展示会・イベント出展	CEATEC 等、外部展示会への出展 ²⁴⁸	デジタルイノベーション総合展「CEATEC 2025」など、外部主催の大規模展示会に出展し、量子技術など重点分野の研究成果や共創

²⁴⁴ 産総研「中小企業・中堅企業との連携事例の紹介」:

https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/reg_innovation/outcome/

²⁴⁵ 産総研「研究成果検索」: https://www.aist.go.jp/aist_j/research/index.html

²⁴⁶ 産総研「第 6 期 総合パンフレット」:

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/aistinfo/pamph/aist_pamphlet2025-08.pdf

²⁴⁷ 産総研「中小企業・中堅企業との連携事例の紹介」内 記載:

https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/reg_innovation/outcome/

²⁴⁸ 産総研ニュース「国内最大級のデジタルイノベーションの総合展 CEATEC 2025 に出展 今年のテーマは量子技術」: https://www.aist.go.jp/aist_j/news/au20250930.html

活動の種類		内容
		パートナーとしての産総研の姿を発信している。展示ブースに加え、コンファレンスでの講演や対談企画を通じて、企業等に対する技術シーズの発信と連携機会の創出を図っている。
	共創型フェア（未来モビリティ材料 共創フェア 等） ²⁴⁹	地域拠点（中部センター等）では、株式会社AIST Solutions と連携し、「未来モビリティ材料」をテーマとした共創型フェアを開催している。講演会やポスターセッションを通じて、実験の自動化・自律化などの研究成果を紹介し、地域企業や大学等とのオープンイノベーションを促進する場として機能している。
	産総研主催セミナー・シンポジウム等 ²⁵⁰	産総研ニュース内の「イベント一覧」ページでは、地震防災、再生可能エネルギー、太陽光発電、資源循環など、企業や自治体との連携が想定されるテーマでのセミナー・シンポジウムを多数案内している。特に「東北発イノベーションセミナーin 東京」など、地域発イノベーションとビジネスチャンス創出を目的としたイベントは、産学官連携のマッチング機会として位置付けられている。
	一般公開・出張公開による認知向上 ²⁵¹	つくばセンター等において「産総研特別公開」や「出張産総研 ミニミニ一般公開」などを実施し、一般向けのイベントとして科学技術・研究成果を紹介している。直接的には一般向け広報であるが、地域企業や行政関係者の参加も多く、産総研の活動全体に対する認知向上を通じて、産学官連携基盤の形成に寄与している
コンソーシアム	産総研コンソーシアム ²⁵²	デジタルヒューマン技術や光学式非接触三次元測定機の精度評価など、特定分野における産学官連携を目的として、複数のコンソーシアムを組織し、企業・大学・公的機関が参加する協議会形式で活動している。標準化活動や共同研究、情報共有を通じて、研究成果の社会への普及・市場形成を図るものであり、当該コンソーシアムの

²⁴⁹ 産総研中部センター「2024 年産総研中部センター『未来モビリティ材料』共創フェア」:

<https://unit.aist.go.jp/chubu/tbf/2024/index.html>

²⁵⁰ 産総研「ニュース イベント一覧」: https://www.aist.go.jp/aist_j/news/event/l_news_event.html

²⁵¹ 産総研「#産総研特別公開 2024 in つくばセンター」等:

<https://www.aist.go.jp/sc/openhouse/2024/index.html>

²⁵² 産総研「産総研コンソーシアム」:

https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/consortium/index.html

活動の種類	内容
	紹介ページが産学官連携の広報として機能している。

(3) 地元・海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

1) 地元に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

特に地元の特化した活動内容は公開情報からは読み取れず、前項「(2) 他の機関・企業等への広報の取組」に含まれていると考えられる。

2) 海外に対する知的財産・産学官連携に関する広報の取組

海外の大学・研究機関・企業・政府機関等に対しては、英語版サイトや国際連携プログラム、共同ワークショップ・シンポジウム等を通じて、産学官連携・知財活用に関する情報発信を行っている²⁵³。具体的な活動内容は下表のとおり。

表 2.11.4: 産総研の海外向けの広報活動

活動の種類	内容
英語版「Collaboration」ページ	技術コンサルティング、受託研究、共同研究などの連携モデルを紹介。グローバルな研究ネットワークを通じて国際的な産学官連携を構築し、各国の優先課題に貢献するといったメッセージを掲げている。
国際ワークショップ・シンポジウム	AIST-ITRI（台湾工業技術研究院）ジョイントシンポジウムなど、海外研究機関との定期的な共同ワークショップを開催し、その概要や成果を英語で公開している。
グローバルな研究連携枠組み（RD20 等）	RD20 は、G20 各国の主要研究機関が参加する国際 R&D 枠組みで、AIST が事務局として主導的役割を担う。カーボンニュートラル等の地球規模課題に対する国際協力の場として、AIST の研究能力とネットワークを対外的に示す広報プラットフォームとなっている。
個別機関との包括連携協定・プレスリリース	沖縄科学技術大学院大学 (OIST) との量子技術分野での包括連携、富士通と G-QuAT（量子 AI ビジネス開発グローバル研究拠点）との協定など、国際的な産学官連携に関するニュースを英語プレスリリースで発信している。

(4) 知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント

1) オープン戦略（共通基盤領域知財・非独占ライセンス・標準化）

内閣官房の資料「産総研の知的財産マネジメント」において、産総研は研究成果に基づ

253 ・ AIST: Collaboration（英語版）：https://www.aist.go.jp/aist_e/collab/

・ Workshops（ITRI との Joint Symposium 等）：

https://www.aist.go.jp/aist_e/collab/international_alliance/workshops/

・ About RD20：<https://rd20.aist.go.jp/about/>

・ OIST and AIST sign Memorandum of Understanding：<https://www.oist.jp/news-center/news/2025/4/14/oist-and-aist-sign-memorandum-understanding>

・ Fujitsu and AIST sign collaboration agreement（G-QuAT）：https://unit.aist.go.jp/g-quat/en/results/announce/announce_20250929.html

く特許、ノウハウ、ソフトウェア、データベース、規格（標準）などをまとめて「知財アセット」として捉え、その構築・管理・活用を行う方針が示されている。

その中で、オープンイノベーションの要となる「共通基盤領域」の知的財産については、基本的に非独占的な実施権許諾とし、共有特許についても第三者無条件許諾を可能とするなど、広範な活用を前提としたオープン戦略が明記されている。また、標準化についても、研究開始段階から標準化の有効性を検討し、標準化機関への提案や適合性評価制度の導入を通じて市場拡大・市場創造につなげる方針が示されている。これらは、標準化と非独占ライセンスを通じた「オープン」な知財活用の枠組みといえる。

2) クローズ戦略（競争領域知財・独占実施・ノウハウ管理）

同じく内閣官房資料では、共通基盤領域に対比して、特定事業領域において強みを発揮する「競争領域」の知的財産を区分し、当該企業の意向を踏まえて独占実施なども含めた活用を行う方針が示されている。また、共有知財の扱いについても、共通基盤分は非独占・第三者許諾を基本としつつ、製品ターゲットに直結する部分は独占とするなど、オープン／クローズを組み合わせた設計事例が示されている。

さらに、産総研のウェブサイト「独占実施許諾等の手続きについて」²⁵⁴では、産総研が単独所有する知的財産権について、企業側からの申請に基づき、規程に沿って独占実施権の許諾や権利譲渡の可否を審査し、公示と異議申立て手続を経て独占実施又は譲渡を行う仕組みが規定されている。

知財・標準化ポリシー²⁵⁵では、産業競争力の強化に寄与する技術の特許化又はノウハウ化して適切に保護・管理することが掲げられており、公開しない秘密情報（ノウハウ）として保持する判断も含めたクローズ戦略が想定されている。

(5) 共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱い

1) 共同研究による知的財産の帰属

共同研究規程²⁵⁶では、共同研究において生じた発明等に係る知的財産権（以下「本知的財産権」）の帰属は、原則として「産総研と共同研究者の双方が所有する」と定められている。

- ・第5条において、本知的財産権は「研究所と共同研究者双方の貢献度を踏まえて、双方が所有する」と規定。
- ・第5条第2項において、共有持分等を定める「知的財産権持分契約」を締結することが求められている。

このため、共同研究の標準的な枠組みでは、共同発明は産総研と相手方機関（企業・大学等）の共有となり、具体的な持分比率・出願手続き・費用負担等は、別途締結される持分契約及び共同研究契約で明確化される。

なお、単独出願・共同出願の選別において、コア技術か否かが判断基準になるかどうかについては、今回の公開情報調査では把握できなかった。

2) 共同研究における不実施補償・独占実施料の考え方

²⁵⁴ 総研「独占実施許諾等の手続きについて」：

https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/tetsuduki/

²⁵⁵ 産総研「知的財産・標準化活動の推進」：

https://www.aist.go.jp/aist_j/information/standard/index.html

²⁵⁶ 国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程 第5条（知的財産権の帰属等）

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/kyoudou.pdf

かつて産総研では、大学・公的研究機関と民間企業の共有知財について、民間企業が知財を実施した場合に、共有者である公的研究機関側に「不実施補償料」を支払うことを原則としていた。

2014年のプレスリリース「11月より不実施補償を廃止」²⁵⁷により、この方針は大きく見直された。同リリースによれば、2014年11月1日以降に締結する共同研究契約・受託研究契約から、民間企業が産総研との共有知財を「非独占的に自己実施する場合」には、不実施補償料を請求しないこととされた。

一方で、民間企業が共有知財を「独占的に自己実施する場合」には、従来の不実施補償料に代えて、大学・公的研究機関側に対して「独占実施料」を支払う仕組みに変更されている。

したがって、現行の基本的な考え方は以下のように整理できる。

- ・非独占的に自己実施する場合：不実施補償料は原則として不要。
- ・独占的に自己実施する場合：独占実施料を支払うことで他者へのライセンス等を制限しうる。

なお、「共同研究」ページ²⁵⁸では、共同研究契約書の雛形として、汎用的な技術の普及を重視する「共通基盤領域型 A」と、企業競争力に直結する技術に対し積極的に独占を認める「競争領域型」等の類型が示されており、技術の性質に応じて非独占の実施と独占の実施を使い分ける方針が示唆されている。

(6) プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合の課題

「知的財産・標準化ポリシー」²⁵⁹では、研究成果の社会実装に向けて、特許等だけでなくソフトウェア・データベース等も含めた知財アセットの構築と、ライセンス等による活用方針が示されている。ライセンス活動は成果活用等支援法人である株式会社 AIST Solutions が中心となって実施する体制とされている。

プログラム／データベースの更新・バージョン管理、バグやデータ品質の保証範囲、メンテナンス義務の有無等、特許ライセンスよりも運用面の取り決めが多岐にわたり、契約設計が煩雑になりやすい。

またデータベースには、個人情報や企業情報、営業秘密、輸出管理上の懸念がある技術情報等が含まれる場合があり、「公開」「限定公開」「非公開」の区分判断が難しいケースが多い。

(7) 研究成果物を第三者に提供する場合の課題

「研究成果物等取扱規程」²⁶⁰では、研究成果物等を他に提供する場合、職員等は部門等の長の承認を受けたうえで、関係者の合意取得、規則等との抵触確認、必要に応じた文書の取り交わし等を行うことが義務づけられている（第11条）。

課題に関しては、公開情報からは見当たらないが、一般的な個人情報の扱いや公開・非公開の明確化の問題は生じると考えられる。

²⁵⁷ プレスリリース「11月より不実施補償を廃止－企業との連携、成果の普及を加速するため、共有知財の取扱い方針を見直し－」：https://www.aist.go.jp/aist_j/news/announce/pr20141030.html

²⁵⁸ 産総研「共同研究」：（共同研究契約の種類・共通基盤領域型 A／競争領域型など）
https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/kyoudoukenkyu/index.html

²⁵⁹ 産総研「知的財産・標準化ポリシー」：https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/chizai/IP-hyojyun-policy.pdf

²⁶⁰ 産総研「研究成果物等取扱規程」：
https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/kenkyuseikabutsu.pdf

(8) 国研発スタートアップに対する知的財産関連の支援内容
支援内容を下表に整理した。

表 2.11.5: スタートアップに対する知的財産関連の支援内

	支援内容（概要）	主な参考資料（資料名／URL）
知的財産マネジメント方針・技術移転の基本枠組み	- 産総研は研究成果の社会実装・技術移転を目的に、知的財産を重要なアセットとして位置づけ、取得・管理・活用を戦略的に実施している。 - 産総研保有知財を核とした技術移転に向けて、知財情報発信、ニーズ・シーズマッチングのための秘密保持契約、試料提供契約、技術情報開示契約、実施許諾契約等の手続きを整備している。 「共通基盤領域」の知財（原則非独占）と「競争領域」の知財を意識した知財ポートフォリオを構築し、オープンイノベーションと事業化の両立を図っている。	「産総研の知財を使う」産業技術総合研究所 https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style02.html 「技術を社会へ ～産総研の知財戦略～」OKI 技報記事 https://www.oki.com/jp/otr/2017/n229/pdf/otr229_r02.pdf
産総研保有知財の独占実施許諾・譲渡に関するルール	- 産総研単独所有の知的財産権について、独占的实施権の付与及び譲渡を一定のルールに基づき実施。 - 企業等が独占実施又は譲渡を希望する場合、独占実施の可否の審査、公示・異議申立手続きを経て、独占的实施許諾又は譲渡が行われる仕組み。 - 共同研究成果に係る特許権等については、公示・異議申立を省略して独占的实施の許諾や譲渡が行われる場合がある。 - これらのルールのもとで、スタートアップに対しても自社事業に必要な独占実施権等を取得する道が用意されている。	「独占実施許諾等の手続きについて」産業技術総合研究所 https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/tetsuduki/
産総研技術移転ベンチャーへの知財・設備面の優遇措置	「産総研技術移転ベンチャー」に対しては、ルール改正後、以下のような優遇措置が講じられていると整理されている： - 産総研保有知的財産の独占的实施権許諾及び再実施権許諾 - 契約時一時金の免除	「更なる価値向上を目指すための産業技術総合研究所の在り方と取組の方向性等」(経済産業省 研究開発・イノベーション WG 資料) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/kenkyu_innovation/kenkyu_kaihatsu_wg/pdf/002_0500.pdf

	支援内容（概要）	主な参考資料（資料名／URL）
	－管理費用の免除 －産総研施設使用料及び研究員受入経費の 75%減額 －研究装置使用許可（使用料不徴収） ・これらは、国研発スタートアップが研究開発・事業化初期段階でコスト負担を軽減しつつ、必要な知財・設備を活用できるようにする措置と位置づけられる。	
スタートアップ推進体制（AIST Solutions／AISol スタートアップ）における知財支援	・2023 年度から、産総研研究成果を用いて事業を行うスタートアップ創出・成長支援は、産総研グループ会社である株式会社 AIST Solutions（AISol）が担う体制に移行。 ・AISol スタートアップとして認定された企業に対し、エンジニアリング、マーケティング、ビジネスアクセラレーション、資本増強などと並び、知財・契約面についても産総研グループの知財・法務機能と連携した支援が提供される。 ・産総研の知財移転窓口も AIST Solutions が担っており、スタートアップは同社を通じて、ライセンス契約・共同研究契約・秘密保持契約等の手続き支援を受けられる。	「スタートアップ推進」産業技術総合研究所 https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/startup/index.html 「AISol スタートアップのご紹介」AIST Solutions 公式サイト https://www.aist-solutions.co.jp/service/service_menu/page000043.html 「産総研の知財を使う」産業技術総合研究所 https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style02.html
国研発スタートアップが併用可能な外部の知財支援制度（特許庁等）	・特許庁はスタートアップ向けに、知財戦略構築支援プログラムや、特許料・審査請求料等の軽減措置、国際出願における費用軽減等を提供している。 ・「スタートアップ対応面接活用早期審査」や「スタートアップ対応スーパー早期審査」など、迅速な権利化を目的とした特許審査支援策が用意されている。 ・IP BASE 等のポータルを通じて、スタートアップ・大学向けの各種知財支援策へのアクセスが提供されており、国研発スタートアップも産総研の支援と併用することが可能。	「スタートアップ向け情報」特許庁 https://www.jpo.go.jp/support/startup/index.html 「特許審査に関するスタートアップ支援策について」特許庁 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html 「支援策を利用する IP BASE」特許庁 https://ipbase.go.jp/support/

(9) その他（知的財産の利活用で障害・問題となっている事項など）

経済産業省による「業務の実績に関する評価」²⁶¹では、以下のように指摘されている。

- ・特にコンソーシアムなどの協調領域における研究成果と、企業ごとの競争領域に属する成果の取り扱いについては、その境界が不明確であると、企業側の知的財産権保護への不安や、成果の帰属に関する解釈の相違を引き起こす可能性がある。
- ・今後は、協調領域で得られた成果と個別企業の競争領域における成果とを明確に区分する運用ルールを設け、各ステークホルダーに対してその透明性を担保することが求められる。

2.11.4 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

(1) 知的財産担当部署の組織体制

産総研本部には「知財・標準化推進部」が設置されており、知的財産及び標準化に関する戦略立案、権利化、活用支援、管理等を所掌している。知財・標準化推進部の下には、次の4室が置かれている。²⁶²

- ・知財・標準化戦略室
- ・標準化推進室
- ・知財活用支援室
- ・知財管理室

知財・標準化戦略室は、知的財産の戦略立案、情報収集・分析、研究成果の知財化相談、知財侵害対応、チーフ知財オフィサー（CIPO）及び知財オフィサー（IPO）の業務支援等を担う。

知財活用支援室は、知財活用支援の企画・総合調整、技術移転契約の締結・管理、事業者への技術移転の促進、研究プロジェクトにおける知財取扱方針の策定支援、秘密保持契約の締結・管理等を所掌する。

知財管理室は、知的財産の管理方針の企画、権利取得・登録・管理、補償金・持分契約の管理等を担う。

(2) 知的財産担当部署の職員数、外部・専門人材の活用状況

1) 知的財産担当部署の職員数

入手できたのが2017年の資料の数字のみであり、現時点での人数は不明であるが、当時の人数は以下のようになっている。

- ・チーフパテントオフィサー：1名
 - ・パテントオフィサー：6名
 - ・知財担当連携主幹等：5名
 - ・パテントリエゾン（弁理士）：14名
 - ・技術移転マネージャー：13名
 - ・スタートアップアドバイザー：6名
- 合計：約45名（2017年3月16日時点）

²⁶¹ 経済産業省「国立研究開発法人 産業技術総合研究所の第5期中長期目標期間における業務の実績に関する評価」：https://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/downloadfiles/kanan_25_01.pdf

²⁶² 国立研究開発法人産業技術総合研究所「組織」

URL：https://www.aist.go.jp/aist_j/information/organization/organization_main.html

2) 外部・専門人材の活用状況

上記の「1) 知的財産担当部署の職員数」で示したように専門性を持つ人材を活用しているが、雇用形態（正規・非正規）や支払形態（外部への発注・職員への賃金払い）などの情報は公今回の公開情報調査では把握できなかった。

(3) 弁護士・弁理士の活用状況

今回の公開情報調査では把握できなかった。

(4) 知的財産関連人材の育成方策

産総研は「知的財産・標準化活動の推進」²⁶³に関するポリシーを定め、研究成果の社会実装に向けた取組の中で、知的財産と標準化を「必要不可欠なツール」と位置づけている。また、同ポリシーの中で人材育成として、「研究開発や社会実装等に携わるすべての職員が知的財産や標準化を効果的に活用できるよう、職員等が必要な知識を習得し、また実務を習熟することができるように取り組む」ことが明示されている。

また産総研レポート（2025年度版）では、人材育成体系図の中に「知事基礎研修」が示されている。

人材育成体系図

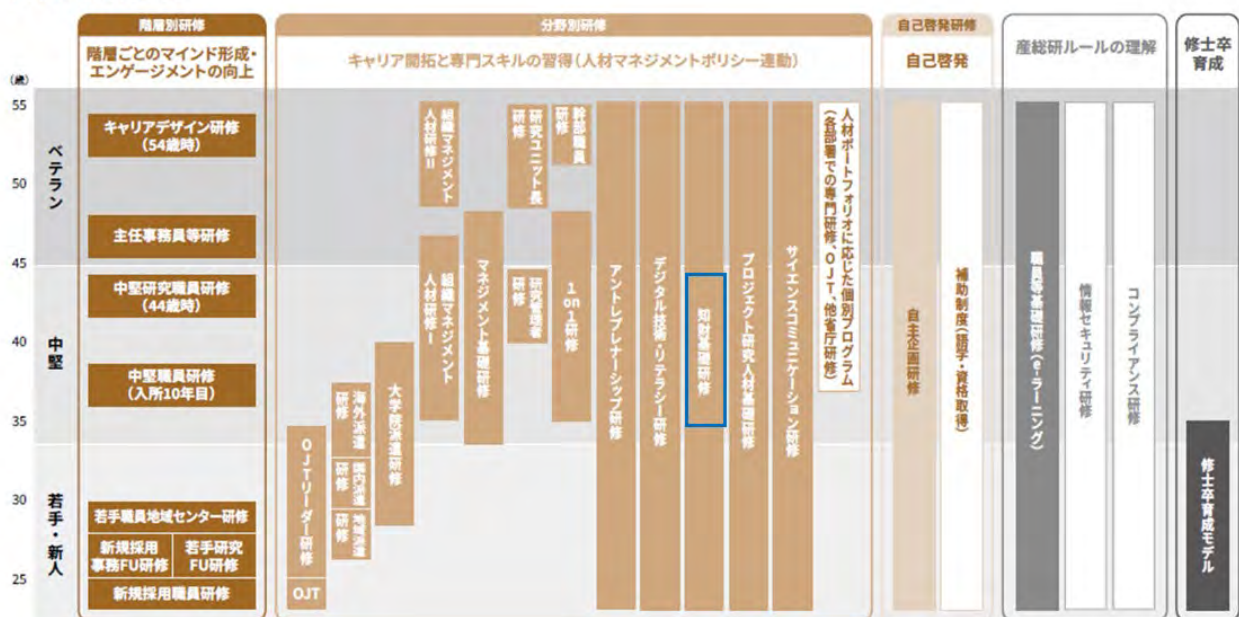


図 2.11.1: 産総研の人材育成体系図 ²⁶⁴

(5) 人事評価への反映

「職員人事評価規程」²⁶⁵ 2条において「業績評価」は、年度当初に目標を設定し、年度末に目標に対する達成度等を評価する仕組みとされている。規程本文では、論文数や特許数など個別の評価項目は列挙されておらず、具体的な評価指標は別途の運用文書（評価シ

²⁶³ 産総研「知的財産・標準化活動の推進」:

²⁶⁴ 産総研レポート 2025: https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/aist_report/2025/aist_report_2025.pdf

²⁶⁵ 産総研「職員人事評価規程」:

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/s-jinjiyouka.pdf

ト等)に委ねられていると解される。

同条の「能力評価」では、研究職に対して「研究職務遂行」「専門性」等に関する能力評価を行うとされており、研究成果の創出や社会実装に向けた取組も、これらの項目を通じて評価対象となり得る。

ただし、公開されている「職員人事評価規程」自体には、「特許出願」「知的財産創出」といった語を直接用いて人事評価項目として明示する規定は確認できない。したがって、知的財産関連の取組は、研究業績・社会実装への貢献として間接的に評価される制度設計であり、詳細な配点・指標は非公開の内部文書に依拠していると考えられる。

一方、経済産業省の「業務の実績に関する評価」²⁶⁶では、「研究成果の評価は、依然として論文・特許等の技術的指標に依存している。」と記載されており、特許等は人事評価そのものではないが、研究成果の評価には大きく関係していることが伺える。

(6) その他（組織体制整備及び人材育成で障害・問題となっている事項など）

今回の公開情報調査では把握できなかった。

2.11.5 その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

(1) 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程等の整備状況

以下のものが整備されている。

1) 戦略・ポリシーの整備状況

表 2.11.6: 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー

名称	内容	リンク先
知的財産・標準化活動の推進（知的財産・標準化ポリシー）	知財創出、権利化・保護、ライセンス戦略、標準化の進め方、人材育成などについて基本方針を定めている。	https://www.aist.go.jp/aist_j/information/standard/index.html
利益相反マネジメント（概要・ポリシー・体制等）	利益相反マネジメントの目的・体制・対象範囲・手法を整理し、「利益相反マネジメントポリシー」及び「利益相反マネジメント実施規程」等の制度を整備している。	https://www.aist.go.jp/aist_j/information/standard/index.html
産総研における利益相反マネジメント（解説資料）		https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/aistinfo/aist_today/vol03_01/vol03_01_p40_41.pdf
オープンイノベーションラボラトリ（OIL）	大学キャンパス内に設置する産学官連携研究拠点として位置づけられており、大学の基礎研究と産総研の研究開発を融合させ、産業界への橋渡しを進めることが示されている。	https://www.aist.go.jp/aist_j/information/organization/oil/index.html

2) 規程類の整備状況

知的財産・産学官連携に関する規程類として、以下のものが整備されている。

²⁶⁶ 経済産業省「国立研究開発法人 産業技術総合研究所の第 5 期中長期目標期間における業務の実績に関する評価」：https://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/downloadfiles/kikan_25_01.pdf

表 2.11.7: 知的財産・産学官連携に関する規程

名称	リンク先
知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程	https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/com-p-legal/pdf/chizai.pdf
職務発明取扱規程	https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/com-p-legal/pdf/syokuhatsu.pdf
共同研究規程	https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/com-p-legal/pdf/kyoudou.pdf
研究成果物等取扱規程	https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/com-p-legal/pdf/kenkyuseikabutsu.pdf
コンソーシアム規程	https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/com-p-legal/pdf/consortium.pdf
利益相反マネジメント実施規程	https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/com-p-legal/pdf/coi_jisshi.pdf
重要技術情報等管理規程	https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/com-p-legal/pdf/juyogijutsu_johokanri.pdf

(2) 知的財産の出願・保有数、知財収入

1) 出願件数

産総研の年報（2018～2022 年度）²⁶⁷から得られた情報は以下のとおり。

表 2.11.8: 出願件数

年度	国内出願件数			外国出願件数		
	単独	共同	合計	単独	共同	合計
2018	261 件	258 件	519 件	113 件	67 件	180 件
2019	270 件	283 件	553 件	71 件	113 件	184 件
2020	215 件	258 件	473 件	68 件	103 件	171 件
2021	212 件	235 件	447 件	66 件	78 件	144 件
2022	204 件	239 件	443 件	85 件	79 件	164 件

2) 登録件数

産総研の年報（2018～2022 年度）から得られた情報は次のとおり。

表 2.11.9: 登録件数

年度	国内登録件数			外国登録件数		
	単独	共同	合計	単独	共同	合計
2018	241 件	170 件	411 件	147 件	180 件	327 件
2019	197 件	154 件	351 件	167 件	112 件	279 件
2020	230 件	191 件	421 件	139 件	111 件	250 件

²⁶⁷ 産総研年報：https://www.aist.go.jp/aist_j/information/report/annual_report/index.html

2021	229 件	164 件	393 件	160 件	125 件	286 件
2022	206 件	176 件	382 件	95 件	104 件	199 件

3) 特許保有件数

産総研レポート（2020～2024 年度）²⁶⁸から得られた情報は以下のとおり。

表 2.11.10: 特許保有件数

年度	国内特許	外国特許	合計
2020	約 6,900 件	約 3,300 件	約 10,200 件
2021	約 6,900 件	約 3,400 件	約 10,300 件
2022	約 7,000 件	約 3,500 件	約 10,500 件
2023	約 7,100 件	約 3,600 件	約 10,700 件
2024	約 7,200 件	約 3,700 件	約 10,900 件

4) 知財収入（技術移転収入）

産総研の年報（2018～2022 年度）²⁶⁹から得られた情報は以下のとおり。

表 2.11.11: 技術移転収入

年度	技術移転収入
2018 年度	4 億 8 千万円
2019 年度	7 億 7 千 1 百万円
2020 年度	3 億 6 千 6 百万円
2021 年度	15 億 6 千 6 百万円
2022 年度	8 億 7 千 4 百万円

(3) 共同研究・受託研究・技術指導等の件数・収入

産総研の産総研レポート（AIST Report）」から得られた情報は次のとおり。

2.11.12: 共同研究・技術指導等の件数・収入

年度	共同研究（企業との）件数	共同研究費（資金提供型）	受託研究（企業から）件数	受託研究費（企業から）	技術コンサルティング件数（技術指導等）

²⁶⁸ 産総研レポート： https://www.aist.go.jp/aist_j/information/report/aist_report/intent.html

²⁶⁹ 産総研年報： https://www.aist.go.jp/aist_j/information/report/annual_report/index.html

2020 年度	1,086 件	72.6 億円	94 件	9.8 億円	687 件
2021 年度	1,063 件	86 億円	89 件	8.9 億円	692 件
2022 年度	1,019 件	186.6 億円	84 件	10.2 億円	784 件
2023 年度	877 件	338.3 億円	77 件	20.3 億円	865 件
2024 年度	718 件	115.9 億円	66 件	41.5 億円	928 件

(4) スタートアップへの出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況

1) 産総研の出資制度とスタートアップ創出

産総研は、スタートアップ推進・技術移転部を中心に、産総研発スタートアップ（産総研技術移転ベンチャー）の創出・支援を行っており、その支援メニューの一つとして出資制度を整備している。

表 2.11.13: 産総研の出資制度

項目	内容	情報源（資料名・URL）
出資制度の概要	産総研は、研究開発成果の実用化とイノベーション創出を目的として、産総研技術移転ベンチャーに対し、必要に応じて出資を行うこととしている。出資制度の詳細は「国立研究開発法人産業技術総合研究所出資業務規程」に定められている。	出資制度 https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/startup/investment/index.html
スタートアップ創出・支援の枠組み	2022 年 8 月版パンフレットによると、「産総研技術移転ベンチャー」の累計は 153 社（2022 年 8 月時点）であり、スタートアップ推進・技術移転部が中心となって、技術シーズ発掘、事業化支援、資金調達支援、及び出資制度による事業拡大の促進等を行っている。	「産総研のベンチャー創出・支援」（2022 年 8 月版） https://www.aist.go.jp/Portals/0/images/business/alliance/startups/aist_startup20220801.pdf
ベンチャー創業の実績（件数）	「産総研におけるベンチャー創業の実績」によれば、産総研技術移転ベンチャー等は累計 155 社（2022 年度まで）とされ、年度別の創出件数が公表されている。	産総研におけるベンチャー創業の実績 https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/startup/aist-startups/index.html
AIST Solutions による支援体制	2023 年 4 月 1 日、産総研 100%出資により株式会社 AIST Solutions が設立され、今後のスタートアップ創出・成長支援、及び産総研研究成果の社会実装を担う体制が整備された。	「株式会社 AIST Solutions の設立について」（プレスリリース） https://www.aist.go.jp/aist_j/news/pr20230401.html

2) 個別出資案件（産総研発スタートアップ）の状況

産総研技術移転ベンチャーへの直接出資事例は、現時点で以下の 2 件が公表されている。

表 2.11.14: 個別出資案件（産総研発スタートアップ）の状況

スタートアップ名	出資実行日	概要	公表内容	情報源（資料名・URL）
ソシウム株式会社（Socium Inc.）	2021 年 6 月 11 日（出資）／同年 7 月 1 日公表	産総研技術移転ベンチャー。疾患状態や投薬によるヒト細胞内での遺伝子発現変化・タンパク質のリン酸化情報の解析技術の中核とし、ドラッグ・リポジショニングや作用機序解明等の医薬品開発支援サービスを展開する AI 創業ベンチャー。	産総研は、ソシウムに対し出資を行ったことを公表。出資を契機とした民間資金調達の加速と、産総研研究成果を活用した事業による製薬産業の革新への期待が示されている。	お知らせ「産総研技術移転ベンチャー ソシウム株式会社へ出資いたしました」 https://www.aist.go.jp/aist_j/news/announce/au20210701.html 出資制度ページ（出資実績として記載） https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/startup/investment/index.html
プロテオブリッジ株式会社（Proteo Bridge Inc.）	2021 年 12 月 8 日（出資）／同年 12 月 16 日公表	産総研技術移転ベンチャー。ヒト細胞内タンパク質発現ライブラリを基にしたタンパク質アレイ技術の中核とし、自己免疫疾患等に関する抗体反応データ等を医療診断・創薬研究等に提供するサービスを展開。	産総研は、プロテオブリッジに対し出資を行ったことを公表。出資を契機とした民間資金調達の加速を通じて、関連産業の発展に期待しているとされる。	お知らせ「産総研技術移転ベンチャー プロテオブリッジ株式会社へ出資いたしました」 https://www.aist.go.jp/aist_j/news/announce/au20211216.html 出資制度ページ（出資実績として記載） https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/startup/investment/index.html

3) 財務諸表からみた株式等（株式・新株予約権を含む）の保有状況

産総研が保有する株式・新株予約権等は、財務諸表上「投資有価証券」及び「市場価格のない株式等」として開示されている。ただし、どの銘柄（どのスタートアップ）に対応するか、また株式と新株予約権の内訳については、公開資料からは個別には判別できない。

表 2.11.15: 財務諸表からみた株式等の保有状況

区分	貸借対照表計上額（令和 6 年度末）	内容・位置づけ	情報源（資料名・URL）
投資有価証券（株式等）全体	金額は財務諸表上「投資有価証券」として計上。詳細な銘柄内訳は非公開。	金融商品注記において、「投資有価証券は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第十一条の二に基づいて株式等を保有している」旨が記載されている。ここでいう「株式等」には、出資業務規程に基づき取得した株式・新株予約権等が含まれる。	「財務諸表等（令和 6 年度）」Ⅶ. 金融商品の時価等 https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/zaimu/r6kakutei.pdf
市場価格の	非上場株式：	金融商品注記において、市場価格の	同上（「市場価格のな

ない株式等 (非上場株式)	19,896,000 円	ない株式等として「非上場株式」が19,896 千円と開示されている。この中には、産総研開発スタートアップへの出資分(普通株式や新株予約権行使後株式など)が含まれていると考えられるが、個々の企業ごとの内訳は公表されていない。	い株式等」注記部分) https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/zaimu/r6ka_kutei.pdf
市場価格のない株式等 (関係会社株式)	関係会社株式： 484,941,869 円	同じく市場価格のない株式等として、「関係会社株式」が約 4.85 億円と開示されている。ここには、産総研が 100%出資している株式会社 AIST Solutions 等の株式が含まれると考えられる。	同上(「市場価格のない株式等」注記部分) https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/zaimu/r6ka_kutei.pdf

(5) 知的財産・産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

以下のように記載されている。

1) 知的財産に関する中長期目標上の記載内容

表 2.11.16: 知的財産に関する中長期目標上の記載内容

	主な記載内容	情報源
社会実装の中核手段としての位置づけ	第6期中長期目標では、AISol と一体となって『冠ラボを始めとする企業との共同研究等を質量ともに拡充』するとともに、『産総研の知的財産の企業等による活用を促進』すると明記している。つまり、知財は単なる保有資産ではなく、共同研究と並んで研究成果を社会実装へつなぐ実装手段として扱われている。	国立研究開発法人産業技術総合研究所 第6期中長期目標 https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/middle_target/chutyoukimokuhyou6.pdf
知財の活用方法	第6期中長期計画では、特許等による権利化・ノウハウ化等により適切に保護した上で、『AISol が中心となってそのライセンス等を進める』と記載される。すなわち、知財の創出だけでなく、保護、管理、ライセンス展開までを社会実装のプロセスとして明示している。	国立研究開発法人産業技術総合研究所 第6期中長期計画 https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/middle_plan/chuchoukikeikaku6.pdf
知財の運用原則	産総研の『知的財産・標準化活動の推進』では、知財と標準化を『研究成果の社会実装に向けた取組を強力に進めていく上で必要不可欠なツール』と位置づける。また、特許等による権利化、ノウハウ化、最適なライセンス方法の選択までを基本方針として示している。	知的財産・標準化活動の推進 https://www.aist.go.jp/aist_j/information/standard/index.html

2) 産学官連携に関する中長期目標上の記載内容

表 2.11.17: 知的財産に関する中長期目標上の記載内容

	主な記載内容	情報源
企業との共同研究の拡大	第6期中長期目標では、AISolと一体で冠ラボを含む企業との共同研究を『質量ともに拡充』するとしており、連携件数の増加だけでなく、大型化・高度化も視野に入れている。	国立研究開発法人産業技術総合研究所 第6期中長期目標 https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/middle_target/chutyoukimokuhyou6.pdf
冠ラボとマーケティング機能強化	第6期中長期計画は、企業の事業課題を的確に把握して適切な提案を行うこと、冠ラボを企業ニーズに機動的に対応できる制度へ見直すこと、大型共同研究を増やすことを記載している。産学官連携を『相談窓口』ではなく『事業価値創出』につながる共同研究へ高める設計になっている。	国立研究開発法人産業技術総合研究所 第6期中長期目標 https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/middle_target/chutyoukimokuhyou6.pdf
大学・公的機関を含むオープンイノベーション	第6期中長期目標では、コンソーシアム等の企業・大学等研究機関が集うプラットフォーム活動を拡充し、産総研が『ハブの役割』を果たすことで、企業、大学、公的機関等の連携と成果創出を促進するとしている。これは産学官連携を恒常的なプラットフォーム運営として組み込む記載になっている。	国立研究開発法人産業技術総合研究所 第6期中長期目標 https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/middle_target/chutyoukimokuhyou6.pdf
人材育成	第6期中長期計画では、若手研究者や大学院生等を対象にしたイノベーションスクール等を通じて、『新たな協働プロジェクトを企画・推進できるリーダー』を育成するとしている。産学官連携は研究案件だけでなく、連携を担う人材形成まで含めた政策となっている。	国立研究開発法人産業技術総合研究所 第6期中長期目標 https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/middle_target/chutyoukimokuhyou6.pdf

(6) 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

以下のような内容が記載されている。

表 2.11.18: 知的財産・産学官連携に関する HP 上における記載内容

	主な内容	情報源
知的財産・標準化ポリシー及び推進方針	- 産総研は、知的財産・標準化活動の基本的な考え方及び取組方針を「知的財産・標準化ポリシー」として定めている。 - 知的財産及び標準化を社会実装に不可欠	知的財産・標準化活動の推進 https://www.aist.go.jp/aist_j/information/standard/ind

	主な内容	情報源
	なツールとして位置付け、主体的・積極的に推進する方針を掲げている。 標準化については、研究の初期段階から標準化の必要性を検討し、産業界等との連携のもと、標準化機関への提案・合意形成や適合性評価制度の活用を進めることをうたっていると共に人材育成の重視についても記載している。	ex.html 知的財産・標準化ポリシー https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/chizai/IP-hyojyun-policy.pdf
知財の技術移転・ライセンス	産総研が保有する特許等の知的財産を核に、技術移転プロセスを整備し、研究成果の社会への普及・産業振興への貢献を目指している。	産総研の知財を使う https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style02.html
知財関連の契約スキーム	産総研単独所有の知的財産権について、独占的な実施許諾又は譲渡を受けるための手続きを定めた案内が用意されている。	産総研の知財を使う(契約に係る手続き案内) https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style02.html
産学官連携の全体像・連携メニュー	ビジネスの方向けに、共同研究、知財活用、提携、技術コンサルティングなど、多様な連携メニューが体系的に示されている。	協業・提携のご案内(ビジネスの方へ) https://www.aist.go.jp/aist_j/collab/index.html
共同研究・受託研究・技術コンサルティング	「産総研と連携して研究する」ページでは、技術コンサルティング、共同研究、受託研究など、研究連携の具体的なメニューが紹介されている。	産総研と連携して研究する https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style01.html
オープンイノベーションラボラトリ及びブリッジ・イノベーション・ラボラトリ	- オープンイノベーションラボラトリは、大学等のキャンパスの産学官連携研究拠点であり、大学と産総研の研究・開発を融合し、産業界への技術の橋渡しを推進することを目的としている。 - ブリッジ・イノベーション・ラボラトリは、企業ニーズを核として、地域大学や自治体、事業化支援機関、公設試などと産総研の研究シーズを活用した共同研究を行う連携体制である。	産総研と連携して研究する(OIL・BILの位置付け) https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style01.html
連携大学院・人材育成を通じた産学官連携	「産総研連携大学院」制度では、産総研研究者が大学院の客員教員に就任し、大学院生の研究指導や講義を行うことで、人材育成と研究連携を一体的に推進。	産総研連携大学院(制度概要・事務手続き) https://www.aist.go.jp/aist_j/collab/pgs/index.html
AIST Solutionsによる技術移転・社会実装体制	2023年度より、産総研はグループ会社である「株式会社 AIST Solutions (AISol)」に共同研究・技術コンサルティング・技術移転等の実務を担う体制に移行。	協業・提携のご案内 https://www.aist.go.jp/aist_j/collab/index.html

(7) 知的財産・産学官連携に関して大学より有利・不利と感ずる点
公開情報より、以下に整理した。

表 2.11.19: 知的財産・産学官連携に関して大学より有利な点・不利な点

①契約窓口・意思決定の一元性	
産総研が大学より有利と感ずる点	産総研は 2023 年度以降、企業との共同研究・技術コンサルティング・知財移転の窓口を産総研 Solutions に集約しており、企業から見ると相談から契約までの導線が分かりやすい。共同研究の契約類型も、共通基盤領域型・競争領域型・大学等不実施機関向け等に整理されているため、交渉の入口を標準化しやすい。
産総研が大学より不利と感ずる点	大学は学部・研究科・本部・TLO・個別教員の関与が分散しやすく、組織対組織連携の構築が課題とされてきた。もっとも近年は文科省・経産省のガイドラインに沿って改善が進んでいるため、一律に「大学は遅い」とは言い切れない。
主な情報源（資料名 / リンク）	1. 産総研: 共同研究 – https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/kyoudoukenkyu/index.html 2. 産総研: 産総研の知財を使う – https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/style02.html 3. 文部科学省・経済産業省『産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】』 – https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html
②知財・標準化・適合性評価を一体で設計できる点	
産総研が大学より有利と感ずる点	産総研の知的財産・標準化ポリシーは、研究開始段階から標準化の有効性、適合性評価制度、必要データの取得まで並行検討する考え方を明示している。研究成果を『特許化するか、ノウハウ化するか、標準化と組み合わせるか』を一体で設計しやすい点は、社会実装に強い産総研の優位である。
産総研が大学より不利と感ずる点	大学でも知財マネジメントは進んでいるが、標準化や認証まで含めて常時一体運用できる体制は、一般論として産総研ほど強くない場合がある。特に基礎研究寄りの大学では、論文発表・教育・研究自由度との両立調整が必要になりやすい。
主な情報源（資料名 / リンク）	1. 産総研: 知的財産・標準化活動の推進 – https://www.aist.go.jp/aist_j/information/standard/index.html 2. 内閣府・文部科学省・経済産業省『大学知財ガバナンスガイドライン』案内ページ – https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html 3. 特許庁: 大学・研究機関向け情報 – https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/index.html
③企業ニーズ起点の事業化支援の厚み	
産総研が大学より有利と感ずる点	産総研は『社会課題解決と産業競争力強化』をミッションに掲げ、産総研 Solutions のマーケティングサイエンティストがコンセプト共創、研究開発、権利化、スタートアップ

	ブ創出まで一気通貫で支援すると説明している。研究成果の出口を初期段階から意識した連携設計がしやすい。
産総研が大学より不利と感じる点	大学でも産学連携本部やTLO、大学発スタートアップ支援は進んでいるが、教育・研究・地域貢献など多重ミッションを持つため、事業化一点に資源を集中しにくい場合がある。他方で、大学発スタートアップの母集団の大きさ自体は大学側の強みである。
主な情報源（資料名 / リンク）	1. 産総研とは – https://www.aist.go.jp/aist_j/information/about_aist.html 2. 産総研 Report 2024 – https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/aist_report/2024/aist_report_2024.pdf 3. 文部科学省『令和 6 年度「大学発スタートアップの支援に係る調査」について』 – https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00030.html
④研究シーズの裾野・学際性・地域接点	
産総研が大学より有利と感じる点	産総研も 7 研究領域＋G・QuAT、全国拠点、OIL などを持ち、広い領域をカバーしている点は強みである。特定テーマで大学キャンパス内に拠点を置く OIL は、大学との橋渡しにも有効。
産総研が大学より不利と感じる点	それでも大学は、学部・研究科の広さ、人文社会系を含む学際性、地域課題との密着、卒業生ネットワークなどを背景に、企業との接点形成やテーマ探索の裾野が広い。社会実装前段の探索や人材交流では大学が有利な場面が多い。
主な情報源（資料名 / リンク）	1. 産総研:研究推進組織 – https://www.aist.go.jp/aist_j/information/organization/research_units/index.html 2. 産総研:オープンイノベーションラボラトリ – https://www.aist.go.jp/aist_j/information/organization/oil/index.html 3. 文部科学省『大学ファクトブック 2025』案内ページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00025.html

(8) 国際標準化の取組・課題

国際標準化に関して得られた情報は以下のとおり。

表 2.11.20: 国際標準化の取組・課題

	主な内容
組織体制の整備	・産総研は、「知的財産・標準化ポリシー」270に基づき、知財と標準化を一体として推進する体制を整備している。2023 年には成果活用等支援法人

270 知的財産・標準化ポリシー（PDF、令和 6 年 3 月 28 日改正）：

https://www.aist.go.jp/pdf/aist_j/chizai/IP-hyojyun-policy.pdf

	主な内容
	である株式会社 AIST Solutions (AISol) が設立され、産総研グループとして研究成果の社会実装と知財・標準化活動を強化している。 ・標準化については、研究の開始段階から社会実装に標準化が有効かを検討し、適合性評価制度の導入も含めた標準化戦略を立案すること、国際標準化機関の技術委員会等への積極的な参画と議長等ポストの獲得を図ること等が方針として明示されている。 ・2020 年 7 月にはイノベーション推進本部内に「標準化推進センター」が新設され、政策ニーズや産業界ニーズを踏まえた横断分野の標準化を支援する中核組織とされた。271同センターでは、標準化の専門人材として「標準化オフィサー」を新設し、ステークホルダー間の調整や標準普及策の検討を行っている。
標準化関連人材の育成・確保	・「知的財産・標準化ポリシー」では、人材の育成・確保を独立の項目として位置づけ、研究開発や社会実装に携わるすべての職員が、知的財産や標準化をツールとして効果的に活用できるよう、内部セミナー・研修の開催や外部研修への参加支援等を行うことが明記されている。また、知財オフィサー (IPO)、標準化オフィサー (SO)、それらを統括するチーフ知財オフィサー (CIPO)、チーフ標準化オフィサー (CSO) を配置し、知財・標準化を活用した研究戦略の策定・実施を統合的にマネジメントすることとしている。 ・産総研のウェブサイトでは、「標準化推進人材のご紹介」272として、各技術分野を代表する標準化オフィサー等の略歴や担当する ISO/IEC 委員会が公開されている。これらの人材は、日本規格協会の規格開発エキスパートや国際委員会コンビーナ、国際幹事等を兼務しており、産総研として国際標準化人材の可視化と活用を進めている。 ・外部研修としては、経済産業省・日本規格協会による「ISO/IEC 国際標準化人材育成講座 (ヤングプロフェッショナル: ヤンプロ)」273など、国際会議での交渉スキルや実務ノウハウを習得できるプログラムの活用が想定される。
研究者支援 (国際標準化活動への参加支援)	・産総研 TODAY (2005 年) では、国際標準化活動の重要性を踏まえ、標準化国際会議への積極的参加に対する旅費支援に加え、国際標準化業務にかかる事務負担の支援を実施し、研究者が国際幹事やコンビーナ等の役職に就くことを奨励していることが紹介されている。当時、15 名の産総研研究者が ISO/IEC における国際要職を務め、日本人要職者全体の約 7 % を占めていたとされる。 ・また、知的財産・標準化ポリシー では、「標準化活動資金の充実化」や、国際標準化機関の技術委員会等への積極参画を具体的方針として掲げており、研究者が標準化活動に必要な予算・時間・事務サポートを得られるよう、機関としての支援体制を整備することが示されている。

271 ニュース「産業界の標準化活動をサポートする産総研標準化推進センターが始動」(2020 年 7 月 1 日): https://www.aist.go.jp/aist_j/news/pr20200701.html

272 産総研「標準化推進人材のご紹介」: https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/so/index.html

273 経済産業省「ISO/IEC 国際標準化人材育成講座 (ヤンプロ)」:

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/young-professional/index.html>

	主な内容
外部への働きかけ・国際連携・コンソーシアム等	・産総研は、国際標準化会議のホストやコンソーシアム活動を通じて、外部への働きかけと国際連携を強化している。例えば、2025 年 5 月には IEC と ISO による合同専門委員会「IEC/ISO JTC 3 – Quantum technologies」の第 3 回国際会合を、産総研臨海副都心センターで開催し、量子技術の標準化に関する議論を主導した。²⁷⁴ ・また、日立製作所と連携した「日立－産総研サーキュラーエコノミー連携研究ラボ」²⁷⁵では、サーキュラーエコノミー分野の国際標準化・イニシアチブの現状分析を踏まえ、日本企業の競争力強化に資する指標やグレーディングの検討を進めている。標準化シンポジウムやクロードワークショップを通じて国内外の関係者との仲間づくりを行い、将来的な国際規格提案につなげる取組が報告されている。 ・標準化推進人材紹介ページ²⁷⁶に掲載された各標準化オフィサーは、海洋生分解性プラスチック、循環経済、燃料電池・水素技術、ナノテクノロジー、医療機器、半導体など、新戦略で重要領域・戦略領域とされる分野の ISO/IEC 技術委員会でコンビーナやエキスパートを務めており、産総研の研究成果と国際標準化を結び付ける役割を果たしている。 ・知的財産・標準化ポリシーでも、産業界との連携、国外研究機関・標準関連機関との国際連携、標準関連機関における活動への積極的参画が具体方針として掲げられており、産総研は、国内外のステークホルダーとの協働を通じたルール形成を重視している。

(9) その他 (AI・DX 技術の活用、経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動など)

1) 特許調査・知財分析における AI・DX 活用 (特許テキスト分析を用いた技術トレンド調査)

産総研が公開する調査報告書 (例)²⁷⁷では、日米中特許を対象に、ワード出現頻度ランキング、ワードペア出現頻度ランキング、クラスタ分析等の「特許テキスト分析」を実施したことが図表名として明示されている。これは、特許文献をテキストデータとして扱い、分析・可視化するデータ分析 (AI/データマイニングに近い手法) を用いた特許調査の実績があることを示している。

2) 経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動

以下の表に主な取組内容をまとめた。

表 2.11.21: 産総研の経済安全保障の動向を踏まえた主な知的財産活動

	主な内容

²⁷⁴ ニュース「量子技術の国際標準化合同専門委員会を産総研 臨海副都心センターで開催」(2025 年 6 月 4 日): https://www.aist.go.jp/aist_j/news/au20250604.html

²⁷⁵ 日立－産総研サーキュラーエコノミー連携研究ラボ関連資料: https://unit.aist.go.jp/hitachi-ccerl/news/2024/pdf/241204_01.pdf

²⁷⁶ 産総研「標準化推進人材のご紹介」: https://www.aist.go.jp/aist_j/business/alliance/so/index.html

²⁷⁷ 産総研 公開資料『調査報告書』(Fig31～Fig33 に特許テキスト分析・クラスタ分析の記載)
https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/comp-info/idpo/houkoku23-1.pdf

重要技術情報等管理：経済安全保障推進法を踏まえた技術情報の管理強化	・産総研は2023年10月に「重要技術情報等管理規程」²⁷⁸を制定し、重要技術領域・最重要技術領域、重要技術情報・最重要技術情報、保全対象発明を定義している。規程上、重要技術領域は「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」に規定する技術領域に連動している。 ・この規程は、知財活動にとって、発明の抽出、出願前管理、共同研究先への情報提供、論文投稿、学会発表、標準化提案時の情報管理を再設計する基盤となる。公開・権利化・秘匿の判断は、研究開発責任者や情報管理責任者との連携なしには成立しない。
安全保障輸出管理：技術提供・みなし輸出への適合を前提とした知財運用	・産総研の安全保障輸出管理規程²⁷⁹は、研究所が行うすべての技術提供及び貨物輸出に適用され、特定類型該当者への技術提供、役務取引許可、最終確認、教育、監査まで規定している。2026年1月時点の改正規程では、教育を計画的に実施し、監査を原則年1回行うことも明記されている。 ・知財実務では、外国人研究者、海外拠点、クラウド共有、共同発明者との情報共有が「技術提供」に該当しうる。したがって、出願前の明細書ドラフト、未公開データ、試作品仕様、ソースコード等の取扱いを、輸出管理審査と一体で運用する必要がある。

²⁷⁸ 産総研「重要技術情報等管理規程」

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/juyogijutsu_johokanri.pdf

²⁷⁹ 産総研「安全保障輸出管理規程」

https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/yusyutsukanri-kt.pdf

3. 大学等他の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関（FA 等）における知的財産の創造等に係る取組

以下、ファンディング・エージェンシーを FA という。

3.1 （国研）科学技術振興機構

（国研）科学技術振興機構（以下 JST という。）の概要を以表に示す。

表 3.1.1: 科学技術振興機構(JST)概要

名称	国立研究開発法人 科学技術振興機構 Japan Science and Technology Agency (JST)
目的	新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。 (国立研究開発法人科学技術振興機構法 第4条)
設立	1996 年（平成 8 年）10 月
主務大臣	文部科学大臣
組織等	①役員：8 名 理事長：橋本 和仁 理事：次田 彰、喜田 昌和（運用業務担当理事）、金子 博之、森本 茂雄、柴田 孝博 監事：2 名 ②職員：1,546 名 2025 年(令和 7 年)4 月現在
予算	2025 年度（令和 7 年度）：計 1,056 億 9 千 3 百万円 政府支出金：1,032 億 4 千 9 百万円（うち、運営費交付金：1,007 億 7 千 2 百万円、施設設備費補助金：4 億 1 千 4 百万円、MS 基金（革新的研究開発推進基金）補助金：20 億 6 千 3 百万円） 自己収入：20 億 3 千 8 百万円 受託等収入：4 億 7 百万円
本部所在地	埼玉県川口市本町 4-1-8 川口センタービル

（出典）JST のパンフレットより²⁸⁰

JST は、科学技術・イノベーション政策推進の中核的な役割を担う文部科学省所管の国立研究開発法人（以下、「国研」という）として、新たな価値を生み出すための基礎研究やスタートアップの支援、研究戦略の立案、研究の基盤となる人材の育成や情報の発信、国際卓越研究大学を支援する大学ファンドの運用など、様々な事業を展開している。

JST は現在、第 5 期中長期目標・中長期計画²⁸¹期間にあり、その期間は令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までの 5 年間である。令和 8 年 3 月現在、中長期目標の「Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に掲げられた 6 つの事項と、その区分に紐づいた事業一覧は以下のとおりである。

²⁸⁰ JST パンフレット <<https://www.jst.go.jp/pr/intro/outline.pdf>> [2026.3.17 取得]

²⁸¹ JST 中長期目標・中長期計画・年度計画 <<https://www.jst.go.jp/all/about/jigyuu.html>> [2026.3.2 取得]

表 3.1.2: 区分別事業

中長期目標	関連事業・部署
1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	- 研究開発戦略センター (CRDS) - 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究事業 - アジア・太平洋総合研究センター (APRC) - 未来共創推進事業 - 科学と社会の関係深化 - サイエンスアゴラ 「STI for SDGs」アワード - Science Portal - サイエンスティーム - 日本科学未来館 - 社会技術研究開発事業
2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進	- 研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) - 産学共同実用化開発事業 (NexTEP) - 研究成果展開事業 共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT) - 研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) - 大学発新産業創出基金事業 - 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) - 出資事業 - 出資型新事業創出支援プログラム (SUCCESS) - 知財活用支援事業 - 権利化支援 - 特許相談 - パッケージ化～知財譲受～ - パッケージ化～スーパーハイウェイ～ - ライセンス (開発あっせん・実施許諾) - 大学見本市～イノベーション・ジャパン - 新技術説明会 - 産から学へのプレゼンテーション - 目利き人材育成プログラム - 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進 - 革新的 GX 技術創出事業 (GteX) - 次世代エッジ AI 半導体研究開発事業 - ムーンショット型研究開発の推進 - 先端的重要技術に係る研究開発の推進 - 経済安全保障重要技術育成プログラム (K Program)
3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進	- 戦略的創造研究推進事業 - CREST - さきがけ - ERATO - ACT-X - ALCA-Next (先端のカーボンニュートラル技術開発)

	・ 情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) ・ 未来社会創造事業
4. 多様な人材の支援・育成	・ 創発的研究支援事業 ・ 国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 (BOOST) ・ 博士後期課程学生支援 ・ 次世代研究者挑戦的研究プログラム (SPRING) ・ 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 ・ 次世代人材育成事業 ・ スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 支援 ・ 国際科学技術コンテスト支援 ・ 科学の甲子園 ・ 科学の甲子園ジュニア ・ グローバルサイエンスキャンパス (GSC) ・ ジュニアドクター育成塾 ・ 次世代科学技術チャレンジプログラム ・ 女子中高生の理系進路選択支援プログラム ・ アジアサイエンスキャンプ ・ 研究開発マネジメント人材の基礎・応用力育成事業 ・ プログラムマネージャーの育成・活躍推進プログラム (PM 研修) ・ 研究開発マネジメント人材 基礎力育成プログラム (基礎力育成研修 (通称: URA 研修)) ・ 研究公正推進事業 ・ 研究公正ポータル
5. 科学技術・イノベーション基盤の強化	・ 科学技術情報連携・流通促進事業 ・ 科学技術情報プラットフォーム (JIPSTI) ・ J-GLOBAL (科学技術総合リンクセンター) ・ J-STAGE (科学技術情報発信・流通総合システム) ・ J-STAGE Data ・ Jxiv ・ ジャパンリンクセンター (JaLC) ・ researchmap ・ JST プロジェクトデータベース ・ 研究課題統合検索 (GRANTS) ・ ライフサイエンスデータベース統合推進事業 ・ 統合化推進プログラム ・ 基盤技術開発 ・ Integbio データベースカタログ ・ 生命科学データベース横断検索 ・ 生命科学系データベース アーカイブ ・ NBDC ヒトデータベース

	- 研究人材キャリア情報活用支援事業 - JREC-IN Portal (ジェイレックインポータル) - 国際科学技術共同研究推進事業 <二国間研究プログラム> - 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) - 戦略的国際共同研究プログラム (SICORP) <多国間研究プログラム> - AJ-CORE (Africa-Japan Collaborative Research) - e-ASIA 共同研究プログラム - ベルモント・フォーラム(Belmont Forum) - EIG CONCERT-Japan <国際強化支援> - 戦略的創造研究推進事業における国際強化支援 - 国際科学技術協力基盤整備事業 <海外事務所> - パリ、シンガポール、北京、ワシントン事務所 <国際交流活動> - 国際シンポジウム - グローバルリサーチカウンスル (GRC) - FA 等の研究開発支援機関長会合 <その他の国際的な活動> - 海外の科学技術情報の収集 - 外国人研究者宿舎 - 科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進 - Science Portal China (サイエンスポータルチャイナ) - 国際青少年サイエンス交流事業 - さくらサイエンスプログラム推進本部 - インド若手科学頭脳循環プログラム (LOTUS Programme) - 先端国際共同研究推進事業 - 先端国際共同研究推進事業 (ASPIRE) - 日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業 (NEXUS) - グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業
6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築	大学ファンドの創設
その他	- ダイバーシティ推進 - 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) - 受託事業 - 科学技術人材育成費補助事業 - 先端研究基盤共用促進事業 - 光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)

(出典)JST ウェブサイトより²⁸²

²⁸² JST 区分別事業紹介 <<https://www.jst.go.jp/all/jigyoku/index.html#jigyoku01>> [2026.3.3 取得]

第5期中長期目標の「Ⅲ.2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進」では、研究開発の推進により、産業構造と社会の変革を加速させることや、スタートアップの創出、出資、及び知的財産の取得と活用に向けた支援等を掲げている。特に「Ⅲ.2.1. 新たな価値の共創に向けた産学連携・スタートアップ創出の推進」では、各事業やファンディング・プログラムを通じた適切な知的財産の取得と活用の促進・支援が掲げられている²⁸³。具体的には、「機構及び大学等の研究開発成果について、課題や研究開発分野の特性、研究開発ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果をシームレスに実用化につなげることで、企業等への橋渡しを促進する。その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る」こととしている。また、「共創の「場」の形成を行いつつ、研究開発成果の社会実装及び大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント機能強化を促進することにより、持続的にイノベーションを生み出す環境の形成を推進する」ことや、「大学等発ベンチャーの創出支援等を通じて研究開発成果の事業化及び民間資金の呼び込み等を図る」こと、「大学等発ベンチャー創出及びその基盤となる人材育成等を実施可能な環境の形成を推進」、「機構及び大学等の研究開発成果の事業化が加速されるよう、適切な知的財産の取得と活用を促進する」こと、基金を設け「大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成を推進する」ことが掲げられている。また、中長期計画²⁸⁴の中では知財活用の支援として、大学等が行う知的財産マネジメント活動の支援や、JSTの研究開発事業に参画する研究者への知財支援、知財にかかる啓発活動の推進、産学マッチングの場の提供、技術移転促進のため大学知財担当者等に向けた研修等の実施が掲げられている。

²⁸³ JST 第5期中長期目標 <https://www.jst.go.jp/pr/intro/5th_period/5th_target.pdf> [2026.3.2 取得]

²⁸⁴ JST 第5期中長期計画 <https://www.jst.go.jp/pr/intro/5th_period/5th_plan.pdf> [2026.3.2 取得]

JST 産学連携事業の概要

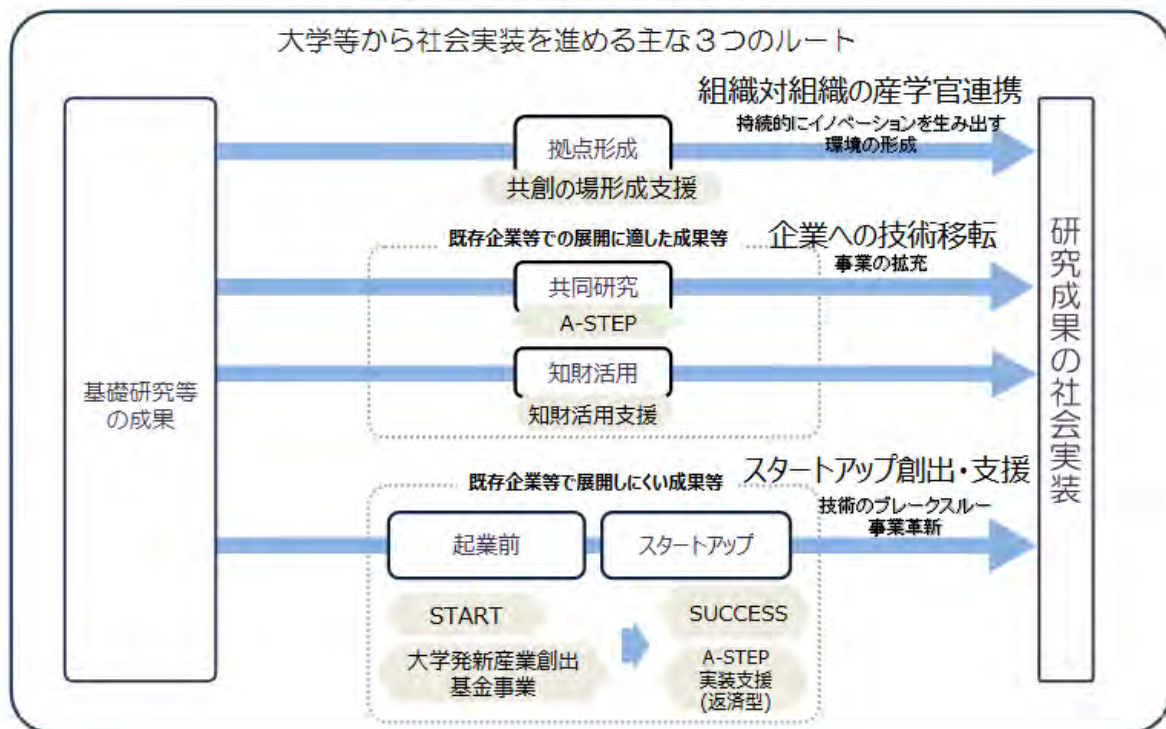


図 3.1.1: JST 産学連携事業の概要

(出典)JST ウェブサイトより²⁸⁵

また、同目標の「V. 財務内容の改善に関する事項」では、「知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の増加に努める」ことが掲げられている。JSTはFAだが、機構として特許を保有している。これには、過去に研究者と直接雇用契約を結び研究推進をしていた頃を取得したものもあれば、知財活用支援事業の一環として、技術移転やイノベーション創出の期待が持てるが大学等単独では保有困難な発明（例えば、アーリーステージで事業化までには時間を要し、大学等のインセンティブが働きにくく、出願・維持が難しいもの）をJSTが譲り受けて出願・保有しているものもある。これまでも、創造科学技術推進事業（ERATO）で得られたIGZO系酸化物半導体TFTの特許群をJSTがパッケージ化し、国内外の複数メーカーとの間でライセンス契約を締結するなど、保有特許の活用により大きく成功した事例があり、研究成果の活用支援における目標として自己収入の増加を掲げている。目標達成のための取組として、大学等の研究開発成果の技術移転に関しては、ベンチャーキャピタル等の外部機関と連携を図りつつ、企業・大学等間の連携促進、特許情報の収集、共有化、分析、提供及び集約を実施するとともに、特許価値向上のための支援、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行う（アンケート及びヒアリング結果より）。

(1) 組織体制・ガバナンス

令和8年1月30日現在、JSTの組織体制は大きく、コーポレート部門、情報基盤部門、研究事業推進部門、産学連携推進部門、未来人材部門、シンクタンク部門、資金運用本部に分かれている。ガバナンス構造として、理事長のトップマネジメントの下、5名の理事及び運用業務担当理事が業務を分掌するとともに、監事2名を置く。

²⁸⁵ JST 産学連携事業の概要 <<https://www.jst.go.jp/tt/outline/>> [2026.3.3 取得]

知的財産及び産学連携関連の業務には、機構全体で統一的に実施している業務と、各事業やファンディング・プログラムにおける業務、そして、大学等における知的財産マネジメントや技術移転、産学連携活動を総合的に支援する知財活用支援事業とがある。機構全体で統一的に実施している業務について、アンケート調査で選択肢を提示し確認したところ、以下の結果であった。

<機構全体で統一的に実施している業務>

- 各事業やファンディング・プログラムにおける知的財産関連のポリシーやガイドライン、ルール等の策定に関する監督や助言
- 機構としての知的財産が関係する契約書や合意書等のひな型の作成
- 外部の研究者や研究機関、JST 内の事業担当者向けの手引きや FAQ 等の作成
- JST における知的財産や産学連携活動に関する広報、マッチングの取組

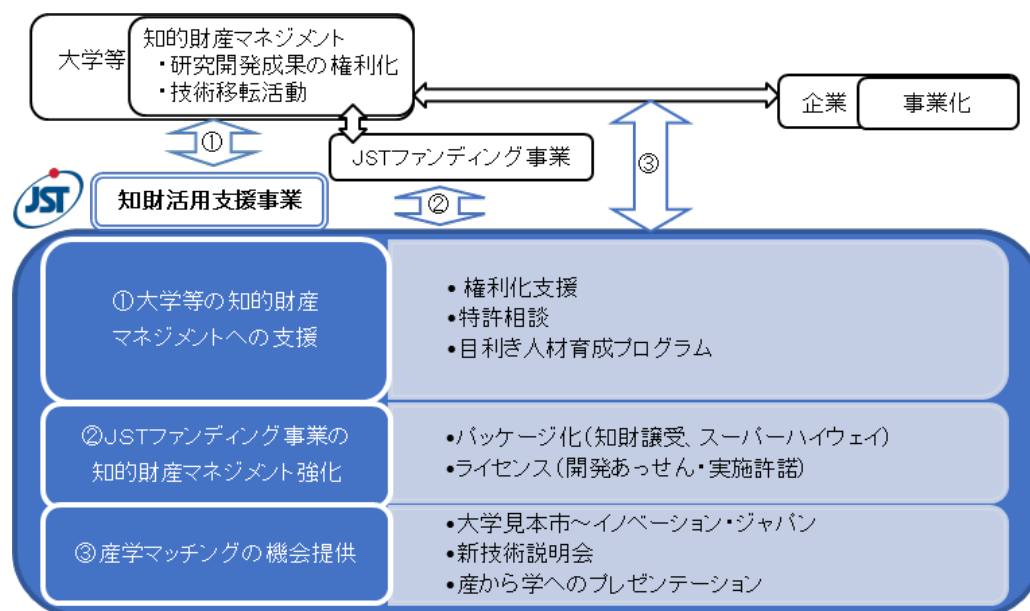


図 3.1.3: JST 知財活用支援事業

（出典）JST ウェブサイトより²⁸⁷

機構全体の業務及び知財活用支援事業を担っているのは、産学連携部門の中の知的財産マネジメント推進部である。令和 8 年 1 月 31 日現在、常勤職員 21 名、任期付・非常勤職員 78 名の約 100 名が在籍し（事務補助含む）、このうち弁理士資格を有する職員が 5 名いる。尚、各事業部門やファンディング・プログラム内に、知的財産や産学連携担当が分散配置されている場合がある。常勤職員の人事配置については、JST 全体の人事異動や人材育成の方針を踏まえて行われる。任期付職員の採用については、JST のウェブサイトや知財関係の求人サイトでの募集、企業からの出向を通じて行っている。採用にあたっては、分野の専門性や、企業等での研究開発経験、知財部門での実務実績を要件とし、面接等を通じて業務遂行能力を評価している。企業からの出向については、知財部門を有する大企業が大半で、出向・求人依頼を人材部門から出し、企業側で適任者がいた場合に応募する

²⁸⁷ JST 知財活用支援事業 <<https://www.jst.go.jp/chizai/about.html>> [2026.3.2 取得]

形となっている（アンケート及びヒアリング結果より）。

知的財産マネジメント推進部では、各事業やファンディング・プログラムに対して助言等を行っているが、各事業が知的財産関連のポリシーやガイドラインを作成するタイミングに行く。主に事業開始時や、新たな領域の立ち上げ時であり、担当事業部からの相談を受けて個別に対応している。

(2) 全体的な課題等

中長期目標に掲げられた事項に対し、知的財産の創造や産学連携を推進するための事業・プログラムのポートフォリオや、各事業・プログラム間の連携の状況、各事業・プログラムの推進から見える課題について尋ねたところ、以下の回答を得た。

表 3.1.3 全体的な課題等

知的財産の創造や産学連携関連の事業・プログラムのポートフォリオや連携等
• JST では産学連携に関する事業として、大学や公的研究機関の研究成果が産業界・社会へ橋渡しされ、持続的にイノベーションを生み出す環境を形成することを目的に、大学シーズの実用化に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築に貢献する、3つの支援を行っている。 そのうち、「企業への技術移転」に関する支援において、JST 及び大学等の研究開発成果について、シームレスに実用化につなげ、企業等への橋渡しを促進している。 そのうち、「知財活用支援事業」において、産学連携関連の事業に限らず、基礎研究等を推進する事業を含めた JST ファンディング事業の研究成果から創出される発明等の権利化や活用を通じたイノベーションの創出を支援するとともに、大学における知財マネジメントの自律化を促進している。
各事業やファンディング・プログラムの推進から見える課題
• 基礎研究分野において将来産業の創出につながる有望な発明をとりこぼさない仕組みや、将来のイノベーションの種となるアーリーフェーズの発明を権利化し、社会実装までつなげる仕組みの構築が課題。JST においては、JST ファンディング事業を対象として知的財産マネジメント人材が、特許の観点で研究課題を目利きし、社会実装に向けて優れた成果の発掘や、活用を見据えた権利化の支援を行っているところ。

(出典)アンケート結果より

各大学等で産学連携本部等が様々な取組を実施する中で、FA である JST が大学等の研究成果の発掘や技術移転等に取り組む意義についてヒアリングで尋ねたところ、JST と大学等との意見交換においても、基礎的な発明は発掘が難しいとの認識があること、また、費用負担が大きいため、大学等では出願数を増やすのではなく、社会実装につながるものに絞って出願する傾向にあることが確認された。

3.1.2 支援内容・人材育成

(1) ファンディング事業における知財創出のための取組状況

JST では多様なファンディング事業・プログラムを展開しており、それぞれで異なる知的財産や産学連携に対する方針、制度、支援の仕組みが異なる可能性がある。そこで、アンケート調査において、ファンディング・プログラムにおける取組状況について項目を提示し確認したところ、以下の回答を得た。

表 3.1.4: ファンディング・プログラムにおける知財創出のための取組状況

項目	回答	事業・プログラム名
① 採択プロジェクト等において、実施機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を求めているもの	○	・ 共創の場形成支援プログラム (※) ※) 本プログラムでは、知財合意書の策定や知財委員会の設置等の具体的な対応は指定していないものの、産学官による研究開発を効果的・効率的に推進する産学官共創システムに係る整備の一環として、代表機関及び参画機関において、知的財産権の取扱いルールを定めることを求めている。 ・ 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) ・ 未来社会創造事業 ・ 革新的 GX 技術創出事業 (GteX) ・ 次世代エッジ AI 半導体研究開発事業 ・ 戦略的国際共同研究プログラム (SICORP) ・ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) ・ 先端国際共同研究推進事業 (ASPIRE) ・ 日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業 (NEXUS) ・ 経済安全保障重要技術育成プログラム (K Program)
② 大学等に対し、知的財産を創造した対価やライセンス料等について研究現場（研究室など）への還元を促す仕組み（報奨金制度、知的貢献費*、環境整備等）のあるもの	—	
③ 知的財産について、オープン・クローズ戦略による取組を促しているもの	○	・ 経済安全保障重要技術育成プログラム (K Program)
④ スタートアップに対し、知的財産関連の支援を行ったり、研究機関による支援を促したりする仕組みのあるもの	○	・ 出資型新事業創出支援プログラム (SUCCESS) ・ 研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 実装支援（返済型）
⑤ 採択プロジェクト等において知的財産関連人材の支援を行ったり、配置を求めたりするもの	—	
⑥ 他の研究機関や企業等に対し、採択プロジェクト等で創造された研究成果や知的財産の広報・マッチング（企業への営業、展示会出展等）に対する支援を行っているもの	○	・ 未来社会創造事業 ・ 経済安全保障重要技術育成プログラム (K Program)
⑦ 事業費を知的財産用として使いやすい制度としている	○	・ 共創の場形成支援プログラム ・ 大学発新産業創出基金事業

もの	- 研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 - 未来社会創造事業 - 革新的 GX 技術創出事業 (GteX) - 次世代エッジ AI 半導体研究開発事業 - ムーンショット型研究開発事業 - 経済安全保障重要技術育成プログラム (K Program) - 創発的研究支援事業 研究環境整備支援

(出典) アンケート結果より

- 知的貢献費とは、技術貢献料や学術貢献費などとも呼ばれ、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(文部科学省・経済産業省)に基づき、研究機関が共同研究等を民間と行うにあたり、民間に対して付加価値のある「知」も研究の際に提供している等との考えの下、その分の貢献も全体経費に上乗せ又は別枠設定し、本部等ではなく研究現場への収入として人件費や間接経費に充てられるもの。

以下、各取組について報告する。

1) 実施機関間での知財合意書の策定や知財委員会の設置

JST では、10 のファンディング事業・プログラムにおいて、実施機関間での知財合意書の策定や知財委員会の設置を制度的に要求していた。分かりやすく示されている事業の例として、未来社会創造事業がある。JST ウェブサイト「研究契約に係る書類²⁸⁸」には各事業・プログラムの事務処理説明書や様式が掲載されているが、未来社会創造事業では項目「委託研究事務処理説明書(共通版、補完版)」の中で、文書「未来社会創造事業 知的財産マネジメント基本方針²⁸⁹」が掲載されており、採択プロジェクトの実施機関間における共同知財協定の作成や知的財産運営委員会の整備について明記されている。また、募集要項に関連する記載があるものもある。例えば革新的 GX 技術創出事業 (GteX) の募集要項²⁹⁰には、「3.4.1 研究開発マネジメント体制」において、「各領域における知的財産の取り扱い方針等を定める知財委員会、研究開発成果を円滑に NEDO 事業等へ展開するための機能などを設置する予定」と記載するとともに、「3.4.2 研究開発マネジメントの視点」において、「企業等が早期の社会実装を目指すにあたって知的財産権の問題が障害とならないよう、PO 等を中心とした知財委員会を設置し、成果発表や特許出願における事前確認等の実施や特許出願状況の把握、知的財産権の実施許諾に関する方針など、領域毎に知的財産に係る活用方針等を定めます」とある。戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) では、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 運用指針第 8 条 知的財産の扱い」及び「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の扱いに関する運用指針」において、「課題又は課題を構成する研究項目ごとに、知財委員会を研究推進法人等又は研究開発責任者の所属機関(委託先)に置く」こととし、「知財委員会は、原則として PD 又は PD の代理人、主要な関係者、専門家等から構成する」とされている。尚、SIP における「課題」は一つのファンディング・プログラムに相当する。このように、JST が推進する事業・プログラムにおいて、知財委員会はプロジェクトごとに設置を要求しているが、プログラムごとに設置する場合もある。

²⁸⁸ JST 研究契約に係る書類 <<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>> [2026.3.3 取得]

²⁸⁹ 未来社会創造事業知的財産マネジメント基本方針 <<https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025mirais305manua.pdf>> [2026.3.3 取得]

²⁹⁰ 革新的 GX 技術創出事業 (GteX) 令和 6 年度 公募要領 1～5 章 <<https://www.jst.go.jp/gtex/dl/2024/yoko01-05.pdf>> [2026.3.4 取得]

アンケートでは、どのようなプログラムにおいて、採択プロジェクトの実施機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を要求することが望ましい（若しくは、望ましくない）と考えているのか、プログラム設計時の考え方や、導入した場合の効果、課題について尋ねたところ、下記の回答を得た。

表 3.1.5: 実施機関間での知財合意書の策定や知財委員会の設置に関する状況

共創の場形成支援プログラム
本プログラムでは、知財合意書の策定や知財委員会の設置等の具体的な対応は指定していないものの、産学官による研究開発を効果的・効率的に推進する産学官共創システムに係る整備の一環として、代表機関及び参画機関において、知的財産権の取扱いルールを定めることを求めている。
戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)
SIPについては、本プログラムを所管する内閣府（ガバニングボード）の「知的財産の扱いに関する運用指針」において、知財委員会の設置を求めている。
未来社会創造事業
本事業は新しい試みに果敢に挑戦するハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進によって、<u>経済・社会的にインパクトのある非連続なイノベーションを積極的に生み出す取組</u>であり、研究開発と知的財産創出等活動の一体化を図り、論文や特許等の成果を効果的に創出・権利化するため、採択プロジェクトの実施機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を求めている。
革新的 GX 技術創出事業（GteX）
本事業は我が国のアカデミアにおける基礎研究力の高いポテンシャルと蓄積を最大限活用し、大学・国研等における研究開発及び人材育成を支援し、革新的な技術シーズの創出や人材輩出の観点から GX（グリーントランスフォーメーション）の実現への貢献を目指すものであり、<u>将来的な事業化を念頭に置き、可能な限り国内企業等の国内産業の振興を目的としていることから、PO 等を中心とした知財委員会を設置し、成果発表や特許出願における事前確認等の実施や特許出願状況の把握、知的財産権の実施許諾に関する方針など、領域毎に知的財産に係る活用方針等を定めている。</u>
次世代エッジ AI 半導体研究開発事業
本事業は超低消費電力等の革新的な次世代エッジ AI 半導体に必要となる設計、製造、材料などの技術に関して、既存の産業あるいは 2030 年代中盤以降に求められる新たな産業からバックキャストした技術のうち、アカデミアが行うべき技術について、産業界への速やかな橋渡しを意識した研究開発を行うものであり、<u>研究開発と知的財産・データ管理活動の一体化</u>を図り、成果の権利化、公表・秘匿及び活用に関する指針の決定を促すために、採択プロジェクトの実施機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を求めている。
- 戦略的国際共同研究プログラム（SICORP） - 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS) - 先端国際共同研究推進事業（ASPIRE） - 日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）
プロジェクト開始に当たり、<u>相手国機関との共同研究に係る合意文書（CRA : Cooperative Research Agreement）締結</u>を参画機関に求めており、当該契約では知財の取扱いに関する条項を含めることを推奨している。
経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）
研究開発成果の社会実装を指向するプログラムでは、研究開発途中及び終了後を含め知的財産権の利活用を円滑に進めることが望ましいと考える。このため、経済安全保障重要技術育成プログラムでは、研究開発課題に参画する研究開発機関等及び JST において、研究開発課題の運用に必要な諸般の規程を定めた「実施規約」を作成し、研究開発機関等はこれに誓約することを委託研究契約締結の条件としている。実施規約では、知的財産の利活用方針

の策定及び知財運用会議の設置を義務として規定している。

(出典) アンケート結果より

下線は未来工学研究所による。

アンケート結果からは、研究開発成果の社会実装を目指すプログラムにおいて、知財合意書の作成等を求めていることがわかる。研究開発の途中のみならず、終了後を含む知的財産権の利活用を円滑に進めることが望ましく、複数機関や他国との共同研究を求めるプログラムでは重要であることが確認できる。知財合意書の策定等についてヒアリングで尋ねたところ、制度設計段階で関係府省等と調整し、事業単位で必要と判断した場合に設定しているとの回答であった。また、主に基礎研究を推進する事業においては、各課題の規模や知的財産の創出状況を鑑みると、知財委員会等の設置を求めることは必ずしも有効ではないとのことであった。有望な発明が権利化までいかない場合があるため、発明発掘の取組を実施しているとのことであった。

その他、昨今のデータサイエンスの進展もあり、JSTにおいてもDMPの作成を採択プロジェクトに求めるようになったが、研究開発と知的財産・データ管理活動の一体化を図ることの重要性もうかがえる。

2) オープン・クローズ戦略

知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント等を促す取組を実施しているプログラムについてアンケートで尋ねたところ、1つのプログラムが該当した。

表 3.1.6: オープン・クローズ戦略に関する取組状況

経済安全保障重要技術育成プログラム (K Program)
プログラム・ディレクター／プログラム・オフィサーと相談の上で当該課題の知財利活用方針を策定することを求めている、その際に知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント等の取組を促すことにしている。

(出典) アンケート結果より

K program は、わが国が中長期的に国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素である先端的な重要技術について、研究開発から実証・実用化までを迅速かつ機動的に推進するものである²⁹¹。本プログラムは、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議の下、内閣府、文部科学省及び経済産業省が中心となって、府省横断的に、経済安全保障上重要な先端技術の研究開発を推進する。また、研究成果を社会実装に繋げていくため、研究実施段階において経済安全保障推進法に基づく協議会等による伴走支援を実施する。先端的な重要技術については、国が研究開発ビジョンを提示するが、これまでに第一次（令和4年9月）、第二次（令和5年8月）の2回、提示されている。

オープン・クローズ戦略については、本プログラムの運用・評価指針²⁹²に記載がある。具体的には、「1 本プログラムの特徴」の中で、「研究開発成果は、民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省・機関において公的利用につなげていくことを指向し、（中略）研究開発の実施側と関係府省・機関や民間部門との意見交換を積極的に促進する。意見交換においては、技術を守る観点で、個別の技術の特性や技術成熟度等に応じ段階的

²⁹¹ K Program <<https://www.jst.go.jp/k-program/index.html>> [2026.3.4 取得]

²⁹² 経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針 <https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/unyo-hyouka.pdf> [2026.3.4 取得]

に行う適切な技術流出対策・イノベーション推進方策も含めたオープン・クローズ戦略についても検討する」こととし、「5 研究委発の実施方法」において「PD（※筆者注：プログラム・ディレクター）及び PO（※筆者注：プログラム・オフィサー）は、担当する研究開発課題にかかるプログラム会議の助言や意見交換会での意見交換を踏まえた対応（研究開発課題の運営等の改善、資金配分の見直し等）について、FA と協議する。また、研究開発課題の進捗状況等に応じ、研究成果のオープン・クローズ戦略を含め、機動的かつ柔軟に当該の研究開発課題を指揮・監督する」とある。また、「8 知的財産権等の取扱い」の中で、「管理対象データは、FA からの委託先である研究開発機関又は同機関に所属する研究者が、その責任において、各機関のデータポリシー等に基づき管理する。オープン・クローズ戦略に基づき管理対象データの保存・共有・公開等の区分を明確化し、研究データ基盤システム等の活用により、必要な範囲で研究データの公開を行う」とある。アンケートからは、PD 及び PO と相談の上で当該課題の知財利用活用方針を策定することを求めている、その際に知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント等の取組促すことにしているとの回答が寄せられた。尚、本プログラムは開始からまだ日が浅く、取組の効果を測定するには至っていない。（ヒアリング結果より）

3) スタートアップに対する知的財産関連の支援等

スタートアップに対し、知的財産関連の支援を行うものや、研究機関による支援を促す仕組みのあるプログラムについては、2つのプログラムが該当した。

表 3.1.7: スタートアップに対する取組状況

出資型新事業創出支援プログラム (SUCCESS)
JST が保有する知的財産や設備等を現物で出資することを可能としている。知的財産の現物出資を可能とすることで、JST や大学が持っている未利用特許の有効活用が見込まれる。
研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 実装支援（返済型）
大学等の研究成果の社会実装を目指すスタートアップ等を対象とした事業であり、応募要件として、本制度の開発において社会実装を目指す研究成果（技術シーズ）が「大学等に所属する（又は創出時に大学等に所属していた）研究者の発明等に基づく知的財産権であること」及び、その知的財産権について、大学等からの実施許諾、譲渡等含め、「開発実施企業が利用する権利を有すること」を求めている。これにより、研究成果の早期社会還元を目指す。

（出典）アンケート結果より

SUCCESS は、研究開発成果の実用化を目指すスタートアップに対し、出資や人的・技術的援助（ハンズオン）を行うプログラムである²⁹³。JST がスタートアップの株主になることで民間の資金が集まってくる「呼び水効果」を狙っており、金銭による出資だけでなく、JST 保有の知的財産や設備等を現物出資することも可能としている。ただし、これまでに現物出資の実績はない（ヒアリング結果より）。

A-STEP は、大学・公的研究機関等で生まれた科学技術に関する研究成果を国民経済上重要な技術として実用化することで、研究成果の社会還元を目指す技術移転支援プログラムである²⁹⁴。大学等の研究成果の技術移転に伴う技術リスクを顕在化し、それを解消することで企業による製品化に向けた開発が可能となる段階まで支援することとし、研究開発の状況に応じて、リスクの解消に適した複数のメニューを設けている。具体的には、A-STEP は2つのタイプに分かれ、一つが「産学共同」であり、その中でステージⅠ（育成

²⁹³ SUCCESS 事業紹介 <<https://www.jst.go.jp/entre/outline.html>> [2026.3.3 取得]

²⁹⁴ A-STEP <<https://www.jst.go.jp/a-step/outline/index.html>> [2026.3.3 取得]

フェーズ) とステージⅡ (本格フェーズ) がある。もう一つが「実装支援 (返済型)」である。実装支援 (返済型) は、スタートアップ等による実用化開発を、開発費の貸付により支援するものであり、1 採択課題あたり、最長 3 年間、上限 5 億円 (総額) の開発費の貸付により支援する。事後評価が S,A,B 評価の場合は開発費の全額を返済し、C 評価の場合は開発費の 10% の返済を求める。開発の途中で、目標の達成度や事業化の可能性、イノベーションインパクトからマイルストーン評価を実施し、SABC の 4 段階で C 評価された場合は開発継続不可となる。2025 年度 (令和 7 年度) 公募要領²⁹⁵において知的財産権にかかる記述として、「2.6.2 技術シーズの要件」として、「大学等に所属する (又は創出時に大学等に所属していた) 研究者の発明等に基づく知的財産権であること」や、「2.9 選考の観点」の「d. 研究開発の計画 (本提案の実行可能性)」の基準の一つとして「本提案に必要な知的財産権が確保され、他の知的財産権に抵触する可能性が低いこと」があり、知的財産権の確保が応募要件となっている。また、応募相談時の提出書類の一つ、事業計画 (様式自由) の項目例として「競合の状況及びそれに対する優位性 (技術、知財等)」が挙げられている (2.7.1 応募相談について)。開発終了後、一定期間、実用化状況 (知的財産権の利用状況を含む) について報告書の提出書を求めることや (3.7.7 調査)、学生が参加者に含まれる場合の対応の必要性 (3.8 開発実施企業の責務等) についても記載がなされている。

上記 2 つはすでに起業したスタートアップを対象とする事業・プログラムであるが、「スタートアップを目指す課題」を支援するものとして、大学発新産業創出基金事業²⁹⁶は、大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等を実施可能な環境の形成を推進する事業である。政府は 2022 年 (令和 4 年) 11 月に「スタートアップ育成 5 か年計画」を決定したが、これを踏まえ JST に造成された大学発新産業創出基金により、5 つのプログラムを展開している。

表 3.1.8: 大学発新産業創出基金事業のプログラム概要

プログラム	概要
可能性検証	A-STEP トライアウトで行ってきた地域の大学等の基礎研究成果による企業ニーズの達成を目指す支援に加えて、大学等の成果に基づくスタートアップ等の創出も視野に入れた実用化の可能性も検証するもの。
プロジェクト推進型 起業実証支援	事業化ノウハウを持った人材 (「事業プロモーター」) ユニットを活用し、大学等発スタートアップの起業前段階から、研究開発・事業育成のための公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業化戦略・知財戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指す。
ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム (D-Global)	大学等発の技術シーズを核にして、社会・経済に大きなインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップの創出を目的とする。技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関及び研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者となり、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとに事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定し、事業化推進機関と研究代表者が一体的に課題

²⁹⁵ A-STEP 実装支援 (返済型) 2025 年度 (令和 7 年度) 公募要領 <https://www.jst.go.jp/a-step/koubou/files/hensai/a-step-hensai_koubouyouryou_01.pdf> [2026.3.4 取得]

²⁹⁶ 大学発新産業創出基金事業 <<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/index.html>> [2026.3.4 取得]

	を推進する。
スタートアップ・エコシステム共創プログラム	大学等発スタートアップの創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、国際市場への展開を含め、大学等発スタートアップの創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発スタートアップの継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを、参画機関を拡充しながら形成する活動を支援する。 また、採択された全国の「拠点都市プラットフォーム」及び「地域プラットフォーム」が連携し、各プラットフォームの枠組みを超えて、国内外における経営者候補人材や事業化支援人材、研究シーズ、資金等の情報を、効率的・効果的に取得・活用することができるネットワークを構築することを目指し、「全国ネットワーク構築支援」を実施。
早暁プログラム	大学等発スタートアップ創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、大型ギャップファンド等の次のフェーズへの移行を目指す。

(出典) JST ウェブサイトを基に未来工学研究所が作成 ²⁹⁶

本事業のプログラムの一つ、スタートアップ・エコシステム共創プログラムでは、2023年度（令和5年度）に公募を実施し、7つの拠点都市プラットフォーム及び2つの地域プラットフォーム（以下、プラットフォームを「PF」という）を選定した。各PFは、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国研含む）、地方独立行政法人等（主幹機関、スタートアップ創出共同機関）により構成されるものとし、公募要領「2.1.3 各PFで実施する内容」の「(2) スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備」の中で、「起業に向けた大学等のルール・規定等の整備」として、以下について参画から1年後までに整備することを求めている ²⁹⁷。

<PF 参画大学等に求めた起業に向けた大学等のルール・規定等>

- ・ 研究者の大学等発スタートアップとの兼業（技術顧問等を含む）を可能とする兼業規程
- ・ 大学等発スタートアップへのライセンスも含めた、特許等知的財産の取扱いに関する規程
- ・ 大学等発スタートアップの株式又は新株予約権の取得等にする規程等
- ・ 研究者が設立した、又は設立に関与した大学等発スタートアップとの共同研究に関する規程
- ・ 大学等発スタートアップとの研究者の兼業や共同研究、大学等発スタートアップへのライセンス等を認める上で必要となる利益相反マネジメントに関する規程

これらの整備状況について JST にアンケート調査で確認をしたところ、2024 年度（令和6年度）末の段階で、「プログラムに参画するほぼ全てのスタートアップ創出共同機関の大学等研究機関において、整備が完了していることを報告書等で確認しており、大学等発スタートアップの創出に際してのルールが整備されつつある」との回答を得た。

²⁹⁷ 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム 拠点都市プラットフォーム共創支援／地域プラットフォーム共創支援 公募要領 < https://www.jst.go.jp/program/startup_kikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf > [2026.3.16 取得]

4) 企業等への広報・マッチング

各ファンディング・プログラムで採択されたプロジェクトで創造された研究成果や知的財産に関して、他の研究機関や企業等へプログラムとして広報やマッチングを行っているものがあるかをアンケート調査で尋ねたところ、1つのプログラムが該当するとの回答を得た。

表 3.1.9: 事業・プログラムにおける企業等への広報・マッチングの取組状況

経済安全保障重要技術育成プログラム (K Program)
- 成果の活用が見込まれる関係府省・機関において公的利用につなげていくことを目的に、マッチングの支援の一環として各府省のニーズ情報等を含む、研究開発に有用な情報の収集・整理・分析を行う意見交換会（協議会）を開催している。 - また、経済安全保障重要技術育成プログラムのうち、「合成生物学、データ科学等の先端技術を利用した肥料成分の有効活用・省肥料化・肥料生産等に関する技術」に関する研究開発構想（個別研究型）では、今後実施するステージゲート評価において、FS 型研究から実証型研究への移行の際、ほ場等の実証に必要な研究施設・設備を保有する研究機関や研究者とのマッチング支援を行うことを予定している。

（出典）アンケート結果より

（※）新技術説明会のマッチングについては、Web ページ上に「2021 年度に発表された 441 件の新技術うち 207 件（約 47%）が、3 年以内に「共同研究」「技術指導」「サンプル提供」「ライセンス契約」など、実際のビジネスや技術開発につながりました」とある。

5) 事業費を知的財産用として使いやすい制度としているもの

JST の委託研究費の執行については、事業やプログラムごとに事務処理説明書に定められているため、それぞれの特徴を踏まえた制度となっている可能性がある。そのため、アンケート調査にて、事業費を知的財産用として使いやすい制度としているものについて尋ねたところ、9つの事業・プログラムについて回答が寄せられた。

表 3.1.10: 事業費を知的財産用として使いやすい制度としている事業・プログラム

共創の場形成支援プログラム
研究開発期間内に特許権（外国特許を含む）取得が見込まれる成果に係る特許関連経費（について、直接経費からの費用計上を可能としている。
大学発新産業創出基金事業
「大学等」を対象として、研究開発期間内に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果に係る特許関連経費に対し、直接経費からの費用計上を可能としている。
研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同
「大学等の国内出願」について、研究期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費に対し、直接経費からの費用計上を可能としている。
未来社会創造事業
「探索加速型・大規模プロジェクト型における大学等の国内出願」及び「大規模プロジェクト型における大学等の外国出願」に限り、研究期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費について、JST が承認した場合に限り、直接経費からの費用計上を可能としている。
革新的 GX 技術創出事業 (GteX)
「大学等の国内出願及び外国出願」について、研究期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費に対し、PO が承認した場合に限り、直接経費からの費用計上を可能としている。
次世代エッジ AI 半導体研究開発事業

「大学等」「企業等」とともに、研究開発期間内に特許権取得が見込まれる成果については、その出願に係る特許関連経費に対し、知財マネジメント基本方針に基づき設置した知財運営委員会で審議・承認した出願に限り、直接経費からの費用計上を可能としている。
ムーンショット型研究開発事業
ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針にて、知的財産権の出願に係る費用は、委託研究契約期間中、直接経費として支出することができると定められている。事務処理説明書補完版にも下記の通り記載（以下抜粋）。※AI-ENGAGE 型も同様 ----- 「ムーンショット型研究開発事業（通常型）では、「大学等」「企業等」とともに、研究期間中に特許権取得が見込まれる成果については、その出願に係る費用（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）を直接経費に計上することができます。
創発的研究支援事業 研究環境整備支援
大学等に限り、創発研究者の研究期間中に特許権取得が見込まれる創発的研究の成果については、その特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等出願にかかる経費）を直接経費に計上することができる。
経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）
「大学等」「企業等」とともに、研究期間中に特許権取得が見込まれる成果については、その特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等出願にかかる経費）を直接経費に計上することを認めている。

（出典）アンケート結果より

いずれの事業・プログラムにおいても、一定の条件の下、特許関連経費を直接経費から支出可能としている。「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針²⁹⁸」では、間接経緯の主な使途の例示の中で特許関連経費が対象として示されている。そのため、委託研究事務処理説明書共通版には、特許関連経費は間接経費での計上を原則としている²⁹⁹。このように、間接経費による支出を基本とするが、国として定めている場合や、産学連携で重要となる場合などには、各事業及び所管府省の判断で直接経費からの支出を可能としている（ヒアリング結果より）。委託研究事務処理説明書の記載と併せると、9つの事業・プログラムで共通していることとして、対象となる特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用 等出願にかかる経費）は同じで、国内のみならず外国出願についても対象となっている点がある。相違点として、直接経費からの支出に関する承認プロセスがある。特に事業・プログラムでの承認について明記されていないものもあるが、GteX 及び次世代エッジ AI 半導体研究開発事業の2事業については、POの承認ないし知財運営委員会での承認が必要となっている。いずれも知的財産マネジメントをプロジェクトレベルではなく、プログラムレベルで実施する方針であることがうかがえる。また、条件として主体の違いがあり、大学等に限るものと、企業等も含めるものがある。

（2）知財支援に関する事業の取組状況

JST ではファンディング事業とは別に、知財活用支援事業を実施し、大学等の研究成果の権利化支援、パッケージ化、企業へのライセンス、産学マッチング機会の提供、技術移転人材の育成等に取り組んでいる²⁸⁷。本事業は、JST が平成 15 年度から外国特許出願の

²⁹⁸ 競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和 5 年 5 月 31 日改正），競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf> [2026.3.12 取得]

²⁹⁹ 令和 7 年度委託研究事務処理説明書 共通版、p49.

<<https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025a301manua.pdf>> [2026.3.12 取得]

支援を開始し、平成 26 年度には「重要知財集約活用制度」として、平成 28 年度には「知財活用支援事業」として大幅な見直しを行い、現在は、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化を目的とした総合的な支援を行っている³⁰⁰。

以下、実施されている 9 つの取組について、主な活動と実績、成果・効果、課題について調査を行った。

表 3.1.11: 知財活用支援事業の取組

取組	概要
権利化支援	大学等の特許出願であって、将来的に技術移転及び特許利用の可能性が高いものを、大学等保有のまま外国特許の取得を支援する。PCT 出願及び国内移行において、費用面や JST 担当調査員による権利強化や活用のための助言等で総合的に支援する。
特許相談	大学等が行なう特許出願・活用に関する様々な課題に対して、1 件ごとに JST 担当調査員がつき、国内出願前後の発明について特許の強化、活用の可能性を高めるための客観的なアドバイス等の提供を行なう。
パッケージ化～知財譲受～	大学等の知財のうち、技術移転やイノベーション創出の期待が持てるが大学等単独では保有困難な特許について、出口を見据え JST が譲り受けるなどして集約し、大学と協力しながら積極的な活用促進を図る。
パッケージ化～スーパーハイウェイ～	JST が保有する特許のうち、技術的優位性が高く社会的・経済的波及効果が期待されるものについて、実証検証も行うことで実用化に必要な（周辺）技術の権利化を行い、特許パッケージとしての企業への訴求力を高め早期の活用を図る。
ライセンス（開発あっせん・実施許諾）	JST の研究開発プログラムの成果により創出された発明の JST 名義での権利化・ライセンス（実施許諾）やプログラム終了後に創出された発明を出願前譲受した集約特許、大学等名義特許のライセンス（開発あっせん）及びこれらの特許を組み合わせた利活用により、企業への技術移転を推進する。
大学見本市～イノベーション・ジャパン）	大学などの研究成果の実用化を促進するため、全国の大学・高専などの研究シーズを展示会場に一堂に集め、来場した企業関係者へ紹介する場を提供し、優れた技術シーズと産業界のニーズとのマッチングを図る。
新技術説明会	大学、公的研究機関、JST の各種事業により生まれた、研究成果の実用化を促進するため、企業に対し研究者自ら実用化を展望した成果の発表を行う。
産から学へのプレゼンテーション	企業側が、「解決すべき技術課題」や「共同研究したい課題等」などのニーズ情報を、大学側に対して発信するニーズ先行型のマッチングイベント。
目利き人材育成プログラム	大学等の研究成果の実用化を促進する人材の育成・確保のため、大学・TLO・公的研究機関・地方自治体等で産学官連携・技術移転業務に携わる人材（目利き人材）の専門能力の向上、ネットワーク構築等を目的として、2002 年度より実施。

（出典）JST ウェブサイトより²⁸⁷

1) 権利化支援

【主な活動と実績】

権利化支援は、大学等の発明から生み出された、海外への技術移転を想定した外国特許出願に対して、実際の出願手続きを通じて大学等が出願及び海外展開のノウハウを蓄積す

³⁰⁰ 令和 8 年度知財活用支援事業（権利化支援）公募要領（案）<<https://www.jst.go.jp/chizai/pat/doc/boshu2026/2026koubo.pdf>> [2026.3.5 取得]

ることにより、知財基盤を強化し、ライセンス等技術移転活動を活性化することを目的としている。大学等で生まれた研究成果に関する国内基礎出願に基づく外国特許出願のうち、大学等が出願人となって行う特許協力条約（PCT）に基づく国際出願を、PCT 出願段階、指定国移行段階の 2 ステージ方式で支援する。

- 大学等が出願人となる国内基礎出願に基づく外国特許出願について、大学等保有のまま外国特許出願に係る費用の一部を支援する。
- 申請案件には、1 件ごとに JST 担当調査員がつき、先行技術調査を踏まえた申請機関への発明ヒアリング、特許性・有用性に関する調査等を踏まえ、権利強化や活用のための助言等を行う。
- 外部有識者から構成される知的財産審査委員会では、実用化を担う企業の視点から技術移転や事業化へと繋がる可能性が高い「将来の事業化を見据えた質の高い特許」を出願するための支援を目的に、特許性評価・技術評価に関する支援及び出願内容や出願要否等を含む権利化に関するアドバイス等を行う。

（アンケート結果より）

【利用機関の特徴等】

申請機関は大学等であるが、令和 4 年度より、国、地方公共団体、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、認可法人、公益財団法人、公益社団法人、医療法人、一般財団法人、一般社団法人（以下、「公共的機関」という）との共同出願や、大学等発ベンチャーや中小企業等を中心とした民間企業との共同出願を基礎出願とする外国出願も支援対象としている。なお、外国出願費用の支援対象は大学等とし、公共的機関及び民間企業は対象外で、その他の国立研究開発法人も対象外である（ヒアリング結果より）。申請機関につき新規申請は年間 30 件以内と定めており、年間の外国出願件数が 30 件以内である大学等、外国出願にあたって JST からの権利化及び活用に向けてのアドバイス等を必要とする大学等が主に利用している（アンケート結果より）。

【成果・効果】

2024 年度の実績として、権利化支援の支援特許がライセンス等に繋がったことで大学等に 98 百万円の実施料等収入がもたらされた。また、支援特許を基に大学等と企業との共同研究 849 件に繋がり、大学等に 7,554 百万円の研究費受入れがもたらされた（アンケート結果より）。

【課題】

権利化支援の利用により、外国出願の実績は大学に蓄積されてきたが、技術移転先企業の探索やマッチング、ライセンス交渉等、特許の活用が今後の課題と捉える大学等は複数存在している（アンケート結果より）。

2) 特許相談

【主な活動と実績】

特許相談は、国公立大学・承認 TLO・大学共同利用機関・高等専門学校（以下、「大学等」という）が行う特許出願・活用に関する様々な課題に対して、JST が客観的なアドバイス等を提供し、特許活用の可能性をより高めていくことを目的としている。大学等が承継した国内出願前後の発明（大学等の権利持ち分の合計が 100%のもの）について、1 件ごとに JST 担当調査員がつき、大学等が行った先行技術調査の結果を踏まえて独自に発

明内容の調査を実施し、特許性・有用性評価、外国特許出願及び技術移転を見据えた特許請求の範囲、明細書の記載に関するアドバイス等を行う（アンケート結果より）。

【利用機関の特徴等】

利用機関は大学等であり、権利化支援と同じくその他の国立研究開発法人は対象外である（ヒアリング結果より）。国内出願前の発明の特許性・有用性評価に関する相談が中心であることから、承継する年間の発明件数が比較的少ない大学等、学内で出願可否を判断する際に第三者機関（JST）の評価を参考にしたい大学等、国内出願にあたって JST からの権利化及び活用に向けてのアドバイス等を必要とする大学等が主に利用している（アンケート結果より）。

【成果・効果】

JST の先行技術調査に基づく特許性・有用性評価が大学等の出願可否判断に役立ち、権利化及び活用の可能性の高い特許出願に結びついている。また、JST からのアドバイス等に基づき外国出願を見据えた国内出願をすることで、権利化支援の申請に結びつくケースもある（アンケート結果より）。

【課題】

大学等が自ら国内出願の可否判断が可能となるよう大学等の知財体制が充実することが望ましいが、大学等によっては体制整備が困難であることから、JST 等の外部機関の支援を受けながらノウハウを蓄積していくことが望ましい（アンケート結果より）。

3) パッケージ化～知財譲受～

【主な活動と実績】

本制度は、大学等の知財のうち、技術移転やイノベーション創出の期待が持てるが大学等単独では保有困難な特許（特許を受ける権利を含む）について、出口を見据え JST が譲受（これを「知財集約」という）し、大学等と協力しながら積極的な活用促進を図るものである³⁰¹。本制度の目的は、JST 保有特許の補強による JST 特許ポートフォリオの強化にある。知財集約の方針として、譲渡時は無償で JST に譲り、実施料は、特許実施（オプション含む）による収入が発生した場合、当該特許の JST の持分に対する収入の 50%を控除した後、この残額を譲渡人に配分する。また、出願前集約で JST が国内特許出願した場合、外部有識者を含む委員会において PCT 出願が認められなければ、当該国内出願特許も放棄する。

第 5 期中期目標期間中において、知財譲受により下記の通り JST から特許出願している。

表 3.1.12: 知財譲受による JST からの特許出願実績

年度	出願件数
2022 年度（令和 4 年度）	8 件
2023 年度（令和 5 年度）	9 件
2024 年度（令和 6 年度）	4 件
2025 年度（令和 7 年度）	1 件 （令和 8 年 1 月時点）

³⁰¹ JST の知財集約制度について（2025 年度の運用） <https://www.jst.go.jp/chizai/docs/seido_2025_fy.pdf> [2026.3.5 取得]

(出典)アンケート結果より

【利用機関の特徴等】

前述のとおり、本制度は、JST 保有特許のポートフォリオ強化を目的としている。そのため、本制度の利用機関は元々 JST が保有している特許の発明者が所属する機関に限られる（アンケート結果より）。他の国立研究開発法人も対象だが、ほぼ実績はない（ヒアリング結果より）。各年度における利用機関種別の内訳は以下の通り。

表 3.1.13: 知財譲受の利用機関種別内訳

年度	出願件数
2022 年度（令和 4 年度）	国大 7 件、私大 1 件
2023 年度（令和 5 年度）	国大 8 件、私大 1 件
2024 年度（令和 6 年度）	国大 4 件
2025 年度（令和 7 年度）	国大 1 件 (令和 8 年 1 月時点)

(出典): アンケート結果より

【成果・効果】

JST 保有特許のポートフォリオ強化につながっている（アンケート結果より）。

【課題】

特になし（アンケート結果より）。

4) パッケージ化～スーパーハイウェイ～

【主な活動と実績】

スーパーハイウェイは、JST が保有する特許のうち、技術的優位性が高く社会的・経済的波及効果が期待されるものについて、実証検証を行うことで実用化に必要な（周辺）技術の権利化を行い、特許パッケージとしての企業への訴求力を高め早期の活用を図るものである³⁰²。試験研究費等は数百万円程度／件（課題に応じて額を決定）で、試験研究期間は最長 1.5 年間、採択予定件数は若干数である。

第 5 期中期目標期間中における各年度の採択件数は以下の通り。

表 3.1.14: スーパーハイウェイの採択件数

年度	出願件数
2022 年度（令和 4 年度）	4 件
2023 年度（令和 5 年度）	8 件
2024 年度（令和 6 年度）	8 件
2025 年度（令和 7 年度）	2 件

(出典) アンケート結果より

【利用機関の特徴等】

前述の目的のため、本制度の利用機関は元々 JST が保有している特許の発明者が所属する機関に限られる。知財譲渡と同様に、他の国立研究開発法人も対象ではあるが、実績はない（ヒアリング結果より）。各年度における利用機関種別の内訳は以下の通り。

³⁰² パッケージ化 <<https://www.jst.go.jp/chizai/shuuyaku.html>> [2026.3.16 取得]

表 3.1.15:スーパーハイウェイの利用機関種別内訳

年度	出願件数
2022 年度（令和 4 年度）	国大 2 件、私大 2 件
2023 年度（令和 5 年度）	国大 6 件、私大 2 件
2024 年度（令和 6 年度）	国大 7 件、私大 1 件
2025 年度（令和 7 年度）	国大 2 件

（出典）アンケート結果より

【成果・効果】

スーパーハイウェイの実施が新たな発明創出に寄与し、その結果として JST による新規特許出願につながっている（アンケート結果より）。

表 3.1.16:スーパーハイウェイ採択プロジェクトによる新規特許出願件数

年度	出願件数
2022 年度（令和 4 年度）採択 4PJ	3 件の新規特許出願
2023 年度（令和 5 年度）採択 8PJ	6 件の新規特許出願
2024 年度（令和 6 年度）採択 8PJ	5 件の新規特許出願
2025 年度（令和 7 年度）採択 2PJ	0 件の新規特許出願 （令和 8 年 1 月時点）

（出典）アンケート結果より

* PJ: プロジェクト

【課題】

特になし（アンケート結果より）。

5) ライセンス

【主な活動と実績】

JST の各種事業による研究成果や、大学や国公立試験研究機関等からの依頼に基づく研究成果の実用化のため、目利き人材や企業等とのネットワークを活用しつつ企業を探索し、研究開発成果の斡旋・実施許諾を行っている³⁰³。具体的には、JST のウェブサイト上で JST 保有特許リスト³⁰⁴や、保有特許の中でも担当者の選りすぐりの特許（約 50 件）を図解してわかりやすくまとめた『JST のオススメ！特許技術』を提供し、後者については冊子体として各種イベント等での配布や、PDF としても公開している³⁰⁵。また、アジア最大級のオープンイノベーションマッチングイベントである Innovation Leaders Summit (ILS)³⁰⁶や、JST 主催の産学連携等マッチングイベントである大学見本市³⁰⁷、バイオビジネスにおけるアジア最大のパートナーリングイベントである BioJapan³⁰⁸、ナノテクノロジーを軸に革新的な材料や次世代デバイスが集結する nano tech³⁰⁹といった各種展示会へ

³⁰³ ライセンス <<https://www.jst.go.jp/chizai/license.html#aboutlicense>> [2026.3.5 取得]

³⁰⁴ JST 保有特許リストについて <<https://www.jst.go.jp/chizai/patent.html>> [2026.3.5 取得]

³⁰⁵ “推し”技術情報 <<https://www.jst.go.jp/chizai/news/oshigijutsu.html>> [2026.3.5 取得]

³⁰⁶ ILS <<https://ils.tokyo/>> [2026.3.5 取得]

³⁰⁷ 大学見本市 <<https://www.jst.go.jp/tt/fair/>> [2026.3.5 取得]

³⁰⁸ BioJapan <<https://jcd-expo.jp/jp/>> [2026.3.5 取得]

³⁰⁹ nano tech <<https://www.nanotechexpo.jp/>> [2026.3.5 取得]

の出展³¹⁰、JST 主催オンラインセミナーの開催（年 1～3 回程度）³¹¹等を通じて、企業や VC 等へ、JST 保有特許を紹介する取組を実施している。

令和 7 年度には、海外イベント（Bio International Convention 2025）等へ参加し、海外の製薬メーカー、CDMO（医薬品開発製造受託機関）、VC、バイオ系スタートアップ等への売り込みを図るとともにネットワーク拡大に努めている³¹²。また、近年は VC との積極的なコンタクト、継続的な技術紹介を実施しており、VC と連携しながらスタートアップ創出に向けた活動を展開している。その結果、令和 7 年度には 1 件起業した他、7 件について設立に向けて活動中である。平成 31 年の「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」が改正されたことに伴い、JST でも新株予約権を持てるよう規程類・体制等を整備し、現在、2 社の新株予約権を保有している（アンケート結果より）。

各年度のライセンス件数（当該年度に新規に成約した件数）と実施料収入は以下の通り。尚、ライセンス契約は、複数特許の利用許諾が多く、分野特性も関係する。例えばライフサイエンス系は 1 つの特許でもよいが、デバイス系はポートフォリオを組む必要があり、JST のファンディング分野にも関係する。譲受した特許によりライセンス収入を得た場合には、一部は大学等又は発明者へ還元される。大学等が保有する特許を複数バインディングし、JST でライセンスすることもある。再譲渡は原則想定していないが、スタートアップ等から強い要望がある場合は、対価の分配等を含めて個別に検討する余地はある（ヒアリング結果より）。

表 3.1.17: ライセンス件数と実施料収入

年度	ライセンス件数・実施料収入
2022 年度（令和 4 年度）	13 件・109 百万円
2023 年度（令和 5 年度）	14 件・208 百万円
2024 年度（令和 6 年度）	10 件・219 百万円

（出典）アンケート結果より

【成果・効果】

ILS は JST 保有特許と企業/VC 等との効率的な商談機会として、2023 年度（令和 5 年度）から毎年度参加している。2024 年度（令和 6 年度）では、10 件の技術を紹介し、64 件の商談を実施した。そのうち、MTA（Material Transfer Agreement）2 件、NDA（秘密保持契約）締結 4 件に至った他、9 件が継続して検討中である（アンケート結果より）。

Bio International Convention 2025 では、3 件の技術を紹介し、33 件の商談を実施した。1 件は MTA を準備中で、継続検討中のものが 5 件ある。海外企業とのネットワーク構築と企業ニーズに関する情報収集の場として、来年度以降も継続的に参加を検討している（アンケート結果より）。

オンラインセミナーでは、開催後にライセンス成約に至った事例がある（アンケート結果より）。

【課題】

過去には 10 億円超（2017 年 16 億円、2018 年 11 億円）の実施料収入を得た年度もあるが、ここ数年は 1 億～2 億円／年程度で推移している。JST 保有特許が年々減少傾向に

³¹⁰ 展示会出展情報 <<https://www.jst.go.jp/chizai/news/exhibition.html>> [2026.3.5 取得]

³¹¹ セミナー等開催情報 <<https://www.jst.go.jp/chizai/news/seminar.html>> [2026.3.5 取得]

³¹² BIO International Convention 2025 出展概要 <<https://www.jst.go.jp/chizai/news/bio2025.html>> [2026.3.17]

あるところ、いかに効率的に実施料収入を得ることができるかが課題である（アンケート結果より）。

6) 大学見本市～イノベーション・ジャパン～

【主な活動と実績】

大学見本市は2004年（平成16年）から継続的に開催しているイベントで、全国の大学等機関（大学・短期大学・高等専門学校・大学共同利用機関）から創出された研究成果の社会還元・技術移転を促進すること、及び、実用化に向けた産学連携等のマッチング支援を実施することを目的とした日本最大級の産学連携イベントである³⁰⁷。2004年（平成16年）から2025年までに、22回の開催実績がある。メインは「大学等シーズ展示」で、全国の大学等機関から特許出願済みの最新技術シーズを公募・選考し、研究者自身がブースで説明を行う。大学等研究機関の有力な技術シーズを横断的かつ一度に見ることができ、他では得がたい発見のあるイベントとなっている（アンケート結果より）。

2025年は8月21日及び22日に開催し、来場者数は14,208名であった。展示数は、大学等シーズ展示291件、大学認定ベンチャー展示9件、JST事業関連他展示26件となっている（アンケート結果より）。また、分野別出展数は下記のとおり。

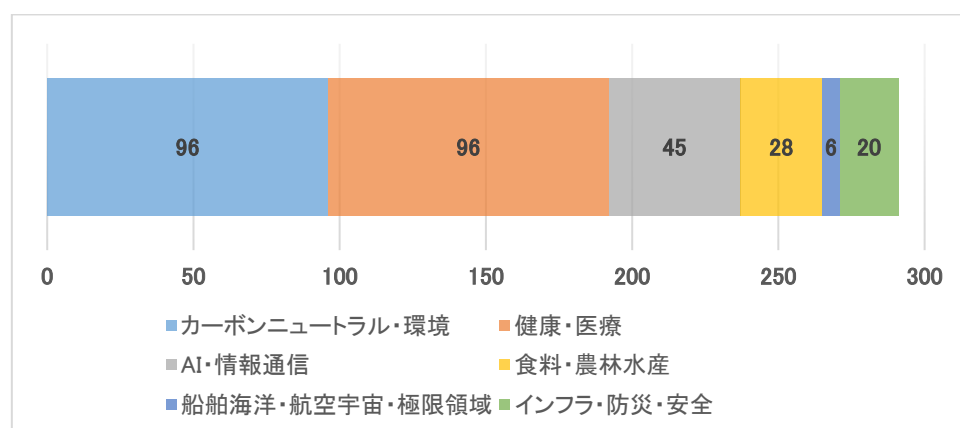


図 3.1.4: 大学見本市 2025 大学等シーズ展示 分野別出展数

（出典）「大学見本市 2025～イノベーション・ジャパン開催結果報告書³¹³」を基に未来工学研究所が作成

【利用機関の特徴等】

展示は大学等研究機関のシーズ（特許出願済み）をメインとしている。来場者は、製造業を中心とした企業の経営層、研究者が多く、大学等の研究者からその場で説明を受けることや、質問相談を行うことが出来る。近年、VC等関係者の来場も増えつつあり、スタートアップ立ち上げ支援の活動も見られる（アンケート結果より）。尚、他の国立研究開発法人は対象外だが、出展希望は寄せられている。各大学等による出展のみならず、JST事業・成果展示ブースを設けており、そこで国立研究開発法人のシーズが展示される場合がある（ヒアリング結果より）。

【成果・効果】

会場において、企業関係者等との意見交換が活発に行なわれており、多くの技術シーズと企業ニーズとのマッチング機会を創出している。様々な分野のシーズを一度に確認でき

³¹³ 大学見本市 2025～イノベーション・ジャパン開催結果報告書 < https://www.jst.go.jp/tt/fair/doc/report/report_ij2025.pdf > [2026.3.25 取得]

ることや、多種多様な業種の方と議論できることが特徴となっている。2025 年度には出展者満足度 98.9%、来場者満足度 97.5%を得ている（アンケート結果より）。

【課題】

国研等としての出展要望があるが、予算に見合った会場規模を考慮すると、出展可能数に限界がありお断りせざるを得ない状況がある（アンケート結果より）。

7) 新技術説明会

【主な活動と実績】

新技術説明会は大学、高等専門学校、国立研究開発法人等の公的研究機関から生まれた研究成果（特許）を実用化（技術移転）させることを目的として、新技術や産学連携に興味のある企業関係者に向けて、研究者（＝発明者）自らが直接プレゼンする特許の説明会であり、産と学のマッチングの場を提供するものである³¹⁴。

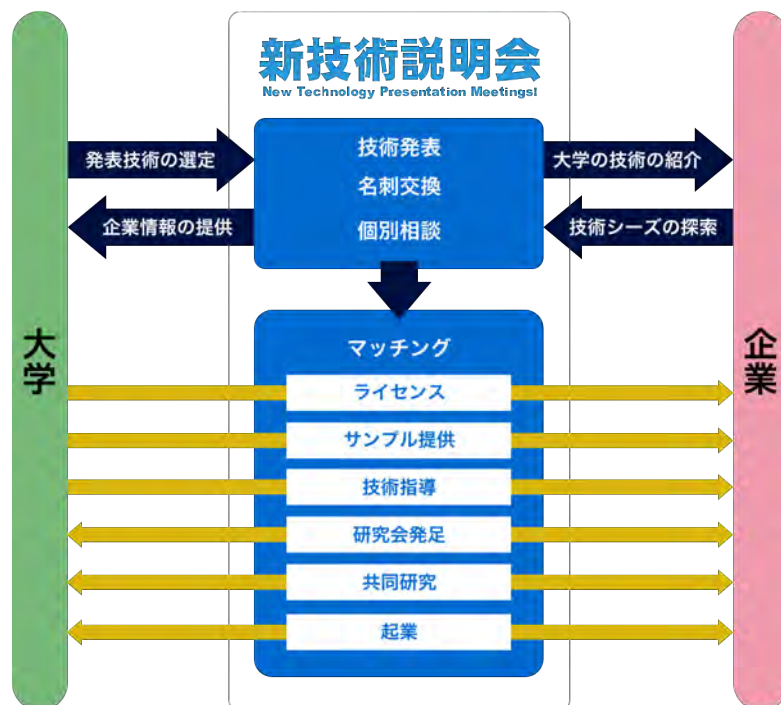


図 3.1.5: 新技術説明会
(出典) JST ウェブサイト³¹⁵より

2004 年（平成 16 年）から開催しており、近年は年間 70 回以上の開催となることもあり、令和 6 年度実績では 75 回開催、総発表数 436 件、延べ聴講者数 22,631 名である（アンケート結果より）。

³¹⁴ 新技術説明会 <<https://shingi.jst.go.jp/index.html>> [2026 年 3 月 6 日取得]

³¹⁵ 新技術説明会とは <<https://shingi.jst.go.jp/outline.html>> [2026 年 3 月 26 日取得]

令和7年 (2025年)	5月	13(火) 15(木) 20(火) 22(木) 27(火) 29(木)
	6月	3(火) 5(木) 10(火) 12(木) 17(火) 19(木) 24(火) 26(木)
	7月	1(火) 3(木) 8(火) 10(木) 15(火) 17(木) 22(火) 24(木) 29(火) 31(木)
	8月	5(火) 7(木) 28(木)
	9月	2(火) 4(木) 9(火) 11(木) 16(火) 18(木) 25(木) 30(火)
	10月	2(木) 7(火) 9(木) 14(火) 16(木) 21(火) 23(木) 28(火) 30(木)
	11月	4(火) 6(木) 11(火) 13(木) 18(火) 20(木) 25(火) 27(木)
	12月	2(火) 4(木) 9(火) 11(木) 16(火) 18(木) 23(火)
令和8年 (2026年)	1月	13(火) 15(木) 20(火) 22(木) 27(火) 29(木)
	2月	3(火) 5(木) 10(火) 12(木) 17(火) 19(木) 24(火) 26(木)
	3月	3(火) 5(木) 10(火) 12(木)

※7/10、9/18、9/25、10/9、10/16 はオンライン開催です。

※7/22、9/16、10/14、11/4、11/25、1/13、2/12、2/24 は午後からの開催です。

図 3.1.6: 令和7年度新技術説明会 開催日
(出典) 令和7年度新技術説明会 開催概要より³¹⁶

できる限り多くの研究機関に利用してもらうべく、4つの開催形式を用意している。

<開催形式>

- 単独開催：ひとつの研究機関が単独で開催
- 合同開催：複数の研究機関が技術を持ち寄り、合同で開催
- 分野別：特定の分野を設定し、全国の研究機関からその分野の関連技術を集めて開催
- JST シーズ：JST の事業から生まれた技術を事業ごとに紹介

申込は大学等機関単位が基本であり、JST のファンドを受けていないシーズも対象として受け入れている。単独ではシーズが不足している場合には、複数大学等が連携して開催する合同開催もある。また、開催形式はオンラインと対面があり、対面は JST 東京本部別館 1 階ホール（定員：150 名）にて開催し、発表後、名刺交換の時間を設けた後、個別相談を受け付け、会議室に誘導し、対応する。オンラインの場合は別途、名刺交換に代わる場として「質問ルーム」(Zoom ミーティング) が用意されており、ブレイクアウトルームにて一人 5～10 分程度、聴講者が発表者と直接コミュニケーションをとれる時間を設けている³¹⁷。

特徴として、未公開特許を中心とした発表や、ビジネスマッチングを意識したプレゼンテーション、個別相談会場の併設、4 万件以上の企業リストを活用したダイレクトメールによる案内（過去の新技術説明会来場者のみならず、イノベーション・ジャパン来場者にも送付）、開催終了後に発表資料をウェブ掲載しアーカイブ化、が挙げられている。

³¹⁶ 令和7年度新技術説明会 開催概要 <https://shingi.jst.go.jp/library/pdf/R7_shingigaiyou.pdf> [2026.3.6 取得]

³¹⁷ 新技術説明会 令和7年度 開催要領 <https://shingi.jst.go.jp/library/pdf/R7_Shingiyouryou.zip> [2026.3.6 取得]

発表課題については実用化の進展状況を把握するために、5年間の追跡調査を実施しており、JST から発表機関ごとに調査票を送付する。また、商品化事例等の成果事例についてはヒアリング調査を実施し、マッチング事例としてウェブサイトの記事掲載をする場合がある³¹⁸。

	調査項目
1	技術指導の実施の有無、件数、金額等
2	サンプルの提供の有無、件数、金額等
3	共同研究の有無、件数、金額等
4	研究会の発足の有無、件数、金額等
5	特許の実施契約の有無、件数、金額等
6	起業の状況
7	公的助成制度の採択状況（件数、金額等）
8	製品化の状況
9	その他の成果

図 3.1.7: 追跡調査の項目
(出典)新技術説明会 令和7年度 開催要領より³¹⁷

【利用機関の特徴等】

発表は大学等の特許取得済みシーズを対象としているが、国研や JST の事業を中心とした開催もある。他の国研による実績としては、2025 年度（令和 7 年度）は 7 件、単独開催がある。また、単独・合同開催併せて 45 名が発表を行っている（ヒアリング結果より）。聴講者は全国の企業、特に製造業が中心だが、近年は VC 等の参加も見られる（アンケート結果より）。

【成果・効果】

全国の大学等で生まれた技術シーズと全国の企業ニーズとのマッチング機会を創出している。特に大学研究者が普段接することが出来ない、他地域の多くの企業への説明機会を創出している。2024 年度（令和 6 年度）には発表者満足度 88%、聴講者満足度 96%を得ている（アンケート結果より）。

【課題】

新技術説明会は好評だが、年間に運用可能な開催回数の限界に来ている（アンケート結果より）。開催候補日として、研究者の異動等があり対応が難しい期間等を除いて開催する曜日を決定し（2025 年度は火・木曜日）、12 月下旬から一斉申込を開始する。3 月以降は、空き日程の中で受け付けるため、年度途中からの申込は断る場合もある。開催に向けて、2 カ月前から公開して問題ない情報であるかの確認を含め準備を開始し、開催後も 3 カ月ほど、個別相談対応や追跡調査等の事後作業を行うため、年間 70 回程度が実施可能な上限となっている。近年は各地でマッチングイベント等が開催されるようになっていきている中で、JST として開催する意義について尋ねたところ、本取組は 20 年以上前から実施しており、約 4 万人の全国の企業関係者が会員として登録するメーリングリストがあり周知力があること、また、個別相談等を通じた精度の高いやマッチングのノウハウが蓄積されている点が挙げられた（ヒアリング結果より）。

³¹⁸ 新技術説明会 マッチング事例 <<https://shingi.jst.go.jp/case.html>> [2026.3.6 取得]

対面開催 スケジュール例

日程	開催機関（準備・本番・事後対応）	新技術説明会（JST）
4ヶ月前※	・ JSTより開催要領送信、打合せ（オンライン）	
3ヶ月前	・ 発表技術シーズ選定 ⇒P.11(1)へ ・ 特許の確認 ⇒P.11(2)へ ・ 開催プログラムの調整 ⇒P.12(3)へ ・ 発表者シートの作成 ⇒P.13(4)へ	
2ヶ月前	・ JST指定フォームへ開催プログラム登録 ⇒P.13(5)へ ・ プログラムシートの受領	開催告知用Webサイト公開
1ヶ月前		メルマガ配信（開催告知） 聴講申し込み受付開始 事前質問受付
2週間前	・ JSTへ発表資料、チェックリストを提出 ⇒P.14 (6)へ	
1週間前	・ JSTより聴講者名簿・事前質問受領 ⇒P.16(7)へ ・ Zoomウェビナー招待メール受領 ⇒P.16(8)へ ・ 配架資料の有無、会場入り時刻をJSTへ連絡	
前日	・ Zoom招待メールリマインド受領 ⇒P.16(8)へ	
開催当日	対面開催（P.22～25）	申込者へ発表資料公開
1時間前	・ 会場（東京／市ヶ谷）入り ・ 配架資料、サンプル等セッティング	会場、会議室等の案内、 当日の流れの説明
30分前	・ 個別相談受付開始	開場、来場受付開始
0分	・ 発表、司会 進行、名刺交換、個別相談	！本番！対面開催開始 来場者への御礼メール送信
1日後	・ JSTより開催後資料（聴講者名簿等）受領 ・ 聴講者へ開催機関より御礼メール等の送信 ⇒P. 26(10)へ	見逃し配信スタート （申込者のみ）
2週間～ 1ヶ月後	・ JSTより聴講者アンケート結果等を受領 ・ 個別相談対応等 ・ 開催機関・発表者アンケート回答送信 ・ 動画の一般公開可否回答送信 ⇒P. 26(11)(12)へ	
3ヶ月以降		発表資料と動画をWebサイトで一般公開
1年後～ 5年度（毎年）	・ 追跡調査回答送信 ⇒P.27(13)へ	

図 3.1.8: 新技術説明会のスケジュール例
(出典)新技術説明会 令和7年度 開催要領より³¹⁷

8) 産から学へのプレゼンテーション

【主な活動と実績】

産から学へのプレゼンテーションは、企業が抱える技術ニーズや共同研究分野・課題を、直接、大学等の研究機関に伝えることで、ニーズオリエンテッドの産学連携の機会を生み出すことを目指すクローズドのニーズ発表会である³¹⁹。企業ニーズを大学産学連携部門に対してプレゼンテーションを行い、対応可能な大学とのマッチングを行う活動であり、必ずしも知財活用の視点ではない。コロナ禍後、対面形式で大学関係者を集めることが難しくなっている中、機密性の高い内容の保全と実施の両立が難しいとの課題があり、コロナ禍以降は実施していない。開催実績は、2008年度（平成20年度）から2023年度（令和5年度）までに、開催74回、聴講者12,523人、マッチング件数95件となっている（アンケート結果より）。

³¹⁹ 産から学へのプレゼンテーション <<https://www.jst.go.jp/tt/sanpure/outline.html>> [2026.3.6 取得]

9) 目利き人材育成プログラム

【主な活動と実績】

目利き人材育成プログラムは、産学官連携に従事する人材向けのスキルアップ研修である³²⁰。大学等の研究成果の実用化を促進する人材の育成・確保のため、大学・TLO・公的研究機関・地方自治体等で産学官連携・技術移転業務に携わる人材（目利き人材）の専門能力の向上、ネットワーク構築等を目的とする。受講者のスキルアップはもとより、受講者を通じて所属機関における産学官連携・技術移転活動の発展に貢献することを目指して、2002 年度より実施している。産学官連携活動においては、大学等の研究成果（技術シーズ）と社会のニーズを結びつけるだけではなく、技術シーズの価値を高め、研究者と共に「新しい価値」を創造していく事が求められており、本プログラムの目指す人材像として、大学等の研究成果をもとに、事業化に至るまでのさまざまな問題を解決し、ビジネスをプロデュースできる人材を掲げている。

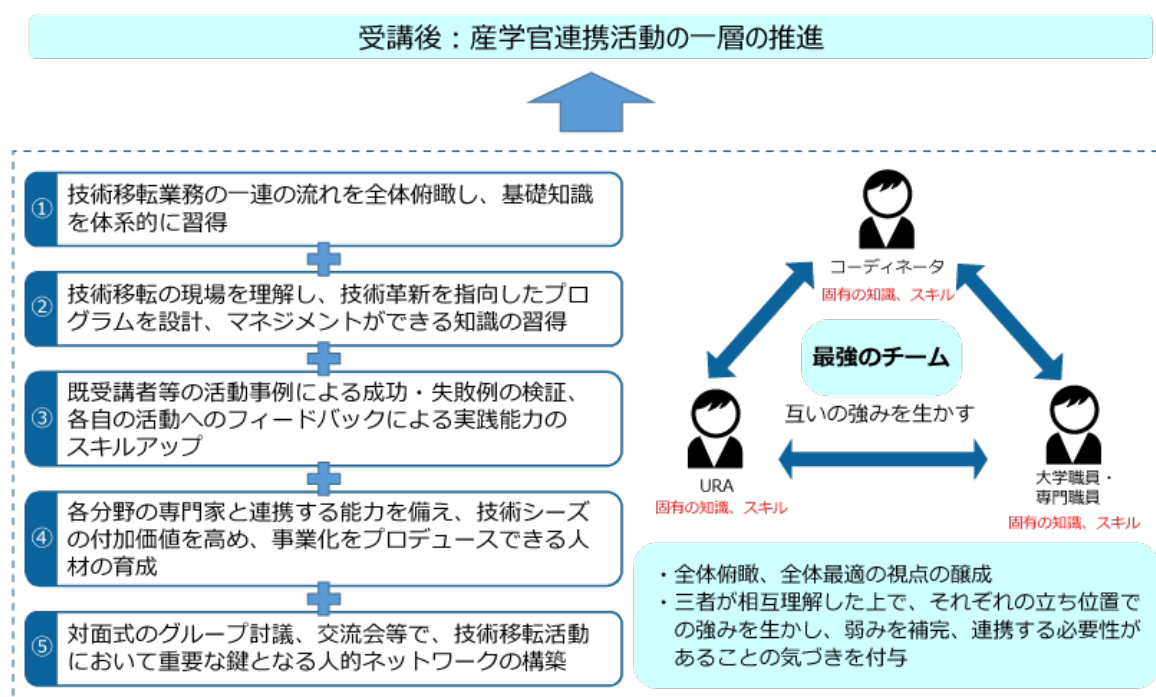


図 3.1.9: 目利き人材育成プログラムのねらい

(出典)JST ウェブサイトより³²⁰

基礎から応用までスキルアップの目的にあわせ、いくつかの研修コースを用意している。本プログラムの企画・立案、方針及び計画等、事業運営については、産学コーディネーター育成プログラム委員会を設置し、助言・提言を得ながら進めている。また、ウェブサイトから、開催報告や成果報告会の動画を閲覧することができる。

年度	開催実績
2023 年度（令和 5 年度）	開催 14 回（3 コース）、参加者 約 450 名
2024 年度（令和 6 年度）	開催 15 回（4 コース）、参加者 約 500 名

³²⁰ 目利き人材育成プログラム <<https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/mekiki/index.html>> [2026.3.6 取得]

2002 年度（平成 14 年度）～2024 年度（令和 6 年度） 合計	開催 430 回、参加者 約 14,000 名

図 3.1.10: 目利き人材育成プログラム開催実績
(出典) アンケート結果より

【利用機関の特徴等】

利用機関は国公立大学・公的研究機関・TLO・地方自治体・民間企業で、産学連携・技術移転に携わっていれば、文理、都市地方、機関の規模を問わない。また、基礎知識を体系的に習得する研究推進マネジメントコースでは、受講者の約 9 割を大学・公的研究機関関係者が占めている。実際の技術シーズをケース事例として、事業化までのプロセスを実践的に検討するバリュープロデュースコースでは、大学・公的研究機関関係者が約 6 割、企業関係者が約 2 割参加している。大学発ベンチャー等の起業にあたり重要なポイントを具体的に学び、受講者が直面する課題の解決を図る起業環境整備支援コースは、参加者の全てが大学・公的研究機関関係者となっている（アンケート結果より）。

【成果・効果】

受講者の理解・習得度については、各コースとも約 8 割以上が「ある程度以上理解・習得できた」と回答している。また、有効度（自身の今後の活動や業務に有効であるか）については、各コースとも約 9 割以上が「有効である」と回答しており、本研修が受講者の実務に資する内容であったことが確認されている。また、受講後には、研究成果の実用化促進や技術移転業務の強化に向けた取組を行う受講者が一定数確認されている。受講後の活動事例には、研修で得たネットワークを活用した新たな試みとして、自大学及び他大学の担当者間で情報交換を行った結果、研究者同士のマッチングが実現し、共同研究開始の契機となったものや、複数機関が連携し、起業家教育と起業支援を組み合わせたプロジェクトを新たに実施したもの、研修で形成されたネットワークを基盤として、企業に対する事業化戦略の立案を行ったものなどがある。既受講者の活躍事例については、ウェブサイト³²¹上に掲載している（アンケート結果より）。

【課題】

大学知財ガバナンスガイドライン³²²では、産学連携ガバナンス改革をリードするリーダー人材が求められている。こういった役割の人材の不足や、次世代人材育成機会不足の状況に鑑み、今後の活躍が期待される現場実務者の中から将来リーダー人材となり得る候補者を先行して育成していくコース³²³を 2025 年度（令和 7 年度）より新設したところである（アンケート結果より）。

³²¹ 目利き人材育成プログラム 既受講生インタビュー <<https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/mekiki/success/index.html>> [2026.3.6 取得]

³²² 大学知財ガバナンスガイドライン（内閣府・文部科学省・経済産業省、令和 5 年） <https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html> [2026.3.25]

³²³ 産学連携ガバナンスリーダー候補者育成コース <<https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/mekiki/curriculum/governance.html>> [2026.3.6 取得]

目利き人材として
実践・活躍

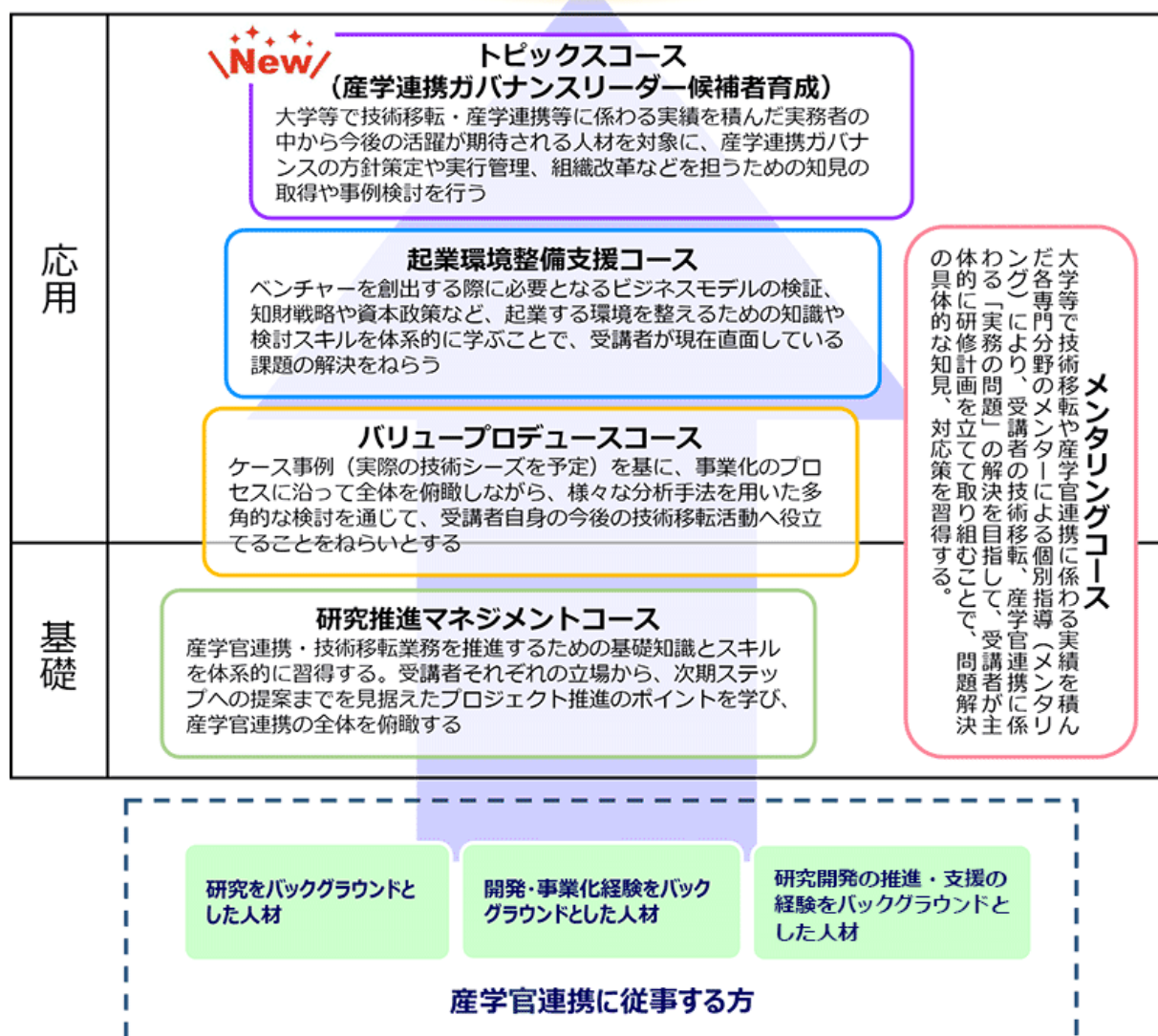


図 3.1.11: 令和 7 年度版コース
(出典)JST ウェブサイトより³²⁴

3.1.3 成果指標

JST の第 5 期中期目標では、「Ⅲ.2.1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進」に関する評価軸及び指標として、表 3.1.18 のとおり設定されている。また、「Ⅲ.3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進」や「Ⅲ.5. 科学技術・イノベーション基盤の強化」等の知財や産学連携に関するモニタリング指標として、「特許出願・登録件数」が設定されている。Ⅲ.3 については、「社会還元や実用化に向けた研究の発展につながった課題の件数」も設定されている。

³²⁴ 目利き人材育成プログラム 研修コース・カリキュラム<<https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/mekiki/curriculum/index.html>> [2026.3.6 取得]

表 3.1.18 中長期目標「Ⅲ.2.1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進」の評価軸

評価軸	評価指標	モニタリング指標
• 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進に寄与しているか。 • 国際市場等を見据えた事業の創出や多様な地域の大学におけるスタートアップ創出の推進に寄与しているか。	• 研究開発成果の創出・実用化・社会実装に向けた進展 • 自立的・持続的な産学官共創の拠点の体制整備状況（見直しを含む） • スタートアップの創出・支援、効果的な発展 • 知財支援・特許活用に向けた活動の成果	• 大学等発の研究開発成果の事業化に向けた支援件数 • 成果の創出数 • 持続的にイノベーションを生み出す環境の形成・発展に向けた体制整備状況 • 外部資金・外部リソース等の誘引状況（スタートアップの資金調達含む） • 成果の創出等に向けた活動の実施状況 • 知財支援・特許活用に向けた活動の成果

（出典）JST 第 5 期中長期目標²⁸³（別紙）「国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸」より

令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）における JST の知的財産権の出願・登録・収入の状況は、下記のとおり。尚、各ファンディング事業を通じて委託研究実施機関等で出願等を行っているものは含まれていない。

知的財産権 保有・収入等		年 度									単位
		2020	2021	2022	2023	2024					
						計	国内		外国		
							単独	共有	単独	共有	
特許権	出願数	61	38	55	72	71	36	3	31	1	件
	登録数	131	110	91	130	117	29	2	81	5	件
	保有数*1	2116	2080	1956	2010	1651	386	80	972	213	件
	実施許諾 契約数*2	202	181	146	131	110	―*4	―*4	―*4	―*4	件
	収入	125,207	114,035	109,488	207,830	219,055	―*4	―*4	―*4	―*4	千円
実用新案 権	出願数	0				0					件
	保有数*1					0					件
意匠権	出願数	0				0					件
	保有数*1	0				0					件
商標権	出願数	5				7					件
	保有数*1	133				168					件
育成者権	出願数	0				0					件
	保有数*1	0				0					件
プログラム/DB著作物 の登録総数*1*3		0				0					件
知的財産収入 (合計)		125,207	114,035	109,488	207,830	219,055					千円

図 3.1.12: JST における知的財産権の出願・登録・収入の状況

(出典) アンケート結果より

- *1: 保有数・登録総数は、それぞれ各年度末時点に登録保有・登録している総件数とする。
- *2: 実施許諾契約の数には、不実施補償契約やオプション契約の件数も含むものとする。
- *3: 登録は「著作権法」「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づく指定登録機関（一般財団法人ソフトウェア情報センター）への登録ではなく、各機関内における登録を指す。
- *4: 各契約について、対象特許が共有であるか否かを紐づけて管理していないため回答不可。

3.1.4 その他

近年の国内外の政策や技術の動向から、知的財産の創造等に関する現状の課題や、今後対応が必要と考える課題、特に政府で検討がなされると良い課題についてアンケート及びヒアリングで調査を行ったところ、近年、経済安全保障への対応が求められており、研究セキュリティ確保への取組の必要性が指摘された。「特に、経済安全保障上、リスクが高い課題においては、研究成果の公開に関するマネジメントを行う必要があると思われるが、研究成果の公開/非公開に限らず、適切な知的財産の取得等も併せて検討が行われるべきであり、国における全体的な方向性や指針等が検討されるとよいと考えられる」との意見が寄せられた。尚、JST では研究セキュリティ確保への取組として、JST-TRUST を実施している³²⁵。具体的には、各ファンディング事業で専門家による選考を行った後に、採択

³²⁵ 研究セキュリティ確保への取組 <https://www.jst.go.jp/osirase/research_security/index.html> [2]

候補課題の提案書のキーワードスクリーニングと PO 等による専門的判断に基づき、経済安全保障上のリスクやポテンシャルの大きさを確認する。注意を要すると考えられる提案の研究代表者に対しては、研究体制のリスクとそれに応じたリスク軽減策についてアンケートを実施し、JST がその内容を承認することや、研究開始後のモニタリング、研究成果の公開にあたっての事前相談の実施等を実施している。

【参考情報・文献】

＜ウェブサイト＞

- JST パンフレット <<https://www.jst.go.jp/pr/intro/outline.pdf>> [2026.3.17 取得]
- JST 中長期目標・中長期計画・年度計画 <<https://www.jst.go.jp/all/about/jigyout.html>> [2026.3.2 取得]
- JST 区分別事業紹介 <<https://www.jst.go.jp/all/jigyout/index.html#jigyout01>> [2026.3.3 取得]
- JST 産学連携事業の概要 <<https://www.jst.go.jp/tt/outline/>> [2026.3.3 取得]
- JST 組織図 <<https://www.jst.go.jp/all/about/soshiki.html>> [2026.3.2 取得]
- JST 知財活用支援事業 <<https://www.jst.go.jp/chizai/about.html>> [2026.3.2 取得]
- JST 研究契約に係る書類 <<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>> [2026.3.3 取得]
- K Program <<https://www.jst.go.jp/k-program/index.html>> [2026.3.4 取得]
- SUCCESS 事業紹介 <<https://www.jst.go.jp/entre/outline.html>> [2026.3.3 取得]
- A-STEP <<https://www.jst.go.jp/a-step/outline/index.html>> [2026.3.3 取得]
- 大学発新産業創出基金事業 <<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/index.html>> [2026.3.26 取得]
- パッケージ化 <<https://www.jst.go.jp/chizai/shuuyaku.html>> [2026.3.16 取得]
- ライセンス <<https://www.jst.go.jp/chizai/license.html#aboutlicense>> [2026.3.5 取得]
- JST 保有特許リストについて <<https://www.jst.go.jp/chizai/patent.html>> [2026.3.5 取得]
- “推し”技術情報 <<https://www.jst.go.jp/chizai/news/oshigijutsu.html>> [2026.3.5 取得]
- ILS <<https://ils.tokyo/>> [2026.3.5 取得]
- 大学見本市 <<https://www.jst.go.jp/tt/fair/>> [2026.3.5 取得]
- BioJapan <<https://jcd-expo.jp/jp/>> [2026.3.5 取得]
- nano tech <<https://www.nanotechexpo.jp/>> [2026.3.5 取得]
- 展示会出展情報 <<https://www.jst.go.jp/chizai/news/exhibition.html>> [2026.3.5 取得]
- セミナー等開催情報 <<https://www.jst.go.jp/chizai/news/seminar.html>> [2026.3.5 取得]
- BIO International Convention 2025 出展概要 <<https://www.jst.go.jp/chizai/news/bio2025.html>> [2026.3.17]
- 新技術説明会 <<https://shingi.jst.go.jp/index.html>> [2026 年 3 月 6 日取得]
- 新技術説明会とは <<https://shingi.jst.go.jp/outline.html>> [2026 年 3 月 26 日取得]
- 新技術説明会 マッチング事例 <<https://shingi.jst.go.jp/case.html>> [2026.3.6 取得]

- 産から学へのプレゼンテーション <<https://www.jst.go.jp/tt/sanpure/outline.html>> [2026.3.6 取得]
- 目利き人材育成プログラム <<https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/mekiki/index.html>> [2026.3.6 取得]
- 目利き人材育成プログラム 既受講生インタビュー <<https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/mekiki/success/index.html>> [2026.3.6 取得]
- 大学知財ガバナンスガイドライン（内閣府・文部科学省・経済産業省，令和 5 年） <https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html> [2026.3.25]
- 産学連携ガバナンスリーダー候補者育成コース <<https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/mekiki/curriculum/governance.html>> [2026.3.6 取得]
- 目利き人材育成プログラム 研修コース・カリキュラム<<https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/mekiki/curriculum/index.html>> [2026.3.6 取得]
- 研究セキュリティ確保への取組 <https://www.jst.go.jp/osirase/research_security/index.html> [2026.3.16]

<資料>

- 第 5 期中長期目標 <https://www.jst.go.jp/pr/intro/5th_period/5th_target.pdf> [2026.3.2 取得]
- 第 5 期中長期計画 <https://www.jst.go.jp/pr/intro/5th_period/5th_plan.pdf> [2026.3.2 取得]
- 未来社会創造事業知的財産マネジメント基本方針<<https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025mirais305manua.pdf>> [2026.3.3 取得]
- 革新的 GX 技術創出事業（GteX）令和 6 年度 公募要領 1～5 章<<https://www.jst.go.jp/gtex/dl/2024/yoko01-05.pdf>> [2026.3.4 取得]
- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 3 期（SIP3）令和 6 年度委託研究事務処理説明書 補完版 <https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024_sip3_hokan.pdf> [2026.3.25 取得]
- 経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針 <https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/unyo-hyouka.pdf> [2026.3.4 取得]
- A-STEP 実装支援（返済型）2025 年度（令和 7 年度）公募要領 <https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/files/hensai/a-step-hensai_kouboyouryou_01.pdf> [2026.3.4 取得]
- 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム 拠点都市プラットフォーム共創支援／地域プラットフォーム共創支援 公募要領 <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf> [2026.3.16 取得]
- 競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和 5 年 5 月 31 日改正），競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf> [2026.3.12 取得]
- 令和 7 年度委託研究事務処理説明書 共通版、p49. <<https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025a301manua.pdf>> [2026.3.12 取得]
- 令和 8 年度知財活用支援事業（権利化支援）公募要領（案） <<https://www.jst.go.jp/chizai/pat/doc/boshu2026/2026koubo.pdf>> [2026.3.5 取得]
- JST の知財集約制度について（2025 年度の運用） <<https://www.jst.go.jp/chizai/doc>>

- [s/seido_2025fy.pdf](#)> [2026.3.5 取得]
- 大学見本市 2025～イノベーション・ジャパン開催結果報告書 < https://www.jst.go.jp/tt/fair/doc/report/report_ij2025.pdf > [2026.3.25 取得]
 - 令和 7 年度新技術説明会 開催概要 <https://shingi.jst.go.jp/library/pdf/R7_shingigaiyou.pdf> [2026.3.6 取得]
 - 新技術説明会 令和 7 年度 開催要領 <https://shingi.jst.go.jp/library/pdf/R7_Shingiyouryou.zip> [2026.3.6 取得]

3.2 (国研) 日本医療研究開発機構

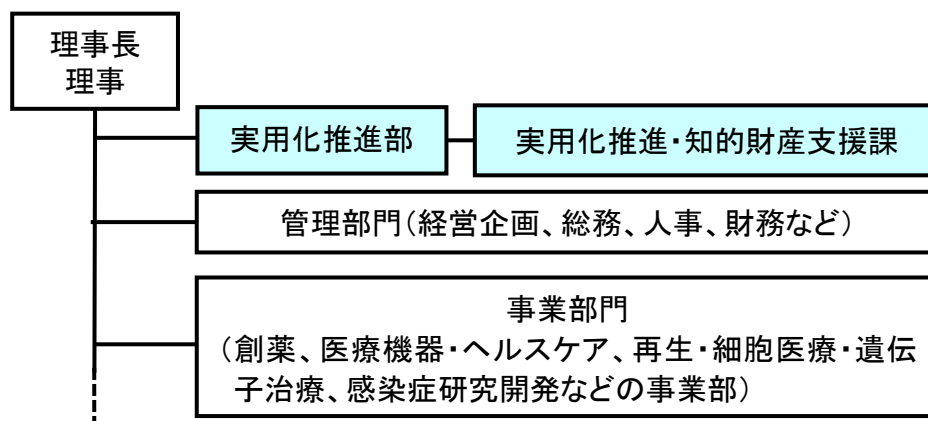
3.2.1 組織体制・ガバナンス

(国研) 日本医療研究開発機構 (以下 AMED という。) の概要を表 3.2.1 に示す。

表 3.2.1: 日本医療研究開発機構 (AMED) 概要 ³²⁶

名称	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 Japan Agency for Medical Research and Development (AMED)
目的	医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行う。
設立	2015 年 (平成 27 年) 4 月 1 日
大臣	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
組織等	①役員：4 名 理事長：中釜 斉、理事：屋敷 次郎、監事 (非常勤)：2 名 ②職員：742 名 2025 年(令和 7 年)1 月 1 日現在
予算	2025 年度 (令和 7 年度) AMED 向け補助金：1,163 億円、運営費交付金：67 億円 調整費：175 億円 (科学技術イノベーション創造推進費の一部を充当)
本部所在地	東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル

AMED における知的財産関連業務は、図 3.2.1³²⁷に示すとおり理事長・理事のもと「実用化推進部」直下の「実用化推進・知的財産支援課」が担っている。



実用化推進・知的財産支援課は実用化推進部長の管掌下に置かれ、機構全般にわたって知的財産及び研究成果の実用化支援を担う部署として位置付けられている。

³²⁶ AMED 機構概要 <https://www.amed.go.jp/aboutus/gaiyo.html>

³²⁷ AMED 組織図 (https://www.amed.go.jp/aboutus/yakuin_soshiki.html) を基に未来工学研究所が抜粋して作成

(1) 知的財産部門(実用化推進・知的財産支援課)の役割

この部門の主な役割は、研究成果の導出及び知財戦略策定を支援するため、知財コンサルテーション、マッチング支援、補足調査支援、展示会出展支援、実務者向け研修セミナー等の総合的支援を行うことであり、次に示す各役割を担っている。

- ・国内外の知的財産の創造や産学連携、標準化等に関する動向の把握。
- ・所管省等との知的財産の創造や産学連携、標準化等に関する調整・報告。
- ・AMEDの知的財産の取扱いに関するポリシーやガイドライン等の整備及び周知。
- ・知的財産関連のガイドライン、ルール等の策定に関する監督や助言。
- ・AMEDの知的財産が関係する契約書や合意書等のひな型の作成。
- ・外部の研究者や研究機関、AMED内の事業担当者向けの手引きやFAQ等作成。
- ・知的財産や産学官連携活動に関する広報・マッチングの取組。
- ・各支援事業等における知的財産に関する課題や動向の把握。
- ・各支援事業等の中では解決が難しい知的財産関連の案件に対する専門的な支援体制の整備・実施（機構全体の知的財産管理委員会の設置や、弁護士等、外部専門家・機関との業務提携等）。
- ・機構職員に対する知的財産関連人材の育成（研修の開催や資格取得支援等）。

(2) ガイドライン等の整備状況

知的財産関連のガイドライン等の整備状況は以下のとおりである。

a. 知的財産ポリシー及び知的財産取扱いルール

- ・AMED知的財産ポリシー³²⁸ 2018/5 制定
AMEDは知的財産権について、日本版バイ・ドール規定の適用により、受託者(AMEDから委託研究開発を受託した研究機関等)から譲り受けないことを原則とし、次に示す知的財産取扱いルールにより、受託者はAMEDへの報告が義務づけられる。
- ・知的財産取扱いルール(バイ・ドール報告義務)
受託者は委託事業の成果として発明等が生み出された場合、契約により次の規程に従ってAMEDに速やかに報告しなければならない。
- ・文書名:「バイ・ドール報告受付システムのマニュアル」³²⁹、「バイ・ドール報告受付システムにおける研究成果の取扱いに関する留意点」³³⁰
- ・知的財産権の移転、専用実施権の設定等の事前承認
受託者が保有する知的財産権を第三者(発明者も含む)に移転するなどの場合は、AMEDからの事前承認が必要となる。移転等の承認は、原則、AMEDの知的財産審査委員会で審議される。また、国外企業の親会社又は子会社に知的財産を移転する場合、受託者はAMEDに事前連絡することが求められる³³¹。
- ・特許出願非公開制度に関わる連絡
受託者が、保全審査に送付する旨の通知(一次審査によって保全対象となり得る発明の内容の通知)を受けた場合は、バイ・ドール報告の有無にかかわらず、すみやかにAMED(Medical IP Desk)へその旨を連絡することが求められる。

b. データマネジメントプラン(DMP)作成・運用の手引き

- ・文書名:「AMEDにおける研究開発データの取扱いに関する基本方針」³³²

³²⁸ <https://www.amed.go.jp/content/000002974.pdf>

³²⁹ <https://www.amed.go.jp/content/000155339.pdf>

³³⁰ <https://www.amed.go.jp/content/000153403.pdf>

³³¹ 「知的財産の取扱いについて」(P9) <https://www.amed.go.jp/content/000138737.pdf>

³³² <https://www.amed.go.jp/content/000117365.pdf>

c. モデル契約書(契約書ひな型)

- ・ 文書名：「委託研究開発契約書雛型」³³⁴、「事務処理説明書」³³⁵

d. 知的財産委員会の設置規程

AMED は FA であり、自ら知的財産を創造する国研におけるような「知的財産委員会」の設置規程はない。しかし、a 項で示したように、受託者が知的財産権を移転等する場合、その承認の審議は原則として AMED の「知的財産審査委員会」で行われる。当該委員会の設置規程については、公開資料の範囲では確認できなかった。

e. 研究者・事業担当者向けの手引き・FAQ 等

- ・ HP での Web サポート：実用化・知的財産支援 FAQ³³⁶

(3) 支援事業等における知財合意書・知的財産管理委員会の設置

複数機関により研究に取り組む受託者に対し、機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を求めるかどうかは、全てのプログラムで一律ではなく、事業部門ごとに判断して実施している。

3.2.2 支援内容・人材育成など

(1) 支援事業³³⁷

- ・ 大学、研究開発法人その他の研究機関等と連携し、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発支援を実施する。支援する先は主に公募により選定される。
- ・ 支援事業は表 3.2.2 に示す 8 つの統合プロジェクトに括られ、基礎から実用化まで一貫した研究開発支援を実施する。

表 3.2.2: 統合プロジェクトと主な事業

統合プロジェクト	実施事業	実施時期など
①医薬品	スマートバイオ創薬等研究支援事業など 10 事業	令和 6 年度～（事業による）
②医療機器・ヘルスケア	医療機器等研究成果展開事業など 16 事業	同上
③再生・細胞医療・遺伝子治療	再生・細胞医療・遺伝子治療実現加速化プログラムなど 9 事業	同上
④感染症	新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業など 4 事業	令和 5 年度～（事業による）
⑤データ利活用・ライフコース	医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業など 22 事業	同上
⑥シーズ開発・基礎研究	革新的先端研究開発支援事業など 12 事業	令和 6 年度～（事業による）
⑦橋渡し・臨床加速化	橋渡し研究プログラムなど 7 事業	同上

³³³ <https://www.amed.go.jp/content/000157165.pdf>

³³⁴ <https://www.amed.go.jp/content/000140966.pdf>

³³⁵ <https://www.amed.go.jp/content/000137622.pdf>

³³⁶ <https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/faq.html>

³³⁷ <https://www.amed.go.jp/program/index.html>

⑧イノベーション・エコシステム	創薬ベンチャーエコシステム強化事業など3事業	令和7年度～（事業による）

(2) 支援内容

実用化推進部 実用化推進・知的財産支援課は、知的財産の創造と権利化や実用化を支援するため、次に示す①～⑦、⑨の支援策を実施している。また、⑧の支援策は研究開発戦略推進部が実施している。これらの支援を利用できる対象は、AMED 採択課題を有する受託者である大学等高等教育機関、国立・公立研究開発機関、民間企業などである。なお、①知的財産戦略サポートは採択課題以外の案件も対応可能とされている。

① 知的財産戦略サポート

- ・ 知財コンサルタントや知財リエゾンによる個別相談・伴走支援。
- ・ 先行技術調査、権利化戦略立案支援（AMED 負担で実施）
- ・ 特許パッケージ化:複数の研究成果を組み合わせる価値を高める「ポートフォリオ構築」のアドバイス

② Medical IP Desk

- ・ 医療分野の知財に関する専門窓口。

③ TPP (Target Product Profile) 策定支援

- ・ 医療研究シーズを社会実装につなげるための TPP 作成支援。

④ シーズ・ニーズマッチング支援 「AMED ぷらっと®」

- ・ 医療分野におけるアカデミア発シーズと企業ニーズとをマッチング。

⑤ 展示会・商談会支援

- ・ 国内外の展示会や商談会等への参加支援（成果の実用化・ライセンス探索）。

⑥ 教育・教材提供

- ・ 医療系学生向け知的財産教材の提供など。

⑦ スタートアップ(SU)創出・起業支援

- ・ 創薬ベンチャーエコシステム強化事業
- ・ 革新的医療技術研究開発推進事業:AIMGAIN(スタートアップ型)
- ・ 橋渡し研究プログラム（大学発医療系スタートアップ支援プログラム）

⑧ アカデミア医薬品シーズ等開発推進会議 (AMED-FLuX)

- ・ アカデミアのシーズ(研究成果)を実用化へつなげる過程で、産業界の視点を取り入れる場の提供。研究開発戦略推進部の所管。

⑨ 知財・実用化調査、研修セミナー等

各取組の活動状況、利用機関の特徴、成果・効果、課題について表 3.2.3 に示す。

表 3.2.3: 支援策の実施状況

支援策①: 知的財産戦略サポート ³³⁸ (知財コンサルタント等による個別相談・伴走支援)	
主な活動状況	知財コンサルタント等による知的財産戦略支援を実施している。支援内容には、知財管理、知財戦略立案、関連調査等が含まれる。令和 6 年度の実績は、知的財産に関する相談件数 189 件、知財調査 26 件が確認されている。
利用機関の特徴	大学、研究機関、企業等に広がっており、AMED 採択課題を有する機関に加え、相談内容により採択課題以外の案件も対応可能とされる。特に、研究成果の権利化や導出を検討する大学・公的研究機関等にとって利用しやすい支援メニューと位置付けられる。
成果・効果	研究の早い段階から知財上の論点を整理し、出願の可否や権利化方針、導出を見据えた対応の検討に資する。先行技術調査や出願状況調査等と連動することにより、研究成果の実用化に向けた判断の精度向上が期待される。
課題	相談窓口を設けていても、真にニーズを抱える研究者へのリーチに至らない可能性がある。また、研究者個人の相談ニーズと所属機関の知財方針との調整、対象要件の分かりやすい周知も課題と考えられる。
支援策②: Medical IP Desk (医療分野の知財専門窓口) ³³⁹	
主な活動状況	医療分野に特化した知的財産相談窓口であり、知的財産の保護・活用、事業化戦略支援等に関する相談に対し、医療分野のコンサルタントが助言を行う仕組みである。相談は電話又はメールにより受け付けている。
利用機関の特徴	大学、研究機関、企業、研究者等と幅広く、AMED 採択課題の有無にかかわらず相談可能とされている。医療分野において知財部門の体制が十分でない機関や、初期段階で知財上の方向付けを必要とする研究者にとって活用しやすい窓口である。
成果・効果	医療分野特有の知財上の課題について、早期の段階で助言を受けられることから、知財戦略や実用化方針の初期整理に資するものと考えられる。必要に応じて他の知財・実用化支援策へ接続する入口機能も果たしている。
課題	相談対応にとどまらず、個別案件の調査支援や商談支援等へ円滑につながり導線の明確化が課題である。また、相談後のフォローアップの充実や、機関側の知財実務との接続強化も求められる。

³³⁸・AMED 実用化・知的財産支援トップ: <https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/>

・FAQ: <https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/faq.html>

・令和 6 年度業務実績自己評価報告書: <https://www.amed.go.jp/content/000146510.pdf>

・令和 6 年度業務実績自己評価報告書 及び 第 2 期中長期目標期間自己評価報告書 (概要)
<https://www.amed.go.jp/content/000146534.pdf>

³³⁹・Medical IP Desk: https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html

・FAQ: <https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/faq.html>

支援策③: TPP (Target Product Profile) 策定支援 ³⁴⁰	
主な活動状況	医療分野シーズの実用化を見据えた事業化戦略支援の一環として、TPP 策定支援を実施。目指すべき製品像や臨床的意義、競合優位性、開発目標等を整理するための枠組みであり、研究開発の方向性を実用化の観点から明確化するために用いられている。令和 7 年度から開始し約 10 件の実績である。
利用機関の特徴	対象は、現在又は過去に AMED の支援を受けた医療分野シーズを有する研究者・研究機関等であり、製品化や企業導出を視野に入れた段階にある案件が中心とされる。
成果・効果	TPP 策定により、研究成果を論文中心ではなく製品開発の観点から整理し、必要な性能・適応・競合との差別化要素等を明確にすることが可能となる。このため、開発方針の共有や企業との協議準備、実用化に向けた検討の具体化に資する支援である。
課題	研究が相当程度進んだ段階で TPP を検討すると、競合状況や開発方針の見直し余地が限られる場合がある。そのため、より早期からの導入と、策定後の継続的な見直し・改定支援の体制整備が課題である。
支援策④: シーズ・ニーズマッチング支援「AMED ぶらっと」 ³⁴¹	
主な活動状況	アカデミア発シーズと企業ニーズのマッチングを促進するための会員制 Web システムであり、登録されたシーズ・ニーズ情報を通じて、産学間のコミュニケーションやパートナーリングを支援している。令和 6 年 3 月にはリニューアルが行われ、導出支援ツールとしての活用促進が図られている。
利用機関の特徴	大学、研究機関等がシーズを登録し、企業等がニーズを登録する構造となっており、産学連携や導出先探索を進める機関に適した仕組みである。特に、外部企業との接点形成を必要とするアカデミア側にとって有用性が高い。
成果・効果	研究シーズと企業ニーズの初期接点を形成し、共同研究や導出交渉に向けた探索の効率化に資する支援である。従来、接点を持ちにくかった企業とのコミュニケーション機会を創出する役割も有している。
課題	登録シーズの継続的な更新や内容の充実を図り、データベースの鮮度と有用性を維持することが課題である。また、利用促進に向けた周知と、マッチング成果の可視化も今後の課題である。

³⁴⁰・事業化戦略支援: https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/tpp_support.html

・AMED のご案内: <https://www.amed.go.jp/content/000149828.pdf>

³⁴¹・AMED ぶらっと: https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/amed_plat.html

・AMED ぶらっと操作マニュアル: <https://www.amed.go.jp/content/000142938.pdf>

支援策⑤: 展示会・商談会支援 ³⁴²	
主な活動状況	研究成果の導出や事業化を促進するため、国内外の展示会・商談会への参加支援を実施。令和6年度には、BIO International Convention 2024、BIO-Europe 2024、BioJapan 2024、DSANJ Digital Bio Conference 2024・2025 等への支援実績がある。また、令和6年度は、商談会出展等による企業とのマッチング支援を102課題に対して実施し、115件のマッチング成立が報告されている。BIO International Convention 2024では94件のパートナーリング支援面談が行われた。
利用機関の特徴	主に大学、研究機関等の成果所有者や、研究成果の導出・事業化を目指す研究者・産学連携部門である。現在又は過去にAMED研究費の支援を受けた課題が対象となる。
成果・効果	企業との直接対話の機会を創出し、導出や共同研究に向けた具体的な協議を進める場として機能している。実用化の初期段階を後押しする効果が認められる。
課題	商談会ごとに参加企業や関心領域が異なるため、対象案件ごとに適切な場を選定し、戦略的に臨む必要がある。また、出展前の資料整備や相手先選定に加え、出展後のフォローアップ体制を強化することも課題である。
支援策⑥: 教育・教材提供 ³⁴³ (医療系学生・若手研究者向けの知財eラーニング等)	
主な活動状況	医療研究者向け知的財産教材や医療系学生向け知的財産教材等を提供し、知的財産と実用化に関する基礎的理解の促進を図っている。
利用機関の特徴	医療系大学・大学院、研究機関、研究者、知財担当者、産学官連携担当者等が主な利用対象であり、研究初期段階から知財や実用化への理解を深めるための基盤的支援として位置付けられる。
成果・効果	教材や研修を通じて、若手研究者や実務担当者の知財意識の向上、実用化を意識した研究推進の基礎形成に資すると考えられる。また、研修は関係者間の知識共有やネットワーク形成にも一定の効果を有するとみられる。
課題	教材内容の継続的更新、受講者層に応じた内容の高度化、基礎教材と実務研修との接続強化が課題である。また、限られた人的・時間的リソースの中で、継続的に教育機会を提供する体制維持も重要である。

³⁴²・商談会の出展等参加支援: https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/shutten_shien.html

・令和6年度業務実績自己評価報告書: <https://www.amed.go.jp/content/000146510.pdf>

・AMED 成果集: <https://www.amed.go.jp/content/000149831.pdf>

³⁴³・知的財産教材: https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html

・医療系学生向け知的財産教材: https://www.amed.go.jp/news/release_20220920.html

・AMED 成果集: <https://www.amed.go.jp/content/000149831.pdf>

・FAQ: <https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/faq.html>

支援策⑦: スタートアップ創出・起業支援 ³⁴⁴	
主な活動状況	医療系スタートアップの創出・育成に向け、複数の支援事業を展開するとともに、政府系スタートアップ支援機関との連携を進めている。令和6年度には、MEDISO との連携による相談窓口のワンストップ化や、関係機関と連携した支援体制の整備が進められている。知財面では、知的財産戦略支援や商談会支援等の既存メニューも活用可能である。
利用機関の特徴	医療スタートアップ、大学発スタートアップ、研究者起点の起業検討者等であり、研究成果の事業化を目指す比較的初期段階から利用し得る。
成果・効果	知財、事業化、資金調達、他支援機関紹介等を含む多面的な支援にアクセスできることから、医療系スタートアップの立ち上げや事業推進に向けた支援基盤として機能している。
課題	起業前後で必要な支援内容が大きく異なるため、知財支援、事業化戦略支援、資金支援等を段階に応じて接続する導線整備が課題である。また、他機関支援との役割分担を分かりやすくすることも重要である。
支援策⑧: アカデミア医薬品シーズ等開発推進会議 (AMED-FLuX) ³⁴⁵	
主な活動状況	AMED が支援するアカデミア創薬課題について、製薬企業出身者等の視点を踏まえて実用化に向けた助言を行う仕組みであり、令和3年度に設置された製薬企業16社から31名のアドバイザーの方々（令和7年10月時点）に参画した。研究開発戦略推進部が所管。
利用機関の特徴	参加主体は、大学・研究機関等の創薬研究者、企業アドバイザー、AMED関係者であり、アカデミア発創薬シーズの実用化可能性を高めることを目的とした仕組みである。
成果・効果	会議での助言を契機に、研究計画の見直しや追加的対応が行われ、共同研究契約等の実用化に向けた成果につながった事例が報告されている。また、創薬ガイドブックの公開を通じて、個別課題から得られた知見の横展開も図られている。
課題	対象領域やモダリティ（治療手段）の拡大、個別助言の成果を汎用的知見として整理・共有すること、ガイドブック等の継続的更新が課題である。

³⁴⁴・スタートアップ支援: https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/start_up_shien.html

・橋渡し研究プログラム: <https://www.amed.go.jp/program/list/16/01/014.html>

³⁴⁵・<https://www.amed.go.jp/program/list/11/01/AMED-FLuX.html>

・令和5年度業務実績自己評価報告書 及び 中長期目標期間実績見込評価報告書
<https://www.amed.go.jp/content/000132134.pdf>

支援策⑨：知財・実用化調査、研修セミナー等 346

主な活動状況	知財・実用化支援の一環として、先行技術調査、出願状況調査、研修セミナー等を実施している。先行技術調査は新規性や出願方針の検討に資するものであり、出願状況調査は競争環境や出願動向の把握を目的とする。令和 6 年度は知財調査 26 件が実施されている。2025 年 2 月から 3 月にかけて、医療分野の成果導出に向けた研修セミナーが開催、85 名が参加し 32 名が修了認定を受けた。
利用機関の特徴	大学、研究機関等の研究者、知財担当者、産学官連携担当者等が主な対象であり、知財実務の補完や成果活用能力の向上を必要とする機関での利用が想定される。
成果・効果	研究成果の権利化や活用に向けた判断材料を提供するとともに、研修を通じて知財・実用化に関する知識の普及と実務能力の向上に寄与している。あわせて、関係者間のネットワーク形成にも一定の役割を果たしている。
課題	研究機関側の人的リソースに差がある中で、真に支援を必要とする案件への到達性を高めることが課題である。また、調査や研修の成果を個別案件の具体的支援につなげるフォローアップ体制の強化も求められる。

(2) ファンディング支援先

AMED 研究開発課題データベース (AMEDfind) ³⁴⁷に掲載されている研究課題情報を基に、2024 年度に研究期間が該当する課題の状況を概観すると、表 3.2.4 に示すとおりであり、研究費の配分先は大学等高等教育機関に集中する傾向がみられる。件数ベースでは大学等が全体の概ね 7 割前後を占める水準にあるとみられ、資金規模の観点でも過半を占める構造となっていると推察される。次いで、国立研究開発法人等の公的研究機関が一定の割合を占め、民間企業（スタートアップを含む）も 1～2 割程度の範囲で研究開発実施主体となっている。

このように、AMED の研究費は主としてアカデミアを中心とする研究機関に配分されつつ、国立研究開発法人等の公的研究機関や企業等との共同研究・実用化志向の研究開発にも広く活用されている。こうした配分構造は、AMED が基礎研究基盤を担う大学等を中心としつつ、研究成果の実用化を担う多様な主体との連携促進を図る FA としての役割を反映したものと考えられる。

³⁴⁶・実用化・知的財産支援: https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/gaibu_hosokuchosa.html

・研修セミナー: https://www.amed.go.jp/news/event/2502-2503_ipkensyuseminer.html

・AMED 成果集: <https://www.amed.go.jp/content/000149831.pdf>

・令和 6 年度業務実績自己評価報告書: <https://www.amed.go.jp/content/000146510.pdf>

³⁴⁷ AMED 研究開発課題データベース <https://amedfind.amed.go.jp/amed/>

表 3.2.4: ファンディング支援先の構成と配分傾向(2024 年度概況)

区分	件数比率	資金配分比率	主な支援先名
大学等高等教育機関*1	約 7 割	約 6 割	東京大学、京都大学、大阪大学等
国立研究開発機関	約 1 割強	約 2 割弱	理化学研究所、国立がん研究センター、産業技術総合研究所 等
公立研究開発機関	数%程度	数%程度	都道府県立研究所 等
民間企業(SU 以外)	約 1 割	約 1 割	製薬企業 等
民間企業 (SU)	数%程度	数%程度	医療系スタートアップ 等

*1: 短大、高等専門学校を含む。

注 1 本表は、AMED 研究開発課題データベース (AMEDfind) に掲載された公開情報を基に、2024 年度に研究期間が該当する課題の分布状況を概観的に整理したものである。

注 2 AMEDfind に表示される「配分額」は課題単位の総配分額であり、単年度配分額ではない場合がある。このため、本表の資金配分構成は厳密な年度配分実績を示すものではなく、課題規模の傾向を踏まえた参考的整理である。

注 3 課題は代表機関単位で把握した概況であり、分担機関への配分額は反映されていない可能性がある。

注 4 機関区分の分類は公開情報に基づく整理であり、大学附属研究所、国研附置組織、大学発ベンチャー等については分類上の境界が明確でない場合がある。

(3) ファンディング・プログラムによる知的財産創造等に係る取組状況

ファンディング支援先(受託者)に対する知的財産創造等に係る取組の状況は表 3.2.5 に示すとおりである。

研究成果や知的財産の広報・マッチング（企業への営業、展示会出展等）に対する支援はすべてのプログラムで実施されている。一方、実施機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を原則化すること、スタートアップへの知財関連人材の支援などは、全てのプログラムで一律ではなく、事業部門ごとに判断して実施している。

表 3.2.5: ファンディング支援先(受託者)に対する知的財産創造等に係る取組

知的財産創造等に係る取組		取組の状況
1	複数機関により研究に取り組む先に対しては、実施機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を原則として求めている。	一律ではなく、事業部門ごとに判断して実施している。
2	大学等に対し、知的財産を創造した対価やライセンス料等について研究現場(研究室など)への還元を促す仕組み(報奨金制度、知的貢献費、環境整備等)がある。	該当する事業はない。
3	知的財産について、オープン・クローズ戦略による取組を促している。	該当する事業はない。
4	スタートアップに対し、知的財産関連の支援を行ったり、研究機関による支援を促したりする仕組みがある。	事業部門ごとに判断して実施。 例：創薬ベンチャーエコシステム
5	採択プロジェクト等において知的財産関連人材の支援を行ったり、配置を求めたりする。	一部で取組あり。 再生医療実用化事業、スマートバイオ事業、脳統合プログラムなど
6	他の研究機関や企業等に対し、採択プロジェクト等で創造された研究成果や知的財産の広報・マッチング(企業への営業、展示会出展等)に対する支援を行っている。	基本すべて対象にしている。
7	事業費を知的財産用として使いやすい制度としている。	一部で取組あり。 橋渡し研究プログラム(シーズ A):直接経費による出願可。(以前の支援の枠組みが継続されているもの。)

(4) AMED における知的財産権の出願・登録・収入の状況

AMED は知的財産権を受託者から譲り受けないことを原則としており、また AMED 職員が受託先の研究開発に関わって共同発明者になるような例もなく、AMED 自身での出願やライセンス収入はない。保有は商標 12 件、特許 1 件のみである。このうち、商標は AMED 事業としての名称確保が目的であり、特許は担保案件で例外的に保有しているものである。

(5) 知的財産に関する受託者からの状況報告等

受託者(大学・研究機関等)が発明を行った場合、発明の権利は原則として当該研究機関等に帰属(日本版バイ・ドール制度)し、AMED は譲り受けない。ただし、契約に基づき受託者は AMED へ以下の報告・通知の義務がある。

- ① 発明の報告義務：発明等報告書(知財様式 3)の提出
- ② 出願後の状況通知：知的財産権出願通知書(知財様式 4)の提出

- ③ 特許等の登録時通知：知的財産権出願後状況通知書（知財様式 5）の提出
- ④ 特許等の取下げ・放棄：知的財産権出願後状況通知書（知財様式 5）の提出
- ⑤ 権利移転等：知的財産権移転等通知書（知財様式 6）の提出
事前に移転承認申請（知財様式 7）で承認を得てから移転通知（様式 6）を出すルールとなっている。
- ⑥ 受託者がノウハウの指定を行う場合：ノウハウ申請（知財様式 15）の提出
実際には報告実績はほとんど無い状況である。

申請の様式は他の FA 等の研究開発支援機関と同じではないが、受託者の負担軽減を目指して、AMED は令和元年 5 月から独自のオンライン申請システムを導入している。

(6) 支援先向け人材育成

AMED による受託者向け人材育成の取組内容は以下に示すとおり。

a. 医療分野の研究開発成果に係る実用化に向けた研修セミナー開催³⁴⁸

医療分野の研究者、スタートアップ企業、大学等の研究機関に属する知的財産・産学官連携の実務担当者を対象に、研究成果の導出に必要とされる知識とスキルを習得することを狙いとして、年 1 回程度開催される。

参加費：無料、定員：リアル参加:30 人程度、オンライン参加:100 人程度。

b. 医療系学生向け知的財産教材の提供（e ラーニング等で活用）³⁴⁹

大学・大学院等の学生に、研究成果の実用化の重要性を理解し、実用化に必要な知的財産戦略の理解を深めてもらうための教材。基礎編の 2 資料と、応用編の 7 資料が含まれ、利用規約³⁵⁰に沿って無料で利用できる。

このほかに、「医療研究者向け知的財産教材」³⁵¹もあり、平成 29 年 8 月より提供されている。

c. 委託して行うコンサルティングや産学連携イベントを通じての実務研修やネットワーク形成

知財研修セミナー・講師派遣³⁵²、商談出展支援³⁵³など、研究機関に対する知財人材育成を総合的に支援している。

(7) 外部専門家との連携

科学技術調査員として弁理士に年単位で委嘱しており、アドバイザリーボードとしての関与と、個別案件ごとの委託・相談の両方を行っている。また、研修セミナーの講師としての依頼は個別に依頼している。

3.2.3 成果指標

AMED の中長期目標（第 3 期:令和 7 年度～令和 11 年度）では次のアウトプット指標が示されている。

- ◆ 権利譲渡契約・実施許諾契約・共同研究開発契約件数（シーズの企業導出件数）

³⁴⁸ https://www.amed.go.jp/news/event/2602_ipkensyuseminer.html

³⁴⁹ https://www.amed.go.jp/news/release_20220920.html

³⁵⁰ <https://www.amed.go.jp/content/000102948.pdf>

³⁵¹ https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html

³⁵² https://www.amed.go.jp/news/event/2502-2503_ipkensyuseminer.html

³⁵³ https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/shutten_shien.html

130 件／年（令和 7 年度～令和 11 年度累計 650 件）

- ◆ 治験に至った件数 60 件／年（令和 7 年度～令和 11 年度累計 300 件）
- ◆ 優れたシーズの発展・継続支援件数 120 件／年（令和 7 年度～令和 11 年度累計 600 件）
- ◆ 論文数（Top1%論文） 120 件／年（令和 7 年～令和 11 年累計 600 件）

このほかに知的財産・産学連携に関連する内部的な成果指標は特に設定していない。

3.2.4 その他

再生医療製品に関し医薬品等と比較して特許的な仕組みの上で特徴的な点について、関係者より「モダリティ（治療の手段・手法）が多様化しており、単一特許で済むわけではなく、取得タイミングや請求範囲の仕方が変わりつつある。」「医薬品は物質特許でカバーできたが、再生・細胞医療は細胞自体での特許取得が難しいため細胞の培養方法など、周辺特許を数多く取る戦略（ポートフォリオ構築）が主流になりつつあり、医療機器の特許戦略に近づいている印象がある。」との見解が述べられた。

【参考情報・文献】

以下、本文中の脚注との重複も多いが、再掲も含めて代表的参考文献を示す。

[事業報告書]

- ・令和 6 事業年度 事業報告書(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)
<https://www.amed.go.jp/content/000148116.pdf>

[業務実績等報告書]

- ・令和 6 年度における業務実績自己評価報告書（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）
<https://www.amed.go.jp/content/000146510.pdf>

[業務実績評価]

- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構の令和 6 年度における業務の実績に関する評価（内閣府健康・医療戦略推進事務局）
<https://www8.cao.go.jp/hyouka/doppou/pdf/2024iryoukenkyuu.pdf>

[研究成果資料]

- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構：『AMED 成果集 2024 年度』
<https://www.amed.go.jp/content/000149831.pdf>

[中長期目標・計画]

- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中長期目標(令和 8 年 2 月 27 日変更)
https://www8.cao.go.jp/iryou/pdf/3amed_goal_260227.pdf
- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構 第 3 期中長期計画 期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
<https://www.amed.go.jp/content/000141318.pdf>

[知的財産ポリシー]

- ・AMED 知的財産ポリシー
https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html

3.3 (国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構

(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (以下 NEDO という。) の概要を下表に示す。

表 3.3.1: 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)概要³⁵⁴

名称	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 New Energy and Industrial Technology Development Organization (NEDO)
目的	NEDO は、エネルギー・環境問題の解決及び日本の産業技術力の強化を目的として、研究開発プロジェクトの推進や技術開発支援を行う国立研究開発法人である。大学、研究機関、企業などと連携し、新エネルギー技術、省エネルギー技術、産業技術などの研究開発を推進し、成果の社会実装・事業化を目指している。
設立	1980 年 10 月 1 日
所管官庁	経済産業省
組織・人員	NEDO は理事長を中心とする役員体制のもと、複数の技術開発部門・企画部門などで構成されている。大学、企業、研究機関などと連携し研究開発プロジェクトをマネジメントする機関として機能している。研究施設を自ら保有するのではなく、外部機関への委託・共同研究という形で研究開発を推進する特徴がある。 2025 年 1 月 1 日時点での職員の人数は以下のとおり ³⁵⁵ 。 ・全体職員数：1,628 名（うち役員 9 名） ・職員数（臨時職員除く）：1,560 名（うち事業部門 1,288 名、間接部門 272 名）
予算	2025 年度当初予算：約 1,464 億円 ただし、NEDO は複数の大型基金（数千億～数兆円）も運用しており、実際に扱う研究開発資金の規模はそれ以上になる。なお、以下にこれらの基金の例を挙げるが、複数年度で運用されるため、単年度の金額ではない。 (例) グリーンイノベーション基金：約 2 兆 3,000 億円 ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発：約 7,950 億円 経済安全保障重要技術育成プログラム：約 2,500 億円 ディープテック・スタートアップ支援事業：約 1,000 億円 バイオものづくり革命推進事業：約 3,000 億円
本部所在地	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー

³⁵⁴ NEDO 「NEDO について」 <https://www.nedo.go.jp/introducing/>

³⁵⁵ NEDO 「業務内容別の職員数 2025.1.1」

https://www.nedo.go.jp/content/800018919.pdf?utm_source=chatgpt.com

NEDO の組織図 ³⁵⁶は以下のとおり。

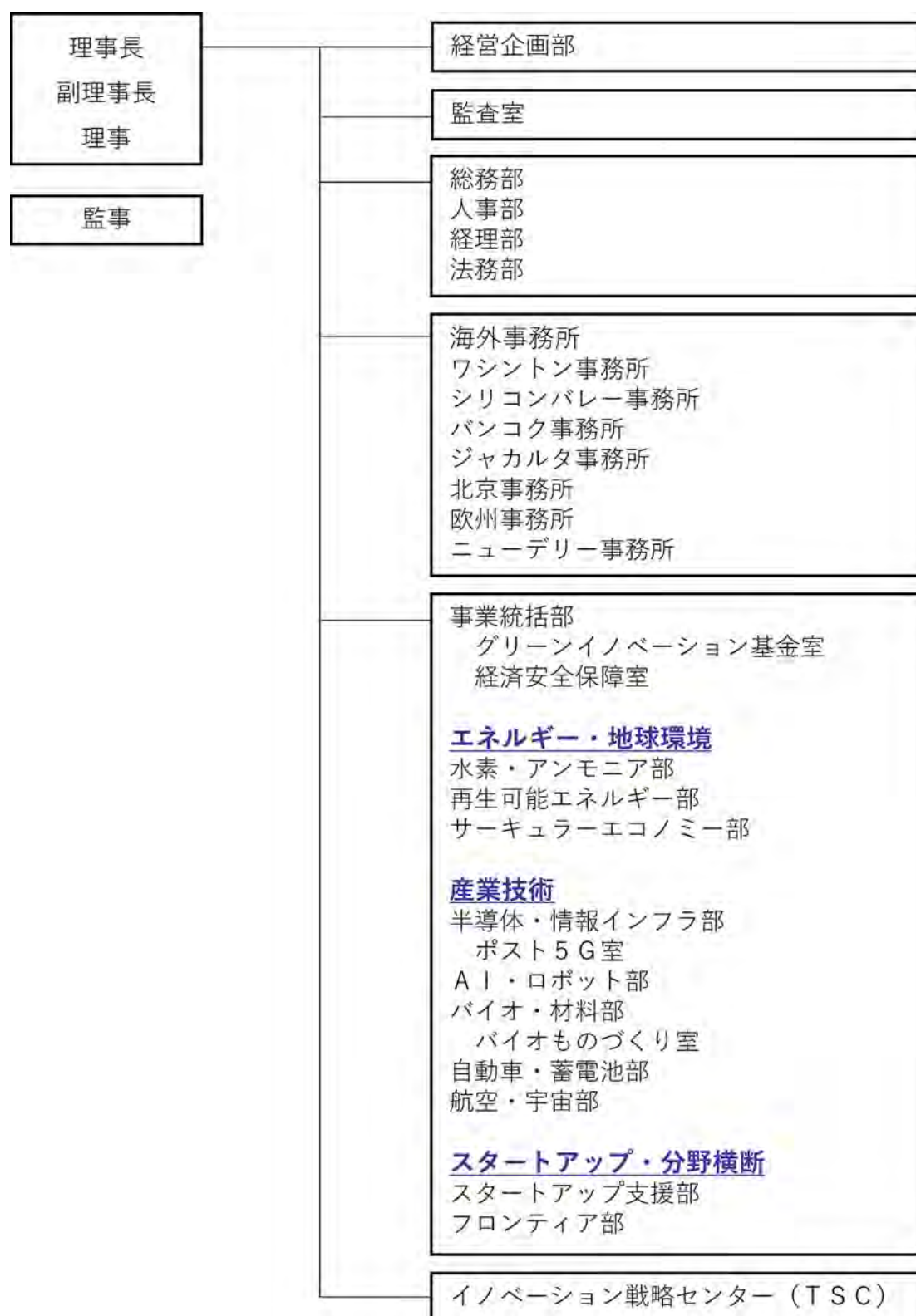


図 3.3.1: NEDO の組織図(2025 年 8 月 1 日現在)

³⁵⁶ NEDO 「組織図」: <https://www.nedo.go.jp/introducing/sosiki.html>

3.3.1 組織体制・ガバナンス

(1) 知的財産担当部署

NEDO の委託事業における知的財産権の管理、及び知財マネジメント・データマネジメントに関する担当組織は、「事業統括部知的財産課」である。

(2) 事業統括部知的財産課の業務内容

「事業統括部知的財産課」は以下の業務を遂行している³⁵⁷。

- ①委託成果に係る知財手続の運用（届出・報告の受付／提出方法の案内）
- ②知的財産権の管理業務（委託事業における知財管理の実務を整備・周知）
- ③移転等の事前承認運用（第三者移転・専用実施権等の承認）
- ④バイ・ドール調査（知財の利用状況調査）の実施運用
- ⑤ライセンス対応（適切なライセンス実施の周知、NEDO 所有特許のライセンス案内等）
- ⑥知財マネジメント方針の整備・改訂（経産省ガイドライン整合、雛形・Q&A の提供）
- ⑦特許出願の非公開制度への対応（制度説明・説明会資料の提示）
- ⑧ 問い合わせ窓口（知財・知財マネジメント・データマネジメント）

(3) 知的財産帰属の考え方

NEDO における事業種別と知的財産の帰属の関係を以下の図に示す³⁵⁸。

	委託事業	補助・助成事業
事業の主体	NEDO	事業者
事業の実施者	受託者	事業者
事業成果（知的財産権）の帰属	(本来は)NEDO ただし、バイ・ドール条項を遵守する場合は制限付きで受託者	事業者

※ 実証事業及び調査事業の委託では、約款上、バイ・ドール条項に関する規定はない。

◆ NEDO委託業務におけるバイ・ドール条項

NEDOでは、委託先における研究開発のインセンティブや成果意欲を高め、開発成果を効果的に社会還元するとの狙いから、「日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法第17条）」を適用し定めた条件（“NEDO委託事業におけるバイ・ドール条項”。次ページ参照）を約定することにより、委託研究に係る知的財産権（除く、成果報告書、その他これに類するものの著作権）は、委託元であるNEDOに譲り渡すことなく、委託先に帰属する。

※受託者が外国法人の場合は、原則NEDOとの共有とし、NEDO＋外国法人の持分の50%以上をNEDOが保有する特例あり(約款第44条)。

図 3.3.2: NEDO における事業種別と知的財産の帰属

³⁵⁷ NEDO「委託事業の手続：資産・知財・データマネジメント」 <https://www.nedo.go.jp/itakugyomu/shisan.html>

³⁵⁸ NEDO「NEDO委託事業における知的財産権の管理業務」
<https://www.nedo.go.jp/content/800026930.pdf>

NEDO 委託業務におけるバイ・ドール条項を以下のとおりである。

◆ **NEDO委託業務におけるバイ・ドール条項（約款第31条）**

- ① 委託業務に係る知的財産権に関しての出願、申請等の手続を行った場合（著作権については著作物が得られた場合）は、遅滞なくNEDOに報告すること。
- ② 日本国政府の要請に応じて、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、NEDOに当該知的財産権を利用する権利を無償で許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、日本国政府の要請に応じて、NEDOが当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとする場合は、NEDOの事前承認を受けること。【平成21(2009)年度の新規契約から適用】
- ⑤ NEDOが実施する知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）に対して回答すること。【平成23(2011)年度の新規契約から適用】

➤ ただし、受託者が①～⑤のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないとNEDOが認める場合には、当該知的財産権をNEDOに無償譲渡しなければならない。（約款第31条第4項）

(4) 委託事業で生じた知的財産についての NEDO への届出

委託事業で生じた知的財産については、権利を保有する条件として、知的財産のライフイベント（出願・登録・移転・利用・放棄など）ごとに NEDO へ報告又は承認申請を行う義務がある³⁵⁹。以下の表にそれらについて整理した。

表 3.3.2: NEDO 委託事業において知的財産関係で NEDO への届出が必要な事項

知財イベント	必要な手続	主な書類	根拠
特許等の出願	NEDO へ通知	産業財産権出願通知書	約款 32 条
出願後の状況（公開・登録等）	状況報告	産業財産権等出願後状況通知書	約款 33 条
権利移転	承認申請又は届出	知的財産権移転承認申請書／移転等届出書	約款 31 条の 3
専用実施権の設定	承認申請	専用実施権等設定承認申請書	約款 31 条の 3
実施（自社利用・ライセンス）	届出	知的財産権利用届出書	約款 34 条
権利の放棄	届出	知的財産権放棄届出書	約款 31 条の 5
持分放棄	届出	知的財産権持分放棄届出書	約款 31 条の 6
知財イベント	必要な手続	主な書類	根拠

(5) 委託業務において受託者が保有する知的財産についての NEDO での利用の可否

前述の様に、委託事業で生じた知的財産については、受託者が権利を保有する条件として、知的財産のライフイベント（出願・登録・移転・利用・放棄など）ごとに NEDO へ報告又は承認申請を行う義務があるが、必要条件を満たせば受託者が権利を保有す

³⁵⁹ NEDO「知的財産権に関する手続等のご案内」https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisankanri_tetuzuki_index.html?utm_source=chatgpt.com

る。

その場合、日本国政府の要請に応じて、NEDO が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、受託者は無償で当該知的財産権を利用する権利を NEDO に許諾することになっており、NEDO は、受託者が保有する知的財産を可能である。

（根拠：NEDO 業務委託契約約款第 3 1 条二）³⁶⁰

3.3.2 支援内容・人材育成など

(1) 実施者への支援内容

前述のように、NEDO 事業の場合は実施者（事業者又は受託者が知的財産権を保有するのがほとんどであるが、実施者へは以下の表の様な支援が行われている³⁶¹。

表 3.3.3: NEDO による実施者への支援内容

支援メニュー	主な対象	支援内容
NEDO 所有（又は共有）知財のライセンス（通常実施権等）	NEDO の知財の実施等を希望する事業者	NEDO は、委託研究事業の成果として NEDO が所有する知的財産権について、実施等を希望する者に対して通常実施権・通常利用権（通常実施権等）を許諾し、活用を図るとしている。希望者は、NEDO 事業統括部知的財産課へ連絡し、権利状況や実施許諾申請手続等の説明を受ける旨が示されている。
NEDO 所有知財の「低廉対価」での実施（実施料減額）	一定要件を満たす個人／中小～中堅等（要件あり）	NEDO は、産業技術力強化法の趣旨を踏まえ、NEDO が所有する知的財産権の実施料について、一定の要件に該当する通常実施権等を許諾する場合に「通常の実施料の 5 割以内」に減額する運用を示している。対象となる知財（NEDO 所有／共有で、3 年以上継続して通常実施権等を許諾していない等）や、対象者要件（個人、一定規模以下の法人等）を明示している。低廉対価での実施を希望する場合も、事業統括部知的財産課へ連絡し申請手続の説明を受ける流れとなっている。
公開情報の提供（NEDO 所有特許等の公開先の案内）	NEDO 所有知財の探索を行う事業者	NEDO は、低廉対価での実施の対象となる知財のうち、特許権・実用新案権については、INPIT の「開放特許情報データベース」で公開している。 また、当該ページ上では、2025 年 4 月時点で掲載案件がない旨の注記がある（必要な情報がある場合は知的財産課へ相談）。

³⁶⁰ NEDO 「業務委託契約標準契約書 業務委託契約約款」

<https://www.nedo.go.jp/content/100974647.pdf>

³⁶¹ NEDO 「委託事業の手続：資産・知財・データマネジメント」 <https://www.nedo.go.jp/itakugyomu/shisan.html>

支援メニュー	主な対象	支援内容
適切なライセンスの実施に関する注意喚起 (技術流出防止・安全保障の観点)	NEDO 委託研究開発に係る知財の権利者 (=事業者を含む)	NEDO は、委託研究開発に係る知財のライセンスについて、成果の有効活用を促しつつ、技術情報の流出防止や国家安全保障の観点から適切に実施することを求めている。 ライセンス契約における重要事項・推奨事項として、技術の提供方法の限定、サブライセンスの禁止／事前承認制、秘密保持条項、チェンジオブコントロール条項等の例を挙げている。
委託事業の知財管理・活用に関する説明会資料／動画	NEDO 委託事業の受託者等 (成果知財を扱う事業者)	NEDO は、委託事業に関する「資産・知財・データマネジメント」ページで、知的財産権の管理に関する説明会資料・動画、PMS 操作手順書、誤り事例集、事前承認の資料、バイ・ドール調査、Q&A 等を体系的に公開している。説明会資料には、出願・登録・移転・実施・放棄等の報告、ノウハウ指定、PMS 操作等が含まれる。
PMS ³⁶² による知財報告の手順書・誤り事例集	NEDO 委託事業の受託者等	PMS 操作手順書や、よくある誤り事例集を公開し、知財報告・管理の実務を支援している。
知財の移転等に係る「事前承認」運用の提示	NEDO 委託事業の受託者等	知的財産権の移転等を行う場合の事前承認の適用・考え方を資料化し公開している。
知的財産権の利用状況調査 (バイ・ドール調査)	NEDO 委託事業の受託者等	NEDO が実施する「知的財産権の利用状況調査 (バイ・ドール調査)」の実施方式について周知している。
知財・データに関する Q&A (2025 年度版)	NEDO 事業関係者 (事業者を含む)	知財及びデータに関する Q&A を年度版として公開している (運用上の疑問を解消する資料)。

³⁶² PMS: Project Management System の略で、NEDO はこのシステムを使って実施者と情報共有しながらプロジェクトを管理している。

(2) 人材育成

①育成したい人材像

各資料から、以下のような人材を育成したいことが記載されている。

表 3.3.4: 育成したい人材像

育成したい人材像	出典
企業における知財戦略を立案できる人材	委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（経済産業省） https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html
研究開発成果を特許化できる研究者	NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針 https://www.nedo.go.jp/content/100977487.pdf
研究成果の事業化を推進できる人材	
技術と知財を統合的にマネジメントできる専門家	

②人材育成の考え方

以下のように人材育成が行われている³⁶³。

- ・ 新任の事務担当者・研究者・知財担当者は、まず「知的財産権に関する手続等のご案内」で“何を・いつ・どの書面で報告するか”を把握する。
- ・ 次に、説明会資料（基礎→PMS→FAQ）と PMS 操作手順書を用い、社内の実務フロー（発明届→委員会審議→出願→NEDO 報告）に落とし込む。
- ・ 年度版 Q&A や説明会（運用変更）を定期確認し、制度改正・運用変更への追従を行う（継続学習）。

③受託者等向けの研修・オンライン説明会

以下の表の様に受託者等向けの研修・オンライン説明会が行われている。

表 3.3.5: 研修・オンライン説明会の内容

	主な内容
知的財産権管理業務に関する説明会	知財権管理の基礎、NEDO への報告（出願・登録・移転・実施・放棄等）、ノウハウ指定、PMS 操作などを体系的に解説。
知的財産権の PMS 解説説明会	PMS（NEDO プロジェクトマネジメントシステム）を用いた知財報告の具体的操作・留意点を解説。

³⁶³ NEDO「委託事業の手続：資産・知財・データマネジメント」 <https://www.nedo.go.jp/itakugyomu/shisan.html>

④実務を支える教材・リファレンス（OJT 支援）

以下の資料群は、受託者・研究者・知財担当向けの「参照教材（OJT ツール）」である。

表 3.3.6:教材・リファレンス

	主な内容
手続・届出のガイド	「知的財産権に関する手続等のご案内」では、出願・登録・移転等・放棄など、NEDO への報告が必要となる手続と提出書面を整理している。
PMS 操作手順書／誤り事例集	「知的財産権に関する手続等のご案内」では、出願・登録・移転等・放棄など、NEDO への報告が必要となる手続と提出書面を整理している。
知財・データマネジメント Q&A／採択者説明会資料	知財及びデータマネジメントに関する Q&A（年度版）を整備し、採択者向け説明会資料でも知財・データの基本ルールと実務対応を説明している。

3.3.3 成果指標

(1) 中長期目標における記述

NEDO の「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第5期中長期目標」（令和5年3月1日）には、知的財産について具体的な数値目標等は記載されていないが、以下のように方針が記述されている。

①事業の企画立案

技術戦略の策定段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要な要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。

②事業の実施

委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイ・ドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行うっていく。

研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、NEDO として、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案すること、上記に記載した通り、事業開始段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施することを通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めることなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行うものとしている。

3.3.4 その他

(1) 知的財産に関する課題

知的財産における課題として、以下のものが挙げられている。

①開始前の合意形成・運営体制整備の負荷

METI ガイドラインでは、原則として委託契約締結までにプロジェクト参加者間で知財の取扱いを合意し、知財合意書を作成することが求められている³⁶⁴。また、NEDO 基本方針では、知財運営委員会の設置、委員会運営規則の整備、成果の権利化・秘匿化・公表方針の策定が求められる³⁶⁵。

このため、複数企業・大学・再委託先が関与する大型案件では、契約前の短期間で利害調整と文書整備を終える必要があり、立ち上げ初期の事務負荷が大きい。

②オープンイノベーションとの両立の難しさ

NEDO Q&A では、プロジェクト参加者が創出した成果と、参加していない者の技術等を組み合わせて不参加者と共同出願することは「基本的にはできない」とされている³⁶⁶。

また、NEDO 基本方針では、成果をプロジェクト参加者以外の第三者へ開示するには知財運営委員会の承認が必要とされる。

このため、PoC 後に外部企業を巻き込んで素早く権利化・事業化する場面では、制度上の線引きや承認手続がボトルネックになりやすい。

③未利用成果への活用圧力と継続的な報告負担

日本版バイ・ドール制度に基づき、成果が「相当期間」利用されていない場合には、国の要請に基づいて第三者に実施許諾することがあり得る。

また NEDO は成果の有効活用を図るため、知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）を実施し、2022 年度以降は追跡調査に質問項目を統合している³⁶⁷。

このため、受託者側には終了後も利用状況の把握・説明責任が残り、研究成果の商用化が長期化する分野では負担感が大きい。

④国際連携・権利移転に関する制約

METI ガイドラインは、国外企業等が参加する場合の権利帰属や技術流出防止に関する留意点を追加してきた³⁶⁸。また NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本

³⁶⁴ 委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました | 経済産業省

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html

³⁶⁵ NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第 11 版（2024 年 8 月 8 日改訂）

<https://www.nedo.go.jp/content/100971434.pdf>

³⁶⁶ 知財及びデータマネジメントに関する Q&A（2025 年度版）

<https://www.nedo.go.jp/content/100981335.pdf>

³⁶⁷ 知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）の実施方式について（お知らせ） | NEDO

https://www.nedo.go.jp/news/other/ZZNA_100074.html

³⁶⁸ 委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました | 経済産業省

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html

方針では、国外企業等が含まれる場合、フォアグラウンド IP を NEDO との共有とし、合計持分の 50%以上を NEDO に帰属させ得るとされる。

さらに、国外親会社・子会社への移転等には NEDO への事前連絡・承認が必要であり、国際共同研究やグループ内再編を伴う案件では実務の自由度が下がる。

⑤経済安全保障対応による新たなコンプライアンス負荷

2023 年 11 月改訂以降、NEDO 制度は特許出願の非公開制度への対応を明示的に取り込んでいる³⁶⁹。NEDO の説明資料では、対象となり得る発明について外国出願制限、開示禁止義務、実施制限、適正管理措置が説明されている³⁷⁰。

このため、先端分野では、通常の特許・論文戦略に加えて安全保障審査と情報管理が必要になり、研究現場・知財部門・法務部門の連携コストが増大する³⁷¹。

⑥制度が高度化する一方で、運用理解の学習コストが高い

NEDO は基本方針に加え、Q&A、手続案内、雛形、説明資料を多数公開している。これは支援策として有用だが、裏を返すと、成果届出、共同出願可否、開示、公表、外国出願、データ合意、委員会運営など論点が多岐にわたり、初参加機関にとって制度理解のハードルが高いことを示している³⁷²。

特に知財とデータを一体で扱う近年の運用は妥当性が高い一方、研究契約・情報管理・成果公開の横断理解を求めるため、制度が高度化する一方で、運用理解の学習コストが高くなる。

これら①～⑥の課題を以下の表にまとめた。

表 3.3.7: NEDO における知的財産の課題のまとめ

論点	制度上の背景	実務への影響
合意形成負荷	契約前の知財合意書、知財運営委員会、成果取扱い方針の整備	立上げ期の交渉・文書化に時間がかかる
外部連携制約	不参加者との共同出願は原則不可、第三者開示は事前承認	オープンイノベーションのスピードが落ちやすい
活用圧力	未利用成果の活用促進、バイ・ドール調査、追跡調査	終了後も説明責任と管理コストが残る
国際連携制約	国外企業等参加時の共有・移転承認・技術流出防止	海外企業・グループ会社との権利処理が複雑
安全保障対応	特許出願非公開制度、外国出願制限、開示禁止	知財戦略と情報管理の両立が必要

³⁶⁹ NEDO プロジェクトにおける知財マネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

³⁷⁰ 特許出願の非公開制度の概要と NEDO 事業における対応について

<https://www.nedo.go.jp/content/800036462.pdf>

³⁷¹ NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第 11 版（2024 年 8 月 8 日改訂）

<https://www.nedo.go.jp/content/100971434.pdf>

³⁷² 知財及びデータマネジメントに関する Q&A（2025 年度版）

<https://www.nedo.go.jp/content/100981335.pdf>

3.4 （独）工業所有権情報・研修館

3.4.1 組織概要

（独）工業所有権情報・研修館（以下 INPIT という。）³⁷³は、経済産業省所管の独立行政法人である。「『知』を芽吹かせ、共に価値にする」「知財を身近に、社会を豊かに」「知財の輪をつなぐ要に」をミッション・ビジョンとして掲げている。

主な業務内容として、知財課題発掘から戦略的活用までのワンストップ支援、産業財産権情報インフラの整備と利活用、知財関連人材の育成、及び特許行政への貢献等を担っている。人員体制は、役職員数 114 名（うち役員 4 名、職員 110 名：2025 年 4 月現在）である。また、令和 7 年度（2025 年度）予算においては、運営費交付金等による収入合計で約 121 億円の規模となっている。図 3.4.1 に示すように、INPIT はシーズから事業化までのシームレスな支援体制を敷いている。

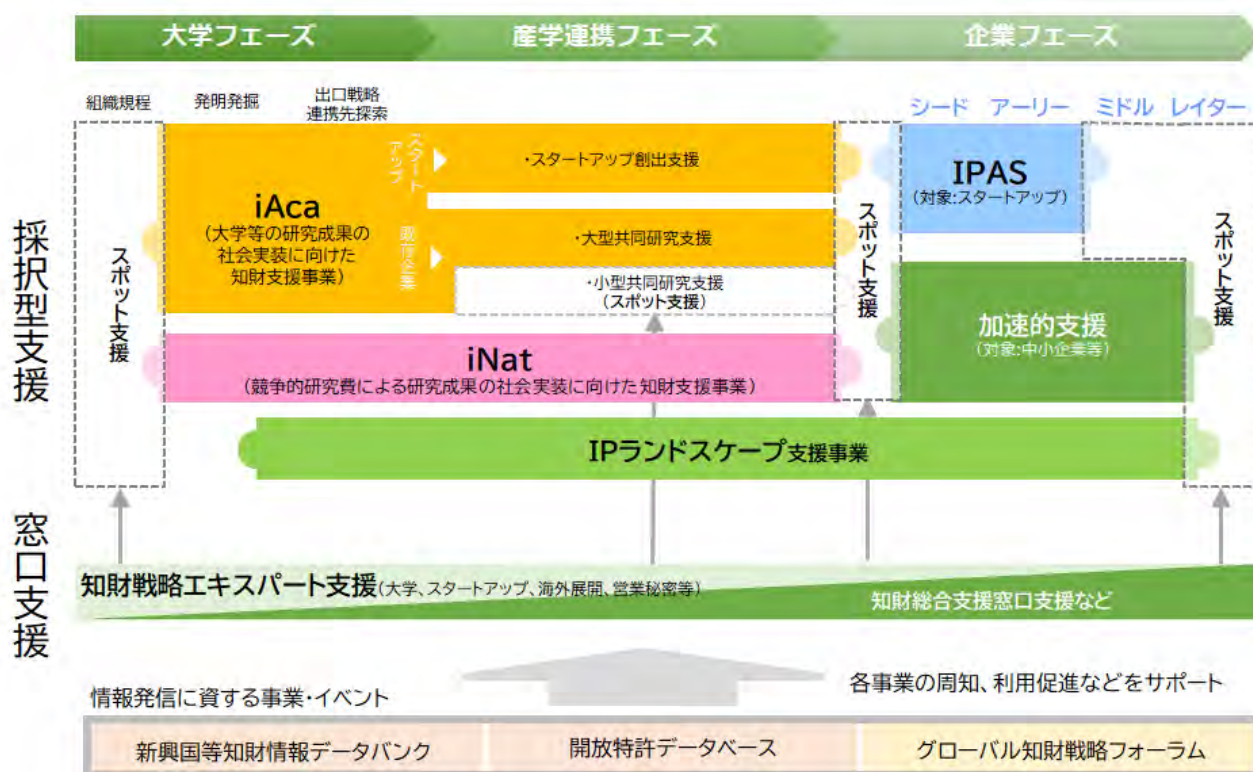


図 3.4.1: INPIT の施策マップ
(出典) 平出委員提供資料

次に、国研や大学も対象とする支援メニューとして以下を取り上げ、それぞれの概要を示す。

- ・公募型の知財支援
- ・知財人材の育成
- ・相談支援窓口
- ・その他（特許情報の提供など）

3.4.2 公募型の知財支援

国研や大学等の研究開発機関を対象として、研究成果の社会実装を促進するための公募

³⁷³ INPIT のウェブページ：<https://www.inpit.go.jp/index.html>

型知財支援事業を展開している。主要な事業は以下の通りである。

表 3.4.1: INPIT における主な大学・国研向け公募型支援事業

事業名	略称	主な対象機関	支援内容の概要
大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業	iAca	大学、高専、国研等	知財戦略プロデューサーを派遣し、シーズ発掘、スタートアップ創出、大型共同研究の知財マネジメントを支援
競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業	iNat	国プロを推進する大学・研究開発機関等	知財戦略プロデューサーを派遣し、国プロ初期段階からの知財戦略策定や出願戦略、管理体制構築を支援
IP ランドスケープ支援事業	-	大学・公設試等の研究機関、中堅・中小企業等	「市場・事業情報」と「知財情報」を合わせた分析により、連携相手の探索や新規市場の探索等の課題解決を支援
INPIT 外国出願補助金	-	試験研究機関等（大学、国研等）、中小企業	外国における発明（特許）等の権利化に要する経費の一部（1/2）を補助

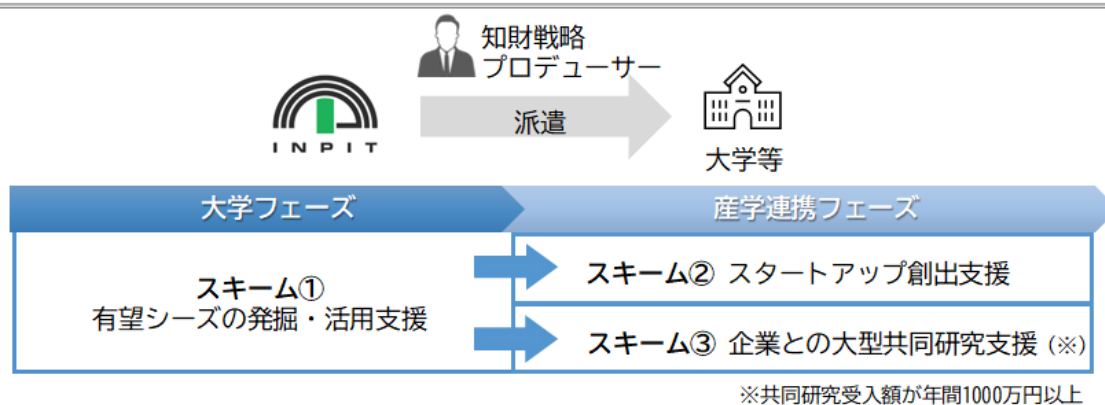
（出典）INPIT:「iAca 事業紹介冊子」「iNat 各支援スキームの詳細」「INPIT 外国出願補助金リーフレット」等をもとに作成

（1）大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iAca）³⁷⁴

国内の大学、高専、国研等を対象に、知的財産マネジメントの専門家である「知財戦略プロデューサー」を派遣する事業である。研究の初期段階における「有望なシーズの発掘・活用支援」から、事業化に向けた「スタートアップ創出支援」「企業との大型共同研究支援」まで、シームレスな支援を行っている。

³⁷⁴ iAca のウェブページ：https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_academia_haken/index.html

- 国内の大学、高専、国立試験研究機関（以下「大学等」という。）の研究成果の迅速な社会実装を支援することで、イノベーションの実現を目指す
- 知的財産マネジメントの専門家である「**知財戦略プロデューサー**」を大学等に派遣
- 研究ステージの初期段階におけるシーズ発掘と出口戦略の策定の支援（**スキーム①**）から、優れたシーズの事業化に向けた産学連携活動の支援（**スキーム②③**）まで、シームレスな支援を実現



- ✓ 支援期間は**約11カ月**。連続した継続支援も可能
- ✓ 必要な日数分だけ、柔軟な支援が可能（支援期間ごとに最大25～30日）
- ✓ 支援開始時に支援計画を作成。継続支援には支援計画の達成が必要
- ✓ 支援終了、不採択のシーズ支援において**アカデミア知財支援窓口**との連携も行う。

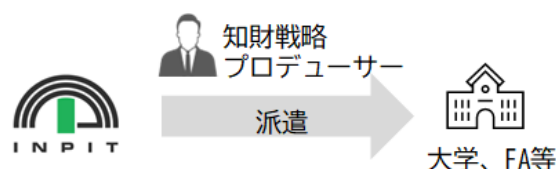
図 3.4.2: 大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iAca) の概要
(出典) 平出委員提供資料

(2) 競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iNat) ³⁷⁵

競争的研究費制度に基づく公的資金が投入された研究開発プロジェクト（国プロ）を推進する大学や研究開発機関等を対象とする。知財戦略プロデューサーが国プロの初期段階から参画し、研究開発戦略・事業化戦略に基づく知的財産戦略策定、ノウハウ等の秘密管理、パートナー企業との共同研究の推進等を支援する。

³⁷⁵ iNat のウェブページ : <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipsupport/index.html>

- **国プロ**（※）を推進する大学、研究開発機関、技術研究組合、ファンディングエージェンシー（FA）に対して、知的財産マネジメントの専門家である**知財戦略プロデューサーを派遣**し、革新的な研究開発成果の迅速な社会実装を支援することで、イノベーションの実現を目指す
 - プロジェクトの初期段階より、知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定や、プロジェクト参画研究開発機関におけるスタートアップ創立などの社会実装を加速する活動を支援
- ※競争的研究費制度に基づく公的資金が投入され、革新的な成果が期待される研究開発プロジェクト



支援スキーム	ポイント
① 研究機関派遣型	✓ 支援年数の上限を撤廃
② FA派遣型	✓ 必要な日数分だけ、柔軟な支援が可能（最大90日/年） ✓ 支援開始時に支援計画を作成。継続支援には支援計画の達成が必要
③ 指定継続プロジェクト派遣型	✓ INPITが令和5年度に実施した「知的財産プロデューサー派遣事業」で支援した一部のプロジェクトが対象（新規公募なし）

- ✓ 公募は年2回。支援期間は **1年**。連続した継続支援も可能
- ✓ 支援終了、不採択のPJ支援において、**アカデミア知財支援窓口**との連携も行う。

図 3.4.3: 競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iNat) の概要
(出典) 平出委員提供資料

(3) INPIT 外国出願補助金 ³⁷⁶

外国での権利取得を促進するため、外国出願等に要する経費の半額を補助する制度である。国研や大学などの「試験研究機関等」も対象となっており、大学や高専等においては補助金の上限がない。国研はこの上限がない試験研究機関等には含まれていない。

³⁷⁶ INPIT 外国出願補助金のウェブページ：<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

項目	内容
補助対象者	・ 中小企業者（特許法１０９条の２第２項） ・ 試験研究機関等（同条第３項） ←大学・高専はこれに含まれる ・ 商工会議所等
補助上限額	<出願手続補助> 上限額： 300万円（試験研究機関等は上限なし〔注１〕） 1 案件（１国・地域）当たり a. 特許出願 150万円 b. 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願 60万円 c. 冒認対策商標出願 30万円 <中間手続補助（特許のみ）> 上限額：なし 1 手続（１国・地域）当たり 50万円
補助率	1／2
補助対象経費	外国特許庁への出願料、出願審査請求料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

※中間手続補助は、INPIT事業（本補助金）の補助を受けた者及び特許庁事業の補助を受けた者のみを対象とする。
※１事業者あたりの上限額は、同一年度内の公費回に共通して適用する。
〔注１〕上限額なしの対象、特許法施行令第１０条第３号イ、ロ、ハに該当する者に限る

図 3.4.4:INPIT 外国出願補助金の概要
（出典）平出委員提供資料

（４）IP ランドスケープ支援事業³⁷⁷

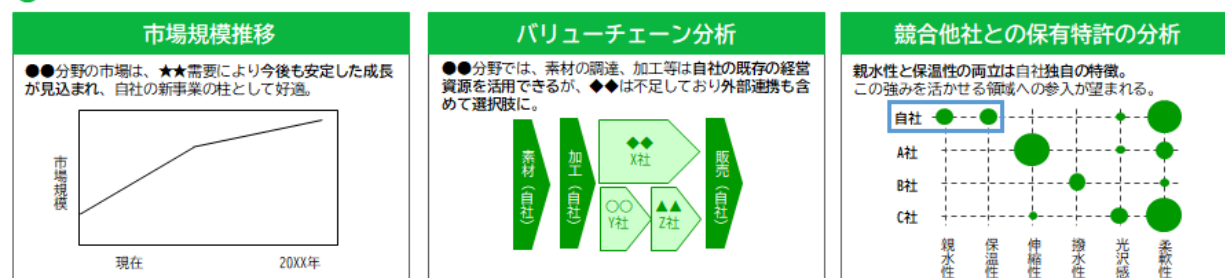
中堅・中小企業だけでなく、大学や公設試験研究機関等も対象としている。研究成果を活かせる新たな市場の探索や、共同研究先となるパートナー企業の探索などに対して、市場や事業、知財等の分析を通じた解決策を提案する支援を行っている。

³⁷⁷ IP ランドスケープ支援事業のウェブページ：<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip/index.html>

- 中小企業等が抱える経営や事業の課題に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、強みを活かした解決策を提案する支援
- 令和8-9年度の2年間で200件程度を支援予定



● 分析例



- 令和6～7年度の10回の公募で201件を採択（申請334件）。採択率約60%。
採択者のうち約20%がスタートアップ、約25%が大学等の研究機関。
- 利用したユーザーは、IPランドスケープの報告会に約85%が「満足」と回答。

図 3.4.5: IP ランドスケープ支援事業の概要
(出典) 平出委員提供資料

3.4.3 知財人材の育成

知財人材の育成に向けて、以下の取組を実施している。

- **パテントコンテスト／デザインパテントコンテストの開催**³⁷⁸
文部科学省、特許庁、日本弁理士会と共催で、高校生、高専生、大学生等を対象としたコンテストを実施している。学生等の自ら考え出した発明や意匠デザインを応募し、優秀な応募作品を表彰するもので、優秀賞として表彰された応募作品は、出願支援対象となり、日本弁理士会の弁理士が出願書類の書き方等を指導・支援し、特許庁への出願を行ってもらう。このコンテストを通じて、生徒、学生等の知的財産マインドを育てるとともに、知的財産権制度の理解を促進することを目的としている。
- **eラーニング教材及び研修の提供**³⁷⁹
インターネットを通じた知財人材育成プラットフォーム「IP ePlat」を運用し、多様な対象者に応じた体系的な動画コンテンツ等を提供している。IP ePlat は、特許庁及び INPIT（インピット）が有する知識、経験及びノウハウにもとづいて開発・作成した学習教材を、インターネットを通じて広く提供するもので、パソコンを利

³⁷⁸ パテントコンテスト／デザインパテントコンテストの開催のウェブページ：

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/index.html>

³⁷⁹ eラーニング教材の開発と閲覧サービス【IP ePlat】のウェブページ：

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/ipeplat/index.html>

用した視聴学習だけでなく、スマートデバイスを利用した視聴学習も可能となっている。

【IP ePlat スタートアップ関連教材掲載ページ】 IP ePlatトップページ > 【分類名】ビジネス(大学・スタートアップ)



図 3.4.6:IP ePlat の概要
(出典)平出委員提供資料

3.4.4 相談支援窓口

知財の専門家が直接対応する相談窓口を設置し、大学や国研、スタートアップ、中小企業等の知財活動をサポートしている。

- **アカデミア知財支援窓口**³⁸⁰

大学や高専等を対象とし、学内の知財ルール策定や産学連携活動、大学発スタートアップとの知財契約の悩みなどに関する相談を受け付ける専門窓口である。高度な専門知識と実務経験を備えた「知財戦略エキスパート」が無料で対応し、研究ステージの初期段階から社会実装に至るまでの知財課題の解決を支援する。

- **INPIT 知財総合支援窓口**³⁸¹

INPIT は、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザイン等の「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、「INPIT 知財総合支援窓口」を、47 都道府県に設置している。INPIT 知財総合支援窓口の

³⁸⁰ アカデミア知財支援窓口についてのウェブページ：

https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_academia/index.html

³⁸¹ INPIT 知財総合支援窓口についてのウェブページ：

<https://www.inpit.go.jp/consul/chizaimadoguchi/index.html>

ご利用は無料で、経験豊富な支援担当者による「経営」と「知的財産」の課題を把握した上でのアドバイスを行っており、より専門的かつ高度な内容の相談にあたっては、弁理士、弁護士、中小企業診断士、ブランド専門家、デザイナー等の“専門家”と協働して支援している。また、中小企業庁が全国に設置している「よろず支援拠点」や日本弁理士会、商工会・商工会議所、中小企業基盤整備機構、金融機関、大学・研究機関、下請かけこみ寺、JETRO、日本規格協会、地方農政局、JATAFF、地方自治体、公設試、中小企業支援センター等とも連携し、さらに、INPITの専門窓口とも連携をしながら中小企業等の経営課題解決に向けて、効率的・網羅的な支援を提供している。

- 知財戦略に関する高度な専門知識、実務経験を有する**知財戦略エキスパート**が支援する**5つの専門窓口**を設置（**相談無料**）
- 知財総合支援窓口や採択型支援、各支援機関とも連携して、円滑に支援を提供
- 採択型支援の前後も、知財戦略エキスパートが課題解決をサポート



図 3.4.7: 高度な専門人材「戦略的エキスパート」
(出典)平出委員提供資料

3.4.5 その他（特許情報の提供など）

研究開発の基礎となる情報インフラの整備・提供を行っている。

- **特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）**³⁸²
特許、実用新案、意匠、商標に関する公報等の産業財産権情報を、インターネットを通じて無料で検索・閲覧できる基盤システムである。
- **開放特許情報データベース**³⁸³
大学や公的研究機関、企業等が保有する特許のうち、他者へのライセンスや譲渡が可能な「開放特許」を登録し、広く公開するデータベースである。令和6年（2024年）8月時点で、大学・TLOから約6,600件、公的研究機関等から約7,200件が登録されており、研究成果の社会実装に向けたニーズ・シーズのマッチング基盤とし

³⁸² 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）のウェブページ：<https://www.inpit.go.jp/index.html>

³⁸³ 開放特許に関するデータベース：<https://plidb.inpit.go.jp/>

て機能している。

- 企業や大学等が保有する特許のうち、中小企業者等へのライセンス等が可能な特許をデータベースに登録し、利用者が容易に検索して権利者とコンタクトできる情報提供インフラとして、**開放特許情報データベース**を管理・運用し、新規データ登録、開放特許の活用を促進する活動等を継続的に実施。



- **バルクデータ提供** (2024.1開始)
「知的財産推進計画2023」の重点事項として、「開放特許情報を、民間の事業者等が一括して取得できるようにすることを検討する」旨が掲げられたことを受け、開放特許情報を一括でダウンロードすることができるサービスを開始。
- **お役立ち活用ガイド** (2024.3公開)
開放特許情報データベースを一層活用いただけるよう
既存の「簡易操作マニュアル」では網羅できていないデータベースの機能、サービスを紹介。

図 3.4.8: 開放特許情報データベースの概要
(出典) 平出委員提供資料

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

INPIT の下記ウェブページを参考にした。

<https://www.inpit.go.jp/about/sosiki/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/info/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/consul/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/about/profile/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/100170507.html>

<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/100170508.html>

<https://ipas-startups.inpit.go.jp/about/>

<https://ipas-startups.inpit.go.jp/>

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipas/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipsupport/index.html>

https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_academia_haken/index.html

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/shien/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/consul/chizaimadoguchi/index.html>

<https://www.inpit.go.jp/about/index.html>
<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>
<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/100170506.html>

<資料>

- 平出委員提供資料（INPIT の知財支援）
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：中期目標期間業務実績評価結果（令和 2 年度～令和 5 年度）
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：独立行政法人工業所有権情報・研修館の令和 6 年度における業務の実績に関する評価
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：令和 6 事業年度事業報告書
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：INPIT 外国出願補助金 公募要領（出願補助）令和 8 年度 第 2 回、令和 8 年 2 月
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：INPIT 外国出願補助金（令和 8 年度）リーフレット
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：iNat 事業紹介冊子
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：iNat 事業紹介リーフレット
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat 事業）の知財戦略プロデューサー派遣の支援スキームについて、令和 5 年 12 月 1 日
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：iAca 事業紹介冊子
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：iAca 事業紹介リーフレット
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館：令和 6・7 年度 IP ランドスケープ支援事業事業説明資料、第 6 版 2025 年 1 月 8 日更新

3.5 (独) 日本貿易振興機構

3.5.1 組織概要

(独) 日本貿易振興機構（以下 JETRO という。）³⁸⁴のミッション及び目的は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することである。主な業務内容として、第六期中期計画期間（2023～2026 年度）においては、①資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化、②農林水産物・食品の世界市場展開の促進、③中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援、④日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応の 4 つを柱に事業を推進している。組織規模については、職員数は 1,925 名（国内 1,231 名、海外 694 名、2025 年 4 月 1 日現在）である。予算（令和 6 年度決算額）は、収入が約 613 億円（61,326 百万円）であり、支出（業務経費、受託経費、一般管理費の計）は約 530 億円（53,028 百万円）となっている。

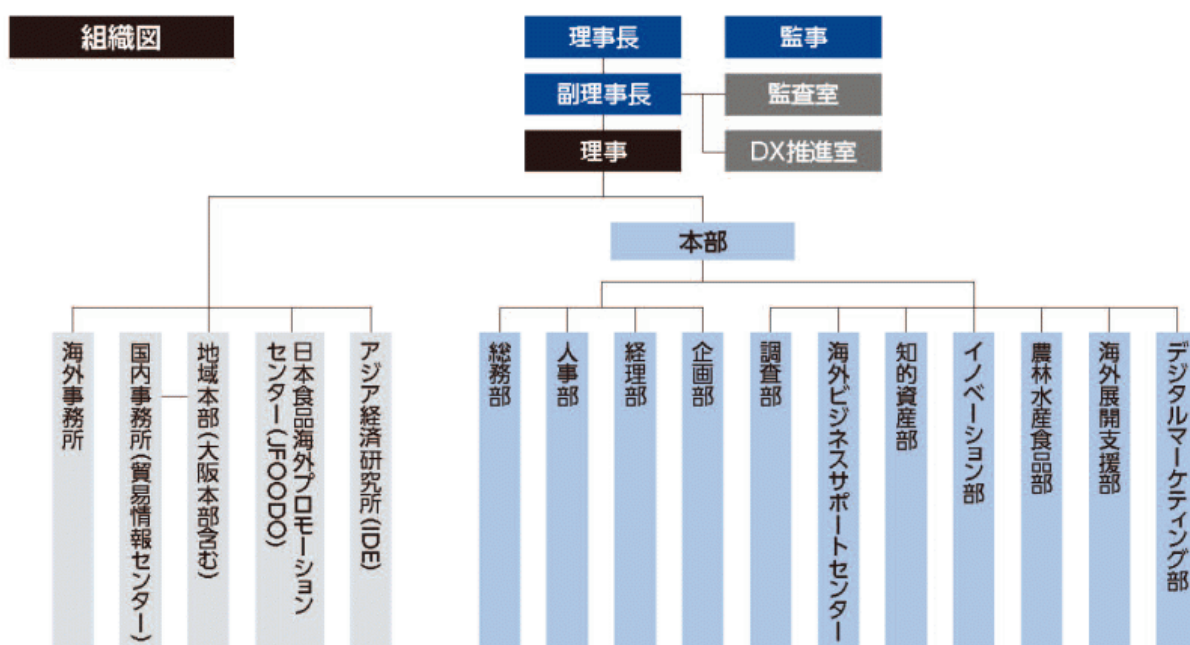


図 3.5.1: JETRO の組織図

（出典）JETRO について 組織概要: <https://www.jetro.go.jp/jetro/profile.html>

3.5.2 JETRO の各種サービス

大学や公的研究機関（国研等）が利用・参画可能なものを中心に、提供されている各種サービスを以下に整理する。

(1) 海外展開支援

① J-Bridge（国際協業・連携）

J-Bridge は、日本企業や大学等と、海外企業（スタートアップ等）とのオープンイノベーション創出を支援するビジネスマッチングプラットフォームである。海外企業とのアライアンス（業務提携・技術提携・出資・合併企業設立等）や M&A により、ビジネス開発

³⁸⁴ JETRO のウェブページ: <https://www.jetro.go.jp/>

や新規事業創出を目指す日本企業、大学、研究機関等を対象にしている。重点分野はデジタル、グリーン、ライフサイエンス・ヘルスケアである。

J-BRIDGE

**J-Bridgeは、日本企業と海外スタートアップ等との
国際的なオープンイノベーション創出のためのビジネスプラットフォームです**

対象企業	重点地域・国	重点分野
海外企業とのアライアンス （業務提携・技術提携・出資・合併企業設立等）や M&Aにより、ビジネス開発や 新規事業創出を目指す日 本企業、大学、研究機関等 ※1※2	● 東南アジア ● インド ● 北米 ● 欧州 ● オーストラリア ● イスラエル ● アフリカ ● 日本	デジタル グリーン ライフサイエンス ヘルスケア ● 半導体 ● モビリティ ● アグリテック ● リテールテック ● スマートシティ ● フィンテック ● ロボティクス ● 情報セキュリティ など ● 再生可能エネルギー （洋上風力、バイオマス等） ● 水素 ● 蓄電池・バッテリー ● 省エネルギー ● スマートインフラ ● 緑化・環境保全技術 など ● 再生医療 ● 遺伝子治療（ゲノム研究） ● バイオテクノロジー （バイオDX、バイオインフォマティクス等） ● ヘルステック ● 創薬 など

※1 J-Bridgeのサービスに利用にあたっては、会員登録（無料）が必要です。
 ※2 販路拡大を目的とした代理店契約・販売契約や調達契約等は対象外です。

図 3.5.2: J-Bridge の対象や重点分野等

（出典）日本貿易振興機構（JETRO）：ジャパン・イノベーション・ブリッジ（J-Bridge）のご紹介

J-Bridge では次図に示すように、特設サイト「J-Bridge ポータル」を通じた、イベント、実証補助事業の公募、協業連携事例などの情報提供や、セミナー、ピッチ、商談会など協業・連携につながるオンライン/オフラインの各種イベントの実施、海外有望企業データベースなどの提供、会員専用ポータル掲載企業との面談アレンジ、ソーシング支援、スポット・アドバイザーサービスなどを行っている。

J-Bridgeを使ってできること



新規ビジネスの創出

※実証補助事業はJ-Bridgeとは別の事業になります。

図 3.5.3: J-Bridge のサービス内容

（出典）日本貿易振興機構（JETRO）：ジャパン・イノベーション・ブリッジ（J-Bridge）のご紹介

また、世界の主要研究機関と国内企業・大学等との協業支援を強化しており、大学発ベンチャーと欧州有力研究所との間で共同研究契約が締結される等の成功事例を創出している。

徳島大学発ベンチャーが欧州有力機関と共同研究へ：グローバル協業の成功ロードマップ



図 3.5.4: 大学発ベンチャーと欧州有力研究所との間での共同研究契約締結事例

（出典）2024 年度「グローバル・オープン・イノベーション（GOI）事業」オンラインビジネスマッチングのご案内

内：<https://www.jetro.go.jp/invest/newsroom/2024/9873dab8c76ef72e.html>

より AI を用いて未来工学研究所作成。

②グローバル・オープン・イノベーション（GOI）事業

日本への投資や日本企業等との協業・連携を望む外国企業と、国内企業・団体・大学・研究機関等とのビジネスマッチングを実施している。

2024 年度事業³⁸⁵においては、外国企業をカテゴリーA、B と分け、カテゴリーA として4つの産業分野（AI、グリーンテック/クライメイトテック、フィンテック、フードテック）の外国企業が参加。参加外国企業の半数が受賞歴のある時代の先端に行く活発なスタートアップとなっており、まだ日本でのビジネスを本格化していない企業等と早期に接点を持つ絶好の機会となる。さらにカテゴリーB では、海外の VC、CVC、インキュベーター、アクセラレーターも参加しますので、資金面や運営面での連携を目的とした面談での参加も可能となっている。参加費・通訳費は無料。

③スタートアップの海外展開支援

大学発を含むスタートアップのスケールアップと海外展開を後押しするため、海外有力アクセラレーターとの連携によるプログラムの提供や、展示支援等を実施している。また、エコシステム拠点都市を中心に、大学等と連携して分野ごとに特化したアクセラレーションプログラムを実施し、スタートアップの海外展開とエコシステム形成を支援している。

例えば、国内スタートアップ向け海外展開支援プログラム／グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラムである「Global Startup Acceleration Program (GSAP)」では、スタートアップの成長支援で高い実績を誇る海外のトップアクセラレーターと連携し、個々のスタートアップのニーズに合ったアクセラレーションプログラムを提供している。GSAP の特徴として以下が挙げられる。

- 世界トップレベルのアクセラレーターによるエクイティ・フリー型のプログラム(出資なし) ※使用言語：英語
- アクセラレーターだけが持つコミュニティ、有益な情報・リソース・コネクションの獲得
- 現地販路/顧客開拓などの海外展開に重要なスキルを加速度的にブラッシュアップ
- 著名な講師陣やメンター、ネットワーキング等を通じた現地の投資家やパートナー企業とのコネクション
- 米国マーケットにとどまらない、他地域や世界規模での事業展開をサポート

GSAP2025 プログラム概要（5 コース）は次表のとおりである。

³⁸⁵ 2024 年度「グローバル・オープン・イノベーション（GOI）事業」オンラインビジネスマッチングのご案内：<https://www.jetro.go.jp/invest/newsroom/2024/9873dab8c76ef72e.html>

表 4.5.1: GSAP2025 プログラム概要(5 コース)

コース名	対象分野	アクセラレーター	期間	募集枠 (社)	ステージ
Enterprise BtoBコース	BtoB向けサービス (BtoB、 BtoBtoC、SaaS)	AlchemistX	約10～28週 間	20	プレシード～ シリーズB
AIコース	生成AI,その他AIを用いたサービス	StartX	約12週間	15	プレシード～ シリーズA
DeepTechコース	Life Science, Big Data, Chip&Semiconductor, FinTech等	Berkeley SkyDeck	約20週間	20	プレシード～ シリーズA
Sustainabilityコース	Sustainability, Cleantech, Climatetech等	Third Derivative, New Energy Nexus	約24週間	10	プレシード～ シリーズB
Manufacturingtech & Hardtechコース	ハードテック、先進製造、モビリティ、 電動化、自動システム、先進材料、IoT、AIハードウェア等	industry 4.0	約12週間	15	プレシード～ シリーズA

(出典)グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム (GSAP)

<https://www.jetro.go.jp/services/gsap.html>

また、JETRO は、世界各国のスタートアップ・エコシステム先進地域において、現地有力アクセラレータ等と提携し、日系スタートアップのグローバル展開を支援する「ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブ³⁸⁶」を設置している。海外進出あるいは海外での資金調達を目指す日系スタートアップに対し、ブリーフィングやメンタリング（事業機会・資金調達等）、現地パートナー候補・VC 等の紹介、コワーキングスペースの提供等を無料で行っている。

さらに、世界各国のテックイベントに、JAPAN パビリオンを設け、出展機会を提供している。出展支援だけでなく、ピッチ機会の提供、海外企業やVC とのマッチング、サイドイベントやメディアイベント参加支援、英語トレーニング等を通じて、日本発スタートアップの海外ネットワーク構築を支援している。2025 年度はフランス・パリで開催された「VIVA TECHNOLOGY 2025」やアメリカ・ラスベガスで開催された「CES2026」をサポート対象テックイベントとしている³⁸⁷。

(2) 各国の知財情報（法制度、執行状況）の提供

① 知財関連情報の収集・発信

海外の知財担当駐在員のネットワークを最大限に活用し、各国の知財法制度や最新動向等、海外展開においてニーズの高い情報をタイムリーに発信している。

³⁸⁶ グローバル・アクセラレーション・ハブ (GAH)

<https://www.jetro.go.jp/services/jhub.html>

³⁸⁷ 海外テックイベントへのスタートアップ参加支援プログラム

https://www.jetro.go.jp/services/j_startup.html



図 3.5.5: 知的財産権保護に関する地域・分析レポートのウェブページ

(出典) 地域・分析レポート - 知的財産権保護

<https://www.jetro.go.jp/areareportstop/areareports/ip/>

② セミナー等を通じた普及啓発

海外事業実施時の知的財産に関わる留意点（事業展開先への事前の出願、冒認出願対策、権利侵害発生時の対抗措置等）や、営業秘密保護管理の実務について専門家や公的機関と連携したセミナーを開催し、知的財産保護の予防的取組を啓発している。

例えば、海外における営業秘密漏えい対策支援事業（中国、タイ、ベトナム、インドネシア）における営業秘密漏えい防止対策の導入を支援している。本事業は、日本企業の中国、タイ、ベトナム、インドネシアの現地の営業秘密管理体制導入の促進を目的とし、現地の専門家による各種コンサルティングや社員向けの研修を実施している。利用企業 1 社あたり 1 カ国・地域につき 23 時間を上限として、「専門家による管理職向けコンサルティング」と「専門家による管理職・社員向け研修」の 2 種類のサービスを提供している³⁸⁸。

³⁸⁸ 海外における営業秘密漏えい対策支援事業（中国、タイ、ベトナム、インドネシア）
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

③ 海外での侵害対策支援・補助

海外における模倣品・海賊版対策を支援するために模倣品・海賊版被害相談窓口を設けている³⁸⁹。また、海外で知的財産権の侵害被害を受けている中小企業等に対し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定に向けた現地調査や、行政摘発等の権利行使等にかかる経費の一部を助成している。また、悪意のある冒認商標出願・権利の取り消しに係る係争活動費用の助成も行っている³⁹⁰。

(3) その他

① 高度外国人材の活躍推進

国内の留学生等の就職・定着支援に向け、国内外の大学とのネットワークを強化している。留学生に対する合同企業説明会の実施や、インターンシップ、共同研究等に関心のある企業と海外の有望大学を繋ぐイベントを実施している。さらに、地方の大学等教育機関や自治体と連携したコンソーシアムを通じ、留学生を中心とした高度外国人材と地元企業との橋渡しを行っている。

② 調査研究と学術情報プラットフォーム

アジア経済研究所³⁹¹を附置し、新興国・開発途上国地域に関する基礎的・総合的な研究を実施している。学術論文や出版物を通じて研究成果を普及するとともに、国内外の大学・研究機関との共同研究や人的交流を行っている。また、開発途上国・地域の経済、政治、社会に関する資料を豊富に所蔵する図書館において、他大学図書館との共同利用制度を通じた資料の貸出や、機関リポジトリによる学術研究成果の電子データ公開等を行い、学術情報プラットフォームとしての機能を提供している。

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

<https://www.jetro.go.jp/>

<https://www.jetro.go.jp/jetro/>

<https://www.jetro.go.jp/jetro/profile.html>

[https://www.jetro.go.jp/j-bridge/interview/smart laser and plasma systems.html](https://www.jetro.go.jp/j-bridge/interview/smart_laser_and_plasma_systems.html)

<https://www.jetro.go.jp/invest/newsroom/2024/9873dab8c76ef72e.html>

<https://www.jetro.go.jp/services/gsap.html>

<https://www.jetro.go.jp/services/jhub.html>

https://www.jetro.go.jp/services/j_startup.html

<https://www.jetro.go.jp/services/bansogata.html>

<https://www.ide.go.jp/Japanese>

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html

³⁸⁹ 模倣品・海賊版被害相談窓口：<https://www.jetro.go.jp/services/ip/>

³⁹⁰ 例えば下記の支援事業がこれまで行われている。

中小企業等海外侵害対策支援事業（防衛型侵害対策支援事業）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html

中小企業等海外侵害対策支援事業（冒認商標無効・取消係争支援事業）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html

³⁹¹ アジア経済研究所のウェブページ：<https://www.ide.go.jp/Japanese>

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html
<https://www.jetro.go.jp/services/ip.html>
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html
<https://www.jetro.go.jp/areareportstop/areareports/ip/>

<資料>

- 日本貿易振興機構（JETRO）：目的及び業務概要（独立行政法人日本貿易振興機構法）、2023
- 日本貿易振興機構（JETRO）：業務方法書、2023
- 経済産業省：独立行政法人 日本貿易振興機構 第六期中期目標（2025年2月改訂）
- 日本貿易振興機構（JETRO）：第六期中期計画（2025年3月改訂）
- 日本貿易振興機構（JETRO）：令和6年度事業報告書
- 日本貿易振興機構（JETRO）：2024年度自己評価書
- 日本貿易振興機構（JETRO）：令和6年度財務諸表
- 日本貿易振興機構（JETRO）：令和6年度決算報告書
- 日本貿易振興機構（JETRO）：ジェトロ パンフレット
- 日本貿易振興機構（JETRO）：ジャパン・イノベーション・ブリッジ（J-Bridge）のご紹介

3.6 (独) 中小企業基盤整備機構

3.6.1 組織概要

(独) 中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」又は「SMRJ」という。）³⁹²は、国の中小企業政策の中核的な実施機関として、地域の自治体や中小企業支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の成長をサポートする独立行政法人である。ミッションとして「中小企業や地域社会の皆様に多彩なサービスを提供することを通じ、豊かでうまいのある日本をつくるために貢献すること」を掲げており、中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的としている。主な業務内容として、起業・創業期、成長期、成熟期の各成長ステージで発生する様々な課題に対応し、多様な支援サービスを総合的に展開している。組織規模については、人員が役員 13 名、職員 822 名（2025 年 4 月 1 日現在）であり、資本金（予算規模）は 1 兆 2,116 億 6,908 万 9,963 円（2025 年 12 月 16 日現在）となっている。

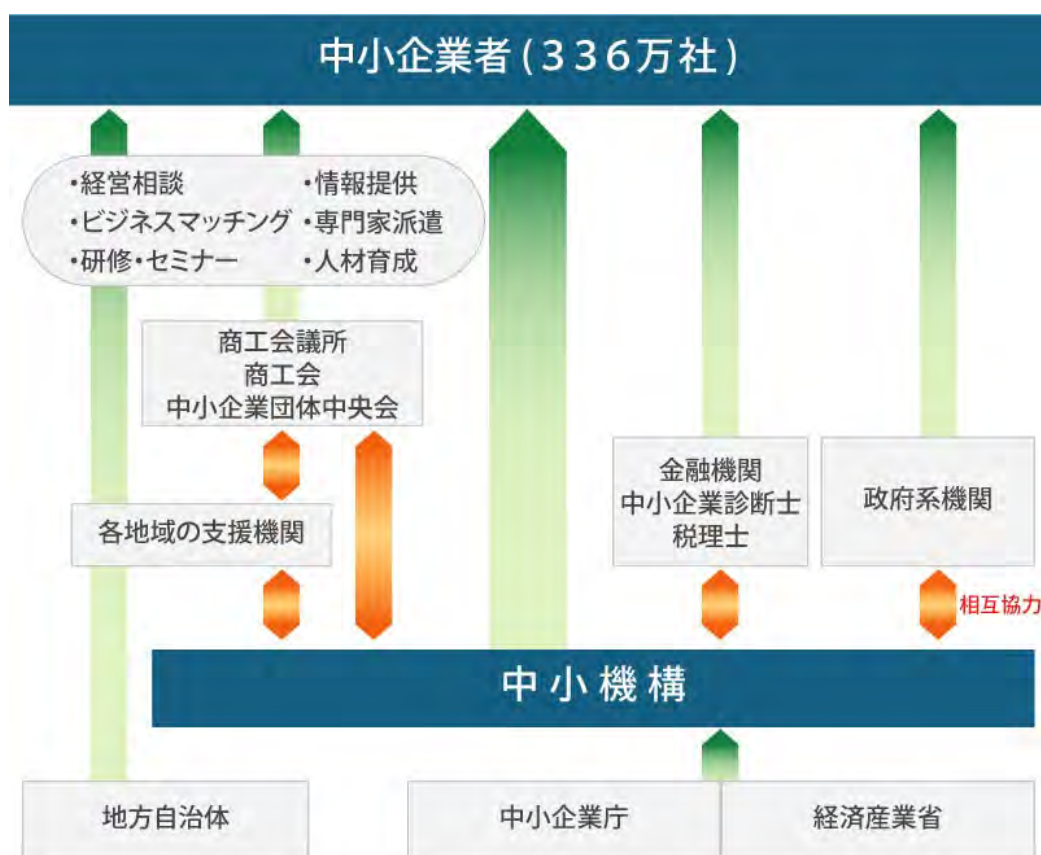


図 3.6.1: SMRJ の役割・位置づけ

(出典) 3分でわかる中小機構: <https://www.smrj.go.jp/org/about/services/index.html>

³⁹² 中小企業基盤整備機構のウェブページ: <https://www.smrj.go.jp/>

ージで発生するさまざまな課題に対応し、多様なサービスを展開している。



図 3.6.3: SMRJ の支援サービス

(出典)3分でわかる中小機構: <https://www.smrj.go.jp/org/about/services/index.html>

これらの SMRJ の各種サービスのうち、大学や公的研究機関（国研等）の研究成果の社会実装、産学官連携、及びそれら機関発のスタートアップ企業等においても活用可能な支援策を以下に整理する。

(1) 事業の創出（起業・創業・スタートアップ）フェーズの支援

大学や国研等の研究成果を基にした起業や、シード・アーリー期のスタートアップ企業立ち上げを対象とした支援が充実している。

- **インキュベーション施設**³⁹³：大学などと連携して事業化を図りたい中小企業等や起業家向けに、全国 29 か所で施設を展開している。大学のキャンパス内又は近隣に立地し、オフィス、ラボ、工場の 3 タイプの施設を提供している。常駐するインキュベーションマネージャー（IM）が、産学官連携、知財戦略、資金調達などの支援を行い、研究者と中小企業等の連携による事業化をサポートしている。
- **スタートアップ挑戦支援事業**³⁹⁴：IPO や M&A 等を目指すスタートアップや起業予定者を対象に、経験豊富な専門家がオンライン等で相談に無料で対応する事業である。大学の研究成果の事業化を目指す相談や、知的財産戦略、資金調達に向けた

³⁹³ インキュベーション施設

<https://www.smrj.go.jp/venture/bace/incubation/index.html>

³⁹⁴ スタートアップ挑戦支援事業

<https://www.smrj.go.jp/venture/bace/reboot/index.html>

資本政策の検討等について専門的な助言を受けることができる。

- **FASTAR（ファスター）**³⁹⁵：約1年間の伴走支援型のアクセラレーションプログラムである。研究開発起点での事業創出を目指しているもののビジネスナレッジが不足しているスタートアップ等に対し、戦略立案や事業計画策定、VCや大企業等とのマッチングを支援する。
- **起業支援ファンド等のリスクマネー供給**³⁹⁶：設立5年未満の創業・成長初期段階のスタートアップ等への投資を目的としたファンドに対し出資を行い、スタートアップへの資金供給を促進している。

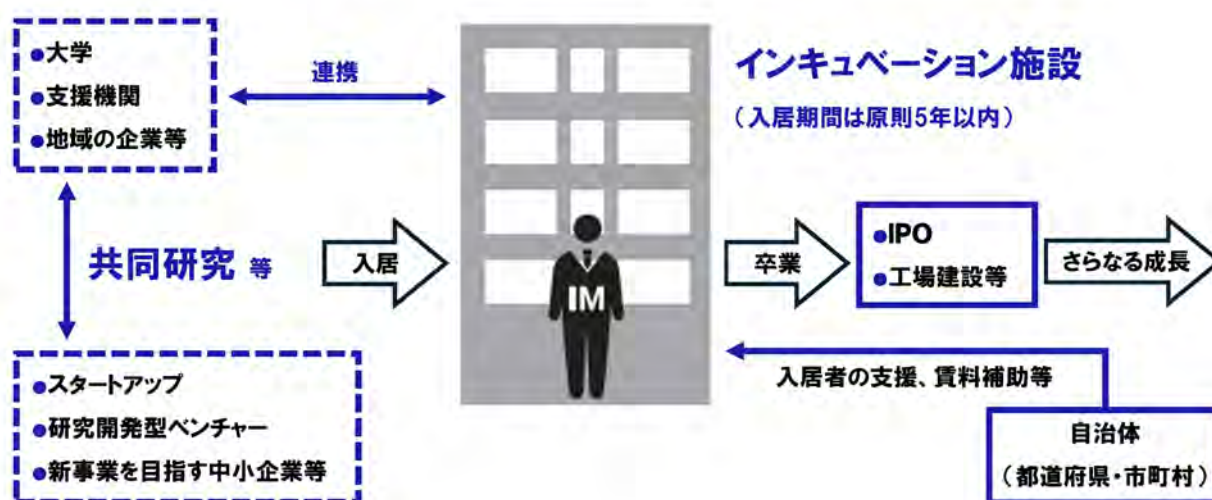


図 3.6.4: インキュベーション施設の概要

(出典) インキュベーション施設: <https://www.smrj.go.jp/venture/bace/incubation/index.html>

³⁹⁵ FASTAR（ファスター）: <https://www.smrj.go.jp/venture/bace/fastar/index.html>

³⁹⁶ 起業支援ファンドなど
https://www.smrj.go.jp/org/about/services/fbrion0000002ktx-att/supportter_fund_investment_01.pdf

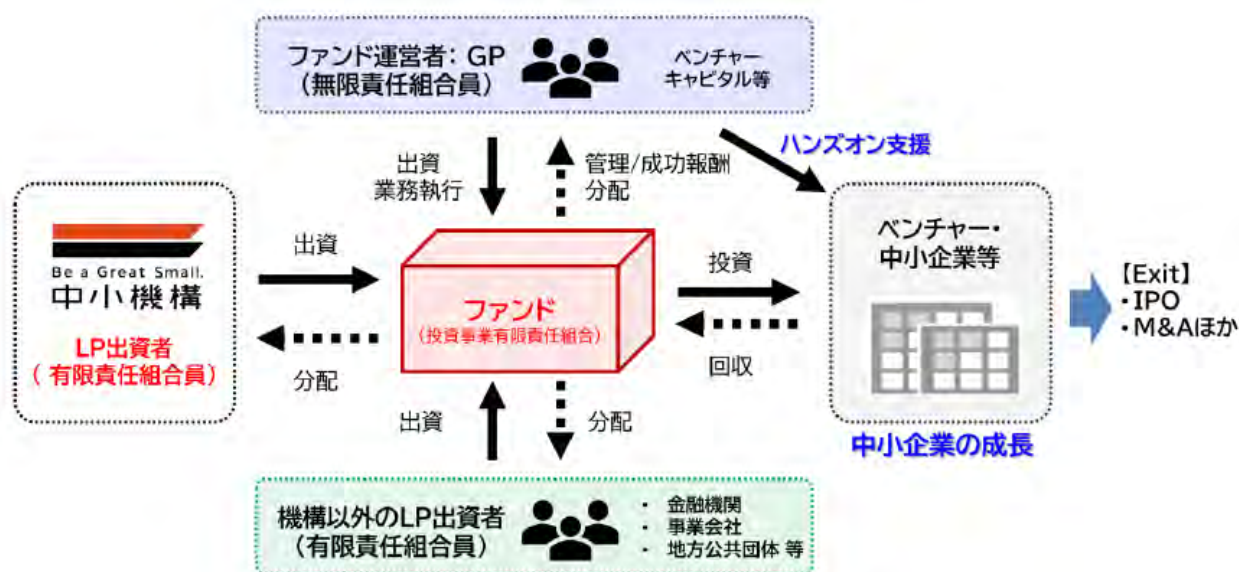


図 3.6.5: 起業支援ファンドの概要
(出典) 起業支援ファンド

https://www.smrj.go.jp/org/about/services/fbrion0000002ktx-att/supportter_fund_investment_01.pdf

(2) 事業の発展（新事業展開、資金支援、生産性の向上）フェーズの支援

大学・国研発ベンチャーの成長や、研究開発型企業のさらなる飛躍に向けた支援を行っている。

- **J-GoodTech (ジェグテック)** ³⁹⁷: 高い技術力や独自の製品を持つ中小企業と、国内外の大手企業等とを結ぶ BtoB のオンラインマッチングサイトである。大学等の研究シーズを持つスタートアップが、共同開発や事業提携、新製品開発などのビジネスパートナーを探すためのプラットフォームとして活用できる。
- **ものづくり支援 (Go-Tech 等)**: 研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業等に対し、専門家を配置して研究開発計画のブラッシュアップや事業化に向けたサポートを実施している。
- **各種補助金 (事業再構築補助金、ものづくり補助金など)** ³⁹⁸: 新市場進出や革新的な新製品・新サービスの開発等のための設備投資支援を通じて、事業者の付加価値向上や成長を後押ししている。
- **海外展開ハンズオン支援** ³⁹⁹: 海外展開を志向する企業に対し、専門家が伴走しながら海外現地での調査やパートナー発掘、事業化戦略の立案を支援している。

³⁹⁷ J-GoodTech (ジェグテック)

<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/jgoodtech/index.html>

³⁹⁸ 事業再構築ハンズオン支援事業

https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/jigyo_saikoutiku_hands-on/index.html

³⁹⁹ 海外展開ハンズオン支援

<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>

ジェグテック J-GoodTech とは

日本全国の中小企業、大手企業、海外企業をつなぐビジネスマッチングサイト
営業コストをかけずに、無料で大手企業とビジネスマッチング



Webマッチング件数 約1.2万件
大手企業等からの年間ニーズ^{*3} 約1,700件！

*1. 中小機構、自治体等により推薦された製造業、流通業、サービス業。
*3. 「ニーズ」とは大手企業等からの引き合い案件のことを指します

*2. 海外支援機関（政府機関）によって推薦された製造業、流通業、サービス業。

図 3.6.6: J-GoodTech(ジェグテック)の概要

(出典) J-GoodTech(ジェグテック): <https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/jgoodtech/index.html>

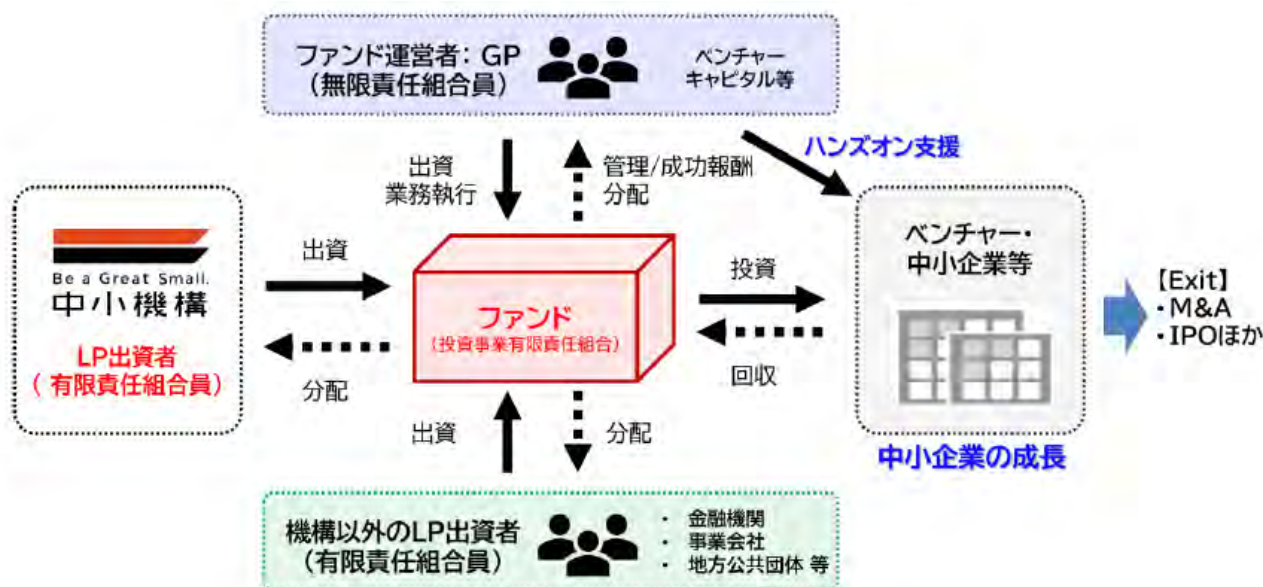


図 3.6.7: 中小企業成長支援ファンドの概要

(出典) 中小企業成長支援ファンド

https://www.smrj.go.jp/org/about/services/fbrion000002ktx-att/supportter_fund_investment_02.pdf

(3) 事業の継続（事業承継・再生、共済制度、震災復興・災害対応）

スタートアップを含む中小企業が安定的に事業を継続するためのセーフティネットや強靱化支援を行っている。

- **事業承継・引継ぎ支援** ⁴⁰⁰：全国の事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、円滑な事業承継やM&Aに向けたアドバイス、後継者不在企業のマッチングをサポートしている。大学発ベンチャー等においても、経営層の世代交代等の場面で活用し得る。
- **事業継続力強化支援（震災復興・災害対応）** ⁴⁰¹：自然災害や感染症などのリスクに対する事前対策（防災・減災対策）として、事業継続力強化計画の策定を専門家が支援している。
- **共済制度** ⁴⁰²：小規模企業の経営者等のための「小規模企業共済」や、取引先の倒産に備える「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」などの共済制度を運営し、経営の安定化を支えている。

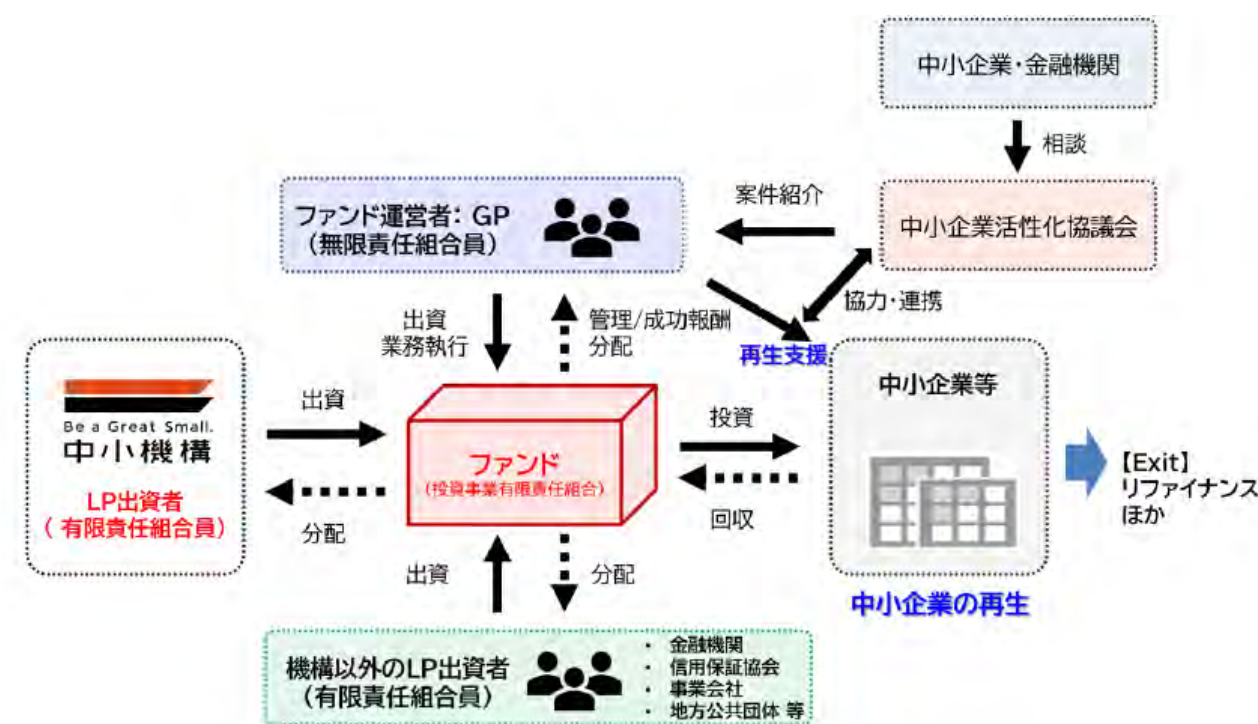


図 3.6.8: 中小企業再生ファンドの概要
(出典) 中小企業再生ファンド

https://www.smrj.go.jp/org/about/services/fbrion0000002ktx-att/supportter_fund_investment_03.pdf

(4) その他（人材育成や情報提供など）

- **中小企業大学校による人材育成** ⁴⁰³：全国に展開するキャンパスや Web 校を通じて、経営者や管理者、支援機関の職員等を対象に、経営戦略、組織マネジメント、IT 活用、カーボンニュートラル（CN）などの経営課題解決に資する実践的な研修

⁴⁰⁰ 事業承継・事業再生をしたい：<https://www.smrj.go.jp/sme/succession/index.html>

⁴⁰¹ 災害対策支援：<https://www.smrj.go.jp/reconstruction/index.html>

⁴⁰² 共済制度：<https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

⁴⁰³ 中小企業大学校：<https://www.smrj.go.jp/institute/index.html>

を提供している。大学等発ベンチャーの経営人材育成にも活用可能である。

- **情報提供（J-Net21 等）⁴⁰⁴**：中小企業ビジネス支援情報サイト「J-Net21」を通じて、補助金情報、支援策、事例などの経営課題解決をサポートする最新情報をタイムリーに発信している。また、「TIP*S（ティップス）」などのワークショップを通じて、起業・創業の実践の第一歩をサポートする学びの場も提供している。

【参考情報・文献】

<ウェブサイト>

<https://www.smrj.go.jp/>
<https://www.smrj.go.jp/org/about/profile/index.html>
<https://www.smrj.go.jp/org/about/services/index.html>
https://www.smrj.go.jp/org/about/alternating_current/index.html
<https://www.smrj.go.jp/service/index.html>
https://www.smrj.go.jp/org/business_plan/index.html
<https://www.smrj.go.jp/org/info/report/index.html>
https://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_14.html
<https://www.smrj.go.jp/venture/bace/incubation/index.html>
<https://www.smrj.go.jp/venture/bace/fastar/index.html>
<https://www.smrj.go.jp/venture/bace/reboot/index.html>
<https://www.smrj.go.jp/venture/supporter/tips/index.html>
https://www.smrj.go.jp/venture/bace/japan_venture_awards/index.html
<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/index.html>
<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/jgoodtech/index.html>
<https://www.smrj.go.jp/institute/index.html>

<資料>

- 中小企業基盤整備機構：中小機構 業務案内パンフレット、2025
- 中小企業基盤整備機構：中小機構 業務案内リーフレット、2025
- 経済産業省：独立行政法人中小企業基盤整備機構 第5期中期目標、令和6年3月
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構 第5期中期計画、令和6年3月
- 中小企業基盤整備機構：令和7年度計画（令和7年6月26日変更）
- 中小企業基盤整備機構：令和6事業年度_事業報告書
- 中小企業基盤整備機構：令和6年度 業務実績等報告書
- 経済産業省・財務省：独立行政法人 中小企業基盤整備機構の 令和6年度における業務の実績に関する評価
- 中小企業基盤整備機構：令和6事業年度 決算報告書

⁴⁰⁴ イベント・セミナー一覧：<https://www.smrj.go.jp/event/index.html>

4. 国研等における知的財産の創造等に係る取組に関する分析

4.1 自ら研究開発を行う国研に関する分析（好事例を含む）

本調査では文部科学省所管の7つの研究機関、(国研)物質・材料研究機構(NIMS)、(国研)防災科学技術研究所(NIED)、(国研)量子科学技術研究開発機構(QST)、(国研)理化学研究所(RIKEN)、(国研)宇宙航空研究開発機構(JAXA)、(国研)海洋研究開発機構(JAMSTEC)、及び(国研)日本原子力研究開発機構(JAEA)について、文献調査、アンケート調査、及びヒアリング調査を実施した。さらに次の4つの研究機関、(国研)情報通信研究機構(NICT)、(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所(NIBN)、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構(NARO)、(国研)産業技術総合研究所(AIST)については文献調査を実施した。本章4では、これらの調査結果を踏まえ研究機関における知財活動の取組状況及び共通の傾向を整理する。

4.1.1 取組状況のまとめ

それぞれの研究機関（以下「各機関」という。）においては、研究成果の社会実装を推進する観点から、特許出願、技術移転、共同研究等を通じた知的財産の活用に関する取組が進められている。特に近年は、研究成果を基盤としたスタートアップ創出や産業界との連携強化など、研究成果の活用形態が多様化しており、こうした動きに対応して知財マネジメントの取組も進められている。ここでは文部科学省所管の7つの国研での調査結果を主として取組状況の全般を概説する。本調査結果によれば、各機関における知財活動の体制や成果の状況には一定の差異が認められるものの、概ね以下のような特徴が確認された。

(1) 知財に関する制度

まず、知財に関する制度面について見ると、今回調査対象としたすべての機関において、知的財産ポリシーや職務発明規程等の制度が整備されており、研究成果の取扱いに関する基本的な制度枠組みは概ね整備されていることが確認されたが、その運用の具体的な方法や重点分野の設定には機関ごとの差異が見られた。また、研究者個人に対する発明補償制度についても各機関で導入されており、実施料収入等に応じた研究者への還元の仕事組みが設けられている。なお、補償の方法や還元割合、運用方法については、機関ごとに必ずしも同一ではない。

(2) 組織体制

次に、組織体制の面では、多くの機関において知的財産に関する専任又は専従の担当部署が設置されており、研究成果の権利化や技術移転に関する業務が専門的に実施されている。また、複数の機関では、産学連携部門と知的財産部門を一体的に運営する体制が採用されており、研究成果の社会実装や共同研究の推進と知的財産マネジメントを連動させる取組が行われている。さらに、一部の機関では、TLOなどの外部専門機関や特許事務所等を活用することにより知的財産及び産学連携業務を補完する仕組みが導入されている例も見られた。

一方で、知財担当部署の人員規模及び専門分野の構成には差が見られ、知財機能の内製化の程度や外部専門家への依存度にも違いがあることが示唆された。このため各機関においては、それぞれの研究分野や研究規模、連携先の状況等を踏まえながら、知的財産マネジメントを推進するための体制整備や運用上の工夫が図られているものと考えられる。

(3) 権利化に関する取組

知的財産の権利化に関する取組については、研究成果の新規性・進歩性の判断に加え、事業化可能性や共同研究先のニーズ等を考慮した出願判断が、多くの機関において行われていることが確認された。また、外国出願については、製造拠点や主要販売拠点を中心に出願国・地域を選定するという基本的な考え方が、各機関で概ね共有されている。外国出願の判断において重視する観点については、市場性や事業化可能性を重視する例が多く確認された一方で、競合技術動向の位置付けについては機関により差が見られた。また、研究分野の特性によっては、特許のみならず、プログラム、データベース、研究材料、ノウハウ等の形態で研究成果を管理又は活用する取組が行われていることも確認された。

(4) 特許の維持管理

特許の維持管理については、登録後一定期間を目安として特許の継続の可否を検討する取組が複数の機関で確認された。具体的には、登録後7年前後の時点の一つを目安として見直しを行う例が見られたほか、3年・7年・11年など複数の時点で評価を行う例や、毎年見直しを実施するとの回答も確認された。これらの回答から、特許の棚卸しの時期や方法については機関ごとに運用の違いが見られることが確認された。

(5) インセンティブ設計

インセンティブ設計の面では、研究者個人に対する発明補償制度についてはすべての機関で制度が整備されていることが確認された。これにより、研究者が創出した知的財産に対して一定の補償を行う仕組みが設けられている。一方、知的財産のライセンス収入等を研究資金として研究現場に還元する制度については、制度を設けている機関と設けていない機関が見られ、機関間で取扱いに差があることが確認された。また、知的財産部門に対する収入還元制度については、制度を設けているとする回答は確認されなかった。これらの結果から、研究者個人に対する補償制度は広く整備されている一方、知財収益の研究活動や知財マネジメント体制への還元のあり方については、機関ごとに制度設計や運用に違いが見られることが確認された。

(6) 技術移転及び産学連携の取組

技術移転及び産学連携の取組としては、共同研究、ライセンス契約、技術相談等を通じた研究成果の活用に関する取組が各機関で確認された。一方、ライセンス収入や技術移転の成果については機関間で差が見られた。こうした差異の背景には、研究分野の特性や研究成果の性質など様々な要因が考えられる。また、スタートアップ創出支援に関する制度や研究者の兼業規程等が整備されているとする回答も複数の機関で見られ、研究成果の活用形態の多様化が進んでいることがうかがわれた。

(7) その他の課題

一方、共通的な課題として、知的財産業務を担う専門人材の確保及び育成、研究者の知的財産に対する理解の向上などが挙げられた。また、研究分野の特性や各機関のミッションの違いに応じて、特許による権利化のみならず、研究成果の多様な形態を踏まえた知的財産マネジメントの重要性が示唆された。

このように、各機関において知財活動の制度的基盤は概ね整備されている一方で、組織体制や運用方法、成果活用の手法には機関ごとの特徴が見られることが確認された。研究分野や設立目的、組織規模等の違いを踏まえると、知財活動の成果を単純な数値のみで比較することは必ずしも適切とは限らず、各機関のミッションや研究分野の特性を踏まえた

多面的な評価枠組みに基づき整理することが重要である。本章では、これらの点を踏まえ、各機関の取組状況に共通して見られる課題や特徴を整理して分析する。

4.1.2 各機関において共通する取組内容や特徴

ここでは本調査の結果により、各機関の多くに共通する取組内容や特徴について、知財活動の各段階等に対応して概説する。なお、本項 4.1.2 及び次項 4.1.3 において、「調査 7 機関」とは文部科学省所管の 7 つの国研を指し、主たる記述対象としているが、「各機関」又は機関を特定しない場合は、他の 4 つの国研を含む 11 機関を対象としている。

(1) 知的財産の創造

- ・**産学連携体制の整備と一体化**：調査 7 機関のうち 4 機関では知的財産部門と産学官連携部門、スタートアップ支援部門を同一の組織内又は密接な連携下に置き、知財の発掘から社会実装までを一貫して推進する体制を構築している。
- ・**研究者への報奨金制度**：職務発明規程等を整備し、特許等の登録時や、ライセンス等によって実施料収入が得られた際に、発明者個人に対して一定割合の補償金（登録補償金・実施補償金）を支払う制度は、調査 7 機関の全てで行われている。
- ・**ライセンス等の知財収入を研究現場又は知財部局へ還元する仕組み**：ライセンス等の知財収入を研究現場に還元する制度は、調査 7 機関のうち 1 機関で行われているが、他では確認されなかった。また、知財部局への還元制度についてはどこも確認できなかった。
- ・**企業等からの資金が裁量性のある経費として研究現場に入る仕組み**：企業等との共同研究・受託研究の際、企業等から提供された資金が知的貢献費といった裁量性のある経費として研究現場に入る仕組みは、調査 7 機関のうち 3 機関で確認された。
- ・**共同研究における知財合意**：多くの機関では、共同研究等の連携にあたり、事前に共同研究契約書等のひな形を用いて、知財の帰属、実施条件、秘密保持等に関する合意形成を行っている。
- ・**好事例として**：
日本原子力研究開発機構（JAEA）における「技術貢献料の仕組み」や、物質・材料研究機構（NIMS）における「EIR（客員起業家）制度の導入」などが挙げられる。4.1.6 項を参照のこと。

(2) 知的財産の保護・管理

- ・**出願・審査請求・棚卸しの判断基準**：国内出願や審査請求、棚卸しの判断において、「実用可能性」「特許性（新規性・進歩性）」「市場規模・事業化の可能性」「ライセンスや共同研究の申し出の有無」を主要な基準としている。なお、外国出願において、重視する観点に特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等）を挙げた機関は調査 7 機関のうち 3 機関であった。
- ・**出願・審査請求・棚卸しの決定プロセス**：出願時はスピードを重視して知財部門内で迅速に決定し、多額の費用を要する審査請求や外国出願、棚卸しの段階では、外部有識者を含む委員会等で慎重に審議するプロセスを採用している機関が多い。
- ・**外国出願の出願先は製造国・地域や主要販売国・地域を中心に選定**：外国出願の出願先となる国・地域は、特許に係わる製品の製造拠点や主要販売拠点を中心に選定するという基本的な考え方が、調査 7 機関全てで共有されている。
- ・**退職者及び秘密情報の取扱い**：退職者の知財は原則として国研に帰属し続ける運用が一般的である。また、秘密保持契約（NDA）の締結や営業秘密管理の徹底が調査した全ての機関で規程化されている。

- ・**ノウハウの登録と管理**：製造方法やデータベース、化合物情報など、論文や特許に書かない技術情報で商業的価値があるものを「ノウハウ」として登録し、一元的に管理している機関が複数確認された。
- ・**好事例として**：NIMSにおける「特許の内製化による権利化推進」や、海洋研究開発機構（JAMSTEC）における「出願決定のスピードと審議の分離」などが挙げられる。4.1.6 項を参照のこと。

(3) 知的財産の利活用

- ・**オープン・クローズ戦略の推進**：特許化して広くライセンスを行う（オープン）技術と、外国等での模倣を防ぐためノウハウ・営業秘密として秘匿管理（クローズ）する技術を戦略的使い分けのマネジメントが定着しつつある。
- ・**多様なチャネルでのマッチング広報**：自社 HP でのシーズ公開にとどまらず、展示会出展、新技術説明会、研究成果（シーズ）集の配布など、企業との接点創出に向けた多角的な広報を実施している。
- ・**スタートアップ支援制度の充実**：国研開発スタートアップへの知財ライセンスの優遇（実施料減免等）に加え、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を踏まえた新株予約権等の取得や兼業規程の整備が進んでいる。
- ・**好事例として**：農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）における「分野特性に応じた知財ミックス戦略」、量子科学技術研究開発機構（QST）における「シーズ集の作成と戦略的配布」、理化学研究所（RIKEN）における「戦略的ライセンスとパッケージ化」などが挙げられる。4.1.6 項を参照のこと。

(4) 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

- ・**専門人材の活用と育成**：知財部門に弁理士や知的財産管理技能士などの資格保有者を配置するほか、外部の弁護士・特許事務所を顧問等として積極的に活用している。
- ・**組織内研修の実施**：研究者に対する知財リテラシー向上研修（初任者研修等）や、URA・知財担当者の外部研修への参加支援等を通じて、人材育成を図っている。
- ・**好事例として**：QSTにおける「イノベーション戦略部による一体的マネジメント」や、NAROにおける「外部スペシャリストの積極的登用」などが挙げられる。4.1.6 項を参照のこと。

(5) その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

- ・**知財の定量的な目標設定**：特許出願件数等の定量的な目標設定をしている機関は調査 7 機関のうち 2 機関であった。他ではモニター値として管理されている。
- ・**知的財産ポリシーの公開**：調査 7 機関全てにおいて、法人の使命と知財の創造・保護・活用方針を明文化した「知的財産ポリシー（又はガイドライン）」を策定・公開している。
- ・**知的財産の出願・保有数、知財収入**：調査 7 機関では規模、研究者数、分野特性などにより、知財成果（知的財産の出願件数、保有数、及び知的財産によるライセンス収入などを含む。）の水準には大きな差異が見られる。2024 年度において年間の特許出願数は 9~434 件、保有数は 63~1880 件、知財収入は 7~613(百万円)と機関により 10 倍以上の開きがある。なお、知財収入の対象には特許以外に、プログラム/データベース著作物やノウハウなども含まれる。
- ・**好事例として**：NIMSにおける「ライセンス対価設計のメソッド化」、産業技術総合研究所（AIST）における「国際標準化活動と知財の一体推進」及び「経済安全保障を踏まえた包括的情報管理」などが挙げられる。4.1.6 項を参照のこと。

4.1.3 各機関において共通する課題

ここでは、まずⅠ.各機関の多くに共通する課題について概説する。さらにⅡ.調査 7 機関（文部科学省所管の 7 つの国研）に対しては、各機関自体が認識している課題等についてアンケート調査等を行っており、その結果を整理して示す。

Ⅰ. 各機関の多くに共通する課題

(1) 知的財産の創造

- ・研究者のインセンティブ不足とマンパワーの限界：基礎研究等において研究者は論文発表を優先する傾向が強く、特許出願やノウハウの秘匿に対するモチベーションが働きにくい。また、知財部門の人的リソース不足により、研究現場に入り込んだ能動的な発明発掘が十分に行えていない。
- ・研究成果と産業ニーズの接続の難しさ：基礎的研究の成果やシーズ技術単独での権利化では企業の事業戦略や製品ロードマップと直接結びつきにくく、導出につながり難い。

(2) 知的財産の保護・管理

- ・外国出願等に係る費用の高騰と予算制約：外国出願や維持にかかる費用が高騰しており、出願国の選択や維持判断の厳格化が必要となり、国際的な権利化に制約が生じている。
- ・研究者の発明届出の不足：権利化が望ましい発明であっても機関内（知財部局）届出がなされず、適切な特許取得に至らない事例がある。
- ・転出研究者との連絡困難：転出した研究者と連絡が取りにくく、拒絶理由対応などに支障が出ることもある。

(3) 知的財産の利活用

- ・企業ニーズとの乖離：基礎・基盤技術では企業の製品戦略と直結しにくく、導入に至らないケースがある。
- ・共有特許の不実施補償・契約調整の難航：共同研究から生じた共有特許について、企業が独占的又は非独占的に実施する際の「不実施補償（独占実施料）」等の条件交渉が難航することがある。
- ・プログラム・データ等の取扱い：ソフトウェア、データベース、マテリアル等の提供に関する利用条件の設定や、営業秘密としてのセキュリティ管理の線引きが難しい。

(4) 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

- ・専門人材の獲得・定着難：高度な専門性を持つ知財・産学連携人材の採用競争が激しく、確保が困難である。また、事務職員の定期的な人事異動により、蓄積された知財ノウハウが散逸しやすい。
- ・人事評価における知財の扱い：論文発表と比べて、特許出願や標準化活動に対する人事評価の基準が曖昧であり、正當に評価されにくい。

(5) その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

- ・経済安全保障への対応負荷：特許出願の非公開制度への対応や、共同研究先への技術提供に伴う安全保障輸出管理審査など、新たなコンプライアンス対応が実務上の負荷や出願の遅延要因となっている。

Ⅱ. 調査 7 機関（文部科学省所管の 7 つの国研）自体が認識している課題等

本調査により把握された課題等を表 4.1.1 に示す。これはアンケート調査及びヒアリング調査において各機関より回答された内容を整理したものである。なお、「機関数」は当該項目を課題として挙げた機関の数を示している。

表 4.1.1 調査 7 機関自体の課題認識

区分	課題項目	課題記述	機関数
知的財産の創造	論文成果を中心とする評価体系	研究成果の論文発表を重視する傾向が強く、発明の届出や出願判断が遅れる場合がある。特に論文・学会発表のタイミング調整が課題となっている。	4
	発明発掘体制の不足	研究初期段階から知財部門が関与できない場合があり、事業化可能性や市場性を踏まえた発明形成や権利範囲設計が十分に行われないケースがある。発明発掘活動を行う人的余力が不足している。	3
	研究成果と産業ニーズの接続の難しさ	基礎的研究の成果やシーズ技術単独での権利化では企業の事業戦略や製品ロードマップと直接結びつきにくく、導出につながり難い。	2
	研究契約手続きの遅延	人員不足により契約調整や知財手続きが滞り、研究開始の遅れにつながる場合がある。	2
	任期制・外国籍研究者の関与の弱さ	任期制研究者や外国籍研究者が筆頭発明者となるケースが少なく、出願文化の浸透に課題がある。	1
知的財産の保護・管理	外国出願費用の増大	為替変動や海外代理人費用の上昇により外国出願国の選択や維持判断の厳格化が必要となり、国際的な権利化に制約が生じている。	2
	共有特許の意思決定制約	共同研究に伴う共有特許の増加により、単独での維持・活用判断が困難となる場合がある。	1
	発明届出の不足	権利化が望ましい発明であっても届出がなされず、適切な特許取得に至らない事例がある。	1
	転出研究者との連絡困難	任期満了後の研究者と連絡が取りにくく、拒絶理由対応などに支障が出ることがある。	1
	契約条件調整の難航	企業との共同出願においては不実施補償で、出願時に調整が難航することがある。	1
知的財産の利活用	技術シーズと企業ニーズの隔たり	基礎・盤技術が企業の製品戦略と直結しにくく、導入に至らないケースがある。	3
	研究者の関与及びインセンティブの不足	実用化段階への関与が業績評価と結びつきにくく、利活用活動への参加が限定的となる場合がある。	2
	利活用支援人材・ノウハウ不足	市場情報収集やマーケティング機能が十分でなく、ライセンス機会の創出に課題がある。	2
	知財ポートフォリオ形成の弱さ	個別特許中心となり、戦略的な組み合わせによる利活用が難しい場合がある。	1
人材育成	外部専門人材確保の困難	知財専門人材不足の中で継続的な確保が難しく、外部依存が続いている。	2

	専門人材の制度・処遇未整備	URA 等の職制や処遇の枠組みが不十分で、資格取得や能力向上の動機付けが弱い。	1
	人事異動による専門性の分散	定期異動により知財経験者が他部署へ移り、ノウハウ蓄積が難しい。	1
	人事制度の見直し必要性	TLO など関連組織の人事制度が現状の業務に適合していない可能性がある。	1
経済安全保障	特許非公開制度の実務不確実性	対象技術範囲や判断基準が見えにくく、出願判断や外国出願時期に影響が出る可能性がある。	3
	共同研究契約への影響	安全保障条項追加や実施先確認など、契約調整プロセスが増加している。	2
	情報管理強化と研究自由度の調整	技術流出防止と研究成果公開のバランス確保が新たな運用課題となっている。	1
その他	国際標準化への人的余力不足	標準化活動の重要性は認識しつつも、実務リソース不足により着手が進まない。	4
	AI 活用のセキュリティ・信頼性懸念	機密情報入力や回答の正確性への懸念から、本格導入に慎重な姿勢がみられる。	3
	AI 活用の検討段階	特許調査や書類作成補助などで試行は始まっているが、業務代替には至っていない。	3
	意思決定・手続の時間	組織内審査や監査対応等により出願や事業化判断に時間を要する。	2
	大学に比した人材ネットワーク不足	学生・卒業生ネットワークが乏しく、起業人材確保などに不利となる場合がある。	1

これらの回答結果から、各機関が認識する知財活動上の課題は、「知的財産の創造」「知的財産の保護・管理」「知的財産の利活用」の各段階にわたり、一定の共通構造を有していることが確認された。

まず、「知的財産の創造」の段階においては、研究者評価体系が論文成果を中心としていることに起因する発明届出インセンティブの弱さや、研究初期段階からの知財関与の不足が、戦略的な発明形成や権利範囲設計の難しさにつながっているとの認識が複数の機関で共有されている。また、基礎・基盤研究を中心とする研究分野特性や、専門人材の不足が発明発掘機能の制約要因となっている点も共通して指摘されている。

次に、「知的財産の保護・管理」の段階では、外国出願費用の増大に伴う出願国選定や維持判断の厳格化、転出研究者との連絡困難や発明届出の不足などに加えて、共同研究の拡大に伴う共有特許管理の制約など、新たな管理負担も課題として挙げられている。

さらに、「知的財産の利活用」の段階では、技術シーズと企業ニーズの隔たりの問題や、マーケティング機能や実用化段階への研究者の関与などが不足しているとの認識が示されている。また、保有特許の再評価などを含むポートフォリオ管理の高度化の必要性が認識されている。

「人材育成」については専門人材の継続的な確保が難しいことが挙げられている。「経済安全保障」では特許非公開制度の対象範囲や判断基準が見え難いとの声が多く挙がっている。また、国際標準化の取組については、重要性を認識しつつも実務リソースの不足により進まないとの課題認識であった。

以上のように、各機関の課題認識は個別事情を背景としつつも、知財活動の各段階における制度・人材・戦略・外部環境の複合的要因により共通構造を形成していることが明らかとなった。これらの整理結果は、本書 4.3 節において知財活動における共通の課題・問題点を政策的視点から分析を深めるための基礎となるものである。

4.1.4 文部科学省所管の 7 つの研究機関へのアンケート調査等の結果分析

本項では文部科学省所管の 7 つの研究機関、(国研)物質・材料研究機構(NIMS)、(国研)防災科学技術研究所(NIED)、(国研)量子科学技術研究開発機構(QST)、(国研)理化学研究所(RIKEN)、(国研)宇宙航空研究開発機構(JAXA)、(国研)海洋研究開発機構(JAMSTEC)、及び(国研)日本原子力研究開発機構(JAEA) に対して、アンケート調査及びその補足をするヒアリング調査を行った結果に基づく知財活動の分析を行う。なお、本項における研究機関の表記は機関 A～G とするが、前記した各機関の記載順に対応するものではない。

(1) 分析の視点

各機関は研究分野や設立目的、組織規模等が異なるため、知財活動の成果の現れ方も多様であり、画一的な比較は必ずしも適切とは言えない。このため、本 4.1.4 項では、各機関の知財活動を成果の量のみならず、活動の構造や運用の特性に着目して整理し、共通する課題及び特徴を把握することを目的として分析を行う。

第一に、知財活動の規模と構造である。各機関において関連する主要な指標を整理し、知財活動が研究戦略の中でどのように位置付けられているかを分析する。これらは活動の一貫性や成果創出に影響を与えるとともに、組織的推進力を左右する要因となると考えられる。(→4.1.4 (2) a.主要指標比較)

第二に、組織体制及び人材基盤の状況である。知財活動を支える組織的基盤の違いを分析する。体制や人材規模の差は、発明発掘能力や契約処理の効率性のみならず、成果創出の量及び質にも影響を及ぼすと考えられる。(→4.1.4 (2) a.主要指標比較、b.相関分析、c.回帰分析)

第三に、保有知財の管理及び効率性である。知財ポートフォリオの質及びコスト効率の観点から分析する。(→4.1.4 (2) d.原単位分析)

第四に、成果活用及び社会実装への寄与である。知財活動が研究成果の社会実装にどの程度結び付いているかを分析する。研究分野やミッションの違いにより成果活用の形態は異なることから、複数の成果指標の関係性を踏まえた整理を行う。(→4.1.4 (2) b.相関分析)

第五に、共同研究の規模と知財マネジメントの関係である。共同研究の拡大は成果創出の契機となる一方で、知財成果の構造にも影響を与える可能性がある。(→4.1.4 (2) b.相関分析)

第六に、知財収入の構造と成果波及効果である。収入規模の変動性や共同研究収入との関係等を踏まえ、収入構造の違いが成果創出に与える影響を整理する。(→4.1.4 (2) b.相関分析、d.原単位分析)

以上の視点を総合的に用いることにより、各機関の知財活動を構造的特徴及び効率性の観点から把握することが可能となる。本調査ではこれらの視点に基づき、主要指標比較、相関分析、及び原単位分析等を行い、知的財産マネジメントの高度化に向けた示唆を導出する。

(2) 分析視点に基づく詳細分析

a. 知財活動の規模と構造：主要指標比較

まず、各機関の基本規模を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を基に、各機関について 2024 年度における役職員数、知財担当職員数、研究者等人数、論文数、特許出願件数、保有特許件数、知財収入、共同研究件数、共同研究収入、機関全体予算などの主要指標を整理した。結果は表 4.1.2 に示すとおりである。

表 4.1.2 知財活動規模の比較（2024 年度）

機関	役職員数	知財担当職員数	研究者等人数	論文数	特許出願件数	保有特許権数	知財収入	共同研究件数	共同研究収入	機関全体予算
A	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆☆	☆	☆
B	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆	☆	☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆
C	☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆☆
D	☆☆	☆☆	☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆
E	☆☆	☆☆	☆☆	☆	☆	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆	☆☆☆
F	☆	☆☆☆	☆	☆☆	☆	☆	☆	☆☆	☆☆	☆☆
G	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆
☆☆☆:大 ☆☆:中 ☆:小										

- *1: 知財担当職員数には:常勤及び任期付き非常勤の合計、外部 TLO や分散配置の職員も含む。
- *2: 研究職(准研究職含む)及びエンジニア職(技術職) の合計人数。
- *3: 共同研究は国内・国外含む。但し、機関 F は国内のみ。受託研究、施設供用・共用、技術指導等は含まず。

本調査対象の 7 機関における 2024 年度の知財活動の規模を主要指標に基づき比較すると、機関規模、研究人材、知財成果及び共同研究活動の水準には大きな差異が見られる。まず役職員数は機関 A と機関 G では約 10 倍の開きがあり、研究者等人数についても 10 倍以上の大きな差が確認される。このことから、知財成果の絶対件数を比較する際には、機関規模の違いを考慮する必要がある。

論文数を見ると、研究者規模の大きい機関において総じて多い傾向がある一方で、研究者等人数に比して論文数が高水準となっている機関も存在しており、研究活動の重点分野や研究スタイルの違いが反映されていると考えられる。

特許出願件数は 10 件程度から数百件まで幅があり、保有特許件数についても二桁台から二千件近くまで大きな差が見られる。特に一部機関では特許ポートフォリオの蓄積が顕著であり、知財活動の重点度や過去の研究成果の積み重ねが現在の保有資産規模に影響していると考えられる。

知財収入については数百万円から数億円まで大きな幅があり、特定の 2 機関において収入規模が大きい傾向が確認される。また共同研究件数は 100 件から 1,000 件までの幅があり、共同研究収入も約 1,000 万円から約 16 億円までと幅が大きい。研究成果の社会実

装経路は必ずしも特許ライセンス収入に限定されず、共同研究を通じた成果活用も重要な役割を果たしていると考えられる。

さらに機関全体予算は機関 A と機関 B とでは約 12 倍の差がある。投入資源の規模差は知財活動の体制整備や成果創出能力に影響する可能性があるため、分析では原単位や効率の観点からの検討が必要となる。

以上のように、各機関における知財活動は、研究規模、研究分野、組織体制及び資源投入の違いを背景として多様な構造を示している。したがって、知財成果の評価に当たっては単純な件数比較ではなく、成果間の関係性や効率性の観点を含めた多面的な分析が求められる。

b. 知財成果を規定する要因：相関分析

表 4.1.3 に主要指標間のピアソン相関係数⁴⁰⁵を示す。相関分析は、二つの指標の関係がどの程度同時に増減する傾向にあるかを示すものであり、数値が高いほど両者が同じ方向に動く傾向が強いことを意味する。相関係数は 0.7 以上＝強い相関、0.4～0.7＝中程度の相関、0.2～0.4＝弱い相関、0.2 未満＝ほぼ相関なしとされる。正の場合は同じ方向に増減し、負の場合は逆方向に増減することを示す。また、p 値は計算された相関関係が偶然に得られた結果である確率を示すもので、一般的には 0.05 以下で統計的に有意（偶然である確率は 5%未満）とされ、0.1 以下の場合には有意な傾向があるとされる。

表 4.1.3 主要指標間のピアソン相関係数

	役職員数	知財担当職員数	研究者等人数	論文数	特許出願件数	保有特許権数	知財収入	共同研究件数	共同研究収入	機関全体予算
役職員数	1	0.51	0.95	0.87	0.59	0.48	0.40	-0.03	0.80	0.61
知財担当職員数	0.51	1	0.58	0.40	0.21	-0.03	-0.04	-0.29	0.26	0.23
研究者等人数	0.95	0.58	1	0.71	0.36	0.18	0.10	-0.02	0.66	0.73
論文数	0.87	0.40	0.71	1	0.87	0.72	0.69	-0.29	0.80	0.15
特許出願件数	0.59	0.21	0.36	0.87	1	0.90	0.88	-0.18	0.57	-0.20
保有特許	0.48	-0.03	0.18	0.72	0.90	1	0.98	0.02	0.61	-0.14
知財収入	0.40	-0.04	0.10	0.69	0.88	0.98	1	-0.14	0.63	-0.26
共同研究件数	-0.03	-0.29	-0.02	-0.29	-0.18	0.02	-0.14	1	-0.33	0.47
共同研究収入	0.80	0.26	0.66	0.80	0.57	0.61	0.63	-0.33	1	0.35
機関全体予算	0.61	0.23	0.73	0.15	-0.20	-0.14	-0.26	0.47	0.35	1

p値<0.05
p値<0.1

1) 研究者等人数と論文数及び特許出願件数

研究者等人数と論文数の間には強い正の相関が確認された。図 4.1.1 の散布図に示すように、全体として、研究者等人数が多い機関では論文数も相対的に多い位置に分布しており、研究人材の規模が学術成果の創出に寄与していることが示唆される。また、研究者等人数と特許出願件数との間には、図 4.1.2 の散布図に示すとおり、正の弱い相関関係が見られ、研究活動の規模拡大が発明創出機会の増加に結び付いていると考えられる。一方で、研究者規模に比して論文数や特許出願件数が高い機関と低い機関が存在することから、研究分野構成や知財戦略の違いが成果の現れ方に影響している可能性がある。なお、相関関

⁴⁰⁵ ピアソン相関係数: 2 つの量的データ間の「直線的な関連性の強弱」を-1 から 1 の範囲で示す指標。

係は二つの指標の関連性を示すものであり、研究者人材の増加が直接的に論文数や特許出願数の増加をもたらすという因果関係を示すものではない点に留意する必要がある。

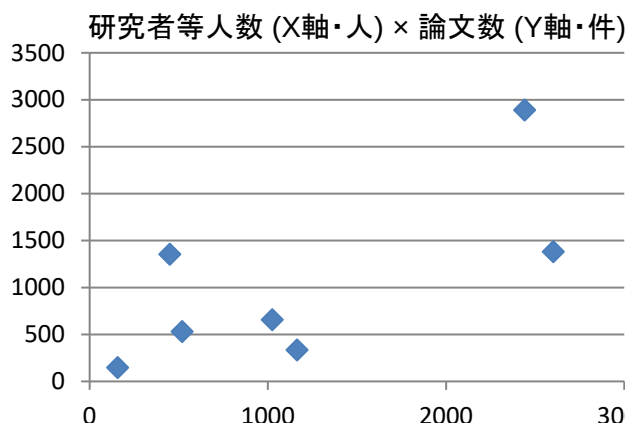


図 4.1.1 研究者等人数と論文数

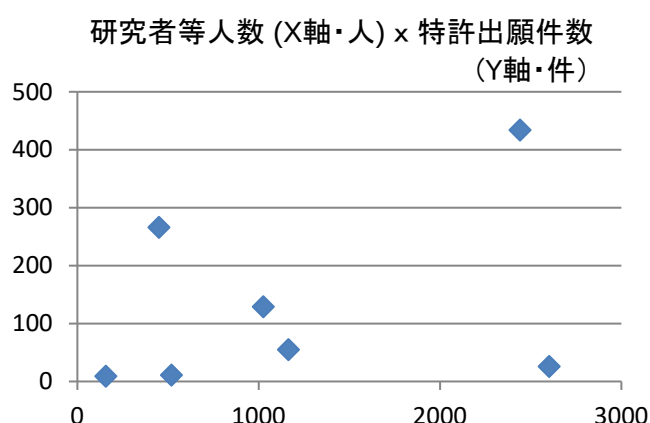


図 4.1.2 研究者等人数と特許出願件数

2) 特許出願件数と知財収入

特許出願件数と知財収入の間には強い正の相関が確認された。また、合理的に想定されるが、保特許権数と知財収入には強い正の相関がある。図 4.1.3 の散布図に示すように、出願件数が多い機関ほど知財収入も大きい傾向がある。一方で、特許出願件数が多くても知財収入が必ずしも比例して増加しているわけではなく、特許出願件数が多いにもかかわらず収入水準が相対的に低い機関や、出願件数に比して収入が高い機関が存在している。

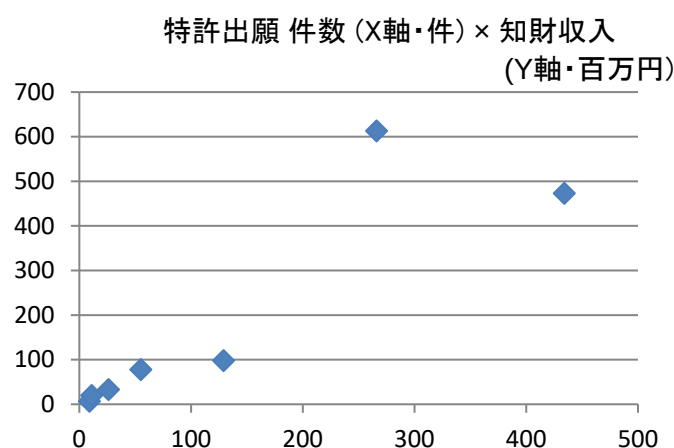


図 4.1.3 特許出願件数と知財収入

これは、知財収入には特許のほかにもプログラム、データベース、著作物、ノウハウ等から得られる分も含まれることから、特許以外も含めた「知財ミックス」を重視している機関では、必ずしも特許件数が多いと知財収入が多いという構図にはならないこと、また、特許にしても、技術分野の市場性、特許の質、ライセンス戦略等が収入形成に影響することなどを示唆するものである。

3) 共同研究収入と論文数及び特許出願件数

共同研究収入と論文数との間には強い正の相関が確認された。図 4.1.4 は、各機関における共同研究収入と論文数の関係、図 4.1.5 は共同研究収入と特許出願件数の関係を示した散布図である。これは産学連携活動の活発化が研究成果の創出機会を増加させる可能性を示すものである。一方で、共同研究収入は特許出願件数との関係では必ずしも明確な比例関係を示しておらず、研究分野特性の違いや共同研究活動の重点度が成果構造に影響していることが示唆される。また、共同研究収入は、研究者等人数との間にも強い相関はみられなかった。これは、共同研究収入が研究規模だけで決まるものではなく、大型プロジェクトの有無や特定分野の産業連携状況など個別の要因に影響されることを示唆している。実際に特定の機関において共同研究収入が相対的に高い水準が確認されており、産学連携の構造が機関ごとに異なっていると考えられる。

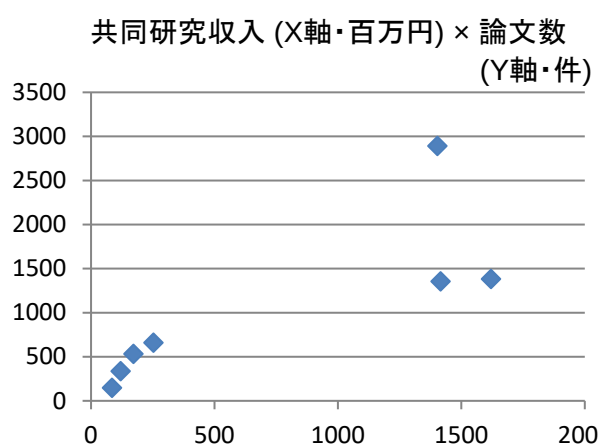


図 4.1.4 共同研究収入と論文数

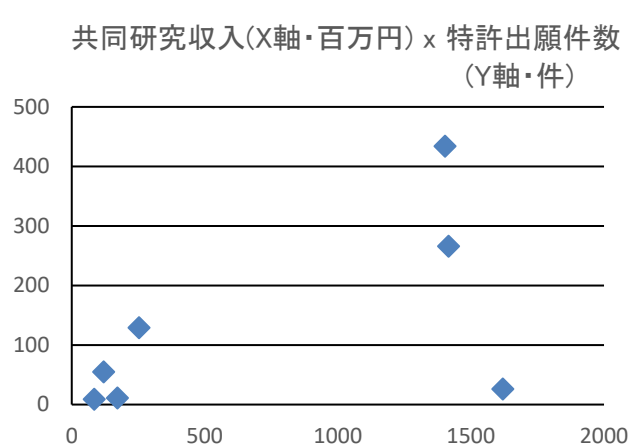


図 4.1.5 共同研究収入と特許出願件数

4) 相関分析の小括

本分析の結果、研究者規模、論文数、特許出願件数、共同研究収入、及び知財収入の間には一定の相関関係が確認され、知財活動は研究活動規模及び産学連携活動と密接に関連していることが示唆された。特に研究者数と論文数・特許出願件数の関係は、研究規模の拡大が成果創出機会の増加に結び付いていることを示唆する。

一方で、特許出願件数と知財収入の関係は単純な比例関係ではなく、研究分野の特性、特許の質や戦略的活用の違い、知財ミックスの考え方などが成果水準に影響している可能性がある。また、共同研究収入と論文数の関係からは、産学連携活動が研究成果創出に一定の役割を果たしている構造がうかがえる。

なお、本分析は、少数機関のデータを対象としており、統計的に一般的な大規模データと比較すると対象数が限られているため、結果は参考的な傾向として解釈することが適当である。

c. 知財成果の決定要因分析：回帰分析

これまでの分析では、各研究機関における研究活動、知財活動及び産学連携活動の規模や効率性について比較を行った。ここではこれらの要素が知財成果にどの程度関係しているかを把握するため、知財収入を被説明変数とする回帰分析を行い、その決定要因を検討する。この分析は、相関分析により示唆された関係性について統計的有意性を確認するた

めに行う。

本分析では、知財成果を表す指標として 知財収入 を用い、次のモデルを設定した。

$$\text{知財収入 } Y = \beta_0 + \beta_1 \cdot X_1 + \beta_2 \cdot X_2 + \beta_3 \cdot X_3 + \beta_4 \cdot X_4 + \varepsilon$$

ここで

- β_0 : 分析結果で定まる定数
- $\beta_1, \beta_2, \beta_3, \beta_4$: 分析結果で定まる係数
- X_1 : 特許出願件数
- X_2 : 保有特許件数
- X_3 : 研究者等人数
- X_4 : 共同研究収入
- ε : その他の要因を表す。

結果は表 4.1.4 に示すとおりである。

表 4.1.4 知財成果の決定要因分析(回帰分析)

変数	係数	標準誤差	p 値
定数	$\beta_0=6.29$	15.82	0.73
特許出願件数	$\beta_1=0.44$	0.14	0.09
保有特許件数	$\beta_2=0.20$	0.03	0.03
研究者等人数	$\beta_3=-0.08$	0.01	0.03
共同研究収入	$\beta_4=0.11$	0.02	0.04

知財収入と特許出願件数及び保有特許件数には比較的強い正の関係が確認される。すなわち、特許出願件数及び保有特許件数が多い機関ほど知財収入も多い傾向がある。

一方、研究者数や共同研究件数については、知財収入との関係は必ずしも明確ではなかった。これは、知財収入が単純に研究規模や共同研究の件数によって決まるものではなく、特許の技術的価値やライセンス契約の内容など個別の要因に大きく影響されるためと考えられる。

なお、本分析においては、モデルに含まれていない研究分野特性、技術成熟度、契約形態、組織運営体制等の要因はすべてその他の要因（誤差項）として扱われているため、上記の回帰式で説明できる範囲は限定される。したがって、本分析結果は因果関係を厳密に示すものではなく、知財成果形成に関与する可能性のある要因構造を探索的に把握するための参考として解釈することが適切である。

d. 機関規模の影響を踏まえた成果効率の比較：原単位分析

各機関は研究者数や予算規模が大きく異なるため、単純な総量比較では機関規模の影響を受けやすいという課題がある。そこでここでは、研究規模の違いを補正するため、研究者等人数や保有特許件数などを基準とした原単位指標（効率指標）を算出し、各機関の研究成果及び知財活動の効率性を比較する。

本分析では、次の表 4.1.5 に示す原単位指標を用いる。

表 4.1.5 原単位指標

指標	狙い	計算方法	意味
特許効率	成果創出の効率	特許出願件数 ÷ 研究者等人数	研究者 1 人当たり特許出願
論文効率		論文数 ÷ 研究者等人数	研究者 1 人当たり論文数
知財収入効率	成果活用の効率	知財収入 ÷ 保有特許数	特許 1 件当たり知財収入
共同研究収入効率	連携の効率	共同研究収入 ÷ 共同研究件数	共同研究 1 件当たり収入

原単位分析の結果は次の表 4.1.6 に示すとおりである。

表 4.1.6 原単位指標による比較

機関	特許効率 (特許/研究者)		論文効率 (論文/研究者)		知財収入効率 (収入/保有特許)		共同研究収入効率 (収入/件数)	
	値	*	値	*	値	*	値	*
A	0.06	☆☆	0.94	☆☆	0.11	☆	0.57	☆
B	0.01	☆	0.53	☆	0.13	☆☆	11.02	☆☆☆
C	0.13	☆☆	0.64	☆☆	0.28	☆☆☆	2.48	☆☆
D	0.59	☆☆☆	3.01	☆☆☆	0.33	☆☆☆	7.45	☆☆
E	0.05	☆☆	0.29	☆	0.12	☆☆	0.12	☆
F	0.02	☆	1.02	☆☆	0.10	☆	1.01	☆☆
G	0.18	☆☆☆	1.18	☆☆☆	0.28	☆☆☆	8.06	☆☆☆
* : 効率の高い方から☆☆☆(高)、☆☆(中)、☆(小)の3クラス分けで表示								

1) 研究者当たり特許出願件数（特許効率）

論文効率を比較すると機関間で一定の差異がみられた。最も高い水準にあるのは機関 D であり、研究者規模が中位であるにもかかわらず高い出願効率を示している。これは研究テーマの特許親和性が高いと考えられることに加え、発明発掘体制や出願判断の積極性が影響していると考えられる。

次いで高い水準にあるのは機関 G 及び機関 C であり、いずれも研究者規模が比較的大きい又は中規模である中で安定した特許出願効率を示している。一方、機関 B、機関 F は研究者規模に比して特許出願効率は低く、論文中心型又は基礎研究志向の研究構造による影響が考えられる。

2) 研究者当たり論文数（論文効率）

研究者当たり論文数では機関 D 及び機関 G が高水準を示しており、研究活動のアウトプット密度が高いことが確認される。特に機関 G は大規模機関でありながら原単位指標でも高水準を維持しており、研究生産性の高さが示唆される。

一方、機関 E は研究者規模に比して論文効率が低く、共同研究志向又は社会実装志向の研究構造が影響している可能性がある。

3) 保有特許権当たり知財収入（知財収入効率）

知財収入効率では機関 D が高く、特許ポートフォリオの収益化力が高い水準にあると

みられる。これは特定分野での技術優位性や大型ライセンス案件の存在を反映していると考えられる。次いで機関 C 及び機関 G が比較的高い水準を示しており、知財の活用体制が一定程度整備されていることが示唆される。一方、機関 E 及び機関 F では保有特許規模に比して収入効率が低く、ポートフォリオ又は活用戦略の課題が存在する可能性がある。

4) 共同研究件数当たり共同研究収入（共同研究収入効率）

共同研究収入効率では機関 B 及び機関 D が高水準を示しており、少数大型案件志向の連携モデルが形成されているとみられる。特に機関 B は、共同研究件数自体は多くないものの収入水準が非常に高く、連携の深度が高いと考えられる。

一方、機関 E は共同研究件数が非常に多いにもかかわらず収入効率は低く、研究交流型・ネットワーク型連携モデルの性格が強いと考えられる。

機関 A は研究者規模が小さいこともあり、研究者当たり成果指標及び成果活用効率指標のいずれにおいても高い値は確認されない。一方で、複数の指標で概ね中位水準に位置しており、小規模ながら一定の安定した成果創出・活用活動が行われていることが示唆される。小規模機関においては単年度の成果変動の影響を受けやすく、継続的な観察が必要である。

5) 原単位分析の小括

本分析により、研究者規模等の影響を補正した場合でも、知財活動及び研究成果の効率には機関間で顕著な差異が存在することが確認された。研究者当たり特許出願件数や論文数は成果創出能力の違いを示す一方、保有特許権当たり知財収入及び共同研究件数当たり収入は成果活用能力や連携戦略の違いを明確に反映する指標である。

特に、特許保有規模が大きいことが必ずしも収入効率の高さにつながらない点や、共同研究件数の多寡が収入効率と一致しない点は、各機関が異なる知財マネジメントモデルを有している可能性があることを示している。したがって、知財活動の評価に当たっては絶対規模指標だけでなく、創出の効率と活用の効率を区別した多面的評価が必要である。

なお、本分析は 7 機関のデータに基づき原単位指標を算出したものであり、研究分野の構成や研究テーマの特性などは考慮していない。また、知財収入や共同研究収入は大型契約の有無によって大きく変動する可能性がある。したがって、本分析結果は各機関の活動状況を相対的に把握するための参考として解釈することが適当である。

(3) 分析結果の総括

ここでは、これまでの各種分析結果を統合し、国研における知財成果創出構造を総合的に評価するとともに、成果最大化に向けた政策的示唆を整理することを目的とする。知財活動は単一指標では把握困難であり、成果創出量、成果活用効率、研究規模及び国際展開戦略などの複合要因により規定されることが考えられることから、多面的視点に基づく評価が必要である。

1) 成果創出構造の二層モデル

統合分析の結果、知財成果は概ね二層構造として整理できる可能性が確認された。第一層は「成果創出基盤」であり、研究者規模及び研究活動量が特許出願件数及び論文数に強く影響する傾向がみられる。これは相関分析及び回帰分析の結果とも整合的であり、研究基盤の厚みが成果創出量の形成要因となることが示唆される。

第二層は「成果活用構造」であり、累積的な特許ポートフォリオの質及び共同研究との

連動性が知財収入形成に関与する傾向が確認された。特に原単位分析等において、出願件数の多寡のみでは成果効率を説明できない事例がみられることから、ポートフォリオ運営の戦略性が重要な役割を果たすと考えられる。

2) 効率性と規模の関係

原単位分析等の結果、研究規模の拡大は成果量の増加に寄与する一方、資源投入の増加が必ずしも成果効率の向上に結び付かない可能性が示唆された。すなわち、研究規模と効率性は単純な比例関係にあるとは限らず、研究分野特性や知財運営体制の違いが効率性を規定する重要な要因になると考えられる。このことは、研究規模拡大のみを成果最大化の手段とするのではなく、発明発掘体制の強化や出願選択の高度化といった質的改善の必要性を示唆するものである。

3) 今後の方向性

以上の分析結果を踏まえると、国研における知財成果最大化に向けては次の方向性が重要と考えられる。

第一に、研究成果創出基盤の維持強化である。研究者規模及び研究活動量は成果量の形成に一定の影響を持つため、基盤的研究力の確保が重要である。第二に、知財ポートフォリオ運営の高度化である。出願件数の拡大よりも、選択的出願及び維持判断の高度化により成果効率を高める取組が必要となる。第三に、共同研究及び国際展開との戦略的連動である。企業ニーズとの接続性を高めることで、知的財産の社会実装及び収益化の可能性を高めることが期待される。

本分析により、国研の知財成果は、研究基盤、知財運営戦略、及び連携構造の相互作用により形成されることが確認された。したがって、成果最大化に向けた政策対応においては、単一の評価軸による判断ではなく、成果形成構造の違いを踏まえた多面的な支援の在り方を検討することが重要である。

4.1.5 各機関における取組からの好事例の紹介

ここでは文部科学省所管の7つの国研に加えて、文献調査のみを実施した次の4つの国研、(国研)情報通信研究機構(NICT)、(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所(NIBN)、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構(NARO)、(国研)産業技術総合研究所(AIST)の合わせて11機関を対象として、調査結果に基づき好事例を以下に紹介する。

(1) 知的財産の創造

- ・【JAEA】技術貢献料の仕組み：企業等と共同研究や受託研究を行うにあたり、その分の技術的な貢献を「技術貢献料」（知的貢献費）として全体経費に上乗せ又は別枠で設定し、研究現場等へ還元する仕組みがある。具体的には、受託研究等の経費を算定する際、直接人件費、施設設備の利用費、消耗品費などに加えて、知の対価として「技術貢献料」を積み上げて直接経費とし、さらに直接経費に対して間接経費率30%を乗じたものを間接経費として算定している。技術貢献料及び間接経費については、原則として全額を研究実施部署に配賦する運用としている。
- ・【NIMS】EIR（客員起業家）制度の導入：起業や経営の実績を持つ外部のプロ人材を客員研究員（EIR）として採用し、研究シーズの発掘からスタートアップによる社会実装の可能性検討を能動的に行う取組。戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」サブ課題A「エコシス

テム形成の為のソフトインフラ整備」事業の一環として、2025 年度に運用を開始した。
目標：最低限の期待アウトカムとして「起業ネタ候補の発見」「GAP ファンド等申請可能な事業計画仮説の策定」。現状：公募により 2 名の EIR を採用。

(2) 知的財産の保護・管理

- ・【NIMS】特許の内製化による権利化推進：国内単独出願について、外部特許事務所に委託せず、知財部門が明細書の作成から出願・維持までを内製化。これにより費用を大幅に抑制し、外国出願を含めた多くの出願機会を確保している。



図 4.1.6: NIMS 特許内製化モデル
(出典) NIMS 外部連携部門からの提供

- ・【JAMSTEC】出願決定のスピードと審議の分離：特許出願時はスピードを優先し、決裁過程において会議体での審議を通さずに知財部門のみで決定し、高額な費用が発生する審査請求時に外部専門家も含めた会議体で慎重に審議する「二段構え」により、迅速性と統制を両立させている。

(3) 知的財産の利活用

- ・【NARO】分野特性に応じた「知財ミックス」戦略：研究成果の社会実装を重視し、知財×社会実装×標準化を一体的に推進する知財マネジメントを展開している。特許のみならず、植物新品種に関する育成者権の取得・活用を積極的に進めるとともに、栽培技術等についてはノウハウや営業秘密として管理するオープン&クローズ戦略など、農業分野の特性に応じた多様な知的財産の保護と活用を行っている。多くの研究機関で知財戦略が特許中心となる傾向がある中、NARO は特許、育成者権、ノウハウ等を組み合わせた分野特性型の「知財ミックス」戦略を体系的に展開している点が特徴である。
- ・【QST】シーズ集の作成と戦略的配布：供用施設や取得特許の研究シーズをわかりやすくまとめた冊子「シーズ集」を作成し、展示会等で配布するとともに HP に掲載。企業からの問い合わせを誘発し、実施許諾等に着実に結びつけている。
- ・【RIKEN】戦略的ライセンスとパッケージ化：単一の特許ライセンスに留まらず、複数

の特許技術を組み合わせたパッケージ化を推進し、企業に対する統合的なソリューションとして価値を高めて技術移転を行っている。

(4) 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

- ・【QST】イノベーション戦略部による一体的マネジメント：企業連携、知財の出願・維持、実施許諾、スタートアップ支援を「イノベーション戦略部」に集約。入口から出口までをワンストップで回すことで、限られたリソースでも高いシナジーを発揮している。
- ・【NARO】外部スペシャリストの積極的登用：内部育成が難しい知財戦略や事業開発分野において、民間企業から高度な専門知識と経験を持つ外部人材を任期付職員等として積極的に採用し、マネジメントの中核に配置している。

(5) その他知的財産に係る取組（知的財産マネジメント等）

- ・【NIMS】ライセンス対価設計のメソッド化：これまで担当者の裁量と経験則に頼ること大であったスタートアップへのライセンス対価の設定について、対象となる知財の価値を一定のルールによって算出してこれを請求することとし、また、新株予約権による支払いを可とするにあたってその引受条件等をメソッド化した。（SIPでの成果の一部）

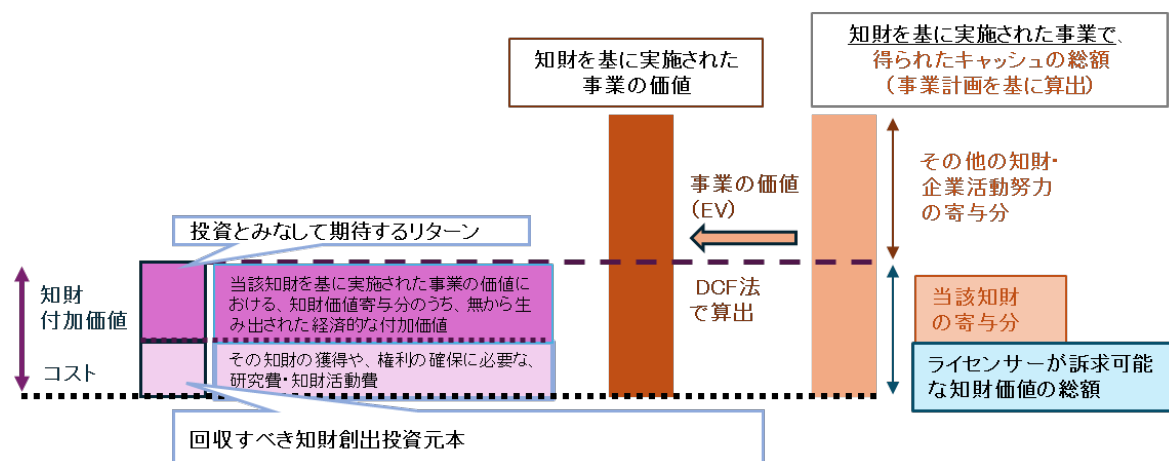


図 4.1.7 知財ライセンス対価の算定ルール
(出典) NIMS 外部連携部門からの提供

- ・【AIST】国際標準化活動と知財の一体推進：知財と標準化を一体で推進する体制を構築し、「標準化オフィサー」等の専門人材を配置。研究初期段階から国際標準化機関への提案や適合性評価制度の活用を戦略的に支援している。
- ・【AIST】経済安全保障を踏まえた包括的情報管理：「重要技術情報等管理規程」を制定し、出願前の管理から論文発表、共同研究先への情報提供に係る輸出管理審査までを一体的に運用し、技術流出防止と知財戦略を両立させている。

4.2 大学等の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関（FA等）に関する分析（好事例を含む）

本調査では大学等の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関として 6 つの機関、(国研) 科学技術振興機構 (JST)、(国研) 日本医療研究開発機構 (AMED)、(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT)、

(独)日本貿易振興機構(JETRO)、(独)中小企業基盤整備機構(SMRJ)について文献調査を実施した。なお、JST についてはアンケート調査及びヒアリング調査、AMED についてはヒアリング調査も実施した。本節では、調査結果に基づき前記 6 機関(以下、各機関という。)において共通する取組内容や特徴、共通する課題、及び各機関における取組からの好事例について概説する。

4.2.1 取組状況のまとめ

ここでは FA 等の研究開発支援機関における知的財産の創造等に係る取組状況について、特に自ら研究開発を行う国研を含む他の研究機関に対する支援内容等を中心に、主に JST 及び AMED の調査結果に基づいて概説する。

(1) 組織体制・ガバナンス

各機関においては、研究開発の推進とともに、知的財産の取得及び活用を通じた社会実装の促進が重要な位置付けとされている。特に中長期目標・計画等においては、研究開発成果の最大化を図る観点から、産学連携やスタートアップ創出の推進と一体となった知的財産の活用支援が明確に示されている。

組織体制としては、当該機関全体で統一的に知財関連業務を担う部門が設置される例が多く、各事業・プログラムごとにも知的財産や産学連携の担当が配置される機関もある。

また、機関全体の知財ポリシーやガイドラインの策定、契約書ひな型の整備、各事業・プログラムへの助言等が行われている。各ファンディング・プログラムにおいても、知的財産の取扱いに関する方針やルールが定められており、必要に応じて知財委員会の設置や実施機関間での知財合意書の策定が求められている。所管府省が制度設計を行うプログラムにおいては、その方針に基づき知的財産管理が運用されており、各機関と関係府省との間で調整が行われている。このように、機関全体と個別プログラムの双方において知的財産に関するガバナンスが構築されている。

(2) 支援内容・人材育成

支援内容については、研究開発成果の権利化及び活用を促進するため、多様な取組が実施されている。まず、知財活用支援事業として、研究開発支援先の研究成果から創出される発明の権利化及び活用を支援するため、特許相談、先行技術調査、出願支援、技術移転のあっせん、実施許諾等が実施されている。また、特許のパッケージ化や情報の収集・分析・提供を通じて、企業への橋渡しの支援が行われている。さらに、研究成果の社会実装を促進するため、展示会や新技術説明会、大学見本市等を通じたマッチング機会の提供が行われており、企業と研究開発支援先との連携を促進する取組が展開されている。

ファンディング・プログラムにおける取組としては、採択プロジェクトにおいて知的財産の取扱いを明確化するため、実施機関間での知財合意書の策定や知財委員会の設置を求める例が複数確認された。特に、社会実装や事業化を目指すプログラムにおいては、研究開発と知財創出活動を一体的に進める観点から、知的財産権の取扱いに関する方針の策定や、成果発表・特許出願の管理、実施許諾の方針決定等を行う仕組みが設けられている。また、国際共同研究においては、共同研究契約等において知的財産の取扱いに関する条項を含めることが求められている。

さらに、一部のプログラムでは、研究成果の利活用方針の策定に際して、オープン・クローズ戦略を考慮したマネジメントを促す取組が行われている。研究開発の進捗状況や技術の特性に応じて、成果の公開・秘匿の区分を整理し、適切な知財管理を行うことが求められている。また、研究データの取扱いについても、DMP の作成を通じて、知的財産と

一体的に管理する取組が進められている。

スタートアップに対する支援としては、研究成果の実用化を目指す企業に対し、知的財産の活用を前提とした支援が行われている。具体的には、知的財産の現物出資を可能とする仕組みや、研究開発支援先が保有する知的財産の実施許諾を前提とした支援制度が設けられている。また、研究成果の社会実装を目指すプログラムにおいては、知的財産権の確保や利用状況の報告を求めるなど、知的財産の管理及び活用を促進する仕組みが導入されている。

このほか、事業費を知財関連経費として活用しやすい制度設計や、研究成果の広報・マッチング支援なども実施されており、研究開発から事業化に至る各段階において知的財産の創造等を支援する取組が行われている。

人材育成については、知財マネジメント人材の育成や、研究開発支援の知財担当者に対する研修の実施が行われている。また、研究開発マネジメント人材の育成プログラムを通じて、研究成果の活用を担う人材の育成が図られている。さらに、企業からの出向や専門人材の採用により、知財業務に必要な実務経験を有する人材の確保が行われている。

(3) 成果指標

成果については、研究開発成果の社会実装、技術移転、スタートアップ創出等が重要な指標として位置付けられている。また、特許の取得及び活用を通じたライセンス契約や自己収入の増加も目標として掲げられている。特に、研究成果を企業等へ橋渡しし、実用化につなげることが重視されている。

(4) その他の課題

一方、基礎研究段階における有望な発明の発掘や、アーリーフェーズの発明を権利化し社会実装につなげる仕組みの構築が課題として指摘されている。また、人的リソースの制約により、すべての有望な発明を把握することが難しい状況も示唆された。

以上のとおり、各機関においては、研究開発の推進と連動した知的財産の創造等に関する体制が整備され、権利化支援、技術移転支援、マッチング支援、スタートアップ支援等、多様な取組が実施されている。一方で、研究成果の発掘や活用、及び効率的な支援の在り方等に関する課題も存在しており、今後の取組の中で更なる検討が求められる。

4.2.2 各機関において共通する取組内容や特徴

ここでは本調査の結果により、FA 等の多くに共通する取組内容や特徴について概説する。

(1) 組織体制・ガバナンス

- ・研究開発支援機関としての知財管理指針：FA 等の各機関は、研究開発支援先における知財マネジメントを支援・監督する立場にある。プロジェクト参画機関向けのガイドラインや、DMP の基本方針を整備している。
- ・日本版バイ・ドール制度の適用：委託研究で生じた知的財産は原則として受託者（研究開発支援先）に帰属させる一方、出願・登録・移転・実施の各段階で FA 等への定期的な報告や事前承認を義務付けている。
- ・ファンディング・プログラムによる知的財産の扱い：

知的財産の取扱いに関する方針やルールが定められ、必要に応じて知財委員会の設置や知財合意書の策定が求められている。所管府省が制度設計を行うプログラムにおいては、当該府省の方針に基づき知的財産管理が運用され、各 FA 等と関係府省との間で調整が行われる。

- ・好事例として：NEDO における「実務を支えるきめ細やかなサポート」や AMED における「バイ・ドール報告のオンライン化」などが挙げられる。4.2.4 項を参照のこと。

(2) 支援内容・人材育成など

- ・権利化及び実用化フェーズの伴走支援：大学等の外国出願費用を補助する制度（JST による権利化支援、INPIT による外国出願補助金等）や、国家プロジェクトの初期段階から知財専門家を派遣し、出願戦略や事業化を伴走支援する仕組みを提供している。
- ・広報・マッチングプラットフォームの提供：研究シーズと企業ニーズを結びつけるため、大規模な展示会（大学見本市等）や新技術説明会を主催するほか、オンラインのマッチングプラットフォーム（AMED ぷらっと®、J-GoodTech、J-Bridge 等）を運営している。
- ・スタートアップ創出・成長支援：大学等発スタートアップに対する研究開発費の助成や、インキュベーション施設の提供、アクセラレーションプログラム、ファンドを通じたリスクマネー供給など、起業前から成長期に至る多様な支援を展開している。
- ・人材育成プログラムの提供：産学官連携コーディネーターや知財担当者向けに、「目利き人材育成プログラム」などの実践的な研修を実施し、全国の支援人材のスキルアップとネットワーク構築に寄与している。
- ・好事例として：JST による「新技術説明会と大学見本市」、「目利き人材育成プログラム」、AMED による「実用化・知的財産支援メニューの体系化」、INPIT による「知財戦略プロデューサーの派遣」などが挙げられる。4.2.4 項を参照のこと。

(3) 成果指標

- ・多様な KPI の設定：中長期目標等において、単純な特許出願・登録件数だけでなく、ライセンス実施許諾件数・収入、大学発ベンチャーの創出件数、事業化支援による外部資金誘引額などが支援先実績に係るモニタリング指標・評価指標として設定されている。
- ・好事例として：JST による「特許のパッケージ化による価値向上と収入獲得」などが挙げられる。4.2.4 項を参照のこと。

(4) その他

- ・オープン・クローズ戦略の要請：特定プログラム（経済安全保障関連など）において、採択機関に対してオープン・クローズ戦略を意識した知的財産及び DMP の策定を求めている。
- ・好事例として：AMED による「AMED-FLuX による実用化ギャップの解消」、JETRO / SMRJ による「グローバル展開とオンラインマッチングの融合」などが挙げられる。4.2.4 項を参照のこと。

4.2.3 各機関において共通する課題

(1) 組織体制・ガバナンス

- ・機関間合意の負荷：プロジェクト開始前に、参加機関間で知財合意書の策定や知財委員会の設置を求める規程が、複数機関（大学・企業等）が関与する大型案件において利害

調整の難航を招き、立ち上げ時の大きな事務負担となっている。

- ・ **バイ・ドール報告の負担**：バイ・ドール制度に基づく出願・実施状況の定期報告（利用状況調査等）が、研究終了後も受託者側に継続的な説明責任と管理コストを課している一方で、有効な実態把握に繋がりにくい課題がある。

(2) 支援内容・人材育成など

- ・ **アーリーフェーズのシーズ発掘の難しさ**：アーリーフェーズ（基礎研究段階）にある将来有望な発明を漏れなく発掘し、権利化や社会実装へとつなげる仕組みの構築が依然として難しい。
- ・ **国際連携におけるオープンイノベーションの阻害**：国外企業等が参画する場合、技術流出防止の観点から知財の共有や移転手続きに厳格な事前承認が求められ、スピーディな国際オープンイノベーションの妨げとなる懸念がある。
- ・ **次世代リーダー人材の不足**：産学連携や知財マネジメントの実務を担う人材の育成は進んでいるものの、組織のガバナンス改革を牽引するリーダー層の人材育成が急務となっている。

(3) 成果指標

- ・ **成果の長期性と可視化の難しさ**：支援した特許や研究プロジェクトが、最終的に事業化やライセンス収入という「成果」に結びつくまでに長期間を要し、効果測定や費用対効果の可視化が困難である。

(4) その他

- ・ **経済安全保障対応によるコンプライアンスの複雑化**：特許出願非公開制度やみなし輸出管理への対応が必須となり、最先端分野において知財戦略と厳格な情報管理の両立が求められ、現場の学習コスト・管理コストが増大している。

4.2.4 各機関における取組からの好事例の紹介

本項目の好事例は、好事例とされた事業等の自ら研究開発を行う国研による利活用や、研究開発支援機関（FA 等）における横展開が期待されるものを示す。

(1) 組織体制・ガバナンス

- ・ **【NEDO】実務を支えるきめ細やかなサポート**：バイ・ドール制度等に伴う複雑な知財管理実務に対し、説明会資料、動画、システム操作手順書、誤り事例集、Q&A（年度版）を体系的に公開し、受託者の学習コスト低減と確実な運用を支援している。
- ・ **【AMED】バイ・ドール報告のオンライン化**：受託機関の事務負担を軽減するため、独自の「バイ・ドール報告受付システム」を導入し、複雑な知財関連の報告・申請手続きのオンライン化・効率化を実現している。

(2) 支援内容・人材育成等

- ・ **【JST】新技術説明会と大学見本市**：全国の大学等の研究者自らが企業に向けて直接プレゼンを行う場（新技術説明会、大学見本市）を長年提供。充実したデータベースと運営ノウハウにより、高いマッチング率と具体的な共同研究・ライセンス事例を創出している。
- ・ **【AMED】実用化・知的財産支援メニューの体系化**：無料の専門家相談窓口「Medical IP Desk」や、製品像を明確化する「TPP 策定支援」など、初期相談から事業化戦略立案までの支援メニューをワンストップで体系化し、研究者の段階に応じた伴走支援を提供し

ている。

- ・【INPIT】知財戦略プロデューサーの派遣：大学や国研等のプロジェクト初期段階から専門家（知財戦略プロデューサー）をハンズオンで派遣し、シーズ発掘、出願戦略策定、スタートアップ創出までを一貫して支援する「iAca」「iNat」事業を展開している。
- ・【JST】目利き人材育成プログラム：大学や公的研究機関の産学官連携・技術移転担当者を対象に、20年以上にわたり実践的な研修（目利き人材育成プログラム）を実施。全国規模での知財・産学連携人材の底上げと強力なネットワーク構築に貢献している。

(3) 成果指標

- ・【JST】特許のパッケージ化による価値向上と収入獲得：IGZO 系酸化物半導体 TFT に関する技術は、細野秀雄 東京工業大学教授（当時）らが JST 創造科学技術推進事業（ERATO）にて発明したものであり、一連の発明は JST が保有する基本特許を中心として、大学等が保有する周辺特許等を含め、競争力のある強固な特許ポートフォリオを形成、パッケージ化し、JST が一括して国内外の複数メーカーとの間でライセンス契約を締結するなど成功を収めている。

(4) その他

- ・【AMED】AMED-FLuX による実用化ギャップの解消：産業界(製薬企業)の有識者が外部アドバイザーとして参画する会議体「アカデミア医薬品シーズ等開発推進会議（AMED-FLuX）」を設置。基礎研究の段階から産業界の視点を導入し、アカデミアと企業間の実用化ギャップを埋める支援を行っている。
- ・【JETRO/SMRJ】グローバル展開とオンラインマッチングの融合：「J-Bridge (JETRO)」や「J-GoodTech (SMRJ)」といった独自のオンラインプラットフォームを運営し、日本のスタートアップや中小企業が、国内外の大手企業等とオープンイノベーションに向けた協業・提携を迅速に行える環境を整備している。

4.3 知的財産活動における共通の課題⁴⁰⁶

本調査において、国研における知的財産の創造、権利化、活用及び社会実装に関する取組状況を整理した結果、複数の機関に共通して見られる課題・問題点が確認された。これらの課題は、個別機関に固有の運用上の問題にとどまるものではなく、研究成果の社会実装の最大化、知財収入や外部資金獲得を通じた資金の好循環形成、さらに国際競争力確保の観点からも重要であり、知財戦略・研究戦略・事業化戦略を一体的に捉えた対応が求められ、制度的・構造的に対応すべき論点を含むものである。

なお、CRDS（国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター）より 2024 年に「科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題」と題する報告が取りまとめられ、同報告書において大学における知財マネジメントの現状と重要課題などが示されている。それに依れば、表 4.3.1 に示す重要課題が示されており、以下に本節(1)～(7)項として述べる国研における共通の課題と重なる点も多いことから、参考のためここに掲載する。

⁴⁰⁶ ここで示す課題の対象となる機関は、主に自ら研究開発を行う国研(調査対象の 11 機関)を指すが、主要なステークホルダーとして研究開発支援機関(FA 等)も間接的に含まれる。

表 4.3.1 大学における知財マネジメントの現状と重要課題

項目	重要課題
①知財権への理解・取得意欲	・ 知財権取得意欲を有する研究者の少なさ ・ 特許取得や産学連携実績が重んじられない評価
②知財啓発	・ 知財啓発活動の有効性の低さ
③発明の芽探索	・ 研究者に相談を受けるまでの信頼関係が未構築 ・ 知財支援者の数的・質的不足による活動の制限
④先行特許調査	・ 研究着手時の先行特許の見逃し
⑤特許戦略策定	・ バックグラウンド特許数の増加停滞 ・ 海外特許出願に必要な資金の不足 ・ オープン&クローズ戦略の推進が困難
⑥明細書作成	・ 知財支援者の数的・質的不足による活動の制限
⑦移転活動	・ アウトバウンド型移転活動への転換の停滞 ・ 知財知財支援者の数的・質的不足による活動の制限
⑧支援・技術移転要員	・ 専門知識を有する知財支援者の増強が困難
⑨審査→出願・承継判断	・ 特許委員会審議待ちによる特許出願の遅れ
⑩特許関連費用	・ 海外特許出願に必要な資金の不足
⑪知財ガバナンス	・ リーダーの明確なアサイン・周知がない ・ 知財関連の資金や人材の不足への迅速な対応
⑫公的支援の活用	・ 公的支援制度の活用が不十分

(出典)CRDS 報告書「科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題」(P76)⁴⁰⁷

(1) 研究者の意識と知的財産マインドのギャップ

多くの国研において、研究者は論文投稿や学会発表などのアカデミア活動を優先する傾向があり、特許出願等による発明の権利化に対するインセンティブが働きにくいことが指摘されている。研究者の業績評価が論文実績中心となることが一因であり、知財部門へ発明の届出が挙がってこないケースや、出願前に公知化してしまい外国での権利化に支障をきたす等の問題が生じている。また、技術流出防止の観点からノウハウを営業秘密として秘匿管理する（クローズ戦略）ことの重要性に対する理解が十分でなく、研究成果を広く普及させることを是とする歴史的背景との間で意識のギャップが生じている。

加えて、このギャップは、単に研究者個人の認識の問題にとどまらず、研究成果をいかなる事業モデル、実装経路、標準化戦略、又は国際展開戦略に結び付けるかという上位戦略が研究現場に十分共有されていないことも関係していると考えられる。すなわち、事業化を見据えた知財マネジメントが研究の初期段階から組み込まれていない場合、研究者にとっても発明届出、権利化、秘匿管理、データ管理等の必要性が具体的な価値として認識されにくい。また、本調査においては研究者数の多寡が必ずしも知財成果の効率性と一致しない傾向も確認されており、研究文化のみならず発明形成段階での戦略的関与の重要性が示唆される。

⁴⁰⁷ CRDS-FY2024-RR-12 <https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2024/RR/CRDS-FY2024-RR-12.pdf>

(2) 知財専門人材の慢性的な不足と育成・定着の困難さ

知的財産の創造や産学連携を牽引する専門人材（URA や知財担当者等）のマンパワー不足が、多くの機関で共通の課題となっている。研究現場に近い部署に担当者を十分に配置できず、有望なシーズの発明発掘が不十分なケースが見受けられる。また、定期的な人事異動により経験を積んだ専門人材が流出してしまうことや、URA 等の職制・処遇に関する規程が未整備であるため、資格取得等のスキルアップに対するインセンティブが乏しく、体系的な育成や即戦力人材の継続的な採用が困難な状況にある。

さらに、人材不足は単純な人数の問題にとどまらず、**知財、契約、技術移転、マーケティング、事業開発、国際標準化、データマネジメント等の機能を横断的に担う体制の不足**として現れている可能性がある。今日の知財活動は、特許出願・管理のみで完結するものではなく、共同研究契約、ライセンス交渉、スタートアップ支援、データ提供、標準化対応等と一体的に進める必要があることから、専門性の厚みや研究現場への配置形態、外部専門家との役割分担のあり方が成果効率に影響していることが示唆される。

また、内部人材のみで全ての機能を賄うことには限界があり、弁理士、弁護士、事業会社出身者、VC 経験者、標準化実務経験者等の外部人材の活用や人材流動化を前提とした体制設計の必要性も高まっている。

(3) 知財取得・維持における資金的制約

諸外国での物価高や円安等の影響により、外国出願及び維持費用が高騰しており、予算的制約から外国の出願国数を絞らざるを得ない機関が多い。また、機関によっては独自の財政基盤が脆弱であるため、企業等との共有特許に係る出願や権利保全に要する費用を持分にに応じて継続的に負担することが実質的に困難であり、企業側に全額負担を求める対応をとらざるを得ないケースも発生している。限られた予算の下で、出願件数の確保と維持・集中投資のバランスをどのように取るかが、知財成果の質や収益性に影響していることが示唆される。加えて、知財予算の制約は、単に外国出願数や維持件数の問題にとどまらず、**市場性評価、FTO 調査⁴⁰⁸、PoC 支援⁴⁰⁹、標準化活動、データ管理、ライセンス候補先探索等の周辺活動への投資不足**としても現れることにも留意が必要である。その結果として、事業化を見据えた知財マネジメントが弱くなり、知財収入や外部資金の獲得が伸びず、さらに再投資余力も生まれにくいという循環に陥るおそれがある。したがって、知財に係る予算問題は単なる管理経費の不足としてではなく、**社会実装機会の最大化と資金の好循環形成を阻害する構造的課題**として位置付ける必要がある。

(4) 基礎研究シーズと産業界ニーズのミスマッチ

国研が有する基礎研究や基盤的技術は、産業界の製品ロードマップや事業戦略と直結しにくく、社会実装に向けた「実用化の困難性（いわゆる“死の谷”）」を越えることが困難であるとの認識が共通している。単独の特許を取得しただけではライセンスの引き合いが得られにくく、技術の有用性を企業側に伝達し、パッケージ化等のポートフォリオを構築するためのマーケティングの負担が大きい。FA 等の研究開発支援機関の立場からも、基礎研究分野における有望発明の取りこぼしを防ぎ、アーリーフェーズからの権利化を社会実装へつなげる仕組みの構築が課題とされている。

⁴⁰⁸ FTO 調査：(Freedom To Operate) 新製品やサービスを市場に投入する前に他社の有効な特許権や意匠権を侵害していないかを確認する侵害予防調査やクリアランス調査。

⁴⁰⁹ PoC 支援：(Proof of Concept：概念実証) 新しいアイデア、技術、理論が実際に機能するかどうかを本格的な開発や導入の前に小規模な試作や実験で検証するプロセス。

さらに、この問題の背景には、市場性・特許性・標準化可能性・海外展開可能性等を含めた総合的な評価が、発明形成や出願判断の段階で十分行われていない場合があることが考えられる。とりわけ、将来的に国際標準化と結び付く可能性を有する技術や、データ・ソフトウェア・ノウハウを組み合わせることで競争優位を形成し得る技術については、従来型の単独特許中心の判断のみでは社会実装機会を十分確保できない可能性がある。また、機関ごとに成果形成モデルが異なる可能性が示唆されており、単一の処方箋ではなく分野特性やミッションに応じた対応が必要と考えられる。

(5) 契約実務の高度化・複雑化と事務負担の増大

産学官連携の多様化に伴い、契約実務が高度化し事務負担が増大している。特に、企業との共同研究から生じた共有特許を企業が独占的に実施する際の「不実施補償」等の条件調整が難航する事例が多く報告されている。

加えて、AIやデータ駆動型研究の進展により、プログラム、データベース、マテリアル等を第三者に提供等する際の権利帰属や秘密管理等を定めた契約設計が複雑化している。さらに、国研発スタートアップ支援において、新株予約権の価値評価やライセンス契約上の取扱いに対応できる実務能力も課題である。

また、日本版バイ・ドール制度等に伴う報告様式が委託元ごとに異なることや、プロジェクト開始前の知財合意書締結等に伴う事務的負担の高さも現場の負担となっている。

これらの課題は、契約実務が単なる法務手続ではなく、社会実装機会の最大化、第三者ライセンス可能性の確保、実施状況の把握、データ利用条件の制御、及びスタートアップ支援の柔軟化を左右する重要なマネジメント機能となっていることを示している。とりわけ、共同研究先による知財の非実装化、情報非開示、第三者へのライセンス困難といった問題は、契約段階での設計不足が後の活用制約として顕在化する典型例であり、今後は契約条件の標準化・高度化が重要となる。

(6) 経済安全保障（特許出願の非公開制度等）への対応

近年の経済安全保障推進法の施行等を踏まえ、特許出願の非公開制度に関する対応が新たな実務的課題として浮上している。制度の対象となり得る技術については、外国出願時期に制限が生じるほか、保全指定の基準や対象技術の具体像が把握しにくく、出願可否の決定等において実務上のリスク評価が難しくなっている。

また、外国人研究者の受け入れや海外連携先への技術流出を防止するための情報管理体制（退職者の秘密保持等を含む）の構築と、研究活動のオープン化との両立を図るためのコンプライアンス負担の増大が懸念されている。

さらに、今後は単に安全保障対応にとどまらず、国際展開、国際共同研究、国際標準化及び海外市場での競争優位確保を見据えた知財戦略との整合が求められる。すなわち、秘匿すべき情報、権利化すべき成果、標準化の場に持ち込むべき技術、データとして管理・提供すべき資産を峻別しつつ、我が国にとって戦略的価値の高い分野では、知財・標準化・安全保障対応を一体で設計する視点が必要となる。これらは各機関単独の努力や改善のみで解決することが困難なものが多く、制度的整理が求められる。

(7) 総括

以上のように、各機関に共通して確認された課題は、研究者意識、人材、予算、発明形成、契約、国際対応等の個別論点として現れているものの、その根底には、事業化を見据えた知財マネジメントの不足、社会実装機会最大化のための契約マネジメント不足、体制及び予算の不十分さという構造的課題があると考えられる。

また、本調査の統計分析からは、研究規模や出願件数の多寡のみでは説明できない成果効率の差や収益構造の違いが確認されており、知財マネジメントの戦略性、体制設計のあり方、及び研究成果を事業化戦略・国際標準化戦略と結び付ける機能の有無が重要な論点として浮かび上がっている。

したがって、これらの課題への対応に当たっては、各機関単独の努力や改善に委ねるのではなく、研究者評価基準の多角化、URA 等人材の専門職としての処遇改善、外部専門人材の活用促進、知財関連費用の措置、データ・標準化を含む知財マネジメント基盤の整備、さらには関係府省庁及び FA 等における委託研究等に伴う手続・報告様式の統一化など、**国レベルでの包括的な支援体制と環境整備**を講じることが求められる。

なお、これらの論点は、次章で示す提言、すなわち、研究戦略・事業化戦略と連動した知財戦略の高度化、知財部門と産学連携機能の一体的推進、発明発掘体制の強化、知財専門人材の確保と育成、知財ポートフォリオ管理の高度化、研究者インセンティブの充実、国際展開及び国際標準化を見据えた知財戦略の強化等へとつながるものである。

4.4 海外からの含意：Knowledge Valorisation（知識の価値化）

Knowledge valorisation（知識の価値化）とは、研究によって生み出された知識（データ、ノウハウ、成果）を、社会的な利益や経済的な価値へと変換するプロセス全般を指す。従来の「技術移転（Technology Transfer）」が主に特許のライセンスや大学発ベンチャーの設立といった「経済的側面」に焦点を当てていたのに対し、本概念は社会課題の解決や政策形成への寄与といった「社会的価値」をも包括する、より広範な概念である。

欧州連合（EU）は、優れた研究成果を出しながらもそれを十分な経済・社会価値に繋がられていない「欧州のパラドックス」を打破するため、2022年に「知識の価値化に関する指導原則（Council Recommendation on the guiding principles for knowledge valorisation）」を採択した。日本においても、第6期科学技術・イノベーション基本計画で掲げられた「Society 5.0」の実現には、単なる技術供給にとどまらない、知識の多角的な活用が不可欠となっている。

表 4.4.1: 従来の「技術移転」と「知識の価値化」の比較

項目	従来の技術移転	知識の価値化 (Knowledge Valorisation)
対象	主に特許・技術、ハードウェア	データ、ノウハウ、人文学・社会科学の知見を含む全知識
主な出口	ライセンス収入、スタートアップ設立	経済的価値、社会的インパクト、政策提言、標準化
アプローチ	研究から市場への線形モデル	多様なステークホルダーが参加するエコシステム型
評価指標	特許出願数、実施料収入	社会実装の度合い、標準化への貢献、ウェルビーイングへの寄与

(出典) 海外の各種資料をもとに未来工学研究所作成

公的研究機関（国立研究開発法人等）が Knowledge valorisation を実践する上で、特に「知的財産」と「国際標準化」は、知識を社会価値へと転換するための「触媒」として機能する。

① 知的財産（IP）戦略の高度化

従来の知的財産管理は「自機関の権利を守る（独占する）」ことに主眼が置かれがちであった。しかし、Knowledge valorisation の文脈では、「共創を促進するためのツール」として IP を捉え直す必要がある。

- ・ **オープン・クローズ戦略**： 基盤となる知識はオープン化（標準化や論文公開）して市場を拡大し、コアとなる強みは特許で保護（クローズ化）することで、民間企業との共同研究を有利に進める。
- ・ **非技術的知見の権利化**： ソフトウェア、データセット、研究プロセスそのもののノウハウなど、特許以外の知見をいかに管理・活用するかが鍵となる。

② 国際標準化の戦略的活用

公的研究機関は、中立的な立場から科学的根拠（エビデンス）を提供できるため、国際標準化において極めて重要な役割を担う。

- ・ **市場形成の手段としての標準化**： 優れた技術であっても、市場のルール（規格）に合致しなければ普及しない。研究開発の初期段階から「何が標準化されるべきか」を特定し、国際的なコンセンサス形成を主導することが求められる。
- ・ **インターオペラビリティ（相互運用性）の確保**： 異なるシステム間でデータや製品が連携できる仕組みを標準化することで、知識が社会全体に行き渡る速度を加速させる。

2026 年に EU 欧州委員会より公表された報告書『Study on metrics and indicators for knowledge valorisation⁴¹⁰』においては、多岐にわたる知識の価値化活動を測定するための包括的な枠組みを確立することを目的に、文献レビューや数回の協議ラウンドを含む多段階のプロセスを経て枠組みが策定された。研究作業には、広範なデスクリサーチ、機関データベース及びオープンアクセスデータベースのマッピング、25 件の専門家インタビュー、102 名以上の参加者を集めた 3 回のステークホルダー・ワークショップが含まれている。

提案された測定フレームワークは、7 つのチャンネルにわたる価値化活動の全容を捉えるよう設計されており、41 の指標を通じて測定される 16 の指標で構成されている。

表 4.4.2: 知識の価値化チャンネルの定義

知識の価値化チャンネル	どのように価値が創出されるか
産学連携と人材交流	学際的な連携とセクターを超えた人材交流を支援することで、研究機関と産業界の間における新たなアイデアやスキルの有益な共有を促進する。産業界と学術機関の協力体制は、理論研究と実用化の間のギャップを埋める可能性を秘めており、それによって革新的な製品、プロセス、ソリューションの開発を促進する。さらに、研究を実践の場で応用する機会、学術研究者が現実世界の課題に触れることを可能にする。これにより、研究者は研究スキルを磨き、産業界のニーズに

⁴¹⁰ European Commission: Study on metrics and indicators for knowledge valorisation, 2026

	対する理解を深めることができる。
研究主導型のスピノフ企業やスタートアップの創出	研究主導型のスピノフ企業やスタートアップは、学術研究やイノベーションを具体的な経済的・社会的利益へと転換するための重要な仕組みとして機能している。スピノフ企業やスタートアップは、学術界で開発された最先端のアイデアや技術を、市場で通用する製品、サービス、あるいはプロセスへと転換するための起業的道筋を提供する。研究成果に対して直接的な商業化の道筋や、一貫性のある資金調達構造へのアクセスを可能にすることで、これらは学術界内に起業家精神をもたらし、イノベーションの文化、並びに知識の効率的な価値化と普及を促進する。
仲介機関及び知識移転の専門家による支援	ナレッジ・トランスファー・オフィス (KTO)、テクノロジー・トランスファー・オフィス (TTO)、ビジネス・インキュベーター、サイエンスパークなどの仲介組織は、学術研究やイノベーションの転換と商業化を促進する。ネットワーキング、メンタリング、コーチング、ベストプラクティスの交換といった支援メカニズムを通じて、これらの組織は、知的財産管理、商業化戦略、潜在的なパートナーシップの特定など、知識移転 (KV) の特定分野における専門知識を提供する。この支援は、研究成果を市場性のある製品やサービスへと転換することを促進すると同時に、専門家や組織の能力構築も推進する。
市民、公的機関、及び社会的なステークホルダーの参画	研究・イノベーション (R&I) アジェンダの策定段階から、市民、公的機関、及び社会のステークホルダーを巻き込むことで、知識の共有、連携・パートナーシップの構築、実用化、政策立案といった KV の主要な活動において、真の社会的価値が反映され、具体的な社会的課題が解決されることが保証される。地域コミュニティの積極的な関与と共創アプローチは、革新的な解決策を生み出し、社会的受容度の高さと有効性につながる。さらに、信頼の構築と支援体制の整備は、R&I ソリューションの迅速な普及を確実にするための鍵となる。
知的資産管理 (Intellectual assets management)	この取組は、オープンサイエンスとオープンイノベーションを促進する。知的財産 (IP) の戦略的管理は、研究成果の保護、普及、活用を確実なものとし、特許、商標、著作権などの手段を創出することで、その社会的・経済的価値を最大化する。市場における R&I 成果へのアクセス性と利用可能性を高めることで、知的資産の価値化は EU の繁栄に寄与する。その実現には、タイムリーかつ革新的なソリューションが不可欠である。
標準化	新技術に関する枠組み、ガイドライン、ベンチマークの開発に取り組むことは、効果的な知識・技術移転を可能にし、R&I 成果の市場導入を加速させる。共通言語を構築することで、異なる R&I ステークホルダー間のコミュニケーションが技術要件に関する共通認識とともに促進される。早期の標準化は、多様な技術を複雑で革新的なシステムやソリューション

	に統合し、コンポーネント、製品、及びサービス間の相互運用性を可能にする可能性を秘めている。
政策の導入 (Policy uptake)	このチャンネルは、政策立案における科学の活用に焦点を当てている。入手可能な最良の科学的知見を活用することで、よりの確な情報に基づいた公共政策を策定し、社会のニーズや課題により効果的に対処することが可能になる。エビデンスに基づく政策は、ステークホルダー間の信頼を醸成し、新技術の市場への普及を促進する。

(出典)European Commission: Study on metrics and indicators for knowledge valorisation, 2026 をもとに
未来工学研究所作成

このフレームワークの大きな特徴は、商業化のみならず、市民参加や政策立案への貢献なども価値創造と捉えている点である。41 のメトリクスのうち、22 が「経済的」な価値を、19 が「社会的」な価値を測定するものとなっている。また、発生段階別に見ると、初期の活動を示す「アウトプット」が 22、中期～長期の成果を示す「インパクト」が 18、活動資源を示す「インプット」が 1 つ定義されており、価値創造のプロセスを多層的に評価できる構造である。

16 の指標と、それぞれに含まれる 41 のメトリクスの全容は以下の通りである。

1. シチズンサイエンス（市民科学）

市民参加型の研究を通じた社会的な関与を測定する。

- 市民科学プロジェクトに関与する機関数
- 市民科学プロジェクト数

2. 協働プロセス

企業と学術機関の連携がイノベーションに与える役割を測定する。

- 大学・高等教育機関と R&D 等のイノベーション活動で協働する革新的企業数
- 高等教育機関等と協働する革新的企業による製品・プロセス

3. ユーザーとの共同創造による製品・サービス

市場や社会のニーズがイノベーションの過程にどれだけ組み込まれているかを示す。

- ユーザーとの共同創造活動に関与する企業数
- 共同創造又はカスタマイズされた製品による売上高

4. 産学共同特許活動

産学連携による新たな技術・知識の創出と、その影響力を評価する。

- 産学共同特許（学術特許総数に占める産学共同特許の割合）
- 産学共同特許の平均被引用数

5. 産学共同出版活動

産学連携による研究論文等の創出と、科学コミュニティにおける認知度を測定する。

- 産学共同出版物（総出版数に占める産学共同出版の割合）
- 産学共同出版物の平均被引用数

6. 知的財産の開示

- 知的財産の開示（正式な知財保護に至る前の発明、ソフトウェア、ノウハウ等の初期段階の開示数）

7. 知的財産権（IPR）

知的財産が法的保護の対象となるだけでなく、実際に市場でどれだけ取引・活用されているかを幅広く捉える。

- 知的財産権からの利用（ロイヤリティやライセンス収入など）
- 無形資産価値（企業価値に占める無形資産の割合）
- 知的財産権の取引（知的財産権をライセンス供与、売却、又は交換した企業の数）
- 官民間の知的財産権取引（公的研究機関から企業への知財の購入・ライセンス契約など）
- 意匠登録（産業デザイン）
- 商標出願
- 特許及び実用新案

8. 知識移転機関（KTO）

技術移転オフィスなど、知識の事業化を支援する仲介機関の活動を評価する。

- KTO による新規ビジネス創出（支援したスタートアップ等の数）
- KTO の契約数（共同研究やコンサルティングなどの契約数）
- KTO 契約からの収入

9. 人材流動性（モビリティ）

高度な知識を持つ人材が産業界で活躍している度合いを測定する。

- 産業界で雇用されている博士号保持者
- 企業における研究者数

10. オープンアクセス出版

知識がオープンに普及・共有されている度合いを示す。

- オープンアクセス出版物
- オープンアクセス出版物の被引用数

11. 博士号保持者によるスタートアップ

科学的知識をもとにした起業の状況とその経済効果を測定する。

- 博士号保持者によるスタートアップの割合
- 博士号保持者によるスタートアップへの VC（ベンチャーキャピタル）資金
- 博士号保持者によるスタートアップの雇用

12. 標準化に関与する研究者

- 標準化機関や技術委員会に参加する研究者数（科学的専門知識が技術標準にどれだけ統合されているかを示す）

13. 研究開発（R&I）を組み込んだ標準（規格）

研究成果が業界の標準化プロセスにどう貢献しているかを示す。

- 科学的出版物を引用している標準（標準規格総数に占める、科学出版物を引用した標準規格の割合）

- 研究開発を組み込んだ標準の普及率・採用率
- 研究開発を組み込んだ標準の被引用数

14. 研究から政策への導入

科学的エビデンスが公共政策の立案にどれだけ利用されているかを測定する。

- 政府内の研究者数
- 研究開発の政策への取り込み（法律や規制、政策文書における学術研究の引用数）

15. 知的財産を持つスタートアップ及びスピノフ

知識集約型のスタートアップが知的財産を活用して競争力を高めている度合いを評価する。

- 特許出願を行っているスタートアップ
- 特許出願を行っているスタートアップへの VC 資金
- 特許出願を行っているスタートアップの雇用
- （特許以外の）知的財産資産を持つスタートアップ及びスピノフ

16. 大学発スピノフ

大学などの公的研究機関から生まれる新事業の創出力と成長性を測定する。

- 大学発スピノフ
- 大学発スピノフへの VC 資金
- 大学発スピノフの雇用

これらの 16 の指標と 41 のメトリクスにより、一部の技術移転だけにとどまらず、研究・知識がどのような経路をたどって社会や経済に影響を与え、価値を生み出しているのかを包括的かつ体系的にモニタリングすることが可能となる。

次に、知識の価値化（Knowledge Valorisation）を国際的なスケールで実践している代表的なモデルとして、世界知的所有権機関（WIPO）が運営する「WIPO GREEN⁴¹¹」を紹介する。

WIPO GREEN は、2013 年に、知的財産を活用した環境技術の開発と普及を後押しすることを目的として立ち上げられたプラットフォームである。オンラインデータベースや地域の活動を通じ、WIPO GREEN は環境技術の希望者と提供者をつないでいる。130,000 件以上の技術、ニーズ、専門家が登録されたデータベース⁴¹²は、世界中で 2,500 人以上のユーザーに利用されている。「技術の提供者（Providers）」と「解決策の求道者（Seekers）」をマッチングさせるマーケットプレイス機能に加え、世界的なネットワークを通じて、技術の移転・適応・拡散を支援している。

これまで、政府機関、業界団体、企業、大学、研究機関など 150 を超える組織が WIPO GREEN パートナーの国際ネットワークに参加しており、日本からは、55 のパートナーが WIPO GREEN に参加している。特許庁は、2020 年 2 月 19 日に WIPO GREEN パートナーとなった。例えばキヤノン株式会社は、2019 年 12 月 WIPO GREEN にパートナー企業として参画し、同時に、キヤノンが開発したバイオプラスチックやリサイクルプラス

⁴¹¹ 国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)が 2013 年に設立した、環境技術の普及と技術移転を促進するグローバルなプラットフォーム。WIPO GREEN のウェブページ：

<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/>

⁴¹² WIPO GREEN データベース：<https://wipogreen.wipo.int/wipogreen-database/database>

チックに関する技術 28 件を WIPO GREEN のデータベースに登録している。

WIPO GREEN の仕組みは、以下の 3 点において知識の価値化 (Knowledge Valorisation) の本質を体現しており、日本の国研等が参考にすべき点が多い。

1) 「IP as a Bridge (架け橋としての知財)」への転換

知財を他者の参入を阻む「壁」ではなく、パートナーを探索し、共創を促す「招待状」として機能させている点。国研が保有する膨大な「眠れる技術」を、社会ニーズと結びつけるための触媒として知財を活用する姿勢を示唆している。

2) 多様なステークホルダーによる「エコシステム」の構築

単なる一対一のライセンス契約ではなく、政府、産業界、アカデミア、NGO、国際機関が参加する多角的なネットワークを形成している点。知識の価値化には、単独の機関では成し得ない「補完的な知識・リソース」の結合が不可欠であることを証明している。

3) 社会実装 (アウトカム) への強いコミットメント

技術の登録 (アウトプット) をゴールとせず、現地のニーズに基づいたマッチングや導入支援 (アクセラレーション) を通じて、実際の環境負荷低減という「社会的な価値」の創出を評価軸に置いている点。

また、フィンランド技術研究センター (VTT) ⁴¹³では、「社会的なインパクト」を最大化することをミッションに掲げ、単なる技術開発から「価値創造」への転換を成功させている。「インパクト・パスウェイ (Impact Pathways)」という評価手法を採り、研究の初期段階で「この技術がどの社会課題 (気候変動、資源不足等) を、誰と、どう解決するか」という道筋を定義している。知財を単なる法的権利ではなく、「社会変革のツール」として捉えており、例えば、代替肉やバイオ素材の技術開発において、企業だけでなく市民や規制当局も巻き込み、市場そのものを創出するアプローチを取っている。

⁴¹³ VTT のウェブページ : <https://www.vttresearch.com/en>

5. 今後の国研における知的財産の創造等に係る取組に関する提言

本調査では、文部科学省所管の国研を主な対象として、知的財産の創造等に係る取組状況について文献調査(HP等)、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。その結果、各機関において知的財産ポリシーや職務発明制度、発明補償制度等の基本的な制度は概ね整備されており、研究成果の権利化及び管理を行うための制度的基盤は確立していることが確認された。

一方で、特許出願件数、保有特許数、知財収入、共同研究件数等の指標には機関間で大きな差が見られ、研究分野や研究規模、組織体制の違いに応じて知財活動の成果の現れ方が異なることが明らかとなった。

また、成果の差は必ずしも規模要因のみで説明できるものではなく、発明形成段階での戦略的関与や知財ポートフォリオの構築のあり方も影響している可能性が示唆された。さらに、知財活動の成果は特許件数だけではなく、共同研究や技術移転活動と密接に関連していることも示唆された。加えて、今後の知財活動の高度化を検討するに当たっては、知財戦略を研究戦略に加え、研究成果の事業化や産業競争力強化を見据えた事業化戦略を勘案する視点が重要になると考えられる。特に、国際展開や国際標準化への対応、データやソフトウェア等の新たな知的資産の活用、さらには知財収入や外部資金獲得を通じた資金の好循環形成といった観点から、国研における知財マネジメントを高度化していくことが求められる。

これらの結果を踏まえ、今後の国研における知的財産の創造等を一層促進するため、以下の観点から取組の強化を図ることが重要である。特に、**トップ自らが知財の重要性を認識し、経営の核として主体的に導き、研究成果の社会実装を促進して社会価値の最大化を図ることが求められる**。なお、各提言項目の後に主な提言先(①：所管の府省及び国研関連の審議会、②自ら研究開発を行う国研及びその知財担当役員、③：研究開発支援機関(FA等)及びその知財担当役員、④民間企業など)を示している。

(1) 研究戦略と連動した知財戦略の高度化(②)

国研における知財活動は、単なる権利取得業務としてではなく、研究成果の社会実装を促進するための戦略的手段として位置付けることが重要である。したがって、知財戦略は各機関の研究戦略や重点研究分野と整合的に設計される必要がある。

本調査でも、研究重点分野に応じて出願を重点化する取組が確認されたが、今後は研究プロジェクトの企画段階から知財戦略を検討し、研究成果の社会的価値を最大化する(知識の価値化を進める)観点から知財マネジメントを行うことが求められる。また、研究成果の国際展開や産業競争力強化への貢献を視野に入れた戦略設計も重要となる。

さらに、研究分野によっては特許以外の知的財産(データ、ソフトウェア、研究材料、ノウハウ等)が重要な役割を果たす場合もあるため、研究分野の特性を踏まえた柔軟な知財戦略の構築が必要である。

今後は、研究プロジェクトの企画段階から社会実装主体の探索や事業化モデルの検討を含めた知財戦略の検討を行うことが望まれる。また、国際標準化の可能性を有する分野については、特許ポートフォリオ形成を戦略的に進める視点も重要となる。

(2) 知財機能と産学連携機能の一体的推進(②、③)

研究成果の社会実装を促進するためには、知財部門と産学連携部門の連携を強化し、研究成果の権利化と技術移転等を一体的に推進する体制を整備することが重要である。

本調査でも、知財部門と産学連携部門を統合的に運営している機関では、研究成果の発

明段階から事業化可能性を考慮した出願判断が行われている例が確認された。

今後は、研究成果の創出から技術移転、社会実装に至るまでのプロセスを一体的に捉え、成果の市場展開可能性や事業化モデルの検討を含めた統合的マネジメントを通じて、研究成果の活用を推進する体制の整備が求められる。

また、共同研究契約等においては、研究成果の実施状況の把握、第三者ライセンスの可能性の確保等、社会実装機会の最大化を意識した契約マネジメントの高度化が求められる。

(3) 発明発掘体制の強化 (②、③)

知的財産の創出を促進するためには、研究成果の発明発掘を強化することが重要である。本調査では、研究初期段階から知財担当者が研究者と連携する取組が確認されたが、こうした体制をさらに拡充することが望まれる。

特に、研究プロジェクトの初期段階から知財担当者が関与することにより、研究成果の権利化の可能性を早期に把握するとともに、研究成果の公開と権利化の適切な調整を図ることが可能となる。また、研究者に対する知財教育や相談体制の整備を通じて、研究者の知財意識を高めることも重要である。

加えて、研究初期段階から市場性や競争環境の把握、国際展開可能性の検討等を行うことにより、事業化を見据えた発明形成を促進することが重要である。

(4) 研究者インセンティブの充実 (①、②、③、④)

研究者の知財活動への参加を促進するためには、適切なインセンティブ制度の整備が重要である。本調査でも、発明補償制度や研究者への利益還元制度が導入されていることが確認された。今後は、こうした制度を通じて研究者の知財活動への関与を促進するとともに、知財活動を研究者の業績評価の中で適切に位置付けることも検討する必要がある。

併せて、知財活動や社会実装への貢献を研究者評価の中で適切に位置付けることが、知財活動への主体的関与を促す上で有効と考えられる。産学連携等において民間企業も含めた取組が必要である。

(5) 知財ポートフォリオ管理の高度化 (①、②)

研究機関が保有する特許等の知的財産については、戦略的なポートフォリオ管理が重要である。本調査でも、特許棚卸し制度などを通じて保有特許の維持・放棄判断を行う取組が確認された。

今後は、保有特許の活用可能性や市場性を踏まえた評価を行い、出願件数の確保にとどまらず、維持費用の効率化と活用可能性の高い特許への資源集中など、資源配分戦略の高度化を図ることが重要である。また、特許のみならず、データやソフトウェア等の成果についても適切に管理し、研究成果の活用を促進する仕組みの整備が求められる。

さらに、ライセンス収入等の成果を知財活動や PoC 支援等に再投資することにより、資金の好循環形成を図る視点も重要となる。

(6) 知財専門人材の確保と育成 (①、②、③、④)

知財活動の高度化に対応するためには、知財専門人材の確保と育成が不可欠である。研究開発の高度化や国際化に伴い、知財業務の専門性は一層高まっている。

本調査でも、知財担当職員数や専門性には機関間で差が見られた。今後は、知財専門人材の計画的な育成や、弁理士等の外部専門家の活用を通じて、知財機能の強化を図ること

が求められる。

また、知財人材のキャリアパスの整備や専門研修の充実など、専門人材の定着と能力向上を促す取組が重要である。

また、内部人材の育成に加え、弁理士や事業会社出身者等の外部専門人材の活用や人材の流動化（他の国研や民間企業への出向なども含む）を促進することも、知財機能の高度化に資するものと考えられる。

(7) 国際展開を見据えた知財戦略の強化（①、②）

研究成果の国際的な活用を促進するためには、外国出願を含む国際的な知財戦略の強化が重要である。外国出願は費用負担が大きいと、製造拠点や市場規模、競合技術の状況などを踏まえた戦略的判断が求められる。

また、国際標準化への参画や海外企業との共同開発など、知財を起点とした国際事業展開の視点も重要となる。国際共同研究の増加に伴い、国際的な知財管理体制の整備も必要である。

(8) 今後の調査・分析の課題（①）

本調査では、国研における知財活動の現状について一定の把握を行うことができたが、今後さらに詳細な分析を行うためには、以下のような観点からの追加的調査が有効と考えられる。

第一に、我が国の大学との比較分析に加えて、海外の研究機関や大学等との比較分析である。例えば、MITやFraunhoferなどの海外の大学・研究機関における知財マネジメントの取組と比較することにより、我が国の国立研究機関における知財活動の特徴や課題をより明確に把握することが可能となる。

第二に、研究成果の社会実装への貢献度を評価する指標の検討である。特許件数や知財収入だけでなく、共同研究、技術移転、スタートアップ創出など、多様な成果指標を組み合わせた評価方法の検討が求められる。さらに、今回の調査結果を産学連携やスタートアップ支援の調査と組み合わせたクロス分析に発展させることが望まれる。

第三に、研究分野ごとの知財戦略の違いを踏まえた分析である。研究分野によって成果の形態や活用方法が異なるため、分野特性を考慮した知財マネジメントのあり方を検討することが重要である。

以上のように、国研における知財活動は、研究成果の社会的価値を最大化するための重要な基盤である。今後は、研究戦略と連動した知財戦略の高度化、知財人材の確保・育成、知財ポートフォリオ管理の強化などを通じて、研究成果の社会実装（知識の価値化）を一層促進していくことに加え、産業競争力の強化や国際的な技術優位性の確保を視野に入れた取組を進めることが求められる。本調査で得られた知見が、国立研究機関における知財活動のさらなる発展に資することを期待する。

参考資料

1. アンケート調査票

(1) 自ら研究開発を行う国研向け（文部科学省所管の国研共通版）

国立研究開発法人 ○○○ 御中

2025 年 12 月 23 日

公益財団法人 未来工学研究所

知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査のお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

知的財産については、国立研究開発法人(以下「国研」という)においても、知的財産基本法・知的財産推進計画等に基づき、様々な取組が行われているところです。その重要性に鑑み、今般、文部科学省において、所管の国研における知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査・分析事業を行うこととなりました。当該調査等の結果は、好事例・提言を含む報告書として取りまとめ、文部科学省国立研究開発法人審議会における国研に関する審議等に役立てるとともに、各国研にも共有して知的財産に係る取組のより一層の促進を図ることとしております。

本調査は、文部科学省の委託を受けた(公財)未来工学研究所が、前記調査・分析事業の一環として、(1)アンケート調査（以下に示すもの）、(2)ヒアリング調査（必要に応じて(1)の回答内容等の確認・深掘りを行うもの）の2段階で実施するものです。

また、本調査については、既に文部科学省の方から会議の場等を通じて協力依頼がなされていると思いますが、前記の事業趣旨をご理解の上、関係各位のご協力をお願い申し上げます。なお、本書では(1)のアンケート調査票を示しており、(2)ヒアリング調査についてはアンケート回答を受領後に別途、日程調整等についてご連絡いたします。

敬具

記

◆アンケート回答にあたってのお願い事項

- ・回答にあたっては、組織全体を俯瞰した形で取りまとめをお願いします。
- ・設問は表 1 のとおり 6 大項目、40 設問あり、多数にわたりお手数ですがご回答をお願いします。
- ・回答内容は、原則として報告書に法人名と併せて記載し公開されます。したがって、非公開とする内容は含まないようにお願いします。なお、回答を原文のまま公開することはありません。必要な範囲で要約・整理して報告書に掲載します。また、自由記述欄についても、短い文章を除き趣旨を損なわない範囲で要点を抜粋し、原文のままで全文掲載を行うことはありません。
- ・一部の設問については、参考として組織体制や文書化の状況などをお尋ねしますが、監査・点検等を目的とするものではなく、差し支えない範囲でご回答をお願いします。
- ・回答欄では選択肢に加えて、選択された回答に係る記述欄()を設けています。こちらにもできる限りご記入の程をお願い申し上げます。

表 1. アンケート調査項目

大項目	設問項目 (アンケート回答を要する設問数)
1. 知的財産の創造	1.1 共同研究・連携体制 (2) 1.2 インセンティブ制度 (3) 1.3 知的財産の創造で障害・問題となっている事項 (1)
2. 知的財産の保護・管理	2.1 権利化・棚卸しの決定 (3) 2.2 権利化・棚卸しの観点 (4) 2.3 秘密保持 (1) 2.4 研究者退職時の対応 (1) 2.5 知的財産の保護・管理で障害・問題となっている事項 (1)
3. 知的財産の利活用	3.1 産学官連携 (1) 3.2 広報・情報発信 (2) 3.3 オープン・クローズ戦略 (0) 3.4 共同研究の知的財産帰属 (1) 3.5 成果物提供の課題 (2) 3.6 スタートアップ支援 (1) 3.7 知的財産の利活用で障害・問題となっている事項 (1)
4. 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成	4.1 組織体制 (1) 4.2 人材数・資格 (1) 4.3 専門家活用 (1) 4.4 人材育成 (1) 4.5 人事評価 (1) 4.6 組織体制整備及び人材育成で障害・問題となっている事項 (1)
5. 知的財産マネジメント等に係る取組	5.1 戦略・ポリシー (1) 5.2 知的財産保有・収入 (1) 5.3 産学官連携実績 (1) 5.4 スタートアップ出資 (1) 5.5 大学との比較 (1) 5.6 国際標準化 (1) 5.7 AI・DX 技術の活用 (1) 5.8 経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動 (1)
6. その他自由記述	6.1 推奨事例紹介のお願い (1) 6.2 今後に向けた提言など (1)

アンケート調査票

1. 知的財産の創造

1.1 共同研究・連携体制

設 問	次の Q1.1.1~4 はアンケート回答不要です。ヒアリング調査時にお尋ねする予定*1 です。 Q1.1.1 他の研究開発機関・企業等と共同研究等の連携・協力を進める体制(「組織対組織」としての体制を含む)の有無。 Q1.1.2 連携・協力を進める際の国研側の中心者は誰か(役員・部課長・URA*2 など)。 Q1.1.3 知的財産関連部署の役割(特に外部・専門人材の活用)について。 Q1.1.4 研究現場で研究を行う(組織対組織による大型共同研究等を含む)段階から、知的財産の権利化・利活用や、事業化を意識した取組を行っているか。

*1:ヒアリング調査時の質問項目は別途事前に連絡します。本書で示す項目以外についてもお尋ねすることがありますのでご了承ください。

*2:University Research Administrator 大学や研究機関で研究者の研究活動を支援・マネジメントする専門職を指します。

設 問	Q1.1.5 はじめに、知的財産に関する取組全般についてお尋ねします。知的財産について貴機関では定量的な目標設定をしているかどうか教えてください。例えば、発明・特許出願の件数、実施率など。
回 答	・ 定量的な目標設定を行っているかどうか。(一つのみ選択) ☐1.行っている。 ☐2.行っていない。 ・ 行っている場合は、目標設定の項目、本年度の目標値、目標設定の対象範囲、出願費用予算等との関係について、差し支えない範囲で以下にご記入ください。(自由記述) ・ 目標設定の項目： () ・ 本年度の目標値： () ・ 目標設定の対象範囲(組織全体のみか、各部門・個人への展開の有無など)： () ・ 出願費用予算等との関係(例えば、目標値とリンクする経費の予算化など)： ()

設 問	Q1.1.6 コンソーシアム・拠点など複数の研究開発機関・企業等と共同研究等の連携・協力を進める場合、知的財産の取扱いに関し、あらかじめ知的財産合意書の策定や、知的財産委員会の設置を行うこととしているか教えてください。(複数選択可)
回 答	☐1. 共同研究契約のひな形で、知的財産に関する条項(共有知的財産の持分、実施料の分配、秘密保持等)があり、これを用いて事前の合意書策定は実務的に行われている。 ・ 契約ひな形の参照 URL: () ☐2. 知的財産委員会を一律に設置する規程はない。案件ベースで研究推進委員会や運営会議等の全体会議で知的財産を扱い、知的財産委員会を特に設けないこととしている。 ☐3. 大規模なコンソーシアム・拠点の場合は、事前の知的財産合意書作成や運営会議内に知的財産専門の体制(知的財産委員会)を原則として設けている。 ☐4. その他(1~3 以外) (具体的に:)

1.2 インセンティブ制度

設 問	Q1.2.1 知的財産(発明・著作物・ノウハウなど)を創造した研究者にその対価として支払う報奨金制度はどのようなになっているか内部規程やその状況を教えてください。 (複数選択可)
回 答	☐ 1. 知的財産(発明・著作物・ノウハウなど)を創造した研究者にその対価として支払う報奨金制度がある。具体的数値や算定基準等は内部規程や当該年度の運用による。 ・内部規程名(差し支えなければ)：() ・主な内容(例：特許料収入の△△%)：() ☐ 2. 特に定まった制度や内部規程はない。 ☐ 3. その他(1,2 以外) (具体的に：)

設 問	Q1.2.2 知的財産のライセンス・譲渡等に伴い収入を得た場合、当該知的財産を創造した研究現場(研究者個人・研究部署)に当該収入を研究用として還元する仕組み(知的貢献費*・研究環境整備など)はあるか。ある場合どのような内容か教えてください。 (1 つのみ選択)
回 答	☐ 1. 研究現場へ研究用として還元(技術貢献料、研究環境整備への配分)する仕組みがあり、国研内での具体的配分割合や手続は内部規程などで個別に調整される。 ・内部規程名(差し支えなければ)：() ☐ 2. 特に定まった仕組み(制度や内部規程)はない。 ☐ 3. その他の仕組みあり (具体的に：)

* 知的貢献費とは、技術貢献料や学術貢献費などとも呼ばれ、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(文部科学省)に基づき、研究機関が共同研究等を民間と行うにあたり、民間に対して付加価値のある「知」も研究の際に提供している等との考えの下、その分の貢献も全体経費に上乗せ又は別枠設定し、本部等ではなく研究現場への収入として人件費や間接経費に充てられるものです。

設 問	Q1.2.3 知的財産のライセンス・譲渡等に伴い収入を得た場合、当該知的財産の取り扱いを行った知的財産部局に当該収入を還元する仕組みはあるか教えてください。 (1 つのみ選択)
回 答	☐ 1. 知的財産部局に対して還元する仕組みがある。具体的数値や算定基準等は内部規程や当該年度の運用による。 ・内部規程名(差し支えなければ)：() ☐ 2. 特に定まった仕組み(制度や内部規程)はない。 ☐ 3. その他の仕組みあり (具体的に：)

設 問	Q1.2.4 企業等と共同研究・受託研究を行う場合、企業等から提供された資金が知的貢献費といった裁量性のある経費として国研の研究現場(研究者個人・研究部署)に入る仕組みがあるか。ある場合、直接費・間接費の別を含め、どのような内容か教えてください。
回 答	・提供資金が裁量性のある経費として研究現場に入る仕組みがあるか。 (一つのみ選択) ☐1.仕組みがある。 ☐2.特に仕組みはない。 ・仕組みありの場合、どのような内容か教えてください。 (具体的に：)

1.3 知的財産の創造で障害・問題となっている事項（本回答は機関名を匿名扱いとします）

設 問	Q1.3.1 知的財産の創造で障害・問題となっている事項についてご記入ください。例えば、「知的創造の一層の促進を図るには〇〇が問題でできない」など。
回 答	(自由記述)

2. 知的財産の保護・管理

2.1 権利化・棚卸しの決定

設 問	Q2.1.1 特許の権利化及び棚卸しについて、それぞれどのような手続となっているか。回答欄の外部専門家にはT L O等の外部専門機関を含むものとします。
回 答	① 国内出願の場合（複数選択可） ☐1.法人内の役職員のみによる会議体(委員会等)の審議を経て決めている。 ☐2.外部専門家も入れた会議体(委員会等)の審議を経て決めている。 ☐3.外部専門家(特許手続を委託している特許事務所とは別)に個別に意見聴取して決めている。 ☐4.特許申請等を委託している特許事務所から意見を聴いている。 ☐5.外部専門家に完全委任している。 ☐6.個別案件ごとに役員の了解を必要としている。 ☐7.個別案件について知的財産担当部局のみで決めることができる。 ☐8.その他（具体的に：) [設問続く]

2.2 権利化・棚卸しの観点

設 問	Q2.2.1 特許の権利化及び棚卸しをどのような観点(実用可能性、市場性等)で判断するか、規程等で方針を定めているかを教えてください。(一つのみ選択)
回 答	☐ 1.規程等で定めている。 ・規程等名(差し支えなければ)：() ☐ 2.特に定めてはいない。

設 問	Q2.2.2 特許の権利化、及び棚卸しの可否をそれぞれどのような観点で決めているかを教えてください。
回 答	① 国内出願の場合（特に重視している観点を３～５つ選択） ☐ １．ライセンス・共同研究等の申し出の有無。 ☐ ２．ライセンス・共同研究等の契約の有無。 ☐ ３．実用可能性 ☐ ４．特許性（新規性・進歩性等） ☐ ５．特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等） ☐ ６．市場性（市場規模・市場シェア等） ☐ ７．商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向) ☐ ８．年間予算（競争的資金等からの収入を含む。） ☐ ９．特許の量（件数）の確保より質を重視 ☐ １０．国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること ☐ １１．その他 １～１０以外の観点があれば（具体的に：) ② 外国出願の場合（特に重視している観点を３～５つ選択） ☐ １．ライセンス・共同研究等の申し出の有無。 ☐ ２．ライセンス・共同研究等の契約の有無。 ☐ ３．実用可能性 ☐ ４．特許性（新規性・進歩性等） ☐ ５ 特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等） [選択肢続きあり] ☐ ６．市場性（市場規模・市場シェア等） ☐ ７ 商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向) ☐ ８．年間予算（競争的資金等からの収入を含む。） ☐ ９．特許の量（件数）の確保より質を重視 ☐ １０．国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること ☐ １１．その他 １～１０以外の観点があれば（具体的に：) ③ 審査請求の場合（特に重視している観点を３～５つ選択） ☐ １．ライセンス・共同研究等の申し出の有無。 ☐ ２．ライセンス・共同研究等の契約の有無。

設 問	Q2.2.2 特許の権利化、及び棚卸しの可否をそれぞれどのような観点で決めているかを教えてください。
	[選択肢の続き] ☐3.実用可能性 ☐4.特許性（新規性・進歩性等） ☐5 特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等） ☐6.市場性（市場規模・市場シェア等） ☐7 商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向) ☐8.年間予算（競争的資金等からの収入を含む。） ☐9.特許の量（件数）の確保より質を重視 ☐10.国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること ☐11.その他 1～10 以外の観点があれば（具体的に： ） ④ 棚卸し(維持・放棄)の場合 （特に重視している観点を3～5つ選択） ☐1.ライセンス・共同研究等の申し出の有無。 ☐2.ライセンス・共同研究等の契約の有無。 ☐3.実用可能性 ☐4.特許性（新規性・進歩性等） ☐5 特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等） ☐6.市場性（市場規模・市場シェア等） ☐7 商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向) ☐8.年間予算（競争的資金等からの収入を含む。） ☐9.特許の量（件数）の確保より質を重視 ☐10.国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること ☐11.その他 1～10 以外の観点があれば（具体的に： ） ⑤ 単独出願と、企業等との共同出願とで①～④の決定に違いはあるか。（一つのみ選択） ☐1.特にはない。 ☐2.ある。（具体的に： ）

Q2.2.2 特許の権利化、及び棚卸しの可否をそれぞれどのような観点で決めているかを教えてください。

「選択肢の続き」

- ☐3.実用可能性
- ☐4.特許性（新規性・進歩性等）
- ☐5 特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等）
- ☐6.市場性（市場規模・市場シェア等）
- ☐7 商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)
- ☐8.年間予算（競争的資金等からの収入を含む。）
- ☐9.特許の量（件数）の確保より質を重視
- ☐10.国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること
- ☐11.その他 1～10 以外の観点があれば（具体的に： _____）
- ④ 棚卸し(維持・放棄)の場合（特に重視している観点を3～5つ選択）
- ☐1.ライセンス・共同研究等の申し出の有無。
- ☐2.ライセンス・共同研究等の契約の有無。
- ☐3.実用可能性
- ☐4.特許性（新規性・進歩性等）
- ☐5 特許・技術の優位性（特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等）
- ☐6.市場性（市場規模・市場シェア等）
- ☐7 商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向)
- ☐8.年間予算（競争的資金等からの収入を含む。）
- ☐9.特許の量（件数）の確保より質を重視
- ☐10.国の各種戦略、中長期計画等の遂行上必要であること
- ☐11.その他 1～10 以外の観点があれば（具体的に： _____）
- ⑤ 単独出願と、企業等との共同出願とで①～④の決定に違いはあるか。（一つのみ選択）
- ☐1.特にはない。
- ☐2.ある。（具体的に： _____）

設 問	Q2.2.3 海外特許の出願先をどのような観点で決めているか教えてください。
回 答	・特に重視している観点を3～5つ選択してください。 ☐1.特許に係る製品(部品を含む)・サービスを製造する国・地域 ☐2.特許に係る製品(部品を含む)・サービスを販売・利用する国・地域 ☐3.競合者の本部・事業所等のある国・地域 ☐4.特許・技術の優位性(特許ポートフォリオ、技術コスト、技術開発動向等) ☐5.全世界又は各国・地域の市場性(市場規模・市場シェア等) ☐6.商業価値(ライセンス収入、ライセンシー等の意向) ☐7.当該国・地域のエンフォースメント(司法・行政取締り) ☐8.知的財産支援機関等からの支援(経費補助、国・地域に関する情報提供等) ☐9.その他1～8以外の観点があれば(具体的に：) ・単独出願と、企業等との共同出願とで違いはあるか。(一つのみ選択) ☐1.特にはない。 ☐2.ある。(具体的に：)

設 問	Q2.2.4 海外特許出願に関する取組・課題について教えてください。(複数選択可)
回 答	☐1.知的財産支援機関による海外出願補助制度を積極的に活用している。 ☐2.競争的資金制度を積極的に活用している。 ☐3.知的財産担当部局の予算以外に研究部門の予算を充てることができる。 ☐4.知的財産支援機関や競争的資金の申請が受けられなかった場合、外国出願を断念することがある。 ☐5.知的財産支援機関や競争的資金の申請が受けられなかったとしても、外国出願を進めることがある。 ☐6.その他 あれば(具体的に：)

2.3 秘密保持

設 問	Q2.3.1 秘密保持契約(NDA)・秘密保持条項の策定状況について教えてください。(複数選択可)
回 答	☐1.共同研究、ライセンス等を進めるにあたり秘密保持契約(NDA)・秘密保持条項を有する契約を結ぶこととしている。 ☐2. 秘密保持契約・秘密保持条項のひな形を策定している。 ☐3. 機関内部の情報分類や個人情報保護規程、情報セキュリティ基準と連動して機密情報の取扱いを規定している。 ・関連内部規程名(差し支えなければ)： () ☐4. 共同研究、ライセンス等を進めるにあたり、必ずしも秘密保持契約・秘密保持条項を有する契約は結んでいない。 ☐5.その他(1～4以外) (具体的に：)

設 問	次の設問はアンケート回答不要です。ヒアリング調査時にお尋ねする予定です。 Q2.3.2 営業秘密を管理・活用する上での課題について教えてください。

2.4 研究者退職時の対応

設 問	Q2.4.1 研究者等が退職した場合における国研が保有する知的財産の取扱いはどうしているか。例えば、自ら創造した知的財産の転職先(研究開発機関等)での利用など。 （複数選択可）
回 答	☐ 1. 当該国研が研究成果(特許等)の帰属主体であり、研究者等が退職後も権利はその機関に留まるとする運用をしている。 ・関連する規程名(差し支えなければ)：（ ） ☐ 2. 自ら創造した知的財産を転職先(研究開発機関等)で利用する場合は、事前のライセンス許諾や実施権設定による個別合意を必要とする。 ・関連する規程名(差し支えなければ)：（ ） ☐ 3. 特に規程等はなく、個別合意する運用をしている。 ☐ 4. 大学等研究者の転退職時の知的財産取扱い指針（令和 7 年 3 月内閣府知的財産戦略推進事務局）を踏まえた制度・運用に取り組んでいる。 ☐ 5. その他(1~4 以外)（具体的に： ）

2.5 知的財産の保護・管理で障害・問題となっている事項（本回答は機関名を匿名扱い）

設 問	Q2.5.1 知的財産の保護・管理で障害・問題となっている事項についてご記入ください。例えば、「本来目指したい出願・権利化が、〇〇が問題で達成できない」など。
回 答	（自由記述）

3. 知的財産の利活用

3.1 産学官連携

設 問	Q3.1.1 他の研究開発機関・企業等との連携・協力の方法・メニューについて教えてください。 （複数選択可）
回 答	☐ 1. 共同研究：共同研究契約により権利帰属・実施条件等を定める。(5 を除く。) ☐ 2. 委託・受託研究：委託・受託研究契約により権利帰属・実施条件等を定める。 ☐ 3. 技術相談・指導・コンサルティング。 ☐ 4. 技術移転：ライセンス契約、MTA 等により権利帰属・実施条件等を定める。 ☐ 5. 組織対組織による大型共同研究等の推進。 ☐ 6. 施設・データベースの供用・共用。 ☐ 7. 産学官共同のコンソーシアム・拠点形成による研究推進。 ☐ 8. その他（具体的に： ）

3.2 広報・マッチング

設 問	Q3.2.1 国研の知的財産・産学官連携活動において他の研究開発機関・企業等への広報・マッチングのための取組はどのようにしているか。（複数選択可）
回 答	☐ 1. HP の知的財産・産学官連携ページ ☐ 2. 展示会出展：（当該国研主催・共催のものを含む。） ☐ 3. 学会発表 ☐ 4. 産学共同フォーラム・セミナー開催 ☐ 5. 産業界向け説明会・商談会開催 ☐ 6. パンフレット類・ニュースリリースの作成・配布 ☐ 7. CM・動画の作成・紹介 ☐ 8. 技術・研究成果物のシーズ集の作成・配布 ☐ 9. 外部 TLO(全額出資の関連会社等を含む)への委託 ・外部 TLO 名：（ ） ☐ 10. コンソーシアム・拠点等の形成によるターゲット企業との継続的な接点作り ☐ 11. その他 （具体的に： ）

設 問	Q3.2.2 地元あるいは海外に対する国研の知的財産・産学官連携活動に関する広報・マッチングの取組はどのようにしているか。
回 答	・地元に対する取組内容は次の通り。（複数選択可） ☐ 1. 地域連携・産学連携施策：（ ） ☐ 2. 地域企業との共同研究・受託研究 ☐ 3. 地域中小企業や自治体向け説明会 ☐ 4. リビングラボなどの実施 ☐ 5. その他（具体的に： ） ・海外に対する取組内容は次の通り（複数選択可） ☐ 6. HP 英語サイトでの技術移転情報公開 ☐ 7. 国際共同研究・受託研究 ☐ 8. 国際会議・学会での発表 ☐ 9. 海外向けパンフレット類・プレスリリースの作成・配布 ☐ 10. 組織対組織による連携・協力の推進 ☐ 11. 国際標準化への取組 ☐ 12. その他 （具体的に： ）

3.3 オープン(標準化・特許)・クローズ(秘匿)戦略

設 問	次の設問はアンケート回答不要です。ヒアリング調査時にお尋ねする予定です。 Q3.3.1 知的財産の創造等を進めるに当たり、知的財産のオープン(標準化・特許化ライセンス)・クローズ(特許化自己使用・秘密情報)戦略を考慮したマネジメントを行っているか教えてください。

3.4 共同研究の知的財産帰属等

設 問	Q3.4.1 他の研究開発機関・企業等との共同研究・受託研究により生じた知的財産の取扱いはどのようにしているか。例えば、知的財産の帰属、不実施補償、第三者利用など。（複数選択可）
回 答	☐ 1. 知的財産の帰属(共同発明は共有や帰属割合)、利用実施権の付与、ライセンス条件、不実施補償(実施しない場合の補償・第三者利用の可否)、優先交渉権、実施報酬、分配条件などは契約（共同研究契約、委託研究契約等）で定めている。 ☐ 2. 次の契約のひな形がある(複数選択可)。これを用いて契約策定が行われている。 ☐ 共同研究契約 ☐ 受託研究契約 ☐ 共同出願契約 ☐ 実施許諾契約 ☐ 不実施補償契約 ☐ 3. ひな形は無いが、その都度個別に契約を行っている。 ☐ 4. その他（具体的に： _____）

3.5 成果物提供

設 問	Q3.5.1 プログラム／データベース著作物を第三者に提供等する場合、どんな規程や指針があるか教えてください。（一つを選択）
回 答	☐ 1. 関連する内部規程/指針がある。 ・内部規程名(差し支えなければ)：（ _____ ） ☐ 2. 関連する内部規程/指針はなく、その都度個別合意している。 ☐ 3. プログラム/データベース著作物は、職務著作（法人著作）として取り扱っている。 ☐ 4. その他（具体的に： _____）

設 問	Q3.5.2 研究成果物(マテリアル・試作品・データ等を含む)を第三者に提供する場合、どんな規程や指針があるか教えてください。（一つを選択）
回 答	☐ 1. 関連する内部規程/指針がある。 ・内部規程名(差し支えなければ)：（ _____ ） ☐ 2. 関連する内部規程/指針はなく、その都度個別合意している。 ☐ 3. その他（具体的に： _____）

3.6 スタートアップ支援

[illegible]

3.7 知的財産の利活用で障害・問題となっている事項（本回答は機関名を匿名扱い）

Q3.7.1 知的財産の利活用で障害・問題となっている事項についてご記入ください。例えば、「保有する知財の利活用が、〇〇が問題でうまく進まない」など。（自由記述）

4. 知的財産担当部署の組織体制整備及び知的財産関連人材の確保・育成

4.1 組織体制

設 問	Q4.1.1 知的財産担当部署の組織体制を教えてください。例えば、本部に専門部署があるのかどうか、研究部門・地域に広く分散するのか、外部組織(TLO 等)に業務委託しているのか。(複数選択可)
回 答	☐ 1.本部に、知的財産を所掌する専任部署が設置されている。 ・部署名：() ・本部組織図の参照 URL: () ☐ 2.各研究部門・地域に知的財産担当部署・担当者が分散配置されている。 ☐ 3.外部組織(関連会社、TLO 等)に業務委託している。 ・委託先名：() ☐ 4.専任部署はなく、各事業担当者が個別に対応している。 ☐ 5.知的財産担当部署と産学連携・スタートアップ支援担当部署は同じ部署にある。 ☐ 6.知的財産担当部署と産学連携・スタートアップ支援担当部署は分かれている。 ☐ 7.その他(1~6 以外) (具体的に：)

4.2 人材数・資格

設 問	Q4.2.1 知的財産担当部署の職員数について。例えば、採用数、業務内容、任期の有無、所属先、知的財産関連資格者の数・資格内容などを教えてください。(人数は 2025/4 現在。併任がある場合はその旨記入。職員には研究職も含む。)(黄色欄記入、ゼロの場合は0と記入。表下の注記欄も記入)																													
回 答	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">主たる業務内容</th> <th style="width: 10%;">常勤職員</th> <th style="width: 10%;">任期付非常勤職員</th> <th style="width: 10%;">うち本年度採用数*</th> <th style="width: 10%;">職員中の知的財産関連資格者数**</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部 知的財産・産学 連携専任部署</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>各研究部門・ 地域分散配置</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>外部 TLO(全額 出資の関連会社 等を含む)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </tbody> </table> **知的財産関連資格者が有する資格内容を記入ください。()						区分	主たる業務内容	常勤職員	任期付非常勤職員	うち本年度採用数*	職員中の知的財産関連資格者数**	本部 知的財産・産学 連携専任部署		名	名	名	名	各研究部門・ 地域分散配置		名	名	名	名	外部 TLO(全額 出資の関連会社 等を含む)		名	名	名	名
区分	主たる業務内容	常勤職員	任期付非常勤職員	うち本年度採用数*	職員中の知的財産関連資格者数**																									
本部 知的財産・産学 連携専任部署		名	名	名	名																									
各研究部門・ 地域分散配置		名	名	名	名																									
外部 TLO(全額 出資の関連会社 等を含む)		名	名	名	名																									

*採用数は常勤職員及び任期付・非常勤職員を併せた職員数とします。

4.3 専門家活用

設 問	Q4.3.1 弁護士・弁理士・その他の専門人材の活用状況(内部化・外部化など)を教えてください。 (人数は 2025/4 現在) (黄色欄記入、ゼロの場合は 0 と記入。表下の注記欄も記入)						
回 答	区分	弁護士		弁理士		その他の専門人材**	
		内部	外部*1	内部	外部*1	内部*2	外部
	本部 知的財産・産学連 携 専任部署	名	名	名	名	名	名
	各研究部門・ 地域分散配置	名	名	名	名	名	名
	外部 TLO(全額 出資の関連会社 等を含む)	名	名	名	名	名	名
**人材の種別(例：企業等での知的財産経験者、中小企業診断士など)を記入ください。： ()							

*1:弁護士・弁理士法人を利用している場合、1 社で 1 人とカウントします。

*2:専門人材の内部人数には任期付・非常勤職員だけでなく中途採用等の常勤職員を含みます。

4.4 人材育成

設 問	Q4.4.1 知的財産関連人材の育成方策を教えてください。例えば、研究者・役職員別、キャリアパス、資格取得に向けた支援内容など。 (自由記述)
回 答	

4.5 人事評価

設 問	Q4.5. 人事評価の方法を教えてください。例えば、研究者による知的財産の創造等に係る取組が人事評価で考慮されているかどうか、規程等に明文化されているかなど。 (1 つのみ選択)
回 答	☐ 1. 研究者の人事評価(昇進・任期更新・業績評価)に知的財産創出やライセンス活動を具体的にどのように点数化・査定するかは内部人事評価規程で決められている。 ・関連内部規程名(差し支えなければ)：() ☐ 2. 研究者による知的財産の創造等に係る取組を具体的に点数化し査定することは人事評価規程上で行われていない。 ☐ 3. その他 (具体的に：)

4.6 組織体制整備及び人材育成で障害・問題となっている事項（本回答は機関名を匿名扱い）

Q4.6.1 組織体制整備及び人材育成で障害・問題となっている事項についてご記入ください。
例えば、「組織の整備や人材育成で〇〇が問題で滞っている」など。（自由記述）

5. 知的財産マネジメント等に係る取組

5.1 戦略・ポリシー

設 問	Q5.1.1 知的財産・産学官連携に関する戦略・ポリシー、規程・契約ひな形等の整備はどのようにされているか、具体的に教えてください。（複数選択可）
回 答	☐ 1.戦略・ポリシーとして、次に示す組織横断的な文書として整備している。 ・文書名：（ ） 参照 URL:() ☐ 2.関連する規程・契約ひな形等は次に示すように整備されている。複数ある場合は全てをご記入願います。 ・関連規程 参照 URL（あれば）:() ・契約ひな形参照 URL（あれば）:() ☐ 3.その他（具体的に： ）

5.2 知的財産保有・収入

設 問	Q5.2.1 知的財産権の出願・保有数、知的財産収入(ノウハウ・研究成果物等を含む)を 年度別(2020～2024 年度)に教えてください。(黄色欄記入)											
	知的財産権 保有・収入等		年 度								単 位	
			2020	2021	2022	2023	2024					
							計	国内		外国		
回 答								単 独	共 有	単 独	共 有	
特許権	出願数										件	
	登録数										件	
	保有数*1										件	
	実施許諾 契約数*2										件	
	収入										千円	
実用新 案権	出願数										件	
	保有数*1										件	
意匠権	出願数										件	
	保有数*1										件	
商標権	出願数										件	
	保有数*1										件	
育成者 権	出願数										件	
	保有数*1										件	
プログラム/DB 著作物 の登録総数*1*3											件	
知的財産収入 (合計)											千円	

*1:保有数・登録総数は、それぞれ各年度末時点に登録保有・登録している総件数とします。

*2:実施許諾契約の数には、不実施補償契約やオプション契約の件数も含むものとします。

*3:登録は「著作権法」「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づく指定登録機関
(一般財団法人ソフトウェア情報センター) への登録ではなく、各機関内における登録を指します。

5.3 産学官連携実績

設 問		Q5.3.1 共同研究・受託研究・技術指導等*の件数・収入を年度別(2020～2024 年 度)、国内・国外別に教えてください。(黄色欄記入)											
回 答	共同研究・ 受託研究・ 技 術 指 導 等		年 度										単 位
			2020		2021		2022		2023		2024		
			国内	国外	国内	国外	国内	国外	国内	国外	国内	国外	
	a. 共 同 研究	件数											件
		収入											千円
	b. 受 託 研究	件数											件
		収入											千円
	c.施設 供用・共 用	件数											件
		収入											千円
	技術指 導等*	件数											件
		収入											千円
	合計	件数											件
		収入											千円

*技術指導料等は 5.2.1 及び 5.3.1a～c に含まれる項目以外で、産学官連携による収入全般を指します。

5.4 スタートアップ出資

設 問	Q5.4.1 国開発スタートアップ(SU)への出資等を通じた株式・新株予約権の保有状況を年度別(2020～2024 年度)に教えてください。(黄色欄記入)						
回 答	当該国開発の SU への出資	年 度					単 位
		2020	2021	2022	2023	2024	
	国開発 SU の新規認 定数*						件
	出資した SU 数						件
	株式取得・新株予約 権取得した SU 数						件

*国開発 SU は、各国研において定めた定義に基づくものとします。

5.5 大学との比較

設 問	Q5.5.1 知的財産・産学官連携に関する取組を行う上で、大学より有利又は不利と感じる点を教えてください。（それぞれ 3 点程度挙げて回答欄に記入）
回 答	・大学よりも有利と思われる点： 1) _____ 2) _____ 3) _____ ・大学よりも不利と思われる点： 1) _____ 2) _____ 3) _____

5.6 国際標準化

設 問	Q5.6.1「新たな国際標準戦略」(令和 7 年 6 月、知的財産本部決定)等を踏まえた国際標準化の取組内容及び課題を教えてください。例えば、組織体制整備、関連人材の育成・確保、研究者支援、外部への働きかけなど。（回答欄に記入）
回 答	・国際標準化の取組の例： 1) _____ 2) _____ 3) _____ ・国際標準化の取組における課題： 1) _____ 2) _____ 3) _____

5.7 AI・DX 技術の活用

設 問	Q5.7.1 発明創出や特許調査における AI・DX 技術の活用状況(特許マップ生成、先行技術調査の自動化など)はどの程度か、教えてください。（自由記述）
回 答	

5.8 経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動

設 問	Q5.8.1 経済安全保障の動向を踏まえた知的財産活動について、現状の取り組みや考え方へどのような影響があるか、実務上の課題などをお聞かせ下さい。 (自由記述)
回 答	

6. その他自由記述

6.1 推奨事例紹介のお願い

設 問	Q6.1.1 貴機関における知的財産の創造等に係る取組に関して、他の国研や研究開発機関での取組の一層の促進に資するような好事例(公開できる前提)を 2~3 例程度教えてください。 (自由記述)
回 答	

6.2 今後に向けた提言など

設 問	Q6.2.1 全体を通して、今後、本取組の一層の促進に資すると思われる提言(①)があればご記入下さい。また、この調査では含まれていないが、重要とお考えの論点・課題(②)や、他の国研での取組等で、ご関心のある事項(③)についてもあればご記入下さい。 (自由記述)
回 答	

以上でアンケート調査は終わりです。ご協力まことにありがとうございました。

(2) 大学等の研究開発機関に対して研究開発支援を行う機関向け（JST）

国立研究開発法人 科学技術振興機構 御中

2025 年 12 月 24 日
公益財団法人 未来工学研究所

知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査のお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

知的財産については、国立研究開発法人(以下「国研」という)においても、知的財産基本法・知的財産推進計画等に基づき、様々な取組が行われているところです。その重要性に鑑み、今般、文部科学省において、所管の国研における知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査・分析事業を行うこととなりました。当該調査等の結果は、好事例・提言を含む報告書として取りまとめ、文部科学省国立研究開発法人審議会における国研に係る審議等に役立てるとともに、各国研にも共有して知的財産に係る取組のより一層の促進を図ることとしております。

本調査は、文部科学省の委託を受けた(公財)未来工学研究所が、前記調査・分析事業の一環として、(1)アンケート調査（以下に示すもの）、(2)ヒアリング調査（必要に応じて(1)の回答内容等の確認・深掘りを行うもの）の2段階で実施するものです。

また、本調査については、既に文部科学省の方から会議の場等を通じて協力依頼がなされていることと存じますが、前記の事業趣旨をご理解の上、関係各位のご協力をお願い申し上げます。なお、本書では(1)のアンケート調査票を示しており、(2)ヒアリング調査についてはアンケート回答を受領後に別途日程調整も含めてお願いいたします。

敬具

記

■ アンケート回答にあたってのお願い事項

- 設問は表 1 に示すとおり、A. 機構全体における知財創造等の活動状況、B. 各ファンディング・プログラムにおける知財創造等の活動状況、C. 知的財産活用事業における知財創造等の活動状況、D. その他の 4 セッションから構成されています。回答作成にあたっては、関係する部門や事業担当者の協力を得つつ、貴機構全体として取りまとめていただきますようお願いいたします。
- 回答内容は、原則として報告書に法人名と併せて記載し公開されます。したがって、非公開とする内容は含まないようにお願いします。なお、回答を原文のまま公開することはありません。必要な範囲で要約・整理して報告書に掲載します。また、自由記述欄についても、短い文章を除き趣旨を損なわない範囲で要点を抜粋し、原文のままで全文掲載を行うことはありません。

- 一部の設問については、参考として組織体制や文書化の状況などをお尋ねしますが、監査・点検等を目的とするものではなく、差し支えない範囲でご回答をお願いします。

表 1. アンケート調査項目

セクション	設問項目
A. 機構全体における知財創造等の活動状況	A.1 組織体制 A.2 主な役割 A.3 知的財産権の出願・登録・収入の状況 A.4 中期目標 A.5 課題認識
B. 各ファンディング・プログラムにおける知財創造等の活動状況	B.1 ファンディング・プログラムにおける取組の状況 B.2 実施機関間での知財合意書の策定や知財委員会の設置 B.3 知的財産を創造した研究者や研究室に資金を還元する仕組み B.4 オープン・クローズ戦略 B.5 スタートアップに対する知的財産関連の支援や支援を促す仕組み B.6 採択プロジェクトに対する支援人材の配置 B.7 企業等への広報・マッチング
C. 知財活用支援事業における知財創造等の活動状況	C.1 活動実績 C.2 出願支援 C.3 オープン・クローズ戦略 C.4 JST 保有特許 C.5 企業等への広報・マーケティング C.6 課題
D. その他	D.1 活動推奨事例紹介のお願い D.2 今後に向けた提言など

アンケート回答者（代表）

所属・役職	氏 名 (上段：漢字、下段：ふりがな)	連 絡 先
		TEL : E-mail :

アンケート調査票

A 機構全体における知財創造等の活動状況

A.1 組織体制

知的財産の創造や産学連携に係る取組の組織体制について、当てはまるもの全て回答欄に○を記載してください。（複数選択可）

回答	選択肢
	① 機構本部（コーポレート部門：経営企画部、総務部、人材部等）に、知的財産や産学連携を所掌する専任部署が設置されており、各事業部門やファンディング・プログラムへの支援等を実施している (該当する場合) 部署名：〇〇部〇〇課 職員数：常勤（○）人、任期付き・非常勤（○人） 専門人材数：職員のうち弁理士・弁護士資格を有する職員（○人）
	② 各事業部門やファンディング・プログラム内に、知的財産や産学連携担当が分散配置されている場合がある
	③ 専任部署や専任担当者はなく、各事業やプログラムの担当者が個別に対応している
	④ その他 (具体的に) 〇〇〇〇

A.2 主な役割

機構全体で統一的に実施している業務について、当てはまるもの全て解答欄に○を記載してください。（複数選択可）

回答	選択肢
	① 国内外の知的財産の創造や産学連携、標準化等に関する動向の把握
	② 所管省等との知的財産の創造や産学連携、標準化等に関する調整・報告
	③ 機構全体の知的財産関連のポリシーやガイドラインの策定 (該当する場合は具体的に策定している資料名) ・〇〇ポリシー ・〇〇ガイドライン

	④ 各事業やファンディング・プログラムにおける知的財産関連のポリシーやガイドライン、ルール等の策定に関する監督や助言
	⑤ 機構としての知的財産が関係する契約書や合意書等のひな型の作成
	⑥ 外部の研究者や研究機関、JST 内の事業担当者向けの手引きや FAQ 等の作成
	⑦ 貴機構における知的財産や産学官連携活動に関する広報・マッチングの取組 (該当する場合は具体的な取組) ・パンフレットの作成 ・企業への営業 など
	⑧ 各事業やファンディング・プログラムにおける知的財産に関する課題や動向の把握
	⑨ 各事業やファンディング・プログラム内では解決が難しい知的財産関連の案件に対する専門的な支援体制の整備・実施（機構全体の知的財産管理委員会の設置や、弁護士等外部専門家・機関との業務提携等） (該当する場合は具体的な取組) ・〇〇 ・〇〇
	⑩ 機構職員に対する知的財産関連人材の育成（研修の開催や資格取得支援等）
	⑪ その他 (具体的に) 〇〇〇〇
	⑫ 特になし（各事業やファンディング・プログラムに業務は分散している）

A.3 知的財産権の出願・登録・収入の状況

知的財産権の出願・保有数、知的財産収入(ノウハウ・研究成果物等を含む)を年度別(2020～2024 年度)に教えてください。(黄色欄記入)

知的財産権 保有・収入等		年 度									単位
		2020	2021	2022	2023	2024					
						計	国内		外国		
単 独	共 有	単 独	共 有								
特許権	出願数										件
	登録数										件
	保有数*1										件
	実施許諾 契約数*2										件
	収入										千円
実用新案 権	出願数										件
	保有数*1										件
意匠権	出願数										件
	保有数*1										件
商標権	出願数										件
	保有数*1										件
育成者権	出願数										件
	保有数*1										件
プログラム/DB 著作物 の登録総数*1*3											件
知的財産収入 (合計)											千円

*1:保有数・登録総数は、それぞれ各年度末時点に登録保有・登録している総件数とします。

*2:実施許諾契約の数には、不実施補償契約やオプション契約の件数も含むものとします。

*3:登録は「著作権法」「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づく指定登録機関
(一般財団法人ソフトウェア情報センター) への登録ではなく、各機関内における登録を指します。

A.4 中期目標

A4.1 事業ポートフォリオ

第5期中期目標では、各事業やファンディング・プログラムを通じた適切な知的財産の取得と活用の促進・支援（Ⅲ.2）が掲げられており、機構全体として、知的財産の創造や産学連携を推進するための各事業やファンディング・プログラムのポートフォリオとして、ホームページ上に図 A-1 が示されています。回答時点で最新のものがご確認いただくとともに、事業ポートフォリオについて、各プログラムや事業間の連携（図に記載のない目的基礎研究等を推進するプログラムとの連携を含む）なども含めてご説明ください。NEDO など他機関の事業やプログラムとの連携の取組があれば、記載してください。関連する資料があれば、ご提供ください。

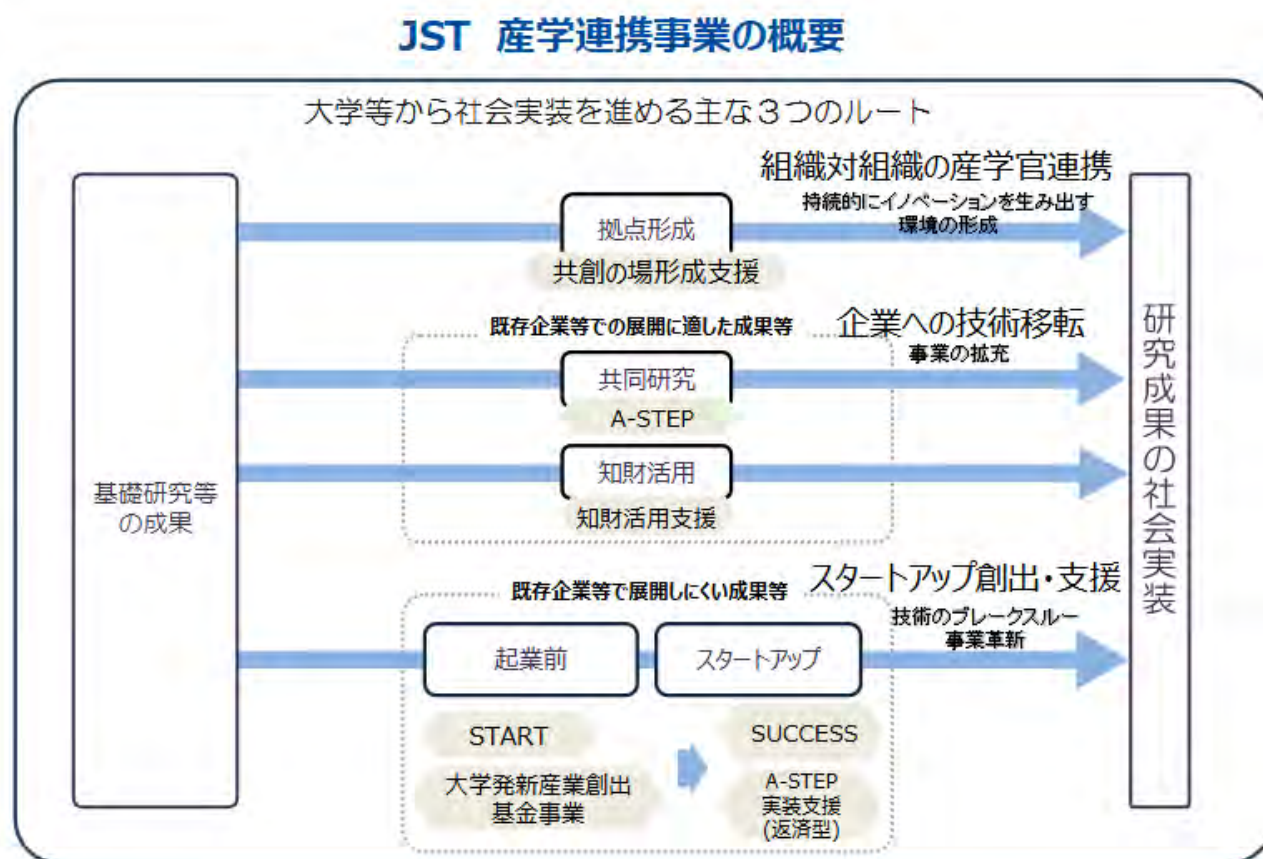
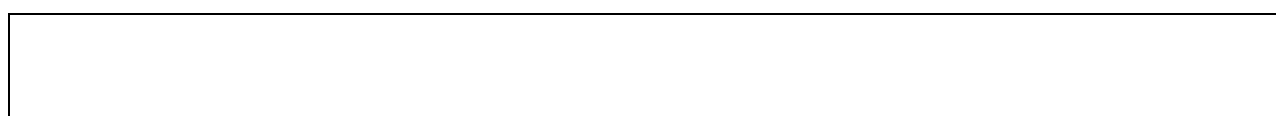


図 A-1 JST 産学連携事業の概要

出所：<https://www.jst.go.jp/tt/outline/>

A4.2 知的財産の戦略的マネジメント

第 5 期中期目標では、知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の増加に努める、とあります（V）。知的財産の戦略的マネジメントの方針や具体的な取組等についてご説明ください。関連する資料があれば、ご提供ください。

A.5 課題認識

A.5.1 政策や技術の動向から見える課題

近年の国内外の政策や技術の動向から、知的財産の創造等に関する現状の課題や、今後対応が必要と考える課題、特に政府で検討がなされると良い課題があればご記載ください。

（視点の例）経済安全保障、研究インテグリティ、国際標準、オープンサイエンス、生成 AI、DX 化等

A.5.2 各事業やファンディング・プログラムの推進から見える課題

知的財産に関連して、各事業やファンディング・プログラムの推進を通して認識している現状の課題や、今後対応が必要と考える課題、特に政府で検討がなされると良い課題があればご記載ください。

（視点の例）

- ・ 採択したプロジェクトの研究成果物（マテリアル、試作品、プログラム、データ等含む）を第三者に提供する場合の課題
- ・ 採択プロジェクトにおけるデータ・マネジメント・プラン（DMP）策定の効果や、DMP 策定の取組を通して見えてきた課題

B 各ファンディング・プログラムにおける知財創造等の活動状況

B.1 ファンディング・プログラムにおける取組の状況

以下の項目に該当する取組や仕組みを有するファンディング・プログラムがある場合には、回答欄に○を記載してください。また、具体的なプログラム名をご記載いただくとともに、募集要項や契約に係る書類等、参照可能な書類が公開されている場合は文書名若しくは URL を併せてご記載ください。複数ある場合は、全て記載してください。尚、知財活用支援事業については、セクション C でご回答ください。

項目	回答	事業・プログラム名	関連文書／URL
① 採択プロジェクト等において、実施機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を求めているもの	○	未来社会創造事業	
② 大学等に対し、知的財産を創造した対価やライセンス料等について研究現場（研究室など）への還元を促す仕組み（報奨金制度、知的貢献費＊、環境整備等）のあるもの			
③ 知的財産について、オープン・クローズ戦略による取組を促しているもの			
④ スタートアップに対し、知的財産関連の支援を行ったり、研究機関による支援を促す仕組みのあるもの	○	START 大学発新産業創出基金事業	
⑤ 採択プロジェクト等において知的財産関連人材の支援を行ったり、配置を求めているもの			
⑥ 他の研究機関や企業等に対し、採択プロジェクト等で創造された研究成果や知的財産の広報・マッチング			

(企業への営業、展示会 出展等) に対する支援を 行っているもの			
⑦ 事業費を知的財産用とし て使いやすい制度としてい るもの			

* 知的貢献費とは、技術貢献料や学術貢献費などとも呼ばれ、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(文部科学省・経済産業省)に基づき、研究機関が共同研究等を民間と行うにあたり、民間に対して付加価値のある「知」も研究の際に提供している等との考えの下、その分の貢献も全体経費に上乗せ又は別枠設定し、本部等ではなく研究現場への収入として人件費や間接経費に充てられるものです。

B.2 実施機関間での知財合意書の策定や知財委員会の設置 (B.1 で①を選択した場合)

どのようなプログラムにおいて、採択プロジェクトの実施機関間での知財合意書の策定や知的財産委員会の設置を要求することが望ましい(若しくは、望ましくない)とお考えでしょうか。プログラム設計時の考え方や、導入した場合の効果、課題についてご記載ください。

複数のプログラムが該当する場合は、それぞれについて記載してください。

B.3 知的財産を創造した研究室等に資金の還元を促す仕組み (B.1 で②を選択した場合)

知的財産を創造した対価として支給する報奨金制度や、知的財産のライセンスや譲渡等に伴い大学等が収入を得た場合において、研究現場(研究部署など)にその収入を研究用として還元を促す仕組みについて、具体的にご記載ください。また、その効果や課題についてご記載ください。

複数のプログラムが該当する場合は、それぞれについて記載してください。

B.4 オープン・クローズ戦略（B.1 で③を選択した場合）

知的財産のオープン・クローズ戦略を考慮したマネジメント等の取組を促す仕組みについて、具体的に記載してください。また、その効果や課題についてご記載ください。

複数のプログラムが該当する場合は、それぞれについて記載してください。

B.5 スタートアップに対する知的財産関連の支援等（B.1 で④を選択した場合）

スタートアップに対する知的財産関連の支援や研究機関による支援を促す仕組みについて、具体的に記載してください。また、その効果や課題についてご記載ください。

複数のプログラムが該当する場合は、それぞれについて記載してください。

尚、スタートアップエコシステム共創プログラムについては、公募要領の p.28-29 において、参画機関には「起業に向けた大学等のルール・規定等の整備」（下記）を 1 年後までに整備することを必須要件としています。こちらの整備状況を把握している場合には、ご教示ください。

- 研究者の大学等発 SU との兼業（技術顧問等を含む）を可能とする兼業規程
- 大学等発 SU へのライセンスも含めた、特許等知的財産の取扱いに関する規程
- 大学等発 SU の株式又は新株予約権の取得等にする規程等
- 研究者が設立した、又は設立に関与した大学等発 SU との共同研究に関する規程
- 大学等発 SU との研究者の兼業や共同研究、大学等発 SU へのライセンス等を認める上で必要となる利益相反マネジメントに関する規程

B.6 採択プロジェクトに対する支援人材の配置（B.1 で⑤を選択した場合）

採択したプロジェクトに対し、プログラムとして知的財産関連人材の支援を行なったり、配置を求めていることについて、その効果や課題をご記載ください。

複数のプログラムが該当する場合は、それぞれについて記載してください。

B.7 企業等への広報・マッチング（B.1で⑥を選択した場合）

採択プロジェクトで創造された研究成果や知的財産に関して、他の研究機関や企業等への広報の具体的な取組を記載してください。地方や海外に対する取組があれば、そちらも記載してください。また、その効果や課題についてご記載ください。

複数のプログラムが該当する場合は、それぞれについて記載してください

B.8 事業費を知的財産用として使いやすい制度としているもの（B.1で⑦を選択した場合）

事業費を知的財産用として使いやすい制度としているものについて記載してください。その際、可能であれば直接経費／間接経費の別も示してください。

C 知財活用支援事業における知財創造等の活動状況

C.1 活動実績

各取組の主な活動と実績、成果・効果、課題についてご記載ください。

- 資料がある場合にはご提供ください。
- 各取組の中で、国立研究開発法人の活用状況や、よく支援を活用する大学や国立研究開発法人等の特徴、そうでない機関との違いなどがあれば併せてご教示ください。
- 各取組で生成 AI を活用している場合は、その状況をご教示ください。

C.1.1 権利化支援

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	
課題	

C1.2 特許相談

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	
課題	

C.1.3 パッケージ化～知財譲受～

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	

課題	

C.1.4 パッケージ化～スーパーハイウェイ～

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	
課題	

C.1.5 ライセンス

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	
課題	

C.1.6 大学見本市～イノベーション・ジャパン～

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	
課題	

C.1.7 新技術説明会

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	
課題	

C.1.8 産から学へのプレゼンテーション

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	
課題	

C.1.9 目利き人材育成プログラム

主な活動 と実績	
利用機関 の特徴等	
成果・効果	
課題	

C.2 出願支援

権利化支援や特許相談等の取組の中で、特許等の出願の是非や（国内、海外それぞれ）、外国出願については出願国をどのような観点で決定ないし助言しているのかを可能な範囲でご記載ください。もし、分野ごとの特性や傾向などがあれば併せて記載ください。

C.3 オープン・クローズ戦略

権利化支援や特許相談等において、権利化せずにノウハウや営業秘密として管理・活用する方がよいと判断する際の観点や、大学等研究者に対しオープン・クローズ戦略に関する助言を行う際の課題についてご記載ください。もし、分野ごとの特性や傾向などがあれば併せて記載ください。

C.4 JST 保有特許

JST が特許を保有する場合の目的や判断基準、保有することによる効果についてご記載ください。また、保有特許の棚卸を行う場合の決定プロセス（委員会等の設置、委員構成、弁理士などの専門家の参画、外部調査機関への相談等）や判断の観点についてもご記載ください。

C.5 企業等への広報・マーケティング

JST のファンディング・プログラムで採択されたプロジェクトにおいて創造された研究成果や知的財産、JST 保有特許等について、他の企業や研究機関等への広報・マーケティングの具体的な取組を記載してください。地方や海外に対する取組や、分野、業種ごとの特性や傾向があれば、そちらも記載してください。また、その効果や課題についてご記載ください。

C.6 課題

知財活用支援事業全体を通して、よくある課題や、近年の傾向、現在の支援メニューにはないものの、今後、対応が必要と考える事項等があればご記載ください。

D その他

D.1 活動推奨事例紹介のお願い

貴機関における知的財産の創造等に係る取組に関して、他の国研や研究開発機関での取組の一層の促進に資するような好事例(公開できる前提)を2~3例程度教えてください。

※本調査では、以下の観点よりファンディング・エージェンシーにおける知的財産の創造等に係る取組についてリサーチを進めております。どれかに該当するような好事例があれば是非ご教示ください。

- ① 体制・ガバナンス：知財部門設置状況、役割分担、ガイドライン整備状況
- ② 支援内容：権利化費用支援、特許パッケージ化、マッチング、展示会支援
- ③ 契約・知財取扱：共同研究・委託研究における帰属、実施権、第三者許諾条件
- ④ 人材育成：技術移転人材育成プログラム、実務研修、外部連携（VC・弁理士等）
- ⑤ 成果指標：出願数、ライセンス収入、スタートアップ設立件数、社会実装実績
- ⑥ 分野特性：医療分野の規制対応、エネルギー分野の標準化・共同所有問題など
- ⑦ その他

D.2 今後に向けた提言など

全体を通して、今後、本取組の一層の促進に資すると思われる提言(①)があればご記入下さい。また、この調査では含まれていないが、重要とお考えの論点・課題(②)や、他の国研での取組等で、ご関心のある事項(③)についてもあればご記入下さい。

※「A.5 課題認識」でも回答いただきましたが、その他何かあればお願いします。

以上でアンケート調査は終わりです。ご協力まことにありがとうございました。

2. JST からの提供資料（第2回有識者委員会会議資料）

JST-CRDS（研究開発戦略センター）講演資料（報告書「科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題 ―知的財産・デザイン・共創の観点から―」より）



於：「国立研究開発法人における知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査」に関する有識者委員会

CRDS報告書「科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題 ― 知的財産・デザイン・共創の観点から ―」に基づく情報提供

2026年2月26日（木）

国立研究開発法人 科学技術振興機構(JST)
研究開発戦略センター(CRDS)

科学技術・イノベーション（STI）エコシステム構築の全体像



拡張する研究開発エコシステム

研究のエコシステムを構成する研究者や技術者、起業家（メタサイエンスアントレプレナー）などが、自らの問題意識とアイデアでエコシステム改善のためにサービスや事業等を立ち上げる動き。エコシステムは新たな拡張を見せている

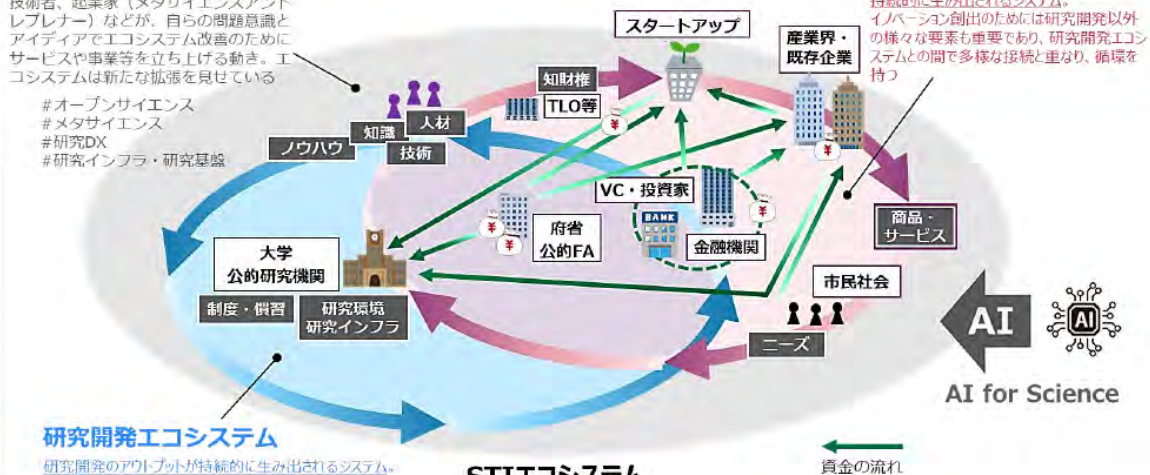
#オープンサイエンス
#メタサイエンス
#研究DX
#研究インフラ・研究基盤

研究開発エコシステム

研究開発のアウトプットが持続的に生み出されるシステム。研究開発のうち、すぐにイノベーションにつながらない科学的・学術的な知的生産活動も「研究開発エコシステム」としての持続的な循環機能を持つことが重要。知の進化・発展・移転を伴いながら研究力を向上させていく

イノベーションエコシステム

社会・経済的価値に結びつくイノベーションが持続的に生み出されるシステム。イノベーション創出のためには研究開発以外の様々な要素も重要であり、研究開発エコシステムとの間で多様な接続と重なり、循環を持つ



©2025 CRDS

5

最近発行した産学連携関連の調査報告書



『イノベーションエコシステム形成に向けた産学橋渡しの現状と課題』

- 第1章 イノベーションエコシステムにおける産学橋渡し
- 第2章 産学橋渡しの3つのチャンネルとその現状・政策・課題
- 第3章 日本と諸外国の産学橋渡しに関するマクロ動向
- 第4章 これからのイノベーションエコシステムの発展に向けた論点



発行年月：2022年3月



The Beyond Disciplines Collection

『科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題 — 知的財産・デザイン・共創の観点から —』

- 第1章 科学技術・イノベーションエコシステム形成に向けた産学橋渡し
- 第2章 ミッシングパーツ①：技術主導型・産学橋渡し
- 第3章 ミッシングパーツ②：デザイン主導型・産学橋渡し
- 第4章 ミッシングパーツ③：産学橋渡しの推進を促す産学共創の「場」



発行年月：2025年3月

©2025 CRDS

6

最近発行したその他産学連携関連報告書



The Beyond Disciplines Collection

『【概要版】科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題 — 知的財産・デザイン・共創の観点から —』

- 01. 科学技術・イノベーションエコシステム形成に向けた産学橋渡し
- 02. 技術主導型・産学橋渡し
- 03. デザイン主導型・産学橋渡し
- 04. 産学橋渡しの推進を促す産学共創の「場」



発行年月：2025年9月



©2025 CRDS

オーガナイズドセッション報告書

『産学連携学会第23回大会 CRDSオーガナイズドセッション 知財を活かす、デザインでつなぐ、共創で育む — 産学橋渡しを強化・推進するアプローチ —』

- 1 話題提供
- 2 講演
 - 2.1 [文部科学省](#)の産学官連携施策について
 - 2.2 未踏の社会価値を生む産学官連携：科学技術と芸術を基軸にした、[ソニー](#)及び欧州STARTS のアプローチ
 - 2.3 産学官連携活動の加速・強化を担う[丸太OIP](#)
 - 2.4 [東京大学](#)産学技術研究所の価値創造デザイン活動
 - 2.5 COI-NEXT 拠点を基盤としたインフラ老朽化問題に対する大学の新たな挑戦 ~大学を組み込んだインフラ維持管理の新しい仕組み作りを実現~([大阪大学](#))
- 3 総合討論



発行年月：2025年9月

7

目次

1 科学技術・イノベーションエコシステム形成に向けた産学橋渡し

- 1-1. 科学技術・イノベーションエコシステムと産学連携
- 1-2. 科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しのミッシングパーツ

2 ミッシングパーツ①：技術主導型・産学橋渡し

- 2-1. アカデミアで生まれる知的財産の種類と知的財産権取得の意義
- 2-2. 国内外主要大学の特許ファミリー動向に関する定量分析
- 2-3. アカデミアにおける有効な知財権取得の取り組みの現状・課題・対応策

3 ミッシングパーツ②：デザイン主導型・産学橋渡し

- 3-1. デザイン主導型・産学橋渡しに注目する背景と問題意識
- 3-2. 調査結果（英国、EU、米国、日本の比較調査）
- 3-3. まとめ

4 ミッシングパーツ③：産学橋渡しの推進を促す産学共創の「場」

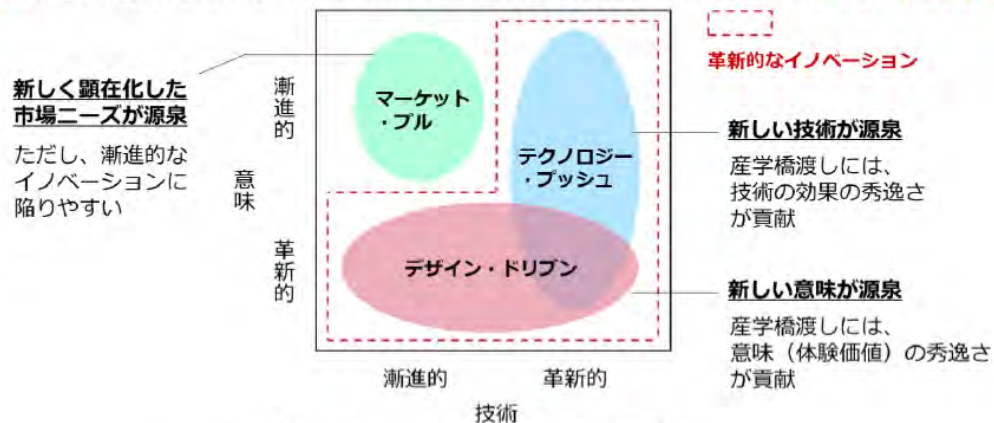
- 4-1. 産学共創の「場」構築のための基盤的メカニズム
- 4-2. 技術主導型・産学橋渡しにおける共創の「場」
- 4-3. デザイン主導型・産学橋渡しにおける共創の「場」



1. 科学技術・イノベーションエコシステム形成に向けた産学橋渡し 産学橋渡しの多様なあり方

- ・ イタリア・ミラノ工科大学のベルガンティは、**革新的なイノベーション**には、以下2つの源泉があると主張

- ① **技術主導(技術の革新性)**：先進技術によって製品性能が飛躍的に向上し産業に破壊的な衝撃を与える**テクノロジー・プッシュ型**
- ② **デザイン主導(意味の革新性)**：製品やサービスの受益者にとっての意味の変化に重点を置く、**デザイン・ドリブン型**



イノベーションの創出パターンとその源泉

Roberto Verganti, "Design-Driven Innovation", (Harvard Business Review Press, 2009)を基にJST-CRDSが作成

産学橋渡しのタイプ別具体例



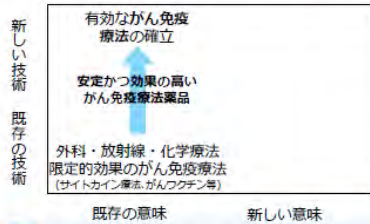
- 「技術主導型・産学橋渡し」、「デザイン主導型・産学橋渡し」、およびそれらを組み合わせた産学橋渡しの具体例

「技術主導型・産学橋渡し」

対象：製薬
例：小野薬品「オブジーボ®」



京都大学本庶教授らが、がん細胞を攻撃するT細胞の効力を高める「PD-1抗体」を発見
⇒小野薬品他との共同研究開発で効果の高い薬品を開発
⇒有効ながん免疫療法確立（ノーベル賞受賞）

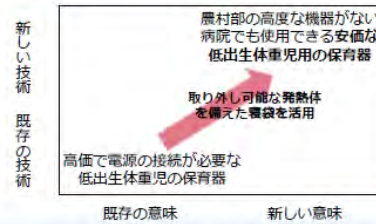


「デザイン主導型・産学橋渡し」

対象：社会の複雑な問題
例：Embrace Infant Warmer



スタンフォード大学d.schoolの「Design for Extreme Affordability」コースの学生が、デザイン手法を用いて、従来の1%未満の低コストで、農村でも使用可能な電源不要のポータブル保育器を開発



「技術主導型・産学橋渡し」

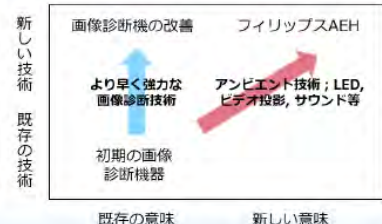
×

「デザイン主導型・産学橋渡し」

対象：医療機器
例：フィリップス AEH（画像診断装置）



『よい診察』とは何か？
早く強力な画像診断技術 V.S.
病院での体験価値向上を図るアンビエント技術

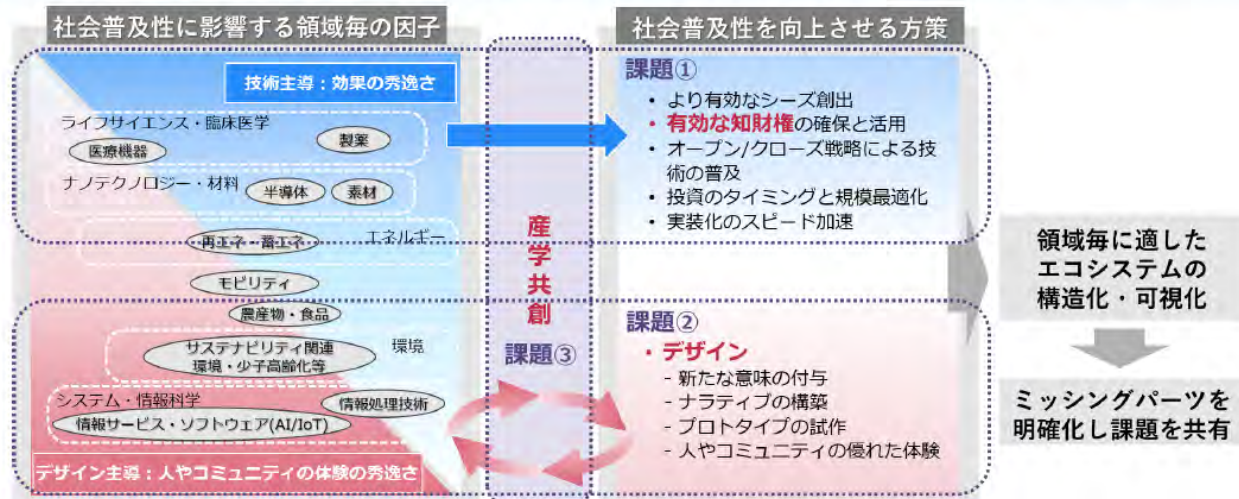


10

技術/産業領域により異なる社会普及性に影響する因子



- 社会普及性に影響を及ぼす2つの因子（技術/デザイン）を軸に、各技術/産業領域の分布をマッピング



※ここでの領域毎のポジショニングは、必ずしも領域の主たる研究開発に当てはまるものではなく、代表的な事例を基に配置したものであることに留意

※イノベーションを推進するため産学橋渡しの課題を、「技術主導(課題①)」、「デザイン主導(課題②)」に分け、またそれらをサポートする「産学共創の場(課題③)」について、それぞれの現状について調査実施



©2024 CRDS

11

2. ミッシングパーツ①：技術主導型・産学橋渡し

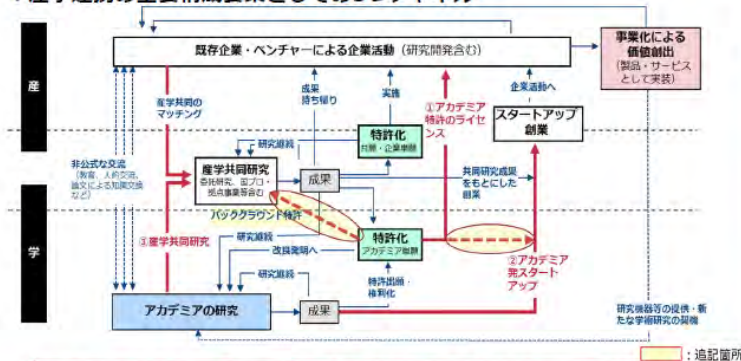


報告内容

- 2-1. アカデミアで生まれる知的財産の種類と知的財産権取得の意義
- 2-2. 国内外主要大学の特許ファミリー動向に関する定量分析
- 2-3. アカデミアにおける有効な知財権取得の取り組みの現状・課題・対応策

2-1. アカデミアで生まれる知的財産の種類と知的財産権取得の意義

◆産学連携の主要構成要素としての3つチャネル



◆知的財産と知的財産“権”

知的財産

- ・発明、考案、意匠、著作権等、創造的活動により生まれるもの。他、商品・サービスの表示、営業秘密情報等
- ・研究論文、書籍、データ、ノウハウ等も含まれる
- ⇒ 権利化せずにいると、どこまでが当該研究者の権利が及ぶ成果であるのか不明確で第三者による模倣が容易
- ⇒ 後発の競争者に優位性を奪われるリスク

知的財産権

先行技術開発した研究者等に付与される法令により定められた保護される利益に係る権利
特許、実用新案、意匠、著作権、商標権等

※どのチャネルにおいても社会実装に「特許化」は不可欠なプロセス



CRDS「イノベーションエコシステム形成に向けた産学橋渡しの現状と課題」(RDS-FY2021-RR-04) (2022年3月)
<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2021-RR-04.html>

特許庁「知的財産権について」(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.htm>)

12

アカデミアにとっての知的財産権取得の意義



観 点	意 義
知的財産権保護と抑止効果	- 知財権取得により技術の排他性を確保。他者による模倣や権利侵害のリスクを軽減
研究成果の活用促進	- 国が認定する権利範囲により、他者からの模倣防止が他者の権利非侵害が確認可能 ⇒ 既存企業やスタートアップは新技術を利用した新製品や新技術の開発に安心して投資可能 ⇒ 大学研究成果の社会実装の推進につながる
産学連携と研究拡大	- 知財権が他の研究機関や企業との連携の橋渡しツールとして貢献 ⇒ 新たな共同研究やイノベーションの可能性を向上 ⇒ 研究ネットワークの拡大や研究成果の多様化
資金獲得	- 企業からライセンス収入、知財権を基に、さらなる共同研究費・委託研究費の獲得可能性が向上 ⇒ 研究推進に必要な資金、人材、機器等を獲得 ⇒ 研究の持続可能性が向上 - 特許を保有、或いは獲得の可能性が高いことが重要実績評価項目である競争的資金の獲得 - 大学発スタートアップに対するベンチャー・キャピタルや企業からの投資の受容
社会的使命の遂行	- 技術移転を通じて社会課題解決に寄与し、教育・研究機関としての大学の社会的使命を遂行
大学のブランド価値向上	- 特許取得数やライセンス収入等の増加は各種大学ランキング等にも影響 ⇒ 関連技術領域における研究開発の国際的競争力のアピール、国際的プレゼンス向上 - 優秀な人材を引きつける要素となり、大学ブランド力向上に貢献

※技術主導型・産学橋渡しにおいて、知的財産権は大学の研究成果の社会実装に重要 & 多様な意義を有する
⇒ 研究者への知財権取得の意義の再周知(啓発)
⇒ 「有効な知財権」をより多く創出する知財マネジメント体制の構築



科学を支え
未来へつなぐ

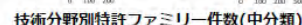
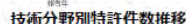
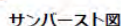
分類	調査対象大学・研究機関
RU11 (11)	北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学、東京工業大学 ^a 、東海国立大学機構 ^b 、京都大学、大阪大学、九州大学
J-PEAKS 第一期 採択校 (25*)	室蘭工業大学、小樽商科大学 ^c 、帯広畜産大学 ^c 、北見工業大学 ^c 、東京通信科大学、千葉大学、東京農工大学、東京医科歯科大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、信州大学、山梨大学、金沢大学、北陸先端科学技術大学院大学、豊橋技術科学大学、大阪公立大学 ^d 、奈良女子大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、東京芸術大学 (*J-PEAKS採択校のうち東京外国語大は除外、RU11との重複を除いた一覧)
特定研究 (3)	産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、理化学研究所
海外大学 (26)	1. オックスフォード大学、2. MIT、3. ハーバード大学、4. プリンストン大学、5. ケンブリッジ大学、6. スタンフォード大学、7. CALTECH、8. UCバークレー ^e 、9. インベリアル・カレッジ・ロンドン、10. イェール大学、11. ETHチューリッヒ、12. 清華大学、13. 北京大学、14. シカゴ大学、15. ペンシルベニア大学、16. ジョンス・ホプキンス大学、17. シンガポール国立大学、18. コロンビア大学、18. UCロサンゼルス ^e 、20. コーネル大学、21. トロント大学、22. ロンドン大学、24. カーネギーメロン大学、26. ミュンヘン工科大学、35. 香港大学、39. メルボルン大学 (*各数字はTHE大学ランキング2025)

a. 現東京科学大学。調査時点のデータは東京医科歯科大学との併合前のもの
b. 調査時点で東海国立大学機構が登録名；名古屋大学と岐阜大学の総計データ
c. 調査時点では北海道国立大学機構で登録；3大学の総計データ
d. 調査時点では併合前の大阪市立大学、大阪南大学それぞれに登録
e. カリフォルニア大学として、top20外のカンディダートを含め、分校先がまとまった形で登録



14

科学を支え、
未来をつなぐ
2023年



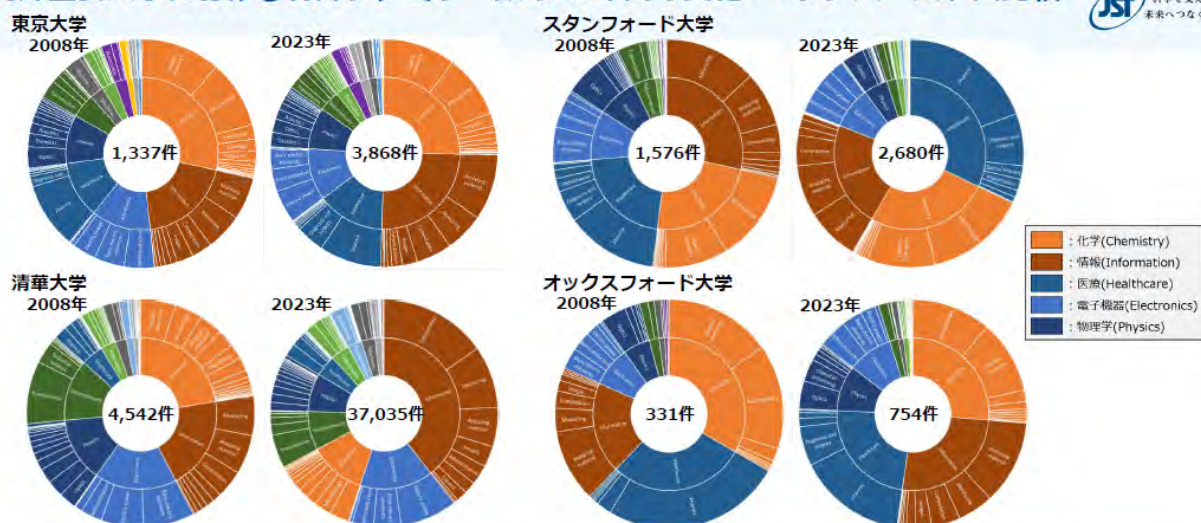
中分類で上位の技術分野の特許ファミリー数変化と企業との共有率の変化表

中分業で上位の技術分野の特許ファミリー数変化と企業との共有率の変化表								
中分業Top10(2023年)		特許ファミリー数			企業共有率			
業種	中分業	2006年	2023年	増減率	2006年	2023年	増減率	
Chemistry > Organic chemistry	化学>有機化学	151	399	248	164.2%	41.1%	58.1%	17.1%
Information > Analyzing material	情報>材料分析	68	262	282	352.5%	45.0%	47.8%	2.8%
Chemistry > Macromolecular chemistry	化学>高分子化学	127	168	28	22.0%	34.7%	34.7%	0.0%
Healthcare > Pharma	医療>製薬	126	341	215	170.6%	37.3%	41.3%	4.0%
Information > Measuring	情報>測定	70	214	144	205.7%	47.1%	62.6%	15.5%
Information > Computation	情報>計算	39	196	157	402.6%	62.3%	68.9%	6.6%
Healthcare > Medical device	医療>医療機器	180	133	-47	-26.1%	72.3%	72.3%	0.0%
Healthcare > Diagnosis and surgery	医療>診断・手術	20	157	137	685.0%	30.0%	54.8%	24.8%
Electronics > Semiconductors	電子機器>半導体	57	123	66	115.8%	38.6%	73.4%	34.8%
Electronics > Basic electric elements	電子機器>基本電気素子	57	111	54	94.7%	75.2%	73.3%	-1.9%
合計 (合計: Top10以内)		1,332	3,667	2,335	194.7%	64.2%	71.3%	7.1%

15



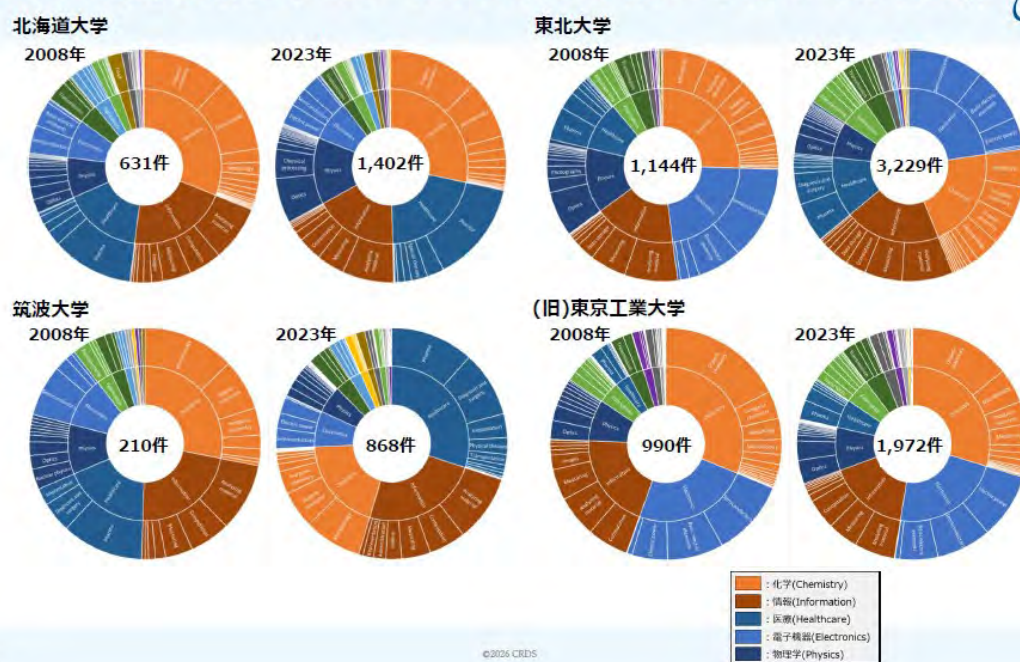
国内外主要大学における特許ファミリー数の15年間の変化 ～ サンバースト図比較



※特許件数、主要技術分野の比較が可能 ⇒ 件数、主要技術分野、およびそれらの15年間の変化が大きく異なることが分かる

- ・東京大学：特許数は2.9倍に増加。科学、情報、医療、電子機器が現主要分野で、15年間の分野構成の変化は小さい
- ・スタンフォード大学：特許数は1.7倍に増加。医療、化学、情報、医療、電子機器が現主要分野で、15年間で医療への大幅シフトが見られる
- ・清華大学：特許数は8.2倍の顕著な増加。情報、電子機器、化学、通信が現主要分野で、15年間で情報への大幅シフトが見られる
- ・オックスフォード大学：特許数は2.3倍に増加。化学、情報、医療、物理が現主要分野で、15年間で化学・医療から情報へのシフトが見られる

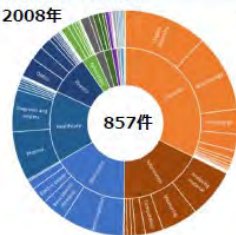
国内外主要大学における特許ファミリー数の15年間の変化 ～ サンバースト図比較



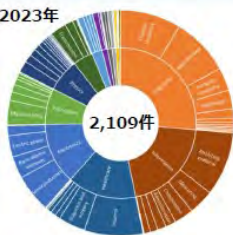
国内外主要大学における特許ファミリー数の15年間の変化 ～ サンバースト図比較

東海国立大学機構

2008年

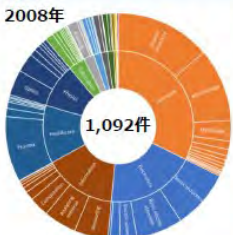


2023年

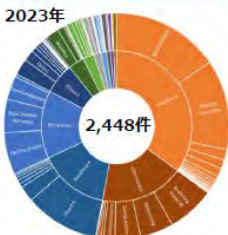


京都大学

2008年

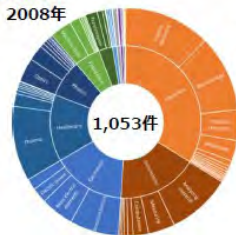


2023年

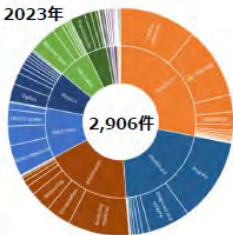


大阪大学

2008年

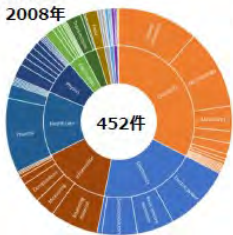


2023年

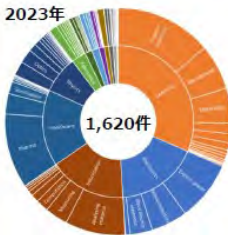


九州大学

2008年



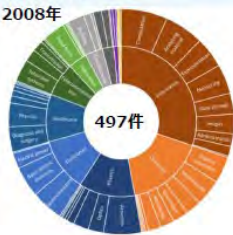
2023年



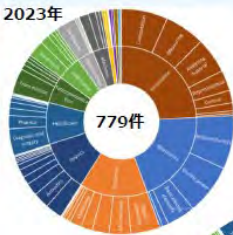
国内外主要大学における特許ファミリー数の15年間の変化 ～ サンバースト図比較

早稲田大学

2008年

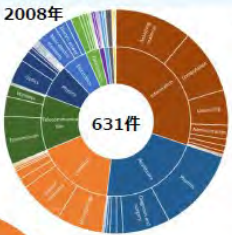


2023年

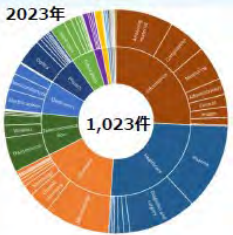


慶應義塾大学

2008年

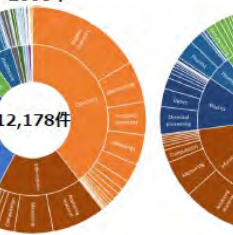


2023年

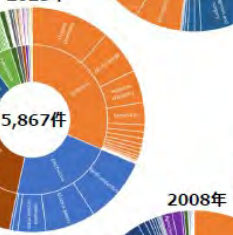


産業技術総合研究所(AIST)

2008年



2023年

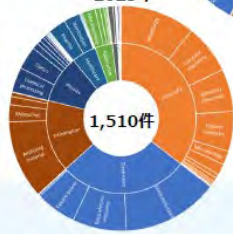


物質・材料研究機構(NIMS)

2008年

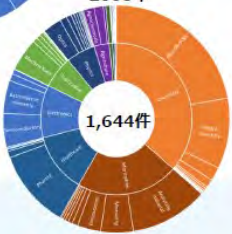


2023年

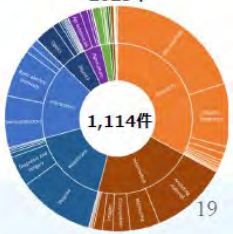


理化学研究所

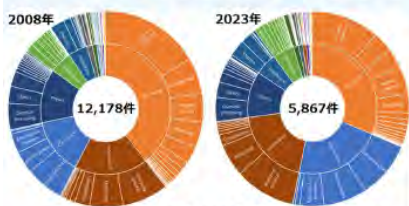
2008年



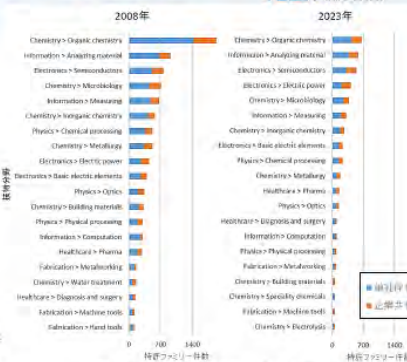
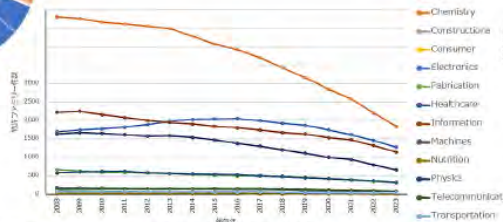
2023年



サンプル：技術分野別特許ファミリー動向（AIST；2008年→2023年）



サンバースト図



特許ファミリー数・構成率の変化比較表(大分類)

技術分野	2008年	2023年	増減数	増減率	2008年	2023年	増減率
農業	64	37	-27	-42.2%	0.5%	0.1%	-0.1%
化学	4,807	1,843	-2,964	-61.7%	39.5%	31.4%	-8.1%
建築	73	27	-46	-63.0%	0.6%	0.5%	-0.1%
消費者	28	17	-11	-39.3%	0.2%	0.3%	0.1%
電子機器	1,693	1,284	-409	-24.2%	13.9%	21.9%	8.0%
製造技術	666	313	-353	-53.0%	5.5%	5.3%	-0.1%
医療	578	323	-255	-44.1%	4.7%	5.5%	0.8%
情報	2,222	1,150	-1,072	-48.2%	18.2%	19.6%	1.4%
機械工学	175	65	-110	-62.9%	1.4%	1.1%	-0.3%
食・栄養	24	10	-14	-58.3%	0.2%	0.2%	-0.0%
物理学	1,635	672	-963	-58.9%	13.4%	11.5%	-2.0%
通信	129	77	-52	-40.3%	1.1%	1.3%	0.3%
輸送・交通	84	49	-35	-41.7%	0.7%	0.8%	0.1%
総計	12,178	5,867	-6,311	-51.8%			

技術分野別特許件数推移

技術分野別特許ファミリー件数(中分類)

中分類で上位の技術分野の特許ファミリー数変化と企業との共有率の変化表

中分類Top10(2023年)	英語	日本語	2008年	2023年	増減数	増減率	2008年	2023年	増減率
Chemistry > Organic chemistry	有機化学	有機化学	2,008	664	-1,344	-66.9%	29.0%	33.4%	4.4%
Information > Analyzing material	情報/材料分析	情報/材料分析	927	593	-334	-36.0%	27.3%	35.8%	8.5%
Electronics > Semiconductors	電子機器/半導体	電子機器/半導体	768	552	-216	-28.1%	32.3%	40.8%	8.5%
Electronics > Electric power	電子機器/電力	電子機器/電力	445	425	-20	-4.5%	39.8%	48.2%	9.2%
Chemistry > Inorganic chemistry	化学/無機化学	化学/無機化学	720	382	-338	-46.9%	36.3%	35.6%	-0.6%
Information > Measuring	情報/測定	情報/測定	676	315	-361	-53.4%	28.7%	38.1%	9.4%
Chemistry > Basic electric elements	化学/基本電気素子	化学/基本電気素子	579	277	-302	-52.2%	25.9%	35.0%	9.1%
Electronics > Basic electric elements	電子機器/基本電気素子	電子機器/基本電気素子	394	236	-158	-40.1%	33.0%	39.8%	6.8%
Physics > Chemical processing	物理学/化学処理	物理学/化学処理	508	235	-273	-53.7%	31.3%	38.3%	7.0%
Chemistry > Metallurgy	化学/冶金	化学/冶金	524	186	-338	-64.5%	37.6%	44.6%	7.0%
総計(英語: Top10以外)			12,181	5,880	-6,301	-51.7%	31.9%	40.5%	8.6%



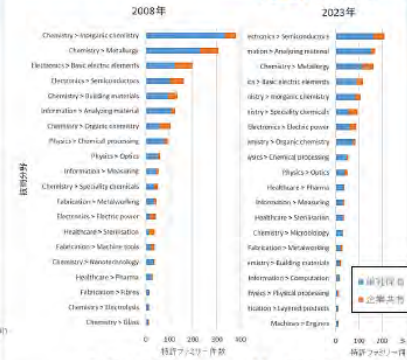
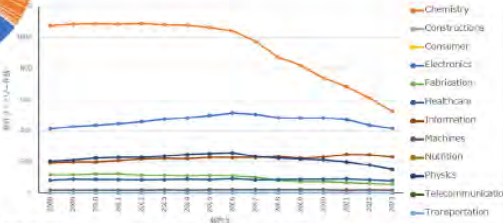
©2024 CRDS

20

サンプル：技術分野別特許ファミリー動向（NIMS；2008年→2023年）



サンバースト図



特許ファミリー数・構成率の変化比較表(大分類)

技術分野	2008年	2023年	増減数	増減率	2008年	2023年	増減率
農業	0	3	3	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%
化学	1,078	534	-544	-50.5%	50.8%	35.4%	-15.5%
建築	3	2	-1	-100.0%	0.0%	0.1%	0.1%
消費者	0	1	1	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
電子機器	417	421	4	1.0%	19.7%	27.9%	8.2%
製造技術	119	57	-62	-52.1%	5.6%	3.8%	-1.8%
医療	83	80	-3	-3.6%	3.9%	5.3%	1.4%
情報	196	235	39	19.9%	9.2%	15.6%	6.3%
機械工学	19	19	0	0.0%	0.6%	1.2%	0.2%
食・栄養	0	1	1	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
物理学	206	154	-52	-25.2%	9.7%	10.2%	0.5%
通信	0	1	1	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
輸送・交通	2	3	1	50.0%	0.1%	0.2%	0.1%
総計	2,120	1,510	-610	-28.8%			

技術分野別特許件数推移

技術分野別特許ファミリー件数(中分類)

中分類で上位の技術分野の特許ファミリー数変化と企業との共有率の変化表

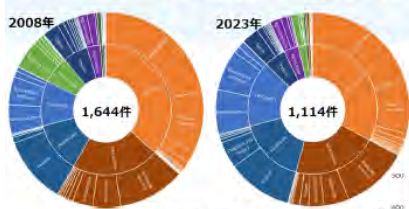
中分類Top10(2023年)	英語	日本語	2008年	2023年	増減数	増減率	2008年	2023年	増減率
Electronics > Semiconductors	電子機器/半導体	電子機器/半導体	162	210	48	29.6%	37.0%	23.3%	-13.7%
Information > Analyzing material	情報/材料分析	情報/材料分析	126	170	44	34.9%	14.3%	10.0%	-4.3%
Chemistry > Metallurgy	化学/冶金	化学/冶金	307	163	-144	-46.9%	25.1%	30.1%	5.0%
Electronics > Basic electric elements	電子機器/基本電気素子	電子機器/基本電気素子	197	117	-80	-40.6%	37.1%	23.9%	-13.1%
Chemistry > Inorganic chemistry	化学/無機化学	化学/無機化学	382	107	-275	-72.0%	11.8%	20.6%	8.8%
Chemistry > Specialty chemicals	化学/特殊化学	化学/特殊化学	52	93	41	78.8%	28.8%	39.8%	10.9%
Electronics > Electric power	電子機器/電力	電子機器/電力	43	88	45	104.7%	35.8%	30.7%	-29.3%
Chemistry > Organic chemistry	化学/有機化学	化学/有機化学	107	86	-21	-19.6%	44.9%	14.0%	-30.3%
Physics > Chemical processing	物理学/化学処理	物理学/化学処理	94	54	-40	-42.6%	14.9%	13.0%	-1.9%
Physics > Optics	物理学/光学	物理学/光学	62	50	-12	-19.4%	17.7%	24.0%	6.3%
総計(英語: Top10以外)			2,120	1,516	-604	-28.5%	25.6%	22.0%	-3.6%



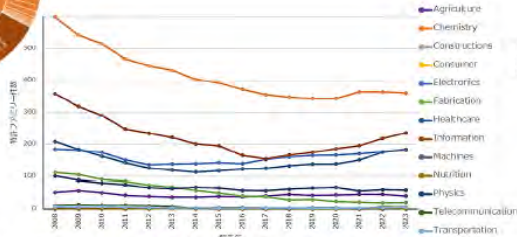
©2024 CRDS

21

サンプル：技術分野別特許ファミリー動向（理化学研究所；2008年→2023年）



サンバースト図



特許ファミリー数・構成率の変化比較表(大分類)

技術分野	2008年	2023年	増減数	増減率	2008年	2023年	増減率
農業	53	41	-12	-22.6%	2.2%	3.7%	0.5%
化学	599	366	-233	-38.9%	36.4%	32.9%	-3.6%
建築	1	3	2	200.0%	0.1%	0.2%	0.2%
消費財	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%
電子機器	185	184	-1	-0.5%	11.3%	16.5%	5.3%
製造技術	112	22	-90	-80.4%	6.8%	2.0%	-4.8%
医療	209	186	-23	-11.0%	12.7%	16.7%	4.0%
情報	259	237	-22	-8.5%	21.8%	21.3%	-0.6%
機械工学	4	2	-2	-50.0%	0.2%	0.2%	-0.1%
食・栄養	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%
物理学	102	69	-33	-32.3%	6.2%	5.4%	-0.8%
通信	12	7	-5	-41.7%	0.7%	0.6%	-0.1%
輸送交通	8	6	-2	-25.0%	0.5%	0.5%	0.1%
総計	1,644	1,114	-530	-32.2%			

技術分野別特許件数推移

技術分野別特許ファミリー件数(中分類)

中分類で上位の技術分野の特許ファミリー数変化と企業との共有率の変化表

中分類Top10(2023年)	2008年	2023年	増減数	増減率	2008年	2023年	増減率
Chemistry > Microbiology	362	222	-140	-38.7%	25.4%	45.5%	20.1%
Information > Analyzing material	183	123	-60	-32.8%	32.8%	28.5%	-4.3%
Healthcare > Pharma	164	121	-43	-26.2%	21.7%	38.8%	17.1%
Chemistry > Organic chemistry	166	101	-65	-39.2%	29.5%	40.6%	11.1%
Electronics > Semiconductors	79	83	4	5.1%	36.7%	45.8%	9.1%
Electronics > Basic electric elements	77	76	-1	-1.3%	37.7%	42.1%	4.4%
Healthcare > Diagnosis and surgery	15	40	25	166.7%	33.3%	61.2%	27.9%
Information > Measuring	76	47	-29	-38.2%	23.7%	31.9%	8.2%
Physics > Optics	44	33	-11	-25.0%	20.3%	30.3%	9.8%
Information > Computation	55	28	-27	-49.1%	16.4%	32.1%	15.8%
総計(上位: Top10以外)	1,644	1,119	-525	-31.9%	27.9%	42.0%	14.1%



©2024 CRDS

22

国内外主要大学における特許ファミリー数の15年間の変化 ～ まとめ

地域 (対象大学数)	23年特許数/法人 対08年増減率	大分類 主要分野 構成増 構成減	中分類 主要分野 高伸長	23年企業共有率 対08年増減率
日本 (36大学)	2,020件 +150%	①化学 ②情報 ③医療 医療	①有機化学 ②医薬品 ③微生物学 化学	電力 診断・手術 材料分析 医薬品 +14%
日本 (25大学)	455件 +129%	①化学 ②情報 ③医療 —	①有機化学 ②医薬品 ③微生物学 —	電力 診断・手術 無機化学 +11%
日本 (3法人)	2,830件 -46.7%	①化学 ②電子機器 ③情報 電子機器	①材料分析 ②有機化学 ③半導体 化学	電力 半導体 材料分析 +7%
米国 (13大学)	2,160件 +67%	①医療 ②化学 ③情報 医療	①医薬品 ②微生物学 ③有機化学 化学	電力 診断・手術 計算 +1%
中国 (2大学)	24,365件 +771%	①情報 ②電子機器 ③化学 情報 医療	①計算 ②測定 ③電力 画像処理 計算 測定 電力	24% +11%
EU・英国 (6大学)	547件 +133%	①医療 ②化学 ③情報 情報	①医薬品 ②微生物学 ③有機化学 医療	画像処理 計算 診断・手術 +1%



- * 主要分野：日「化学」、欧米「医療」、中「情報」
- * 伸長分野：日米が近似、中欧が近似
- * 世界的に「電力」「診断・手術」分野が伸長
- * 企業共有率：日 ≫ 中 > 欧 > 米

- ※RU11：15年で2.5倍。1大学当たりでは米国主要大学に内簿。企業共有率は一層上昇し高水準。「電力」「診断・手術」が伸長
- ※J-PEAKS：15年で2.3倍。企業共有率が上昇。技術分野シフトが小さい。RU11同様、「電力」「診断・手術」が伸長
- ※特定研究：15年で半減。企業共有率やや上昇。「化学」→「電子機器」へシフト傾向。「電力」「半導体」が伸長
- ※米国：15年で1.7倍で増減率は最低。企業共有率も最低。医療系が伸長。日本と同様、「電力」「診断・手術」が伸長
- ※中国：情報分野特許の増加が顕著。これに伴い15年で8.7倍増。情報分野の「画像処理」「計算」「測定」が特に伸長
- ※EU・英国：15年で2.3倍増。中国同様、情報分野の「画像処理」「計算」が伸長

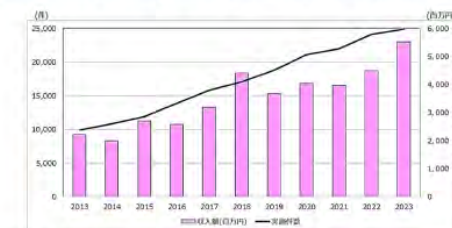


©2024 CRDS

23

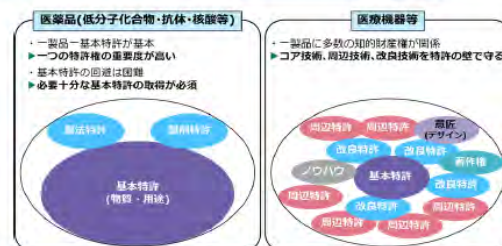
共同出願特許の内容と課題

国 (調査大学数)	企業資金による研究の特徴	特許収入/ ファミリー件数(千円)
米国 (13大学)	- Sponsored Research(日本の受託研究に近い)での受入れが原則 - 企業側からの人的リソースの提供は稀で、研究は大学単独が基本 ⇒知的財産権は大学帰属	平均 9,718.8 中央値 3,158.3
日本 (36大学)	- 受託研究の枠組みも存在が多くは共同研究。アカデミアの研究費の伸びを牽引(下左図) - 企業側の研究者も研究に参画し、大学研究者と共に研究成果創出に貢献 ⇒知的財産権は企業と共有 ○ 共有特許は共同研究の成果の一つであり、社会実装に大いに貢献 ○ 共有特許のデメリットを理解せず、権利帰属等が曖昧なまま企業優位の研究契約を締結 × 共同研究1件当たりの提出研究資金が少なく、1件当たりのライセンス収入も低迷 × 共有相手が事業化しないとライセンス料獲得不可。第三者への移転も困難⇒価値喪失 ※医療機器のような領域(下右図)では、基本特許以外は製品メーカーと共願が基本	平均 100.0 単独特許 165.3 共有特許 51.1



特許権実施等件数及び収入額の推移

文部科学省「産学官連携の実績 大学等における産学連携等実施状況について」(2025年)を基にCRDS作成



医薬関連の製品種による知財権構成の違い

[引用] AMED「産学官連携向け知的財産教材：第1冊 なぜ知的財産の保護が重要か」2017年
<https://www.amed.go.jp/content/000002975.pdf>

24

2-3. アカデミアにおける有効な知財権取得の取り組みの現状・課題・対応策

「大学知財ガバナンスガイドライン」(2023年3月 内閣府・文科省・経産省取りまとめ)の骨子



* 「社会実装の最大化」や「資金の好循環」に向けての課題

- ① 事業化を見据えた知財マネジメントの不足
 - ・権利化・事業化の担い手の探索不足
- ② 社会実装機会最大化のための契約マネジメント不足
 - ・共同研究先の知財の非実装化、情報非開示
 - ・相手先の実施状況確認、大学の事業化支援が困難
 - ・第三者へのライセンスが困難
- ③ 事業化を見据えた知財の創出や権利化の不足
 - ・市場性・特許性が十分考慮されないままの特許出願
- ④ スタートアップとの連携における新株予約権等の活用機会の不足
 - ・ライセンス時の対価払いが現金限定
- ⑤ 大学知財の社会実装機会を確保するための体制及び予算非確保
 - ・知財マネジメントの責任・権限の所在が不明確
 - ・実装拡大に向けた人材確保が不十分
 - ・上記の課題による知財収入不足・外部資金獲得不足
 - ・実装機会の最大化に必要な予算の不足

ミッション達成にはガバナンス改革が必要

※ガバナンス改革に向けた現状の課題「ミッシングパーツ」を調査

**理想的な知財マネジメントに向けた各種プリンシプル

- ①-1 社会実装機会の最大化および資金の好循環を目指すための大学知財に関する基本的な考え方を整理
- ①-2 各ステークホルダーに対するインセンティブ施策の構築
- ②-1 マーケティングに基づく一貫通貫の知財マネジメントの実現
- ②-2-1 大学による権利持分の確保
- ②-2-2 共同研究先による大学知財の社会実装と大学と共同研究先間の情報共有遂行
- ②-2-3 大学による第三者への実施許諾権限の確保(事業分野毎の実施許諾)
- ②-2-4 大学による第三者への実施許諾権限の確保(共同研究先が社会実装しない場合)
- ②-2-5 紛争解決手続を明確化した契約の締結
- ②-3-1 スタートアップのエクイティ引受けの積極検討
- ②-3-2 スタートアップのエクイティ引受け時の留意点を踏まえた引受け
- ②-3-3 エクイティ数量に関する留意点を踏まえた引受け
- ②-4-1 事業化を見据えた質の高い特許権の取得
- ②-4-2 広い権利範囲の確保
- ②-4-3 フェーズゲート管理による特許ポートフォリオ管理の励行
- ②-4-4 適切な人材による発明の評価の遂行
- ②-4-5 大学と共同研究先による権利内容の検討強化
- ③-1 大学の知財ガバナンスの徹底
- ③-2 大学知財ガバナンスリーダーが持つべき人材要件
- ③-3 大学知財ガバナンスリーダーの役割強化
- ③-4 執行部の役割明確化
- ④ 大学知財ガバナンスに必要な予算計画の策定

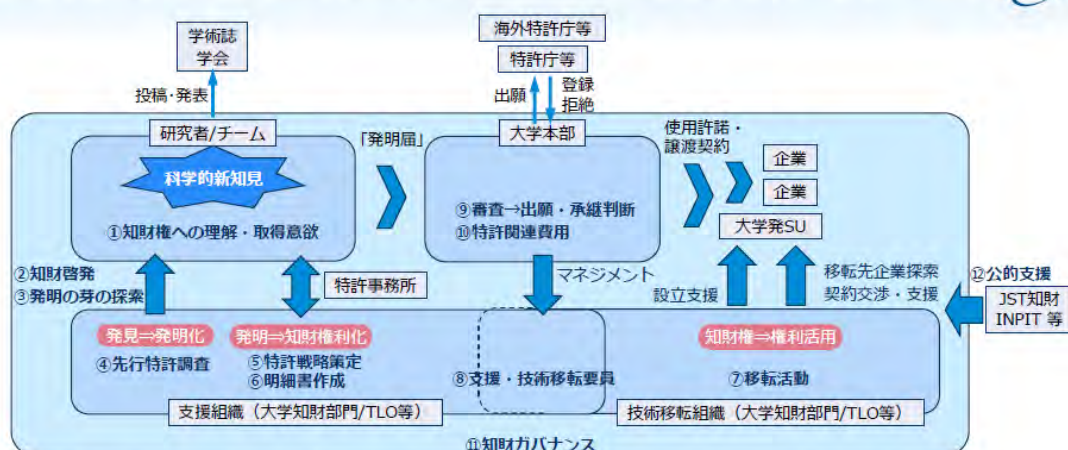


首相官邸「大学知財ガバナンスガイドライン」(2023年3月)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titekiz/tyousakai/daigaku_gov/pdf/shiryo1.pdf; https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titekiz/tyousakai/daigaku_gov/pdf/shiryo2.pdf

©2024 CRDS

25

大学等の知財マネジメントプロセスの現状調査による「ミッシングパーツ」の把握



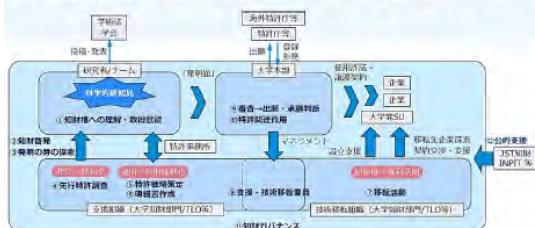
※調査内容：知財マネジメントプロセスに関する①から⑫の項目について、現状の課題を明確化

※調査方法：1) RU11を中心とする15大学の知財部門/TLOへのヒアリング

2) 大学へ知財支援事業を担うINPIT(工業所有権情報・研修館、特許庁下部機関)との意見交換

3) UNITTカンファレンス、産学連携学会での意見交換

知財マネジメントプロセス上で見出された重要課題「ミッシングパーツ」



フォーカスポイント	重要課題「ミッシングパーツ」
① 知財権への理解・取得意欲	・ 知財権取得意欲を有する研究者の少なさ ・ 過度に論文偏重の研究者業績評価
② 知財啓発	・ 知財啓発活動の有効性の低さ
③ 発明の芽探索	・ 研究者に相談を受けるまでの信頼関係が未構築 ・ 知財支援者の数的・質的不足による活動の制限
④ 先行特許調査	・ 研究着手時の先行特許の見逃し
⑤ 特許戦略策定	・ バックグラウンド特許数の増加停滞 ・ オープン&クローズ戦略の推進が困難 ・ 海外特許出願に必要な資金の不足 ・ 企業優位の共同研究の存在
⑥ 明細書作成	・ 知財支援者の数的・質的不足による活動の制限
⑦ 移転活動	・ アウトバウンド(MKT)型移転活動への転換の停滞 ・ 知財支援者の数的・質的不足による活動の制限
⑧ 支援・技術移転要員	・ 専門知識を有する知財支援者の増強が困難
⑨ 審査→出願・承継判断	・ 特許委員会審議待ちによる特許出願の遅れ
⑩ 特許関連費用	・ 海外特許出願に必要な資金の不足
⑪ 知財ガバナンス	・ リーダーの明確なアサイン・周知が無い ・ 知財関連の資金や人材の不足への迅速な対応
⑫ 公的支援の活用	・ 公的支援制度の活用が不十分

知財マネジメントプロセス上の重要課題「ミッシングパーツ」への具体的対応策の例



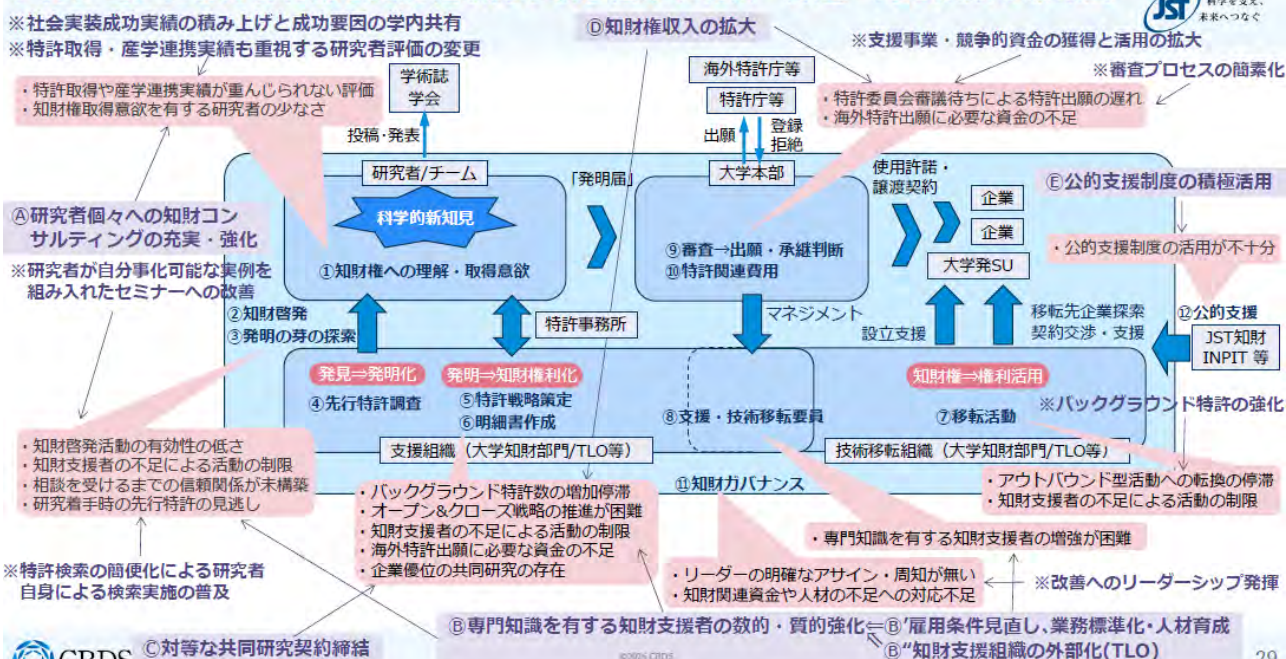
重要対応策の例	具体的対応策の例
① 研究者個々に対する知財支援者による知財財産コンサルティングの充実・強化	・ 知財支援者を増強し、研究者への 知財コンサルティング頻度 を上げ、研究者が相談しやすくなるような 信頼関係 を構築 ⇒ 研究者の知財権獲得意欲を上げつつ、研究成果の権利化機会の見逃しを回避 ※取り組み事例：東北大・東大TLO
② 専門知識を有する知財支援者の数的・質的強化	・ 処遇条件の見直し やインセンティブ設定により、 知財支援を魅力ある業務 に位置付ける ・ 専門家の知識・スキルの学内定着のため、知財支援業務の 標準化 を行い、 人材育成 の仕組みを構築し、 未経験者を戦力化 ⇒ 人事関連制度の充実や知財支援組織の構造を、 外部会社化 も含め大学に合うかたちへの見直し。知財支援業務全般を担えるような外部TLOへの業務委託も慎重に検討 ※取り組み事例：東大TLO・九大OIP・四国TLO
③ 企業との対等な共同研究契約締結	・ バックグラウンド特許を増し、知財権等収入を上げていくために、安易に 成果の権利帰属が曖昧な共同研究 や、 企業依存の共同特許出願 を回避 ・ 契約交渉力の向上 ※取り組み事例：北海道大・東北大
④ 知財権等収入の拡大	・ 相対的に知財収入の高い バックグラウンド特許の増加 を大学として推進 ・ より高価値で評価する企業を見出す マーケティング活動の強化 ・ マテリアル、ノウハウ、著作権料等の 特許以外の収入を増加 ・ 競争的資金・公的支援制度の採択獲得 を増加 ⇒ スタートアップも含む企業への技術移転を進め、収益向上 ※取り組み事例：東海国立大学機構・東大TLO・筑波大・早稲田大
⑤ 公的支援制度の積極活用	・ INPIT/JST等の知財マネジメントに対する 公的支援(人・資金)制度を積極活用 ⇒ 不足する知識・スキルを支援者から獲得 ※取り組み事例：東北大・東京科学大



©2018 CRDS

28

アカデミアにおける有効な知財権取得の取り組みの現状・課題・対応策案の俯瞰図



©2018 CRDS

29

アカデミア知財マネジメントの強化につながる公的支援制度の論点案



① 研究者の知財獲得意欲向上への公的支援

- 公的機関(INPIT/JST)からの知的財産啓発用ツール提供
- 啓発を目的とした知財アドバイザー派遣の強化

② 産学連携における企業のスタンス改善支援

- 企業側への「産学官連携ガイドライン」の普及強化、特許庁「オープンイノベーションポータルサイト」活用推進
- 中立的な仲介機関(訴訟対応力が不足する大学への第三者サポート機関)設置と関連人材育成



③ 公的支援機関による知財支援事業の充実

- INPITやJST等による知財マネジメント支援制度事業の充実
- 研究者を含む大学側への支援制度の一層の周知徹底

④ TLO不在地域向け知財マネジメント支援

- 地域に根差した公的外部TLOの設置(例：四国TLO)検討
- 専門家を配置した主幹大学から地域大学の知財支援を行う事業新設(SU支援事業「PARKS」形式)検討

3. 有識者委員会

(1) 第1回議事要旨

「国立研究開発法人における知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査」
に関する有識者委員会
第1回 議事次第

日時：令和7年11月27日（木）13:00～15:00

方法：ハイブリッド形式（未来工学研究所・4階会議室、Zoom）

参加者：

【委員】浅見委員（座長）、大澤委員、奥原委員、黒川委員、早乙女委員、平出委員、
富澤委員

【文部科学省】科学技術・学術戦略局科学技術・学術戦略官付（制度改革・調査担当）
伊藤戦略官、仲補佐、近藤係長
※オブザーバー：同局産業連携・地域振興課

【事務局】未来工学研究所

1. 開会

2. 議事

議事1 文部科学省からの挨拶

議事2 委員及びオブザーバ（文科省）の紹介

議事3 事業内容等の説明

議事4 文献調査、アンケート調査及びヒアリング調査で照会する調査項目について

議事5 自由討論

3. 閉会

<議事概要>

自由討論では、委員から主に以下の論点が提示された。

- ・ インセンティブと資金還元：研究者への技術貢献料など、資金が還流する仕組みの実態。
- ・ 外国出願とスタートアップ支援：予算不足が課題となる外国出願の現状と外部資金の活用、エクイティの活用。
- ・ 組織文化と分野の特性：国研の組織統合の経緯や、分野ごとの文化の違いを考慮した調査の必要性。
- ・ 規定の運用実態：知財関連規定が整備されているかだけでなく、形骸化せず実際に運用されているかの確認。
- ・ 企業連携とノウハウ：企業とのマッチングに向けた努力や、ノウハウの適切な評価と取り扱い。

これらの意見を踏まえ、事務局は今後のアンケートやヒアリングの調査項目を具体化・修正し、実態調査を進めることとした。

(2) 第 2 回議事要旨

「国立研究開発法人における知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査」 に関する有識者委員会 第 2 回 議事次第

日時：令和 8 年 2 月 26 日（木）13:30～16:30

方法：ハイブリッド形式（未来工学研究所・4 階会議室、Zoom）

参加者：

【委員】浅見委員（座長）、大澤委員、奥原委員、黒川委員、早乙女委員、平出委員、
富澤委員

【講演者】満生昌太氏（JST 研究開発戦略センター（CRDS） 横断・融合グループ
フェロー）

※文科省所管の各国研もオンラインにて傍聴。

【文部科学省】科学技術・学術戦略局科学技術・学術戦略官付（制度改革・調査担当）
伊藤戦略官、近藤係長

※オブザーバー：同局産業連携・地域振興課

【事務局】未来工学研究所

1. 開会

2. 議事

議事 1 CRDS 講演（報告書「科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題 ―知的財産・デザイン・共創の観点から―」概要版の第 2 章の知財の部分を中心に）

議事 2 各国研のアンケート回答結果並びにこれまで実施したヒアリング調査結果報告

議事 3 報告書の構成・ポイントについて

3. 閉会

<議事概要>

会議では主に 3 つの議題にて行われた。

- 第一に、JSTCRDS より科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題として、大学等の知財マネジメント上の課題などについて講演が行われた。日本は企業との共願が多いがライセンス収入は低迷しており、資金や知財支援者の不足が課題であると指摘され、解決策として外部化組織の活用が有効であること等が示された。
- 第二に、各国研へのアンケート結果が報告され、今後のヒアリング調査に向けた方針が議論された。具体的には、人事評価等のインセンティブ制度、知財目標の設定理由や部局のみでの出願決定プロセスの背景、研究費と特許収入等の定量的データの分析、スタートアップ関連規程の実運用、及び重点分野における国際標準化への取組状況などを深掘りして確認することが合意された。
- 第三に、最終報告書の構成案が議論された。第 4 章の分析を本報告書の要と位置づけ、項目ごとに横断的な好事例を整理し、第 5 章の提言へ繋げることが決定した。また、産業界との連携のヒントを盛り込むことや、一般向けにわかりやすい日・英の概要版を作成することも確認された。

(3) 第 3 回議事要旨

「国立研究開発法人における知的財産の創造等に係る取組状況に関する調査」
に関する有識者委員会
第 3 回 議事次第

日時：令和 8 年 3 月 11 日（水）13:30～15:30

方法：ハイブリッド形式（未来工学研究所・4 階会議室、Zoom）

参加者：

【委員】浅見委員（座長）、大澤委員、奥原委員、黒川委員、早乙女委員、平出委員、
富澤委員

【文部科学省】科学技術・学術戦略局科学技術・学術戦略官付（制度改革・調査担当）
伊藤戦略官、仲補佐、近藤係長

※オブザーバー：同局産業連携・地域振興課

【事務局】未来工学研究所

1. 開会

2. 議事

議事 1 各国研のヒアリング調査結果報告

（※3/16 実施予定の NIED を除く 8 機関）

議事 2 報告書における好事例を含む分析について

議事 3 報告書における提言について

3. 閉会

< 議事概要 >

本会議では、各国研へのヒアリング結果や報告書案の構成・提言内容について議論が行われた。

- 議事 1 のヒアリング報告では、NIMS の国内出願の特許内製化、理研の新株予約権活用、JAEA の技術貢献料の現場還元など、各法人の特徴的な取組が紹介され、質疑が交わされた。
- 議事 2 の報告書第 4 章（分析）については、機関ごとの事例の羅列ではなく、「特許出願」や「スタートアップ支援」等のトピック別に類型化し、各法人の注力分野や強みを比較・俯瞰できるような構成へと変更することが決定された。
- 議事 3 の報告書第 5 章（提言）については、対象読者を明確にし、冒頭に「知財戦略、研究開発（R&D）戦略、事業化戦略」を三位一体で考えることの重要性を追記することが決まった。また委員からは、外部専門人材の活用による流動性向上、国際標準化と知財の連携、データの知財マネジメント整備、「オープン・アンド・クローズ戦略」等の適切な用語統一を盛り込むよう意見が出された。

以上の議論を踏まえ、事務局にて報告書案の修正等を行うこととなった。

4. 知的財産に関する政府の考え方や国立研究開発法人の取組をまとめた資料・報告等

(知的財産戦略本部・内閣府知的財産戦略推進事務局)

- ・ 知的財産推進計画 2025 (令和 7 年 6 月 3 日知的財産戦略本部)
[＜概要＞](#) [＜本文＞](#)
- ・ 新たな国際標準戦略 (令和 7 年 6 月 3 日知的財産戦略本部)
[＜概要＞](#) [＜ポイント＞](#) [＜本文＞](#)
- ・ [スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化に向けた施策の方向性 \(令和 4 年 4 月 28 日内閣府 \(知財\)\)](#)
- ・ 大学知財ガバナンスガイドライン (令和 5 年 3 月 29 日内閣府 (知財)・文部科学省)
[＜概要＞](#) [＜本文＞](#)
- ・ 大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針 (令和 7 年 3 月 25 日内閣府 (知財))
[＜概要＞](#) [＜本文＞](#)

(総合科学技術・イノベーション会議、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)

- ・ 国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン (平成 30 年 6 月 29 日 CSTI)
[＜解説資料＞](#) [＜留意事項等＞](#) [＜本文＞](#)
- ・ 国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について (令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ)
[＜概要＞](#) [＜本文＞](#)

(文部科学省)

- ・ 国立研究開発法人支援に関する過去の文部科学省委託調査事業 (平成 29・30 年度、令和 3・6 年度)
- ・ 文部科学省における大学等における産学官連携に関する報告等
→ [大学等における産学連携等実施状況について \(毎年度\)](#)
→ イノベーション実現に向けた大学知的資産マネジメントの在り方について 第 1 次提言～大学における未来志向の研究経営システム確立に向けて～ (平成 27 年 8 月 5 日文部科学省)
[＜概要＞](#) [＜本文＞](#)
- 大学の成長とイノベーション創出に資する大学の知的財産マネジメントの在り方について (平成 28 年 3 月 16 日文部科学省)
[＜概要＞](#) [＜本文＞](#)
- [産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン \(平成 28 年 11 月 30 日文部科学省・経済産業省\)](#) など多数

(経済産業省)

- ・ [委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン \(平成 27 年 5 月、最終改訂令和 5 年 11 月経済産業省\)](#)
- ・ 大学における産学連携活動マネジメントの手引き (平成 28 年 3 月経済産業省)
[＜策定について＞](#) [＜本文＞](#)
- ・ [委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン \(平成 29 年 11 月、最終改訂令和 5 年 11 月経済産業省\)](#)
- ・ 国の研究開発プロジェクトにおける国際連携強化に関する基本的な考え方 (令和元年

11 月 6 日経済産業省) 本文

[＜概要＞](#) [＜本文＞](#)

(国立研究開発法人)

- ・ [科学技術・イノベーションエコシステムにおける産学橋渡しの課題—知的財産・デザイン・共創の観点から—（令和 7 年 3 月 JST）](#) →特に 6 0 p
- ・ [政府関係研究開発プロジェクトにおける知財支援のポイント（INPIT 令和 6 年 2 月）](#)

令和 7 年度国立研究開発法人機能強化調査委託事業

「国立研究開発法人における知的財産の創造等に係る
取組状況に関する調査」報告書

2026 年 3 月

公益財団法人 未来工学研究所

〒135-8473 東京都江東区深川 2-6-11 富岡橋ビル 4F

電話：03-5245-1015（代表）